日野市議会会議録

昭和59年第2回定例会

第24号～第31号

6月12日開会

6月29日閉会

日野市議会

日野市立図書館
☎81－7354
14 61 373

1461373

昭和59年　第2回定例会日程

6月12日	（月曜日）	会期の決定、行政報告、諸般の報告、議案上程
6月15日	（金曜日）	請願審査報告、議案上程、請願上程
6月18日	（月曜日）	一般質問
6月19日	（火曜日）	一般質問
6月20日	（水曜日）	一般質問
6月21日	（木曜日）	一般質問
6月22日	（金曜日）	一般質問、請願上程
6月29日	（金曜日）	審査報告、請願上程

昭和５９年
第２回定例会

日野市議会会議録目次

○６月１２日　月曜日（第１日）

出　席　議　員 …… 1
欠　席　議　員 …… 1
出　席　説　明　員 …… 2
議　事　日　程 …… 2
開　会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会　期　の　決　定 …… 5
行　政　報　告 …… 13
（緊　急　質　問）
さきの第２回臨時会で議決されたゴミ焼却炉指名入札に係わる疑義について …… 52
市長の指示による職員の地方公務員法に違反する疑いのある政治的行為について … 76
諸般の報告 …… 83
（議　案　上　程）
議案第　５９号　日野市一般職の職員の昭和５９年度６月期における期末手当の特例に関する条例の制定について …… 84
散　会 …… 85

○６月１５日　金曜日（第２日）

出　席　議　員 …… 87
欠　席　議　員 …… 87
出　席　説　明　員 …… 88
議　事　日　程 …… 88
開　議 …… 91

（請願審査報告）　（建設委員会）
請願第５７－２７号　水害等対策に関する請願 …… 91
請願第５７－６０号　１・３・１バイパス計画の見直し、地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願 …… 93
請願第５８－４０号　雨水排水に関する請願 …… 106
請願第５９－　１号　東豊田３丁目下水処理場の悪臭軽減措置要望に係る陳情 … 106
（議　案　上　程）
議案第　４３号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 107
議案第　４４号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 109
議案第　４５号　日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について …… 109
議案第　４６号　日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 112
議案第　４７号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について … 112
議案第　４８号　日野市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について …… 115
議案第　４９号　日野市老人いこいの家条例の制定について …… 120
議案第　５０号　昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第１号）について… 134
議案第　５１号　昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）について …… 151
議案第　５２号　市道路線の一部廃止について …… 152
議案第　５３号　市道路線の廃止について …… 152
議案第　５４号　市道路線の認定について …… 152
議案第　５５号　日野市立七生中学校給食室新築工事請負契約の締結について …… 154
議案第　５６号　日野市心身障害者生きがい作業所（仮称）建築工事請負契約の締結について …… 154
議案第　５７号　日野市多摩平下水処理場汚泥処理設備及びその他改修工事請負契約の締結について …… 154
議案第　５８号　東京都市廃棄物処分地管理組合の解散について …… 157
（報　告　事　項）
報告第３号　昭和５９年度日野市土地開発公社事業計画の報告について… 158
報告第４号　昭和５８年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について… 161
（請　願　上　程）
請願第５９－　６号　薬王寺の寺社林保存に関する陳情 …… 162
請願第５９－　７号　市有地払い下げに関する陳情 …… 162
請願第５９－　８号　生活道路設置に関する請願 …… 162
請願第５９－　９号　下水道設置に関する請願 …… 162
散　会 …… 171
○６月１８日　月曜日（第３日）
出席議員 …… 173
欠席議員 …… 173
出席説明員 …… 174
議事日程 …… 174
開議 …… 177
（一　般　質　問）
古谷太郎議員
1.「ぼけ」老人の救済対策を急げ …… 179
2. 清流を取り戻せ …… 188
（緊　急　質　問）
栄町地域住民の花粉症被害について …… 203
（一　般　質　問）
一ノ瀬　隆議員

1. 充実した議案書をつくりたい …… 207
2. 公職選挙の投票率の向上に努力せよ …… 219
谷　長一 議員
1. 住民要望運動に対し行制はどう対応しているか、又は今後いかに対応していくのか …… 230
散　会 …… 251

○ 6 月 19 日　火曜日（第4日）
出席議員 …… 253
欠席議員 …… 253
出席説明員 …… 254
議事日程 …… 254
開議 …… 255
（一般質問）
黒川重憲 議員
1. 市内小、中校舎は大震災に耐えうるか …… 255
高橋徳次 議員
1. 自治会と行政のかかわりあいと、行政の自治会（連合会を含む）への具体的な考え方について …… 262
板垣正男 議員
1. 分譲住宅（マンション）などの私道敷の固定資産税減免について …… 283
2. 道路整備について …… 291
竹ノ上武俊 議員
1. 南部地域の医療体制の今後について問う …… 293
2. 開発行為は関係住民に事前に徹底を …… 304
夏井明男 議員
1. 下水道事業について問う …… 313
2. 緑と清流とふる里づくり …… 326
散　会 …… 331

○ 6 月 20 日　水曜日（第5日）
出席議員 …… 333
欠席議員 …… 333
出席説明員 …… 334
議事日程 …… 334
開議 …… 335
（一般質問）
藤林理一郎 議員
1. 道路整備について問う …… 335
2. 市内路線バス運行について …… 339
3. 日野坂交さ点付近の道路整備について問う …… 344
福島敏雄 議員
1. 必要な地区センターは、市が用地を買収しても建設せよ …… 349
2. 日野橋及び国道20号線の交通渋滞対策の強化を …… 354
小山良悟 議員
1. 「行政改革」市民の立場から問う …… 363
中山基昭 議員
1. 高齢者施策の充実と促進について …… 389
2. 公共施設を利用者サイドからの効果的な運営をめざして …… 401
散　会 …… 405

○ 6 月 21 日　木曜日（第6日）
出席議員 …… 407
欠席議員 …… 407
出席説明員 …… 408
議事日程 …… 408

開　　議 …… 409
（一　般　質　問）
鈴 木 美奈子 議員
1. 老人・障害者のための市営住宅入居に積極的にこたえよ …… 409
2. 小・中学校の校庭整備促進について …… 421
馬 場 弘 融 議員
1. 姉妹都市、レッドランズ訪問団への対応について …… 428
2. 森田市長の政治的偏向性について
（市民本位の公正な市政をとりもどすために）…… 439
馬 場 繁 夫 議員
1. 清掃業務の課題（特に有害ゴミ問題）と広報活動について …… 450
米 沢 照 男 議員
1. 第４期革新日野市政がめざす重点政策について …… 468
2. 交通安全対策について …… 468
古 賀 俊 昭 議員
1. 違法な市の給与制度「通し号棒制」の早急な見直しを …… 469
2. 小・中学校の卒業式、入学式等の公式行事においては国旗掲揚と国歌
斉唱の実施を正しく指導せよ …… 489
散　　会 …… 491

○６月２２日　金曜日（第７日）
出　席　議　員 …… 493
欠　席　議　員 …… 493
出 席 説 明 員 …… 494
議　事　日　程 …… 494
開　　議 …… 497
（一　般　質　問）
市 川 資 信 議員
1. 続　今や社会問題になっている校内暴力と非行問題に行政も積極的に
取りくめ …… 497
橋 本 文 子 議員
1. 心身障害者生きがい作業所（仮称）について …… 518
2. 福祉の縦割行政の見直しをせよ …… 523
3. 七生福祉園の園生の、生活の拡大と社会的自立について …… 526
4. 旭が丘地区に、児童館の早期建設を望む …… 528
5. 平山地区に、支所を創設し、市民サービスの充実を図れ …… 531
大 柄　保 議員
1. 生活環境整備について …… 537
2. 市立施設の使用時間について …… 551
小 俣 昭 光 議員
1. 再び日野市における「土壌浄化法」による排水対策について …… 553
（請　願　上　程）
請願第５９－１０号　核巡航ミサイルトマホークの日本寄港を拒否し、非核三原則の完全実施を求める決議と政府に対し、意見の具申を願う請願 …… 561
請願第５９－１１号　市道６８号線に隣接する市有地に関する陳情 …… 561
散　　会 …… 561

○６月２９日　金曜日（第８日）
出　席　議　員 …… 563
欠　席　議　員 …… 563
出 席 説 明 員 …… 564
議　事　日　程 …… 564
開　　議 …… 569
（議案審査報告）　（総 務 委 員 会）
議 案 第　４３号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例の制定について …… 569
議案第５５号　日野市立七生中学校給食室新築工事請負契約の締結について …… 570
議案第５６号　日野市心身障害者生きがい作業所（仮称）建築工事請負契約の締結について …… 570
議案第５７号　日野市多摩平下水処理場汚泥処理設備及びその他改修工事請負契約の締結について …… 570
（総務・文教・厚生・建設委員会）
議案第５０号　昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第１号）について… 575
（厚生委員会）
議案第４４号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 578
議案第４５号　日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について …… 578
議案第４６号　日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 580
議案第４７号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について … 580
議案第４９号　日野市老人いこいの家条例の制定について …… 581
議案第５１号　昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）について …… 582
議案第５８号　東京都市廃棄物処分地管理組合の解散について …… 583
（建設委員会）
議案第４８号　日野市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について …… 584
議案第５２号　市道路線の一部廃止について …… 586
議案第５３号　市道路線の廃止について …… 586
議案第５４号　市道路線の認定について …… 586
（請願審査報告）　（文教委員会）
請願第５８－３５号　日野市立八ケ岳大成荘の改築及び施設の充実に関する請願… 588
（厚生委員会）
請願第５９－４号　母子家庭に育つ児童の健やかな成長を保障し、児童扶養手当制度の「改正」に反対する意見書の可決に関する請願 … 588
（建設委員会）
請願第５７－３８号　住宅環境保全に関する請願 …… 590
（総務委員会）
請願第５８－１５号　退職金引下げに関する陳情 …… 591
請願第５８－１８号　公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書提出を願う請願 …… 591
請願第５８－２４号　循環バスに関する請願 …… 591
請願第５８－２９号　循環バス市案に反対する請願 …… 591
請願第５９－２号　国立病院・療養所の充実を求める陳情 …… 591
請願第５９－３号　日野台一丁目に所在する㈱小笠原機械製作所旧社有地取得に関する請願 …… 591
請願第５９－７号　市有地払い下げに関する陳情 …… 591
請願第５９－１０号　核巡航ミサイルトマホークの日本寄港を拒否し、非核三原則の完全実施を求める決議と政府に対し、意見の具申を願う請願 …… 591
請願第５９－１１号　市道６８号線に隣接する市有地に関する陳情 …… 591
（文教委員会）
請願第５７－７号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願… 592
請願第５９－５号　日野第五小学校校舎改修及び校庭改良工事促進に関する請願 …… 592
（建設委員会）
請願第５７－３７号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願 …… 592
請願第５７－５１号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反

対請願 …… 592
請願第５７－５５号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願 …… 592
請願第５７－５９号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘
住宅地域を除外に関する請願 …… 592
請願第５７－６２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願 …… 592
請願第５８－　５号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願 …… 592
請願第５８－２５号　ダイクマ出店阻止に関する請願 …… 592
請願第５８－３２号　ダイクマ南平店出店促進に関する請願 …… 593
請願第５８－３６号　ダイクマ南平出店阻止に関する陳情 …… 593
請願第５９－　６号　薬王寺の寺社林保存に関する陳情 …… 593
請願第５９－　８号　生活道路設置に関する請願 …… 593
請願第５９－　９号　下水道設置に関する請願 …… 593
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 593
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 593
高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 594
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 594
市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 594
（請　願　上　程）
請願第５９－１２号　自治会会館市当局に移管に関する請願 …… 594
請願第５９－１３号　福祉センター湯沢会館に映写機の設置を願う請願 …… 595
午後３時５４分休憩、後、再開に至らず閉会 …… 595

６月12日　月曜日　（第１日）

昭和59年
第2回定例会

日野市議会会議録　（第24号）

6月12日　月曜日　（第1日）

出席議員（30名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	簾野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄　保君	26番	秦　正一君
27番	奥住芳雄君	28番	石坂勝雄君
29番	滝瀬敏朗君	30番	高橋通夫君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原尭次君	書記	萩生田富司君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　川久保友子君

議事日程　昭和59年6月12日(月)

午前10時開会

日程第1　会議録署名議員の指名

日程第2　会期の決定

日程第3　行政報告

日程第4　諸般の報告

(議案上程)

日程第5　議案第59号　日野市一般職の職員の昭和59年度6月期における期末手当の特例に関する条例の制定について

(緊急質問)

追加日程1　さきの第2回臨時会で議決されたごみ焼却炉指名入札に係わる疑義について

追加日程2　市長の指示による職員の地方公務員法に違反する疑いのある政治的行為について

本日の会議に付した事件

日程第1から第5及び追加日程第1から第2まで。

午後１時３２分開会

○議長（高橋通夫君）　これより昭和５９年第２回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２８名であります。

次に日程第１、会議録署名議員の指名の件については、会議規則第８１条の規定により、議長において

８番　馬　場　弘　融　君

９番　高　橋　徳　次　君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（中山基昭君）　本日６月１２日からの第２回定例会の会期、日程等につきまして、議会運営委員会の御報告をし、御協力をいただいてまいりたいというふうに思います。

今定例会には市長からの提案議案は、追加の１件を含めまして１７議案になりますが、追加議案の５９号を除き、担当の委員会に付託をし、審議を進めることといたします。

事前の通告による一般質問は、２１名の議員から４１件が予定をされております。

さらに行政報告につきましても、別紙の内容のように助役の方から報告が行われることになります。

会期と日程につきましては、お手元の予定表のとおりでございますが、特に１３日、１４日に当たりましては、全国市長会の開催が予定をされておりますので、休会といたします。

また議案上程が１２日、１５日の両日になりますが、本日１２日は５９号のみを予定をしております。

また一般質問は、１８日から２２日までの５日間を予定をします。

したがいまして、会期全体は、本日の１２日から２９日までの１８日間といたします。

以上、大変雑駁な報告でございますが、よろしく御審議と御確認をお願いいたします。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ちょっと運営委員長さんに御質問申し上げたいんですが、会期の日程について、一応了解はしましたんですが、ここに緊急質問が２件私の机の上に出ております。臨時議会ではございません、今回は。定例会でございますので、よほど緊急な事態についての質問だろうと私は思います。でなければ、一般質問ですればよろしいのであります。

ですから、この緊急質問は、当然議運の場だけではなくて、この会議の始まる冒頭に取り上げるのが議運としての当然のあり方ではなかろうかと思うんですが、この緊急質問について、何らの御発言がただいまございませんでした。

この緊急質問は、緊急ではないという認定のもとに無視されたのか、あるいは、これについてはどのように取り扱われるのか、この点を教えて、内容を教えてもらいたい。

○議長（高橋通夫君）　議会運営委員長。

○議会運営委員長（中山基昭君）　ただいまの御質問に関する本日提案されました緊急質問の取り扱いについてでございます。

これは代表者会議等の経過を踏まえて、議長さんから議会運営委員会の開催を、こういう申し入れがございました。したがいまして、先ほど１２時過ぎまで、比較的長時間にわたって、委員会の中で取り扱い等について議論と協議を重ねてまいりました。その結論が、先ほど触れませんでしたけれども、御指摘の議員さんもおっしゃるように、緊急性をひとつ重視した形の中で、さらにいままで決めておる議会運営の日程との兼ね合い、こういう中で取り扱いをめぐっての時間がかかった、こういう経過でございます。

したがいまして、そうした面も含めて、当初の会期の決定、あるいは行政報告、こういうものの消化をし、さらに緊急質問、こういうふうな日程配置等について議会運営委員会としての結論づけ、あるいは結論に到達した、こういう内容でございます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ちょっとよくわからないんですけど、議運としちゃ、この取り扱いをどのようにされたんですか。これはあんまり緊急じゃないから行政報告の方が先やっていいんだろう、こんなふうな取り扱いで決定されたんですか。どういうことかちょっと説明してもらいたい。

○議長（高橋通夫君）　議会運営委員長。

○議会運営委員長（中山基昭君）　緊急性を十分それぞれの委員が認識をする、理解をする中で、取り扱いを協議した。その結果、行政報告の次に、緊急質問をひとつ議長さんの計らいでしていこうじゃないか、こういう結論だと、こういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ただいま内容を拝見しますと、当然この質疑の中で十分質疑をされた後でなければ、行政報告に対する質疑ができないわけであります。そうしますと、行政報告をされ、緊急質問をされて、その後でまた行政報告の質疑を行う、このようにせざるを得ないんじゃなかろうか。緊急でなけりゃ別であります。一般質問でやればいいんです。しかし、あくまでも緊急として出した以上、行政報告の関連のものであります。これは両方とも４月、５月、きょうまでに行われた行政の内容についての緊急質問となっております。

ですから私が緊急に出したときは、臨時議会であったこととともに、もう一つは、行政報告とは全く関係ないことだったんです。それは、３年も前に行われた使途不明金の問題を出したわけです。それでも一番最初にやらせていただきました。緊急というふうにやらせていただきました。

ところが、きょうの緊急質問は、行政報告の中に当然盛られてくるような内容であります。ですから、この質問が終わらなければ、行政報告についての質疑が行うことが困難なのであります。なお、この内容を知っている方はよろしいでしょう。私は全く知らない。これ、４月、５月に行われたことについての質問であります。当然、行政報告で質問すれば緊急でなければ済む課題であります。そこで、その行政報告の後にこれを行う。緊急性をうんと薄めてあるわけです。それでおしまいということになりますと、今度はわれわれが行政報告についてさらに質問する時間を与えていただかなければ、非常にむずかしいことになるわけです。結局わからないで終わらなけりゃならない。あるいは議員は、わからないで済ませることは困難であります。それは、緊急質問されることがわかればよろしいだけではないんです。緊急質問なるがゆえに、われわれ全体がわからなきゃ困るんであって、私は議運において、緊急質問者の方も議運に入っているはずでございます。市川議員さん、馬場議員さんが緊急でないから後回しでよろしい、というふうにおっしゃられて、行政報告の後にされたのかどうか。この点を議運の委員長から明確にお答えを願いたいのであります。

○議長（高橋通夫君）　　議会運営委員長。

○議会運営委員長（中山基昭君）　　先ほども申し上げましたように、議会運営委員会の結論は、再度申し上げますと、行政報告の次に緊急質問していただく、こういう結論でございます。

さらに、いま御指摘がございました提出者等の、当事者等の関連でございますけれども、当然早くやる必要があるんじゃないか、あるいは、できたら冒頭にしたい、こういうような意思表示といいますか、希望表明ですか、こういうあれもありましたけれども、特に議会運営の全体の中から、先ほども申し上げました結論づけをした、それに御協力をしていただく。こういう形の運営委員会の結論でございますので、よろしくひとつ御理解を願いたいと思います。

（「じゃあ最後に」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　余り私一人が申し上げるのはあれですが、いかなる議会においても、緊急質問というのは最優先しなけりゃなりません。しかし、市川議員と馬場議員が議運の委員でございます。この方が、まあ、できたらという程度で妥協されているならば、ぜひひとつ議長におかれましては、この質問の後において、一般議員からも関連質問をするように、できるようにひとつ関連質問を許すような措置をとっていただきたい、関連質問ですね。というのは、これ行政質問のとき聞きたい事柄の内容も若干あるわけです。特にこの事件、問題は５月に発生したことであります。つい一月も前の期間の問題ですから、そういう点で、この緊急質問後において、これらに関連する行政報告に対する質疑を一般議員においても関連質問として認めるようにしていただきたいことを付言しておきます、希望しておきます。私は反対なんです。それだけ申し上げておきます。緊急質問は真っ先にやらなきゃいけないんです。これだけ申し上げておきます。

○議長（高橋通夫君）　　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　　ただいま議運の委員長からお話がございましたけども、この第２回の定例会におきまして、ちょっと御質問申し上げます。

いま議運の委員長が、きょうのこの第２回の定例会の日程の中でお話がございましたけども、９日の日に、議運の会議が開かれたと思います。私はその３日前に、１３日、１４日は休会ということを聞きました。どこでどう漏れているのか議会運営委員会にかからないうちに、この

会議が１３日と１４日は休会である。こういうことを私は聞きました。それで内容を聞きましたところ、市長会があるというふうなことを、さきほど私は、私の部屋の議運の委員長ですから聞きました。しかも議会の６月議会、いわゆる定例会の中で、きょう開会をされて、あした、あさってと休会ということは私は何事だろう、こう思うんです。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）少なくとも、やはり市長会がどうあろうと、どこで、どうおやりになるかわかりませんが、できれば、市長会のやる場所もお聞きしたいと思います。２日間おやりになるようですが、その辺もどこでやるのかお聞きしたい。まず、この日野の議会というものを私は理事者側が余りにもばかにしてるんじゃないか。そのことをお尋ねいたします。

○議長（高橋通夫君）　　議会運営委員長。

○議会運営委員長（中山基昭君）　　まず最初の会期、あるいは日程等の関連でございますけれども、これは御承知のように、９日の日の１０時から議会運営委員会を開催をし、先ほど御報告をいたしましたような内容の会期、日程で議会運営委員会の結論をつけた、ということでございます。

したがって、本日ただいま御提案、御報告をしております内容を確認していただいて、これが初めて正式な会期、日程の決定、こういうことになるんだろうというふうに私は判断をしております。

さらに、それ以前の一つの日程等の動向といいますか、関係でございますけれども、これらは当然市長の年間、あるいは月間の行動日程、あるいは議長さん等の行動日程、こういうことをあらかじめそれぞれの場でもって把握されているんじゃないかと思います。したがって、その辺を含めた一つの流れの中での情報といいますか、動きだったんだろう、というふうに私自身はそういうふうに解釈をしてまいりたい。したがって、そういう面のひとつ御理解をしていただきたいと思います。

さらにもう一つは、特に議会運営等の中でも、１３日、１４日の休会等についても、若干の議論を行いましたけれども、これは、やはり大事な全国の市長さんが集まる総会だと、こういう面も含めて、この会議にはぜひ出席をする必要があるんじゃないか、というふうな感じの中で、これは私の感覚ですけれども、そうした中で、ひとつ市長はぜひ参加をするべきだ、こういう中での休会にした、ということだろうと思います。

さらに全体の日程配置の関係ですけれども、これは招集当事者の市長さん、あるいは、それ

を受けての議長さん、こういうふうなそれぞれの両者の中での日程の招集日の配置、こういうことで、それを受けた議会運営が私どもの仕事じゃないか、こういうふうに判断をしております。

最後の会期、あるいは市長の会の開かれる会場、これは先ほどお聞きしたんですけれども、千代田区の平河町の日本都市センター、この中で１３、１４日開催をされる、こういう内容でございます。

以上、ひとつよろしく御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　　私は、この日程はいま議会運営委員長が確かに報告されたとおり、これには賛成ですが、少なくとも、やはりきょう開会をして、あした、あさって休むというのは、私は非常に残念だ。少なくとも、できるならば職員の一時金問題もあります。こういうことをきょう決めて、すぐ１５日ということですが、これは結構、この日程はもう崩れませんから結構なんですが、議会をできるなら、なぜもっと７日とか８日とか先にできないものか、できなかったものか。私の聞いたのは、９日の議会運営委員会で３日前ですから、市長が市長会があるというのを聞いたのは。これは全くほかの方から聞いたんです。ですから、そういうことでしたら、少なくともこの６月の第２回定例会というのは、もっと早く招集をされたらいいんじゃないか、こう思うんですが、市長部局の、ひとつ市長の見解を聞きたいと思いますが……。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　大変われわれの配慮すべき質問をいただいた、というふうに思っております。

まず第１にお断り申し上げなければなりませんのは、議会に対して、いまばかにしてるという言葉を用いられましたが、私どもは、議会を最も重要な審議の機関として考えさせていただいておるわけでありまして、そういうことは絶対ございません、ということをまず御理解をお願いしておきます。そして、今回の事情を多少御理解いただくために、説明をさせていただきます。

まず、６月１日に臨時議会をお願いをいたしました。これは清掃機器の委託、業者との契約をする、そういう議案を主としてお願いをしたわけでありますが、本来ならば、この臨時議会

を５月のもっと早い時点で開くことが適切だというふうには考えましたが、入札等の事務の関係で、どうしても５月の終わりのぎりぎりのころになる。そしてちょうど３０日、３１日はやはり全国議長会が持たれて、そして特に３１日には宮中においでになるというふうな事情も伺いました。したがいまして、当然それらの日にちを避けるために、６月１日という日程を定めさせていただきました。その後、６月定例会をいつ初日にさせていただくか、ということにつきまして、かなり慎重に検討いたしました。臨時議会と近いということも、これも一面には適切なことではありませんし、また臨時議会をお願いした意味は、６月の半ばに、その議決の内容をもって、監督官庁であります厚生省の御当局の審査をいただかなければならない。その資料を６月１５日までに出せ、ということでありますので、６月定例会の中では無理がある、このような判断をいたしました。

そこで、この１２日の設定でございますが、確かに前もって１３、１４には全国市長会がある。この設定がございました。しかし、また一方に、１５日に支給すべき内輪のことではございますけど、一時金の支給のことを議決をしていただかなければならない、このような事情もございまして、そのあたりにいま御指摘をいただいてる大きな理由が存在するところでございます。市長会の際も、これは絶対出席しなければ成り立たないというようなことではありませんが、ちょうど明日１３日には、都知事が招集されます市町村協議会というのも一方に招集されておりまして、それらの両方に出られる時間設定はなされております。そうして、市長会には、少なくもこれまでの例で言いますと、一国の総理、あるいは経済関係の閣僚、自治大臣、このような方が出席をされる儀式でございますから、これまた尊重しなければならない。そういう関係で認識をいたしております。

したがいまして、１５日以降で設定するのが一番適当とは思います、適当だったということも考えられますが、１５日の支給日という内部事情のことについても御理解を賜りたい、このように御説明をさせていただきたいと思います。

結論といたしまして、確かに開会をした直後に、２日間の議会の休会をお願いをするということは、大変心苦しい、また当然議会の方から指摘されるべき内容を持つものだと思っておりますので、この点も議長に前もってお話はし、また議運に出ていく助役にもお願いにとどめるように、というふうに申しておったような状況でございます。

以上のとおりでございますので何分とも御理解を賜れば幸いでございます。（「議長、関連

だ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　何か、いま聞いてると、飯山議員の発言をされた経緯を追って、市長の答弁を聞いて、私はまず議長に伺いたいんですね。

議長が何か３０日、３１日のその全国議長会、全国議長会というのは、もう大体、もう何ていうか統一選挙がない場合には、大体あらかじめいつにやるということもきちっともう何ていうか４月の当初に決まっておることだと思います。それが何か市長の方の話を聞いてると、何か言いわけがましい。執行部で何か焼却炉の事務上のことが間に合わなかったから、いわゆるたとえば１日にしたんだと。定例会を開いて議会というところは、非常に私は慣例が大事だと思うんです。

いままで日野の議会というのは、きょう開会したらいわゆるきょう行政報告、諸般の報告、あした議案の上程、こういう形の中が、日野市議会ではパターン、決まっていると思うんですね。それをいま市長の私は決して全国市長会を軽視する、というようなことは毛頭ありません。ただ、しかし、そういうことがあるんなら、それから６月の期末手当の問題をことしはいつもの年より早く、いわゆる２６市の問題で１市を除いてやることが統一的見解の中で決まっている、こういうことも早くから新聞で発表されております。そういう点でいけば、十分な準備期間、やる方法があったんではなかろうかと思います。

そういう点を踏まえて、非常に私はきょう議運のうちの方の新政会の市川議員なり馬場議員に対しても、強く不満を漏らして議会運営委員会で恐らくそういう不満があるということを申されたと思うんですが、議長が第一こういうことを受けるのに、もっと慎重であるべきだと思うんですね、市長から恐らく何日から議会を開きたいということが。議長のまず見解をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　申し上げます。

３０日、３１日に全国議長会がございまして、出席したわけです。その後、市長から、その前に臨時会を開きたいというようなお話があったんですが、そういうことで６月の１日になったわけですから、御了解願いたいんですが …… 。（「質問ととんちんかんじゃねえか」と呼ぶ者あり）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　私の言っているのは、そういう全国議長会なり市長会と、日

程は降ってわいたように出てきたんじゃないんではなかろうか、ということを言っているわけですね。そういう点では、もっといわゆる十分な配慮がなされた中でやれるんではなかろうかということを言っているわけですよ。それが期末手当の問題だって、ちゃんといわゆる条例どおりでなければどうするんだ、ということはもう毎年のパターンでないかということを言っているわけですよ、私は。

○議長（高橋通夫君）　いろいろ協議の結果、臨時会が６月の１日になって、そうして６月の定例会が本日になった、というわけです。（「質問に対してちゃんと答えろよ、おかしいよ」と呼ぶ者あり）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　いまの議長の答弁で私これ以上聞きませんけれども、少なくともこういうことがあるんなら恐らく市長の方でも代表者、議長が言った時点で議長も代表者会議を開いて、早くの機会に議員に周知徹底をしていくことを、今後、こういうことのないように要望しておきます。終わります。

○議長（高橋通夫君）　ただいまの御意見を徴しまして、今後は善処したいと思います。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から６月２９日まで、期日１８日間と決定いたしました。

次に日程第３、行政報告を行います。

市長からの行政報告を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　６月定例会に冒頭ではございますが、第１回定例会以降の行政報告について、若干の報告並びに文書報告をさせていただきます。

まず第１に東京都通称道路名の設定による市内道路名についての御報告であります。

東京都ではマイタウン施策の一つとして、東京都通称道路名設定委員会を設置し、オリンピック当時、すでに命名された路線以外の主要道路について通称名をつける事業を進めてまいりましたところ、このたび同委員会の提言をもとに、６０路線に通称名が設定されました。このことはすでに新聞報道等で公表されておるところであります。

この通称名設定委員会に、私も市長会の推薦委嘱によって、数回の審議に参加いたしました

ので、本市に関係する道路では、高幡橋際の南平四丁目から八王子市館町に至る都道１７３号線が北野街道、また都市計画道路１・３・１号路線、いわゆる東京八王子バイパスの既設供用分を東八道路と命名されております。命名されていままでの通称名が追認された形となっております。都御当局は、今後これら通称名の普及に努められることになりますので、本市としても積極的に協力したいと考えております。

また、このことについて、本市でも、この命名以外の主要道路を対象にこれから市民に親しまれる通称名を設ける作業を進めたいと考えておりますので、そのことを御理解をいただくため御報告をするところでございます。

第２は、本市の核兵器廃絶・平和都市宣言に伴う関係自治体との連帯についてであります。

去る５７年１０月８日、議会一致の核兵器廃絶・平和都市宣言の議決をいただいておりますが、それに先立ち、同年８月、広島県府中町の呼びかけに応じ、非核都市シンポジウムに参加いたしました。このシンポジウムでは、非核都市宣言の輪を広げるための全国組織として、宣言自治体連絡協議会（仮称）を発足させることを決め、現在、その作業を進めております。

また、本年４月、英国マンチェスター市で開かれた、第１回非核自治体国際会議では、それぞれの国で全国推進委員会を設置するよう求める決議がされていることを、出席した中野区長より報告を受けております。

現在、国内で宣言の行われている自治体は、９２団体と確認されておりますので、今後、日野市は呼びかけ団体の仲間に加わり、非核宣言自治体の連帯を高める運動に参加する考えでありますことを御報告し、御理解をお願いするところであります。

一般の行政事務報告につきましては、資料をもって提出させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（高橋通夫君）　次に助役から報告を求めます。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　助役からの行政報告でございますけれども、お手元に追加という形で御提出申し上げまして、お手数をかけた点につきまして陳謝申し上げる次第でございます。

それから御配付、机の上に御配付してございます緑と赤とでくま取りしてございます地図を御参考にしていただきたいと思います。

それでは御報告申し上げます。

日野地区高等学校仮称用地造成工事の着手について、かねてより市議会の御尽力、協力をいただいております新設都市高校の件につきましては、去る２月、都教育庁当局より用地買収の内定通知を受けて、庁内に都立高校校地造成推進本部を設置し、関係法令に基づく諸手続及び造成にかかる実施設計作業を鋭意進めてまいりました。このほど、都当局の指導と協力のもとに必要な手続が整いました。５月１５日、造成工事の入札を執行し、７億2,６００万円で鹿島建設株式会社が落札、請負契約を締結いたしました。

造成工事の概要としましては、造成面積３万7,８８４.7平方メートル、そのうち校地面積としましては２万5,８００平方メートル、工期としましては、本年５月１７日より昭和６０年３月３０日までを予定しております。

なお、この造成工事に関連する南平水路改修工事につきましては、市で施工するものでありますが、造成工事と整合させるよう作業を進めております。

限られた日程の中で、工事の完成に万全を尽くす所存でありますので、今後とも御理解と御支援をお願い申し上げる次第でございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　収入役以下については報告書のとおりですので報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　この議案の中で私個人的だと考えておりますけれども、皆さんはどうお考えかわかりませんけれども、ちょっと気になるところがあるわけなんですね。これは印刷のミスなのか、それともこれでよろしいのか、こういうふうに考えて、まず質問をしたいと思うんですけれども、２８ページの生活課のページにもありますね。地区広場云々大坂上の一丁目の7番地の2。これが日本数字になっているわけなんですね。一の後が、算用数字が書いてあってこれだけ日本数字というふうな印刷が、開いてみますとかなり出てくるわけですが、これはタイプを打ったときにこういうふうなことでよろしい、いいということで打って議案をおつくりになったのかどうか。これをちょっと気になりますのでお伺いをしておきたいと思うんです。

それから、あとは清掃部の関係になりますけれども、この間、広報でもって発表になりましたけれども、清掃モニターという、これは要綱に従っての募集を市民の中からされた、こうい

うふうに解釈いたしますけれども、この人数ですけれども、余り片寄らないでというふうなことが要綱を見ると書いてあるわけですけれども、あの広報を見ると、大変1カ所にかたまっての清掃モニターさんがおられる、というふうに私は私なりに解釈をしているわけですけれども、これはいかがで、どうしてこういうふうになったのか、それが2点であります。

それから報告書の中の５４ページをお願いをしたいと思うんです。これは公園緑政課の担当になるのかどうかと思いますけれども、緑の保護の育成というふうなことで現在もケヤキが、何十年たったケヤキにはどうの、幾らの補助はするというふうな決まりがあると思うんですけれども、現在それらに該当するような市内での本数等をお伺いをしておきたい。

以上、3点を一番最初でありますが、お願いをしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　関係部課長、答弁。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　第1点目の御質問につきましてお答えします。

確かに丁名につきましては、漢用数字を使っておりまして、番地以外については算用数字を使っている、こういうことで、横書きの場合こういう方法で統一してございますのでミスプリではございません。（「３２ページなんか全然違う、全部アラビア数字」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　清掃部長。

○清掃部長（太貫松雄君）　第2点目の清掃モニターの人数と、それから市内の片寄りがあるんではないかというふうな御質問です。

まず人数でございますけれども、今年度５９年度は１５５名の方にお願いをいたしました。

それから2点目でございますが、（「２５５名」と呼ぶ者あり）１５５名です。（「２５５名です」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。そうです、２５５名。（笑声）

それから2点目の清掃問題。当初、清掃モニターの場合に要するに数が非常に少なかったものですから、清掃問題協議会の委員さんにお願いをいたしまして、これはそういうことで委員さんの方のお知り合いですか、そういうふうな人にも若干お願いしております。そういうことで、市内まんべんということを一応目途にしましたけれども、若干の数が不足しますんで、そういう方にお願いしたものでございますので、現状としてそういうふうになったということでございます。以上であります。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、私の方から第3点目の御質問にお答え申し上げ

ます。

大変恐縮でございますけれども、手元に詳細な資料がございませんので、はっきりした数字申し上げられないんですけれども、御存じのように、樹木と樹林の補助制度を実施しておりまして、樹木につきましては、たしか９６０本ぐらいの指定があるはずでございます。これにつきましては、1本から3本まで、あるいは4本から5本までとか、あるいは6本以上とかという形で、3段階に分けまして、1本に対して平均3,０００円の補助を年間でいたしておるわけでございます。

それから樹林につきましては、たしか１００カ所ぐらいの指定をいたしておりまして、これも面積割りでなくて、いままでは1申請に対して年間1万円という補助をいたしております。それを５９年度から多少やはり樹林の方につきましては、面積割りで補助していく、いこうということで考え方を変えております。そして、予算にもそれを反映させていただくように、議会の議決をいただいておりますけれども、たとえば、樹林の方等につきましては、下草刈りをするための平米当たり大体４０円、これを基準にいたしまして、限度額を設けまして、もう少し金額的に補助していこうということによりまして、できるだけ民間の管理にゆだねております樹林の保護をしていきたいということで、緑政の関係につきましては、補助金を多少増額する形の中で、より一層緑の保護の施策を充実していくということで、現在実施しておるのが現状でございます。

○議長（高橋通夫君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　1点、2点、3点ということで、ただいま御答弁いただいたんですけれども、最初の、何ですか、いま総務部長おっしゃっておられますが、横書きでこういうふうに統一したというふうなおっしゃり方をしたんですけれども、そのことについてどうなんですか、中にはそれじゃないような記載がされておるところがかなりあるわけなんですが、統一されたならば、やはりそういうふうな私が指摘しているような文章というか、文字のあらわし方でもっておやりになるのがこれは当然じゃないですかな、こういうふうに考えておりますけれども、その点をいま一回納得のいくように説明をしていただきたいと思います。できたら全部取りかえていただきたいな、こういうふうないわゆる希望だけはありますが …… 。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　以前に私、都市計画におきまして、町名地番整理の

ことをやっておりましたので、私の方から補足をいたします。

まず町名地番整理をした中で、丁目、何丁目というのがございますけれども、この丁目といいますのは自治法の中で町並びに字に相当するものでございます。言いかえますと固有名詞でございます。したがって正式に表示をする場合には、縦書きにしろ横書きにしろ漢字の数字を使うというものでございます。

ただ簡略に横書きにする場合は、この丁目なり番地を省略をするわけでございます。で、省略をしますと、たとえば一丁目の1の幾つというような表示になりますと一が、横一が2本続くわけでございます。したがって便法上簡略に書く場合には、この行政報告でございますように真ん中にちょんちょんと棒を入れまして表示をするというものでございます。

この議案等については、フォーマルのものでございますので、漢字の数字を使い、その後はこれは数字で、番地は数字でございますので算用数字を使う、というものでございます。この町名地番整理をするときに、議会の議決は、この丁目まで入っている、というものでございます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　　なるほどということで（笑声）1点目はわかりました。

それで2点目の清掃モニターのことですがね、部長、かなり1カ所に片寄ってのモニターさんがおられるんですけれども、これはそれでもよろしいんですか。要綱だとやっぱり各地域別になるべく配置をするんだ、というふうなことが決まっておるようなんですけれども、どうも1かたまりのところで広報では出ているわけなんですけれども、全市的なバランスはどういうふうにお考えですか。

○議長（高橋通夫君）　　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　　昨年、要するに５８年度が初年度だったんです。一応、昨年は市内全域ですね、これは特に市内のごみの所在というんですか、こういうふうなものが地域によって違いますんで、一つの理想とすれば、これは地域まんべんなくお願いをするということが一番よろしいわけでございます。そういうことで、清掃部としては、一応そういうふうな姿勢で行っているわけですけれども、たまたま人数に若干の少ない面がありましたんで、一応先ほど言いましたように、清掃問題協議会の会員の中から御推薦をお願いしたものもあるわけです。

そういうことで、実際には非常に先ほど言いましたように、まずい面がございますけれども、そういう多くの人の意見を徴するということがありますので、そういうことの上で、お願いを今回したということでございます。

○議長（高橋通夫君）　　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　　わかったような（笑声）――ことなんですが、まあ、いいですわ、後で聞きますから。個人的でまことに皆さんには申しわけないんですが、聞きますのでお願いします。

3点目も部長、頼みますね。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　次、古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　市長と助役の方に幾つかお聞きをしたいと思います。

まず最初は、市長の行政報告の2番目、日野市核兵器廃絶、平和都市宣言に伴う関係自治体との連携についてですが、このことに関連をして、まず最初に市長にお聞きをいたします。

核兵器が究極的には廃絶されるように願うというのは、だれしも異存のないところでありますので、私もそのことにはもちろん賛成をするものでありますが、具体的に世界の平和を維持していくということで、そのやり方、方法ということでは、いろいろまた議論が分かれるところもあろうと思うんです。そこで、市長にお聞きをしたいと思うんですが、具体的にこの行政報告ですので、こういうことをやりましたということだろうと思うんですが、先ほどの御説明では、一体何を具体的におやりになったのか、また、これから何をなさろうとするのか、ということがよくわからなかったんですが、その点をもう一度聞かせていただきたいと思います。

それから、この世界の会議といいますか、国際会議に今度は出かけていこうというふうなお考えをお持ちになっているのかどうか、その点もひとつ教えてもらいたいと思います。

それに関連しまして、市長は5月２１日の庁内ニュース、いわゆる市長の月曜スピーチで、このようにおっしゃってるんですね。核装備のアメリカの軍艦が、日本の近海に近づくなど、この国際対立のはざまに組み込まれていくわが国の情勢は、不安を超えて不気味なものを感じさせられます。とこうなっております。核装備のアメリカの軍艦が日本の近海に近づくことで大変不気味だ、とおっしゃってるんですが、どうして不気味なのかですね、具体的にその理由を教えていただきたいと思います。

それから助役にお聞きをいたします。

南平の用地のことで、造成工事に着手されたということで、お話がございました。これは、先般この土地はいわくつきのいろいろ物議を醸した用地でありまして、われわれがとうてい考えられないような手続上のミスがあったわけですね。つまり、国土利用計画法の手続を踏まなかったという、大変な大失態がこの用地取得に関してまずあったわけです。では、今回造成工事をおやりになりますについて、もうそういう二度と法令を無視するようなことはないようにということで、多分いろいろ御検討されたんだろうと思いますが、一応確認をしておきたいと思いますので、お答えをいただきたいと思います。

まず一つは、造成でありますから、宅地造成法等、また調整区域でもありますから、それらの法律、たとえば東京都の自然保護に関するいろいろな条例もあります。また大変すばらしい緑に覆われている所でもありましたので、伐採を行う必要があろうかと思いますが、そうした面での、森林法にかかわる問題もあるのではないかと思います。また日野市は、こうした造成、建築等行う場合には、町づくり指導要綱というものを持っておりますので、それによって開発する場合には、市と協議をすることになっております。この町づくり指導要綱に基づく話し合い、協議は、この造成工事の場合には、適用されるのかどうかですね、その点を教えていただきたいと思います。

それから最後ですが、私、この間婦人センターに行きましたら、こういう資料がありました。これは日野市の保険年金課で出されているパンフレットですが、身の回りで何かが起こっている。年金が大きく改定されました。保険料の支払い方法、金額、受け取る年金額などが変わります、あなたのものですよ、さあ大変、ということで非常にセンセーショナルな形でこの市のパンフレットが出されております。一体何が大変か。年金制度、いろいろな問題を含みながら、改善の方向がいま煮詰まれつつあるわけで、法案も現在国会で審議中であります。国会の野党のサボタージュでストップしているようでありますが、国会にまだ上程されて可決されていないと思うんですが、こうした非常に何か年金がとんでもない方向に行ってしまうような、もう、さあ大変と書いてありますから、日野市が現に法律が通過をして、成立をして、年金はこのように変わりました。市民の皆さん、年金の制度はこれからこういうふうに変貌していくのですよ、というＰＲをすることは、大いに結構だと思いますが、果たしてこういう形で、市がパンフレットを出すということが、適切かどうか、これは市長の方からお答えをいただきたいと思います。以上です。（「そんな婦人センターで出すのはおかしいじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の行政報告で申し上げました第２点のことで質問をいただいたわけであります。

いままで何をやり、何をこれからやろうとするか、行政報告だからそういう形で答えなさい、という趣旨だと思いますが、いままで行いましたのが、日野市の市議会におきまして、いわゆる議決という日野市の団体意思の決定を行っていただいております。したがいまして、それをもとにいたしまして、同じ自治体関係で、そういう議決を行い市としての取り組みを明らかにした市、というのと連帯をしよう、という提案を広島市の接続する位置にあります府中町の町長から、提案を受けまして、そこのシンポジウムに参加をし、その仲間入りをするという約束をいたしました、ということが一つであります。

それからもう一つは、世界各国草の根的な住民運動も起きておるわけでありますが、同様に、英国の各自治体でも、そのような動きがあるそうでございまして、マンチェスター市が主催市となって、第１回非核自治体国際会議というのを開いております。そして、その他におきまして、それぞれの国に推進委員会を設置するよう求めていこう、こういう決議がされた、ということをその会議に出席をした中野区長から報告を受けております。したがいまして、こういう運動にも参加をすべきである、このような考え方に立っております。今後、国際会議が行われます際に、状況が許せば参加することも日野市として適切である、これは私自身がどうのこうのということじゃありませんが、そういうことは大いに結構だ、このように日野市民に、日野市民の意思もまたそれを承認されるものだと思っております。

それから、ほぼ毎週のように月曜日の朝、所感を込めて庁内の職員に対しまして、話を少しいたしておりますが、その話の中に、ある種の話の中の言葉を取り上げて、質問をいただきました。最近の日本海、あるいは北太平洋、新聞紙上によりますと、米ソの戦略的対立が非常に先鋭のものがある。国民の知らない間に３海峡封鎖であるとか、不沈空母だとかということも、紙上でわれわれも見ておりますが、何かそれに近づくような感じがしないわけでもない。そういうことを国民は、私は、当然不安を超えて不気味とする、というふうに感じる。これは当然のことではないかと思っております。別段意図してどうのこうのということじゃありませんが、両方のいわゆる核大国と言われておる２大勢力に、そのはざまに巻き込まれておるのが、私は現在の日本の立場ではなかろうか、ということも思っておりますので、この平和都市宣言を行

っている自治体の責任者といたしましても、憂えていてもどうということはなかなか簡単にはできませんが、国際間の会議を通じ、また各自治体のこのような連帯運動を通じて、そうして、世界が真に平和を確保し、いわゆる核兵器なるものが廃絶されるということを望むということは、私はイデオロギーの問題ではなくて、ごく当然のことだ、このように認識をしておるものであります。以上です。

それからもう一つ、市の保険パンフレット、その表現について御質問いただきましたが、ちょっと私その事情を存じません。紹介をするパンフレットにショッキングな表現は、これは確かに不適当だ、このように思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　助役への質問の件につきまして、御回答申し上げたいと思います。

私の方から行政報告で申し上げました、実施設計の作業等も詰めが終わりまして、都当局の指導、協力というふうな形の中での諸手続が整いました。このように御報告申し上げたわけでございまして、これについての御配慮をいただいているわけでございますけれども、御配慮のように、ミスのないような十分な配慮をしながら、ここまで進んできたつもりでございます。

まず御質問にございます自然保護、あるいは伐採、あるいは指導要綱とか、いろいろと規制法の網をかぶった土地でございますので、都市計画法上の問題とか、いろいろあるわけでございます。これらにつきましては、西部の建築指導事務所、それから井の頭にございます西部の公園指導事務所、これが自然保護関係、緑地の関係でございます。それから環境保全局も同様でございます。それから伐採関係では、南部の経済事務所、こういうところに手続を出しまして、それぞれ指導なり監督なりをいただいた上の手続でございます。それから動物公園等にも、やはり同様の手続を行っておるわけでございます。

それで、御質問にございました市の開発行為としての協議をやってるかどうか、ということでございますけれども、開発指導要綱につきましては、宅地の造成というものを目的にしておりますので、今度の造成面につきましては、大きなかかわりはないわけでございます。ただ、東京都がこの上に校舎を建てて、今後校舎を建ててまいるわけでございますけれども、そのときには、当然開発行為として協議をしていただく、ということになるわけでございます。御配慮いただきました要するに諸手続につきましては、万全の配慮をもって十分なそれぞれの専門

家でもって詰めてまいった次第でございます。御理解を賜りたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市民部長、答弁。

○市民部長（加藤一男君）　それでは最後の御質問に対しまして、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

私どもの方の国民年金課の所管でございます国民年金のことにつきまして、不適当な表現をしたパンフレットを配付した、という御指摘をいただきました。まさに私どもの責任でございますけれども、実は数日前に、まことに監督不行き届きなんでございますけれども、私もそれを承知いたしまして、実はそのパンフレットの配付はただいま中止を命じております。何ていいましょうか、そのパンフレットは、生活課を通じて婦人センターにその配付をした経緯があるわけでございますけれども、せんだっても職員を呼びまして、その作成をいたしました経緯をいろいろ尋ねました。つくった内容といたしましては、職員の精神といたしましては、別に他意はございませんで、御承知のように、国民年金は年々検認率が低下をいたしてございます。昨年度は９０何％でございましたけれども、本年度は８０何％に検認率が低下をいたしまして、還元融資等の関係で、大いに市にも影響してまいります関係で、何とか検認率の上昇を図ろう、という気持ちがあったようでございます。

しかしながら、そのパンフレットを見ますと、いわゆる小さな字で、いわゆる法案が通過した場合のことでつくりました、とは書いてございますけれども、受ける市民にとりましては、法律改正されたごとき関連がございます。（「赤旗とおんなじだよ」と呼ぶ者あり）　そして、私はそれをいま配付を中止を命じてございます。大変監督不行き届きで申しわけないと思いますが、そういう経緯がございまして、ただいま注意をいたしておりますので、御了承を賜りたいと存じます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　最後の質問から再質問をいたします。

このパンフレットは、ごらんのようにアート紙にカラー刷りで、大変りっぱなものなんですよ。非常にお金もかかっているだろうと思います。これを読んでみますと、もう一つ同じようなビラがあるんですね。自治労が出しております同じ年金改悪、暮らしをむしばむ年金改悪ということで見出しが出て今度の年金の改正について、いろいろ難癖がつけられているわけですが、これと非常に似てるんですね。ですから自治労のアジビラを税金でつくった、と言っても

過言ではないと思うんです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）　現在回収をして配ってないということですから、非常にむだがあったわけですね。しかも内容はいま申し上げましたように、こんな質問や意見が寄せられましたということで、赤旗の投書欄みたいな意見がたくさん出てるんです。独身者、共働きはひどく不利だ。保険料が上がるのはやむを得ないとしても、国の負担が軽減するのはおかしい。自営業者の方がサラリーマン家庭より負担がきつい。非常に扇動的な内容です。

ただ回収をすればいいというものじゃないと思うんですが、日野市役所の中には、こういうものを平気で独断でつくって、それで済むというような風潮があるのではないか、非常に憂慮されると思います。こういうものをつくる場合には、一体どういう手続で行っているのか。非常にりっぱなものなんですよ。普通のざら紙に何かタイプか何かで印刷をして、あらかじめＰＲを行おう、というのとは全然違うんですね。奥さん、年金が変わりますよ。非常に大きな字で書いてあるんです。（「りっぱな政治活動だ」と呼ぶ者あり）　市長はどうお考えになるか、もう一度これをお聞きいたします。ただ回収をして配らなければいい、という問題じゃないと思う、ということでお聞きをするわけです。

それからもう一つ、先ほどの反核についての市長の御答弁について、私はお聞きします。再質問です。

この資料の最初を読みますと、巨大な量の核兵器は米ソ両国の戦略兵器交渉などをもってしても、ということで、戦略兵器について述べられているんですが、現在、このアジアに限って見ただけでも、戦略兵器においては、確かにＩＣＢＭ等でバランスは一応とれているという見方は、これは専門家の一致するところです。ところが、戦域核、つまり攻撃用の戦域核がアジアには配備をされている。配備をしているのはソ連であって、その配備されている戦略、戦域核の名前は御存じのようにＳＳ２０、これが１４４基も配備をされている。で、これに対抗する手段というのは、何も現在アジアにはないわけです。で、力の均衡ということについて、市長は私どもと考え方違うかもわかりませんが、市長と同じ、市長もこの集会で私は社会主義者だ、というようなことをおっしゃっていた、私、会議録のようなものを読みましたが、同じ社会主義者であるミッテラン、フランスの大統領。この人は日本に来ましたときに、世界の平和というものは、力の均衡に基づいた平和の探究こそ最善の道だ、こういうふうに言いました。ヨーロッパの指導者というものは、こうした現実的な物の見方というものをきちんとやってい

るんだな、ということを強く感じたわけですが、市長はこういう考え方、つまり力の均衡によって戦後は大きな戦争というのは起きないできた。　そのことはやはり認めるべきではないかと思うんですが、そうしたお考えは全く否定をされるのか、つまりアジアに配備をされているＳＳ２０という戦域核については、これはどういうふうに考えておられるか。これに対抗するものは何もないわけですね。で、よくいまトマホーク反対ということで、盛んに市役所の中にもあっちこっちにべたべたとビラが張ってあります。これに対抗するものとして、やはり力の均衡をとらなければ平和というのは維持しがたいという考え方からすれば、当然これに対抗する手段として、トマホークというものの配備が行われるのではないかな、というふうに私は考えるんですが、特にアジアということに限って見た場合に、私の考え方、全く市長と相入れないものかどうか、その辺をもう一度お聞かせをいただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　前段のパンフのことにつきましては、初耳でありますので、後で事情を調べたい、このように思います。

そうして私の感じますのは、いわゆる不安を何かこうかき立てるようなショッキングな表現はよくないだろう、というふうに思いますが、また、それをよく認識をさせるために表現が強過ぎるということもままあることでありますけど、行政はあくまで公平、中庸の姿勢で臨みたい、このように考えております。

それから、あわせて私が社会主義者だと言った、いつ、そういうふうに表現したか存じませんが、社会主義の信奉者であるという自己意識はございます。そのまた社会主義というのは、日本国憲法を最も前提とする社会主義である、このようにみずからの信条といたしておりますことをあわせお答えをしたいと思っております。

それで、アジアにおける、いわゆる核戦力の力の均衡という問題につきましては、私も詳しい知識は持つほどの能力ではございませんが、伝えられておりますところの特に近ごろ日本海が、あるいは日本近海がだんだん戦術的な焦点に置かれるという感じはどなたも否めないと思っております。その均衡が、均衡によって平和が維持できておるという、いわゆる武力の均衡の中のいっときの晴れ間ということも言えるでありましょうが、しかし、その管理ということにつきましては、きわめてこれは憂慮すべきものであります。

また日本は平和憲法の堅持のもとで非核三原則、つまりつくらず、持たず、持ち込ませずと

いうことでありますから、装備をした軍艦、あるいはトマホークないしは航空機、これらがとにかく日本に近づく、あるいは日本を基地として戦略をなされるというようなことは、きわめて国民として憂慮する課題だ、このように思っておりますので、質問の方の認識とあるいは多少食い違うかもしれませんが、総論において差のあるということではない、このように感じております。以上のようなことであります。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　何度か同じことを言うかもわかりませんが、このパンフレットについては、じゃあ市長は検討するということをいまはっきりおっしゃいましたから、私は部数とか値段が幾らぐらいかかったのか、ここで本当はお聞きをしたいんですが、それも後でお調べになって、そして具体的にどう対処されるのか。まさに自治労のパンフレットを税金でつくった、ということを私は指摘しておきますので、後で教えていただきたいと思います。具体的な処置ですよ、どうされたかということ。

それからまた核の問題になるんですが、いま市長は、憲法のことも出されたんですね。こういう世界の反核の自治体の会議というのに、恐らくソ連からは自治体は一つも参加してないんじゃないかと思うんですね。（「そうだ」と呼ぶ者あり）　だから非常にりっぱなことが書いてあるんですが、まず世界の米ソ２大強国がそれぞれにらみ合ってるという現実は、これはもう否定できないわけですから、ソ連に対しても参加するようにぜひ呼びかけなければ、何もこういうことを一人で意気がっておやりになってても、何ら意味がないというふうに思うんです。

ひとつソ連というものがどういう国かというのは、ある程度おわかりになってるだろうと思いますけど、ひとつお聞きをして、また市長の感想を求めたいと思いますが、昨年の１月の19日に、ソ連のタス通信は、日本に対して考えられないような恫喝を行いました。日本がバックファイアーから日本列島を守る計画を持つならば、日本は３７年前広島と長崎以上の惨禍となる全土的な核攻撃を受けるだろう、こういうふうに脅迫したんですね。これについて反核に熱心な、これだけの恫喝を受けていながら、日本国憲法の精神を生かすと常々言っておられる市長もそうでしょうけど、そうした反核の団体というのは、憲法で言う武力による威嚇を受けたわけです。しかし、これについては、全く怒りすらあらわしてないんです。こういうのも非常におかしいと思うんです。ですから核攻撃で、おまえたちは広島や長崎以上の目に遭うぞ、というおどかしをかけられて、反核団体は何も言わない。もう、このいま行われている反核運動

の正体というのは、この辺に非常によくあらわれていると思うんです。

で、市長は、やはりこれだけ熱心におやりになるということで、行政報告にまで入れてお話しになるんですから、核兵器を持ってる国は、具体的に世界各国いろいろあります。中国だってあるし、フランスだって持ってる、インドだって持っている。それらの国々に対して、やはり国際会議というものを開くということであれば、やはり呼びかけをしていかなければ、片手落ちで全く意味をなさない、自己満足だけに終わってしまうと思うんですが、そのことについて、ソ連の恫喝とこの件、どう思われるか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　いずこの国といえども、他国に脅威を与える、あるいは侵略を企図する、こういうことは、今日の国際情勢の中では、最も共通の批判を受けるべきだ、ということは、御指摘のとおりであります。たまたま、いわゆる大国間の、あるいは列国の間の権力者、つまり国を代表する人たちの会議も大切ではありますが、市民運動的な自治体というレベルのそのような運動も、また意義なしということではありませんので、私、御指摘のとおり、ソ連もその他の国も、もちろん呼びかけの対象にして、そういう人と同じテーブルに着ける、こういう状態ができれば目的を達するに意義のあることである、このように思いますので、微力ではありますが、そのような努力もいたさなければならない、ということを御指摘の中から感じたところであります。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　質問はこれで終わりたいと思いますが、振り返ってみますとこの１０年ぐらいの間に、一生懸命核の開発に努めて、その配備をしてきたのは、ソ連なんですよ。で、カーターはぼうっとしている間に、全部先越されてしまったんですね。そういう現実というものをやはり見ていただかないと、非常にこういうものを一生懸命おやりになっても、やっぱりきちんとして教養があって、常識をお持ちの方がごらんになれば、何か政党に踊らされて日野市もやってるな、ということになってしまうわけです。（「交渉中にやられちゃったんだよ」と呼ぶ者あり）だからおやりになれば（「ぼうっとしている」と呼ぶ者あり）そのとおりです。そのことをやはり念頭に置いてこの運動というものをおやりになるならば、そうした視点を忘れずにやっていただきたいと思っております。

それからもう一つ、いま憲法の話もちょっと市長からもありましたし、私もちょっと触れま

したので、お話を最後に聞いておきたいと思うんですが、６月３日に日野の第一小学校の体育館で、憲法、反核、平和について語り合う、草の根運動交流集会８４年というのが行われたんですね。で、ここで日野市長として、たしかあいさつをされたようにプログラムではなっております。この参加団体を見てみますと、毎度おなじみの人たちがいっぱい並んでるわけです。後援は日野市と保谷市がやったことになっております。連絡先もいつもこういう運動に熱心に顔を出す佐瀬という人が連絡先になっております。市長、どういうごあいさつをなさったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　６月３日にいまお話しの市民運動団体のシンポジウムが、つまり反核平和運動のシンポジウムを行ったということは、承知しております。日野市の平和宣言都市の宣言をやっておる立場から、日野市で会場が持たれるような際には、後援をすることは私は市民意思に沿うものだ、このように考えております。

その６月３日には、ちょうど私の郷里のうちの仏事がございましたものですから、当日は出席いたしておりません。簡単な激励のメッセージを送った、このような経過でございました。（「メッセージの内容」と呼ぶ者あり）当日は約４０何団体だったでしょうか、２００余名の人が集まられた、こういう報告だけは聞いております。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　これはまさに日野市が行っている、日野市で行われた赤旗祭りなんですね、内容そのものは。で、これを８４年日野市民憲法法記念行事も同じなんですが、日野市が一生懸命後から応援してやるということは、何も赤旗祭りのようなものを、市が応援するというのはやはりおかしいんじゃないかな、と思うんです。

市長はいまの憲法を市政に生かそうということで、いまの日本国憲法非常にいいものだから、これを市政に生かして守っていこう、ということだろうと思うんですが、日本共産党もいま市長とは非常に仲よしの政党なんですが、同じような気持ちを持っているとお考えですか。つまり、憲法を守ろうということで、この政党はそうした意思を持っているというふうにお考えかどうか。市長は、日野市が後援したというんですから、共産党の人もたくさん入ってます。市長はどうお考えになっているかお聞かせください。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　質問ですから、できるだけお答えはしたいと思いますが、少しお言葉が私は過ぎるんではなかろうか、このようにも感じております。

日野市は、議会という団体意思を決定する機関において、この平和都市宣言を行われておる、という崇高な理念が中心にあるものだと思います。したがいまして、それに準拠する各種の運動に対して、どのような運動というような選別は、私はどうかというふうに思います。したがいまして、あなたの信奉される主義の方も参加されても大いに結構でございましょうし、広く、つまり偏らないように運営をしていただく、ということは望ましいことだと思っております。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　私は、やっぱり現行憲法は尊重しなくちゃいけない。これはあたりまえのことだと思いますね。しかし、尊重しなければならないと言いながら、ときどきそれがどうなっているんだろう、というおかしな事態がたくさん起こっている。

で、日野では市長を支える文字どおり知恵袋、どちらがどちらを利用しているのかわかりませんけど、共産党と非常に密接な関係におありになる。だからこの政党が憲法、いまの憲法をどういう考え方を持っているか、というのは非常に大切だと思うんですよ、憲法を市政に生かそうというんですから、だから守ろうと思っているとお考えですか、ということをお聞きしてるんです。余り長くはやりませんので、簡単にお答えいただければと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　そういうことを私から一々お答えをする必要はないと思っております。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　私も、前から憲法の問題については、一度市長とじっくりやりたいな、と思っていたんですけど、そういう機会もなかなか持ち得ませんでしたので、市長に、よく御存じかもわかりませんけど、参考までに一部だけ参考になればと思いますんで、ちょっと資料を披露させていただいておきたいと思います。そして終わります。

日本国憲法は、昭和２１年の６月から１０月まで、第９０回帝国議会でつくられた、ということになっているんですね。この日本国憲法が、いろいろ審議をされ議論をされ、そして最終段階でそれぞれの政党が、おれのところはこの憲法についてはこう思う、だから賛成だ、反対だという討論をやったわけです。その討論は、皆さんよく御存じのように、日本共産党は野坂

参三という議員が立ってやりました。この人は衆議院の本会議で、この憲法に対して何と言ったか、これを参考までに申し上げておきますから、お聞きいただきたいと思います。

要するに当憲法第２章、これは戦争一般の法規を規定したところですね。要するに当憲法第２章は、わが国の自衛権を放棄して、民族の独立を危うくする危険がある。それゆえに、わが党は民族独立のために、この憲法に反対しなければならない。こういうふうに言いまして、最後は締めくくりで、われわれは当憲法が可決された後においても、将来当憲法の修正について努力するの権利を保留して、私の反対演説を終わる次第であります。こう言って、この政党は衆議院の本会議で、日本共産党としての最終の態度を明らかにして、そして共産党所属国会議員は、全員反対した。そのことを申し上げて終わりにします。

○議長（高橋通夫君）　次、小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　第１点は、日野地区高等学校用地造成工事概要ということで、助役報告に伴って、後々の質問のために、ちょっと確認をしておきたいんですが、この造成工事に入る前に、測量が完了しておりますけれども、もう一度はっきりお伺いしたいんですが、この測量の必要性といいますか、なぜ測量をしなけりゃならなかったかということと、それから、この測量が現況測量か確定測量か。そういった点の確認をしておきたいと思います。

それから日野市教育委員会ですね、教育長に質問しますけれども、過日新聞に出ておりましたんですが、給食米の臭素調査をしたということでありますけれども、この５３年産米が有毒臭素が残留しているということで、日野市では日本食品分析センターにその分析を依頼したということであります。そしてその結論が出るのが１０日ほどかかるということで、その間学校の米飯給食を出さないように指導したということですが、その辺の指導実態といいますか、それから検査の結果、それから今後はどういうふうに対応するつもりなのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

さらにもう１点は、南平の京王線、京王線の南平駅のホームの延長という計画が持ち上がりまして、それに伴って、地元住民からの反対運動も起きているということでありますが、特に南平七丁目町内会の皆さんは、市長から直接考えを聞きたいということで、申し入れているんだけれども、まだ会ってくれてない。こういう市の態度に住民の反発が強まっている、というふうな報道もされているわけですけれども、この問題について、市長がその後この町内会の皆さんにお会いになったかどうか。あるいは、会っても会わなくてもこの問題についてはどのような考えを持たれているか、市長のお考えを伺いたいと思います。以上です。

○議長（高橋通夫君）　理事者答弁、助役。

○助役（赤松行雄君）　では助役から答弁申し上げたいと思います。

いろいろと努力の積み上げをいたしてまいりました。それから関係当局等の指導等も得、議会のやはり大変な御協力を賜りまして、南平高校用地、ここまでまいったわけでございますけれども、なぜ南平の用地の測量が必要なのか、こういうことでございます。これにつきましては、何回かにわたって学校用地の買収の清水さんだとか、あるいは両平さんというような形の中で、何次かにわたって学校用地の買収の買い足し前というものをやってきておるわけでございます。全体的な要するに地積というものを求めるという必要もございます。そういうふうなことで、確定測量を実施した次第でございます。そういうふうな状況でございます。

○議長（高橋通夫君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　第２点目の米飯給食関係の検査の問題についてお答え申し上げたいと思います。

たしか、あれ５月の２７日ですか、２８日の朝日新聞並びに毎日新聞のトップに、大きく記事として昭和５３年産米の放出と申しますか、古米の中で厚生省が検査した結果、残留臭素５０ｐｐｍですか、これを超えるような濃度の摘出があった。で、食糧として適していないという関係で、この古米の問題について厚生省の方から一応クレームがついた。

実は５月の３１日の日に、日野市の学校給食会というのがあるわけですけれど、これの総会がございまして、その席で私、教育委員会の代表ということであいさつをしたわけですけれど、一応、学校給食の衛生安全面の内容については、万全の注意を払っていただきたい。それとあわせて、つい二、三日前の新聞記事の内容も付して話をしたところ、その直後、栄養士部会というのが、学校の栄養士さんたちによってつくられているわけですけれど、この栄養士部会の方から申し入れがございまして、現在日野市で使われております給食用の米の中に、販売ルートを通して混入している残留臭素の混じっているそういう米が混じっている心配はないか、できるだけこの点については早く検査をしていただきたい、こういう面の申し入れがございまして、６月の１日、先ほどお話がございましたように、日本食品分析センター、これは渋谷の方にあるわけですけれど、そちらに検査の依頼をお願いしたわけです。

７日の日に、検査の結果について報告がございました。全部で五つの検体、５カ所ほどから

現在小中学校の給食に使うお米を取り寄せている、そういう実態もあるものですから、それぞれの検体についての結果で、一番高い濃度を出したのは、１３ｐｐｍと、それからそれ以外に９ｐｐｍ、７ｐｐｍと２カ所の検査については全く摘出されなかった。いずれについても、いまの５カ所の検査の結果については、すべていわゆる規定量以下の状況であって、食糧として全く心配ないからと、こういう検査の結果の報告を受けましたので直ちに各学校の方に連絡をいたしまして、とりあえず１日から６日にかけまして取りやめておりました米飯給食について、米飯給食の開始、これについての連絡を取った、そういう次第でございます。

なお、この米飯給食は、やる際につきまして、一応各学校で１カ月の予定献立表というものをつくっている、そういう関係もございますので、その短期日の間にできるだけ、その短期日の間にその検査をして、その結果を学校に連絡し、家庭の父母の方たちにも、学校給食に関する限り、全く心配しないように、という形の安心感を持っていただく。そういう面も含めまして、６月の上旬にその米飯給食を予定されているところについては、６月の中下旬に米飯給食が実施するというような献立の入れかえ、そういうような方法等をとって対応してほしい。このような形での連絡を取っておりましたけれど、いまの結果がわかりましたので、直ちにその点については心配ないから、という形を各学校長通して連絡した、こんなような次第でございます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　南平駅のホームを京王電鉄において延長したい。つまり要請にこたえたい、という背景があると思うんでありますが、また同じ周辺の利用者の立場として、ホームが延長されることは、迂回路になって不便が出てくるという御意見もある、というふうに状況を承知しております。したがって、市長に会いたいから云々ということの記事は、何かの新聞記事になっていたことは承知しておりますが、直接にまだそこまで聞いていないものですから、いずれ近いうち調整役に出向きたい、このように考えております。

その方法は、過去にもちょっと言ったことがありますが、ホームの下に、従来の道どおりトンネルをつくるというようなことも、これはやれないことじゃないと思いますから、そういう解決策もあり得るのではないか、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　ただいまの第３点の問題については、ひとつ調整役というのに

は、いつも市長、腰が重いものですから、ひとつ住民の皆さんに双方の立場で納得いくような調整をひとつお願いしたい、というふうに思います。

それから第１点目の方は、きょうのところはこのぐらいで一応確認をさせていただきました。

それから第２点の方ですけれども、これについては、ちょっと記事を見たときに疑問に思ったわけですけれども、たった５体の検体といいますか、５個の検体だけで、この５０ｐｐｍ以上の検出されるあれが出てくるかどうかということを、日野市だけがそういったことを検査されて、その回答がどうだ、それによって、もう全然心配ありません、なんていうふうな形で、ストップしていた米食給飯を再開したっていうふうなことは、ちょっと安易な、安易といいますか、考えがちょっと浅いんじゃないかっていうふうな、こう疑問を持つわけなんですけれども、この５３年米がどの程度出回っているか、私ちょっとわかりませんけれども、その辺のところの対応について、たとえば厚生省なり食糧庁なりに見解を求め、あるいは、どのような対応をしたらいいか、というような指示を仰ぐといいますか、あるいは調査されるとか、そういうもっと、こうマクロ的なとらえ方でこの問題については対処しなければいけないんじゃないか。日野市だけに来ている米のことで、こういう疑念があるというんであるならば、そういうことでもいいでしょうけれども、そういう広範囲に出回っているこの古米について、その安全性を日野市がたった５体の検体を日本食品分析センター、この分析費用も結構ここは高いところですので、われわれ民間でもよくそういう分析をお願いすることあるんですけれども、検査料非常に高いです。検査料の高い、安いは別問題としまして、この５体の検体を出した。そしてその結果、もう５０ｐｐｍを超えるものはないというふうなことで、大丈夫ですよというふうに安全宣言をされたということは、そういうことをするならば、むしろ仰々しくストップするということ自体も、ストップするまでには何かそれもっと確かなといいますか、あるいは疑わしきを使わず、というんなら、まだストップ、解除を出すべきじゃないだろうと思うんですけれども、その辺の取り組み方がちょっと、こう日野市単独での行為としては、不十分じゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

都の学校給食会、こちらの方にも連絡を取りまして、現在学校給食会の方から給食用のお米として納入されている、これについては全く心配ないか、という関係での電話連絡等も取りま

して、学校給食会としては、いわゆる５３年産米というような、そういうような古米は、一応配給ルートの中に入れていない、こういう連絡を東京都の方からも得ているわけです。

ただ、先ほど申し上げましたように、日野市の場合、学校給食用の配給米以外に、学校によりまして、付近のいわゆる一般のお米屋さんと申しますか、そちらの方から直接取り入れている学校もございまして、そういうような関係で、五つの場所からとっている。売っているお米屋さんがどうのこうのというんでなくて、そういう販売ルート、流れてくる販売ルートの中に、いま言ったような形で、残留臭素が給食に適さないような状況でまじって、どっかの流通段階でまじってきている、そんなような問題点が仮にでもあったとした場合、少なくとも、日野の学校給食をやっている傘下の小中学校については、それだけの問題を一応やっぱり押さえておくのが教育委員会としての責任であろう、こういうような立場に立って、わずか五つの検体でございますけれど、調査をお願いした、こんなような事情なのでございます。

○議長（高橋通夫君）　　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　　実際に、人体にどれだけの影響を与えるかわかりませんけれども、検査をすること自体は、決して悪いわけじゃないです、そのこと自体は。ほかのルートから米を買ってるということで、混入しているというおそれがあるのでやった、ということであるならば、その辺の懸念というのは、今後もやっぱり一定期間は続くだろうと思うんですね。そうすると、定期的に検査する必要も、いまの姿勢ならば、定期的に検査する必要もあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋通夫君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

お米だけでなくて、やはり学校で取り扱っております給食材料、そういうものにつきましては、若干でもそういう疑わしいというような側面がございました場合には、適宜検査していただくような手段は取りたい、こう考えております。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　次、馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　前の方が質問されたことは省いて、簡単に２点ほど質問いたします。

初め、助役の御報告になりました都立高校の用地造成工事の件でございますけれども、私、ちょっと心配なのは、これから梅雨に入るわけですね。この地域は、この図面を見てもおわか

りのように、真ん中に、こう大きな水たまりがございましたね。この水たまりへ、かなり山から流れてくる水が一回ためられて、さらに下へ流れるというふうな形があったわけですね。この造成工事、ここから始まりますと、もろに大雨等の場合、下の水路といいますか、道路を通じてどっと流れていくんではないかな、という心配があるんですね。ですから、そういう大雨の際の対策、そういうものが十分とられているのかどうか、ということをまずひとつお伺いをしたいということと、それに関連をしまして、この辺の周辺の住民の方々に、買収に直接影響のなかった方々には、余りこの辺の工事のことが説明をされてないように思うんですね。ですから、住民の不便という面もあるいはいま言った災害という面も含めて住民、近隣の住民ですね、直接接してはいないけれども、近隣の住民の方々にこういうふうな形になりますよ、というふうな説明会といいますか、説明のようなものが持たれているのかどうか、ということですね、その辺をまずこの点についてはお伺いをしたいと思います。

それから、この報告書の中にはございませんでしたけれども、ちょっと私気になるんですが、仲田広場ですね、一時使用をしておりました仲田広場が、７月から工事が始まりますね。で、その前の段階で、多分先月か、あるいは今月かわかりませんが、地元の住民の方々に広場を使えなくなりますよ、というふうな説明会があったかと思うんですけれども、その辺のことについて、説明会当然あったと思うんですが、地元からどういうふうな反応といいますか、声があったか、ということをお聞きをしたいというふうに思います。

それから最後にもう一つは、この報告書の一番最後、教育委員会の学務課から出ている園児、児童、生徒数のことについてですが、この数字を見ますと、１年生が二小、五小、南平小、旭が丘小、この辺でかなりこうふえてきているわけですね。これは前に３月議会のときに、旭が丘、多摩平地区には、幼児が今後ふえる可能性があるので、新しい幼稚園をつくるんだ、というようなお話がありましたけれども、こうかなりがくっとふえているような感じもしますので、この辺は学校の教室とか、そういった施設の面で、今後かなりこれよりふえてきて大変だな、というふうなことになるのか、あるいは、このぐらいが限度で、後はそうはふえないだろう、というようなお見通しなのか、その辺をお伺いをしたいと思います。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　助役からお答え申し上げたいと思います。

御指摘のございますように、この青く塗りました図面の右寄りの、真ん中よりも右寄りが大

きな砂利穴でございます。これがいままで傾斜地でございますので、調整池と、こう申しておるわけなんでございますけれども、ここへ一時水がたまりましてそれで周辺への水害というもの等の一つの対策になっておるわけでございますので、この条件というものは、この工事を施工する上で十分に生かしていきたい、こういうふうな考え方に立っておるわけでございます。ですから、一番右にございます地図のトラックの図面がございます。ここの所が大きな市の下水道計画が、南平の下水道計画が完成しまして、この地域の水を完全に飲み切れる施設ができる段階までは、ここが一つの雨水の調整池になるわけでございます。そういう機能をこれが持つわけでございます。ですから、この一番下の所が1.8メーター、2メーター近くの、これが一番角がこのトラックの一番下が堤防1.8メーターの堤防になるわけでございます。それでここに水が一時的に水がたまる、こういう機能を持つわけでございます。ですから、この砂利穴を生かしながらこのトラックの造成に移り変わる。ですから水を、水が住民の所へ行かないように、機能というものが、この運動場に造成しながら砂利穴が変わっていく、埋めながらなおかつこのトラックができ上がっていく、こういうふうな形態になるわけでございます。

で、これにつきましては、独歩が持っていました５３年かに、７０、８０ミリ近くの大水が出まして、この周りが床上が3軒、それから床下浸水が多数出たわけでございます。で、これも山砂を伴いました出水でございますので、水が簡単に引ければもとに戻る、というものじゃないんですね。泥が吐き出るわけでございますので、大変なことになりました。そういう記憶なり危険ということは住民の方はよく御記憶でございますので、その面からの御注意もいろいろいただいておるわけでございます。ですから、全部で説明会は１２回やっております。用水の組合長さんだとか自治会長さん、いろんな役職の方とそれから一般住民の方と一度やるには二とおりやるわけですね。ですから6回やりましたので、１２とおりの説明会なりをやっております。

それから最近では、工事をやる上での実際の、現在水道の工事が大体終わりました。それから、きのうやってましたのはボックスカルバートの工事を東海興業がやっております。これから１メーター２０の 排水管がこれからカルバートにつながって、この山の学校用地につながるわけでございます。

それで、大体この山に8台の土木機械が入っておりました。2台の大きなトラックと、8台ほどの機械が入りまして、まさに工事着手という状況になっておるわけでございますけれども、

そのような危険な状況は、十分承知してございますし、それから業者につきましては、水対策というものについて、十分に経験ある１２社の中から入札をして決定してきたということと、それから、こういう地帯でございますので、トップ企業、土木関係のトップ企業を１２社の中から入札で選んで、鹿島に決定したわけでございますけれども、水の経験、土木経験の高いところ。

それで、さっき言いましたように、運動場につくりかえていくわけでございますけれども、水の始末につきましては、この砂利穴から、砂利穴を埋めると同時に、片っ方の堤防をつくりながら運動場をつくっていく。最近の学校というのは、そういう地区内から出た水は、その中で始末するという運動場を水源といいますか、あれする機能の学校がふえてきてますので、そういう同じタイプの学校でございます。十分気を遣ってやっておりますので、そのように御承知願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは2点目の仲田広場の御質問につきまして、お答え申し上げます。

仮称仲田公園につきましては、今年度から公園の築造に入っていくわけでございまして、7月、8月にかけまして、土砂の搬入をすることでいま計画を進めております。で、これに先立ちまして、当然現在この広場につきましては、ゲートボールとそれから野球に付近の住民の方々が御利用いただいているわけでございます。したがいまして、この工事に入るということと、ゲートボール、あるいは野球で使っている１ヘクタールの広場を閉鎖するということにつきまして、5月の下旬に地域の周辺自治会の自治会長さん、それと老人会の会長さん等約１０名をお呼びいたしまして、説明をいたしました。

で、この説明は、非常に工事に入りますと、ダンプ等重機等も入ってまいりますので、この広場の中で野球、あるいはゲートボールを行うということは、非常に危険であるのでやめていただく、ということが1点。それから7月、8月における工事の内容、それと１１月から行います公園の造成工事の内容等について、御説明を申し上げたわけでございます。そういう中で、住民の方々から出された要望は、ゲートボール、あるいは野球場をほかにとっていただけないだろうか。特にゲートボールについては、非常に地域の方々が御熱心にこのゲームを行っておるということから、中断するということは忍びない、というような御意見もありました。

そこで私どもとしては、四ツ谷の区画整理区域内、もうすでに整備されておりますが、東側の公園で、ゲートボールができるように、ちょっと面積的には狭いんでございますけれども、そこの所を何とか整備をするということで、暫定的にお使いいただくというようなことで検討いたします、ということでお答え申し上げております。それと野球につきましては、少年野球が主としてお使いになっておりますけれども、現在、万願寺の区画整理区域内で造成等にもう入っておるわけでございますが、これは宅地の造成としてでございますが、その中で、安養寺公園の西側でございますが、ここは将来公園の用地でございます。そこに残土を入れまして、整地いたしました。ここがちょうど野球場に適した面積でございますので、暫定的にそちらの方をお使いいただく、ということで御理解を得ておるところでございます。

できるだけ早く、私どもとしてはこの公園を整備いたしまして、整備する中でゲートボールもできるように検討をしていく。また、そういった点についても、レイアウト等の中で考えているということで、御説明をしたわけでございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

３点目の５９年度の児童、生徒数並びに学級数の状況からいって、特に二小、五小、旭が丘小学校等心配ないのか、という御指摘でございますけれど、御承知のように、小学校の場合に、本年度、昨年度と比較しまして、日野市全体で５５９名児童が減少し、クラスが８クラス減ってるわけです。いま御指摘になりました二小とか五小とか旭が丘小学校、このようなこちらの方の学校につきましては、教育委員会としても常に注意を払っているわけでございますけれど、ほかの地区と違いまして、ある程度横ばい、ないしは漸増傾向がある。そういう状況の中で、五小並びに旭が丘小学校につきましては、当面は保有教室との関係からいきますと、第五小学校には、まだ１０教室ほどピーク時、第五小学校が一番ふくらんだ時点のピーク時と比べまして、１０教室ほど教室の余裕がある。それから旭が丘小学校につきましても、５教室ほど余裕があるわけでございますけれど、一番心配なのが第二小学校の２６学級ということでございます、ことし。で、現在、保有教室２６学級ということで、学務の方でも来年度以降、ずっと将来にわたっての推計をとっているわけでございますけれど、来年、あるいは再来年において、急にどうのということも起きないと考えておりますけれど、あの地区のまだ住宅が建つ可能性その他を通して、第二小学校の問題を一番心配している。

で、実は学区検討委員会、これを本年度正式に発足して、その中でこれらの学区域の問題等めぐって、父母の方からもいろいろな要望が出ておりますし、現実問題、学区域の問題等とも絡めながら、この第一小学校の問題等につきましては、何とかまたプレハブを使わなくては授業が成り立たない、というようなことがないように努力してまいりたいと思ってます。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　２点、３点については結構でございます。よろしく御配慮をお願いします。

第１点目ですけれども、概要についてはわかりました。そのグラウンドを遊水池でしょうね、遊水池として利用するというふうなことで、工事を進めるということでしょうけれども、それはそれとして、こういう梅雨どきに、こういう造成工事をして、コンクリを打つといいますか、そういうことが将来この都立高等学校を使って、崩れるとか、そういったことの心配は全然ないんでしょうか。梅雨どきの工事で、私非常に心配をするんです。特に山をある程度こう削って押さえるというふうな工事が、当然あると思うんですね。そういう工事が、果たしてこういう梅雨どきの一番こう土が水を含んでいるといいますか、そういう時期に行われるということで、地元ではその辺の不安がかなりあるんじゃないかなって気がするんですね。ですから、その辺の、こう大丈夫ですよと、心配ありませんよ、というふうな答えをぜひいただきたいということ、これが一つと、もう一つは、この工事が、かなりこう本格化しますと、下の川崎街道から、通路ですね、ダンプとか、いろんな大型の車が通る道ですね、この辺のところがかなりこう何ていうのかな、恐らく一般車両が通行どめになったり、周辺の住民の方々が、かなり通行に不便を来すんではないか、という気がするんですが、その辺についての配慮は、なされているんでしょうか、もう一度お願いします。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　いろんな御心配があろうかと思います。当然梅雨どきでございます。梅雨どきの工事の施工というふうなことにつきましても大きな問題がございますし、梅雨どきにかかりますとまた仕事がどの程度進むか、という問題等もございます。それから、そのときのその年の梅雨によりましては、工事日程に大きな狂いが出てくる等問題が出てくるわけでございますけれども、そういう問題等を含みまして設計してまいりましたのがやはり水関係とか土木工事という面での相当経験の高い設計屋としましては日本技術開発というものを選

びまして、担当さしたわけでございます。

それから工事面につきましては、先ほど言いました水処理というふうな問題等十分経験のある業者というふうな選定の中から、12社を選び入札を執行したということの中で配慮しておるわけでございます。あとは実際の工事の施工面につきましては、そういう面について十分さらに配慮を重ねてまいりまして、梅雨どきの施工ということで後で水と一緒に工作物が崩れる、流失するというふうなことで大変なことが起こりますと住民に済まないわけでございます。この面につきましては工事を担当する鹿島、それから東海興業、それから市の関係では山田設備、こういう方たちには十分申し上げておるわけでございます。高校の校地を造成するということを急いで途中で大きな惨事を引き起こすということについては、高校そのものの誘致を根底から覆すことになるんだということで、何を置いても工事の安全ということを第一にして、それで地元住民への被害ということを安全に食いとめていくという要するに考え方で、工事を施工していくんだというふうなことで、十分注意もし、建設部が日本技術開発と一緒になりまして、設計、工事、監督に当たっていく、こういうことになっておるわけでございまして、また土地開発公社のもとに建設部の技術屋、それから都市整備部の技術屋が結集して、要するに設計等の監修に当たっている、こういうふうな状況になっておるわけでございます。

いろいろ御注意がございましたので、梅雨どきを控えてなお一層の注意をしていきたい、こう思っておるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後4時17分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

行政報告全般についての質疑を続行いたします。谷　長一君。

○5番（谷　長一君）　質問いたします。

この行政報告の人口のところですけれども、20ページです。5月1日現在15万7941人になっておりまして、前年と比べますと2,113人という増になっているわけです。この増が

転入、出産、または年齢、平均寿命の伸び等によるものかどうか、ということをちょっとお伺いしたいんですけれども……。

○議長（高橋通夫君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　ただいまの20ページの御質問は、大変むずかしい御質問で、私もいまそれまでの分析の資料は持っておりませんが、2,113人ふえたことはもちろん間違いございませんけれども（笑声）、総じて申し上げることは、出生、死亡という要素よりも、むしろ転入の方の要素が多い、ということだけは申し上げられると思いますけれども、比率の面は、ちょっと申し上げられませんので、恐縮でございますが、お許しをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君。

○5番（谷　長一君）　これはどうしていま伺ったかと申しますと、いわゆる厚生省の統計等を見まするとと、出産と死産というのが、出産に比較しまして、死産の届け出というのが、4.7％というふうになっているわけなんです。そこで、日野市の現状というのは、それらはどのようになっているかということで、お伺いしたいということで、ただいま人口に関連しております関係上、お聞きした、こういうわけです。以上です。

○議長（高橋通夫君）　次、古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　4点お聞きしたい。

まず第1にこの行政報告書、これは森田市政の内容を、とてもよくあらわしているのがこの書類ではなかろうか、と思うんです。これ見ますと、まず行政の予算がどうかとかという執行状況、これは4月30日になっております。いま質問があった市民課の人口5月1日になっている。それから市の税金の状況、4月28日になっている。それじゃあ清掃部の報告、3月の31日になっている。それで今度は総務課の契約案件は、5月11日になってます。土木課の事業報告は、5月17日になってます。一体こういういわゆる資料というのは、全部を通して何月何日をということでやってもらわなければ、今度いただくときにはどういうふうになるか。大体統計、どこの書類だって何月何日現在であります　すべての内容が。これは一々細かく見なけりゃならない。一体いつの日に、この報告書の内容等がいつの日をもって示されているのか。いま一部だけちょっと申し上げたんですが、こういうふうな書き方というのは、これはもう先ほどの古賀議員の御質問にありましたような、私は見ませんでしたと同じであって、全く

不親切きわまりない。大抵の人は、一番最初見ると４月３０日現在と書いてありますから、きっとみんなそうだろうと思って見ている、これは。やはりこういう報告書をつくるときに、助役なり市長は、一定の基準を示して、４月３０日現在のものを出すようにとか、あるいは５月１５日現在のものを出すようになぜしないのか。いつでも私は、報告書を見て非常に苦しむのは、この数字を統一的に市政全般として見る場合に、何月何日を基準に置いたらいいのかな、と思うんです。この点について、私はやはりばらばらな統率のない、いわゆる無責任な思いつきな報告書について、あなた方はどう思っているか。世界じゅうにないと思う、こんな行政報告出しているところは。日にちがばらばらなんてどこにもない。もちろんロシアのような共産党の国は（笑声）こういう報告書をつくらない、つくらない。あなた方の味方している共産主義者の人たちと私どもは違うんです。（「そりゃそうですよ」と呼ぶ者あり）正しく行政の内容を知りたいから聞いている。それが第１点です。

第２点はだ、これは非常にどうしようかと思っているんですが、もうここに出ているから、あなた方も読んだと思う。緊急質問の、まあいいや最初のでも後のでも。ここに書いてあることについて、後で調べますなんていうことがないようにしてもらいたい。きょうはよくわかりませんでしたなんて、もう５時過ぎると奈良の市議会は閉まっちゃう。そうでしょ。だから緊急にやらなきゃいけなかったんです。提案者が、いい、いいです、後でいいですと言われたから、こうなっちゃったというお話でしたが（笑声）５時過ぎますと、問い合わせしようがなくなるんです。だから、そこのところでもう全部調べてあるんなら別だ。だけれど、調べてなければ、だれかにすぐ調べさせてもらいたいんです。いいですね。理事者のやることは、大抵少し延ばしていきゃ、１３、１４はお休みです。そうでしょ、さっきの議運だと。そのうちに忘れてくれるだろうと思うんです。それでその点で質問、第２の質問は、一応これはお楽しみ、楽しみ。変なふうに答えないようにしてもらいたいことを言っておきます。

，それから第３点、これは質問したくてしょうがない、私にとっちゃ緊急です、私にとっちゃ絶対緊急だ。だけども、まさか人様のりっぱな質問を私が横取りをするということはちょっと差し支えが、もちろんこれは市川君たちじゃなけりゃ横取りしちゃうんですが（笑声）やはり相手が紳士ですから、そういう面で私は質問しないことにしたんです。

それから、だから３点は今度は申し上げたいんですが、高校用地のいわゆる防災工事始まった。それで雨が降ったらグラウンドを水でためるんだ、貯水池にします。それも一つの考え方

でしょう。第一もともと平らな所は建物ができないんですよ。あなた方、ボーリングしてみたらわかったでしょう。建物ができないから東京都じゃ初めはだめだと言ったんです。だけど、市長の首にかかるような重大事件だなんていうから、それじゃあというんで気の毒になって、この山を削ったようにしたわけです。山を削れば穴があいているわけじゃないから、建物が何とかできやしないか。あの平らな所は全然建築できないから、グラウンドになったんです。グラウンドだと思ってたら、いまあなたの説明では、これは池にするんだ。池の方がいいです、これ何もできない所だから。しかし、泥沼です。

それはそれとして、ここに入る道路にずっと川崎街道から6.5メートルの道路がこの図面で延びております、一番下の方に、この地区外。この道路の一部に東海興業さんが１５０メートルほど物すごい大きい排水管を入れる。そうですね。先ほど助役は1,２００ミリだと言いました。しかし、私は橋本課長に聞きましたら幅が2,５００ミリ、高さが1,６００ミリの管である、出口は四角である。物すごく大きいものです。黒川の都市下水路の出口でも、それはこんな大きくありません。その大きい出口から流れ出る雨水が南平用水に入るわけです。用水は全く改良されてません。ということになりますと、用水はこの膨大な雨水を飲み切れないと推定せざるを得ない。たとえば、いま日野市は１１月以降２億3,０００万円をかけて南平台の入り口から下流の部分の用水の改修を行います。しかし、南平台から西の部分、いわゆる高校のこの排水管が出てくる間は、来年の１１月過ぎるわけです。まず、ことしの夏、来年の夏少なくともこの２回は、この大きい東海興業さんがいま施工中である大きな管から出てくる膨大な雨量を、どうやって排除するのか、あるいはこの高等学校のグラウンドを使わせないで、来年、シャットアウトして、せきでもつくって使わせないように、せきが、せきっていう言葉は変ですが、門ですね、水門でもつくって、当分の間あそこへ池でもつくっておくのかどうか。非常に心配するのは、あれを池にしておけば、高校生は運動できない、再来年の話なんですが。それから水を池にしないで出しちゃえば、東海興業がつくってる大きな排水管から出てくる水が、川崎街道の南側の住宅地を襲うわけです。この対策はどうなっているのか。思いつき思いつきでやっているからこういう妙なことになってくるんですけれども、この点について、私はことし大あらしでも来たときに、あらしでも来たときというのは、９月以降ですが、あの管は、排水管はでき上がるんです。だから排水管から水があふれてくることは間違いないんです。川崎街道のふちにある住宅、あの人たちは、いまから避難命令でも出しておかないと間に合わないんじ

ゃなかろうか、こう思って非常に心配なので御質問しました。どのような対策があるか。これが第３点だ。２点は、２点目は質問、答えなくて結構です。

と同時に、この大里１号線、川崎街道からこの防災工事現場、高校用地、仮の高校用地へ入る大里１号線を6.5メートルに拡幅した絵がここに出ております。これは地区外ですが、この高校用地の外側、外の北側になるんですね、北に真っすぐおりて、そして南平の駅にいくわけです。この用地買収は終わったのかどうか、わかりますね。南平の駅からずっと南へ上っていくと川崎街道へ出る。その川崎街道をさらにさらに南へずっと２００メートルほど上っていくと、この高校用地に出るわけです。この川崎街道から南の部分の大里１号線に、この大きな排水管が埋設されているのであります。ですから6.5メートルの道路をちゃんとつくらなけりゃあの周辺の方々の交通は非常に困難を来す。だから用地買収は終わったのかどうか。また現在どの程度何平米買う予定、何平米買収が終わったのか。その買収の金額は幾らであるか。買収できない部分、これはどのような状況であるか。これはいまの道路で東海興業さんの大きい工事をやりますと、住民が通行することができなくなるわけです、通ることが。あの周辺には、たくさんの人が住んでるんですね。大里１号線を使って南平の駅に通っているわけです。だから本当ならば、道路買収とか用地買収、6.5メートルの道路ができて初めてこの排水管の工事等を始めるのがいいんですけど、何たって、もう思いつき思いつきでやってんですから、まず排水管から工事が始まっちゃったわけです。だから、川崎街道からこの現地までの大里１号線の6.5メートルの拡幅の用地買収は終わったのかどうかだ。終わってなきゃ、いつ終わるのか。幾らで買収したのか。というのは報告書に出てないから聞いているんです。これ、ちょっとお願いしたいと思います、その防水対策と一緒に。

次に４点としてお聞きしたいのは、市長の核兵器絶滅運動の発起人の中に、長崎市長も広島市長も入ってないんですけど、何でまたいま世界じゅうで一番一生懸命やってんのは、広島の市長さんと長崎の市長さんじゃないんですか、自治体でやってんのは。被爆市です、市でいつも新聞に出ている、もうこれは載ってないんですけども、一体どういうことなのか。一番上がもうこの間私も落選したんですが、落選しました藤元さんが一番上に載ってる、ここの印刷物じゃね、武蔵野の。これはとにかくとして一体長崎市と広島市は何で載ってないのか。この点をひとつ市長の方から教えていただきたい。私は不思議でならない。

以上、４点。（「５時までに終わる」と呼ぶ者あり）　５時までには終わります。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　４点目につきましては市長にお答え願いたいと思います。

上の方からお答え申し上げていきますと行政報告の報告内容についての時限の問題でございます。

これにつきましては５月１日で集計するもの、あるいは４月末で集計するものと月の初め、あるいは月の終わりというふうな統計なり事務内容によっては上部との関係でそういう違いがあるものもあるわけでございますけれども、報告でございますので大体時間といいますか、なるべく接近した時点で統一していきたい、このように思うわけでございます。そのように指導していきたいと思います。

それから２番目につきましては、後々の問題でございます。また答弁も要求されておらないようでございますので、３点に入らせていただきたいと思います。

３点につきましては確かに昨日あたり東海興業が工事しておりますのは、ボックスカルバートでございます。ボックスカルバートでございますので、見たところ非常に大きく見えるわけでございますけれども、これにさっき申し上げました１メーター２０のヒューム管が接続する。それで、おっしゃるとおり、学校の高校用地の排水管として配置されるわけでございますけれども、やはり、これについてもさっき申し上げましたけれども、下水道の排水が、南平の下水道の日野市の計画しますところの下水道計画というものが、南平の幹線が完成するまでは、完成しますと、この山からの水も直でそのままストレートに流れていきますので、ボックスカルバートもそれから1.2メートルのヒューム管もそういう大きなものになっておるわけでございますけれども、その下水道幹線が完成するまでは、さっき言いました遊水池というものが時間的な調整池に、雨水の調整池になるわけでございます。ですから調整機能がこの遊水池につきます。一遍に多量の水が、雨が降りますと、この遊水池に一時たまりまして、それで時間差をつけて排水するわけでございますので1.2メートル、あるいは大きなカルバートもいっぱいになって流れるというのは、下水道幹線が完了してからでございます。それまでは、おっしゃるとおり下の南平の用水、毎年年次計画で飲み切れるような改良はしていくわけでございますけれども、その改良の度合いに応じて、降りました雨水は時間調整しながら排水していく、こういうふうなことでございますので、下の要するに用水の組合長とも、よく相談してきておるわけでございます。放流許可等もいただいておるわけでございますけれども、そういうふうな調

整でやってまいりますので、大きな要するに出水で、あるいは下の南平地域に災害のないような調整排水をしていく、こういうことでございます。

それから大里１号線、6.5メーターに拡幅してまいるわけでございます。ほとんど買収を完了しておるわけでございますけれども、まだそれぞれのお宅の玄関先を切っていくところが、３ヵ所ございます。これにつきましては、話し合い等も大体ついておるわけでございますけれども、きょうですか、きょうも話というか実際の買収の話を進めておるわけでございます。これはほとんど事務手続的なことになる、現状としてはなっているわけでございます。現在事務手続を進めている。ですから買収としては全部完了しているわけじゃございませんけれども、大きいところは全部完了しておりますけれども、３点につきましては、現在も話し合い中でございます。そういうふうな状況でございます。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　第１点の行政報告のことを少し補足をいたしますと、この行政報告というのは、たとえば国会とか都議会では、多分行われない性質のものでありますけど、できるだけ議員の方々に前議会からその後のことについてなるべくわかりよく御承知をいただきたい、こういう考え方で行っておるものであります。これは、有山市長当時始められた慣例だというふうに聞いております。そして資料としては、なるべく正確、日づけ等の統一もできれば望ましいことでありますが、前回、前議会以降の事柄ということで、ある程度御承認も、不統一な点も御承認をお願いしておきたいと思っております。

それから第４点、核兵器廃絶運動になぜ広島市並びに長崎市が名を連ねていないか、ということの御質問であります。

これは私どもの承知しています範囲では、まさに広島市、それから長崎市は被爆を受けた当事者市であります。そしてそれぞれの市長は公式行事の執行者となられて毎年大きい公式行事並びにその期日を合わせた国際行事等も行われておるところであります。したがいまして、当事者市を中心に立てるというよりも、むしろ関係市といいますか、その関係で広島と長崎の立場を支援をする、こういうところに一つの取り組みの特徴がある、このように存じております。府中町、山田町長もそのようにおっしゃっておられました。そういうこととして私どもも認識しておりますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　余り、いまの大里１号線の拡幅はまだ終わってない。ところが、工事は始まった、やってる。で、２メートル５０の幅の広い四角の管を入れているということになると、これは５月、８月の２９日ですか、契約の期限が。だから大部前に終えようということでやってんだろうと思う。そうすると、この工事やってる間の８月２９日まで、あの道路の周辺の住民に対しては、どういうふうな迂回路をつくってるのか、つくるつもりなのか。いま工事中じゃ通れないでしょう。あの道路は狭いですぜ、決して広い道路じゃない。これはどうなっているか、ということをお聞きします。

それから、その次の問題で、ちょっとこの次にしようかなと思ったんだけれど、長崎と広島が入らないというのはね、こういう政治的な活動には入りたくないんですよ。いまロシア、ソビエト、ロシアは一生懸命になってこれをやってるわけです。いわゆる自由圏諸国に対して、非核三原則をというか反核運動をやれ、やれと。自分の方が一生懸命核爆弾を毎日三つずつつくってる、水素爆弾を。それで日本に向かって１４４基もの約４００発の核弾頭をつけたミサイルが極東、シベリアに配置されている。だから、こういう極端なソ連の、ロシアのいわゆるソ連及びその一派の国際共産主義たちの扇動に乗りたくないから、私は広島の市長さんや長崎の市長さん、あるいは全国のほとんどの市がこの運動に加わっていないんだろうと推定するわけであります。私の所見だけは申し上げておきますが、それで、次にこの行政報告の中に全く出てない問題についてお聞きしたい。

遺跡調査会の3,５００万、約4,０００万近い税金はどこか行っちゃった。ある日突然証拠書類がなくなった。このことは、われわれも知っております。それで警視庁の捜査二課の捜査で柳下課長さんは、１２８万円かのお金を横領しただろうと言われております。しかし、あれは１１月でした。もし横領しているならば、検察庁は当然柳下課長さんを起訴するはずであります。もう9ヵ月もたっている。まだ起訴したというお話を聞いておりませんけれども、これは一体どうなっているんですか。私どもはやっぱり市民の税金がどっか行っちゃったで、ああ、いいや、それっ放しでいいや、ほっとけという私は議員ではありません。何でも臭い物を隠そうとする、いわゆる共産主義者と私は違うのであります。そういう点でなぜ報告しないのか。私は当然この高校用地の造成問題にも、報告されましたが、当然その問題については、懸案中の事項でありますし、それから柳下さんが、いわゆるあるいは弁護士さん、柳下さんの弁護士さんが民事訴訟の中では、どのような返事を提出されているのか、これは民事訴訟も並行して

やられているようですが、この点について、御報告願いたいのであります。

これは当然４月、５月になぜ、通常の場合に書類が、調査が終わり書類が送検されますと、少なくとも３０日以内には起訴とか、不起訴が決定します。そういう点は、どのようになっているか。もちろん市側では、あいまいもこの中で、これを隠してしまおうと考えているとは私はいまのところは考えておりませんけれども、一体どうなってるのか、ちょっと報告をお願いしたいと思います。これは助役でも市長でもいいです。あるいは民事の方は一応教育長になりますか、ちょっとその経過だけを教えてもらいたい。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　私の承知しておりますところは、警察の告訴、告発に伴いまして、警察当局が調査され、ある程度の調査報告をもって八王子検察庁に書類送検をされておる。その後、八王子検察庁においては、当然起訴に当たるかどうかという調査もまたされておるものと。したがって調査中のことでありますから、報告をするだけの資料を持たない。起訴される、あるいは不起訴処分にもしなる、このようなはっきりした変化があれば、当然報告をする、こういう性質のものだと思っております。

○議長（高橋通夫君）　　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　　２点目の、いわゆる民事訴訟関係に対しましての御質問が出ましたので、その経過につきましてお答えをいたします。

御案内のとおり、昨年の７月の２１日の日に、遺跡調査会の前事務局長でございます柳下章氏を八王子支部の方に訴訟を起こしております。訴訟の内容につきましては、賃金その他735件、金額にいたしまして2,１２２万3,２２４円を業務上の疑いがあるので、これを市の方に弁償してもらいたい。なお、この弁償につきましては、いわゆる第１審の判決の際に全額を返戻してもらいたい。それから、あわせまして、民事訴訟に伴いますところのいわゆる費用につきましては、全額柳下氏側に負担をしてもらいたい。この三つがいわゆる民事訴訟の原告側の要求でございます。

これを受けまして、過去１０月の３１日の日に、第１回目の公判を開いております。この１０月３１日の第１回目の公判に際しましては、柳下氏側の弁護士の方からの要求がございまして、私どもの方として、さきに八王子の方の裁判所に起こしました、いわゆる事実関係につきましては、全くそういう事実はございません。したがいまして、損害賠償を求めておりますところの金額につきましては、返戻する意思はない。その問題につきましては、裁判の段階で決着をつけましょう、こういうふうな返事を、第１回目の公判においていただきました。

それから第２回目につきましては、１２月の１９日でございます。第２回目は、その第２回の際には、われわれの方といたしましては、それについては、しかじかこういうわけで訴訟を起こしたのだということで反論いたしたわけでございます。つきましては、その反論については、７３５件にわたる各件数別に分けて、その犯罪行為といいますか、争訟した事実というものを書類をそろえまして、そうして八王子支部の方に提出をする、こういうふうになっております。そこで第２回目の公判に際しましては、７３５件、2,１２２万3,２２４円という個々の金額を具体的に立証するにおきまして、証拠書類を提出してございます。

そして、ことしの３月７日が第３回目の公判があったわけでございますけれども、この際には、それに対しましての柳下氏側からは、反論するということでお話がございました。

それで、それにつきましては、ことしの５月の１６日が第４回目の公判でございましたけれども、この５月の１６日の日に、私どもの第２回目の公判におきまして、いろいろと犯罪事実を立証しました書類に対しましての、個々の反論をするということで申し出があったわけでございますけれども、残念ながら、５月１６日の日の裁判におきましては、それに対しましての反論が、時間的に、物理的にできないということでございました。

したがいまして、これにつきましては第５回目が本年７月の１８日の日に開かれることになってますけれども、この際に一応被告側としまして、その原告側で申し出ましたところの反論をする、反論の書類を裁判の際に、第５回目の裁判の際に提案したいというのがいままでの経過でございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　いまお話がございましたように、恐らく７００何件の、いわゆる原告側の出した書類に対して反論するには、やはり１年ぐらいかかるかもしれない、もっとかかるかもしれない。なぜなら、警視庁のあの偉大な捜査力をもってしてもです、この内容の解明ができなかったんです、１年かかって。これは大変なことです。ですから、そういう点では、私はこの民事訴訟というのは、１０年たっても解決しないんじゃなかろうかという気がするんです。いわゆる警視庁の捜査２課という大組織がやっても１年かかったんです。しかも結果はわからなかった。とにかく金が行方不明になった、３,５００万が行方不明になった事実は

認める。しかし、どこに行ったかがわからないんだ、こういう結果になったわけです。そうですね。だからなかなかこのおたくの出した資料も、なかなかこれは警視庁の応援を得たり、いろいろ大変だったと思うけども、この前、私は一番最初、2,０００万円ちょっとであった。それが2,２００万。だんだんふえている。一体どういうわけだと聞いたんですが、これもよく回答なかったんですが、こういうふうなことで、場合、私は普通の検事さんなら、弁護士なら、もうよっぽどとっくに結論を出しているはずなんです。だけども、まだ、というのは、こういうときには、市長なり、警察へ告発した人です。市長が告発したんです、だから市長なり市長の代理人の弁護士が、担当の検事さんところへ行って、あれはどうなりましたか、と月に１回ぐらいは行って聞くのが当然なんです。せくわけじゃないんです。これは当然なことなんです。

大体刑事事件で、７ヵ月も８ヵ月も何になるんだかわからないでほうってあるということは、私どもは、これはもう全く刑事事件にならないという見込みが立ってる。しかし、ここで不起訴にしてしまうと、民事訴訟の方に影響する可能性があるわけです。本来なら、刑事事件が終わってからです、民事訴訟を起こすのが筋なんです。これは筋なんです。

だから、鈴木独歩君の事件だってそうです。東京都知事は、鈴木独歩君にいわゆる南平八丁目の土地の防災工事をしなさい、と命令を出したわけです。しないから、裁判所に告発したわけです、検事局へ、裁判所じゃありません。それで刑事事件として、この裁判が起訴になった。起訴になって事件が終わったのが、やはり１年半はかかっている。それから民事訴訟に入るわけです。今度は減刑、はっきりは、防災工事やりなさい。いま市がやってるやつです。 あれを鈴木独歩氏の方に裁判を通してお願いし、やらなければ民事訴訟になるわけです。

だから、私はこの遺跡調査会、このままむやむやむやといっちゃうと、これは１０年たってもわからない。かつて古いかなたにそんな話があったっけ、で済まされてしまう可能性がある、ということだけ申し上げておきます。

.きょうはこの程度にしておきます。

○議長（高橋通夫君）　　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。（「議長、要望お願いいたします」と呼ぶ者あり）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　　実は、この報告書の６５ページ、最終のページでございますけれども、先ほど馬場議員さんの方からも質問がございまして、特に教育長の方から過大校等の対応については、注意を払いながらプレハブ等の校舎の必要性のないような対応をしたい、というようなお話もございました。ぜひひとつそういうふうに願いたい、というふうに思います。

しかし、表を見ますと小学校、あるいは中学校等を通じまして、学校ごとの規模の違いが大変目立つんじゃないか、ということが一つですね。たとえば小学校の場合の最小校と最大校、これを比較しますと、約2.5倍近くの差がある、こういう関係になるんですね。したがって、学校の人員等においては、当然の問題として、学校環境、あるいは施設等の整備、こういうことは最も優先して対応しなけりゃならない問題だと思います。

この辺が先ほども学校区の見直し、あるいは検討というようなお話もございましたけども、なかなか基本的に進みにくい、こういうような状況も伺えるわけですけれども、ぜひ、そうした面を含めて、いま少し教育環境条件等の均等化等を図っていただきたい。これが一つですね。

さらには過大校における特に校庭、あるいはプール、体育館、給食施設等も含めた付帯、いわゆる付帯設備の活用等にプレハブなり支障がないような対応をやっぱりしていくべきことが大切じゃないか、こんなように思います。この点を含めて、ぜひひとつ早期に対応できるような積極的な努力をお願いしたいと思います。以上です。（「関連、いまのに関して」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　ただいまの意見と関連して申し上げておきますが、いま大蔵省の方から淡水区の跡地を買収しないか、と申し入れが市に来ている。学校用地としてなら売ります。もしお使いにならなければ他の地域の他の人に売り、他の人じゃありませんけど、他へ売却しますということを言ってきている。当然、いまの学校のお話ですが、小学校２校、はっきり言やあ滝合小学校と第二小学校との間に１校つくらなきゃいけないんです。義務教育が全然なってない、学校の数にしては。それから第一中学校、あれは二つに分けなきゃいけない。分けるとすれば、当然第四小学校及び区画整理区域内は、当然社会増がどんどん進んでくる。

もうつくっておかなきゃならない。この用地買収を即刻やって、万願寺中学校、あるいは何とつけるかわかりませんが、あるいは下田中学校になるかわかりませんけども、中学の用地は確保しなけりゃいけない。同時に、いまの御質問ありましたように、小学校あと２校至急つくんなきゃいけない。この点だけは関連でございますので、申し上げておきます。

現に買いませんかと。もし買わなければ、日本住宅公団に売りますとはっきりと大蔵省は言ってるわけでありますから、言ってるときに買わなかったら、買う時期が失います。それだけは申し上げておきます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

お諮りいたします。さきの第２回臨時会で議決された、ゴミ焼却炉指名入札に係わる疑義の件につき市川資信君ほか４名から緊急質問の通告があります。所定の賛成者がありますので、この際、緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって市川資信君の緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに決しました。

市川資信君の発言を許します。登壇してください。

〔１９番議員登壇〕

○１９番（市川資信君）　ただいま議長から私の緊急質問についての発言をお許しいただきましたので、質問させていただきたい、かように存じます。

ただいま席から、自席でやっていいんじゃないか、というような一部の人からの声をお聞きしたんですが、本日、私がこの緊急質問提出した際に、事務局から登壇してやっていただきたい、議運でそういう取り決めになっておる、というふうに言われましたので、私は登壇させて質問させていただきます。

まず、先般６月１日の臨時議会において、私は今回のごみ焼却炉の、いわゆる入札の議決案件で、大変疑問点があるということを、るる長時間をかけて申し上げた次第でございます。しかし、結果的には、賛成多数で負けてしまったんですが、しかし、その議決というものは、やはり日野市議会の権威として、私は民主主義の原点にのっとって尊重するものでございます。

しかしながら、その後私の手元にまた新しい疑問の資料が届きました。したがって、私はまだますこの今回の焼却炉の入札に関しては、疑い、疑義あり、ということで今回の緊急質問をさせていただいた次第でございます。

大変前回も長時間かかって、私は今回は理事者がすんなりとそれらを認めるならば、そんな時間はかからない。読むだけならば、１５分か２０分あれば十分読み終わりますので、ひとつ先ほど古谷議員も申されておりましたように、当然奈良市とのやりとりはやっておると存じますので、明快なお答えをいただきたい、かように存じます。

まず、この要旨に書いてございますように、当該落札業者について、ほぼ同じ金額のごみ焼却炉の契約に関し、現在奈良市議会において、百条調査特別委員会が設置されておる。で、その中で、数点の疑惑が指摘されておる。現に、疑惑を受けている業者を指名参加させたことに対する市の責任についてお伺いする、こう申し上げたわけであります。

その件について、一体市はどういう経過措置がその間奈良市とのやりとりの中であったのかどうか。そして先般の議決された契約案件は、契約をすでにもうされたのかどうか。それについてお聞きしながら私の質問に入らせていただきたい、かように存じます。

○議長（高橋通夫君）　理事者答弁、助役。

○助役（赤松行雄君）　契約につきましては、６月の４日契約をいたしております。６月の１日、臨時会開かれまして、２日の午前というふうな時間に議決を賜ったわけでございますけれども、明けまして６月の４日に契約をしておるわけでございます。

それで、私たち指名をする場合には、大きな仕事でございます。市内業者等の方々が中心の場合、あるいは八王子、立川等近隣の方と日野市の業者の方たち等を中心にしての指名、あるいは競争入札という場合におきましては、信用調査というふうな段階につきましては、よく近隣でございますので、その信用状態につきましては熟知しておるところでございますので、そういう形態を踏まないわけでございますけれども、今回の場合には、こういう問題が起きました５月の３１日におきましても、こういう信用調査、全国的な信用調査というものを、日野市単独でやれる力はございません。毎回でございますけれども、上部の指導官庁の信用調査というものをお伺いしまして、その上に立ちましての指名というものを実施しておるわけでございます。今回の場合には、指名し、あるいは議会の議決を賜る５月３１日、前日でございます、臨時会の前日にも、そういう職員を遣わせまして、信用調査の実態というものを照合しておるわけでございまして、日野市で５月の２２日落札しました業者が、指名競争入札から外すべき

不正な行為をやってれば、その上部機関の信用調査でもって、指名から外すべきだ、という判定が出るわけでございますけれども、そういう指名競争入札から外すべきというふうな判定は出ておらないわけでございます。

そういうふうな状況と、日立造船自体からも、いろいろと事情を聞きました。それから奈良市に対しましても、電話等で照会しておるわけでございます。その上で６月１日の議会に臨んだ次第でございます。間違いないものと思っておるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　私は今回のこの質問、大変重要な、また議員として発言するということは非常に責任があるわけであります。したがいまして記述に基づいて真実を私は期するために、私の私見をほとんど、もう全くと言っていいほど交えずに、奈良新聞、朝日新聞に掲載された経過を、これから申し上げながら質問をさせていただきたい、かように存じます。

まず、ことしの１月の１２日の日に、５７年度の一般会計決算中に清掃施設整備事業費のうち、埋め立て工事に使う原材料費約1,４００万円、そのうちの５９０万円が他の清掃関連の工事費に不正流用されていたということが１点であります。そして、ごみ処理施設建設事業費、いわゆる日野と同じようなごみ施設建設事業費が、随意契約されたということから、そもそも事の端を発しているわけであります。そして奈良市議会は決算、奈良市議会の決算特別委員会は、５９年１月１１日、５７年度の市の清掃行政決算報告で不明朗な部分があるとして、地方自治法第１００条に基づく調査権を同委員会に付与することを可決したわけであります。それに基づいて１月の２３日、奈良市議会は、臨時議会を開催いたしまして、決算特別委員会に地方自治法第１００条に基づく調査権を付与することを全会一致で可決されてるわけであります。５９年の２月１４日、ですから前回の臨時議会の直後間もなくでございますが、奈良市の高瀬博道助役５５歳は２月の１２日、木山　弘市長に一身上の都合で退職したいとの退職願を提出、市長は２月の１３日に受理した。地方自治方１００条に基づく調査権を持った市議会決算特別委員会が、予算の不正流用や焼却炉建設契約などに疑惑があるとして集中審議しているが、高瀬氏は清掃部の担当助役だった。こう新聞には書かれております。

それから、２月の１８日のこれも朝日新聞でございます。見出しは建設業法に違反、日立契約で前清掃部長という見出しで、こういう記事が書いてあるわけです。市清掃工場の新焼却炉建設で、市が法律で規制されているにもかかわらず、日立造船と随意契約をした問題の審議を

続けた委員会側は、現在稼働している１号炉の契約時点での問題点を取り上げ、１号炉というのは、これ説明していかないとわからないんですけれども、５５年に１号炉をつくって２、３、４号炉を５７年につくって連続して４号炉でやってるんですね。その１号炉がいま稼働しているわけですけれども、その問題点を取り上げて、炉の性能や価格にも問題があったのに、法律や行政通達などを無視して、急いで日立と契約した理由は何かなど、契約決定に至るまでの経過の不明瞭な点があるとして、集中的に質問した。それで村井前清掃部長は、委員の追及に対して、６社から見積もりをとり、うち低価格だった日立に決め、５５年の１０月契約した。性能については、分析を加えず、日立の言い分をうのみにして、細部にわたって十分検討しなかった、と当時のずさんな決定を認めた。こう朝日新聞の２月の１８日号には記載されているわけであります。

今度は３月の１０日の新聞でございます。９日、委員会を再開、これは当然百条委員会であります。ごみ焼却炉建設事業について調査した。この問題について、先月１７日にも委員会調査を実施。この日、当時機種選定に当たった木山　弘市長を初め、市関係者７人も同席させて証言を求めたが、市の発注仕様書と日立造船の見積書との食い違いなど細部については、全く明確な証言が得られなかった。委員側は、１号炉建設に際し、市の発注仕様書はくい打ち工事を明記しているのにもかかわらず、日立造船の提出した見積書には、基礎工事だけとなっている点を指摘。仕様書と見積書の内容が違うという理由で、他の業者は契約の対象から除いているのに、日立を例外としたことについて説明を求めた。これに対して、木山市長は、個々の工事の明細はわからないが、総合的に選んだ。また、他の証人も十分なチェックをしていなかった。くい打ち工事に関しては見落としていた、などと証言。きわめてあいまいな答弁に終始した。また委員会は、行政通達に基づいて契約の疑問点をただしたが、明確な答弁、証言は得られなかった。木山市長は、十分な回答ができず、次回にしてもらいたい、遺憾に思うと述べ、委員会は３月定例議会終了後、再開される。こう書いてあるわけであります。

で、ちょっと前後するわけですが、これはまた３月９日の朝日新聞でございます。奈良市議会決算特別委員会が地方自治法１００条の調査権に基づいて続けてきた、ごみ焼却灰埋立地予算の不正流用問題とごみ焼却炉建設の随意契約の問題の審議は、不正流用問題については結論をまとめ、市長へ意見書を提出したことで一応終わり、今後の審議は随意契約問題に集中して行われる。しかし、１０日から新年度予算を審議する３月定例会が始まるため、決算委の審議

は、定例市議会の終わる今月下旬まで中断される。このため５７年度決算の認定が新年度にずれ込むという異例の事態となる。決算委員が解明しようとしているのは、炉４基で約６６億円に上る買物が随意契約だったという違法性と、炉の建設業者の代理店と市側との関係や手数料と金の流れ、それに炉の性能の問題点。で、指摘されているのが、1.委員側の指摘では、４基とも水銀などの有害な重金属を煙突から飛散させている、飛ばしているということですね。2.トラブルも多い。トラブルというのは故障であります。見積書も異常な短期間でつくらせた。3.建設費が最も安かったというが、基礎のくい打ちを入れると逆に日立が一番高くつく。これらの点について、委員側を納得させる市側の説明が何らされていない。

このように百条委員会では指摘しております。これが３月９日の朝日新聞であります。

新聞ですから飛び飛びですので非常に前後が聞いてて聞きづらい点があろうかと存じますので、少し私はその間で注釈を入れる必要も出てくるんではないか、かように思うわけでありますが、また、その注釈の時点では、注釈だと、私の私見である、ということを申し上げます。現在のところには全く私見を入れておりません。

そして一連のここのところで流れをまず聞いていただきたいと思うんですが、まず奈良市の清掃部予算不正流用とごみ焼却炉随意契約の問題の関連の動きというんで、これも朝日新聞の３月９日の面であります。５５年の７月の５日、清掃工場の新１号炉建設で、市の選定委員会をつくり、検討を始める。５５年９月の２２日、４回目の選定委員会で、日立造船との随意契約を決定。で、同じ５５年であります。あと、年は省きます。９月の２３日、木山　弘市長就任。１０月の１７日、１号炉、この建設費が１２億6,３００万円の建設工事の随意契約を市の専決処分で締結。１２月の９日、定例市議会で１号炉の随意契約の市長専決処分報告承認。

５７年５月の１３日、１号炉始動。同じく９月の１４日、定例市議会に新しい2、３、４号炉の３基５３億5,７４０万円の工事請負契約、日立造船と随意契約締結の議案上程。９月の２０日、日立造船との随意契約締結議案に市議会が同意、同時に市は日立造船と契約。５７年の１０月１４日、新炉３基の建設工事始まる。

５８年の６月２日、市清掃工場の佐野　守庶務係長３５歳が、奈良阪のごみ焼却灰埋立地内で排ガス自殺。９月中旬、高瀬前助役宅に原材料費予算が工事費に不正流用されているとの匿名の電話、また、このごろごみ焼却炉の契約と金の流れに疑惑があるとの情報が数人の市議に。

５９年１月１１日、市議会決算委で、不正流用と炉の契約問題が取り上げられ、百条調査権

付与の要求を決めたわけであります。５９年の１月の２３日、臨時市議会で決算委に百条調査権付与を全員一致で決める。５９年１月３０日、決算委が証人喚問、参考人事情聴取始める。同じくことし２月４日、決算委がごみ焼却灰埋立地を視察。５９年２月１３日、高瀬助役が病気を理由に辞職。２月１８日、決算委が市清掃工場を視察。３月５日、決算委不正流用調査結果をまとめる。証人、参考人は延べ４１人。これが３月までの経過が新聞に掲載されていたわけであります。

さらに新聞は、その百条調査委員会の経過を刻々と追ってるわけでございますけれども、その中の発注仕様書と異なる見積書という題で、委員側は業者見積書を提出させるために、市が作製した仕様書と、６社の見積書の内容などをただした。その中で、仕様書の４本集合煙突と異なる５本煙突とした見積書を出した社を選定から外している反面、仕様書に明記されている基礎くい打ちを見積書に入れてない日立と随意契約をしたことが明らかになった。そして５月の１０日でございます地方自治法第１００条に基づく調査を進めている奈良市会決算特別委員会は、１０日再開し、市がごみ焼却炉を随意契約で導入した日立造船側から初めて証人喚問を行った。

委員会では、日立側は代理店開設の目的は、奈良全域に営業活動を広げるためであり、市の焼却炉受注を目的としたものではないと否定。代理店への手数料も支払っていないとして疑惑を強く否定した。委員側は日立に対して、近畿日化産業と代理店契約を結んだ目的、手数料の流れなどについて説明を求めた。これに対し、森本証人は、森本証人というのは現在は中国支社次長、日立ですね。で、契約時点では大阪本社陸機営業本部長代理という肩書きの方でございますが、代理店契約は、奈良全域に営業活動を広げることを目的としていた。契約の期間は、５６年の２月１日から５８年の１月末だが、この間、個々の営業活動ごとに代理店を通すか、日立が直接当たるか、両者で決めている。２、３、４号炉の受注、先ほど申し上げた５７年の９月については、代理店を通していないため、手数料は支払われていないなどと証言。不透明な金の流れや市との事前協議を一切否定した。また、これまでの委員会調査では、２、３、４号炉、先ほどの申し上げた５３億5,７４０万円契約は見積もり合わせの段階で日立を選び、市としては全く値切ってないとされている。このように書かれております。

そして５月の１５日の調査委員会でございます。近畿日化社長が証言されております。近畿日化社長というのは代理店契約を結んだその社長でございます。地方自治法１００条に基づく

調査を進めている奈良市会決算特別委員会は５月の１４日再開、ごみ焼却炉を受注した日立造船と代理店契約を結んでいた奈良市高天町１－１というんでしょうか、高い天井の天ということなんですが、近畿日化産業、今西　宏社長の関係者２人を呼んで証人喚問を行った。この中で今西社長は、代理店開設の目的は市との受け皿、括弧してトンネルと書いてあります。トンネルになることで、手数料は特定グループに流れているはずと証言。今月１０日の委員会で行った日立側の証言と大きな食い違いを見せた。この日、証人喚問されたのは今西　宏社長と矢野　弘、矢野　弘さんという方もここで申し上げていかなければならないと思うんですが、当時、同社の取締役三笠温泉土地専務の肩書きの方で、代理店をつくるために奔走してこの近畿日化の役員にその時点で入ってこられた人だ、ということでございます。委員側は日立造船と代理店契約を結んだ経緯、目的、市との関係、手数料の流れなどについて説明を求めた。これに対して今西社長は、代理店契約の相談は、５５年末に矢野氏から持ち込まれた。矢野氏はすでに日立とは話ができていると説明していた。５６年の２月に代理店契約を結ぶ１週間前後に高瀬博道前助役に契約を報告に行った。高瀬前助役は、そのとき、あなたが引き受けてくれるなら安心だと語っていた。契約の目的は市当局と日立と受け皿になることで、手数料は矢野氏のチェックを受けて特定グループに流れているはずだと証言した。さらに浅川清一委員は、これは議員であります、新政クラブの議員でございますが、５５年１０月の知事選挙の後始末の資金を捻出するための受け皿 ── トンネルということですね。 ── 会社ではないのかと証言を求めたが、今西社長は、そちらの想像に任せるとだけ延べて、この日は終わっております。

そして５月の１４日、全国都市清掃会議工場立入調査という見出しで、これも朝日新聞であります。財団法人全国都市清掃会議による、奈良市清掃工場の立入調査が１４日行われた。この調査は、現在進められている市会決算特別委員会の調査過程で現在の建設中のごみ焼却炉３基が、市と業者間で交わした工事内訳明細書に反して、炉の投入口に使用するレンガの一部に耐火性のない普通レンガが使われていたり、絶対数が不足していることが指摘され、市として調査、点検を依頼したもの。で、この日は全国都市清掃会議から高橋良太技術相談員ら３人が参加、市会決算特別委員からも立ち会い、施工業者の日立造船、市関係者らから問題の焼却炉について現場で説明を聞き、同会議の調査結果は後日報告される。こう書かれております。

で、この新聞の記事も５月の２９日で終わりでございますが、その最後の記事でございますが、奈良市会 ── 奈良市議会ですね、決算特別委員会は５月の２６日再開、市のごみ焼却炉を

受注した日立造船と代理店契約を結んでいた近畿日化産業の今西　宏社長と当時の矢野　弘同社取締役の２人を同席させ再喚問した。この中で矢野証人は、市と契約を結ぶ以前に日立から今度奈良市で焼却炉の仕事がある、直接本社で契約をするから代理店を通さないと告げられたと証言。委員側は事前に日立が焼却炉受注を知っていた疑いがあるとしてただしたが、矢野証人は、それはわからないとだけ答弁。近畿日化産業は昭和５６年２月、日立と代理店契約を締結、５８年１月に契約を解除。この間５７年９月に市は日立とごみの焼却炉３基、５３億5,７４０万円で随意契約している。委員会は、この間の経緯について説明を求めた。これに対し、矢野証人は、昭和５６年か５７年初めに日立から今度奈良市で焼却炉の仕事がある。これは直接本社で契約する。今西社長には５７年３月か４月にその件について報告したと証言。一方、社長の今西証人は、その件については市と日立との契約が成立した後の５７年１１月上旬に知った。矢野氏は背任行為をしていると主張した。で、１号炉の契約、５５年の９月は日立と市の間で直接行われているのになぜ２、３、４号炉の契約前に代理店が設けられたのか、大きな疑問点を残したと委員会では報告している。こう新聞はここで終わっているわけであります。

で、ここでこれらの一連の新聞を通して私なりに幾つかの問題点が浮き上がってきたんではなかろうか、かように思うわけでございます。で、いま聞くところによると、すでに業者というのは商法等もあるわけでありますが、ある意味においてはこれはモラル、道徳であります。この間に事の究明はいま百条委員会で進行中であるから、結論めいたことは言えないのでありますが、この間に係長が自殺をしておる。そしてその契約担当助役だった助役が健康を理由とはいえ百条調査委員会の設置直後に辞職をしている。そして百条調査委員会の設置と疑惑のこういった、何ていうんでしょうか、究明中に市がいまの答弁では６月の４日に契約をされたということでありますが、これらは当然この程度のことは市側としても情報をキャッチしておったんではなかろうか、かように思うんであります。

で、一連の私ども疑問点をまず申し上げて、市長、助役の答弁をいただきたいと思うんですが、いまも私が言った中に１号炉の焼却炉が稼働されておる。その間に手抜き工事が指摘されて耐火レンガを使用すべきところが普通レンガを使ってあるとか、あるいは基礎工事の基礎くい打ちが見積もりには入っていながらその積算の中から抜けていた。で、またトラブルが非常に発生しておる。水銀など重金属がその煙突から飛散しているといったこと等が指摘されてい

るわけであります。また、そのトンネル会社、２人の今西社長といま１人の専務の人の食い違いはあるにしてもトンネル会社だと片方の社長は言ってるのに対して、あくまでも日立とそのもう１人の専務は業務拡張のためのトンネル会社であるという百条調査委員会の答弁でございますけれども、私どもはこの新聞を読んでいてまずおかしいなと感じるのは、本当に業務拡張の意味で契約店を設けたんならば、当然業務拡張に携わる努力というものが現在も進行していなければならない。ところが、５７年の随意契約の終わった時点、もう５８年の１月、契約期限と同時にその契約は解除されておる。そして、ましてや５７年の随意契約以前に日立から、こういう仕事があるけれども、代理店を通さないというようなことは事前に代理店の方に知らされておる。そういった関連を見てみると、まことに不可思議なやりとりが事実ここに出てくることは私だけではないと思うわけであります。こういった、ましてもう１点は、財団法人の全国都市清掃会議の委員が立入調査してるという段階でこれらの疑惑を受けている。百条調査委員会なんてなまやさしくできるものじゃない。これらの業者が、市の今回の落札業者であったということに対して、私はまことにこう憂慮するべき事態であろうと指摘せざるを得ないんであります。

で、先ほど聞くところによると６月４日に契約したということでございますけれども、私は６月４日に総務部長に電話を入れております。これは私の手元に入った資料によると重大な問題に発展しそうなんでこの契約をちょっと待ってほしいということを総務部長に申し入れてあります。にもかかわらず、そういう忠告も聞かないで、これは契約をしてしまったということでございます。一連のこれらの経過措置、いま私の質問に対して助役、市長は一体どう受けとめたか、まずそれをお聞きしたい、かように存じます。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　６月４日に契約いたしております。こういうふうな状況であるということについては、十分踏まえております。ですけれども、６月の１日に議会を招集しましたのは、６月の半ばに厚生省のヒヤリングを受けなきゃならない。そのためには、やはり落札した業者の基本設計書類、これは相当分厚いものでございます。そういうものを全部そろえまして、提出をしなけりゃならない。こういう状況に置かれているわけでございます。そういうわけで、やはりいろいろチェックはございました。できるなら待ちたいし、あるいはこの契約を解除したい。そういう考え方に当然立つわけでございますけれども、やはり何年と今日こ

こでそう軽々に解除できるわけじゃございません。それから厚生省に対する基本設計書類、ヒヤリングというものを、欠かすわけにはいかないわけでございます。それを欠かせば３年、４年、この炉の要するに建設というものが先送りになる、こういう状況のことでございます。

それから私たちの調べた状況の中では、５月の３１日に議会を前日にしまして、この４億２,０００万円の膨大な施設の落札業者と（「４２億」と呼ぶ者あり）４２億でございます。42億の膨大な施設の落札業者というものが奈良というものでこういうかかわり合いといいますか、あるいは騒ぎ立てられているという状況につきましては、非常にショックでございます。早速にわれわれのところに来ました情報というのは、ある市で、議会で調べられている。要するに新炉の建設について調べられている。だから日野市で落札した業者については考え直した方がいいだろう、こういう情報でございます。それだけでございます。それで、そうおっしゃる情報の方のお名前もわからないわけでございます。それが秘書課長のところに来たわけでございます。

それで私のところへそういうあれが来ましたので早速に、ある市といったってどこなんだ。で、落とした業者は日立ということ、日立と言わなくても日立に決まっているわけなんで日立に聞かなきゃしょうがないな、ということで日立に聞かしたところが、奈良市なんだ、こういうことでございます。で、奈良市の議会事務局に電話しましたところが、確かに５８年の１２月、５７年度の決算審査の中でいろいろ問題が出た。こういう中で、５９年の１月に入りましてから、清掃費の中で原材料費を工事費に不正流用して、残灰の埋め立てをしている。で、この残灰の埋め立て工事をやってるのは、奈良市の市内の業者らしくて、日立とは全然関係ないわけでございます。

それからもう１点は、ごみ焼却炉に関して、多額な金額なのに随意契約をしている、手続違反じゃないのか。こういう多額なものは、要するに競争入札にすべきじゃないのか。

こういう二つの疑いで、これをはっきりするために５９年の１月２３日に百条の調査委員会の調査権というのが決算委員会に与えられたんだ、こういうことでございます。それで奈良市の議会事務局からは、そういう二つのことで百条委員会が設けられていま審議中です、審議中でございますので、内容のことは申し上げられません、こういうことでございます。

それから日立造船から聞いたわけでございます。それで、１号炉は確かにいろいろいま御指摘ございましたようないろんな問題があるわけでございますけれども、５５年に契約している。

これは見積もり入札でやって、日立が落としました。こういうことでございます。だから随契ではございません。それから５７年の２号炉、３号炉、４号炉というのは、一つの契約でやっておるわけでございますけれども、これも第１回と同じように、６社で見積もり合わせをしたんだ。この２号炉、３号炉、４号炉については、見積もり合わせをした。で、見積もり合わせをした後、要するに見積もり合わせただけでは予定価格に達しなかった、ということでしょう。１号炉は５７億のものを最低であった、見積もり合わせで最低であった日立と奈良市当局が随意交渉という形で約３億3,０００万ですね、関西の言葉ではネゴと言ってるようでございますけれども、日野市で言えば随意交渉という形で、予定価格に下げさせたということで、５３億7,０００万円というふうなことで２号炉、３号炉、４号炉は日立の言い分ですと、そういう形で見積もり合わせのうち予定価格に合わしてとりました。こういうふうな説明でございまして、これは５月の３１日の日の電話での回答でございまして、６月の１日、議会の始まる９時に、日立から人間が参っておるわけでございます。

それで、その中で、日立と奈良市の百条調査との関係についてということで、話をしてます内容としましては、百条調査委員会が設置されましたいきさつとしましては、奈良市の清掃部が、ごみ焼却灰の捨て場造成工事に関しまして、予算の不正流用をしていた。これは約2,300万円という金が原材料費から手続を経ずに工事費として流用支出されていた。これが１点でございまして、大体これについては百条調査の調査が明瞭になったようでございます。

それから２点目の５０数億に達する日立造船との契約を随意契約としたのは、手続的に違法ではないか、こういうことでございますけれども、これについての日立側の釈明といいますのは、焼却炉メーカー６社から見積りをとり、市の選定委で検討の上で日立造船との契約となったものと聞いております。また上記以外にも、ごみ焼却灰の捨て場の予算の職員の不正流用が１００条委の調査事項と聞いております。

２番目として、日立造船との随意契約は入札方式によるネゴの結果であることが理解されました。これは百条委員会の中で理解されました。これはネゴというのは２号炉、３号炉、４号炉で３億3,０００万ですね、要するに随意交渉で、最低値の日立がさらに随意交渉で３億3,０００万下げて、２号炉、３号炉、４号炉の要するに入札で落札した、こういうことでございます。で、１号炉は、５５年に入札により契約しました、こうなっているわけでございます。それで、１号炉については、さっき言いましたように、これは入札、なんですか、見積もり入札という形で６社で行ったようでございます。そういうふうな、われわれの方に御注意か、情報という形で注意というか何かあったわけでございますけれども、それが正体不明の情報でございましても、入札を前にしまして、大変なことでございますので、どこの市だろうということで、奈良市を突きとめて、奈良市に照会し、それから日立に５月３１日と６月１日の議会前の時間帯に対応させた。それから上部官庁に職員を立ち会わせまして、信用調査の状況を再度確認したわけでございます。

そういう中で、現在百条調査の中でいろいろ言われておるわけでございますけれども、はっきりした状態ということじゃございませんのですでに入札した行為というものをもとに戻すということは、非常にむずかしい状態。それから、さっき６月４日契約したといいますのは、厚生省に対応するために基本設計書類を全部そろえなきゃならん、ということについては、これは現在の状況では、日立しかなし得ないことでございますので、やはりこれもやはり６月の15日に向けてのヒヤリングに向けての準備というためには、そのまま進行せざるを得ない。それから、その後たびたび日立から事情を聞いておるわけでございます。水銀が煙突からぼっぼっ出るという形でございますけれども、この施設は、重金属の除去施設というものが、要するに持ってない古い炉でございます。もちろん重金属の除去装置を注文されて、それがついてないんなら問題なんですけれども、そういうものがもともと要するに組み込まれてない施設でございますので、電池を燃やせば、燃やす量によって比例して水銀が出るんだ、というようなことで、炉としては、非常に日野の炉と比べるとチタンガードだというか、特別な機能を持たない、そういう炉のようでございます。

それから係長が自殺したとか清掃工場の次長が逮捕されたとか一連のことがあるんですけれども、これは関西の市役所にあるような弊風が、一般的にあるようでございます。これについては、私はこれ以上聞けないわけでございますけれども、関西によくある市役所の困った弊風というようなことも一様にあるんじゃないだろうか、そういうふうなことでございまして、あと、くい打ちですね、くい打ちについては、市の方からやはりべた基礎でいいんだ、というふうなこと等で、最初くい打ちの見積もりを提出してあるわけでございますけれども、後で市の方から、そこの基礎は相当強固な基礎地盤、地盤を通させると相当基礎が強固なところなので、くい打ちが必要なんで、べたの基礎でいいんだというようなことで、入札したときと同じ日取りで後で見積もり書を出させられたというふうな経過があるようでございますけれども、日取

りが同じなもんですから、百条委員会で説明が、とりようによっては非常に複雑にとられるというふうなことが、レンガでも同じようでございます。レンガにつきましても市と事前協議やってるようでございます。私たちの方から、いろいろと業者にかわって何か申し上げるのは非常におかしい話でございます。ただ、いろいろと市の対応、それ自体にも相当技術職員が全くいないという状況の中で、市の、奈良市の対応の中にもお困りになったところが、混迷したところがいろいろあるようでございます。

それらの中から考えまして、議員さんの御指摘よくわかるわけでございます。私たちも落札という段階を一つ踏んでおりますので、そう簡単に解除できない。また百条調査の方は、大体もう終局を迎えているというふうなことを、奈良市の助役さんからこの8日ですか、ここのところで2回ほど続けて百条調査委員会があったわけでございますけれども、大体もう終局じゃないか、というふうな状況のようでございます。

そういう状況でございますので、市の方と日立の方とやはりそのときそのときの事情ということを、百条委員会で説明すれば十分に解明できるような状況だ、というふうに私たちの方は受け取っておるわけでございます。いろいろ御心配や御注意、よくわかるわけでございますけれども、6月4日に契約しましたのも、御意向を無視してやってるわけじゃございません。厚生省のヒヤリングを踏まえて、どうしてもそのまま調査書を日立につくらせて、厚生省に届けなきゃならんせっぱ詰まった状況等もあるわけでございます。大体会社側の事情を、そうわれわれがべらべら言う筋合いのものじゃございませんので、控え目でございますけれども、こういうふうな状況で、百条の方も終局に向かった、というふうな見通しじゃないだろうか、こう思うわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　いまの助役の答弁が正しいのか、百条調査委員会の新聞の記事が正しいのか、非常に私は疑問に思うことが幾つかございました。

逆に一つ一つまた再質問させていただきたいと思うんですけれども、たとえば、いま1号炉は入札形式をとったと言っているけれども、これははっきり新聞では随意契約とうたわれてありますね。見積もりはとってあるけれども、随意契約を結んだ。一般公開入札じゃございませんですから、百条委員会でもそううたわれておる。

それから、予算の流用面についても明瞭になった。いま助役はそうおっしゃるけれども、約

4,０００万近い使途不明金は、そのまま市長に答申の中へ申し送ってある。新聞では、はっきり書いてあるわけです。明瞭になったというのは、不明になったということが明瞭になった、という意味であります。何か、いま議員が知らないで聞いてれば、そのまんまがうのみになってると思うんですけれども、それからくい打ちの件ですけれども、なぜそれじゃあ日立だけが地盤がかたいからくい打ちを見積もり積算しなくていいんだ、ということが6社から見積もってるわけですけれども、日立だけがそれを知ってて、積算から外して、あとの5社は何でくい打ちを全部予算の中へ入れているんですか。それだっておかしいじゃないですか。

それから、だんだんまたさかのぼっていって、6月4日の情報は、無名で大変なことになるよ、私のところへ電話かかってきた。私は総務部長に市川資信ですよ、私は大変な資料を手に、うちに入ったんでこれ契約したら大変なことになるから、総務部長、きょうの契約は、契約はいつなんだと言ったら、きょうやりますと言うから、やめてください、と私は自分で言ってるんですよ。名前隠したりそんなインチキなんか言ってませんよ。助役のところに電話かかったのは、ほかの人でしょ、恐らく。

それと、いま言ったような一連の問題の、いわゆる、こういったことを先ほど十分踏まえてる、という助役は言ったんですね。十分踏まえた中でせざるを得なかった。われわれの議会でそんなこと十分説明されましたか。これだけの説明をされたら、あの採決したときに違ってきたと思いますよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）当然変わってくると思うんですよ。十分踏まえていたんですけれども、6月7日の厚生省のヒヤリングに間に合わせるためにこれをやらなければ、もう4年も先送りになるなんて、どこの国のことを言ってるんだか知りませんけども、官庁のやることは、そういうふうに額面どおりとればそうでしょうけれども、利根川の水だってね、5年も１０年もかかるというのを、1年もかかんないで持ってきたという実例もあるんですし、むしろ、こういった金額の、日野市のいわゆる市政が始まって最高の金額の契約金額ですから、とことんまで議員にどこから追及されても解明できるような契約をしてほしかった。まして、こういったことが後になって出てきたということに対して、私はやはり憤りというか、ますますこの契約案件に対して疑念を抱かざるを得ない。まして理事者がヒヤリングの段階で、1名外された会社等について、安い会社入れたらとられてしまう、というような言葉まで発している。私は、まことにもってますますいまの助役の答弁に対して、不信を抱かざるを得ない。

いまの私の再質問に対して、打ち消す要素、助役、ございますか。

それで1点つけ加えてください。こういうことがいま奈良市であるということは、業者の方

からも市の方に申されて伝達されていたんでしょうか。その点についても一言言ってください。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　いろいろと他市との関係で、何か日野市との関係を問われているという感じがするわけであります。私どもは、大きい建設事業を行います際に、いつも感じるところでありますが、とにかく名だたる業者、業界も、それぞれいろんな意味で過当競争の背景のもとに、普通の言葉で言うならば、もう、すねに傷持つというようなことが、しばしばありますことを、非常に警戒をしております。したがいまして、今回われわれが事務的に進めてまいりました契約議案につきましては、特に失格条件ということはなかった、というふうに受けとめております。

奈良市のことがいろいろ言われておりますが、これは、いわゆる奈良市の市政を、議会側の立場からいろいろと追及叱正が行われている、ということでありまして（「奈良は革新市政」と呼ぶ者あり）奈良の市政は、いま保守市政であります。先般まで革新市政でありましたが、現在は保守市政でありますから、今度は、革新の言うなれば野党側の追及が、なかなか厳しい、こういうことではないかと思っております。

そこでまた一面、関西の市には、この同和関係の行政事務もかかわるわけでありますし、いろいろ御苦労は多いことだと思いますが、全く日野市とかかわりのあることは、いままでの話を聞いてみても関係はない。残念ながらといえば、正規な手法に基づいて行いました、審査に合格をし、それから正規の手続を経て、議会の議決までいただいて契約をしておる業者が、何らか刑事事件を起こしてるとかということであれば、これは別でありますが、市政の追及の中で、かかわりありということで、失格要件というものは、私はいままでのところ出ていないではないか、このように思っております。また仮によそに、よそで多少のトラブルがあったにせよ、わが市はそういうことを認めるわけではもちろんありません。幸いに優秀なと考えております設計監督、管理監督という役目の別の機関もあることであります。国の指導、あるいは都の指導、そしてわれわれの最大限のこの不正を許さない、そういう指導のもとに今後も取り組むわけでありますから、契約そのものに疑義があり、ということは全くないということで、ひとつ議会は結論をつけていただきたい、このように思っております。

よそのうわさは、確かに気にしなければならない面もありますけど、しかし、また、うわさでうろうろするようでは、これまた行政執行は成り立ちません。

私ども責任を持ってやっておりますので、そういうことも御理解をいただきたい。御心配をいただく筋は理解できますけど、特に業者情報であるやら、そういうことに依拠して、何か議会まで動揺させられるということでは私はあるはずはないんだろう、このように思っておりますので、そういう意味での御理解を賜っておきたいと思っております。

○議長（高橋通夫君）　　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　　市長ね、助役もそうですけど、議会というのはチェック機関でしょ。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）　やはり、これは疑わしい、疑問点があるというところは、議員はこれは問題点を追及してきちっとしなかったら、だれがどこで、この間もそうじゃないですか。資料要求、金額ぐらい議会で言ったらどうです、金額。議会で言わなかったらどこでその資料が出せるんですか。

私、今回いま申し上げた奈良市議会のことを、日野市議会に持ち込もうとか、そういう意味で言ってるんじゃないですよ。奈良市議会で、日立造船があれだけの事件を、問題点を醸して、助役までが辞任し、自殺した人はこの契約案件と直接関係、関連があるのかどうかわかりません。予算流用面で、あるいは自殺したのかもしれませんけれども、いずれにしても、わが日野市の焼却炉を建設をこれから着手しようとする業者が、他市といえども、こういった疑惑の問題を引き起こして、百条調査委員会までも設置されておる。そして幾多の私が約8点ぐらいの指摘をしたわけですけれども、これらについても、いまの助役に対する、再質問に対する答弁はされておりませんし、こういった業者は、少なくとも入札時点で知っておったということを助役は答弁しておるわけですが、外すのが私はむしろ筋じゃないか、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）こう思うわけなんですよ。なぜそれを知っておって入れたんですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　それは全く違うわけでありまして（「なぜ違う」と呼ぶ者あり）助役の答弁の中に、またあるいは欠けたかもしれませんが、選定、機種選定委員会とか、あるいは業者選定委員会というのは、これは当然事前にやってるわけでありまして、それらについて行っている時点で、何一つそういう情報を得たわけではありません。議決をしていただく、落札をして議決をいただく間際になって、そうして紛らわしい情報という形で持ち込まれたものに、一々対応するわけにはこれはまいりません。ですから刑事事件が明らかにあるとい

うならば、これはまさに失格ものであります。しかし、またそこまで議会、その行政の執行権に対する議会の追及ということはそれぞれの市でいろいろな形、あるいは立場があると思っておりますが、日野市とは無関係であるということを申し上げたいわけであります。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私、申し上げておりますのは、５月の３１日の日に、名前のわからない方から電話が秘書課長のところにあって、初めてある市が百条調査で日立造船もその調査の対象になっている。これが５月の３１日に初めて知った、こういうことでございます。ですから議員さんが、６月の４日という時点につきまして総務部長へ電話をいただいたというのは、その時点前に私は５月の３１日に支出不明という形では知ってるわけでございます。ですけれども、重要なことでございますので、信用調査もし、それから、ある市と言うんだけど、どこの市だ、じゃあどうしたらある市を捜すかということで、それはもう日立から聞くほかはないだろう、マークされてるのは日立なんだから日立から聞き、それで今度は奈良市にも電話かけた。そういう中で、やはり日立なら日立の所信を尋ねた。それで６月１日、議会前に担当者が５人ほど来まして、それで日立の百条との関連というものも聞きただしたわけでございます。ですから、５月の２２日が入札でございます。５月の９日が指名で、５月の１０日が現説で、５月の２２日が入札でございます。全く知らなかったわけでございます。５月の２２日の時点では、上部官庁の信用調査というものの中から、６社が適格であるという前提に立って、入札を執行したわけでございます。

そういうわけでございますし、それから１号炉、１号炉はさらに申し上げるのはおかしいわけですけれども、見積もり入札を行っているわけでございます。ただ奈良市でそのそれぞれ入れた札について、（「公開してないんだよ、公開してないの、随意契約とおんなじなんですよ」と呼ぶ者あり）それにつきまして、それぞれの機械炉の性能調べと、価格との比較をやっておるわけでございます、清掃部が。ですけれども、最終的に性能を甲乙できない、各社それぞれの特色ありというふうな状況の中で、最低値段の日立に決めた、こういうことでございます。ですから私なんかのとり方では、最低値というのがやはりキーポイントになっているということになれば、見積もりじゃないだろうか、こう思うわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　これはいつまでやっても水かけ論だろうと思います。

先ほど１号炉については、見積もり合わせだと。それも行政法に基づいて見積もり合わせは、金額の大きいこれらの契約については、２週間ですか、１５日ですか、必要なものを９日間で提出させてる、行政法に反しておるということも、この新聞でもはっきりと言っておりますし、見積もり合わせですから、日立とやろうと思えば、業者が来て日立にこうだよと言えばおんなしですし、第一、２、３、４号炉についても、日立と随意契約しているということは１号炉を一つとれば、もう大体業者のいままで日野市だってそうでしょ、関連業者、大体その業者がやってくわけですから、他の業者がやったってやりにくくてしようがないですよ。そんなことは常識的なことであって、私は少なくとも、こういったものが事前にわかっておったんだろうということを前提に、きょう質問したわけであります。

先ほど助役はわかっておったと、十分察知しておったと言うから、なぜ議会に言わないんだ、こう言ったら、いや、これは５月３１日にわかったんで、１日は臨時議会ですから助役は知っておった、というふうに解釈してよろしいんじゃないかと思うんですけれども、少なくとも、こういった大きな工事を契約するには、議場へ提案するには、係長が自殺しておるとか、助役がこのために退任しているとか、百条調査委員会が設置されているとか、そういった疑惑を数々指摘されてるならば、全国清掃都市会議の、財団法人のですね、全国都市清掃会議が立入調査している。こういった問題がやはりあるということは、大きな疑惑でありますから、当然それらが解明されれば、それはどうぞオープンに入札参加していただいて結構でございますけれども、刑事事件ではないから、と市長はとんでもないこと言ってるんですね。あなた、刑事事件とはどういうふうに解釈してるんですか。民事だって刑事だって、そりゃあ確かに所管が違うだけのことであって、不正はあくまで不正だとなれば、民事が刑事になるわけですから、その場で、紙一重ですよ。それをそんなことで自治体が動揺してはならない、というような大みえを切っておりますけれども、少なくとも、そういう姿勢が私はおかしいと言わざるを得ないんですよ、そういう姿勢が。（「そりゃあそうだ」と呼ぶ者あり）

少なくとも、やはりこれからの契約について、ひとつ、これ、奈良市議会の百条調査委員会がどのようにこれから推移していくかわかりませんけれども、たまたま日野市のごみ焼却炉落札業者が同一業者である、ということに憂慮して、私はあえてここで提言をして、理事者の反省と、そして私も先般あれだけ意見を言って、多数決で負けてしまった。民主主義の原理、ルールですから、これはやむを得ないんですけれども、いま少し、こういった入札に関しては、

きちっとした解明をして、きれいなものをこの市議会に上程していただきたい。

その上で、本来ならばこういったものは賛成多数なんていうんじゃなくて、全会一致制が私は当然の望み得る姿であろう。それが賛成多数というようなことで、こういったものが可決されること自体が、むしろ不自然きわまりないと指摘せざるを得ないんです。

そういったことを指摘して、私の緊急質問を終わらせていただきます。（「休憩」「続行」「議長、関連」「関連なし」「だからさっき古谷議員がおかしいと言ったんですよ」「早く判断を出して」「この件は終わり」「何してるんだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後６時１６分休憩

午後７時３０分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

緊急質問につきましては、従来関連質問はとらなかったんですが、行政報告のときに古谷太郎君より申し出がありましたので、質問を許します。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　議長の特別の計らいに感謝いたします。

ただいま市川議員の御質問の内容を、私静かに聞いておりました。これはえらいことだ、これはえらいことだなと思って聞いてました。

第一、助役が６月１日の議会以前に、この事実を知っていたということであります。しかも議会にも報告しない。特に総務委員会のときに、いろいろの問題点がございました。そのときに一言もそれらに触れていない、知っていて触れてない。これはいわゆる臭い物にふたをするという共産主義者のやり方であります。（「何でも共産主義者にするものじゃない」と呼ぶ者あり）今日この問題を静かに聞いておりますと、実に不思議に思うのは、いわゆる奈良の革新市長たるものがだ、（「革新じゃないと言ったでしょ」と呼ぶ者あり）昭和５５年の９月の２２日に近畿日化産業との間に随意契約をしているのであります。これは、いま市川君の御質問の中に明らかになりました。ところがです、この９月２２日という日は、何と驚くことに選挙の投票日なのであります。市長選挙の投票日なのであります。あるいは、その前日かもしれ

ませんが、まずそうと言わざるを得ない。なぜならば、９月２３日にその市長は落選をしているのであります。落選をすることが明らかになったがゆえに、かれの在任中のぼろを隠すために、また責任をとるために、近畿日化と契約したというふうに疑わざるを得ない点が明らかになっておるわけであります。こういう事実。はっきり言えば、いまの市長も同じでありますけども、日野の市長も似たようなもんですけど、近畿日化産業社長の今西さんという方、専務の矢野さんという方が、リベートをある方面に流したと言ってるんです。受取先は皆さんの想像にお任せします。百条委員会で言っているということが新聞に明らかに出ております。とすれば、９月２２日の契約前に多額なお金が近畿日化産業を通して某方面に流れていることは、疑う余地がないのであります。その金がどこへ行ったか、なぜ選挙の最中に革新市長があわてて開票日の前の日に契約をしなきゃならなかったのか。ここは明らかにこれらこの件について、われわれとすりゃ疑われるんです。それで就任は９月の２９日です、市長就任は。ですから革新市長の就任期間は９月の２８日までであります。いわゆる開票日の前の日、１２億円もの多額の契約をなしてる。革新市長でなけりゃできない離れわざであります。しかも任期を６日しか残さないんです。だれがこんなことやりますか。

恐らくこの事実を知ってるのは、やめた助役であります。だからこそその助役は責任をとって助役の座を去ったんです。いられないからやめたんです。こういうふうな明らかな事実の中で、われわれに総務委員会に一言もこれらのことを御報告をされなかった。しかも市川君が知ったのは６月の４日ということであります。そうだね、市川さん。（「６月３日」と呼ぶ者あり）　３日ということです。３日というのはもうどうにもなりません。しかし、事実助役が知ったのは、５月３１日なんです。しかも市長の任期は９月、５５年９月２８日であります。９月２２日に契約を行ってる。どうしてこのような不愉快な、しかも不明朗な、選挙の開票日の前の日にこのようなばかげた契約をしているということをわれわれに言わなかったか。私も総務委員ですから、言えば私も考えた。恐るべきことであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

だから百条委員会満場一致になるんです。革新市長のやったことがおかしいから、満場一致になってんです、これ。やはり奈良県の奈良市の議員さんは、良識がある。その点なぜわれわれなり、市長は知ってたはずであります。市長は私の言うことに無理があるかどうか。しかも選挙の最中、開票日の前の日に、契約を結ぶことに疑義がなかった ── 疑義を挟むのは当然じゃなかろうかと私は思うのですが、あなたはどうお思いになりますか。選挙の開票日の前の日

に１２億円の契約やるということ。当選してからでいいじゃありませんか。（「刑事事件になんなきゃいいんだとよ」と呼ぶ者あり）その点で一応所信だけお聞きしておきたいと思います。

非常に簡単な質問ですが（笑声）、やはり市川さんの話を聞かないと、この事実はわかってこない。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　２点についてお答え申し上げたいと思います。

近畿日化と日立造船が代理店契約を結んだのは、５７年の５月でございます。それで１号炉の契約は確かにおっしゃるとおり５５年でございます。（「５７年じゃねえぞ、いまの違ってるぞ」と呼ぶ者あり）それで近畿日化との（「日にちが大切だから」と呼ぶ者あり）近畿日化との代理店契約は、１号炉契約には介在しておらないわけでございます。そういうわけで市長選との問題はない、これが一つでございます。

それから私がなぜ総務委員会に６月の１日お話ししなかったか。私たちは細かいことは知りません、確かに。人から電話が来たんだ、ある市で、はっきり言やあ百条ですね。新しい炉を契約した会社の名前は言いませんけども、日野市で落札した業者が、ある市で議会の調査を受けている、市のためによくない、そういう電話でございます。私たちはそれだけでございますいただいた情報は。それもどなたかわからないわけなんですけれども、だけれども、議会を前にして、これは大変なことだ。だから私は三つの方法をすぐに選んだわけでございます。ある市ってどこを捜せばいいんだろう。だけれども、日野市で落札した業者が関係してると言うんだからその業者に聞こう。聞いた。奈良市だった。奈良市に電話すぐやった。それから日立にその日説明をさせた。次の日も釈明させた、議会の前にですよ。それから東京都にも上部官庁にも走らせて信用調査をやった、そういうことでございます。ですから、そこで私たちの方は、確かに百条調査で問題になってるのは、不正流用ということ、これは会社が介在するかどうかわからんけれども、その会社というのは地元の会社らしい。それから、どうも不正流用そのものが市の手続上の問題なんで、市が、奈良市そのものが問題じゃないのかということ。それから随契、非常に多額のものを随契にするには、手続違反じゃないだろうかということについては、主体的にはやっぱり奈良市なら奈良市が随契にする、競争入札する、一般競争入札にするということは、市自体が考えることなんだから、第一番にはやっぱり奈良市の問題じゃないだろうか。（「助役も追及されてんだよ」と呼ぶ者あり）その中で、その中でですよ――いや、

そういうことは私は知らないんですよ、電話の情報だけなんですから、細かいことは何にも知らないわけですから。ですから日立を呼んで、いろいろ聞いた。そこで調べ、東京都の方の信用調査も調べ、それで２点の問題点というのは、一つは要するに奈良市そのものの清掃部が流用ということと、要するに原材料費から工事費へ流した。こういう問題が一つと、もう一つは要するに大きな金額の契約を随契した。だけれども、随契じゃない要するに見積もりというふうな手続をとってる、ということを日立から聞きました。

そういう中では、改めて市長、議会の方へ御報告すべき要するに問題が含まれてはないんじゃないか、こういう判断をしたわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　あのね、あなたはさっき市川議員さんの質問を聞いていなかったんですか。いいですか。合い見積もりをとった、６社から。そのときに日立造船が一番低かったので随意契約をした。（「そうだ」と呼ぶ者あり）それでその日立造船と市の間に立ったのが、近畿日化産業の専務の矢野　弘さんである。この人は三笠園とかいう何か違う仕事もやってる方だというふうにおっしゃってた、確か。いいですね。そこで百条委員会でこの方々に何か裏があるんじゃないか。で、今度は直接日立造船が契約するということになったけれども、この最初の契約の裏かなにかあるんじゃないかと言ったところが、矢野　弘さんの回答は、いいですね、これは近畿日化産業の重役さんです。相当の手数料はあるところへ流れております。しかし、その行き先は言えません、こう言ったんです。そうでしたね。その行き先は言えません。（「今西社長がね」と呼ぶ者あり）今西社長が言った、近畿日化産業の。それで、いいですか、日立造船は恐らくこのような問題が起きて困ったものだから、契約解除したんだろうと私は思うんです、５８年に。だからはっきり言えば、これ日立造船と契約した裏には不正、不正というかどうかよくわかりませんが、近畿日化産業という会社が介在して、手数料をとり、あるところへ流していた事実は、この百条委員会で明らかじゃありませんか。

それからもう一つの点は、いまさっき申し上げたとおり、選挙の開票日の前の日に契約している、１２億円という。選挙の開票日の前の日に契約する市長というのは、よほど何か変なことがなきゃやるわけないんです、１２億円もの契約は。そんなことするから翌日落っこっちゃったわけです。しかし、落ちても市長なんです、２２日に契約したが２８日までが市長の任期ですから。そういうことを疑ってみたことはないんでしょうか。選挙の最中に契約するなんて

いう人がどこにいますか、一体。そういうことも研究はされなかったんじゃないのか。ただ、いま市川議員の質問事実から言ってるだけです、私は。おかしな話だな、これ全市民思うでしょう。選挙の最中の開票日の前の日に、契約１２億何千万という物件の契約をしている。そんな市長は日本じゅう歩いても革新ぐらいしかないでしょう。

○議長（高橋通夫君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　お答えいたしたいと思います。

先ほどの答えとまた同じになるわけなんですけれども、おっしゃる５５年当時には、近畿日化と日立造船との間には、代理店契約は存在しておらなかったわけでございます。５７年の５月からですね、（「５６年」と呼ぶ者あり）５７年の５月から要するに（「うそ言うなよ」と呼ぶ者あり）日化のですよ、海の方の機械と日立造船の場合には海の方の自衛隊の何というんでしょう、フリーゲート艦ですか、ああいう商品と、それから陸の方のこういうごみプラントだけではございませんけれども、ダム関係の仕事もやっているようでございますけれども、ダム関係の機械、そういう広範なものをやっているようでございますけれども、陸の方の販売網を強化するということで、５７年の５月から代理店契約をやっておる、こういうことでございます。

これは、私たちもがんばるわけじゃございません。そういう記事を私たちの方にいただきましたのは８日、日立からいただきました。６月８日、日立に提出させました。それを調べた結果、市川議員さんと同じような記事を見るわけでございますので、日立からの釈明といいますのは、５５年当時はこれは奈良県だけではなくて、一般に販売網の強化ということで、５７年から奈良県の場合には近畿日化と要するに代理店契約を結んだ。

しかし、２号炉、３号炉、４号炉の契約については、すでに１号炉で奈良県の清掃部の人たちと十分じっこんになっているので、代理店を機能させる必要はないので、この奈良県からの要するにごみプラントの受注については、会社自体が代理店を経ずに、直接の販売活動をしているんだ、こういう会社側の申し立てでございます。会社側の申し立てを受けて話しておりますので、私の方は、それでがんばるつもりはございません。そのように総務部長と一緒に聞いたわけでございます。

大体が時間的にも符合するんじゃないか、こう思っているわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　一つ確認しますが、いいですか、最初は日立造船と近畿日化産業とは、代理店契約は結んでない、ないから手数料はそのときのどんぶり払いになるわけです。どんぶり払いになった手数料の一部が、どこへ行ったかと聞かれたら、某方面に行きましたけども、その行き先は言うことはできませんと百条委員会で答えてる、というわけなんです。それで成功したから、今度日立造船は近畿日化と正式な契約を５６年か７年に結んだ。こういうことになるわけです。で、代理店契約すれば、手数料というのは一定であります。契約のときに、もう明らかに示されるわけです、代理店契約の中で。ですからどんぶり勘定じゃなくなるわけです。だからどんぶり勘定の時代に、近畿日化産業というのが大変に奈良市への売り込みに努力された。だから手数料はどこへ行ったか、どんぶり勘定の手数料はどこへ行ったかと聞かれてるのは、当然だと思うんです。それで、それがうるさいものですから、なっちゃった、うるさくなっちゃったから、どうもうまくない。方々からいろんな問題が起きそうだったから、日立造船とすれば、契約を解除するというのは当然でしょう、自分の身に火の粉がかかってきちゃかなわないですから。だけど、一番大事なことは、最初の、このどんぶり勘定の手数料は某方面に流れています、という近畿日化産業の重役さんの証言です。

それからもう一つ大事なことは、いまさっき申し上げたとおり、選挙の開票の前の日に契約しているということですね。自分の任期があと７日しかないときに、離れわざをしているのであります。こんなことはなぜしなけりゃならなかったかということは、やはりあなた方は疑わなきゃいけない。自分がそうだからといって、しかも他に悪いことについて寛大であってはならないです。悪いことは寛大じゃ困るんです。自分に対してもそうですけど、そういう点を一応指摘して、本日のところは関連質問を終了しておきます。

しかし、この問題は重大な問題ですから、今後ずっと尾を引くことを予言しておきます。以上です。（「議長、ちょっと関連で」「だめだよ」「いまね、私の別に意見でも質問でもないんですよ。助役が間違った契約の日付を言ってるんで、これは議事録に残るんで、はっきりと私は言っておきます。契約はですね、５６年の２月の１日から５８年の１月末で解除しておるんですよ。いま、５７年ということを助役が言ってるんで、で、さっきも言ったように、これを業務拡張のために代理店契約を結んだと言ってるんだったらば、何も５８年の１月末に解除する必要はないんですよ。まだ継続するんです。われわれ業界でいえば、あたりまえのことなんです。われわれが富士フィルムと契約しているのと同じように、これは常に延長延長といく

ものなんで、これを解除してるということが、そもそもですね、随意契約が終わったから、目的を達成したからもう切ってるんですよ。これが大企業である非常に不自然なところの営利なんです。日立造船がそうだと言いませんけれども …… 」「議長がまだ許可してないぞ」「間違ったものを訂正したんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　これをもってさきの第２回臨時会で議決された、ゴミ焼却炉指名入札に係わる疑義の件についての緊急質問を終わります。

お諮りいたします。市長の指示による職員の地方公務員法に違反する疑いのある政治的行為の件につき古賀俊昭君ほか２名から緊急質問の通告があります。所定の賛成者がありますので、この際、緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって古賀俊昭君の緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに決しました。

古賀俊昭君の発言を許します。登壇してください。

〔１８番議員登壇〕

○１８番（古賀俊昭君）　緊急質問の申し出を午前中に行いましたところ、間にお昼御飯が入り、３時の休憩があって、夕御飯をいただいた後に回されたということで、緊急質問の取り扱いについて、こういう私のようなことが二度と起きないように、まず強く皆様方にお願いをしておきたい。特に議長にもそのことを申し上げておきたい、と思うわけであります。

私が今回緊急質問をいたします内容は、地方公務員法に違反をする疑いのある行為が、市の庁舎内で最近行われたということを仄聞いたしましたので、そのことについて質問するわけであります。

日野市のような自治体が、効率的で、そして適正な行政を進めていく、そして市民の信頼を確保して、行政の効率的な運営にわれわれが資していくということは、当然市民もわれわれも求めるところでありますが、そのためには、職員の方が公務員としての自覚を持つ、このことはまず大前提であります。そして、それと同時に、管理監督責任者である市長が、地方公務員法の精神、これをやはり厳守をしていく。そして各法令や通達、条例等をきちんと守って適正な運営を図っていく、ということを心がけなければならないはずであります。それがまず大前提として、市長も、そしてまた職員の方も、心しておかなければならないことであろう、というふうに考えます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

ところが、この革新市政下、この日野市におきまして、このことが徹底をしていない。市長を初め、ある特定の方かもわかりませんが、事実関係を明らかにまずしていく中で、指摘をしていきたいと思いますが、モラルの低下があるのではないか、というふうに考えられますので、具体的に質問を行って、このことを明らかにしていきたいと思います。

市長に伺いますが、最近この市役所の中で、ある幹部の職員の方が、他の職員の方に対して、署名を集めたということが私はあった、というふうにいま先ほど申し上げましたように、風聞を耳にしているわけでありますが、心当たりがおありかどうか、まず、そこからお聞きをして、後続けていきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　きょう緊急質問を、その件名を見せていただきまして、さて何だろうかと考え直してみたわけでありますが、ああなるほど（「あれだ」と呼ぶ者あり）朝鮮総連の方の要請に基づいて、三者会談、つまり国際的な話題になっております、アメリカを介助役として南北朝鮮のこの会談をしよう、という新しい動きがあることは、承知しておるわけでありますが、大変歓迎すべきことだ、私は個人的には思っておりました。そのことの署名ということでございますから、これは私に求められたわけでありまして、私も相手の方にその出来事の発生することに賛意を表し、それ以上のことは余り知らなかったわけでありますが、署名でありますから、ある程度のそれぞれの判断で得られる署名はとってあげたい、という程度の考え方を持った、こういうことを思い当たりまして、なるほど、これがいわゆる言われるところの地方公務員法違反に該当するか、ないしは、いま御指摘のモラルの低下になるのか、ということを考えます場合に、私はモラルの低下とは全く関係のないこと、また国際平和、この特にアジアの特に朝鮮の南北に分断されておる今日の状況が、もし対話という形で話し合いが持たれるということは、大変歓迎すべきことであるということで、できるだけそのことが達成されることは望ましい、こういうふうな考えでありますから、これがモラルの低下とか、あるいは地方公務員法とか、そういうことに抵触するなどとは、毛頭考えは及ばなかった。いまもそう心から信じております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　署名が行われたということは、はっきりいたしました。署名

の内容も大体いまおぼろげながらわかったんですが、内容云々ということではなくて、署名集めが行われたということ自体が、この法律にかかってくるわけです。で、このことは、また申し上げますが、市長は、自分自身に署名を求めてこられたのにそれに応じた。で、いいことだから、みんなに勧めたんだ、というようないまお話だったんですが、市長が各職員の方のところを回って、署名集めをなさったのか。また、この署名集めが行われたのはいつなのか。その点をひとつもう一度明らかにしてもらいたいと思います。

いま動機と目的については、市長の方から述べられたので、これがまた法に触れるかどうかということは指摘をしていきたいと思いますが、市長御自身が庁内を回って、署名用紙を持って回って集めたのか。また、それはいつなのか。これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　署名を求めてこられたのは、朝鮮総連のたぶん役員の方であります。で、私に求められた、話し合いはしましたが、これを私が第三、第三者といいましょうか、あるいは庁内で署名集めをしたなんていうことは、これはありません。その出来事は、たしか2週間ほど前であった、このように思います。そこで、せっかくの署名ですから、ごく身近でとれる程度のことは、同席しました職員に、なるべく好意的な扱いをしてあげたら、という程度のことは言ったように思います。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　何課の何という職員に、職名でも結構ですが、どなたに命じられて、命じられたかどうかわかりませんが、しかし、市長からやれと言われたら、いやだとはなかなか首横に振れないと思うんですね。どなたにその役を果たすように言われたのか。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　そういう部分的に問われるのは、少々迷惑でありますが、これはその席に同席をいたしました秘書課長であります。また秘書課長と個人的な程度の範囲で話したことですから、何かそれを指示したとか、命令をしたとか、そういうことでは全くありませんし、そのようにまた本人も受け取った、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　職員課長に依頼をして署名を集めて回ったと（「職員課長じゃないよ」「秘書課長」と呼ぶ者あり）秘書課長。ところが、この秘書課長は、前に職員課長

をやっておられました。いわゆる服務とか人事の規定等つまり地方公務員法には細部にわたって非常に精通しておられるだろうと思うんです。これはどなたも幹部職員の方であれば当然だと思うんですが、これは署名の目的、これがたとえどのような内容のものであろうと、また、その動機がどうであろうとこういうことをやっちゃいけないというふうに書いてあるわけです。地方公務員法の３６条に、きちんとそれが書かれてます。緊急質問を午前中早く出して、もう大分たちましたから、何度もお読みになったんじゃないかなと思いますが、３６条、簡単に言いますと、地方公務員は政党の役員になっちゃいけない。それから政党への勧誘活動、これもしてはいけない。選挙や署名活動、これが禁止されてるわけです。で、寄付、それから募金、募集、こういうものもできない、ということが地方公務員法に書いてあるわけです。こういう内容のものはすばらしいからやりなさいとか、これは公共の秩序に反するからやっちゃいけませんよ。そういうことじゃないんですよ。署名活動はやっちゃいけないということになってるわけです。

具体的に申し上げますと、地方公務員法３６条第２項の２で、署名運動を企画し、または主催する等これに積極的に関与することということで、きちんと禁止事項の中に挙がってます。これに触れませんか。全く地方公務員法には触れないとお考えですか。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　企画したりなにしたりという、そういう性格のことでありませんから、触れないというふうに確信持っております。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　しかし、市長はここで１人また遺跡調査会の場合もそうなんですが、秘書課長は地方公務員法違反になってくるんですよ、これはどうしても。しかもそれを市長が命令をしたということになれば、市長の方にも当然責任はかかってきます。職員課長は多分このことは御存じだったと思います。先ほど申しましたように、秘書課長として、いまの職におありになる前は職員課長で、いろいろそういう面には精通しておられたんですから、非常に心中つらかったんではないかと思うんです。

で、法律論いろいろ言いますと、ここに地方公務員法の実例判例集等がありまして、いろいろ細かいいままでの自治省の通達、判例等が出ております。もう署名活動やっちゃいけないんですよ。（「政治活動も署名じゃないか」と呼ぶ者あり）で、これは３６条の政治的行為の制

限というところでひっかかるということは、もうはっきりするわけですね。内容がどうのこうのとか、動機がいいから構わないじゃないかな。その辺の考え方というのは、ちょっと改めていただく必要があるのではないかと思います。もし、これがいわゆる第三者に公正な判断を仰ぐというようなことになれば、恐らく私は市長にも、また秘書課長にも分はないだろうと思います。

何がゆえにこれが法に触れない、地方公務員法には全く触れないというふうにお考えか、もう一度お聞きをしたいと思います。もう一度読みますが、署名運動を企画し、または主催する等これに積極的に関与することということで左に掲げる政治的行為をしてはならないということでこの項目があるわけです。こういうのもお持ちでしょうからお読みになったと思うんです。入ってくるんですよ、署名活動というのは。触れませんか、法に。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　反省はしてみなければならないと思っておりますが、要するに企画をしたり、何と、もう一つの言葉、何ですか、（「主催」と呼ぶ者あり）主催をしたりという立場でなくて、（「関与してもだめなんですよ」と呼ぶ者あり）来訪者から賛同を求められ、それに対して多少外交的な配慮を払ったという程度でありますから、（「北朝鮮だから払った」と呼ぶ者あり）問われることの（「韓国じゃ払わないだろ」と呼ぶ者あり）いや、いや韓国だって同様です。（「とんでもない」「政治問題じゃない」「両方じゃ反対と賛成になっちまうじゃない」と呼ぶ者あり）　ですから反省はしてみますけど、私はそういう意識がありませんので、また、いまの言われる企画をしたり主催をしたりはやってないわけですからひっかかることはないだろう、このように思っております。（「署名するということは関与したことなんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　これを読めばはっきりするんですよ。

で、自治省の公務員でまとめた、これは職員課長やっておられるときから、秘書課長は多分もう何度もいやというほどこれをお読みになったことがあると思うんですね。ですから市長からこの署名をひとつ集めろ、という職務上のこれは命令ですよ。幾ら物腰やわらかく言ったところで、一つの踏み絵なんですね、職員の方にすれば。この踏み絵を踏ませる。そして後で議会で指摘されれば、いや、そんなもの法に触れません、なんていう答弁をなさる。

いま、私法律の条文で企画、主催ということが載ってるということ読みましたら、そうじゃないんだ、ということをおっしゃるんですが、いままでの判例とか自治省の見解、通達等からすれば、いま議場からも声が出ておりますが、署名させるよう勧誘する行為、これも入ってるんですね、ちゃんと。ですから市長に頼まれたんで、ひとつ署名してくれよということで回られたら、これは完全にこれに触れてくるわけですよ。（「だれだって書くよ、署名するよ、腹の中にないことだってやるさ、ばかばかしいもの、にらまれちゃ」と呼ぶ者あり）半ば強制的にですね、本来署名というのは、その人の良心と信念に従ってするものでしょう。しかし、こうした一つの職場の中で、上司から、しかも最高の管理監督者から依頼を受ければ、書かざるを得ないと思うんですよ。しかもそれが法に触れる。これを強制するということは、市長は私はもっと強く反省をしてもらわなきゃならないと思うんですが、市長のこの弁でいけば、こういう弁でやれば、地方公務員法というのは吹っ飛んでしまいますね。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

いろんな規定があります。地方公務員法の一条では、この法律の目的が書かれています。最後の方に、地方自治の本旨の実現に資することを目的とする、ということで地方自治の本旨を実現するために、この法律は定められて、で、この法律の効力というものは、地方公共団体の機関の定める規定の、規定がこの法律に抵触する場合には、この法律が優先する。つまり条例や各自治体で規則等で定めても、この法律と見解が違う場合には、この法律が優先するということなんです。そして、この法律の適用を受ける地方公務員の人は、一般職に属するすべての地方公務員に適用する、ということになってますから、あえて１人法に抵触をする人を市長はつくった、ということになりませんか。いかがでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　いま法的な見解を伺いまして、これから十分心して、指摘されるようなことは極力ふだんから気をつけなきゃならない、このように受けとめて、感じております。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　市長は、自分が御答弁なさるときには、非常にみずからを正当化されるのは、非常に答弁をお聞きしててうまいんですが、やはり不正を認めない、そうしたことをまた違法なことは許さない、ということをきちんと本来管理監督責任者として自覚し

ておられるならば、たとえばストをやってはいけないのにストを構える。こうしたときにも、同じようなやはり私は姿勢が出てくるのではないかと思うんです。ですから、今回も平気で、こういう法に触れるような行為を市長が秘書課長にやらせる。こういうことでは、先ほど私が言いましたように、職員の方に高い士気を求めても、無理だろうと思うんです。もうやけっぱちになりますよ。いやだと言えないのにやらされてんだという気持ちになれば。

先ほど私、午前中にも指摘をしましたが、保険年金課の職員の人がですね、職員組合のビラか政党のビラと間違えるようなものを、市の予算でつくって配付をする、こういうことが行われているわけです。すべて一連のものだと思われませんか。

市の行政というのは、納税者の税金を使って行われているものですから、政治的にあくまで公正で中立な姿というものが強く求められているはずであります。（「近ごろ政治色が強くなってきたよ」と呼ぶ者あり）憲法を市政に生かそうということをおっしゃる割りには、その憲法に基づいてつくられている法律という、しかもその法律の中でも地方公務員の方が、特にこの市役所の中ではまず非常な意味を持つこの法律が、市長みずからの手によって破られていく。法の精神までねじ曲げられてしまっているということが言えると思うんです。革新市政だから許されるとお考えになっているんでしょうか。いかがですか。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　先ほどお答えしておりますとおり、一層心して日常を厳しく持たなければならない、ということは感じますが、何か、この憲法を市政に生かそうという理念にまで、抵触するというふうには思っていませんでした。

これから、御指摘のことも十分心して、誤りのないように励んでいきたい、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　革新市政というのは、よく市長みずから先頭になって、こうした違法な行為、また違法な制度というものを堂々と白昼やっている。指摘があっても、なかなかそれを改めようとされない。いま、これから少し何か殊勝に考えていくというようなことも言われたんですが、こうした異常なことが日野市役所の中で行われているということを、これからも市民の前に明らかにしていきたいと思うわけであります。

いま市長は最初に動機のところで、朝鮮半島、いわゆる韓半島の平和ということで、その内

容に触れられました。この内容云々じゃないということを、先ほども申し上げたけど、たとえ朝鮮総連の人であろうと、韓国の居留民団の方だろうと、これはこの際法に触れるということに関して、問題じゃないわけです。（「市長個人じゃ構わないよ」と呼ぶ者あり）だから、その点はひとつ誤解のないようにお願いをしたいと思います。

特にアジアの情勢、先ほど午前中もいろいろ議論をいたしましたが、ラオス、ベトナム、カンボジアと全部前の国はなくなってしまいました。いま韓国が朝鮮半島で唯一いま自由諸国の中では残っている、という状況にあるわけです。だからここをめぐる非常な複雑な国際関係というのは、いろいろ考え方があるわけです。

ですから市長がそのことについて、自分で主張し、考えを述べるというのは結構ですが、職員の方を犠牲にするような、また法に触れさせるようなことは、絶対やってもらいたくない、このように思います。少し、これからは考えていくということですが、何か一言、あした朝、秘書課長にお会いになったら、おっしゃりたいお気持ちになっておられませんか。いかがでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　あしたと言わず、きょう話したいと思います。（笑声）

（「あんまり無理言うなよ、かわいそうだよ」「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　これをもって緊急質問を終わります。

次に日程第４、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後８時１６分休憩

午後８時５７分再開

○議長（高橋通夫君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第５９号、日野市一般職の職員の昭和５９年度６月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第５９号、日野市一般職の職員の昭和５９年度６月期における期末手当の特例に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第１６条に定める期末手当１００分の１４０を、昭和５９年６月期に限り、１００分の１４８とする特例条例であります。この支給率につきましては、６月７日、組合と交渉の結果、妥結したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議、決定のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　議案第５９号の内容につきまして、御説明申し上げます。

提案理由にもございましたように、日野市一般職の職員の給与条例第１６条第２項には、６月期に支給する分といたしまして、１００分の１４０と規定されておるわけでございます。６月７日、市職員組合と１００分の１４８で合意いたしました。同条同項の規定により、１００分の８オーバーいたしますので、この特例条例をお願いするものでございます。なお勤勉手当の１００分の６０を加え、支給率は１００分の２０８となります。昨年より１００分の９減額、減額の率でございますし、また金額にしましては約8,３００円の減となっております。

支給日につきましては、条例どおり６月１５日に支給したいと思いますので、よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　私は、ただいま職員課長さんに４等級の方で最高の方はどなたですか、どなたじゃありません。幾つの方ですか、お幾らになりますかとお聞きしました。５８歳の方だそうであります、一般行政職。その方が８１万5,３３３円であります。恐らくここにいらっしゃる部長さん方の半分以上はこれよりも少ないんじゃなかろうかと思う。（笑声）課長さん方にしてもしかりであります。係長さんにしてもしかりであります。

少なくとも、国や東京都では、管理職手当は当然含まれてまいります。ですから４等級の方々よりも、上回る場合が多いのであります。やはり、その職種において、御苦労なさっていらっしゃる係長さん、（「そうだ」と呼ぶ者あり）保谷市においては、すでに管理職手当をこのボーナスの中に、期末手当の中に含めて支給をしております。このように、以前は東京都においても、若干の管理職手当までは全部含むというふうな方法をとらない、という方法をやっておりましたが、世の中が平和になり、正しくなってきますと、当然管理職手当は期末手当に含めなきゃいけない。

このような観点から、私は本条例提案について、管理職手当を含むというふうに改正すべきである、そういうふうに考えているわけであります。

以上、原案には反対し、これを修正すべきであるというふうに申し上げて、意見といたします。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって議案第５９号、日野市一般職の職員の昭和５９年度６月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後９時５分散会

6 月15日　金曜日　（第 2 日）

昭和５９年
第２回定例会

日野市議会会議録　（第25号）

６月１５日　金曜日　（第２日）

出　席　議　員　（２８名）

１番	橋　本　文　子　君	２番	福　島　敏　雄　君
３番	小　俣　昭　光　君	４番	小　山　良　悟　君
５番	谷　　長　一　君	６番	古　谷　太　郎　君
７番	馬　場　繁　夫　君	８番	馬　場　弘　融　君
９番	高　橋　徳　次　君	１０番	旗　野　行　雄　君
１１番	一ノ瀬　　隆　君	１２番	板　垣　正　男　君
１３番	鈴　木　美奈子　君	１４番	川　嶋　　博　君
１５番	飯　山　　茂　君	１６番	夏　井　明　男　君
１７番	黒　川　重　憲　君	１８番	古　賀　俊　昭　君
１９番	市　川　資　信　君	２０番	藤　林　理一郎　君
２２番	竹ノ上　武　俊　君	２３番	米　沢　照　男　君
２４番	中　山　基　昭　君	２５番	大　柄　　保　君
２６番	秦　　正　一　君	２７番	奥　住　芳　雄　君
２９番	滝　瀬　敏　朗　君	３０番	高　橋　通　夫　君

欠　席　議　員　（２名）

２１番	名古屋　史　郎　君	２８番	石　坂　勝　雄　君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　浜田文子君

議事日程

昭和59年6月15日（金）

午前10時開議

（請願審査報告）

日程第1　請願第57—27号　水害等対策に関する請願

日程第2　請願第57—60号　1・3・1バイパス計画を見直し地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願

日程第3　請願第58—40号　雨水排水に関する請願

日程第4　請願第59—1号　東豊田3丁目下水処理場の悪臭軽減措置要望に係る陳情

（議案上程）

日程第5　議案　第43号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6　議案　第44号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7　議案　第45号　日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8　議案　第46号　日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9　議案　第47号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議案　第48号　日野市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について

日程第11　議案　第49号　日野市老人いこいの家条例の制定について

日程第12　議案　第50号　昭和59年度日野市一般会計補正予算（第1号）について

日程第13　議案　第51号　昭和59年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第14　議案　第52号　市道路線の一部廃止について

日程第15　議案　第53号　市道路線の廃止について

日程第16　議案　第54号　市道路線の認定について

日程第17　議案　第55号　日野市立七生中学校給食室新築工事請負契約の締結について

日程第18　議案　第56号　日野市心身障害者生きがい作業所（仮称）建築工事請負契約の締結について

日程第19　議案　第57号　日野市多摩平下水処理場汚泥処理設備及びその他改修工事請負契約の締結について

日程第２０　議　案　　第５８号　　東京都市廃棄物処分地管理組合の解散について

（報　告　事　項）

日程第２１　報　告　　第　３号　　昭和５９年度日野市土地開発公社事業計画の報告について

日程第２２　報　告　　第　４号　　昭和５８年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について

（請　願　上　程）

日程第２３　請願第５９―　６号　　薬王寺の寺社林保存に関する陳情

日程第２４　請願第５９―　７号　　市有地払い下げに関する陳情

日程第２５　請願第５９―　８号　　生活道路設置に関する請願

日程第２６　請願第５９―　９号　　下水道設置に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第２６まで

午前１０時３０分開議

○議長（高橋通夫君）　　おはようございます。

本日の会議を開きます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

奥住芳雄君。

○２７番（奥住芳雄君）　　一言議長にお尋ねをしたいと思います。

去る１２日の午前中の代表者会議で話題となりましたが、１２日も開会がおくれました。そういう中で、どういう理由で開会がおくれたかということを各会派に連絡がなかったということで、そういう中で意見が出まして、そして、今後こういうことのないようにと議長に申し入れて、議長もそういうふうに努力をする。こういうことになっておりました。しかし、本日30分おくれましたが、われわれは何のせいで開議時間がおくれているのか、全然わかっておりません。議長ひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　連絡が不行き届きで申しわけありませんが、本日は公明党議員のドアがどうしてもあかないということで、（「公明党議員のドアじゃないぞ、おかしいぞ。公明党議員にドアなんかないじゃないか」と呼ぶ者あり）公明党議員の控え室です。（「そうだよ」と呼ぶ者あり）そのドアがどうしても中に入っている議員もいたので、あかないので、そうしてなかなかその故障があって困って、それで時間がおくれたので、連絡が不行き届きだったことをおわびします。奥住芳雄君。

○２７番（奥住芳雄君）　　私はね、後でさっき聞いたんですよ。そうしたらそういうことのようです。しかし、何でまだ１２日に約束したばっかしですよ、議長。全然連絡がないですよ。うちの会派でどうしているのかと事務局へ聞きに行ったら、ああそうだった、こういうことだと承った。でたらめだよ、それじゃ。それじゃ毎日はい、努力します、また翌日しないと同じだよ、これ。もう１回ひとつ明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　今後気をつけますので、御了承願います。（「了解」と呼ぶ者あり）

これより請願第５７－２７号、水害等対策に関する請願の件を議題といたします。建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（旗野行雄君）　　では、請願５７－２７号、水害（「議事進行」と呼ぶ者

あり）

○議長（高橋通夫君）　飯山　芳君。

○１５番（飯山　茂君）　大変また後のしこりに残る問題ですけれども、議長、ちょっと何かお忘れになっていませんか。この会議を始めたときに、きょうの出席議員は何名いるということを、議事録に載るんじゃないですか、これは。

○議長（高橋通夫君）　ちょっと抜けまして申しわけありません。

ただいまの出席議員２６名であります。建設委員長。

○建設委員長（窪野行雄君）　水害対策に関する請願について建設委員会の審査報告を申し上げます。

４月の１７日に現地調査、続いて２６日に審議をしたわけでございます。この請願は、日野市東町自治会長豊住東さん外1,５８２名の方が請願者となっております。この請願の内容は、神明上都市下水路がこの地域を通り、多摩川に放流されるわけでございまして、すでに樋門は完成しております。この建設によって将来この地域に水害の危険はないか、非常に不安である。この点見直して対策を立ててくれ、こういう請願の内容でございます。具体的に１から８まで８項目検討項目が掲示されておるわけでございます。増水時の樋門について安全性は大丈夫かとか、それにつながる堤防は補強しなくて大丈夫なのか、このような案件でございます。部課長等の説明を聞いて、慎重に審議したわけでございますけれども、堤防、あるいは樋門については、まず危険性はないであろうということでございます。ただその中に、河川敷内に、御案内のとおりに水路がつくってあるわけでございますが、これが現在本流が立川寄りを流れておりますので、堤防から直角に水路がつくられております。非常に無理のある設計でございます。この点どうかというようなことも審議されたわけでございますけれども、建設省の方針として、そのような設計以外の工事は認めないということで、これはやむを得ないことではないか、ということでございます。なお、水路で魚取りとかなんとかいうことで、非常に危険が多いというようなことで、危険標識なり何なりを設置しろ、こういうような要望もございますけれども、これはその趣旨に沿って対策を講ずる、という説明でございました。

１点神明上都市下水路の見直しをしてくれ、という要望があるわけでございますが、審議の結果、付帯意見として、すでに決定されている神明上都市下水路の計画の見直しは困難と思慮されるが、当地域の水害対策については十分配慮されたい。こういう付帯意見をつけて採択と

決定したわけでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５７－２７号、水害等対策に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５７－６０号、１・３・１バイパス計画を見直し、地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（窪野行雄君）　では続いて、請願５７－６０号、１・３・１バイパス計画を見直し、地域住民の健康と安全を守って下さいという請願でございます。

請願者は日野市東平山２－１－２３、宮城淳二郎さん外2,１９０名でございます。１・３・１バイパスの問題については、前に反対請願が出たことがございます。採択に至らなかったわけでございますが、今回は計画を見直し、地域住民の健康と安全を守って下さい、という申し上げましたような趣旨の請願でございます。

請願内容を見てみますと、１・３・１バイパス路線は、公害の恐れが非常に多い、この対策を講じろ、というようなことも掲げてございます。また、現時点では、すでに地域の情勢が宅地化されておりますし、社会情勢の変化に伴って、この１・３・１バイパスは不要ではないか、というようなことも書かれておりまして、その点多少ひっかかる点があるわけでございます。請願者は、その辺どう考えているか、というようなことも確認したわけでございますけれども、要は地域住民の健康と安全を何らかの対策で守って下さい、こういう終極的には要望ということを確認いたしました。関係部課長等の説明を聞きまして、この対策として、ただいま万願寺の区画整理区域内で、同じ１・３・１バイパス路線について、どんな対策がとられているか、要は沿道対策ということでございました。１・３・１路線の両側４０メーターに限って商工業地域、あるいは特殊用途地域に指定し、なるべく地域住民の方には、公害問題で迷惑をかけるような

ことは、避けるような配慮をしたい、こういう同じような対策でこの請願の要望に沿えるのではないか、こういう委員の皆さんの結論でございました。そこで、この請願を採択というふうに全会一致で決定したわけでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。滝瀬敏朗君。

○２９番（滝瀬敏朗君）　いま、委員長の説明でよくわかったわけでありますが、確かに過去３回ですか、この１・３・１路線に対する反対、こういうふうな形の中で、請願がなされていたわけでありますが、いずれも審議未了というふうなことで、取り下げになっているわけであります。いま、委員長の話でよくわかるわけでありますが、内容を見てまいりますと、必ずしも地域住民の健康と安全を守って、公害のないような道路にしてもらいたい、こういうふうなことであろうと思いますが、過去の問題を見てまいりますと、反対というふうなことの内容が大変強いわけでありますが、ここで確認をしていきたいと思うんですが、いま、万願寺でも土地区画整理事業が行われておりますが、その中で、１・３・１路線の問題も出ております。また、今後豊田の南口ですか、こういう関係でも区画整理の関係では、同じく１・３・１路線の問題が出てくるわけでありますが、いままでの関連の問題を考えてまいりますと、これが反対だというふうなことでありますと、大変国あるいは東京都との補助金の関係だとか、そういう問題にも大きく響いてくるんではなかろうか、こういうふうにも心配をするわけであります。そこで、１・３・１路線は反対ではないんだ、先ほど申し上げましたように環境を整備し、健康で快適な生活ができるような道路をつくってもらいたい、こういうふうなことであれば、そういうふうなことを確認をしながら了承をしたいと思いますが、その辺をひとつぜひ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　ただいまの滝瀬議員の発言ごもっともでございます。その点も委員会で非常に心配した点でございます。将来のあの地域の開発等に悪影響が、この請願を採択することによって出ては困るんではないか、という確かに心配があるわけでございます。そこで、先ほど申し上げましたように、請願者の意思が那辺にあるかというようなことも確認した上で、採択したわけでございます。よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　先ほどの御質問を若干の関連があるわけですけれど、私には、

委員長の報告とあるいはこの内容と少し理解に苦しむ点がございます。と申しますのは、委員長先ほど住宅化の進行、あるいはたくさんすでにこのそれぞれの甲州街道、川崎街道等を含めて、道路があるから、必要ないんじゃないか、というふうな願意の内容になっておる、ということも報告されましたね。この請願の内容を見ますと、まさにそのとおりでございますね。ただし、請願者に話をして、沿道対策こういうものを十分して、健康と安全、あるいは環境等整備をするんだということでまあまあ納得を、理解をしてもらった、こういうことですけれども、そういうことであるならば、すでに出されておる請願の内容、願意が異なるんじゃないか、ということですよね。言ってみれば、先ほど委員長も触れましたように、住宅化の進行等の中で、不要じゃないか、あるいはこの１・３・１のバイパス道路計画を慎重かつ十分な見直しをしてもらいたい、こういう願意ですから、私どもはそうした前提の中で、この請願を受け取らざるを得ないということですよね。したがって、であるならば、そうした面を付帯的につけた報告になるべきだろう、というふうに思いますけれど、この点は、委員長どのように考えられていますか。

○議長（高橋通夫君）　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　確かに理論的には、いま中山議員のおっしゃるとおりだと思います。そして、筋とすれば、この請願をできれば書き直して、再請願してもらう、これが筋ではないかと思います。しかしながら、宮城さん外先ほども申し上げましたように、2,000名をオーバーする請願者の署名を取った上で、請願されておるわけでございます。その辺これをいま一回請願を取り直してやるということも、実際問題としては、非常にむずかしい問題でありますので、その辺文章的には冒頭申し上げましたように、多少ひっかかる点はございますけれども、請願者にもその辺確認しまして、それで、沿道対策で健康と安全を守ることで結構です、という御理解をいただきましたので、採択したわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　特に私は、委員長とちょっと見解を異にするのは、請願というものは、必ずしも署名人員が多い少ないというふうなことだけにウェイトをおいた審議でなくて、いわゆる請願の出された内容、あるいは願意、こういうものを重点的に審議をするべきだろうというふうに考えております。さらに、その請願者がいいというふうなことである、ということですけれども、ぜひひとつ路線計画の見直しということは、建設省等の関連も含めて、

かなり困難であるということをある意味でもって二千何名かの署名された方に、ある意味でこの請願の代表者を通じて徹底していかないと、あるいはこの署名した人が、見直しができるんじゃないか、というふうな期待を持たれると、また問題が残るんじゃないかと思いますので、この点は、ひとつ十分御配慮していく必要があるんじゃないか、ということを指摘をして終わります。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　この１・３・１の路線を引いたときの責任者は、私であります。当時、昭和３３年、４年、５年、この３年間かかって、都市計画の大体現在の路線その他を決めました。そのときは、１・３・１の問題にしても、旧日野町の部分は、立川市長名で東京都知事にお願いするわけです。旧七生村のところは、八王子市長さんにお願いして、八王子市長さんを通して八王子市の都市計画審議会を経て、東京都知事に上申するという形だったわけです。多摩平の区画整理もそうでしたが、そのために、非常に困難でありました。はっきり言えば、立川市の都市計画審議会と八王子の都市計画審議会の意見が一致しない場合があります。そうなりますと、その両方の審議会が一致するように日野町がやらなきゃならない。大変なことです、そういう面であの現在の都市計画路線等は、かなり当時としてはよくつくったつもりなんですが、いろんな問題を含んでいるに違いない、と思うのであります。そういう点で、もう25年たっております。そろそろ徹底的に見直さなきゃいけないんじゃないか、このように考えているわけです。たとえば、１・３・１の先の部分、八王子市に入った部分は、かなりその当時決定された路線と違っております。北野の山を越えて行っておりますが、あれへぶつかるわけです。また、構造もずいぶん違っている。大和田のあの辺の高架ということは、当時は考えられていなかったわけです。そういう点で、２０年前、２５年前の決定した路線については、いま請願が出ているわけですね。あのころは、いまの請願者の方々というのは、ほとんどが日野市にお住みになっていらっしゃらなかったころです。ずっと原っぱでした、そういう点で私は、委員長さんというよりも、市長に特にお願いしたいのは、日野には長期計画がない。都市計画も昭和３５年に八王子市長が出したもの、立川市長が出したものが基本になって、現在の都市計画の路線計画、公園計画等は決定されているわけです。そういう面でやっぱり日野市独自のものをきちんと整えて、その建設計画、また、どのようにしてつくるかというものを長期計画を整備しなきゃならないんじゃなかろうか。どこの市でもつくっております長期計画というやつを、日野市の場合はないので、特にこの際２５年放置されていた都市計画道路、公園等について、そのときそのときじゃなくて、将来の展望、現実の日野市の形態、これらに合わせて根本的に議会の皆さん方と御相談して再検討しなきゃならない、もっと早くすべきなんですが、まだまだ聞いておりませんけれども、そのときそのときの手直し程度ではとてもあの当時の、現在のは最終決定したのは、昭和３８年なんです。もう２１年前ですか、その基本になったのが、昭和３３年の合併から、４年、５年と２年かけてつくられた立川市長、八王子市町さんの案を入れてつくられたものです。ですから、この高速道路をつくるときにも、日野市の意見というのは全然通らない。立川市長、八王子市長さんが、日野市の意見を代表して出すわけですから、そういう点で、いろいろな問題を再検討していただきたい。これだけを市長及び建設委員長さんにもお願いしておきます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　委員長と市長に１点ずつお尋ねをしておきます。

まず委員長にお尋ねしたいのは、５７－６０は、たしか私どもが建設委員会当時の請願が、この１・３・１の問題出ておりました。過去にもこれまたすでに出ておったんですけれども、その請願のために、当初ついたこの建設予算が、建設省でカットされた。こういういきさつがあったわけです。私ども建設委員会では、この請願をもし採択した場合には、非常にまた１・３・１、１・３・２の将来展望が暗くなるので困るから、書き直していただきたいということを、当時の請願者の代表でありました田中勇さんという方にお願いをいたしまして、その文面をちょっと変えた請願を出していただいたわけです。それでも、ほとんどの内容が変わってないわけです。もし、この請願を採択しますと、先般も奥住議員がこの本議会で提言、あるいは質疑がありましたように、やっと建設省が、この１・３・２の中央線の架橋の、あるいはあの周辺の道路の予算をつけたところであります。この請願を採択することによって、今後建設省が一体どういった反応を示すか、建設省というところは、非常に、これは国は全部そうですけれども、微妙な細かい神経の持ち主で、ちょっとした反対があればもう予算をつけない、やらないというようなところでございます。かつて日野市についた予算は、その請願のために、相模原に全予算が持っていってしまわれた、という経過がございます。それが１点。

市長にお尋ねしたいのは、市長はこの工事に対して、一体基本的に積極的にやる意思があるのかどうか、ということをまずお尋ねしたい。なぜならば、先般奥住議員も言っておったよう

に、私どもが建設省にこの建設促進をお願いするについて、ぜひ部長か課長を一緒に同行願いたいと言ったときに、部長も課長もつけない。庁用車すら出してくれない。電車で雨の降った日にこの大柄議員、奥住議員、私ども建設委員会のメンバーで、ようやく国立の市議、国立は全部超党派で来ているわけですが、市長を先頭にして、建設省にお伺いしているわけです。こういう中で、こういった請願を採択されることと、今後の1・3・2、1・3・1に対する市長の基本姿勢をお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　建設委員長。

○建設委員長（簗野行雄君）　お答えいたします。ただいまの市川議員の御質問は、滝瀬議員、あるいは中山議員が御心配なされていた点だと思います。この問題につきましては、この請願を出すについて、実は私なり、高橋徳次議員、あるいは馬場繁夫議員にも紹介議員になってくれ、という最初お話があったわけでございます。地域の問題でございますので、よほど慎重に、ただいま市川議員の御質問にあったような点について、取り扱わなければならない、と私は思いまして、代表の方に幾名か来ていただきました。そして、この請願が反対請願であったら、私、紹介議員にはなれない、ということを申し上げたわけでございます。馬場議員なり、あるいは高橋議員も同意見でございました。その辺確認したわけでございます。その上で、いや、前回の請願とは違うんだ、内容は、タイトルにございますように、地域の住民の健康と安全を守る点で、再検討してくれという趣旨で結構だと、こういうことを確認した上で、紹介議員になったわけでございますので、その辺は私としては、慎重に取り扱った、こう思っております。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいまの市川議員の質問にお答えをいたします。

1・3・1路線を重要な幹線といたします、いわゆる日野都市計画、先ほど過去の経過は、お話がありましたとおり、今日、いわゆる日野都市計画として、すべての手続を経て、オーソライズされた結果として定められております。したがって、市としても、もちろんこれを尊重しなければならないことは申すまでもありません。その間、各地にスプロール現象がここに起こり、住民感情に都市計画路線の存在が問題になるということはあったわけでありますけれど、結論といたしまして、日野市にいま設定されております都市計画事業は、あらゆる事業の中で努力をしながら、遂行していかなければならない。そういう性格を持っております。もうすでに万願寺区画整理において、そのことはスタートを切っておりますし、豊田区画整理におきましても、この道路の設定こそ、重要な役目も担っております。西平山においても同様であります。したがいまして、道路のこれまで反対される大きい理由として、その交通量がふえ、そのために排気ガスが地域に公害をもたらし、あるいは騒音、振動が沿道の住民を悩ます。こういう問題で、いわゆる問題にされるわけでありますから、それに対する対策努力は最大限しなければならない。すでに万願寺の場合には、沿道には業務用地というような形で緩衝地帯を設ける、それらのことで対策を行っておりますし、今後のいわゆる日野市内の1・3・1路線上の施工に当たりましては、場所によりますと、ある程度のこの立体交差、あるいはこの側道の対策、これらのことを行っていかなければなりません。したがいまして、請願の趣旨には、いま伺っておりますと理解ができるものでありますが、これが反対を表明するものであるというならば、これは大変困る存在になるわけでありますので、そのあたりを議会でも十分ごそんたくをいただきたい。そして、この事業は、この請願が採択されようがされないにしても、将来の大きい事業として、貫いていかなければならない。このことが日野市としてもまた大きい任務である。このように考えております。また、そのために努力をすることが、いわゆる日野市の町づくりの大きな基幹をなすものである。こう考えております。

○議長（高橋通夫君）　　建設委員長。

○建設委員長（簗野行雄君）　先ほどの市川議員の質問に対する答弁の中で、私誤解があってはいけませんので、訂正させていただきますけれども、きょうは委員長として報告しておるわけでございまして、個人的にどうこうということは差し控えなければならないわけでございます。先ほど申し上げたことは、ああいう過程があったということを、委員会の審議の過程で皆さんに御披露したわけでございます。その辺を踏まえて、この請願の審議をしていただいた、こういうふうに発言を訂正させていただきます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　福島敏雄君。

○2番（福島敏雄君）　この請願につきまして、2年間私も建設委員という立場で、この質疑に参加をしてきたという立場で、委員長に質問をしてみたいと思うんですけれど、いま、委員長の方の質問の中で、請願に書かれている文章そのものと、それから住民の皆さんとの話し合いの内容で、若干ニュアンスが違うんだ、こういうことも報告がございました。私どももこれまでの建設委員会の中では、そういう理解をしてまいりました。それで、そのことが住民

と、要するに委員会のメンバーの中とはそういう合意ができた、ということで、そのことはいいんだろうと思うんですけれども、請願となりますと、先ほど来議論がありますように、建設省の方にもそのままの文面で送られるということになりますと、見方を文字どおり読んでみますと、反対色とも読み取れる文章になっている、というふうに私は、ずっと理解をしてまいりました。したがって、委員会で審議した内容が、住民との話し合いで、こういうような要するに本当に反対でなくて、沿道対策を中心に進めてくれればいいんだ、というふうに願意が変わってきたということで採択をされた、というふうに理解するわけですけれども、そうなると、先ほどの中山委員の指摘もありましたけれども、もともとの文章とその委員会で採択したその考え方とがずれてきているんじゃないかなというふうに思いますので、そういうときに、そのままの文章でこの請願を採択するということが、いいか悪いかというようなことの論議が委員会の中で、どの程度されたのか、お尋ねをしたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　建設委員長。

○建設委員長（簾野行雄君）　その辺も先ほどから申し上げましたとおり、多少ひっかかる点が確かにございます。具体的にどうしたらいいのかというようなその辺のことは、委員会では決定はいたしませんでした。しかしながら、この請願について、本会議では、議事録もあるわけですから、もしその辺が問題ならば、議事録でこういうようなことで、発言を踏まえて採択した、こういうようなことは証明できるんではないか、私個人的には、また個人的と言っては申しわけないですが、考えております。

○議長（高橋通夫君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　先ほど来委員長報告を聞いていまして、委員長報告とどういう趣旨で、請願を採択するかということは、私もよく理解をしているんです。ただ懸念されておりますように、対国との関係で、この請願がどういうようなあるいは障害にならないとも限らない、ということを考えたときに、いまのままの願意と違った文章を採択してしまって、後々禍根を残さないかどうか、こういう立場で質問をしておりますので、その辺の御見解を委員長から聞かせていただければありがたいし、市の関係者から、その辺を聞かせていただければさらにありがたい　こういうふうに思っております。

○議長（高橋通夫君）　建設委員長。

○建設委員長（簾野行雄君）　繰り返して同じような答弁で申しわけありませんけれども、タイトルにありますとおり、計画を見直して、地域住民の健康と安全を守るような対策をとれば、この請願に答えられるんではないか、こう判断していると申し上げるよりほかないわけであります。

○議長（高橋通夫君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　委員長の答弁はよくわかりますので、それでは、市側にお尋ねいたしますけれども、国のこれからの考えることですから、確たる返事もできないのかもしれませんけれども、この文字どおりの請願の文章を国に送付した場合に、考えられる影響について、御説明していただけたら、ありがたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦雄君）　それでは、ただいまの御質問に対しまして、お答え申し上げます。

この文章の内容で採択された場合、国、都の関係は、今後どうなってくるかという内容かと思いますが、この内容をそのまま単純に受け取った場合、コメントを付さないで、国の方にこれが入手されたような場合には、恐らく国としては、１・３・１路線について反対の採択を行った、というふうに感じるかと思います。しかし、私どもこれが、たとえば採択された場合には、国に対しまして、その内容等につきましても、相当コメントを付して説明も行っていかなきゃならない、ということが考えられます。現在実施をしております万願寺の区画整理の事業、これについても、約９億近い予算がここでふやしていただいた経緯も、市が非常にこの路線について力を入れている、ということが反映された結果だと思います。それと、多摩川から万願寺の区画整理区域の境までの間、約２７０メーターでございますが、これにつきましても、今年度から国は、直接用地買収を行うということで、予算も計上いたしました。一昨日私どもも含めまして、国が主催をいたしまして、地域の権利者の方々に説明会を行っております。こういうこともやはり国が積極的に打ち出してきているということも、国、市の間で、この路線が非常に重要な路線である、ということを認識した上でのことでございますので、そういった問題が今後出ないようにも私どもは努力していきたい、かように考えるわけでございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまですでに１・３・１都市計画路線は、日野市内で工事を始

め、延長上に路線設定がされるということで、建設省等との協議を進めてまいっております。１・３・２の場合も同様でありますから、１・３・２は、１・３・１の川でいうならば、支流に属します。したがって、本流をつくるということが本来ならば、前提であるべきでありますが、支流の方から工事され、一応のこの市役所等の利便はできておりますけれど、市内の交通の解決にはまだなっておりません。したがいまして、建設省に説明をする際に、より議会としての態度がはっきりするようなそういうコメントを付しておいていただきたい、このことを特にお願いをしたいと思っておちます。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　いま、福島議員の質問の中からも明確になったわけですが、また、委員長の報告からも明らかにすでになっているわけですけれども、請願の趣旨と内容についての理解と違いがあるわけですね。これは文面でこのまま出せれば、都市整備部長のお話ですと、建設省の方としては、反対のものとして受け取る。かなりコメントを付さなければならないだろうというお話なんですが、これは、行政側からコメントを付すという趣旨のものではなくて、建設委員会として採択をし、日野市議会として採択をするという場ですから、むしろ、そのコメントは行政側からのコメントを付したとしても、建設省としては、納得がいかないだろうというふうに思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そういう意味でこれはかなり重要な問題でございますので、一時時間をとっていただいて、再度練り直す必要があるんじゃないかと思いますが…。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　先ほど来からこの請願に対する御意見いろいろ出ておりますけれども、私は、本来建設委員ですから、発言する立場にはないわけでありますけれども、ただ余りいろいろ御意見が出まして、委員長も大変御苦労されているようですけれども、その委員として、どういう認識でここまで紛糾してきましたから、あえて発言させていただきたいわけですけれども、建設委員として、どういう認識でこれを採択したかということを私なりにちょっと申し上げてみたいと思いますので、（「おかしいぞ、委員長報告やっているんだから、議事進行」と呼ぶ者あり）委員長報告の補足になれば、大変幸いと思いまして、発言したいと思うんですが、（「委員長がいるんだから」と呼ぶ者あり）いかがでしょうか。この問題について、もちろん先ほど、福島議員が申し上げましたように、この表題とこのそのまま何といいま

すか、ストレートに受けとめられると、非常にいままでの審議してきた経緯と違った形で誤解されるんじゃないか、というふうな発言がありましたけれども、私は、この事業ですね、１・３・１　大変大きな事業だ、当然だろうと思うんです。この事業を進めるに当たって、もちろん行政側のいろいろな手順、手続そういったものも考えていかなければなりません。しかし、その前提には、やはり住民の意向といいますか、願意というものもある程度反映した形で事業を推進しなきゃならないだろうと思うわけであります。したがって、この請願書の扱いについては、足かけ３年といいますか、扱ってきたわけでありますけれども、もちろんそれだけに大変微妙な判断といいますか、を強いられるような内容の請願であったろうと思います。しかしながら、今回採択したということについては、どういう認識で賛成したかと申しますと、この１・３・１のバイパス計画の見直しということが、この計画の見直しというとらえ方も一つは大きなポイントだろうと思うんですが、まずとにかく地域住民の健康と安全を守ってください。これは住民として、当然のことであります。その地域住民の健康と安全を守るという対策として、この１・３・１の計画になかった、いわゆる沿道対策マッハゾーンを設けるということが、理事者の方でそういう案も検討している、こういうことでありました。これもいわば計画の見直しの一つだろうと思います。それから、先ほど古谷議員も発言されましたけれども、要するにこの計画が２０年も前の計画でありますので、２０年後の今日おいて、多少見直しするところがあれば、見直ししながらこの事業計画を進めていただきたいというふうに、そういう受けとめ方で賛成したわけであります。１・３・１が反対であるというふうな受けとめ方で、私は賛成したつもりはございませんので、しかも、いま市長の方から、あえてこの議会としてのコメントをきちんとしてもらいたい、ということであるならば、１・３・１のこの計画が、特に重要問題ならば、議会として、この１・３・１の事業計画について、住民の健康と安全を守る上で事業推進をしていただきたい、というふうな決議案でも出しても、これもまた住民の立場に立って、私はいいんじゃないかというふうに思うんです。そういったことを委員長説明の補足なんていう形はないかもしれませんけれども、あえて発言させていただきました。

○議長（高橋通夫君）　滝瀬敏朗君。

○２９番（滝瀬敏朗君）　この問題は、先ほども申し上げましたように、もう５３年に請願が出されたわけですから、もう７年間もいろんな角度で審議をされてきたわけであります。それで、この５７－６０号につきましては、内容が違っているということには間違いないと思

うんすけれども、先ほども話が出たように内容を見てまいりますと、1・3・1必ずしも賛成ではないというふうなことも考えられるわけであります。そういうふうな中で、これだけ議論が紛糾しているわけでありますから、先ほど夏井議員も言われていましたように、一時休憩をとっていただいて、そして、各会派の調整もあるでしょうから、一時休憩をお願いをいたしたいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時２１分休憩

午後　3時２５分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。滝瀬敏朗君。

○２９番（滝瀬敏朗君）　本請願につきましては、先ほど来いろいろ御審議の中で、委員長からも御報告がございました。それに対しまして、いろいろと意見が出たわけであります。そこで、この請願を採択に当たりまして、付帯意見をつけて採択をしていただきたい、こういうことをお願いをするわけであります。付帯意見の内容といたしましては、1・3・1バイパス建設に当たっては、地域住民の健康と安全を守るため、沿道対策については十分配慮されたい。以上のような付帯意見をぜひつけて採択をしていただきたい　とお願いをいたします。

○議長（高橋通夫君）　ただいま本請願に、付帯意見1・3・1バイパス建設に当たっては、地域住民の健康と安全を守るため、沿道対策については、十分配慮されたいとの動議が出されました。

お諮りいたします。本動議を議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　所定の賛成者がおりますので、本動議は成立いたしました。

本動議を議題といたします。本動議のとおり付帯意見をつけることに賛成の諸君の挙手を求めます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　議事進行でいま挙手をいたしました。その前に、議長の方で、この動議について、何とかかんとかという発言がございましたので、私は、そこでとぎれましたので、この動議に対する意見を述べたいということで、挙手をしたわけです。それで、その後指名をしていただきましたので、そういう趣旨も含めまして、意見を出したいと思います。

いま、休憩中に建設委員会の打ち合わせなどがありまして、その結果、いろいろ各会派が調整をして、動議の提案ということになったと思います。しかし、この動議の提案内容をいまお聞きしましたところ、請願の趣旨と若干趣が違ってくるような感じがいたしますので、一言意見を述べたいと思います。

というのは、この建設委員長の報告の中にございました点で、私も納得する点もあります。それは、請願者の中に、1・3・1バイパス道路計画については反対の人もいるし、あるいは賛成の人もいる、あるいはまた条件つきで賛成の人もいるという実態については、私も感じているわけでございます。そういう中で、私どもは、かねがね数年前から、道路計画、特に1・3・1については、住民を含めました協議会をつくって、こういう計画について、住民参加で検討していく、そういうことが必要ではないかということを提案してきていたわけです。しかし、一向に協議会ができないという中で、建設委員会では、この採択を満場一致で決定をされた、こういうふうな報告があったわけです。私は、やはり委員長が報告されましたような方向で採択をした方が、住民の利益にかなうのではないかというふうに思います。たとえ住民の中に、一部請願者の中にも最近では賛成という気持ちが強くなった人がいるにしても、皆さんの望んでいるのは、地域住民の健康と安全を守る、沿道対策を強化するというようなことになるわけです。ところが、やはり住民運動という立場から見ますと、住民の運動を議会に出した。請願として出した。そして、しかもその請願文の結論は、当地域の1・3・1バイパス道路計画は、十分に見直しをされますように、というふうに願意がなっているわけでございます。ですから、そういう請願を住民としては、採択をしていただいた方が、今後仮に請願者の皆さんが条件闘争という形になっても、やはりその条件闘争が有利に展開するという判断も成り立つわけです。そういう意味で私どもは、委員会が満場一致で決定されましたとおり、また、委員長報告があったような形で本会議が採択をする。これが正しい方向だというふうに考えております。現在提案されましたこの付帯意見は、結局はこのような願意から若干はずれまして、1・3・1バイ

パス建設というものを求めて、場合によっては促進するような趣も加わっておりますので、結局請願と矛盾が起こる。こういうことでこの付帯意見はつけない方がいい、このように考えている次第でございます。一言意見を申し上げました。

○議長（高橋通夫君）　本動議のとおり付帯意見をつけることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって付帯意見をつけることに決しました。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって請願第５７－６０号、1・3・1バイパス計画を見通し、地域住民の健康と安全を守って下さいに関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５８－４０号、雨水排水に関する請願、請願第５９－１号、東豊田三丁目下水処理場の悪臭軽減措置要望に係る陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（簗野行雄君）　それでは、請願５８－４０号、同じく５９－１号について、審査結果を報告申し上げます。

まず５８－４０号でございますが、これは雨水排水に関する請願、請願者は、日野市日野7760−18、中西功さん外７４名でございます。請願の要旨は、日野市日野７７６０番地付近の雨水処理に非常に難渋している、こういうことで側溝をつけてもらいたい、こういう請願の趣旨でございます。この７７６０番地と申しますと、日野市から多摩川沿い日野市側の道路がございますが、それを日野橋から約２５０メーターぐらい南下した場所でございます。この土地では、雨水排水を吸い込み槽によって処理しているわけですが、道路より低いため、いま申し上げた道路から雨水が流れ込み、非常にいろいろのことで難渋している。それで、その道路に側溝をつけてもらいたいという請願でございます。本来雨水排水計画からいきますと、別途のルートをたどるのが当然でございますが、万願寺区画整理との関連もあり、まだすぐすぐ

これは実現できないということで、関係部課長から説明を聞きましたところ、このいま申し上げました道路に側溝をつけることを考えているということでございますので、この請願の趣旨も実現できるということで、満場一致この請願は採択ということに、建設委員会では決定いたしました。

次に、請願５９－１号でございます。件名は、東豊田三丁目下水処理場の悪臭軽減措置要望に係る陳情でございます。請願者は、日野市東豊田３－２３－２３、田中忠男さん外３７名でございます。請願の趣旨は、この下水処理場で最近以前よりも悪臭がひどくなった、何とか対策を講じてくれ、という趣旨でございます。これにつきましては、本年度の予算で約改修費として、1億2,194万の予算が計上されております。そして、2階槽、破砕ポンプ等を設置、あるいは脱水機等の設置というようなことをことしは予定しているわけでございます。この工事によって、請願者が悩んでいる悪臭等は大分軽減されるのではないか、という説明がございましたので、この請願も建設委員会では、満場一致採択と決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採択いたします。本２件に対する委員長報告は、採択であります。本２件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５８－４０号、雨水排水に関する請願、請願第５９－１号、東豊田三丁目下水処理場の悪臭軽減措置要望に係る陳情の件は、委員長報告のとおり、採択と決しました。

これより議案第４３号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第４３号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、休職、産休、病気休養等の職員の給与支払い方法を改善し、事務能率の向上を図るため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　説明に入ります前に、議案発送の際に、私の方でミスプリがございまして、差しかえということで御手数を煩わせたわけでございます。おわびしたいと思います。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。現行条例の２１条を２２条とし、２０条の２の次に次の１条を加える。こういう内容でございまして、２１条は給与の振り込みとこういうことでございます。１号から2．3．4．5号に該当する職員から、振り込みの支給の申し出がございました場合に、この振り込み制度を適用しまして支給する、こういう内容の条文でございます。これは地方公務員法第２５条の２項、職員の給与は、法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接職員にその全額を支払わなければならないこういう根拠を踏まえまして、この条例をお願いするわけでございます。それで、この場合には行政実例等もありまして、実質的には、通貨払いと同じであるということで、直接払いに違反するものではない、こういうような行政実例も出てございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　職員の皆さんに給与が支払われます場合の、これは幾つかの項目を定めて、その場合には銀行等の口座に振り込むような方法が可能である、という趣旨だと思いますが、私どもは報酬をいただきますと、口座を通告しておきまして、そこに払い込んでいただいているんですが、職員の皆さんの場合には、こういう５項目以外の場合の振り込みということを、検討されて今後いくのかどうかということと、給与の支払い日に、たまたまその日にお休みになった方がいらっしゃった場合には、その方に支払われる給与というのは、どのように扱われるのか。たとえばいらっしゃらないと、どなたか預かってお持ちになっているというのも大変じゃなかろうかな、と思うんですが、実際どのようになさっているのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　１号から５号に該当する以外の職員につきましては、組合とも現在折衝中でございまして、これらが組合とも了解がつきますれば、希望者については、順次職員にも広げていきたい、こういう考え方でございます。

それから、支給日、給料日の当日不在の場合の取り扱いでございますが、これは一応職員課の方で一時預かりしております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４３号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第４４号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第４５号、日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは、議案第４４号から提案の理由を申し上げます。

本議案は、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案第４５号は、高額療養費貸付基本金の円滑な資金運営を図るため、日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正するものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは、議案第４４号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容説明をさせていただきたいと思います。

ただいま提案理由にもございましたように、３月の地方税法の一部を改正する法律改正に伴いまして、本条例を改正いたすことが、一つの内容でございます。

それから、いま一つは、従来から厚生委員会の方でいろいろ指摘をいただきました文言上の改正でございましたが、条例上に「この市」という文言がございます。いろいろ検討いたしまして、東京都とも刷り合わせをいたしました結果、いわゆる「日野市」あるいは「市」というような文言改正をいたしました。その二つの改正内容と相なっております。それでは、説明の都合上、新旧対象表で説明をさせていただきたいと思います。その前にお断りいたしたいわけでございますが、新旧対象表にページが打ってありませんで大変見にくいかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。それでは、１ページをめくっていただきまして、まず第１章の関係このページでございますが、ただいま後段で申し上げましたように、「この市」とありますものを「日野市」あるいは以下「市」という、いうふうに文言改正をさせていただいたわけでございます。

それから、下欄の５条の５の関係でございます。ずっとめくりまして、次の次のページまでわたるわけでございますけれども、これは国民健康保険税の関係がございます。まず、１枚めくって上欄は、まず文言改正でございまして、これは、国民健康保険税の納入とは関係ございませんが、ここに書いてございますように、従来の国家公務員共済組合法と公共企業体職員等共済組合法が一緒になりまして、国家公務員等共済組合法と改められた関係でここに整理をいたすものでございます。

それから、その下から次ページにわたります改正でございますが、これは国民健康保険税の納入の賦課徴収の関係のことの改正でございまして、ここに書いてございますように国民健康保険法第６条第１号から第５号と申しますのは、いわゆる船員保険とか、国家公務員共済組合とか、あるいは地方公務員共済組合等のような規定がございます。このそれぞれの保険に国民健康保険の被保険者が加入した場合のことをここに規定いたしておるわけでございます。全部他の保険に入った場合、あるいは擬制世帯と言っておりますが、その中の家族のある部分が他の保険に加入した。あるいはほんの一部だけが、同じような言い方になりますけれども、一部他の保険に加入をしたというような場合の国民健康保険税の賦課徴収の関係でございますが、

たとえば３月３１日に国民健康保険の被保険者が社会保険に加入された場合、この場合社会保険の方でも３月分の保険料をお支払いいただきましたし、国民健康保険税の方もお支払いをいただくということで、従来二重払いの賦課徴収をいたしておったわけでございますが、そういう月の初日である場合は前々月、つまり３月３１日に他の保険に加入した場合は、２月までの国民健康保険税を支払えばよろしい、というふうに改正に相なったものでございます。つまり二重の賦課徴収を避けたものでございます。この項は、６０年の４月１日から適用されるものでございます。

それから、下欄の方の１６条の２の関係でございますが、これは文言整備でございます。

それから、次ページの１６条、それから２２条、２３条、２４条の関係、これは「この市」を「市」に改めさせていただいたわけでございます。

それから、めくりまして、付則の７項関係でございます。みなし法人課税を選択した場合に係る国民健康保険税の課税の特例という項目がございます。これは、先般の臨時会でもいわゆる市税条例の一部を改正する条例の専決報告の際説明をさせていただきましたが、みなし法人の関係が５年間延長になりました。５９年度を５年間延長した６４年に改めるものでございます。もちろんこの適用は、６０年４月１日からでございます。

それから、下欄の８項でございますが、これは略させていただきます。括弧書きの昭和５９年度分の国民健康保険税の算定の特例という見出しで、１枚めくっていただきまして９項の欄を改めて挿入をお願いするものでございます。従来の項を１項ずつ繰り下げたということでございます。御承知を賜りたいと思います。それで、９項の内容といいますのは、御承知のように昭和５８年の１２月にいわゆる地方税法の一部を改正する法律が通過いたしまして、条例も御審議を賜りましたように、従来の２２万の基礎控除が２５万3,０００円に相なりました。本年から２６万円になりました関係で7,０００円をプラスするわけでございます。つまり結果的には２６万の控除のことを言っておるわけでございますが、９項は7,０００円をプラスするという意味の改正でございます。

それから、一番下欄の１０項でございますが、これは２４万円を２６万円に改めるものでございます。この２４万円といいますのは、私どもの国民健康保険税の上限の２４万円ではございませんで、所得額つまり所得額が従来２４万円であったものを２６万円、２万円のアップをするものでございます。これは、いわゆる国民健康保険税の軽減の措置でございます。４割あ

るいは6割の軽減措置のことをここで言っておるわけでございまして、その所得が2万円ふえた、２４万円が２６万円になったということでございます。非常に雑駁でございますが、よろしく御審議を賜りたいと存じます。

続きまして、議案第４５号の国民健康保険の高額療養費貸付基金条例の一部を改正する関係を説明させていただきます。

提案理由にもございましたように、従来の基金３００万円を５００万円に改めていただきたいということでございます。最近療養費のアップによりまして、現時点の基金では、いささかさびしさが出てまいりまして、少しふやしていただきたい。こういうことで５００万円にお願いをいたすものでございます。都下２６市でもほとんどこの基金を採用いたしてございますけれども、３００万円以上は２６市中１７市でございます。一番大きい基金を持っている団体では７００万円とかいう数値もございますけれども、当面５００万円の基金があれば高額療養費の貸付金は、十分運営できる、というふうに考えておりますので、ぜひ５００万円、２００万円のアップをお認めいただきたいということで、提案をいたしたわけでございます。よろしく御審議を賜りたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４４号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第４５号、日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第４６号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第４７号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　それでは、議案第４６号から提案の理由を申し上げます。

本議案は、「市立やのやま地区広場」及び「市立まつばやし地区広場」の開設に伴い、日野市地区広場設置条例の一部を改正するものであります。

議案第４７号は、「金子橋こども広場」の新設と「落川こども広場」の廃止に伴い、日野市遊び場条例の一部を改正するものであります。

以上２議案につきまして、担当部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　議案第４６号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明をいたします。今回お願いいたします一部改正条例は、昭和５８年度に整備いたしました地区広場のうち、５９年の３月に完成を見た２カ所につきまして、その名称及び位置を定めるものでございます。次のページをお聞きいただきたいと思いますが、１カ所は市立やのやま地区広場でございます。所在地は日野市大坂上一丁目７番地の２、面積が490.56平方メートルでございます。

二つ目は市立まつばやし地区広場でございます。所在地は日野市日野７７７３番地の585、広さは1,０００平方メートルでございます。この２カ所を加えまして、いままでに整備されました地区広場は、合計で６カ所となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　　これより質疑に入ります。馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　ちょっとこの字の書き方について質問をしたいんですが、この地区広場についてはひらがなで地名が書かれているわけですね。逆に子供広場の方は、地区名は漢字になって、子供という字がひらがなになっておる、この辺の区別といいますか、どういう意味合いで、こういうふうにしたのかなということがよく理解できないんですけれども、教えていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　お答えいたします。

市立の地区広場につきましての名称は、この発足以来古い地名、小字とか、字の古い地名、あるいはその地方に伝わる古い名称とか、そういったものをとりまして、子供も大人にも親し

めるように、だれにでも読めるようにひらがなの字を用いて名称にしております。これは公園などでも古い地名をとっております。そういうことを地区広場でもまねをさせていただいた、そういうふうに聞いております。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　子供の遊び場につきましては、漢字を使っておりますけれども、現在は、過去の慣行上やっておるということで、今後改めるべきであれば改めるというぐあいに考えております。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　ちゃんと理由づけがしっかりしてこういう趣旨だから、この広場の場合にはひらがなでやってますよとか、公園の場合には漢字ですよ、というようなことがわかればいいんですけれども、いまの説明ですと、ちょっと初めの方は、ある程度わかったんですが、ただ私は思うんですが、全くひらがなにしますと、かなり長い地名が私は出てくると思うんですよ。そうなりますと、果たしてこのもとの漢字はいかなる字であるかということが、十分理解をされないという恐れもありますので、できれば漢字は漢字としてお使いになった上で、上にるびをふるといいますかね、そういう形のものを正式にされた方がいいんではないか、というふうに思うんですけれども、そういったような検討をする可能性はあるんでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま、２議案の御審議をお願いしておるわけでありますが、この地区広場という発想は、比較的まだ間もない、おととしあたりから始めたことであります。それから、子供広場というのは、もう古くから条例制定の形でやってまいった事業であります。要するにこの用地難ということがありますので、この仮り借地でもやってというのが、この地区広場という、つまりこれはお年寄りといわず、子供といわず、いわゆる地区に提供する広場である。お祭り広場に使っていただいても結構だ、こういう広い意味をもっております。

それから、子供広場の方は、これは法律上といいましょうか、上部役所の国なり、都なりの施策を継いでいるものでありまして、補助金が出ましたり、また施設についての義務もあるようであります。私は、これは今日になりますと、きわめて紛らわしいし、本来ならば、みな地区広場にまとめた方がいい、このように考えておりますので、何かそのようなことが制度上可能であれば、そういう形にしていきたい。このように思っております。特に困りますのは、子

供広場には広園法が適用されまして、ある程度の遊具を整備をしなければならない。遊具の整備をすると、今度はお年寄りのゲートボールができなくなる。こんなことでかえってトラブルが起きたりしておりますので、これらをなるべくどちらにも適用できるように、そういうこれからの施策としての配慮をしていかなければならない。そのように考えておりますので、可能性があるかないかということであれば、可能性をつくっていきたい、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４６号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第４７号日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第４８号、日野市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第４８号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、良好な住環境を確保する地区計画の案の作成手続を定めるため、日野市地区計画等の案の作成手続に関する条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいま提案のございました議案第４８号、日野市地区計画等の案の作成手続に関する条例につきまして、御説明を申し上げます。

地区計画制度は、昭和５５年５月に都市計画法と建築基準法の一部が改正されまして、翌56年の４月に施行された新しい制度でございます。この地区計画制度は、市街地におきます地区

あるいは住区のような小単位の地域内での地区レベルの土地利用を誘導、規制することによりまして、市街地の良好な住環境を整備、保全することを目的といたしたものでございます。従来からの都市計画は、都市計画区域全体から見まして、その都市に必要な骨格を定めたものでございまして、たとえば地域地区の制度により、建築物の用途、建ぺい率、あるいは容積率というようなこれらのことを定めております。さらに、街路、公園等の都市施設に関する都市計画により、これらの施設の計画的な配置が図られるというような内容になっておるわけでございます。一方地区計画は、これらの都市の骨格の枠内におきまして、良好な市街地の環境を整備、保全するというために建築行為、あるいは開発行為につきまして、必要な誘導、あるいは規制を行う計画であるわけでございます。地区計画は、都市計画法に基づきまして、都市計画決定がされるものでございますが、従来の都市計画決定と大きく異なる点は、地区計画を都市計画といたしまして定める場合において、案の段階でその対象となる区域の土地の所有者などの意見を十分拝聴いたしまして、作成するよう法律で義務づけられているところでございます。このために、具体的な意見聴取の方法を定めるための条例が必要となってくるわけでございます。今回御提案申し上げますこの条例は、第１条でその趣旨を明確にしてございます。第２条で、地区計画の原案の縦覧、３条では説明会の開催とその手続、第４条では地区計画等の原案に対する意見の提出の方法、それと最後の５条で委任の各条項から成っておるわけでございます。地区計画は、これからこの条例に基づきまして、各地域の特性に応じた、そこにマッチするような住環境を整備するということで、今後この条例に基づきまして、順次決定をし、都市計画を定めていこうという内容になっているわけでございます。この計画は、現在２６市におきまして、すでに６市が都の指導等によりまして、この手続条例が制定されている段階でございます。日野市におきましても、この条例を制定した上で、住環境をよりよいレベルまで持っていくということで努力をしていきたい、というふうに考えておるわけでございます。

以上簡単でございますけれども、内容につきまして、御説明を申し上げました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　この地区計画ということになりますと、これは非常に大切なことだと思うんです。どうしてかといいますと、この良好なる住環境をつくるということで、この範囲等がどのような形でこの定められるかということも、これはわからないわけなんですけ

れども、これがこの行政が主になって決めるようになる場合もあるだろうし、また、この住民の意見等もただいまの説明によりますと、十分聴取して行うということに説明が行われたわけでございますけれども、その面積と申しますか、または単位と申しますか、そこいらはどのような形で区切られるものか、その点につきましてお伺いいたします。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

この地区計画の範囲、いわゆる面積とか、その地域そういったものの広さ、そういうものについてはどのように考えておるのか、という御質問かと思います。この地区計画を定めますのは、いわゆる小街区小さい一街区を形成しているところでもこれを導入することが可能でございます。また、ある広がりを持った地域でも可能であるわけでございます。要するにそこの地域がどのような特性を現状として持っておるか。それから、将来この地域をどう整備、開発をしていくかということで、これらの計画は定められていくわけでございます。これは、あくまでも最終的には市が、都市計画の決定をとりまして、結成をするという形になるわけでございますが、この決定に当たりましては、十分に住民の意見を拝聴しろ、こういうふうになっております。それで、従来の建築協定では、その地域の１００％の住民、いわゆる土地の権利者が同意を得られないと協定ができなかったわけでございますけれども、この地区計画は、必ずしも１００％の同意をとる必要はないというふうになっております。ある程度の大多数の住民の賛同が得られれば都市計画として、決定が可能になってくるわけでございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　そうしますと、この小街区、または一街区の単位というのは、どのようなそこの小街区であり、また、一街区であるかお尋ねいたします。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答えいたします。逆に大きいところから、先に申し上げた方がわかりいいかと思いますが、たとえば区画整理事業を現在万願寺で実施しております。この区画整理事業の中全面積１２４ヘクタールを対象として、この地区計画制度をかぶしていく、ということも可能であるわけでございます。また、その中を、さらに区画街路に合わせて区切っていってその街区を１単位として、決定するということも可能であるわけでござ

います。要するにその町がたとえば商業地域、あるいは準工地域、住宅地域これをまた別々にこの地区計画を定めるということも可能になってくるわけでございます。たとえば、いま区画整理事業で実施しております、すでにでき上がっております一街区、これは区画街路で囲まれた一地域です。そこに適用することも可能であるわけでございます。ですから、非常に小さい面積でも可能であるということでございます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　部長の説明に住民の意思を尊重するんだというふうなことがあったわけです。当然この地区計画である以上は、まず地元の住民の意思が第一だと思うんですが、この条例をずっと見ますと、２条の公衆の縦覧というところと、３条の必要があると認めるときに説明会を開くということと、その次の意見書の提出ですかね。この三つだけなんですね、いわゆる住民に関連をしそうなところは。これだけをこうじっと見てますと、全然住民の意思がなくても、市が独自にどんどん進めてしまってもできそうな感じもするんですよね。で、先ほど都の指導もあるんだというふうなお話でしたけれども、都の指導というのが、こういう形でやりなさいよということで来ているんでしょうか。あるいはほかの市でもやはり全く同じような形の文案になっているんでしょうか、もう少し教えていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

まず住民の意見を十分聞くということで、確かに、ここの５条の中の３条が一応該当してくるわけでございますが、これは一応今後の作成に当たっての手続関係を定めたものでございまして、私どもこれを一応基本として地区計画の制度を導入していこうということになるわけでございますが、これに当たりましては、やはりその町、町で自発的に実施をしていただくということが望ましいわけでございます。一方こちらから市の行政サイドの方からも、この地域は、やはり将来こういうふうに開発していった方がいいというような地域がある場合には、やっぱり住民の方と十分話し合いながら、そういった誘導をしていくということもあろうかと思います。従来の建築協定は、むしろそこの地域の方々の発言によって行われておるというのが実情でございますが、まあ、そういった場合にもやはり市の方で誘導をしていくといったこともあったわけでございます。したがいまして、私どもの方もその地域、地域の特性を生かしていくというようなことから誘導をする。そのための話し合い等は、ここには盛られておらないけれども、事前に十分やっていく、という考え方でおります。

それから他市の例でございますけれども、他市も、やはりこれと全く同じような文案になっております。大体５条程度の内容でございます。都の指導でございますけれども、都がこの制度を押しつけるということではなくて、各自治体が自主的につくってほしいということでございまして、その内容として、一つのサンプルが東京都の方から出されております。その中で、指導があるということでございます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　実際の運営では、そのように住民の意思を尊重していられるだろうというふうなことなんですけれども、私、思いますに、特に第２条の市長は、地区計画等の案を作成しようとする場合というのがございますけれども、こういったものがあるんですから、その地区計画等の案を市長がつくる場合には、住民の意思を尊重すべきであるというふうな条文も必要ではないかな、という気がいたしますので、そういう面も含めて委員会で御審議をいただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　建設委員会で審議することですから、あれですけれども、この場であえて発言しておきたいことは、この条例については、私は非常に条例そのものは、画期的な条例ではないかというふうに評価をするわけであります。と申しますのは、従来の建築協定の場合には、たとえばたった１人の反対がいてもなかなか大多数のいわゆる公益の立場に立って、理想的な町づくりができるはずなのに、１人の反対者があって、それが実現できないという場合が多々あったわけでございますけれども、そういった意味では、非常に住民の総意に沿った形の町づくりができる形になるんではないか、というふうに思っているわけであります。もちろんただいま馬場議員が申されましたように、住民の意思を尊重するということは当然でございますけれども、そういったことを考慮した上でも、この条例については、評価できるんじゃないかというふうに考えますが、いろいろ審議の過程で、いろいろ足りない点については、補完されるものと思いますけれども、ただ一つ、これは、いわゆるこの事業に対しての国や都なりの助成措置がないということを聞いておりますので、この件については、実際にこれが生

きた条例にするためには、やはり事業推進の何といいますか、呼び水といいますか、そういう意味でも助成措置を何とかつけられるような努力をやるべきだろう。また、われわれもしなきゃいけないというふうに思っておりますので、強くその点を望んでおきます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　意見でございますが、先ほど、馬場弘融議員の指摘は、かなり重要な問題を含んでおると思いますので、ぜひその点からも慎重な審議をお願いしたいと思います。特に4条のところでは、意見の提出の方法ということで、3週間というふうに期限を切っていますし、先ほど馬場議員からも指摘がありました3条でも、市長が必要があると認めたときは、説明会の開催を講ずることができるということで、市民の方の側から、必要が認めたときには、開かなくてもいいというふうにも読めるわけでありまして、その点いま結城部長の方から、実際においては、かなり手続的には市民の方の意見を十分尊重しながらやらなければ実際できないことなのでというお話ありましたけれども、この辺やはりほかの市でも同じようだということでございますけれども、ぜひ地区計画については、かなり日野市において画期的なことだと思いますので、ぜひ成功させていただきたいと思いますので、この辺、この手続に関する条例についての慎重な審議をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（高橋通夫君）　これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４８号、日野市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第４９号、日野市老人いこいの家条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第４９号、日野市老人いこいの家条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、老人に心身の静養の場を提供し、老人福祉の増進に寄与するため、日野市いこいの家条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、議案第４９号、日野市老人いこいの家条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、おわびをいたしたいと思いますが、議案送付後に表現の一部訂正がございましたので、差しかえ分をお送りしてございますので、それに沿って説明をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

老人いこいの家は、昭和４３年ごろから、老後の安定を願う老人婦人の1円募金をよりどころといたしまして、市の施策として、現在旭が丘文化福祉ゾーンに、工事費1億3,０００万ほどで建築しております延べ面積５４７平米ほどの老人福祉厚生施設でございます。これにつきましての設置に関する条例でございます。

まず目的でございますが、第1条に掲げましたように、日野市老人いこいの家に必要な事項をこの条例は定めております。

設置の場所といたしましては、老人いこいの家は、日野市老人いこいの家「かしの木荘」と称し、日野市旭が丘二丁目４２番地に置くとなっておりまして、「かしの木荘」という名称につきましては、日野市の木でございますし、また、老人の「かしの木学級」がございますので、それにちなみまして、「かしの木荘」という名称を採用いたしました。

事業につきましては、第3条に規定をしております。第一に短期の宿泊静養ということを目標にするということでございますが、2泊3日程度を限度といたしまして、宿泊静養をする場というぐあいに考えております。また、宿泊客に影響のない状況が出ております段階では、日帰り休養の場の提供ということも考える、ということを規定しております。宿泊室、談話室等を提供して、日帰りの静養の場を提供したい、というふうに考えております。

また、設備につきましては、第4条に掲げますように、宿泊室が6部屋ございます。8畳間、床の間つきでございますが、押し入れ、便所つきでございます。そのほか談話室、食堂、厨房、それぞれ1室、また、浴室といたしましては、男女各1室という構成になっております。

休業日につきましては、第5条に掲げますように、月曜日を休業といたしたい。また、国民の祝日については、お休みとしたいというぐあいに考えております。

使用者の資格につきましては、第6条に掲げますように、市内に居住をいたします６５歳以

上の健康者を対象とする。また、特に市長が必要と認める者につきましては、使用していただく、というぐあいに考えております。

使用の承認につきましては、第７条に掲げておりますけれども、予約制をいま検討しておるところでございます。また、第２項に秩序を乱す恐れがあると認められる場合、あるいは工事等で管理上支障があると認められる場合には、使用を承認しない場合もある、という規定でございますけれども、特に酒等の飲酒につきましては、一定の規制をいたしたい、というふうに考えておるところでございます。

使用料及び使用時間でございますけれども、使用料は宿泊を９００円、日帰りにつきましては３００円を規定しております。また、使用時間については、現在、使用規定で検討中でございます。

使用料の納付につきましては、納付書によって、この施設に入る、利用していただく前に支払っていただく、というぐあいに考えております。また、使用料の減免規定も市長が特別の理由があると認める場合には、免除するという規定をしております。

また、使用料の不還付等は、第１１条で定めておるところでございますけれども、還付しないということを原則にしておりますけれども、市長が特に理由があると認める場合には、還付するという規定でございます。

使用権の譲渡の禁止を第１２条で規定しておりますけれども、転貸禁止ということが原則でございます。

使用承認の取り消し等については、１３条等に規定してございます。

以上でございますけれども、管理の委託は第１５条に規定しておりますように、管理の一部を日野市高齢者事業団に委託する、ということを考えております。

また、付則で規定しておりますけれども、この施設の使用については、３カ月を超えない範囲内において施行するということで、９月末日までの吉日を選んで開設してまいりたいというぐあいに考えておるところでございます。よろしく御審議のほどお願いいたしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　これより質疑に入ります。橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　第１５条の高齢者事業団に委託をすることができるという管理の一部というその一部はどんなことなのか、質問をいたします。

○議長（高橋通夫君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　管理につきましては、建物の維持管理及び運営上の管理等がございますが、建物の維持管理につきましては、市の財源で賄っていきたいというぐあいに考えております。また、運営につきましては、委託でやっていきたい、というぐあいに考えております。

○議長（高橋通夫君）　　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　　この老人いこいの家いろいろ費用がかかります。建設の費用とか、それから、これから維持管理の費用とか、かかるわけでありますけれども、そういった費用に対して、投資といいますか、費用に対しての償却とか、いろいろ考えなきゃいけないんでしょうけれども、この使用料のところの金額ですけれども、そういったものをいろいろ考慮されての積算だろうと思うんですけれども、どの程度それを補完できる位置づけといいますか、その使用料の積算根拠それをお伺いしたいと思います。それが１点。

それから、この議案から離れますけれども、先ほどの一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ですが、これでもそうですが、つまり、この差しかえが二つありますけれども、大変みみっちい話で恐縮なんですが、これを見ますと、この訂正したのはどこなんだろうというふうに見ますと、たとえば最初の給与に関する条例の改正、これについては一カ所、20条の２のところが抜けてたのでそれを新しく入れたということなんですね。それで、あと最後の方にこっちの新旧の対象のところにも１カ所２というところをつけ加えただけなんです。それから、この老人いこいの家の場合は、設置のところの「いこいの家の名称を」の最初の「家の名称」を削除して、「いこいの家は」というだけにしているんですけれど、たったこれだけのことで、このＢ５ぐらいの用紙四、五枚、それぞれタイプの活字で作業されて訂正されているんですが、私は、まずわれわれに出す前に、ミスがないかどうかを、これが仕事なんですから、皆さんの。そのことをまずきちんとやっていただいて、それでもこう気づかず、間違って出しているという場合に、この程度のことなら、われわれが筆をかえるだけでも済むんじゃないかな、これは、つまり行政改革のね、これも行政改革の一つじゃないか、一事が万事ということで、そこで本当にみみっちい話ですけれども、しかし、こういった行政姿勢というものを――というのはなぜこんなことを申しますかというと、きょう期末手当支給されて明細見ましたら、税金が何と３０％も取られている、もう痛いですね、本当にこの税金というものを大事に使ってもらいたいな、ということをつくづくきょうは感じたんです。そういう意味で、これ

はささやかなみみっちい話かもしれないけれども、この程度ならばわれわれが、皆さんが申し上げて訂正するということでも済むんじゃないかというふうに思いますんですが、その辺の見解を総務部長あたりからでもお伺いしたいと思うんですが、以上２点でございます。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　まず第１点の、この使用料には、原価償却が見込んであるか、という御質問でございますけれども、この使用料の積算根拠といたしましては、特に原価償却という形では見込んでおりません。原価償却を見込みますと、大変な金額になるんじゃないか、というぐあいに私ども考えております。したがって、現在考えておりますのは、施設使用料と、そのほか直接経費、たとえば洗濯代とか、その他入浴料というようなものを実費計算いたしまして、大体その積算根拠としておるということでございます。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　いま、御指摘の件につきましては、先般の臨時市議会で、議案に直接かかわるものにつきまして、非常に厳しい御指摘をいただきました。そういうことで、次回からは、プリントし直して送る、そのような私の方たてまえをとったわけでございます。そういうことで、この条文につきましては、非常にたしか２句でございますけれども、意味合いからいきますと、前回にも劣らないようなウエイトを占めている、このような判断をいたしまして、お配りし直したわけでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　それは、たとえば程度問題だと思うんですよ。程度問題。だから、役所仕事だと私はいいたくなるわけですよ。大幅に変えるようだったら、これはもう差しかえるべきだと思うんですよ。たったこれ１字や２句変えるぐらいなら、しなくてもいいじゃないかと私はそう思いますよ。だから、それをこう言われたから、ああだという形でしゃくし定規にそういう対応をするんじゃ、ちょっと困りますね。適正な判断というものを一つね、つまり原価意識を持って仕事をしなさい、ということを私言いたいですよ。一事が万事すべてにですね、そういうことを強く申し上げておきます。まあ、総務部長の立場もああ言えばこう言われるということでつらいかもしれませんけれども、ひとつその辺のところをよろしく御判断をお願いいたします。

それから、いこいの家について、それは民間の商売じゃありませんから、私は原価償却を見

込んでどうのこうのやるべきだということを言っているわけじゃないんですけれどもね。900円の使用料という割り出したにはそれなりにの何か理由があるだろう、その積算根拠という形でお伺いしたわけでありますので、ただ多少今後は市民のためになることだから、市民に負担を与えちゃいけないということは、大変りっぱなことですけれども、選挙のときなんかも、たとえばこういうものをつくりました、皆さん利用してください。大変いいんですよ。だけど、実際問題として、財源にも限りがあるわけですし、われわれも税金を払っているわけですから、ある意味では、最低限の受益者負担ということも今後市の施設を利用する場合においても、考えていかなきゃいけないんじゃないか、ということを申し上げたくて質問したわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いこいの家の経営ということは、初めての経営なもんですから、いろいろまだ未解明な部分も出てくるだろうと思っております。それで、料金のことは、直接本人の身に触れる、あるいは直接の消耗になるサービスの部分というふうに考えております。それで、確かに高いという見解、あるいはもう少し受益者負担という意味合いを込めたらどうか、ということもあろうと思いますが、食事はこれは自炊をやっていただくことをたてまえとする。なお、昼食につきましては、契約をして昼食のできるような仕組みはつくりたい、このように考えております。そして、場所が必ずしも便利ではありませんから、送り迎えということは、これはできません。したがって、どういう方法でこの遠隔地域とのバランスをとるか、ということが大切なことだと思っておりますので、せめてバス券１枚でも、このバスを利用する立場の方には、何か差し上げられるような、そういう仕組みをつくりたい。これはなかなかむつかしいかもしれませんが、公平化といいますか、サービスの市内の公平を図る意味で、そういうことをぜひ実施できるようにその仕組みを考えていきたい、このようなこともございますので、何とぞ御指導をよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市長にお尋ねをしたいと思います。

この条例案の事業のところに、老人に心身の静養の場を提供することによって老人福祉の増進を図るというふうに書かれているわけですが、私どもは、たとえば、心身を休めるということで、温泉地に行ったり、保養所に行ったりということだったらわかるんですが、家庭でいろ

いろ家族の関係の中で、ゆっくり自分の心を休めたいということで、この施設を利用されるということであれば、その目的が果たして達成されるであろうかと思うんです。つまり、静養を必要とするような家族の構成、また、家族間の関係におられる方が、ここに１泊か２泊をされることによって、どの程度の効果というものを期待できるというふうに市長はお考えになっているかどうか。これだけの事業ということで目的をうたわれるならば、もう少し積極的な施策ということで、工夫もあっていいのではないかな、という私は気がするんですが、そうした御老人が心身の静養を必要とするということならば、またそこに家庭というところにお帰りにならなければならないわけですね。市長のお考え方をちょっとお聞きをして参考にしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なかなかそのあたりを論議することはむつかしいと思っておりますが、ともかく発想の原点がお年寄りの施設、特によく聞いてみますと、老人ホームをつくることを目指す。こういうことでこの１円募金が進められてまいっておりました。じゃあ老人ホームというのは、一体どういうイメージですかと、なお聞いてみますと、究極するところ、いっとき、短期間ですね、家庭から離れて何か気持ちの転換を図る、あるいは知り合いと話し合いをともにする、そういうことに結局最大公約数が集約できるようでありました。そこで、今回は高齢者対策協議会という学識経験者等の集まりをつくって御相談をしてみますと、やはりそのあたりに焦点がいくようであります。つまり、家庭はもちろん老人憲章の示すとおり、老人を大切にする場でなければなりませんが、旅行する、その際にお年寄りも１人でおくわけにはいかないから、というようなことも内面にはあるそうでありますし、それから、御本人が、どこかに行ってちょっと気分転換をしたいということも当然あるだろうと思っております。そういう意味で、この機能を目指す。果たして大変この老人福祉の増進に役立つかどうか、未知数なものもありますけれども、極力いいいこいの場にして、そして、ともあれ、短期の宿泊、あるいは日帰りの休養というふうなことで役割りを果たしていく、そういうことにこれからの積極的な研究も大切だ、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　もう一つだけお聞きをしたいと思います。私どもは家庭の機能ということで、いろいろいま家族の構成のあり方、また、戦後のものの考え方が変わったり

して、そういう過渡期にあるんだな、という認識は持っておりますが、普通は、外出先からうちに帰ることによって、家に着いたときにほっとするものだと思うんです。ところが外に出なければ、静養できないという考え方というのは、ちょっとこの辺に不自然さを感じるんですね。これが先ほど私言いましたように、たとえば名勝の地を訪ねるとか、温泉地でゆっくり伸び伸びと自分の行きたいなと思っているようなところに出かけていってくつろぐ、ということであればわかるんですが、そうした面の考え方とちょっと市長のいまおっしゃったこと、私大まかには大体同じだとは思うんですが、基本的なところで、もしかすると違うんじゃないかな、という気もするんです。いま、学識経験者等の意見もお聞きになった、ということだったんですが、どういう機関でどのような方が、主な御意見だけでも結構ですが、意見が出たのか、考え方が示されたか、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　家庭を大切に、また家庭が生活の拠点であり、それが安住の拠点であり、それが安住の場所である、これは全く同感でございます。しかしながら、日常生活ですから、多少の気分転換ということも欲しいわけですから、そういう意味で役割りは私はある、そんなふうに思っておりますから、要するに気分転換の場所、あるいは友達と一緒に行ってバーベキューでもやっていただくことも結構ですし、そういう意味での用途だ、というふうに広くひとつ解釈をして、これからのよりいい機能を整えていきたい。これに成功すれば、何にも１カ所だけではなくて２、３カ所はつくってもいいじゃないか、というふうにも思いますし、それから、私も老人ではありますけれど、当事者の方々にやっぱり聞いてみないとわからない点もありますので、かなりその聞く手段として、高齢者対策協議会というのを、そういう組織を持っておる、こういうことです。メンバーにつきましては、担当の方からお答えいたします。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　補足してお答えいたしたいと思います。

老人いこいの家につきましては、休養ホームと、それからいこいの家というものが、国の基準としてございますので、その中間を目指すということで、すでに東京都内においては、何カ所か設置されておりますので、また、それなりに利用されておるという状況でございますので、また、そのようなものを参考にしていきたい、というふうに考えております。また、対策協議

会のメンバーにつきましては、いま、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお届けいたします。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私申し上げたのは、別にこの施策が、方向として私の考え方とは違うということではなくて、やはりこうしたものをつくるからには、それが有効にこの目的が発揮されなければいけませんから、やはり同時に、家庭というものを持っている温かさ、また、子供さんやお孫さんと一緒に暮らすことの中に、本当の幸せというのがあるんだと思いますから、そこからしばらくちょっと出てほっとするという考え方というのは、ちょっと首をかしげたくなる面もあったものですから、お聞きをしたような次第で、より充実した運営がされるように期待しておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決しました。

夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　お尋ねします。第１点、６５歳以上という第６条ですが、65歳以上というふうな年齢制限しているわけですがその根拠。それから６条の２項でその他特に市長が認める者という意味なんですが、具体的にはどういう場合を意味するのか。

第２点、第７条の市長の承認というふうにありますが、この承認権というのは、いわゆる許可、不許可と同じようなものを意味するのか、たとえば市長が承認をしなかった場合に不服があった場合、どういうふうな法的なことになるのか、不幸な話をしてますけれども、その辺、もうあなたは認めませんよ、と言われたらそれまでなのか、どうか。

それから、７条の２項のところですが、承認しないことができるの中で、１号、２号でも秩序を乱す恐れがあるときということで、福祉部長のお話ですと、酒を飲んで乱れるといいますか、行状がよくないというふうな意味をされるのか、と申しますのは、秩序を乱す恐れがあるときとか管理上支障があると認めたときというふうに、非常にあいまいな概念なんですね。そうしますと、市長、すなわちいこいの家を運用する人の主観的な判断で運用される恐れがあるんではないか、というふうに思いますので、具体的にどういう場合を意味するのか、具体例がおありだと思いますので、お尋ねをしたいと思います。

それから、第４点目ですか、１１条ですでに納めた使用料は、返さないというふうにあるわけですけれども、何日も前に、使用料を納めていて申し込んでおいたけれども、１週間前とか、４日ぐらい前に使いませんというときでも、やはり絶対返さないのかどうか。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、返すというふうにあるんですけれど、むしろこれは逆にした方がよろしいんじゃないか、というふうに思うんですけれども、これもやはり市長の裁量によって、こいつが気にくわないから返してやろうとか、皮肉で言っているんじゃありませんで、これもやはり特別の理由があるときというのは、どういう場合を意味するのか。ちょっとわかりかねるので教えていただきたいと思います。

それから、第５点になりますが、１３条でやはり７条と同じように使用の目的に反する行為をしたときというのは、ちょっと具体的にわかりません。それから、やはり２号ですか、この条例、または市長の指示に違反したときということでございますけれども、この市長の指示というのは、具体的には１７条の市長が規則で定めるという中で、具体的な市長の指示を意味しているのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

それから、３号ですが、工事その他の理由によりということですけれども、工事というのはこれは緊急工事を意味するんだろうと思いますが、その他の理由というのは、いわゆる伝染病の発生等のようなかなり緊急事態的なものを意味しているんだろうと思うんですが、その辺どうなのか。多岐にわたりましたけれども、簡潔にお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　何点かにつきまして、簡単にお答えをしてまいりたいと思います。

まず第６条の、６５歳以上の健康者ということでございますけれども、これにつきましては、大体基準は６０歳以上、あるいは６５歳以上ということで、われわれとしては、老人施設の使用を考えておりますけれども、この施設につきましては、高齢化というような状況もありますし、また、６０歳以上の年齢者から、６５歳以上の年齢者との差がかなり人口統計上の数値の上におきましてもありますので、６５歳というのが適当ではないか、こういうぐあいに考えておりまして、特にありません。また、市長が特に認めるというような場合は、６５歳と一緒に

申し込まれた場合に、たまたま一、二歳若い方がおられた、あるいはそういうような場合については、考えていきたい、というふうに考えております。

第７条の使用の承認でございますけれども、秩序を乱す恐れというようなことでございますけれども、これは、静養を目的にした施設でございますので、これに反する、静養を乱すような行為というのが好ましくないということで、ここに規定しているわけでございます。また、第２項の場合も同じでございまして、やはりこれについては、あくまで、老人の静養ホームという施設の目的をやはり貫きたい、という考えから出ておるところでございます。

また、第１１条の使用料は還付しないとございますけれども、これは一定の予約をしていただいて、それで後利用する際に、払っていただくという方法を具体的にはとるだろう、というぐあいに考えておりますけれども、その後に還付しないと言われても、実際にはもうすでにほかの方をお断りをするという行為がございますので、基本的には還付をしない、不還付ということでの原則でございます。しかし、またそれなりの理由が御事情があって利用できない。こういうような場合には、特別な場合については考えていこうということで、特例の規定でございますので、そのただし書きで規定している、こういうぐあいに御理解願いたいと思います。

また、１３条の市長の指示に違反した云々という行為の使用制限でございますけれども、これについてもやはり具体的にいま予定しているということはございませんけれども、条例で規定している以外にまたこの静養を目的とした施設の利用の枠を越える、こういうような場合については、市長の指示ということで出てくる内容もあると思いますので、そのように規定しておる。また、工事その他の理由というその他というのもやはり工事、または一定の工事以外にも取り消す場合も偶発的に発生する可能性もあるということでの規定でございまして、特に現在具体的にこれはということではございません。

以上で概略的な御説明を終わりますけれども、まだまだこれについては、今後の検討を加えていくということで、よろしく御審議のほどお願いしたい、こういうぐあいに考えております。

○議長（高橋通夫君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　２点質問をいたします。

一つは、第５条ですね。私部長の説明を聞いて初めてわかったんですが、休みの日が国民の祝日も含まれているということなんですね。この中の(1)、(2)には入ってないわけなんですね、

もし休むんであれば、それも当然この条文の中に入れるべきであろうとまず思います。しかし、私は、国民の祝日の中には、要するに敬老の日もあるわけですよ。老人の日といいますか、そういう日もできないというのはおかしいと思うし、祝日であれば、むしろ老人の方々は行きたいなということをあるいは思うかもしれない、そういう意味で国民の祝日というのは、むしろ入れないでやっていただいた方がいいんじゃないか、という気もするんですけれども、どうしてそういうふうになったのか教えていただきたい。これが第１点。

第２点目は、次の６条なんですが、これ(1)のところで健康者とあえて入れた理由をちょっと伺いたいです。これはわざわざ泊りに行くんですから、病気になっている方が行くということは、まずないと思うんですね、そういう中で、わざわざここに健康者という字を入れたということの意味をやはり教えていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　まず第１点の御質問でございますけれども、おわびして訂正をしたいと思います。国民の祝日と申しましたのは、１月１日から３日までを指して申しましたわけでございまして、総体的な国民の祝日ということではございません。これはあくまで訂正いたしまして、１月１日から３日までのお正月の休みということでございます。それから１２月２９日から３１日までの市の休業日でございますが、これを休みとするということで、決して９月１５日をお休みするということではございません。あくまで老人等の利用を考えまして、できるだけ休日も祭日も利用していただくように努めていくつもりでございますので、これ以外の祭日につきましては、私どもは開業いたしますので、ぜひ利用いただきたいというぐあいに考えておるところでございます。

また、第２点の健康者をなぜ入れたかということでございますけれども、これにつきましては、あえて入れることがないんじゃないかという論議も内部にありましたけれども、しかし、あくまで健康な状態で利用していただく施設だと、やはり何といいますか、何か老人の特養老人ホームのような利用の仕方ではなくて、あくまで健常者でがんばっておられる御老人に一時的な休養の場を与えたい、こういう気持ちがあったものでございますから、こういう点では、はっきり明記しようということで明記してございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　じゃあ、第１点目の５条については、この(1)、(2)だけがお休み

ということで了解していいんですね。はい、それはわかりました。

次のその健康者のことなんですけれどもね、実は、この前の方の第３条に、老人に、ということしか書いてないんですよ。老人に心身の静養の場を提供することによって云々ということがあるんですね。ここでは健康なというふうな表現がないんですね。ですから、素直にこの目的の事業のところを読みますと、広く老人一般だなという感じがするわけです。そして、６５歳以上ということになりますと、まずほとんどの御老人の方が、何らかの病気をお持ちであるとか、そういうことがあろうと思うんですよ。そうなりますと健康者ということを、あえて入れますと、かなりこうまじめな方は、やっぱり私ちょっとこれが悪いから入れてもらえるかな、というふうなことを本気でお考えになる方もいるんじゃないかと思うんです。ですから、あえてこういうことは、入れなくてもいいんじゃないかな、というふうに私は感じるわけです。ですから、その辺のこともぜひ踏まえて委員会での御審議をお願いします。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御質疑はありませんかなければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　　この老人いこいの家、他市にない初めての試みということでありますから、いろいろ議論もあろうかと思うんですが、私自身も実は必ずしも本当はもろ手を挙げて大賛成というわけでもないわけですが、今後の、いまさら反対するわけではありませんので、ただ今後の運営上、行政を進める上で特に留意していただきたいことは、御老人の方の気分転換というふうな意味合いというふうなことでありますけれども、お元気なお年寄りの方というのは、こんなことを言うと怒られるかもしれませんけれども、結構あっちの旅行、こっちの旅行ということで、お元気な方は、そういう気分転換も上手になされているようでありますけれども、むしろ私は、もっと現実な苦しみをしていらっしゃる、寝たきり老人の方とか、そういった方々に対する、同じ税金がいろいろ使われるわけですから、むしろそういった面にもっと力を入れるべきじゃないか、このはっきり言えば、この老人いこいの家なんていうのは、御老人の方の気分転換の場とするならば、行政の守備範囲を私は越えるんじゃないかというふうな、あえてこういうふうな施設をつくって、年間いろんな維持費をかけてやらなきゃならないことなのかな、その前にもっとやるべきことがあるんじゃないか。そういったことを、やはり市長の方でひとつ十分にお考えいただいて、政策を進めていただきたい。

それから、もう一つは、懸念といいますか、この利用するに当たって、特定の人だけに利用されるというふうな形のないように、運営上で十分に留意していただきたい、ということを強く望んでおきます。

○議長（高橋通夫君）　　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　　このかしの木荘というのは、宿泊が入るわけですから、普通一般の施設とは違って、かなり複雑になってくると思うわけです。それで、運営を高齢者事業団にお任せするというふうないまお話でございますが、たとえば市の他の施設に関しまして、お掃除の問題であるとか、もっと他の運営面において、行政側と高齢者事業団の方とのトラブルであるとか、あるいは高齢者事業団の方同士のトラブルがある、というふうにこれまでにも伺っておりますので、今度かなり複雑になってくる、たとえば使用料、１１条の使用料を還付するとか、しないとか、使用の承認に関してもするとか、しないとか７条ですけれども複雑に絡んでくる。あるいは掃除の範囲等も、だれがどう担当するかということでも、かなり行政側と話し合いを詰めておかないと、いろんなトラブルがあるというふうに、これまでにも聞いておりますので、その辺を十分考慮しておいていただきたいな、というふうに私は感じておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　　せっかくこの新しい施策と新しい施設ができるわけで、大変私は期待をしておるわけです。そのためには、やはりこの積極的な有効な活用、こういうことが大きな問題になるんじゃないか、というふうに思います。特に、先ほどもいろいろ話がありましたように、６５歳以上の高齢者を対象にした一つの施設だと、こういう面では、そういうことを最大限に大事にした運営等が必要だろう、というふうに思います。いままでの条例等の提案を見ますと、そうした点の配慮が大変乏しい、欠けるんじゃないか、こんな感じがしております。したがって、そういう面では、たとえば具体的に申し上げますと、予約制であるとか、あるいは権利の譲渡はしないんだというふうな点は、いま少し四角四面でなくて、運営面での融通性を持った、一つのこの運営が大事だろうというふうに思います。これは、この辺は委員会の中で、十分ひとつ詰めて御検討していただきたい。さらに、もう一つは、先ほど部長等も、あるいはこの条例の中にもございますように、必要な事項は規程で決める、あるいは規則で決める、こういう点がございますけれども、そういう点についても、先ほど触れましたような、

この施設の状況を十分配慮しながら進めていただきたい、ということを申し上げておきます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見ありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第４９号、日野市老人いこいの家条例の制定の件は、厚生委員会に付記いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。（「休憩」と呼ぶ者あり）

これより議案第５０号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第５０号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第１号）について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市一般会計補正予算第１号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ1,４２７万円を追加し、歳入歳出予算の総額を３０４億8,４６２万3,０００円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　歳入、歳出全般の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　御説明申し上げます。

別刷りの昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第１号）、この書類をお開きいただきたいと思います。

まず第１ページでございますけれども、いま、市長から申し上げましたように、歳入歳出それぞれ1,４２７万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を３０４億8,４６２万3,０００円とするものでございます。

詳細につきましては、まず6ページ、７ページでございます。まず歳入でございますけれども、繰り越し金を1,４２７万円見まして、合計で5,４２７万円といたしました。

次が歳出でございますが8、９ページでございます。これは、先ほどの議案第４５号で国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部改正の提案がございました。これは、その中で申し上げましたように、現在３００万円の基金を５００万円に増額する。その差額の２００万円の増額でございます。次が１０、１１ページでございます。ここの１の報酬の３３万6,０００円で、この欄の説明欄に書いてございますけれども、障害者福祉協義会委員の報酬でございます。これは、障害者にかかる施策の市長の諮問機関として、この協議会を設置するものでございます。報酬と需用費、役務費がこの関係の経費でございます。

次が１２、１３ページでございます。目の保育園費の需用費４００万円でございます。これは新井保育園の上水の配管が故障いたしまして、壊れまして、この修繕料でございます。次が学童クラブ費でございます。これは、現在三沢台小学校区の学童クラブを現在間借りをして運営をしております。暫定の期間三沢台学童クラブとして、独立をさせようということでございます。この場所につきましては、三沢台小学校の東側に南北の道路がございます。その東側の土地を利用いたしまして、レンタルで保育室をつくるというものでございます。この１１の需用費から１８の備品購入費は、この学童クラブの開設用の経費でございます。

次が１４、１５ページでございます。目の１の道路橋梁総務費でございますが、この１８番の備品購入費１６０万円でございます。これは、現在建設部で補修用のローラーがあるわけでございますけれども、故障いたしまして、修繕不可能ということで、更新をするものでございます。次が２の道路維持費でございますが、説明欄にございますが、市道七生１４２号線道路保全負担金でございます。これは、昨年の８月に台風５号によりまして、通称南平台でございますけれども、その団地の南のり面でございます。動物園の境でございますけれども、崩壊をいたしまして、この土地の所有者が民間、それから東京都でございます。それから、ここに書いてございます市道にも接しておりますので、この三者で復旧をする、その市の負担金でございます。全体の事業費の負担を日野市が２０％行うというものでございます。次が１６、１７ページでございます。これは公民館費でございますけれども、公民館の玄関が壊れまして、その修繕料でございます。７７万円でございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　民生費の社会福祉費、１１ページ障害者福祉協議会委員という

のが新しい予算項目として補正に出てまいりましたですけれども、当初予算で出てこなかったということは、今回の補正で出てきたということは、急遽というか、それをつくる何か背景といいますか、市長の諮問機関であるということでありますけれども、それを急遽つくる、設置することになった背景を御説明をいただきたいということと、それから、この委員が決まっているのかどうか。決まっているならどなたが決まっておるのか、その辺のところを。

それから、もう一つは、市長の諮問機関という形で、こうして報酬が払われるわけでありますけれども、この協議会委員の諮問機関の政策というか、そのいろんな諮問内容について、われわれにもそういったことを報告していただけるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　今回、障害者の福祉協議会の予算をお願いをいたしましたのは、本来ならば年度当初において、お願いするのが筋でございますけれども、この必要性を感じましたのが、若干時間的には、当初に盛るにはちょっと無理である、という状況もございましたし、また、協議内容を総体的にまとめてから予算ということでございますので、若干時間的に無理だということで、補正で今回お願いをするということでございます。また、どういうことでこういう契機になったかということでございますけれども、私どもといたしましては、いろいろと障害者団体から、国際障害者年を契機にいたしまして、いろんな要望が出され、あるいは答申が出され、いろいろな障害者に対する施策が必要な時期になっています。また、すでに幾つかのここで団体も結成され、報道が始まっておる、こういう状況も最近はございます。その他もろもろの状況の中で、私どもとしては、今回障害者の福祉センター、それから授産施設等も設置の準備を現在進めております。そういうような関係から、市民の意見を聞くという市長の諮問の場として、今回ここで設置をするという考えでございます。よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。メンバーにつきましては、現在検討中でございますので、まだ決定しておりません。

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　私は、この障害者に対する施策というものは、いろいろ積極的に進めていただきたいと思うんですけれども、このいわゆる諮問機関という形で設置するについては、若干疑問を抱くわけであります。障害者の皆さんの市民の声を聞くためにというふうなことでありますけれども、行政側が本当に何といいますか、障害者の皆さんに熱心に誠意を

持っていろんな意見を聞き、またいろんな調査をされ、実態を把握され、そういったことをしていけば、あえてその諮問機関という形のものを設ける必要がないんじゃないか。また、社会福祉協議会でも、ある程度の役割りはできるんじゃないかというふうに思うわけであります。これも委員会付託されていろいろ議論されると思いますけれども、私は、この今回のこの措置については、非常に疑問を感じている。この審議会に頼って云々という市長の姿勢ですね、われわれも市民の声をいろいろ聞いているわけでありますし、われわれにも厚生委員会もありますし、われわれもいろいろ市民の声を聞く機能といいますか、役割りを果たしておりますし、それから、社会福祉協議会、それから福祉部長以下福祉のスタッフも、そういった形の中で、誠意を持って意見吸収をしていけば政策に反映できるんじゃないか。何かといろいろ審議会を設けて、その報酬を払っていくというふうな形を多少やっぱり考え直した方がいいんではないか、というふうに思いますので、このちょっと質問したわけでありますが、この委員は、現在決まってないということでありますけれども、ある程度の候補は決まっているんですか。いつごろ決める予定なのか、その辺ちょっともう一度教えてください。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　メンバーについては、現在決まっておりませんけれども、できるだけ早いうちに決めていきたい。現在市長の方で選考中だというぐあいに考えております。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　１３ページの三沢台学童クラブの設置のことにつきまして、少々お聞きをしたいと思います。

学童クラブの長期臨時職員の方の正職化の問題は、私もこの本会議で何度か取り上げてまいりました。市長の考え方、また、組合との合意内容等について再三お聞きをしたわけでありますが、この三沢台学童クラブが、百草台児童館にいま２校分入っておりますので、そこから分離をして、独立をするということで、現在ある１７の学童クラブがここで一つふえて、全部で１８学童クラブがこれでできることになるわけです。そのことで当然職員が必要になるということになってまいります。ことしの３月の第１回定例市議会で、私、さきに３２名おられた長期臨時職員の方が、２年次にわたって正職化されていく、その組合との約束が市側とどのような形で取り交わされていたかということで、幾つかお聞きをしました。市長と助役の御説明で

は、現在３２名のうち、２名の方がおやめになっており、３０名の方のうち、２７名がすでに他の職種も含めて正職化をされているということでございました。ということは、残り３名の方があといらっしゃるということになるわけですが、この３名の方は今回この学童クラブで１名は正式にお入りになることだろうと思いますので、あと２名の方の取り扱いはどのようになるのか、その点をひとつお聞きをしたいと思います。その後また続けますが、とりあえずお願いします。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　三沢台学童クラブを設置するその考え方は、これは現状の施設の中で、うまく理解をしてもらい、それから措置すればおさまるだろうというふうに当初考えておりました。ところが、２０名のいわゆる低学年児童が、現実においては措置ができないという状況が生れておりますので、これにいろいろとこの母親、あるいは関係する方々の説明をしてまいっておりますが、結論といたしまして、まだ未措置で残っておる。暫定的に数名で何か場所を借りるか、何らかの形で自主学童クラブを開いている、こういう状況になっておりますから、三沢台小学校は、もうあと２年ほどたちますと恐らく空き教室が生れてくるだろう、こういう期待外の期待がありますので、そういうことでその時期に少し先立ちますけれど、たまたま学校の道路を隔てたすぐ前に狭い面積ではありますが、三沢台小学校をつくった当時の残地として、開発公社が所有しておる土地があるものですから、そこを借りて、また設備もリースによってごく少規模に暫定的に開こう、こういうことでこの三沢台保育園の途中の補正でお願いをしている。こういう事情がありますことを御承知いただきたいと思っております。

それから、その職員のことにつきましては、助役なり担当部長の方からお答えをいたします。

○議長（高橋通夫君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　２年にわたりまして、いろいろとお答え申し上げてきているわけでございます。その中で、御質疑がございましたように、３２名おったわけでございますけれども、これは昭和４９年当時でございますか、約１０年ほどになるわけでございますけれども、日社協の中で、学童クラブを日野の場合には実施してきたわけでございます。その中で、臨時という形ではなしに、非常に人も少なかった。なかなか学童クラブに従事する職員を募集するということにつきましては、臨時的な対応で回転させるということが非常にむずかしい、人手がなかなか得られないというふうな状況等もあったろうと思います。長期臨時的な形でまいりまして、５０年からですか、市の方で受け継いだわけでございます、日社協から。そういう形の中で、現在正職化を組合から迫られる、要するに長期的な勤務と、正職員と似た勤務体制という状況の中に、問題点があったわけでございます。それで３２名おったわけでございますけれども、１クラブについて責任持って管理していくということで、１名は正職化しよう。もう１人は純然たるパート職員、臨時職員という形で対応していこう。それで、正職員については、朝の８時半という勤務体制から入りまして、お金の管理からおやつの要するに管理まで、きちっとやっていこうということで、１名体制で正職化ということになったわけでございます。試験をやったわけでございますけれども、試験によりまして全部を正職化しよう、という考え方ではなしに、なるべく正職化に転換できる方、というふうな形で実施したわけでございますけれども、実際には継続して勤務しておりますので、試験の結果でも、ふるい落とすということは現実にはむずかしかったわけでございます。そういう経過の中で、組合とはっきり申し上げているとおり、何名、要するに全部を正職化するというふうな約束等はしておらなかったわけでございますけれども、さっき言いましたように、続けて長期臨時という形で勤務しているものでございます。それから、同じような形の中で、勤務してきた中での区別けというのは、非常にむずかしかったわけでございます。そういう経過の中で、現在では２７名まで御指摘のように正職化というのがされてきておるわけでございます。それで３２名のうち２名は退職しておるわけでございます。母親の病気というふうなこと、１人は結婚というふうなことで、あと３名残っておるわけでございます。これについては、市長からお話がございましたように、三沢台の新しく学童クラブが１８番目としてできるということになって、１名正職化するということになりますと、どうしても前々からいた人間で当てざるを得ない、これが一つの順序ではないか。

それから非常に申し上げにくいわけでございますけれども、あと２名いるわけなんですけれども、これは、５月の１日に正職という形で辞令を出しておるわけでございます。率直に申し上げたいと思います。これ事実でございます。５月１日で正職化、ですから、残り３名とも正職化しているわけでございます。１名は三沢台ということでございます。それから、これは福祉部の方からの要請がございまして、この３人を正職化しているわけなんですけれども、その理由を申し上げますと、あと２名でございますね。あと２名につきましては、日野の児童館といいますのは、ブランチを七つ抱えておるわけでございます。ほかのところは、ブランチ二つ

だとか、多くても三つ程度、百草台の場合には、ブランチがいまのところ二つでございます。これがあと日野だけが七つ、平山が児童館が五つでございますけれども、飛び抜けて日野児童館は、七つブランチを持っておるわけですね。この中で、普通のブランチの少ないところと同じようにフリーの正職を２名では、非常にカバーし切れないという実態でございます。三沢台の児童館なんていうのは、三つしかブランチ持ってないわけなんですけれども、百草台がブランチ二つですね、平山台が平山児童館これはブランチ五つでございます。こういうふうなところがそれぞれ２人のブランチの中に正職を抱えているわけなんですけれども、子供が多くなった、少なくなった、あるいは夏休だとか、病休だとかいろんなことがございます。正職員にもいろんな問題がありますし、それから臨時の学童厚生員にもきょうは休みだという問題等が出てくるわけです。そのための２人のフリー体制では、日野児童館の場合には、回し切れないので、ふやしてほしいということで、フリー職員２名であるものを３名にしております。これが一つでございます。これで２名です。それから３名目は、高幡台の学童クラブでございます。これに正職１名でございますけれども、この高幡台の学童クラブだけは、正職２名にしよう、こういう考え方でございます。なぜ、ここだけが正職２名にするか、こういうことでございますけれども、ここは御存じのように三沢の第三中学校ですか、第三中学校へ上ぼっていく右側のちょうど山ふところのところに、少年野球場みたいなのがございます、子供たちが野球します。そこの山ふところのところにこの高幡台の学童クラブというのがございます。それで、何回かあったわけなんですけれども、言いにくいことなんですけれども、痴漢の出没というふうな事故が２回ぐらいあったんじゃないかと思います。正職が朝から行っている、お昼から、１時ごろから学校から１年生が帰ってくるということで、お昼から臨時職員、臨時の学童厚生員が来る。こういう体制ではおっかなくていられない、こういうことだそうでございます。ということは、朝８時半なり９時から正職がいますし、いろいろと午後から始まる学童クラブの献立やら、お金やら、掃除やらいろいろやっているわけなんですけれども、そこのところがお昼まで１人体制なんですね。ここのところでいろんな事故が起きているわけなんですね。やはり、朝からここだけは２人置いてほしい、こういうことだそうでございます。こういうふうな要望で、これは福祉部の要望でございますけれども、そういう問題点を解消するために、三沢台が正職化、新しくできたということ、それから、日野の児童館というのはブランチが多いということ、それから、三つ目は、いま申し上げました高幡台の学童クラブというのは、午前中そう

いう空白をおけない土地柄という事故が２回ほどございました。そういう状況でぜひ充実してほしい、という福祉部からの要請で、そのような正職化の決意をしたわけでございます。そのような事情を御説明申し上げまして、いろいろと大変御指摘やら、御心配をいただきました。約束等もしておるわけではございませんけれども、そういう状況に対応するためには、いままでいる、要するに職員を優先的に充てていくのが一つの事情じゃないか、こういうふうな考え方によったわけでございまして、５月１日にそういう異動をしたわけでございます。それで、全部のというか、３０人の正職化、こういうことになるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　職員組合が繰り広げておりました学童クラブの長期臨時職員正職化闘争は、大勝利をおさめたわけです。これですべての長期の臨時職員の方は、正職化がなったということで、当初ずっとパートや臨時の方でやってきたものが、ここで各学童クラブに１名以上職員を配置するということで正職化が実現してしまっているわけです。しかも、５月１日に、もう３人の方が正職員になっているということなんですが、いま、私お聞きしましたのは、１名の方はよくわかるんです。三沢台学童クラブに配置されたということで。あと２名の方が、平山と日野児童館の方に、学童クラブ担当の正職員として入ったということですか。その２名の方、三沢台学童クラブに配置された正職員の方以外の２名の方のポジションはどこなのか。もう一度端的にお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　どうも、いろいろ理由を申し上げる気持ちが先立ちまして、十分な説明ができませんで……。日野児童館に１人でございます。日野児童館。これはブランチが多いということでございます。だから、日野児童館にフリーの正職として１名。児童館の下に枝葉に何々学童クラブというのがたくさんあります。ブランチというのは支店という意味ーーはい、それで高幡台、高幡台の学童クラブに１名、はい、そういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　じゃあ、日野児童館の学童クラブ、つまり、七つ日野児童館には分室があるわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そこはもうすでに２名の正職員が配置されているということ、そして、また高幡台学童クラブは、全部で３名いらっしゃってそのうちの２名が正職員だということでございますか。もう一度確認させてください。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　日野児童館、いままでどこもフリー１名でございます。で、日野の児童館の場合は、ほかの児童館と同じようにフリー１名では、七つのブランチを担当していますので、１名を２名にしてほしいということで、今度は２名になった、こういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　はい、わかりました。３月の昨年の議会で私がこの点について市長に質問しましたときには、市長も助役も正職員にするのは、学童クラブは２１名、そしてそのほか四つの児童館に１名ずつで４名、計２５名だけだと、あとは正職員にするというような約束もしてないし、そういうことはないんだ、ということを市長は１年前、もうちょっとたちますが、お答えになった。それがもうすでに夏以降には、昨年、もう破られていたわけで、私、またことし３月にもいろいろお聞きしたわけですが、結果的には、職員組合の主張どおりに今回すべて希望する方は、正職員になったということであります。市長がおっしゃっていたことが現実としては、全く食い違う姿が、いま、われわれの目の前に起きているわけです。どのようにお考えになりますか。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでなるべく定数を抑えていく、あるいはこのいわゆる長期臨時という形には矛盾がありながら、正職化しがたい一面の理由もあった。このようにこの問題は、ずっと事態を引いて尾を引いた形で最近まで来ておりました。そして、昨年ですか、機会をとらえて一部正職化に踏み切り、なお、あとの人も数名残ったわけでありますが、これは、組合とどうこうという約束はないということ、その当時私の答えにも今後この欠員等で補充要員が必要となってくるならば、それはそのときの対応になる。したがって、予約もしてないし、現在、将来どうするという考え方もないということはお答えしましたけれど、今日必要があって、そして、それぞれのこの欠員補充というよりも、必要要員をどうしても満たす必要があるものですから、その用に充てる採用を行った、そういうことであります。これらもかなり心苦しい面はありますけれども、一定の定員の中で、処理をし、今後有資格者、つまり、保母の資格もありますので、保育園に将来欠員が生ずる場合には、共通に相互交流のできるような、そういう配慮もしたい、というふうに思っておりますので、将来は、一般保母としての交流、ないしは人材のそれぞれの能力に応じての活用ということは、十分可能だと思っております。そういうことですから、表現と誤差があるという御認識もあるかもしれませんが、私どもといたしましては、欠員を補充するという形で、一応の問題の解消を図った、このようにも考えておるわけでございますので、そのあたりのところを御了承いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　総務部長にお聞きしたいと思うんですが、いわゆる正職員でない方の取り扱い方といいますか、たとえばアルバイトの方を市でお願いをする、臨時職員の方を雇うという場合には、法律できちんとその対応の仕方が決められているんですね。期間、または更新の手続ということがきちんとうたわれていると思うんですが、そのことについて説明をしていただけませんか。私、助役が先ほどおっしゃった言葉の中に、長期の臨時職員を抱えていままで対応してきたいろいろな事情というものをお話になりました。それはそれでわかるんです。しかし、また、それとは別に法では職員の方の、特に臨時職員の方の場合ですね。アルバイトパートの場合には、このようにしなさいということがきちんと規定がございます。それが守られていたかどうかということもあわせてお聞きするわけなんですが、まずその規定について、総務部長御担当だと思いますから、説明をしていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　一応臨時の職員を雇用する場合には、６カ月こういう単位でやっております。６カ月で一応切るわけでございますが、それからまたそのときのケース・ケースによりまして、６カ月延伸とこんなような形で臨時職員は対応をしております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　６カ月ごとに区切りをつけていきなさいという決まりがあるわけです。この学童クラブにお勤めになっていた方々というのは、この手続、つまり、６カ月ごとの契約の更新というものが、行われていたのかどうかということを一つお聞きをいたします。また、それを行わなかったとすれば、その理由が何かあるはずだと思います。あえてその法の規定を無視をした理由は、一体何なのか。それをあわせてお聞きをしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　現在でのそういう矛盾を抱え込んでおるわけでございます。と

いいますのは、東京都からの学童クラブに対する補助でございます。完全なる６カ月単位でのパートという形では、なかなか補助をいただけない、こういうふうな反面がございますものですから、現在、学童クラブの正職の職員のほかに１２時から出てまいります臨時職員がいますけれども、これについては、現在市では嘱託というふうな形態の中で、東京都の補助制度との整合を図っているということでございます。これは、嘱託という形での臨時職員でございます。そういう形でまた２人とも正職なんていうことじゃ、もう、これは大変なことでございます。行革をやっていかなきゃならない時代でございます。それで、いろいろと唯々諾々とやっているようにおっしゃられるけれども、そういうことじゃございません。大変な苦労をしながら、行革の積み上げをしようという努力をしているわけでございます。そういうことで、過去の日社協での踏襲という形でございますけれども、その裏には、東京都の助成制度との整合というふうな問題等がございまして、長期臨時的なものとして位置づけられ、それが正職化への口火になってきたわけでございます。それで３２人という者の一部を正職化しますと、半分で切るというわけにはなかなかいかないわけなんです。それが非常に大変な苦労というふうなところでございまして、そこのところはわかっていただきたい、こう思うわけでございます。ようかん切るみたいなわけにはなかなかいかない、というようなことでございますので、ひとつその点はわかっていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　助役は、大変苦悶にあえぎながら、この正職化運動に対応してこられたようにおっしゃるんですが、私が、いま、お聞きしたのは、いろいろな事情があったでしょう。しかし、法律ではきちんとパートの方というのは、６カ月ごと、つまり六カ月間しか採用ができないんですよ。また、それ以後お願いをするとすれば、新たにまた採用するという形をとりなさい。つまり、６カ月というのがきちんと半年というのが明記してあるんですね。それがきちんと守られていれば、長期臨時職員という形でのこの人たちに対する救済を考えなくちゃいけない、というような観点から正職化、組合の言う闘争に対して対応する必要がなかったんじゃないかな、と思うんです。いま、おっしゃったように、いろいろ都の補助をもらうために、非常勤特別職というような形で、現在もう１人正職とは別の方の採用については、対応しておられるということですが、この長期の臨時職員の方が正職化する以前、なぜ――なぜかどうか私は知りませんが、要するに６カ月ごとの更新、あるいは手続というのをきちんと

市はやってきたのかどうかということ、やったならやった、やってないならやってないでお答えをいただいて、もし、やっていないとすれば、その理由をあえて法を曲げた理由があるはずですから、その理由をあわせてお聞きをしたいということが質問でございます。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　ですから、そのお答えとして、先ほどからお答えしているわけです。

東京都の補助制度をもらうためには、そういうふうなことをしたんだ。長期臨時という形で、日社協からやってきたんだ。日野市の手法も東京都の補助をもらうためには、要するに半年ごとの臨時職員という形での雇用形態では、補助をもらえませんので、同じ臨時でも長期という名前をつけた形でやってきたわけなんです。また、それを踏襲していくわけにはいきませんので、もう１人の人事について、ですから、いろいろと担当者が苦労して非常勤の特別職というふうなことで、現在は対応しておる。長期臨時にした方は、これはもう正職化攻勢をかけられたわけですから、これは、まあ正職化したわけなんですけれども、そういうふうな経過の中でなった、そういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　目の前に都の補助金というものがあるので、それをもらいたいということで、長期に採用してきたということで、結局は、今度はこの方々を正職員化することによって、また、それに伴う今度は支出というものが生じてくるわけです。一体その辺の経営感覚といいますか、自治体もやはり経営感覚が必要だ、と言われている時代ですから、そうした面に対する配慮というものを、よほどしっかり持っていただかないと、これから正職員は２名置けという主張が、いま、続けて行われているわけです。つまり、５月１日に最終的に残っていた３人の方が採用された。つまり、正職化闘争の戦勝記念日は、５月１日ということになるわけです。引き続いて２名を目指して正職員化を図っていくということが、再三いろんな市職のニュースを見ますと書かれております。そんなことは認めないんだということを幾らおっしゃっても、現に、１年前の３月議会でおっしゃったことが、全然私どもの前で、今度は違う形で実現しまっている。そういうことからしますと、やはり基本的な考え方をきちんと持って臨んでいただかないと、また、一歩相手の立場を認める、踏み込みを認めるということになれば、また、こちらは後退という形で、２名に向けて進んでいくのではないかと思うんです。

その２名ということに関しては、いま、市長はどのように、つまり、正職化２名、１学童クラブ２名ということについては、どのようにお考えになっているのか、市長のお考え方、御所見を承りたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　学童クラブの児童厚生員、その指導者ということになるわけでありますが、これは、すでに方針として確定しておりますとおり、１名管理責任者として正職員をつける、補助員としてパートの職員をつける、これを原則として、今後とも貫いていきたい。このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市長は、この正職化問題については、最初、昨年の議会で25名については、もうこれは何とかお願いしたいんだ、残りについては、何も約束とか、そういう取り決めはないということでしたが、この正職化２名ということですね、１施設に２名置け、といういま要求が出ているわけです。このことについては、何かいわゆる協定とか、覚書のようなものを取り交わしておられるのではないか、と思います。当初、すべて３２人を正職化しろというときには、何も約束はしていない。そういう取り決めなんかないんだ、ということでしたが、現実にはこういう形で市長のおっしゃったこととは全く相反する事態になっているわけです。この正職化１施設２名についての組合の要求について、何かそういう約束、あるいは協定のようなものをしておられるのかどうか、あわせてお聞きをいたします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の知る限りにおいて、そういう約束ごとはありません。

それから、１８園という学童クラブの運営をやっておるわけでありますし、本来なら学童クラブは、児童館の数をふやすことによって、その中で、取り扱うのが一番望ましいわけでありますけれども、必ずしもそうまいりませんので、したがいまして、フリーの何名かをこの児童館、あるいは児童課に保有しながら、いっときの欠員状況等には補っていきたい、そういう形で、いま、先ほど申し上げましたとおり、基本的には１施設１名の管理責任者、それから１名は補助者ということで今後経営をしていく、こういう考え方を確定いたしております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　いま、市長は何もそのような約束はしていない、というお話

でしたが、よく窓口になっておられる助役は、どうなんでしょう。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　そういうことはどこにもございません。いままでの正職の中でも、事務折衝、あるいは私が臨む団体交渉、水も漏らさないような連携でやってきております。（笑声）それで、今後の問題につきましては、やはり市の職員の定数管理というのは、重要な問題でございます。そういうふうなことで、１名正職ということにつきましても、各クラブ１名正職ということにつきましても、私たちは、正職化するためのというよりは、施設そのものに対する一つの合理性だと思っています。ですから、２人にする必要は毛頭ないと思っています。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　その言葉を信じておきたいと思いますが、現在、小学校は20日野市内にはございます。今回学童クラブが１８になったということで、あとまだ学校の数と学童クラブの数の間には二つ差があるんです。この分でいきますと、また二つの施設ができる可能性もある。そうしますと、また職員の配置が必要になってくる。こういうことになってくると思うんです。だから、１小学校に一つの学童クラブという原則をこれからとっていくのか。しかし、それと、そういう考え方があるにしろ、結果として、優良な行政サービスが提供できればいいんですから、効率的に自治体経営ということで、いま、助役もおっしゃったように、いま、私たちがこう見ますと学童クラブの経費、また、父母の負担ということから見ますと、非常に利益を受ける方の負担というものにも問題があろうかということを感じております。そういうことで、現在の１８学童クラブでこれから対応するのか。それとも２０小学校がございます。まだ増設の可能性を秘めておられるのか。その点の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　あと残っているといえば一小、それから、平山小ですか、それらは、要するに近隣に児童館があるということでありますから、児童館は、先ほどブランチという言葉を使いましたが、何園かの出先を持つ形になるわけでありますけれども、一小の場合、あるいは仲田小の場合、あるいは平山小の場合、間に合うと思いますので、現状で当面ふやすことはないんではなかろうか、このように思っております。まあ、その要するに、満たすところは一応満たした、こういう見解でおります。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭）　再三繰り返しになりますが、この学童クラブの正職化ということで、市の学童クラブに配置されている職員の方が定員がこれだけふえたということでありますので、市長の最後に定数の管理ということについては、どのようにお考えになっているのか、学童クラブのこの件も含めてその気持ちを最後にお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男）　行政改革ということが非常にわれわれの大きい課題になっておりますし、それから、これからまだまだ社会の変革につれて、いわゆる自治体のこのサービス行政というものは多岐多面になっていくと思わざるを得ません。したがいまして、持てる員数の中で、それらを適切に配置をしていくということによって、つまり、定数管理を行うということによって、この事態を将来整った形で対処していく、こういう考え方でおるわけでありますからそれが、ちょうどこの時期に当面しておる大きな課題だ、こう考えますから、定数管理はきちんとやっていきたい、このように思っておるところでございます。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　私も、いま古賀議員の言っていることに全く同感なんですが、いま、市長が定数管理と行政改革ということを言われていますけれども、特に福祉部長にお聞きしたいんですが、旭が丘の保育園、それから多摩平の保育園、それから豊田保育園、ここにたれ幕がかかってます。御存じでしょう。御存じですね。要するに、「保母削減反対」こういうことを言ってますけれども、これは、私、山口児童課長のときに、委員会であれは、汚らしいから取り外してほしい、こういうことを言った、ところが、汚くなったら、新しいやつがいまかかっているんですよ。（笑声）それが僕は、市民感情が本当によくないんです。その辺をいま市長が言っている行政改革と定数管理とのつり合いをどうお考えになるのか、まず、それをお聞きしたいんです。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○務祉部長（高野　隆君）　ただいまの御質問でございますけれども、「定数削減反対」ということで、闘争を組合が組んでおります。これは、かってかなり前からの問題でございますので、かなり懸案の事項として、たびたび組合の交渉事項として、乗っかってきている、こ

こういうことで、その解決は、私どもとしては、あくまで定数上乗せはしないということで、突っ張っておりますけれども、組合の方は依然として、やはり要求は、定数削減されたんだから、９名を削減をもとへ戻せと、こういう形で要求を出してきている。その結果、その問題が解決しないために、「定数削減反対」こういうようなスローガンを横断幕にしまして、保育園に張っている個所が何カ所かある。これにつきましては、施設管理上好ましくないということで、取り外すようにかなり厳しく課長の方から各施設長に言っております。これについては、組合はあくまで実力でもはがさない、こういうようなことで、やはりそこら辺のところの厳しい対立がございますので、さらにこれは厳しく指導を強めていきたい、こういう具合に考えておりますが、実力をもって撤去するかどうか、そこら辺のところについての問題であると思っています。

○議長（高橋通夫君）　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　私は、いま、福祉部長はそうおっしゃっているけれども、要するに理事者側も３２名いるところを２名退職されたから、あと３名残っているから、そういう方も正職にした。それは組合との交渉があるからですよね。そういう交渉のある中で、やっぱり組合がそう言うんですから、理事者側も少なくともそれに対するやっぱり条件もあると思うんです。われわれ企業の中だってあるんですよ。どうだ、じゃあそれらの取り引きをしようや、これはあるんです。なければうまくいきっこないんだから。だから、それは管理上うまくないんだ、そうおっしゃっているけれども、新しい幕がついているとは何事だと言いたい。それじゃ、全くあなた方の管理がなってない、ということだと思うんですよ。どうですか。これはね、僕は市の建物ですから、その辺もう一度、外してくれと言っているんだと言ったって、新しいやつができちゃっているんですよ。御存じですか。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　私どもも繰り返し横断幕については取り外すようなことを厳しく言っておりますけれども、御指摘のような状況でございますので、深く反省をしまして、さらに厳しく指導を強めていきたい、というぐあいに考えております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　最後だということで言いましたけれど、飯山議員が突然関連だということでおっしゃいました。（笑声）じゃあ結構です。飯山議員に関連してお聞きをし

ます。

いま、福祉部長は、ちょっと気になることをおっしゃったんです。横断幕の取り扱いが、交渉事項だというふうにいまお聞きしたんですが、いま、そのようにおっしゃいましたか。そういうふうに認識しておられますか、どうでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいま、私は交渉事項だということは申し上げておらないと思います。あくまで交渉事項は、組合の要求は９名の増員、こういうようなことが要求事項でございます。それが解決されないために横断幕を掲げて闘争をしておる、こういうぐあいに申し上げたように記憶しております。そういうようにまた理解をしております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　地方公務員法の５５条に、きちんと書いてあるんです。当局と組合との交渉事項は管理、運営事項に限るということなんです。ですから、人事の問題とか、それから、機構改革のことについて、意見を聞くことはできるんですが、組合との交渉事項には、これらはなり得ないわけです。市長何か反論がありますか。そうじゃないですか。意見があったらおっしゃってください。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　別段反論はありません。ただ現場では、高年齢の子供は、大分手間がかからないわけでありますが、一番２歳、３歳このあたりに定数ということでは、いろいろと支障があるということで、過去に多少ゆとりをもってみた時期のことが比較されまして、そういう要求は消えてないということでありますけれど、これは、交渉事項というよりは、むしろ、定数を守る状況でやっておりますから、これらの問題も最近では、特別強い形ではない、このように理解をしております。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　障害者福祉協議会委員、先ほど質問でもありましたけれども、かねて私も協議会とか、審議会には男女半々にということで要求をしたこともございます。ですから、今回もこの委員を選ぶに当たっては、１２名の委員できることなら、男女半々でお願いできたらと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第５０号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件は、歳入全般及び歳出のうち総務費を総務委員会へ、歳出のうち民生費を厚生委員会へ、歳出のうち土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へ、それぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後６時　９分休憩

午後６時３３分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第５１号、昭和５９年度日野市受宅水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第５１号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第１号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ３６４万4,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１２億4,０００円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　それでは、お手元に関係書類が配付してあると存じます。

よろしくお願いいたします。それのまず歳入から説明してまいりたいと思います。

３６４万4,０００円の追加でございまして、これは全部都の委託金でございまして、委託金の総額を１２億2,９４３万4,０００円としようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、次をめくっていただきまして、８ページ、９ページをお願いいたします。歳出の内容は、水道管理費の給水費の委託料でございまして、歳入と同額の364万4,０００円を追加するものでございまして、説明欄にございますように家庭の給水装置の診断を行うものでございます。これは目的でございますけれども、市民サービスの向上の一環といたしまして、一般家庭の給水装置の使用及び管理状況を点検して、節水のＰＲ、節水ごま等の配布などを行いまして、市民の節水意識の向上を図ろうとするものでございます。この事業は、市内のメーターの各２５ミリ以下の全家庭を対象といたしまして、本年度から昭和６１年度までの3年間で実施するものでございまして、本年度は、１万6,０００世帯を実施する計画でございます。その内容でございますが、１番目といたしましては漏水の調査をいたしたい。それから、２番目に節水ごまの取りかえ及びその取りつけ方法の指導。３番目といたしましては、止水栓、これは甲、乙とございますけれども、これの確認をしていきたい。最後にＰＲパンフレットの配布などをいたしたい、ということでございまして、これは、この実施方法でございますけれども、指定工事店に委託をいたしまして、戸別訪問により行う計画でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第５１号、昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御意議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第５２号、市道路線の一部廃止、議案第５３号、市道路線の廃止、議案第５４号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました3議案につきまして、それぞれ提案の理由を申し上げます。

議案第５２号、本議案は金田土地区画整理事業の施行に伴い、同事業区域内の市場４号路線の一部を、道路法第１０条第３項の規定に基づき、廃止するものであります。

議案第５３号は、金田土地区画整理事業の施行に伴い、同事業区域内の河内４－８号線外3路線を、道路法第１０条第３項の規定に基づき、廃止するものであります。

議案第５４号は、落川１１号線外１２路線を道路法第８条第２項の規定に基づき、市道認定するものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、御説明申し上げます。

議案５２号と５３号につきましては、ただいま、市長から提案の御説明があったとおりでございます。

それから、議案の５４号につきましても、金田地区の区画整理事業の完了に伴います帰属でございまして、新しい道路ができることによって、それを御認定いただきたいというものと、それから、もう一つは、南平八丁目の高校用地に関連いたします造成地区内の二つの新しい路線を増築いたしますので、それに対する御認定をいただきたい、というものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第５２号、市道路線の一部廃止、議案第５３号、市道路線の廃止、議案第５４号、市道路線の認定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第５５号、日野市立七生中学校給食室新築工事請負契約の締結、議案第５６号、日野市心身障害者生きがい作業所（仮称）建築工事請負契約の締結、議案第５７号、日野市多摩平下水処理場汚泥処理設備及びその他改修工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案３件について、それぞれ提案の理由を申し上げます。

まず議案第５５号、本議案は日野市立七生中学校給食室新築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第９６条第１項第五号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。入札の結果、３億5,４００万円で真柄・日野大野建設共同企業体が落札いたしました。

議案第５６号は、日野市心身障害者生きがい作業所（仮称）建築工事請負契約を締結するもので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。入札の結果、１億9,８００万円で、永井・小野建設共同企業体が落札いたしました。

議案第５７号は、日野市多摩平下水処理場汚泥処理設備及びその他改修工事の請負契約を締結するもので、同じく地方自治法第９６条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、提案をするものであります。入札の結果、9,１００万円で、日立プラント建設株式会社が落札いたしております。

以上３議案のそれぞれにつきましては、担当部長に詳細説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは、順を追いまして御説明申し上げます。

議案第５５号でございますが、いま、提案理由にもございましたように、日野市立七生中学校給食室新築工事でございます。契約金額は、３億5,４００万円、契約方法は指名競争入札、施工業者の指名に当たりましては、５月１５日に選定委員会を開催し、共同企業体方式を取り入れました。第１グループ、第２グループそれぞれ１０社を選定いたしまして、十の共同企業体を任意に組ませまして、６月２日競争入札を執行した結果、別紙入札調書のとおり、真柄・日野大野建設共同企業体が、３億5,４００万円で落札しました。4. 工期でございますが、契約の翌日から昭和６０年５月１５日まで。5. 契約の相手方といたしましては、石川県金沢市彦三町一丁目１３番４３号、真柄・日野大野建設共同企業体、構成員（代表者）石川県金沢市彦三町一丁目１３番４３号、真柄建設株式会社、取締役社長、真柄敏郎、構成員、東京都日野市日野本町四丁目１１番地の３、株式会社、日野大野、代表取締役、大野和久でございます。

次のページでございますが、こちらに大きく工事の入札調書が書いてございます。それから、１枚めくっていただきまして、工事概要でございますが、構造といたしましては、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造２階建でございます。この工事につきましては、既存校舎の出会い等もございまして、附帯設備工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事一式施工するものでございます。建築面積でございますが、４７４.０６平米でございます。

次に、配置図、それから平面図が添付してございます。まず１階の平面図でございますが、調理室、配膳室等が計画されております。面積を御参加に申し上げますと、調理室が１６８平米、それから配膳室が３９.６平米、その他管理部門の諸室でございます。次の２階の平面図でございますが、食堂、機械室、ホール、配膳室等が計画しております。面積を御参考に申し上げますと、食堂の面積が３６０平米、それから機械室が３３.７２平米、ホール２１.６６平米ほか管理諸室でございます。

次に、議案第５６号でございます。

工事件名、日野市心身障害者生きがい作業所（仮称）建築工事、契約金額が１億9,８００万円、施工業者の指名につきましては、５月１５日指名業者選定委員会を開き、共同企業体方式を取り入れました。第１、第２グループそれぞれ各１０社を選定いたしまして、十の共同企業体を任意に組ませまして、６月２日競争入札を執行した結果、別紙入札調書のとおり、永井・小野建設共同企業体が、１億9,８００万円で落札をしております。契約の方法は指名競争入札、工期でございますが、契約の翌日から昭和６０年２月２８日まで、契約の相手方でございます

が、東京都八王子市明神町四丁目１０番１２号、永井・小野建設共同企業体、構成員、（代表者）東京都八王子市明神町四丁目１０番１２号、株式会社、永井工務店、代表取締役、永井太吉、構成員、東京都日野市旭が丘三丁目６番地の２１、株式会社、小野建設工業、代表取締役、小野　進。

次のページでございますが、こちらに入札調書がございます。それから１枚めくっていただきまして、工事概要でございます。鉄筋コンクリート造の２階建でございます。建築面積といたしましては、７２８.５８平米でございます。これは建築工事のみでございまして、附帯いたします電気、空調、エレベーター等の工事は含まれておりません。これは、別途に発注する予定でございます。

次に、配置図がございます。その次に一階の平面図でございます。大会議室、機能訓練室、作業訓練室等がここに配置してございます。面積を御参考に申し上げますと、大会議室が104平米、機能訓練室が１０４平米、作業訓練室が３５平米でございます。以下各管理諸室が計画をされております。

それから、次の２階の平面図でございますが、食堂、作業室等でございます。面積を御参考に申し上げますと、食堂が９１平米、作業室が１５６平米等等でございます。その他管理諸室でございます。

次に、議案第５７号でございます。

工事件名、日野市多摩平下水処理場汚泥処理設備及びその他改修工事、契約金額9,１００万円、契約方法、指名競争入札、施工業者の指名につきましては、５月２３日、指名業者選定委員会を開き、適当と思われる１０社を指名し、６月４日競争入札を執行した結果、別紙入札調書のとおり、日立プラント建設株式会社が9,１００万円で落札しております。工期、契約の翌日から１５０日間、契約の相手方、東京都千代田区内神田一丁目１番１４号、日立プラント建設株式会社、取締役社長、多賀　寿。

次のページでございますが、こちらに入札調書が添付してございます。

次に、設備及びその他改修工事の図面がございまして、工事施工範囲ということで、ここに１から９までそれぞれの工事名が書いてございますけれども、今回の契約金額の約８０％は、脱水機増設工事でございます。これは、いまございますＳＬセパレーター型が老朽化いたしまして、それにかわりまして、ベルトプレス型の脱水機を施工していく、こういう内容のもので

ございます。

以上３議案につきましての内容説明でございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。市川資信君。

○１９番（市川資信君）　当然これは委員会付託になるわけですから、委員会でも検討される。また、していただきたいと思うんですが、議案第５５号の七生中学校の入札に関して、会社名を見ますと、ジョイントベンチャーでやっているようでございますけれども、第１順位のいわゆる東急、五洋、住友、大木、日本国土、真柄、中野、西武、小田急、勝村、これは、これらをざっと見ると、入札金額もそうでございますけれども、大体３億円台ということで、東京都の入札基準を例にとるならば、東京都のＢランクである。だとすると、日野市内にもこれに準ずるいわゆる会社が数社あるわけです。しかし、地元の業者が１社もそのＡクラスに入っていない。本来ならば、地元の業者は、ワンランクアップで入札されるというのが、一応地方自治体の一般化している制度ではなかろうか。なぜ地元の業者が、この中に入ってないのか、いま、お答えいただければ結構だと思うんですが、総務委員会でその点についてのぜひ検討をしていただきたいということで結構でございます。意見として申し上げておきます。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第５５号、日野市立七生中学校給食室新築工事請負契約の締結、議案第５６号、日野市心身障害者生きがい作業所（仮称）建築工事請負契約の締結、議案第５７号、日野市多摩平下水処理場汚泥処理設備及びその他改修工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第５８号、東京都市廃棄物処分地管理組合の解散の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第５８号、東京都市廃棄物処分地管理組合の解散につい

て提案の理由を申し上げます。

本議案は、本年３月３１日をもって羽村に所在する廃棄物処分地の事業が終了し、管理組合の設立目的が消滅したため、東京都市廃棄物処分地管理組合の解散を提案するものであります。

詳細につきましては、担当部長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　議案第５８号の件につきまして御説明いたします。

東京都市廃棄物処分地管理組合は、日野、立川、武蔵野、三鷹、小金井、小平、東村山、国立、東大和の九つの市をもって廃棄物処分の共同処理をするために設立され、東京都西多摩郡羽村町に最終処分地を建設し、昭和５５年１１月より５９年３月３１日までの３年５カ月間にわたり残灰及び不燃物の埋め立てを行ってきましたが、当初の目的の事業も終了いたしましたので、地方自治法第２８８条第１項により、昭和５９年９月３０日をもって組合の解散をするものであります。組合の解散に当たっては、地方自治法第２９０条の規定により、関係地方公共団体の議会議決を経なければならないものであり、本件を提出するものであります。なお、埋め立て終了後の処分地の公害防止上の維持管理については、羽村町にお願いし、協定も羽村町との間で取り交わされております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第５８号、東京都市廃棄物処分地管理組合の解散の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより報告第３．昭和５９年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第３号、昭和５９年度日野市土地開発公社事業計画の報

告について提案の理由を申し上げます。

本報告は、地力自治法第２４３条の３第２項の規定により、昭和５９年度日野市土地開発公社事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは昭和５９年度日野市土地開発公社事業計画につきましての内容を御説明申し上げます。

議案書の次にございますけれども、事業計画でございますが、５９年度なつきましては、用地取得事業といたしまして、２万6,９８９平米を取得していきたい。その説明欄にございますように、公共用地といたしましては、８件見込んでございますが、面積が9,989平米、そのうちの主なものでございますが、これは、北川原公園の用地買収費、それから、八丁目の取りつけ道路の用買費等が主なものでございます。

それから、２番目といたしましては、土地区画整理事業区域内の公共用地でございますが、３件でございまして、これは万願寺、高幡、豊田南口の医域内にございます用地を取得していきたい、こういう内容でございます。

それから、公拡法による先行取得用地、これは5,０００平米見込んでおります。それらのいずれに該当いたします補償金として3,０００万円でございます。

それから、次に用地造成事業でございますが、面積が４万7,３６５平米でございます。この主なものといたしましては、日野地区の高等学校（仮称）用地造成工事が、これに含まれております。それから、三沢中学校の校地拡張用地の造成等でございます。

それから、その他の事業といたしましては、測量設計の1,４３０万円を見込んでございます。トータルいたしまして、２万6,９８９平米の４６億4,７９３万8,０００円、こういう内容でございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　この公拡法による先行取得用地の件でお伺いいたします。

この面積は、5,０００平米ということになっております。それで、事業費ということになりますと、平米当たり約１０万円でありまして、5,０００万円ということになっております。そ

れで、この補償金については、3,０００万ということになっておりますけれど、この先行取得ということで、このように具体的に数値が計上されているということになりますと、大体どのような場所を買収されるのか。また、補償金等がありましたら、この補償金は、どのような補償金なのか、ということをちょっとお伺いいたします。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉）　公拡法による先行取得用地5,０００平米のうちの補償金ではございませんで、いま、申し上げました公共用地取得、あるいは土地区画整理事業の場合は、ほとんどないわけですけれども、公共用地取得の場合に、いろいろ補償物件が出てくるわけでございます。そういう意味で、公共用地取得と区画整理事業区域内公拡法による取得用地、それと補償金とこういうことで、四本立ての計画であるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　そうすると、四本立ての計画ということになると、これは、公拡法にただ単によるというだけではなくて、公共用地の取得と区画整理等も含むということでいくんですか。それでいいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　日野土地開発公社の事業計画の中で、公共用地取得、御説明で北川原公園の買収、南平八丁目取りつけ道路が主なものだということでありますが、この南平八丁目取り付け道路の予算は、どのくらい見込んでいるか、これをまず聞いておきたいと思います。

それから、その他の事業で測量設計、これは、どこの測量、どの設計ということで、もう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　関係部長の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉助）　御説明申し上げます。

南平の高校用地の取りつけ道路の面積でございますが、一応概算でございまして、1,０００平米ぐらいを見込んでおります。金額が、7,９８０万円を見込んでおります。それから、測量設計委託につきましては、この上の用地取得事業に関連する測量、設計、こういうことで概算計上、こういうことで御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって報告第３号、昭和５９年度日野市土地開発公社事業計画の報告を終わります。

これより報告第四号、昭和５８年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男）　報告第４号、昭和５８年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について提案の理由を申し上げます。

本報告は、一般会計の老人いこいの家監理事業外４事業及び下水道事業特別会計の浅川処理区（万願寺区画整理地内）公共下水道管渠埋設事業にかかる繰越明許費の繰越額を、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　報告第４号、昭和５８年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告について、詳細につきまして、御説明申し上げます。

まず一般会計でございますけれども、老人の家監理は、これは工事の監理でございます。それから、次は老人の家の新築でございます。金額、翌年度繰越額は、ここに掲載してあるとおりでございます。この左側に財源内訳がございますけれども、未収入特定財源とございます。7,０１０万円でございますけれども、これは、建設費のうち起債を予定しておりますので、今年度起債を起こすものでございます。

それから、３番目、４番目の平山用水災害復旧、同じく日野用水の災害復旧でございますけれども、これは、それぞれ頭首工の工事でございます。事業は全部この２件については、完了しております。

それから、最後の小学校費の第一小学校体育倉庫改築でございますけれども、これは、遺跡調査の関係がございまして、繰越明許にしたわけでございます。

それから、次の下水道事業特別会計でございますけれども、これは、遺跡調査等の関係がございまして、繰り越しをしたものでございます。この中で、左の財源内訳でございますけれど

も、ここはいこいの家とちょっとかわりまして、既収入特定財源というところに5,０００万入っております。これは、下水道の特別会計に一般会計から繰り入れをしてございます。そういうことで、この欄に特定財源ということでもうすでにお金が入っているという意味でございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第４号、昭和５８年度日野市繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

次に、請願第５９－６号、薬王寺の寺社林保存に関する陳情が提出されました。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第５９－６号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

次に、請願第５９－７号、市有地払い下げに関する陳情が提出されました。請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第５９－７号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

請願第５９－８号、生活道路設置に関する請願、請願第５９－９号、下水道設置に関する請願が提出されました。

お諮りいたします。この際、本２件の請願を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５９－８号、請願第５９－９号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

ただいま、理事者より発言したい旨申し出がありますので、これを許します。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お許しをいただきまして、発言のお許しをいただきました。

１２日の本議会冒頭に行われました行政報告の時点で、古賀議員さんの方から御質問をいただきまして、私どもの方の保険年金課で発行いたしました年金改定に伴うパンフレットのことにつきまして、御質問をいただいたわけでございます。その際、市長の方からよく詳細に調査をしてということで、留保されたわけでございますが、その後、私の方でもその経緯を詳細に調査をいたしましたことを御報告申し上げ、御了解を賜りたいと思うわけでございます。この

パンフレットにつきましては、本年の５月の時点で印刷が完了いたしてございます。このパンフレットの、いわゆる起案につきましては、私どもの方の保険年金課の年金係の方で担当いたし、担当者で協議を重ねまして、いわゆる起案をいたしたわけでございます。しかしながら、１２日の時点で、古賀議員さんの方から御指摘をいただきましたように、このパンフレットにおきまして、適正を欠く面がございます。文言的に適正を欠くものがございまして、大変申しわけなく思っておるわけでございます。私もそれから保険年金課長、係員も深く反省をいたしておるところでございまして、今後絶対にこのようなことのないように、十分私といたしましても注意をいたし、執行してまいりたいと思いますので、ぜひ御了解を賜りたいと存じます。このパンフレットにつきましては、内容につきましては、日本国民年金保険協会の方で発行いたしておりますパンフレットの内容と、この計数的には誤りがあるものではございませんので、御承知のようにＮＨＫとか、あるいはその他の報道が、ＮＨＫにつきましては放映されておりますし、大変市内の御婦人層で、この年金改定については、非常に関心が持たれておりまして、説明会をしてほしいということが、各所から私どもの方の保険年金課にまいっております。担当者を差し向けまして、保険年金の改定の説明をいたしておるわけでございます。もちろん、国民年金協会の方でも、その説明資料もつくっておるわけでございまして、お許しをいただきますならば、このパンフレットの計数的なことについては、説明資料として、私の方で配布をさせていただきたい。ただし、窓口等におきましての配布はいたさない。ただ特定の方が、年金改定のパンフレットが欲しいという場合は、お断りをいたしまして、この資料を使っていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。今後の適正を欠く面では、深くおわびを申し上げます。重ねておわびを申し上げます。絶対にこのようなことがないように努力をしてまいりたいと思いますので、御了解を賜りたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　ただいまの報告について質疑はありませんか。橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　このパンフレットを手にして見ているわけですが、この中に、私たちの一生に大きく左右する国民年金、厚生年金の改定です。よりよい制度になるよう１人でも多くの人が意見を持ち、今後も積極的に関心をもちましょう、などというお言葉が入れてありまして、大変魅力のあるパンフレットだというふうに私は、部長のお言葉でございますが思うわけです。そして、１点ここで質問をしたいことは、計数的には正しいということでわかりました。このパンフレットをつくるに当たりまして、何ですか、年金係で協議の上、起案を

したということでございますが、これを印刷をする前に、当然かなりの税金を使うものですから、上司に相談があったと思うわけですが、係長、あるいは課長、印刷の前に相談を受けたのかどうか。その点を１点お伺いしておきたいと思います。お願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　　ただいまの御質問に対しまして、お答えをいたしたいと思います。

このパンフレットの印刷に入る前に係長、もしくは課長にこのいわゆる起案といいましょうか、了解を得て、印刷をしたのかという御質問でございます。もちろん、私が申し上げましたように、保険年金係でこのパンフレットの、どういうふうにつくるかということを協議をいたしておりまして、当然係長の段階でも知っておるわけでございまして、課長におきましても、承知をいたしておりました。先ほども申し上げましたように、文言的に適正を欠くものがございましたことを重ねておわびを申し上げ、今後注意してまいりたいと思いますので、御了解を賜りたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　　１点は、ただいまの橋本議員の質問のあれですけれども、課長まで承知しておったということですが、じゃあ部長はどうなっているか、決裁の手順といいますかね、それをもう少し明確に御説明をいただきたい。それで、いま、ひたすら非常に適正を欠いた、文言に問題があったということを申し上げているんですけれども、仮に課長、部長が決裁をしておいて、それでそういう発言というのは納得できないわけでありますが、まず、決裁の手順、それはひとつきちんと御説明いただきたい。

それから、本当は、指された順番にもよりますが、古賀議員もいろいろ聞きたいこともあると思うですが、その幾ら費用かかったのか、発行された部数が幾ら。それからもう一つ、これは、部長というよりも市長にお伺いしたいんですが、いま部長は、このパンフレットは文言に問題があった、適正さを欠いたというふうにはっきり申し上げておるわけです。計数的なものには誤りがない。私は、それは計数的な誤りがないということはいいんですけれども、こういういわゆる市で出すものは、制度の仕組みの説明とか、そういうことなら私はいいと思うんです。だけれども、その内容はそうじゃない、意見が入っている。これは、私は適当でない。だから、それを非公式な形で出すなんていう考え自体も私は納得できないんですけれども、その

辺の考えをひとつ述べていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　理事者側の答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　　ただいまの御質問につきましてお考えをさせていただきたいと思いますが、いわゆる手順といいましょうか、いわゆる決裁規程に基づきまして、事務を進めておりまして、実はこの支出につきましては、課長決裁の段階でございます。費用の点でございますが、どのくらいかかったかという御質問でございます。また、部数はどのくらいか。費用につきましては、３９万5,０００円かかっておりまして、印刷部数は、5,０００部印刷しております。

○議長（高橋通夫君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　私の方からもこのパンフレットにつきまして、部長と同様に配慮に欠けたところが大分ございます。お許しをいただきたい、こう思いまして、発言申し上げる次第でございます。部長が申し上げましたように、内容、あるいは資料としましては、間違ったものはないわけでございますけれども、御指摘のように、市民の関心というものをことさらに、というふうな配慮かと思うんですけれども、激変とか、よくＰＲに最近激安というのなんてあるんですがね、これと同じなんですね。（笑声）私は、こういうものは、非常に公用の文書ですから、公用の文書でございますので、関心を持っていただきたいとしてもやはり意見がましい、あるいは強く立ち入った、こういうふうな体裁というのは、公務員がつくる文書、あるいは公用文書としての一定の限界があるんだ、そういうふうなことをちょっと越えているんじゃないだろうか。考え方としては、関心を持ってもらいたい、というところにもあるんでしょうけれども、そういう点の、一般職については、教育の不足といいますか、あるいは課長も大分忙しかったので、配慮に欠けたところが、決裁というふうな面では、関与しているわけなんですけれども、忙しいという面で、ここまで気が配れなかった、というふうに私は見ているんですけれども、相当配慮のきく課長でございますので、見落としがあったんではないだろうか、こういうことがございますので、十分注意をしていきたい。こういう二度とこういう印刷物が回らないような、内部的な手だても必要でございます。それから、課、係の中でのもう少し決裁についての注目というか、注意していくとか、こういうところが必要じゃないだろうか、こう思っておるわけでございます。二度とこういうことの起こらないよう、厳重関係者に私の方から注意していきたい、こう思っておるわけでございます。

それから、5,０００部ほどつくっておるわけでございますけれども、大分女性なり奥様方から相当の関心がございますので、一般配布というようなこと、あるいは窓口で配るというふうな使用方法はとりませんけれども、婦人センターとか、あるいは御婦人の会合等で、御婦人から求められた場合には、資料的な面だけでは使わしていただきたい。そういう考え方でおるわけでございます。資料につきましては、内容については、本当に間違いがない。あるいは年金保険協会で、作成したものが、そのまま使われておりますので、そういう使い方をさせていただきたい。こういう失態をしたことについては、私の方から、市長にかわりまして、厳重注意をしていく、公務員である限りは、公用文書いうのをつくるのが当然でございます。その辺の新聞の折り込みのまねをするようでは困るんだ、こういうことでございます。何分にもお許しいただきたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　適正さを欠いたということで、助役が、ひたすらおわびを申し上げますということでございますが、その件はよろしいんですけれども、それだけ助役が頭を下げるぐらい、全く適正さを欠いたそのいわば、アジビラみたいな感じのパンフレットですから、これは非公式であろうが何であろうが、一般配布しなくても、その婦人センターのところへ置くとか、あるいは関心の強い方に渡すかということでありますけれど、やっぱり公文書には、かわりないわけなんです。市が発行している文書にかわりないわけですから、助役があれほど今後このようなものは二度としないようにするというふうにおわびをしているのとうらはらに、そういうことを言うんでは、本当の意味の反省をしていないというふうに私は思うわけです。資料的なものとか、そういうことであるならば、簡単なタイプでも何でも結構です。計数的なものを示すんであれば、それで足りるわけですから、むしろ、問題なのは、そういう意見の入ったものを、しかも、私は、さらに問題にしたいのは、そういうことに関心を持っている方々だから余計に問題にしているんです。そういう方々は、またいろいろと皆さんに対する影響力の強い方々が、関心を寄せられることが多いわけですから、無関心の方には、さほど刺激を与えないかもしれませんけれども、関心を持っている方に、またそれに輪をわけた形のその何というんですか、資料になるんじゃないかと思いますので、その非公式であるけれども、使うということについては、絶対納得できないんですが、改めて助役の答弁を、もし使うというんであるならば、それほど大して問題ないという形の見解がなければできないわけでありま

すが、あれほどわれわれから指摘され、しかも、助役自身が、適正さを欠いたというふうにはっきり申し上げているわけですから、そういうものを使うということは、もう絶対認めるわけにいきませんけれども、あらためて助役の見解を求めます。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　資料を多角的な面から、この資料というものがよくできた資料でございます。印刷したものもったいないから、とこういうわけじゃございませんけれども、いま、先ほど申し上げました激変だとか、こういうふうなところにつきましては、余りお目に触れないような形態のものにしまして、利用させていただきたい、このように思っておるわけでございます。その点は、ひとつお任せいただきたいと思います。年金係の方でということではなくて、部長とよく相談しまして、誤解のないような、こういうところにつきましては、手を施しまして、使わせていただきたい、こう思います。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私が１２日に、行政報告の中で質問いたしましたら、早速いろいろ調べていただきまして、御報告いただきまして、まことにありがとうございます。私が問題にしましたのは、先般も申し上げましたように、このパンフレットが、いま助役がおっしゃったんですが、いろいろ読みやすく、また、興味を持って市民の方が御覧になれるように、という工夫に基づいてつくられたものじゃない、ということなんですよ。そこに、政治的な非常に巧みに毒が含まれている。そのことを問題にしているわけです。ですから、私たちは、こういう役所が発行するものに、政治的な主張を含んだようなものがあってはいけない。それが、しかも部長や課長が十分に熟知しないところで行われた。保険年金課には大変熱心なこういう運動等に取り組んでおられる職員の方が何人かいらっしゃるようでありますが、そうした方が、独断専行的にこういうものをつくった、ということを問題にしているわけです。ですから、いま、助役がおっしゃったように、用語が適切でなかったというが、私はそうでないと思うんです。これは、ずいぶん役所らしからぬ、ものわかりのいい、われわれ見てもよくわかる、ずいぶんやわらかいソフトな形でつくられているということで、いろいろ工夫しておつくりになることはかまわないですよ。むしろ、その方がいいと思います。しかし、こういう意見が寄せられていますというようなことで、その中に、また年金制度の改正案が出されるまでのいきさつについて、非常に特定の政党が主張するようなことが書かれている。それを読んだ場合には、

やはり市民の皆さんは、市が発行しているものにこういうことが書いてあるということで、そこで一つの予見を持つ。そういうことに市が公金を使ってやるべきでない。行うべきでないということで問題にしているわけです。ですから、もしデーターとか、使われた数字が間違いないということであれば、それは結構です。しかし、それであるならば、たとえばこういうＢ５のペラの紙にそのことをもう一度刷り直してつくってもそうたくさんかからない。その方が役所が出す書類として、むしろ的確である。こういうものを配るべきじゃない、ということを私たち言っているわけですから、市長は、いま助役に対して使うということをおっしゃったんですが、それは、助役とまた市長は、考え方が違うかもわかりませんが、しかし、究極的には、市長が決断することだと思うんですよ。市長が政治的ないろいろな個人的な考え方をお持ちになるのは結構です。しかし、一つの厚生省の諮問機関の審議会を経て、そして、法律になって出されて、国会に来ているものです。だから、それに対して、法律がまだ成立する前にこういうものをつくって、その中に非常な予見が含まれている。政治的な含みのある表現がたくさん述べられている。こういうことを、市長は個人的にはそれは気に入るかもわかりません。しかし、市民に対して配って、それを使用すべきものではないということですから、データー的に使われている数字、また、そういうものが必要だというならば、そういうものをおつくりになったらいい。だから、私は使うべきでないと思います。市長はいかがですか。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　この問題になりましたパンフにつきましては、私も事情の知り方が不足だったものですから、もう一遍見直してお答えをいたします、ということでありました。そこで、早速その資料を見、かつまた関係者にも事情を聞いて一定の手続を経ながらこの執行の進め方も図っている、というふうには受け取っております。そこで、いま、いろいろ議論のあるとおりでございますが、いわゆるビラふうに、不特定多数の方に配るというやり方はいたしません。資料として、あるいは説明の場で、求められる際に、その表現のこともお断りをして、そして使っていくように、というふうに指示をしょうと思っておりますから、そういうことで御了解をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　私は、そのことに絶対に反対です。これは、最終的には市長が決断をしてやることでしょうから、そこまでは立ち入ることはできないかもわかりませんが、

しかし、私たちの立場からすれば、こういうものを市民に対して配るべきではないということで、この使用については、絶対反対であります。特に、いま、高齢化社会がこれだけ早いスピードで進んでいっているわけです。ですから、これから年金のあり方がどうあるべきかということで、いろいろ検討を重ね、そして、今日、このような改正案が出されてきたということで、いろんな考え方の人たちのもののとらえ方、また、高齢化社会に対する対処の仕方というものが含まれている。しかし、やはり中には、反対をする方もあるでしょう。しかし、その特定の人たちの意見が政党の機関紙ではないんですから、うまく刷り込まれたものを市民に巧妙な手だてで配っていくということは、やはりこれに見る方が見ればわかると思いますよ。やはり革新市政だからこういうことをやるんだな、ということになります。ですから、せっかく年金についてのＰＲをしょうと思ってつくって配布するものが、かえって市の信頼も失墜することになる、ということを私考えるわけです。ですから、この配布については、絶対に思いとどまっていただきたいと思います。いま、先ほどいろんな意見が出ていました。確かに、たとえば日本共産党が発行している赤旗でも芸能欄がある、そして、スポーツ欄がある。巨人が勝ったら巨人をほめるような記事も書く。そういうことで、非常　巧みに政治宣伝というのが行われるんです。だから、いまのパンフレットで普通の人が見て気づかない方もいるかもわからない。しかし、こういう一つのプロパガンダというのは、専門家がつくってやる場合には、ある面では、非常な大きな影響がある。ですから、もうわれわれはそれを見破っているんだから、潔く配らないなら配らないということで、市長の政治的な立場は別にして、市が公的に発行するものですから、発行を思いとどまったらどうでしょうか。配布を思いとどまったらどうかと思います。市長いかがですか。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　十分思慮して処置したいと思っておりますから、そのように御理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　最後に私の意見を申し上げておきます。いま、これから老齢人口が大変ふえていくわけですね。日本の場合は非常に８割から９割以上の人が自分は中産階級だということで、ある程度社会に満足を持っている。そうした中で、自分たちの勢力を拡大していこうと思えば、無理やりに精神的にさびしい人をつくらざるを得ない。そういうことで、

年金が変わることによって、あなたはいまの政権のもとで、これだけ困ることになるんですよ。だから、いまの体制政府は、悪いんだというふうにもっていく一つの手段になっているんですよ、これは。だから、そういうことで、市長もそこまでよくおわかりになっていると思いますが、私たちはそこまで考えます。だから、このせっかくおつくりになったということで、使いたい気持ちはわかりますが、しかし、そうした思いをこの中に含まれてつくられたものだということからすれば、とてもそれは容認しがたい。いま、たとえばバスの中で、社長と呼べば3分の2ぐらい、はい、と言って振り返りますよ。それだけ裕福になってきているんですよ。そこで無理やり被害者をつくっている。年金によってあなたは、これだけ苦しめられますよ。いまの政府は、これだけ皆さんのためにならないことを考えていますよ、ということで、こういうことが行われてくるという、きわめて政治色の濃厚な政治的ビラであるということで、自治労がつくった私ビラと一緒に比べて御覧にいれましたけれど、書いてあることは非常に似ている。ですから、私は、絶対に認められないということで意見を申し上げておきます。（「終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　小山良悟君。

○4番（小山良悟君）　　こういうことは、とかくあいまいにされる恐れがあるわけです。十分思慮して云々ということで結着がついたように思いますけれど、しかし、これは、私は重大な問題だと思っているんです。というのは、何回も言うようですが、たとえばこの年金に対する法案、いろんな角度からいろんな考えの方がいるわけです。そういういろんな立場での主張があるわけです。それをこのパンフレットは、この法案に対して反対する懸念する、そういう意見だけを書いている。こういうやり方は、中立の立場である自治体がやるやり方ではない。それは、先ほど助役も言っている。これをやらせたかったら、あなたの支持する共産党や社会党にやらせりゃいいんです。政党がやるならいいです、これは。これ自治体がやっているから問題にしているんですよ。そんないいかげんなもったいないとか、せっかくつくったからもったいないとか、そういう次元の問題じゃない。（「正しいからよ」と呼ぶ者あり）正しいと思う人も正しくない人もいるんです。いろんな考えがあるわけです、当然。あなた方ができるのは、決まった制度に対して、こういう仕組みですよ、ということを市民にＰＲする。それがあなた方にできる範囲なんですよ。この法案がいいとか悪いとか、そういうふうなものについては、あなた方が支持する政党がやるならいいんです。支持団体がやるならいいんですよ、政

治運動でやるなら。その辺のところを履き違えないでもらいたい。だから、これは絶対使いません、ということをこの場で断言していただきたい。いかがですか。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　十分思慮、判断をして処置しますと申し上げておりますから、（「もっとわかるように言ってください、私はわかりませんね、そういうことじゃ」と呼ぶ者あり）その答えの中で、御理解をいただきたいと思います。（「十分思慮、判断は、どういうことなんですか、使わないなら、使わないとはっきり言ったらどうですか」「終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　パンフレットの件を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後7時39分散会

6 月18日　　月曜日　　（第 3 日）

昭和５９年
第２回定例会

日野市議会会議録　（第26号）

６月１８日　月曜日　（第３日）

出　席　議　員（３０名）

１番	橋　本　文　子　君	２番	福　島　敏　雄　君
３番	小　俣　昭　光　君	４番	小　山　良　悟　君
５番	谷　　長　一　君	６番	古　谷　太　郎　君
７番	馬　場　繁　夫　君	８番	馬　場　弘　融　君
９番	高　橋　徳　次　君	１０番	薗　野　行　雄　君
１１番	一ノ瀬　　隆　君	１２番	板　垣　正　男　君
１３番	鈴　木　美奈子　君	１４番	川　嶋　　博　君
１５番	飯　山　　茂　君	１６番	夏　井　明　男　君
１７番	黒　川　重　憲　君	１８番	古　賀　俊　昭　君
１９番	市　川　資　信　君	２０番	藤　林　理一郎　君
２１番	名古屋　史　郎　君	２２番	竹ノ上　武　俊　君
２３番	米　沢　照　男　君	２４番	中　山　基　昭　君
２５番	大　柄　　保　君	２６番	秦　　正　一　君
２７番	奥　住　芳　雄　君	２８番	石　坂　勝　雄　君
２９番	滝　瀬　敏　朗　君	３０番	高　橋　通　夫　君

欠　席　議　員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君
病院長	三田盛一君	福祉事務所長	須藤雄示君
公害防災課長	小島久君	水路清流課長	橋本栄萬君
選挙管理委員会事務局長	糸川滋君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　田辺雅子君

議事日程

昭和59年6月18日（月）

午前10時開議

日程第一　一般質問

（緊急質問）

追加日程第1　栄町地域住民の花粉症被害について

本日の会議に付した事件

日程第1及び追加日程第1まで

午前１０時８分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２５名であります。

一般質問を行います。（「議長」と呼ぶ者あり）

藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　一般質問に入る前にちょっとお尋ねいたしたいことがございましで、実は花粉症といって、いま府中、日野で、新聞等にも発表されておりますけれども、このことについて日野市の市内の中でこの問題が大分話題になっているようですけれども。私、１３日の日ですか、公害防災のところに── 栄町２丁目の神鋼電気さんの跡地ですか、草がたくさん生え茂って、子供さんたちにも遊び場所となったりして非常に危険だということで、それで、防災課の方に、草刈りを早くするようにと言って申し入れをいたしましたところが、まだ公害防災の方で現地を調査して、そして、その後東京都の方に伺うということのようなことでございまして。その後、けさほど新聞に出ているように、非常に周辺の人たちには迷惑がかかっているということなんですが、そのことについて日野市の中で対策が……（発言する者あり）その後されたかされてないか、それをお尋ねいたしたいと思います。（「議長扱いを慎重にしろよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）

○議長（高橋通夫君）　関係者の答弁を求めます。（「議事進行」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　いま藤林議員が突如発言されました。何を発言するのかと思っていた　けです，何か……（発言する者あり）こんなことを、緊急な事態が発生して議会をこのまま継続するのはいけないんじゃないかって、そんな発言かと思って聞いていたわけですけれども、全くそういうことじゃないようです。緊急に質問したかったら、緊急質問の手続をとってやるべきであって、一切この発言は認めるべきでないし、当然回答すべきではないと私は思います。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま一ノ瀬議員が、一般質問の場であって、緊急質問ではないということでございますけれども……（発言する者あり）これは、私は住民がいま騒いでいるということについて、日野市がいうような対策を講じているのか……（「手続をとらない

からだめだ」と呼ぶ者あり）それをお尋ねしているんですから答弁をお願いしたいと思います。（「おかしいよ」「議長が取り上げたんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　一応議長は緊急質問と取り上げたわけですから、ひとつ……（「議事進行」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）理事者の……（発言する者あり）ということです。（「議事進行」と呼ぶ者あり）竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　ただいま議長の発言で、藤林議員の質問は緊急質問というふうに取扱うということでございました。であるならば、これは、いままでの議会の手続がございますので、緊急質問らしく議会の手続にのっとって手続をするようなことをしなければ、ただふいに突如手を挙げて、緊急質問扱いが続々と実現するというようなことになりますと、議会の秩序の乱れることになります。

それからまた、藤林議員と同程度の、市民の間で重要な問題になっている事柄はほかにもございます。そういう形で緊急質問が必要な場合もあるかと思いますけれども、すべて手続をとらなければ似たような事件はいっぱいあるわけで、私ども議員も心配していることもそれぞれあるわけです。そういうことで、もしこの緊急質問として取り上げたということを議長が取り消すんであれば、このままで一般質問に移っていただきたいし、あくまでも緊急質問っていうなら、休憩して議運を開いていただきたいと、こういうふうに思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　それでは藤林議員、正式な手続をとってひとつお願いします。（「議長」「休憩」と呼ぶ者あり）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　私、何ですね。御迷惑のようでございますけれども、１度こういうような形で発言をしたいということを市長に申し入れてございますから、そのように取り計らっていただきたいと思います。よろしいですか。（「休憩」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）

○議長（高橋通夫君）　ただ、藤林議員は議事進行とかいうことを言わないでただ発言されたんで、誤解もあるので、正式な手続をとってお願いしたいと思うんですが……。（「議事進行」と呼ぶ者あり）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま議長は申し上げましたけれども、１度私は申し入れまして、そして、それを取り上げていただいたんですから、その意味でそのように議事進行として取り上げていただきたいと、このように思います。（「休憩」「議長が責任をとれ」「どっちも無視できないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午前１０時１７分休憩

午前１０時２５分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

藤林議員の発言は正式な手続をとった後にやっていただくことになりましたので、これから一般質問を行います。

一般質問、１の１、「ぼけ」老人の救済対策を急げについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。古谷太郎君。

〔６番議員登壇〕

○６番（古谷太郎君）　最近「ぼけ」老人のことがいろいろとテレビ、あるいはまた、新聞等にも報道されております。現在東京都内には、東京都の調査によりますと、約４万人の「ぼけ」老人の方がおられる。これ大変な数字であります。当市日野市においてこれから逆算いたしますと、日野市は調査したことがございません。しかし、これから逆算すれば６５歳以上の方の２０人に１人、これ東京都の調査によって明らかになっているわけでありますが、４５３名の「ぼけ」老人の方がおられると推定されるわけであります。残念ながら、今日、日野市はこのお年寄りの方々に対する対策はほとんどされておりません。福祉事務所長の非常な努力によりまして、初めてことし３名の方が、八王子市にある山水園にお願いして入り、お２人のベッドを確保するという形をとったわけであります。福祉事務所長大変御努力されたことについては、私も感謝をささげざるを得ないんですが、４５３人という数字からいきまして何としても情けない状態であると言わざるを得ないのであります。

この「ぼけ」老人の方というのは、私どももうすでに映画の「旅路の果て」に出てくるお年寄り、あるいはまた、小説「恍惚の人」の中に示されている方々の実情、これを見まして、その余りにもお気の毒なお姿に涙なしには見て聞くことができないのであります。これらの方々

は、社会的には大変な功労者の方々が多い。しかも、社会的活動に非常に大きな貢献をされてきた方々が多いのであります。はっきり言いますと、頭もよく体もいい。また、寝ないで仕事をする。大変な努力をされてきた方々こそ、この「ぼけ」老人になる確立が多いのであります。そういう意味からいきますと、ここにいる市議会議員さんのような勤勉な方は、恐らくこの「ぼけ」老人におなりになる方の確立は非常に高いということが言えるわけであります。

そういうことだけでは、自分たちだけではないんですが、この「ぼけ」老人の方の中には大きく二つございます。一つは、仮性痴呆っていいますか、仮性痴呆、いわゆるいままで一生懸命働いてこられた、６５歳定年になられた。それでおうちに引退されてすぐにぼけてしまうような方が相当おります。これが一番多いのであります。これらの方々は、適切な行政措置をすればほとんどが回復されるのであります。二つは、もう一つの問題は真性の老人性痴呆でありますが、これらの方々の中にも多くは、いわゆる脳萎縮症といいますか、あるいはまた、脳の中に水がたまる。いわゆる正常圧水頭症というような病名で呼ばれている方が多いのでございまして、これは、日野の市立病院じゃわかりません。なぜわかんないかというと、検査する機械がない。こんなつまらない機械もないのが市立病院であります。この機械さえあれば、コンピューター断層撮影装置がなければ頭の中の水の状態はわからないんです。それで調べれば、いい治療を行えば治ります。これは外科手術で治すことが可能であります。ですから、本当の老人性痴呆で治らないという患者は、１％ないし２％にすぎないのではなかろうかと私どもは考えるわけであります。ただ、日野の市立病院には検査施設がありませんから、検査をしてありませんので、四百数十名のこの「ぼけ」お年寄りの方々が、どのような原因で御病気になられておられるのか、これは明らかでありません。

そこで私は、いまこの「ぼけ」老人の方々に対しまして、行政の温かい手をぜひ差し伸べなければならない責任がある。そのような立場から、最初に、ことし初めて山水園に２ベットを確保された功績ある福祉事務所長から、今日までの経過及び、これからのあなたの抱負をお聞かせ願えればありがたいと思うのであります。お願いします。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（須藤雄示君）　ただいまの「ぼけ」老人の救済対策でございますけれども、現実の問題といたしまして、非常にむずかしいに尽きるわけでございます。「ぼけ」老人とあわせまして寝たきり老人、これが特別養護老人に限られているわけでございます。東

京都には、こうした寝たきり老人及び「ぼけ」老人の入れる施設は６８施設ございまして、定員が6,６２８名でございますけれども、どこもいっぱいでございます。なお、これらの特別養護老人ホームは、ほとんど寝たきり老人を中心としまして、「ぼけ」に対するのは消極的でございます。と申しますのは、「ぼけ」老人は多動性がございまして、いわゆる幼稚園、子供に返った姿になりますと、自分の排せつ物まで食べてしまうというような状況がございますから、こうした施設へ受け入れないと、いわゆる精神病院に入れているのが実情でございます。

御指摘のとおり、日野市に確かに東京都の調査によりますと２０人に１人は「ぼけ」となっておりますが、「ぼけ」か健忘症か見分けはむずかしいわけでございまして、これらについても、やはり寝たきり老人とあわせて予防対策が必要じゃなかろうかと思います。私、お医者さまでございませんので、「ぼけ」に対する治療行為わかりませんけれども、行政で何とか予防対策は必ず必要であるということは言えると思います。と申しますのは、先ほど先生が申し上げましたように、ある程度の治療行為すれば、「ぼけ」治らないけれども、もとの生活に戻る、近づけるっていうことはできるということを聞き及んでおります。今後の「ぼけ」対策といたしましては、やはり生きがいの創造。たとえば現在社会課で主催でかしの木学級をもっともっと活用したいと、あるいは実際「ぼけ」の老人を抱えている家族のために、もう寝たきり老人以上に世話のやく苦しさはあるわけでございます。一晩２４時間態勢っていうほどの態勢が大変でございますので、こうした介護対策もこれから充実しなければならないというふうに考えているわけでございます。

いずれにしましても、「ぼけ」になった場合においての収容施設も、やはり行政の立場からしなきゃなりませんけれども、こうした高齢化社会へ向けての「ぼけ」老人多くなるという傾向については、やはり収容施設も日野市に限らず東京都レベル、国のレベルにおいての施策を講じなければならないというふうに考えているわけでございます。また、もう一方では、現在あります特別養護老人ホームに対しまして、積極的に「ぼけ」老人に入れてもらうように、私もケースワーカーが働きかけておりますけれども、こうした実情を踏まえながら、一方では寝たきり老人もいるということでございますので、むずかしいというものが実態でございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　福祉事務所長は非常な努力をされた。しかし、もちろん十分な対策をとるには、市長が少しでも意欲を出していただかなければ、所長だけでやる、これでき

ないのであります。せいぜい２ベットを確保する程度、あるいはショート・スティの場所をカ所かやっていただく程度、これ以上のことができません。ここに私どもが、「老人の病気の特徴」という本のコピーがございますが、これ精神病院の院長さんが書かれたものですけれども、「ぼけ」老人のほとんどは仮性である。仮に、いわゆる本当の「ぼけ」老人ではないんだと。しかし、ぼけ症状があらわれてくると、現在はどうも家族から見離されてしまう傾向がある。隔離されてしまう傾向がある。家族から隔離されてしまった途端に仮性の仮の「ぼけ」が真性の状態に進んでいくのである。このようなことをこのように述べております。はっきり言えば、仮性の軽いうち、あるいはまた、脳内の変化がはっきりと出てしまわないうちに、対行政の温かい施策を講ずべきではなかろうかと。これがわれわれの行政の責任であるというふうに考えているわけであります。この点について市長はどのように考える。市長の行政者としての立場からの御回答をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　近年、高齢化社会の進行に伴いまして、医療技術、あるいは健康医学の進歩と栄養の改善によりまして、長寿と言われる時代を迎えているわけでありますが、一方に、いま指摘されるところの痴呆性の老人症が、だんだん数を占めつつあるということも事実だというふうに認識をしております。また、制度化の面、あるいは治療医学の面で、必ずしも十分な対応ができているとは思いませんが、地方自治の行政の中に、こういう分野がだんだんと必要の度合いを高めてきているということも事実であると、このように考えております。

ごく初歩的なスタートではありますが、実態を正確に知りながら、これに対応する施策を進めていかなければならない、このように基本的に考えております。したがいまして、まず実態の調査を正確に把握すること。あるいは対応策の可能性のあることからこの事業に取り組んでいくこと。こういうことをことしから始めようといたしております。市立病院にも新院長を迎えて、いま言われるような横断撮影装置等の意欲も持たれておると。人材を集め、あるいは設置の手段も検討されつつありますので、これらについても一層積極的な取り組みを進めて、対応できる初歩的段階の自治体能力を高めたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　よくわかりませんが、何とか考えてやりたいというようなお話でございますが、もうすでに５００人推定される「ぼけ」老人の方が市内におられるわけです。これらの「ぼけ」老人の方々は、最初は家族は隠すのであります。うちのお父さんがぼけちゃったというのは言いにくいから隠しております。しかし、この対策で看護に当たる家族の方々は２４時間目を離せないわけですから、非常に心身ともに疲れます。最終的には家族も御病気になられ、そして、「ぼけ」お年寄りの老人の方々を老人ホームなり、あるいはまた、精神病院なりにお願いしようということになるわけです。まことに悲惨なことであります。それらの調査もまだ全然やらない福祉阻害の日野市でございます。しかし、東京都が調査いたしましたんですから、ですから、大体の数字は出てくるわけです。それで、これらの方々を老人ホームにお入れしますと、本当の「ぼけ」老人になっちゃうんです。本物になる。脳が萎縮するんですか。家庭において生き生きとした実社会に接するようにさせてあげなけりゃぼけちゃうんです。それで、接するようにしておけば治るんです。これが問題なんです。

私の近くに高木先生という歯医者さんがおられます。高木先生のお父様は九十数歳大変な御長命でお亡くなりになりましたけれども、７０歳をちょっと過ぎたころ、やはり「ぼけ」老人になってしまったわけです。夜中に家を出てどこか行っちゃったというようなことになったと。ところが、高木先生のおたくでは大変に家族がおじい様の、あるいは看護というか、待遇が非常によかった。特に、高木先生の奥さんは大変りっぱな方であります。そのために完全に治ってしまいました。約十年くらいかかりました。高木先生のようなお孫さん御夫婦、また、自分の御子息さんの奥さん、また、そのおじい様のお連れ合いの方、おばあさん、こういう方々がみんなで協力されてやられて治療に当たられた。完全に治りました。そこで私は、しかし全部の御家族がそういうわけにはいかないんじゃなかろうか。そういう意味では行政は、当然社会から隔離するような方途をだけを考えるんじゃなくて、これらの御家族を助けるためのホームヘルパーなり、あるいはまた　これらの方々を――「ぼけ」老人の方々は老人学級へ行け、ゲートボール場へ行けと言っても、もう行けない。なる前はいいんです。なってしまった対策というものは、行政は十分持たなきゃいけない。寝たきりの方は簡単な――簡単なっていうことはありませんけれども、この方々は完全に健康なんです。ですから、自由自在に動けるわけです。寝たきりのお年寄りの看護よりも、はるかに恐らく御家族の方々の心身はお疲れになるんだろうと思う。

私は、そこで、ここにいる約五百人近い「ぼけ」老人の方々をもとの体に戻す、健康なお姿に戻すために市は全力を尽さなきゃいけない。このことを提言しておきます。行政の怠慢はすべてのお年寄りに対する不幸な結束を招きつつあるわけであります。大変にお気の毒なことであります。なお、これについて本当に御病気になられた方々に対する対策、これは非常にむずかしいんです。そこで、先ほど申し上げましたように、仮の仮性の痴呆症におなりになった時点で、医療の面からこれを回復するという手段もあるということが書いてございます。

そこで、新しい病院長さんにお聞きしますが、医療面から、お医者様の立場から、この「ぼけ」お年寄りの方々に対してどのような手を差し伸べたいのか。きょうはひとつ議会だけじゃありません。院長さんは自分の抱負を市長にぶつける。その気持ちでお答えを願いたいと思うのであります。ひとつお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　病院長。

○病院長（三田盛一君）　　ただいま御質問のありました老人性痴呆、しかも、いろいろとむしろ私どもの方が教わっているような実情でございますが、この仮性痴呆という問題、これは確かにある一定のレベルでの治療を行えば回復し得るであろうということは言えると思います。ただ申し上げたいことは、こういう俗に言う、いわゆる「ぼけ」老人という方の場合、これを一言にして申し上げますと、老人の精神障害の完成した姿だと、こういうふうに一言にして言ってしまうことになります。これは、脳自室の萎縮があるんだと、こういうことになりますので、どこまでもとに戻れるか、これは大変むずかしい問題になろうかと思います。したがって、完成したいわゆる「ぼけ」老人というものに対する治療は、真性痴呆の場合にはほとんど不可能でございます。仮性痴呆の場合にのみ、ある程度戻り得る可能性を持つというふうに考えたいと、かように思います。したがって、「ぼけ」老人の対応ということになりますと、いままでいろいろお話のありましたように、特別養護老人ホーム、そういうものも含めて急性期の病院と申し上げますよりも、ナーシングホームの形でこの方たちを温い手で囲むということが必要であろうかと思います。これは、本人ばかりではなくて、家族の人々の一つの救済にもなるというふうに考えるわけでございます。

そうしますと、病院というものの存在価値がやや少し薄れてまいりますが、これは、東京都養育院の附属病院の解剖のデータでございますけれども、３４名の「ぼけ」老人の亡くなられた脳の解剖をいたしました所見では、脳血管障害が原因と思われるものが５６％、それから、

老人性変化によって「ぼけ」を起こしたであろうと思われるものが１２％、両者の混合が１２％、それから、原因不明が１２％、その他が８％というデータになっております。要するに半数以上が脳血管障害、俗に言う脳血管障害でございますから、いままでに言われていたような脳溢血であるとか、脳出血であるとか、脳軟化症であるとか、そういうようなものがどうも基本ベースにあるように思います。そういうことになりますと、市立病院の一つの持つ役割りということになりますと、これらの脳血管障害を未然に防ぐ、あるいは脳血管障害になったときに、これに迅速に対応する。この治療を主体にして行うことによって、いまお話しのような「ぼけ」老人がもっと減少するんではないかと医療面からは考えます。

市立病院に参りました最近の統計では、来院患者の約１７％が６５歳以上の老人でございます。そして、そのうちの約９０％前後が脳血管障害を持っているというデータがございます。そうなりますと、やはり病院といたしましても、医療の面から脳血管障害に重点的にポイントを置いて治療をする。それが非常に遠隔ではありますけれども、「ぼけ」老人の一つの対応になろうというふうに考えます。

現在のところ、本院では脳神経外科のドクターを迎えまして、さらに脳神経外科、あるいは精神科という部門の協力を得まして、この方面への成人病対策を可及的に行うようにただいま準備中でございます。そのためには、先ほどお話にございましたようなＣＴも一つの武器としては大変重要な問題になってこようかと思っております。いずれにしましても、短期的にも長期的にも病院のハードの面、建物、器具、機械、そういうハード面、それから、診療機能のソフト面の充実を今後も全力を挙げて重点的に充実したいと、かように考えております。果たしてお答えになったかどうかわかりませんが、かようにお返事を申し上げたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　ただいま院長先生から「ぼけ」お年寄りの、東京都の実例として５６％の方が脳内の血管障害である。あるいはまた、要するに脳室内の問題。ですから、事前にこれをよく精密に検査したり、あるいはまた、治療をしたりすれば、半分以上の人が真性であっても治すことができるんだと、治り得るんだと、こういうような御報告であります。

そこで市長にお聞きしたい。市長は、日野市民のために医療対策として、昭和５６年にたくさんの学識経験者、あるいは市民の方々の組織する委員会で、日野市の医療はどうあるべきかということの答申を受けております。それには健康管理センターを早くつくりなさい、そうい

うことも書いてあります。あるいはまた、七生地区に病院をつくりなさい、書いてあります。私は、いま申し上げたいんですが、少なくとも仮性の痴呆症になった方々に対する行政への対策ということは、家庭において、家庭に在宅していただいて、そこに行政の福祉の手を差し伸べ、家族の力をできるだけお助けするということが大事だということを申し上げたわけです。また、院長先生も、ナーシングホームというような形もとるべきじゃなかろうかと――これはかなり重症になった場合です。だから、初期に治療するのが一番いい。健康管理センター、あるいはまた中に、当然私は、これらのお年寄りの健康診断のためにＣＴ、要するに断層撮影装置、あるいは高周波、いろいろの装置がございますが、設置すべきだと考えているが、現在の健康管理センターの中には、どのような具体的対策が盛られているのか。この点についてお考えをお聞かせ願いたい。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。

日野市には、幸い市立病院をいままで経営してまいっております。したがって、医療に関する分野は市立病院に担当をするということが適切だと思っております。それから、保健行政、これも、ドクターを必要とする分野は、やはり同病院が担当していただく。あるいは地元の医師会の協力を得ると、こういうことで成り立っておるわけでありますし、近ごろの健康行政というは、むしろ市民個人が進んで健康に対する自覚を持って、そうして、公的な施設を大いに利用活用されると。市民の公的に利用される、そういう施設を設けるのが私は保健センターの使命ではなかろうかと、このように考えております。

そのような機能分担をいたしました。特に老人法の施行のことがありますから、必要にして最小限、用に当て得るもの、これをまずベースに置いていま検討をいたしておると、こういう状況でございます。ナーシングホームでありますとか、あるいは在宅で健康指導ができると、そのためのホームヘルパー、あるいは看護婦の活動、こういうこともあわせ、非常に役割りがあると思っておりますので、そのような努力を今後行政として取り組む。この必要を進めつつあると、こういう状況でございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　市長さんのお答えというのは、具体性がないので非常に残念なんです。

日本じゅうの町、人口１５万の都市で、健康管理センターがないなんていう町はどこにあるでしょうか。どこにもないんです。ほとんどの市は健康管理センター及び特別養護老人ホーム大抵は持ってます。日野市だけは福祉に全く、特にお年寄りの福祉に対しては、この十数年間何らの手も差し伸べてないのが現実であります。°こういう点で、私どもは本当に福祉に対し、健康に対し、いかに無責任であるか。これは、日本じゅうの他の市でやってないなら別です。もし１５万の都市で健康管理センターのない市がある、お年寄りに対する、いわゆる人間ドックの方途を支援してない市がもしあるんなら、だれか教えていただきたい。どこにもありません。市民会館もありません。文化会館もないというような１５万都市はどこにもない。こういうふうな現実の中は共産党というのが、いかに日野共産党が福祉に対して冷淡残酷な考え方を持っておられるかを、如実に実績が示しているのであります。

ひとつ市長は、１１年間にわたる共産党の御指導少し反省していただいて……（発言する者あり）本当のこと言われると怒るものなんです。ですから本当のことを言うのは、余り申しわけないと思いますけれども、いわゆる「ぼけ」老人については、私は申し上げておきます。実は多摩市でもこの問題にいま積極的に取り組んでおります。多摩市は、日本医科大学の永山病院という非常にりっぱな施設を持っております。さらに今度は、ぼけてしまって治らないような方々、治りにくい方々に対してのホームをつくりたい。そこで、私ども厚生省病院は、これを受けて立つことにしたのであります。６０名程度の、いわゆるもう治らないという方々の施設を、それじゃ多摩市からの分を受けようと。はっきり言えば精神神経外科病棟もつくる。同時にナーシングホームとは違いますが、家族のお住まいになるような、いわゆるマンションを病院の敷地内につくろうと。そして、家族と病院と多摩市の行政とが、あの厚生省病院の中でがっちりと手を組んで、そして、再び完全にお治しできるように、できるだけ治して社会へ復帰させたい。このような施策をいま着々と進めております。

私ども厚生省病院は、百名定員の養護老人ホームも持っております。しかし、それらに入る方々、うっかりしますと社会から隔離されてぼけてしまう場合があるのであります。社会から隔離するということが一番いけない。家族から隔離することはもっといけない。これらの問題を含めて仮性の「ぼけ」老人の方々の対策を立てなきゃいけないのであります。真性になった場合、これは大変であります。これについては市立病院なり、あるいは市として当然これらの方々に対する福祉対策は行政が責任を持って行う。このように第１段階は家族と社会と医師と

行政。第２段階は、もう治らなくなってしまった場合には、行政と院療、これが責任を持たざるを得なくなるわけであります。どうかひとつ、これからふえ続けるであろう「ぼけ」老人の方々に対して温かい福祉の手を日野市の市政に差し伸べなきゃならない。その具体的な対策として、たった人口６万の多摩市にも劣るような状況では情けない次第であります。（「人口１１万だ」と呼ぶ者あり）

以上申し上げまして――日野市よりはるかに人口が少ない、このことは事実であります。このような状況の中で、いわゆる福祉、ひとつぜひ温かい手を差し伸べる、そのことを福祉事務所長さんの功績とともにお願いする次第であります。第１の質問は終わっておきます。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１の1、「ぼけ」老人の救済対策を急げに関する質問を終わります。

次に１の2.　清流を取り戻せについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○６番（古谷太郎君）　先般も私は申し上げました。いまのような日野市の下水道雨水管の公共下水道の対策では1,０００年たってもでき上がんないでしょうと。少なくとも、昭和３４年に公共下水道を私が町長の時代につくりました。それ以来１メートルもできてない。いま使われているのは、会社とか公団とか団地とかいう方々が、自分たちの住んでいる１団地対策として、公共下水道的な施設を持っているにすぎないのであります。

現実の問題として、私は昨年までは水田に苗をまいてまいりました。苗代をつくるためであります。しかし、昨年苗が不足しました。うんと余っていい、２倍も――ここは１反ちょっとですから、２倍もまいた。３反から４反植えられるくらいまいた。ところが、何にしても芽が出ると芽が出た上に霞雲がかかる――紙です。いわゆる紙が乗ってしまう。だから、芽が出たのは紙で曲がっちゃうので腐っちゃう。ことしの日野の水田を――市長は高台ですからごらんにならないかもしれない。しかし、よく見てください。どこに苗代がありますか。苗代ができなくなっちゃったんです。水田に田植え機の苗をつくれば一番早い。そういうできなくしてしまったのはだれであるか。これは行政であります。あの川で苗ができない。機械植えに、２反か３反しかやらない農家の方が大変高いお金を出して、土地を売って田植え機を買っているのが実情であります。しかし、それらの田植え機に使う苗は、家庭の庭先でビニールハウスで井戸の水で水をやって育てているのであります。この悲惨な現実を一度くらい見てほしい。本当に。

私もけさ５時に起きた。私は、自分のうちの井戸からポンプで畑に、このくらいの管でホースで送っている。畑につくった苗間に水を入れているんです。６時前に入れることを原則としています。なぜなら道路を横断しているわけであります。ですから、なるべく交通が、自動車が通らないうちに、通勤自動車が通らないうちに水を入れ切ってしまう。それで、交通する方々の妨害にもならないようにしたい。毎日必ず３０分、私は自分のうちの庭にある井戸からポンプで水を苗に送っておるのであります。川の用水の水が使えない。こういう本当の姿を皆さん方も知ってほしいのであります。

日本はコルホーズじゃない。集団農場やっているわけじゃない。共産主義者の世界とは全く違う。個人営業の農業であります。人がそれぞれにやっているわけです。こういう現実の中ではわれわれが救われるのは、どうしたら救われるんだろう。私のうちの隣にも篤農家小島さんがおられます。ことしも苗を圃場でつくられた。苗間でつくられた。全然やはりアウトでありました。足りなくなっちゃった。現実を見てもらえばわかる、どんな苗があるか。私は、そういう悲惨な農民が日野にも数千人いるということを市長は知るべきだと思う。そういう人は「ぼけ」老人や哀れな農民はどうでもいいんだという行政は本来とるべきではないのでありま す。

それは、共産主義の社会のように、コルホーズの中へ集団で農民を押し込めて、そして、監禁してノルマで百姓をやらせるという、いわゆるシベリア方式なら別であります。だけども、われわれ日本は自由主義圏であり、そういうふうな悲惨な状況は避けるために死力を尽くしているのであります。ごらんなさい。世界じゅうの農民が東ドイツから、ポーランドから、そうしてチェコでも、みんな国境を越えて自由主義圏へ逃げ出しているじゃありませんか。この現実を知らなきゃいけない。社会党ですら今日は大きく路線を転換して、石橋委員長いいことを言います。そういう現実の姿は、われわれ議員も十分にみながら質問するわけであります。

これらの問題の中で、日野市の建設部は大変できないながらも努力したいということで、いわゆる水田地帯、栃木県と茨木県との境にある鬼怒川であります。鬼怒川の用水を使っている二つの町の実情を調査されてまいりました。いわゆるこの調査は、はっきり言いますと、こんなふうな土地、鬼怒川の沿線ですら現在もう事前に――日野どころじゃないんです。まだはるかにきれいです。場所は真壁郡関城町　これは水戸線の下館からバスで南へおります。いわゆる結城市の東にあります。この水田地帯人口１万6,５００。もう一つは猿島郡の猿島町。これは、鬼怒川と利根川

との合流点にあります。これは人口１万5,０００人。この二つの町の実情を、どうしたら農業用水がきれいになれるか視察に行かれました。その結果、この現状はどうであったか。関城町、猿島町について説明し、この視察の成果をどのように示そうとしているのか、建設部長に御回答をお願いしたいと思うのであります。

○議長（高橋通夫君）　　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　　それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

再三御指摘がございます水路の浄化と、それに伴う農耕用の、いわゆる灌漑用水の汚染。これの浄化方法につきましては、私どもの方も微力でございますけれども努力はしておるつもりでございまして。ただいま御質問ございました茨木県の関城町、それから、猿島町、これらにつきましては、私どもの方の水路清流課を主体にいたしまして、公害防災課の職員、あるいは清掃課の職員なども御同行をいただきまして、今月の６日の日に現地を見てまいりました。

御質問の中にちょっとございましたように、関城町につきましては、農村地帯でございますけれども、近年やはり工場の進出、近代化というふうな形の中で、都市化の波が押し寄せているような現状がございまして、そういう中で鬼怒川、あるいは小貝川という二つの川、これの河川の形成下に接している東西に非常に長い町でございまして、人口が――ちょっと古い人口でございますけれども、住民登録人口で３月３１日現在、昨年でございますので、もう１年以上経過しておりますけれども、約１万7,０００くらいの人口でございます。そういう中で、この関城町につきましては、いわゆる道路の側溝に流れ込みました雑排水を浄化しようということで、土壌式の浄化工法を用いまして浄化をいたしております。それの経費につきましては、約6,０００万の経費をかけまして、このうち、さらに今後計画があることも考えられますけれども、敷地面積が約1,０００平米くらいでございます。そして、効果的には確かにきれいになっております。流れ込んだ原水が処理をされまして、用水路に排水をされているその水を見ましたけれども、大変きれいに結果的にその効果が挙がっておるということは言えますし、また、猿島町についても同様でございまして、猿島町につきましては、特に関城町よりも、さらに農村地帯としての色がまだ濃いわけでございまして、これにつきましても、いわゆる土壌式の浄化工法を用いまして、パイプでそこの浄化の場所まで、いわゆる用水路の水を、原水を持ってきまして、そこで浄化した水が、さらに上流にポンプ圧送をされまして、そして灌漑水を潤しているというような状況でございまして、これの経費につきましては、猿島町については県が

２分の１を補助いたしておりまして、設計費を含めまして6,３００万ほどかけまして、この工法を実施しておるわけでございまして、処理能力につきましては１日に２５０トン。１応210世帯から排出される、約人口1,０００人の規模を対象にしておるようでございますけれども、今後さらに５００人の対象浄化の余地があるというふうなことで、設計がなされておるわけでございます。これにつきましても、関城町と同じように、やはり灌漑用水の汚染が、この工法によりまして完全に近いほど浄化されまして水田を潤しておりますし、特にこれは茨木米の産地でもございますので、そういう点でかなり力を入れた施策として推進されているというのが現状でございました。

これを、私どもの方の現状の中で用水路にあてはめて考えてみましても、確かに効果はあるというふうに思いますけれども、敷地の関係、あるいはまた市街化が進んでおる用水路の浄化という点でつきましては、関城町なり、あるいは猿島町のこの工法を、そっくりそのままどこにどういう形で取り入れていくかということにつきましては、まだ私どもの方も具体的に検討はいたしておりませんけれども、工法としては、今後やはり規模は小さくても、何かの形で少しでも用水路をきれいにしていくというふうな方向で、検討をさしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　　いま人口１万6,０００とか7,０００と、わずか小さい市で、しかも財政力がない町なんです、これは。自己財源が３０％ない非常に苦しい財政力の町ですが、それにもかかわらず、農業用水を浄化してポンプでもって上流に送り返し、農業者の生産できるような現状を維持しようと全力を尽くしている、こういうことが報告されました。恐らく埼玉県の庄和町においても同じことではなかろうかと思います。特に、関城町の町長さんである斎藤さんは、御自分の庭先にこの施設をつくられて、農民の救済に当たっているということが報告されております。大体いまお話しのように、３００世帯ないし５００世帯くらいに１カ所、この浄化装置をつくることで処理していくと。ですからすぐにできるわけです、このことは。こういうふうなすぐにできることをやっていただかなきゃならないんじゃなかろうか。

そこでひとつ公害防災課長にお聞きしたいんですが、私のところの水田へ入ってくる――第一中学校のちょっと先ですが、日野団地の出てくる汚水。それから、元の中村さんが、日野駅

前から区画整理で日野団地の南端に移転してきました。あの両方の片方の汚水の出口のところのお店や団地の方々、よく私に言うんです。中村さんも言う。だんだんひどくなる。中村さんの方は、北原の方を流れてくる汚水であります。ところが、その上のお店のところへ出てくるのが日野団地の排水路であります。これらの問題。あるいはまた、この間も中央高速道路の北側になりますか、この北側にあるところの板垣正男議員が住んでいる団地の東でありますけれども、あそこに非常に汚い水がたまったというんで清掃課長が飛んでいきました。あの団地周辺の雨水が姥久保住宅の南側の方へたまったんではなかろうかと、このように考えるんですが、この二つについて公害課長、清流課長の回答を求めたい。なぜあんなに汚く毎年なっていくのか、日野団地の方。その理由をひとつ説明願いたい。

○議長（高橋通夫君）　公害防災課長、答弁を求めます。

○公害防災課長（小島　久君）　位置がはっきりよくわからないんですけれども、固有名詞の、中村さんというところの位置がよくわからないんですけれども……。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　あなたのうちのすぐ前に中村さんという洗濯屋さんがいたでしょう。あの方が区画整理で移転して、日野団地の南側の中島さんというううちの西側に移転されている。２階建てのうちだ。あなたの隣組だと思うけれども、移転先された先は。そこへ出てくる水が北原の方から来る水です。もう一つの水は日野団地の水で、仲田小学校に行く途中の右側の用水に落ちております。特に、仲田小学校の右側日野団地の水は、ＢＯＤ１６０を超えているというふうに言われております。これも事実あるかどうか。これらの水が、私どもの方の日野町、万願寺、下田方面の田んぼの方へ入ってくるわけであります。これらの場所は、いまの猿島方式、関城方式で解決できるんじゃなかろうかと、このように思うので、その点についての清流課長、公害防災課長の説明を求めたい。

○議長（高橋通夫君）　公害防災課長。

○公害防災課長（小島　久君）　失礼しました。水路の系統は、中村さんという系統のところはわかりました。その取り入れ口は、駅の西側の、いわゆる日野用水でございます。日野用水のところから、旧の藤野かん詰めのわきを通りまして、シンセイストアーのありましたところの裏を通りまして、森町の自治会館のところを通りまして、それから、ただいま申されました中村さんの自宅のところを通りまして行くルート。もう一方は下ぜき水路ですか。下

ぜき水路で、東光寺から取り入れた水路を東光寺、栄町の部落を通りまして、四谷下の区画整理区域内のところを通りまして、一中の上流のところで合流し、古谷議員の自宅裏の水路に流れると、こういうルートでございます。

私どもが公害防災課として調査してます水路につきましては、拠点の点数が市内で１１点だったわけでございますけれども、昨年からこれを１４点にいたしまして、一中の前で水質の調査はやっております。これは、昨年のデータなんですけれども、一中前ですと昨年から調査をやりまして、ＢＯＤ9.4という数値が出ております。水質的にはそういう状況のところでございますけれども、特に中村さん側の水質につきましては、いままでのところ、そこの地点で採取の事実はございません。これからもその地点では、いまのところ考えておらないわけでありますけれども、特に、いま御指摘のような、水が汚いという指摘につきましては、何か特別な原因が私はあると思います。たとえば一般家庭の浄化槽が正常に機能していないとか、あるいは建設現場からの油等が流入したとか、そういうようなことによって特別の被害が出るということはございます。それは、苦情という形で別に出てくると。もちろんその苦情があれば、その苦情の原因を究明せなきゃなりませんので、そのルートを歩きます。そして、その原因を究明し、その原因者に対して注意なり清掃なり行っていただくと、こういう形でとってきたわけであります。したがいまして、特に何かそういう原因がない限りにおいては、ただいま申しました水質ＢＯＤ9.4これはいいとは言えないんですけれども、何か原因があったんだろうと、こういうふうに思うわけでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　橋本課長の方か、これは公害課長の方か、どっちかわかりませんけれども、つい数日前、板垣議員の住んでおられる東側の方の住民の方から苦情が来られて、課長が飛んでいったという話を聞いております。どっちの課長が飛んでいったか知りませんが。その水はどこから来て、どこへたまってどうなったか。それを、これから夏に向いますから、そういうのはそれをどういう対策をとって、これからどうするのか。具体的にこの方式を教えてもらいたい。どっちが行ったんだかよくわからない。

○議長（高橋通夫君）　水路清流課長。

○水路清流課長（橋本栄萬君）　お答えいたします。ただいま御質問の場所は、中央

高速道路――これは和田七郎さんの３小のところからおりてきまして、中央高速道路のところから姥久保の都営住宅の方へ行く水路でございます。以前は農業用水として使っておりましたんですけれども、開発によりまして水田をやめまして、現在は雑排水だけになっているわけでございます。

技術的に申しますと、そのところは以前は取水をしておりましたけれども、もう農業用水としての水がそこへ入ってきませんで、現状は農業用水取り入れしないで、家庭の雑排水だけを流入させているという状態でございます。この改善方法でございますけれども、これ非常に技術的にむずかしい点もあるわけでございますけれども、一つは、改善といたしますと、いまある現在のＵ字溝を、据えかえをするという形にしてやれば可能性はあります。それで、あと一つは、常時その一帯をしゅんせつをして、そういうものの汚泥が蓄積しないような形をとるという方法があると思います。そんなことで、将来的には、先ほど申しましたような技術的な面の改良もして解消をしていきたいということでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　課長に聞くんですが、いま日野団地の、１団地ですけれども。あるいはまた、いまの姥久保団地のところ、みな公園があります。ここへ、いわゆる真壁郡の関城町や猿島郡の猿島町、あるいはまた、埼玉県の庄和町で行われているような簡単な施設を設置して浄化して、そうして日野用水へ戻す。こういうことはできないのかどうか、その点を御回答願います。

○議長（高橋通夫君）　水路清流課長。

○水路清流課長（橋本栄萬君）　ただいまの、いま古谷議員さんからおっしゃられましたその施設でございますけれども、できないことはないと思います。ただ、いろいろとまだ維持管理上の問題いろいろありますもので、そういう点をよく検討してやっていきたいと思っています。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　では、市長にちょっとお聞きしたいんですが、姥久保団地の方々は、この夏あの臭いにおいをかがせる気であるか、かがせない気で何とかする気があるか、その点を回答願いたい。行政の責任だ、これは。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　社会動向の変化まで自治体の責任と言われるとちょっと困るわけでありますが、現実の問題には、これは対応していかねばならない。この責任はあるというふうに思っております。したがいまして、日野市内の用水をなるべく清流にしようということで、ことしは少なくも日野用水の一番の源を、多摩川の原水を流す方法によって、すでにそれらの工事が終えておりますので、かなり日野用水全体としては多摩川の原水に近い状況に戻っておる、そういう現実は認めていただけるものと思っております。ただ、いま言われます拠点拠点に、もちろん原因は解明すればあると思いますが、汚染の状況もひどい部分があると。これはいわゆるいま生活雑排水をどこに受け入れていくかと。一般には道路の側溝に特別といいますか、生活ができませんから道路の側溝に受け入れることをやむなく認めております。もう一つは、既存の水路。かつてはその水路は灌漑用水でもあったわけでありますが、その水路にだんだんと流れて集まってくるわけでありまして、場所によって汚染濃度の高い場所ができておると。これらの対策はできるだけの方法を講じて――いま言われる方法も一つでありましょうし、あるいはときどきバキューム車で、今度新しくつくりました処理場の浄化機能に集めてくると。そういうことも試みるべき施策だと思っております。

現実の問題としましては、要するに下水道計画はありますが、まだ公共下水道の形として地域に普及しているというわけではありませんので、あちこちにいま指摘されるような状況もやむなく発生をしておる。このように受け身ではありますけれども、可能な対応をしていこうと、これがいまの現実の姿だというふうに思わざるを得ません。水路清流課を定め、なるべく今後機能を高めていきたいと思っておりますので、御指摘をし、また御指導していただくのも大変ありがたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　この用水の、たまって汚くなる。こういう場所が各所に発生している。どぶができる。沼ができる。それはなぜかといいますと、用水の先、たとえばいまの場所などは日野の駅の西側を埋めちゃったんです、たんぼを。だから、あそこへ行ってた水なんです、本来。流れていかなくなっちゃった。それから、いま「多摩川のきれいな水を入れるようにします」これ、結構です。しかし、いまでも入っている。ところが、途中で汚れる。はっきり言いますと、日野の市街地の開発は行政の手おくれからスプロール化しているわけです。

拠点的になっている。西町の中では新町のあれは和田七郎さんのあの一画、住宅公社の開発したあたりから東についての１団地です。幼稚園、姥久保団地。そうすると、あの地域だけの排水はみんな用水へおりちゃうんです。だから、いわゆる建設部長や清流課長が真壁郡の栃木県境の方まで行って見たというのは、いわゆる１団地１団地の排水を、用水路、用水へ落ちるやつを何とかきれいにしてしようという非常な熱意なんです。えらいもんです。普通じゃ行かないんです。もっとちゃんと大きい町へ行きます。しかし、清流課長は関城町、猿島町、あるいは庄和町のようなスプロールしているところの町では排水はどう処理しているか。これは、日野市の現状とよく似ているからです。水田地帯でもある。しかも、農民をどうやって救っているか。これを現実に実行している。ごくこれに近くの町の姿をここにごらんになってきたわけです。だから、行政は当然これは――視察目的がそうでありますから、そのいい点は取り上げてどんどんと実行しなきゃいけない。

次に御質問します。これは市街地の場合ですが、土浦市、霞ケ浦を控えております。これもかなり乱開発をされているところであります。そこで、土浦市では――ここに出ておりますが、これは「読売新聞」あるいは「毎日新聞」ですが。「狭い敷地でもＯＫ、家庭雑排水の地下浸透方式」それで、これは１５万円程度でできる。汚水弁を併設して約１０メートルの管を埋めて、それで浄化して各家庭ごとに浄化しちゃうと。私は、昨年は佐久町、長野県の佐久町のお話しました。また、長野市のお話もしたんです。この方式だと各家庭でやれるわけです。先般非常に残念ながら、家庭の簡易浄化槽の浄化についてのわずかな予算の増額を要求してもまだ出てこない、非常に残念ですが。われわれ水田を祖先から、美しい日野の町、水清らかな多摩川・浅川という歌に歌われてたところを引き継いできた人間として、祖先に申しわけなくてしようがないんです。悪いと思っているんです。子孫に悪いんじゃないんです。親や、じいさんや、ひいじいさんに申しわけないと思うんです。行政が悪いからこのように汚れる。だから私は、いまのような方式を取り入れたらどうかと。もう一つは、この土浦のような方式。こういう各家庭ごとに浄化する、１５万円なんです。このことについて公害課長の――また同時に、日野市においては何か升を配られました。あの升は１日か２日で詰まっちゃう。とってもしようがないです。しかも３万世帯もある個人の住宅の中で、いま使っているのは恐らく１００世帯もないでしょう。ですから、あれは大失敗したわけであります。現に１年に何個取りに来ます。あの升は１月なんて使えない。何個取りに来るか、よければ調べればすぐわかる。３万世

帯の中で２０個か３０個しか取りに来ない。だから、みんなあきれ返って、使えないっていうことがわかったわけです。それならば、この土浦方式のような方式を採用して、用水の浄化を、日野の清流の小川の浄化を行わなきゃいけないんじゃなかろうかとこう思うわけですが、課長の考え方を聞かしてもらいたい。建設部長でも結構です。

○議長（高橋通夫君）　　公害防災課長。

○公害防災課長（小島　久君）　　大変むずかしい御質問なんで、私が考えている点を申し述べたいと思います。

まず私は、水路の浄化については、かなりむずかしい問題を含んでおりますので、一つの課で、たとえば水路清流課にしても、公害防災課にしても、管理課にしても、いわゆる水路に関係する課だけで解決できる問題ではない、というふうに私は思っております。それで、方向としましては、元の、いわゆる家庭から出る雑排水の処理ということで、元で処理する考え方。それから、水路の中間で、いま御指摘になりましたような関城町にしても、猿島町にしてもしかりでございますけれども、中間で処理する方法。それから、最終の水路でもって処理する方法。この三つが私は挙げられると思います。どれ一つをとっても大変費用がかかります。市長からも、この辺は指示を受けておるわけですけれども、金がかかるということはやむを得ないにしても、最小の経費でもって最大の効果が挙がるような方向で何かないだろうかと、こういうような指示を受けております。

市役所の中で、私と水路清流課と管理課長と清掃課長と、ただいまこの件につきまして遅まきながらでございますけれども、どうすれば効果が挙がるかという点について協議をいたしております。一つは、この前の議会でも御指摘がありましたけれども、水路の清流フィルターですけれども、升これが条例なり規則なり正常に機能するような方向を見つけ出そうと。これは、管理課長に検討していただくということでお話をしております。それから、水路の中間処理としては、ただいま指摘がありました土浦市に、また、土浦市の公害防災課でもって、ひも状の接触剤というようなものも実験的に設置されておりますので、これらもひとつ反映ができないかどうかということも検討の材料の中に入れております。つまりこれは、中間の処理をするということでございます。最終的には、つまり入口で取り入れた多摩川なり浅川なりの水を、また多摩川に放流するときには、同じような水質でもって放流できるような方法をいま検討しております。いましばらく時間をいただきたいと思うんですけれども、そういうようなことで

検討に入っておるということを申し上げておきます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　いまの点についてちょっと聞きたいんだが、あの升をもっと使うように奨励したいというふうな意味をちょっと聞いたんですが、そんな考えはできると思っているんですか。その点もう1回、両方の課長からお願いします。

○議長（高橋通夫君）　水路清流課長。

○水路清流課長（橋本栄萬君）　升を使うということでなくて、清流フィルターですね。清流フィルターが配布されている。そのものが、つまり清掃の関係がむずかしいわけです。条例では市民の義務として清掃を義務づけているにもかかわらず、これらの清掃が的確に行われてないと。どうすればその清掃ができるようになるかと、こういうことを含めまして検討しているということを申し上げたわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　これは、課長を余り責めるわけじゃないんです。市長がやれやれって配布したんですから。それで、条例もある。しかし、現実に3万世帯の個人及び民家で、3万戸の民家で現実に使っているうちが何軒あるか。使って忘れて、それっぱなしになっているうちも結構ある。だけど、それっぱなしじゃなくて使っているうちが何軒あるかというと、あれは半年もちません。ですから、1年に2回取りかえなきゃなんない。2回取りかえるには市役所へ買いに来るわけです。現実に去年何個売れたか、それをちょっと聞かしてもらいたい。その半分の世帯の家が使っているということになるわけだ。条例がある。しかし、だれもその条例を守ってない。これは一体どういうことですか。その点もはっきりしてもらいたい。

○議長（高橋通夫君）　水路清流課長。

○水路清流課長（橋本栄萬君）　昨年の清流フィルターの売り出しでございますけれど、18個でございます。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　日野市には条例があって、清流フィルターを設置するというふうになっております。この条例が制定されてすでに約7年たっております。条例は市民の義務であります――制定されていることは。しかも、三万数千戸の一般民家の中で多くて18個。

普通に考えれば1年に2回2個入りますから、9軒しか条例を守っていないということが明らかに示されたわけであります。それならば、そんな条例は、条例があって市民が悪いんだと。市民が悪いんだと。汚すのは市民なんだといってほうっておくのは市長や議員の立場ではないんであります。市民が守れるような条例をつくらなきゃなんない。実際に市民が喜んでもらえるような条例より施設をつくるのが当然なのであります。ここにも行政の大欠陥があらわれております。思いやりのない市政なんです。市民がどう思ってるかを考えないでやる市の政治、これは共産政治であります。独裁政治っていうんです、こういうのを。こういうふうな状況を現実にわれわれは目に見、数字にいま聞いているわけであります。こういうのをどうしたらいいかを考えなきゃなんない。清流フィルターをもっと設置して、使い方をうまくしようと思うなんて、それなら7年間何やってた。そうでしょう。われわれ農民の苦しさを、われわれ農民が田植えをしよう。たんぼをやっている農民まだ結構いる。

たんぼをやるのは何のためにやるか知ってますか。米をつくるということが大きな目的なんです。もっと一つの目的がある。それは、祖先から受け継いだ水田を少しでも維持し、子孫に伝え、日野のうまかった米を取り戻したい。私は朝食べる――私の食べている米は自分でつくった米であります。一回市長や皆さんにもごちそうしたい。しかし、まずくて食えません。だから私の家族は食べません。まずいんです。なぜまずいか。水なんです。あの水じゃ防ぎようがない。幾らか食えるようにするには、豊田のようにわき水を入れてまぜるか、あるいは下田・新井のように下流に行って幾らかきれいになった水を入れるか、あるいはまた、沈でん池をつくるかせざるを得ないんです。

こういうわれわれの悩みと苦しみと現実のこの姿を、どうやって救わなきゃならないか。しかも、7年間ほうってきた。君たちは課長としての義務を果たしてないし、市長は市長としての義務を果たしてないじゃありませんか。清流フィルターを使わなきゃいけないっていうふうになっている。ところが、実際には18個とか、20個しか出てない。こういう現実から使ってないことは明らかになっている。なぜやらなかったか。これは、あなた方はやりたくない。やれば、また市長には変に見られる。そうでしょう。いまの日野の課長さんや部長さんは、仕事ができないようにがんじがらめになっている。助役さんが、いま一生懸命にやっておられる。もう、そうなんです。前の助役さんもそうでした。大津へ行かれた助役さんもそうでした。仕事がやれるようにさしてあげなきゃいけないんです。現実に清流課長は現地を去年見ている。

ないんだ、どこにも。こういうふうに、やはり何とかしてよくしたい。そういうふうなことからいけば、われわれ農民は抵抗手段として、いわゆる用水に入れる汚水管を、封鎖せざるを得ないという現実が最終的には来るわけです。これは一つのデモなんです。しかし、そんなことが起き、大きな混乱を起こさないようにするのが市の政治なんです。市の政治というのはそういうもんなんです。愛情がなきゃいけないんです。困っている人、苦しんでいる人、そういう人に少しでも、しかもその人の責任じゃないわけなんです。老人・お年寄りのぼけにしてもそうなんです。その人が悪いからぼけたんじゃない。われわれ農民だってそうなんです。

水田を汚してくれといつ頼んだことがありますか。少しでも祖先と同じような多摩川のうまい米を食べたい。しかし、現実には個人的には非常にむずかしいんです。ひとりで伝えた口は非常にむずかしい。だから大体の人は、たとえば奥住芳雄君のような篤農家でも、もう米はつくってないんです。現実に多摩川から入った水を汚くして、府中や多摩市に出している。他人の汚れはどうでもいいという姿は許せないと同時に、その基本的な行政の姿勢がわれわれ農民、あるいは「ぼけ」老人の方々、それらの方々を放置する現実の姿としてあらわれている。

それなら、いまの課長は、清流フィルターしなきゃいけないとなっているのに、きれいな水を流さなきゃいけないと条例がなっているのに、なぜそれをさせるようにしなかったか。私の言ったことがもし違うなら言いなさい　私は、すればまた変に怒られる。だからじいーっとしていた方がいいということから、いわゆる現に毎年１０個か２０個しか清流フィルター出てないんですから、使ってないっていうこと明らかなんです。条例には使うっていうことになってますけど。だから、その点もし私の言うことが間違いなら間違いって言ってください。しかも、土浦市では各家庭に、各家庭に設置をする。１５万円程度でやっている。この結果は、視察の結果はどうだったかっていうことを、まず清流課長に答えてもらいたい。土浦市の状況についてお答え願いたい。日野市に対してどの程度応用できるかどうか。

○議長（高橋通夫君）　　水路清流課長。

○水路清流課長（橋本栄萬君）　　お答えいたします。

土浦市には、われわれまだ行っておりません。私の資料でちょっとお話しさせていただきたいと思います。

いま古谷議員さんからお話ありましたけれども、土浦市っていうのは、あくまでも家庭の雑排水だけでございまして、トイレについてはくみ取りで全部消化しているわけでございます。

これは、地下浸透の土壌浄化方式によって処理するものでございまして、非常に簡単な設備でございます。

施設の内容をちょっと触れさしていただきますと、地中の中の微生物によって引き起こされる、その土壌の浄化の能力によって台所の水や、ふろ場の水を処理するわけでございます。地中、要するに地下に４０センチくらいの深さに、口径１００ミリの陶管を入れるわけでございます。その陶管が１本が９０センチくらいでございますけれども、陶管の継ぎ目から水が流れるようになっているわけです。その継ぎ目のところで微生物が汚いものを食べていくということでございます。処理された水は、トレンチ管の中を通りまして、それで流れ出るという仕組みになっているわけでございます。場所的にしても一般家庭で採用できる施設でございますけれども、建て売りとか、そういうふうな用地のないところでは非常にむずかしい問題があるんではなかろうかというふうに思っております。この採用の問題でございますけれども、先ほど来、公害対策の課長からも御報告ございましたけれども、こういうものもあわせていま検討している段階でございます。何とかこういうものが採用されれば、していきたいっていうような考えでおりますから、もう少し時間をいただきたいと思ってます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　　公害防災課長。

○公害防災課長（小島　久君）　　私は、清流フィルターをさらに推進するということを申し上げたんではないわけです。つまり水の浄化についての件につきましては、いろんな方法があるわけです。いま古谷議員さんが御指摘しているのもその一つだと私は思っております。私なりに考えますと、水の浄化については、まず発生源の対策が必要だと。いわゆる元から出るところです。それから、中間でどのように処理したらいいのかと。それから、最終的にはどうかと。私は、この３段階で考えておるわけです。それで、その発生源の元の対策としては、従来ある清流フィルター、これも行っておったわけですけれども、十分機能として果たされてないと。これは御指摘のとおりだと思っております。これにかわってる方法が土壌トレンチだとか、あるいはそれに類似した構造でもって、発生源で浄化をするような方法をとったらどうだとか、いろいろ説がございます。それらも含めて検討をしたいと。現に検討に入っておると、こういうことを申し上げたわけでございます。弁明をさしていただきますと、そういうふうになります。

○議長（高橋通夫君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　弁明どころじゃないんです。怠慢っていうんです。第一、条例がいつできたかということを考えなきゃいけない。で、いつ最初配布したかを考えなきゃいけない。でだめだっていうことは、よほどわかってから何年たっているか。放置したことは事実です。これは小島課長だけの問題じゃないと思う。部長の問題もあるだろうし、しかし、一番大事なことは市長が気がつかなきゃならないんです。これは失敗したなあと、それにはどうしたらいいかと、そのときからやらなきゃいけない。そういうことばっかりやっている。言うことはいいんです。検討します、研究します。しかし、現実に市民に対しては、たとえば病院にしたってそうなんです。市立病院の検査施設がだめじゃないかと、だから関口製作所のところを買収しなさいと、売りに来ているじゃないかと言っても、検討しますでもって、あれはもうとっくに新しい住宅ができてしまった。どっかへ売られちゃった。みんな検討します、努力します。１１年間検討してます、努力しますの結果が日野市内における現実の汚点として、姥久保団地の臭いにおいとして、まずい米として、にがい米としてわれわれ農民の中に襲いかかってきているのであります。お年寄りは入るに入れない、御家族は非常に苦しんでいる、治療のための検査施設もない。あるのは銀行への６３億という大変な貯金であります。貯金をもって楽しむというのは年寄りのくせであります。そうなんです。これ、死に銭っていうんです。よくみんなやるんです。しかし、市民にとっては、それは迷惑な話であります。現実の施策として、それらのお金を使って、少しでも農業者を救う、少しでも「ぼけ」老人を救っていくという行政姿勢こそ、福祉への対策こそ、悩んでいる人々を救うという姿勢がなきゃならない。われわれはいま――竹ノ上君はべちゃべちゃしゃべっていますが、それは、このようなことを言われることは大変に痛いんだろうと思う。

いつかわれわれは、かつて高橋議長のうちの前流れている川がある。汚れている場合がありました。くさかった。ようやくくさみを取るように努力した。要するにわれわれが申し上げているのは、現実に市民が悩み続けている問題を一つも解決しない。この政治の姿勢についての反省を求めるのであります。終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１の2.　清流を取り戻せに関する質問を終わりま○す。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午前１１時５４分休憩

午後　２時３０分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま栄町地域住民の花粉症被害の件につき、藤林理一郎君から緊急質問の通告があります。所定の賛成者がありますので、この際、緊急質問を日程に追加し発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって藤林理一郎君の緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに決しました。

藤林理一郎君の発言を許します。

〔２０番議員登壇〕

○２０番（藤林理一郎）　いま議長さんよりお許しがいただけましたので、緊急質問させていただきます。

実は、栄町地域の住民の花粉症被害についての質問でございます。先ほど御迷惑皆さんにおかけしまして申しわけございませんでした。

実は、花粉の問題についてでございますけれども、１３日の新聞で府中のところにこの問題を取り上げまして――これは「読売新聞」でございます。非常に花粉症が広範囲に広がっているということでございまして、けさほども実は新聞に報道されておりますけれども、花粉で非常に地域の方たちが悩まされているということでございます。場所は、日野の場合には栄町２丁目の神鋼電機住宅の跡地のところでございます。それが、どうやらこれの花粉だということをお聞きしまして、実物持ってきたわけでございますけれども、これはもう、いま実になっておりますけれども、この花のときに花粉が飛んで、皮膚の弱い方には相当きつい症状が出て、目がはれ込む、そして、目がちかちかして、どうしても目もあけられないと。そして、皮膚がはれ上がりというようなことで、ずいぶん悩まされている住民がおるわけでございます。それを私が聞きまして、実は１３日の日に公害防災課に行き申し入れをいたしまして、何とかこの場所の草刈りをすぐやってください、というふうに申し入れをいたしましたところ、実地調査をし

しまして、その上で実は東京都にお知らせしますというようなことで、そして、きのう実は私その現場へ行ってみましたんですけれども、どうも刈った様子もないし、その地域の人たちが花粉に悩まされているというようなことから緊急質問をさしていただいたわけでございます。それについて、小学校の学童はこういうものに悩まされているということは聞いておりますけれども、その辺がどうでしょうかということが１点でございます。

そして、一般市民でございますけれども、私、けさほど緊急質問さしていただいたことについては、古谷先生がここで、一般質問の中で市立病院の院長さんが見えておられましたものですから、このことについてお聞きをさしていただこうというようなことから冒頭に申し上げたわけでございます。これは、誤解のないようにひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。そういうような形の中から、このことについて市側の方は、この新聞報道に対してどういうような対策をするのか。また、これからやっていくのか。そのことについても１点。ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長の答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　御質問の神鋼電機社宅跡地でございますが、きょうの「読売新聞」朝刊に、その概要が掲載されております。これから私その経過と当面の対応、それから、将来的な対応につきまして、なるべく新聞記事と重複しないようにお答えをさしていただきたいと思います。

神鋼電機の跡地は、栄町２丁目１２番地の１から２丁目２６番地の１にわたりまして、地積が１万7,411.66平米ございます。６月の７日の日に、付近の住民の方が役所に見えまして、公害防災課に雑草の花粉が飛んでいることの苦情を申し入れていかれました。さらに、６月の１２日、先ほど藤林議員さん１３日とおっしゃいましたが、公害防災課の記録によりますと、１２日に藤林議員さんがお見えになりまして、草が伸びて見通しが悪くて車の運転が非常に危険である。そういう理由で草刈りを依頼されております。

私ども公害防災課といたしましては、６月の１３日の日に都に除草を依頼いたしました。そのとき都側から、２５日ごろに刈り取る。こういうはっきりした回答をいただいております。その事務手続としまして、２０日の日に草刈りの業者の入札を行って、２５日ころから刈り取りたい。そういう返事をいただいておるわけでございます。今朝の朝刊掲載によりまして、東京都の財務局管財都有地活用第１課というセクションから電話をいただきまして、その間の経過につきまして質問がございましたので、ただいま申し上げたことをお答えしております。

したがいまして、この花粉症の問題、はっきりした因果関係は、いまのところ決定的なことは申し上げられませんが、その原因となります稲科の植物、カモガヤという植物だそうでございますが、これの刈り取りにつきましては、２５日をめどにいたしまして全部刈り取るという、そういう状況でございます。

さらに、今後の対応といたしましては、府中あたりに発生いたしました花粉症と日野の花粉症の関連、あるいはカモガヤが花粉症を引き起こすのか、はっきりした因果関係を調査いたしたいと思います。そして、さらに来年度につきましては、花の咲くころ、いまより前もって東京都の方に草刈りを依頼をいたしたいと思います。そして、ことしのような後追い行政はなくしてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　小学校児童の被害状況ということでの御質問にお答えいたしたいと思います。

神鋼電機跡地、これは東光寺小学校区に当たっているわけでございますけれども、一般的に集団で児童が被害を受けると、こういう状況がございます場合には、学校の方から事故報告書が教育委員会の方に提出されるわけでございますけれども、個々の児童の症状については、まだ聞き及んでおりませんけれども、集団的な形で、光化学スモッグのような状況で集団被害が発生していると。そういう形での事故報告は、まだ教育委員会の方には提出されてございません。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎）　いま環境部長の方から、２５日ごろには刈り取るというような答弁がございました。これは、いままでには花粉の被害を受けているということは、その前から知っておられたと思うんですけれども、地域住民からお話があったということですね。これは、その時点で、やっぱり議員さんであろうと市民からであろうと、やっぱりこういう問題が地域から出たという場合に、やっぱり取り上げて、すぐに協議なりして対策を講じるというような対策があれば、私の方もこういうような質問は、きょうはしなかったわけです。ところが、たびたびと市の方に連絡が入っているということは事実なんです。それにもかかわらず取

り上げはその際にはしてなかったというから、私の方に住民の方から連絡がありまして、そして、議会へひとつ取り上げていただけないだろうかというようなことがあったものですから、実はけさ取り上げたということです。だから、やっぱりこういう市民からの要望があれば、どなたであろうと即調査をして、そして、余り議員とか議会には迷惑かけないような対策を、ぜひ今後やっていただけるようにお願いしたいと思います。その辺はどうですか。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

公害防災課の職員も、一市民であろうとも議員の皆さんであろうとも、その辺の差別はないと私は確信をしております。差別をしないでそれぞれ対応をしていると思うんですが、結果的にはそのように見られてもやむを得ないような結果になってしまいました。今後はさらに一段とスピーディに対応をいたすことをお約束申し上げたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　市長にひとつ最後にお尋ねしておきたいと思います。この場所は、もう何年来にこういうような問題が実は出てきておるわけでございます。いままで高尾から流れてくる杉の花粉ということで、皆さんがその杉の花粉だろうというようなことで済ましていたわけです。いよいよここでこういう問題が、事実栄町２丁目の神鋼電機さんの住宅の跡地が、こういうようなものが花粉になって皆さんに御迷惑かけているというようになっているわけですけども、その辺のところを市長さんが都の方に、年に２回なり３回くらいは、あと草刈りをするというような約束をできるかできないか、ひとつ答弁を願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　終わりの質問でありますか、意見でありますか、役所に持ち込まれる市民情報には、的確敏速に対応せよということにつきましては、大いに努力をしなきゃならない。このように日ごろ感じておるところでございます。また、いま緊急質問という内容の花粉症のことにつきましてはは、なかなか断定がつきがたいという性質のことでありまして、いわゆる都有地、広場の雑草が原因であるという疑わしい点があれば、もちろん早急に刈り取っていただくと。また、日野市が施行しておりますいわゆる草刈り条例――これは、１メートル以上の草ということで対象にしておりますけれども、特に公共機関の管理する場所でもありますし、御迷惑がかからないということを第一義にして、その筋にお願いをいたしたいと、

このように考えております。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　生活環境部長さん、また、並びに市長さんの方からも、十分にこれから今後気をつけてそのようにしますという回答をいただきましたものですから、これで質問を終わらしていただきます。最後に一言市長さんと、それから、関係の部長さんに、ぜひ次から、市民の方から要請があった場合に即――こういうことは簡単でございますので、実施に移していただきまして、回答を市民に十分に、このようであるということを回答していただくようにお願いをいたしまして終わらしていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　これをもって緊急質問を終わります。

次に２の1.　充実した議案書をつくりたいについての通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

〔１１番議員登壇〕

○１１番（一ノ瀬　隆君）　ことしの第１回定例会での私の一般質問は３件を通告いたしましたが、質問の回答に使用される時間の私の予測が狂ってしまいまして２件しかできず、準備した３件目を残すことになってしまいました。「充実した議案書をつくりたい」と題した質問がやり残したものですが、せっかく回答を準備していただいたこともあり、第２回の定例会にやることを決めていました。ただ、第２回定例会の議案書が私の主張したように改まっていたら質問する必要はない。そのまま質問はできなくなってしまうなあと思っていました。今回の議案書は、幸か不幸か私の主張したように改まっていませんでした。幸とは、そのまま質問ができるということ、不幸とは、質問はできなかったが、通告によって私の主張がわかっていながら、今回の議案書に、それが入れられないということは私の主張は弱いのだと、自信がぐらついたという不幸せであります。勇気を出して自信を取り戻し質問をいたしますので、お手やわらかにお願いいたします。

私たち市議会では、市長の提案したものを議決するという大きな仕事があります。このことの媒体となるものは議案書であり、私たちにとって非常に重要なものであります。この議案書を初めとして、議案書だけでなく、議会での審議のために必要な文書、印刷物について、ひいては市政全般の文書について、そのより充実のための質問をさせていただきます。

1昨年の第3回定例会で、文章など左横書きにするための条例が採決され、昨年からこれが実施されました。私は、馬場弘融議員に先駆けて慶応義塾大学に学んだことがあります。とはいっても、会社で夜勤をやり、その足で行ったわけですから居眠りばかりしていました。どーんと机をたたいて起こしてくれる人がいなかった。ところが、国文学の池田彌三郎教授、いや、当時は助教授だったと思いますが、池田彌三郎先生の講義のときには全く眠くならなかった。あの魅力ある講義の印象は、３０年近くたったいまでもはっきり覚えています。この劣等生の私をしてまじめに勉強せしめた池田先生が言いました。「日本の字は縦書きに書くようにできているのだ。したがって、試験も縦書きで書いてもらう」と、横書きに書くようになっている答案用紙を、わざわざ縦書きに書かされました。たしかこの試験、私はAがもらえずBだったと記憶していますが、このように、この先生は縦書きを主張されていました。日本の字は縦書きをするようにできている。聡明な古賀議員の言われることと全く同じであります。しかしながら、もうその当時から、そんな信念を持った助教授がいる大学でも、答案用紙はすべて横書きでした。その池田彌三郎教授も亡くなりました。高橋通夫議長の言われるように時代の趨勢であります。いまや横書きがふさわしいというべきだと思います。

横書きでの多くの利点があります。縦書きに使うようにできている日本字ではありますが、横書きももちろん可能で、早く書く場合には、むしろ横書きの方がよい。これに比べ、英語など多くの国の文字が横書きだけで縦横きは全くだめです。したがって、そのドッキングは横書きしかあり得ないのであります。横書きにすることによってアラビア数字をたやすく入れることもできるし、アルファベットや英語、フランス語もそのまま書き加えることもできるのであります。3月定例会の私の質問の件名にはフランス語を入れておきました。「ア・ラ・カルト」とかたかなで書きましたが、フランス文字で書くこともできるのは横書きの一つの利点だと思います。

縦書きのために不便だったものがあります。昨年の第2回定例会から左横書きになった日野市議会の議案書であります。私が初めて議会に出さしていただいた１９７４年当時、議案書の中に予算の議案が入っていました。条例と並んで予算は重要な議案であります。しかし、アラビア数字の羅列である予算書の議案は横書きにせざるを得ないのでありました。そのために、右からめくっていく右縦書きの議案書が、予算の議案になると、その分何ページか左に飛んでめくって、突如左書きで逆に右にめくっていくことになっていました。へんてこな議案書だったのであります。そんなぐあいですから議案書に通しのページも振ることができていませんでした。右からめくったり左からめくったりして、歳入歳出予算や繰り越し明許費などの入った予算を含ませていた議案書が、１９７７年・昭和５２年の議案第２４号昭和５２年度一般会計予算から紙切れ1枚になってしまいました。そんな見にくいへんてこな議案書でしたので、予算の議案はタイトルだけ議案書に載せ、あとは別冊の予算説明書に吸収させてしまったのでした。これらは右縦書きにつくられた議案書の大きな欠点でありました。

不思議なことに、当初予算は議案書からタイトルのみを消え去ったのでありますが、補正予算だけはちゃんと載っていたのです。一番基本となっている当初予算が載せられないで、補正予算だけが載っているおかしな状況は昭和５３年じゅう続きました。断るまでもなく説明書ではない予算書でありますから、当初予算も補正予算も量は同じもので、もとが載らずに枝葉だけ載っていたのであります。昭和５４年第１２号議案の昭和５３年度日野市一般会計補正予算第5号から補正予算もタイトルだけとなって当初予算と同じになり、一応矛盾は解消されました。これまで当初予算は載らないのに補正予算は載っているということの矛盾のほかに、その補正予算も左からめくる横書き、右からめくる横書きとめちゃくちゃでした。横書きで右からページが振られている場合もあったということで、中には予算説明書まで入れているものもあり、その日の気分でといった感じでありました。かくして昭和５８年第3回臨時会の第４１号議案から、議案書が左横書きになったのであります。しかしながら、この４１号議案昭和５７年度一般会計補正予算第6号の専決の議案も別紙になっていて、議案書の中には入っていなかったのであります。大きな欠点を持って右横書きが左横書きになり、この欠点が克服されたのであります。

ところが、大変不思議なことに議案書が左横書きになったいまも、議案書に予算の議案が載っていない。重要な議案である予算が議案書には件名を書いたページだけで、その内容が載っていない。別冊の予算書及び予算説明書としてあって、その方にすべて載せられっぱなしになっているのです。補正予算もしかりで、今定例会の議案５１号も、タイトルのみしか議案書に入っていないのであります。左横書きになったいま、以前のように当然議案書に載せるべきであります。地方自治法、第２１６条により定められた款と項を明記した予算の議案は、当然議案書に含ませなければならないのだと思います。地方自治法２１５条に定められた継続費、繰り越し明許費、債務負担行為、地方債なども盛り込まなければならないのであります。他のほ

かのものが排除されたのですから、ぜひ即刻もとに戻してほしいと思います。説明書の方は従来と同じようにしていい。したがって、予算書はダブることになりますが、それでいいではないかと思います。昔もそうだったのであります。

議案書についてつけ加えておきますが、議案書にページが載っていないので非常に不便であります。左横書きで統一したいま、つけられると思います。ぜひページを振っていただきたい。この定例会の議案第４３号と４９号に訂正があり、両方ともわずか二、三字の訂正なのに議案全体の差しかえとなっています。小山議員の指摘のようにむだ使い過ぎます。これなど議案書にページを振ってあれば、訂正表で十分間に合うものだと思います。ページを振ることが議案それぞれの都合、印刷などで簡単でないとしたら、例規集のような挿入も可能なようなページのつけ方でもよいのではないでしょうか。ページを付すことによって議案何号と言えばすぐに開けるようになります。それには、もちろん当初の議案の件名を目次のように考えて、ページを括弧ででも記入する必要はあります。

ところで、ページといえば、この議案書横書きになっても相変わらず紙の裏側は使わず、二つ折りで使われているので分厚くなっています。いい紙を使えば裏表に使用できるし、その方が厚くならずいいのではないでしょうか。二重になっているページと１枚だけのところと両方あり、それもまちまちで本として見るのに感じが悪いものになっています。

ここで質問します。質問1.　予算の議案も完全な形で議案書の中に含ませるべきと思いますが、どうでしょうか。

質問2.　議案書にページを振ることはできないのでしょうか。

質問3.　１枚の紙の裏表に印刷して、１枚２ページの普通の本と同じように議案書をつくるのは、まずいのでしょうか。

私は、いままで当初予算の審議に１１回、決算審議に１０回、曲がりなりにも参加してまいりました。その間、予算説明書や決算書が見やすく理解しやすいものに前進させるための発言を行ってきました。私ごとき者の提起を真摯に受けとめ、改善に応じてくださった山崎前財政課長、大崎現財政課長を初め、関係職員に感謝したいと思います。予算にあらわれた数字のもとになる掛け算などの説明が、数年前まで別冊の青焼きで配付されていました。それが予算説明書に組み込まれ非常に理解しやすくなりました。従来、説明書のあるページを見たとき、「目」や「節」が長く続いている場合、量が多い場合など、ページが変わって続く場合、そこ

の「目」が何なのか、あるいは「節」が何なのかわからない。前のページをめくらなければならない。何枚も何枚もめくらなければわからなかった。それを、そのページに括弧をして重複して書くようになって、その不便がなくなったのであります。そのページだけで、めくらなくても「目」が「節」が何なのかわかるようになったのです。分厚い予算書を見るのに開いておくのが大変だった。手で押さえていなければならない。これは、製本の仕方で楽に開いておけるようになるはずだ、という発言に沿って製本が前進しました。

ここで、まだ不十分であるものを申し上げ、その改善を要求しておきます。

決算書に改善の余地が残っているように思います。決算書の、あるページを開いてみてください。予算書と同じように決算書も改善されていますが、「款」と「目」は、どのページも明示されていますが、「項」と「節」が何なのかわからないページがあります。なお、歳入では「款」もわからないページがあります。「款」が何、「項」は何かをどのページでもすぐわかるようにしてほしいのです。（「同感」と呼ぶ者あり）

３月の第１回定例会で、私は、小山委員長のもとの特別会計予算特別委員を務めましたが、特別会計の予算書を、ほとんどの委員は手で押さえていました。じっと開いたままになってくれなかったのです。自立できる自分で開いている予算書にしてほしいと思います。

予算説明書の中で、「目」の説明である何々関係の経費というのが、最初の「節」の説明欄の枠の中に書かれているので、これを「節」の説明ととらえる危険があります。丸印をつけておくだけでは不十分です。現に間違ってとらえた議員もありましたので、改善すべきだと思います。一番左の欄、「目」の欄の何々費という表示の下に括弧でもして書いた方がいいのではないでしょうか。従来からの慣行できているので、この際直すように指摘しておきたいものに、ページごとの「款」の表示が右下すみになっていることがあります。ページごとの「項」の表示が後から示されるようになって、左上すみになっているのですが、これは両方とも左上すみに持っていった方がよいはずです。以上、この次から改善していただきたいと思います。

非常に細い点を申し上げて恐縮ですが、全く金のかからない改善であります。ぼんくらの私でも気のついたことですから、賢明なる市職員のこと、まじめに考えればすぐ改善できるはずです。このことは、ひとり予算書、決算書だけではなく、市のあらゆる文書にも通じることだと思います。文書だけではなく、あらゆる仕事にもちょっとした改善をして通じるものだと考えます。

質問4.　決算書で「項」と「節」の不明なページは括弧書きで書き加えていただけるでしょ

うか。これは収入役に答えていただくことになると思います。

質問5.　特別会計の予算書も、開きやすいような製本にならないのでしょうか。

質問6.　予算書「目」の説明が間違いられないように工夫していただけるでしょうか。

質問7.　予算書のページごとの「款」の位置を直したらどうでしょうか。

次に、請願について発言しておきたいと思います。

年度途中から左横書きに変わって、保管するのにどうしようもなかった請願の要旨についてであります。請願第５８の８号まで右縦横き、５８の９号から左横書き。これは、最初申し上げました左横書きについてのときに言うべきでしたが、横書きもいいが、請願だけでなく、あらゆる文書に言えることで、年度途中からの変更は困るのであります。横書きにしなければ記載が許可されないというなら別ですが、ことしからでよかったと思います。

さて、この請願要旨全議員にすべて配付されています。したがって、５９の１号、５９の２号といったように、議員の皆さんは番号順で保管されていると思います。請願は、各常任委員会でそれぞれ審査されますので、各委員は自分の委員会に付託された請願の要旨が特に必要であり、バックナンバーをそろえたものでは、かえって不便です。これとは別に、みずからの委員会に付託された請願の要旨が用意されているのが便利であります。蔵野委員長のもとの最初の建設委員会のときに、賢見な担当である谷野書記が、建設委員会に付託されている請願だけを新たにコピーしてくれました。

そこで提案なのであります。請願要旨の全体に配付するものとは別に、付託した委員会の委員には、その請願要旨を配付してほしいというものです。7部ないし8部だけ従来より余分に印刷すればいいだけで、これによって審査が便利になると考えます。請願要旨が本会議用のファイルと委員会のものとができることになります。請願要旨のプリントを委員会用にダブッて配付していただけますかという質問を設定したのでありますが、ぜひこれは実現してほしいことを申し上げて、質問とせず要望としておきます。

要望１として繰り返します。請願要旨のプリントを委員会用として、本会議用とは別に担当委員会別にダブッて配付してください。

続けます。次に、一般質問についてであります。

一般質問の場合、質問の内容を理解しやすくするために、また、答弁をしやすくするために資料、レジュメといったものを配付して質問する議員もあります。ことしの第１回定例会の最

初の一般質問に立った米沢議員もそうでした。たしか資料らしきものが市長、助役、企画財政部長、教育長、教育次長に渡されていたのを見ました。私の場合は、答弁しやすくすることを目的として、具体的な質問の項目だけを提示して市長、助役と、答えていただく教育長や部長、そして、議長などにお渡ししてきました。１９８１年の第３回定例会で、私は、「合成洗剤追放への取り組みを怠るな」と題した質問をしました。平山中学を新設するに当たり、石けん用の給食施設をつくると以前の私の質問に答えていながら、そうしなかったことに対する怒りの追及だったものです。このとき、私の質問の内容を理解するためにかっこうの文書がありました。日野市消費者団体連絡会の定期総会の報告書で、これが数十部産業経済課に余って埋もれていました。これをもらってきて議員の皆さんにお配りして、見ていただきながら質問したのでした。こんな資料があるので全議員に配付してほしいと、議会事務局長にお願いしたところ、それはできませんという局長の冷たい答えは、いまでも私のもろい心臓に傷跡として残っています。それじゃあ私が配ればいいのでしょうと、直前の休憩時間にひとりさびしく配付したのを覚えています。

一般質問は、１人の議員の点数稼ぎでやっているのではありません。だれもが市政の前進発展を願って真剣に取り組んでいるのであります。そのためには、質問の内容を全議員が理解することこそ必要不可欠であります。質問する議員と答弁する市長や部長だけが理解しただけではいけないのだと思います。先ほど申し上げました質問議員の提示した資料などは、回答すべき理事者側の限られた人だけでなく、全議員にも配付することが望ましいと思います。議員だけではなく、この会議に参加するすべての人々に配付すべきだと思います。もちろんそれは１議員でするのではなく、質問議員が準備したものをもとに、資料のコピーや配付を議会事務局が手伝ってやっていいのではないか。議員の申し出によって、これは事務局の仕事としていいのだと私は思います。それをやることは考えられないのか、議会事務局にお聞きしたいところです。

質問８として、質問議員の使用する資料などを、事務局でコピー、配布はできないことなのでしょうか。今定例会３０人の議員中２１人が、ことしの第１回定例会では３０人中2,6人が一般質問を通告するという、他市には余り例を見ない、まじめで市政発展を願う議員の結集した議会が日野市議会であります。この日野市議会での一般質問を、より充実させることを願っての発言であります。一般質問が「議会だより」に掲載されていますが、日野市議会の「議会

だより」は必ず質問議員の名前が載っています。これも他市には余り例はないようですが、これこそ市民に真実を伝え、市民にも理解されやすい正しいやり方だと思います。前々から名前は出さなくてもいいという声があるようですが、このいまのやり方は続けていってほしいと思っています。名前が出ていることがどんなに市民に親近感を与えることか。革新クラブというだけでは、私の支持者も読んでくれないかもしれません。

一般質問に関してもう一つ述べておきたいと思います。昨年第２回定例会から左横書きになった通告質問書についてであります。件名と質問要旨が記載されていますが、件名だけが一覧表として公開されています。当然のことですが、市政の中での問題点を同様にとらえ、複数の議員が同じ質問を通告することがあります。件名以外わからないので、あとの人の質問にお構いなく、その件名に従って新しい気づいた事態にも対応することがあると思います。この場合、後からの議員が何をやるかわかっていれば、そのことに関してはその議員に譲ることができるのだが、それがわからないのが現状だと思います。それで、事前に質問要旨も何らかの形で公開しておくべきというのが私の主張であります。実は議員には知らされていない、他の議員の質問要旨までは知らされていないのですが、その管理もあやふやなようです。議会事務局は保管しているものだし、部課長にはそのコピーが行っている。公開せずとなっているというならば、もっと厳格にしなければならないのがそうでもない。これでは、どっかの親しい課長に、あるいは部長に見せてもらって、後の人の質問を澄まして先にやってしまうこともできてしまう。そんなことから、はっきりすべて公開としておけば、自分のものに書いてないものはまずできない。順番が遅くとも通告の要旨に書いてあれば侵害されることはなくなる。また、そうすれば、できるだけ要旨も細かく通告するようになり、質問答弁がより充実し、市政の発展につながると私は思うのであります。現在、質問の通告書はどのように管理されているだろうか、今後について検討の余地はあるのだろうかと私は考えます。

質問９として、現在通告質問書はどのように管理されているのでしょうか。公開ですか、非公開ですか。現状をお答えください。

次は、質問を要望に切りかえておきます。要望２として、通告質問書をすべての議員に明示できるように公開することがいいと思いますが、今後この点を検討してくださるよう要望いたします。

議会の図書室に市議会会議録のバックナンバーが整然と配列されています。ところが、これ

に附随すべきはずの議案書はどこにも見当たりません。事務局の話では倉庫の中に入っているとのことです。市議会の会議での重要な部分が議案書にのっとったものです。会議では議案書があるため、議案の内容をすべて発言していません。お手許の文書のとおりですということが多いわけです。したがって、発言しか記録されていない会議録では、その会議の内容を正確に把握できないのであります。本来、会議録は発言がなくても一番重要な議案の内容は記載しなければならないものであります。できなければ会議の記録にはならないはずです。それが不可能だったら、少なくとも議案書を会議録に添付して保管すべきだと思います。会議録と同じように製本して保管し、いつでも見られるようにしておくのがよいのだと私は思います。

質問１０として、会議録に発言だけでなく、発言されなかった議案の内容を明示すべきものと思うが、それが可能でしょうか。そう簡単にはいかないと思いますが、一応質問しておきまして、次に要望しておきます。

要望３として、議案書を添付し、会議録と一緒に保管するように検討してくださることを要しておきます。

最後に、議案だけでなく、市政全般の文書について一、二申し上げたいと思います。

第１回定例会で左横書きに踏み切りながら、施政方針表明はどうしたという古賀議員の鋭い指摘がありました。このほか、まだ当然そうすべきなのに左横書きになっていないものがあるのではないでしょうか。さらに横書きを推進してほしいと思うところです。

昨年の１１月３日、市制２０周年がめでたく祝われました。そこで、私も感謝状をいただきました。この感謝状を改めて見たのでありますが、粉れもなく右縦書きでありました。これも横書きにすべきであります。卒業証書に西暦を使うことにＰＴＡで反対され、教師とＰＴＡの板挟みになって自殺したとかいう校長の話を、ことしになってニュースで聞きました。時代の趨勢で横書きになっていくと同様、元号より西暦が使われるようになっています。私の会社など、ほとんどが西暦であります。感謝状も横書きにし、１９８３年１１月３日　日野市長森田喜美男といったように、このようなものこそ革新市長として西暦を使用してほしいと思います。私は、１９７７年第１回定例会で「元号より西暦使用を率先して」と題した一般質問を行いました。その直後、「広報日野」に初めて西暦が加えられましたが、以後、市における西暦の使用状況は芳しくありません。この点での前進をお願いしておきます。これらについての質問はしないことにします。質問１０までをお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　　議案の担当部課といたしまして、総括的に第７問までにつきましての御回答を申し上げたいと思います。

まず１点の、予算の議案の完全な形で議案書の中に含ませるべきだと、こういう御質問でございます。これは、担当部課と協議いたしまして早急に改善の方向でしてまい　たいと、かように考えます。

それから、２点目でございますが、議案書にページを振ることでございます。これにつきましては、議案書ごとにという形になろうと思いますけれども、議案書の数によりまして、そのページ数を打っていきたいと、かように考えております。

それから、３点目でございますが、１枚の用紙の裏表に議案書も印刷すべきだと、こういうことでございます。現在予算書は裏と表に印刷されているわけでございます。現在議案書につきましては袋とじを使っておりますので、これにつきましては技術的なものもあるようでございますけれども、紙の質を変えまして、こういう方向で進めていきたいと、かように考えております。

それから、４点目でございますが、これは、決算書で「項」と「節」の不明なページと、こういうことにつきましては担当部課と協議いたしまして、その方向で努力していきたいと。

それから、特別会計の予算書の開きやすいようにと。こういうことと、予算書の「目」の説明が間違えられないような工夫と。それから、予算書のページごとの「款」の位置、これらにつきまして　、担当部課と協議いたしまして、こういう御趣旨を踏まえながら、そのような形で改善を図っていきたいと、かように考えております。

以上、７点までにつきましてのお答えでございます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　その他の質問について。事務局長。

○議会事務局長（田倉高光君）　　それでは議会にかかわります部分で３点ございましたので、お答えを申し上げたいと思います。

８番目といたしまして、質問議員の使用する資料などを事務局でコピー、配付をできないのか、こういうような趣旨の御質問であったかと思います。このことにつきましては、質問をされる方の考え方が大きく作用する点だろうと思います。したがいまして、質問の内容等について、こういう、こうこうだというようなことで、それにかかわる資料でそれぞれの議員さんが

承知されている方がよろしいだろうということの趣旨で、配付をしていただきたいと、こういう申し出があれば配付をいたすことやぶさかであろうかと、かように考えているところでございます。したがって、それぞれの議員さんにかかわることでございますので、十分御検討をいただければ非常に……（発言する者あり）こんなふうにも考えられるわけでございます。

それから、次の９点目で、現在通告質問書はどのように管理されているかというようなことで、公開か非公開かというような意味の御質問であったろうかと思いますが、このことにつきましては、本会議は公開でございますので、あくまで公開で処理するというのが原則でございます。したがって、秘密扱いのものではございませんので公開の資料でございます。ただ、御質問の中で、あらかじめ事前に部課長には資料として渡されておるんじゃないかと、こういうことが御質問の内容であったようでございますが、このことにつきましては、答弁に係る部分を十分に理事者側でも検討すると、こういうこともございますので、あらかじめ答弁資料として協議をする資料でお渡しをいたしておるというふうな経過でございます。そういうことで、それぞれ関係部課長は持っておるわけでございます。

それから、なお１０点目でございますが、会議録の発言だけでなくて、発言された議案の内容を明らかにしてほしいと、こういうようなことでございます。このことにつきましては、私どもも、かねがね議事録の中に必要と――記載すべきことがあるわけでございます。このことで、現状の会議録では必ずしも満足すべきものではないというふうには感じておるところでございます。したがって、御質問の中では、その会議に付された議案等も印刷してあれば、こういう御質問だろうと思いますが　このことについて、関係の東京都下の２６市等も調べてみました。したがって、現状議案等も印刷、一緒に刷り込んでおるというような議会の状況が２６市中１３市、全く半々というのが実情でございます。したがって、それぞれいろいろの関係も出てまいることでございますが、よりよい議会のそれぞれの機関もございますので、内容も御協議申し上げまして、改善すべき点がございましたら前進の方向で進めてまいりたいと、こんなふうに考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　　お答えありがとうございました。

総会事務局長から答えていただいた９点目の質問がよくわからなかったもので、再度質問させていただきたいのでありますけれども。この通告質問書が公開か非公開かということの質問

でありまして、当然件名については一覧表で出されるから公開でありますけれども、質問の要旨についてそれぞれ細かく出されているのが、それがどうなのかという質問であります。それが公開だというふうにお答えくださったようでありますけれども、そうしますと、ほかの議員の質問要旨も、いつでもほかの議員が行っても見せてもらえるということなのでしょうか。その点をもう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　議会事務局長。

○議会事務局長（田倉高光君）　質問に落ちがございまして申しわけございません。

ただ、御質問の中で、通告をされた個々の議員さん方の内容について、逐一書いて出していただきたいと。こういう要望をされますと、そう申し上げては大変恐縮ですけれども、そこまで記載をしてございません方もいらっしゃいますので、一々申し上げかねますけれども、見せていただきたいと、こういうことについて、これを見せないと、こういうことではございませんので、その辺の調整は今後またお話し合いの中で進めさしていただきたいと、かように考えております。

○議長（高橋通夫君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　わかりました。どうもありがとうございました。全般にわたって私の申し上げている趣旨に沿って検討実現をしていただくよう、お願いをしておきます。

ここで、さらに最近特に、この定例会に入ってから私の頭の中に生まれた要望を申し上げておきたいと思います。

この定例会の初日、６月１２日。議席の上に配付されていた行政調査報告書を見て感じたことです。厚生委員会の、岩国市と尾道市の視察報告を一見して生まれた、議会事務局への要望であります。細かい説明は省きますが、視察に行ってのその調査内容、その市からいただいてきたパンフレットなどを県別にするなどして、議員がすぐに見られるように議会図書室に配列しておいてほしいということです。何々県の○○市といったら、すぐその市の出している市政概要などが見られるようにしていただきたい。また、この市は、日野市議会ではだれも視察に行っていないなあというのも、またすぐわかるようにしておいてもらいたいという要望であります。

次に、議会の会議録の配付先についてであります。

会議録の配付先は議員、各部、各図書館などと聞きましたが、直接関係するこれらの方々、

職場だけでなく、できれば市内の外部団体にも配付し、市民に広く目に入れられるようにすべきだと思います。会議録は非常に高価のようですので、値段が高いようですので簡単にはできないと思いますが、ここでは１カ所だけ配付しておいてほしいところを要望しておきます。それは、最近とみに日野市議会の会議の内容にも出されている、市内で市政に最も関係のある最大の団体である日野市職員組合であります。１冊配付すべきだと私は思います。議会事務局への質問は余り歓迎されないようですので、質問でなく要望として、以上二つを申し上げておきます。

以上でこの質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって２の１．充実した議案書をつくりたいに関する質問を終わります。

次に、２の２．公職選挙の投票率の向上に努力せよについての通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　続けさしていただきます。

日野市で来年は市長選挙が行われます。さらに都議選もあり、再来年には市議会議員の選挙があります。昨年は都知事選、参議院議員選挙、そして、衆議院選挙と選挙の当たり年でありました。これらの公職の選挙の投票率の向上を目指して質問をさしていただきます。

実は、この質問は昨年１２月の第４回定例会で行う予定でありました。ちょうどそのときは第３７回衆議院議員選挙の最中であると予想できたからであります。そこで、選管で努力され、この選挙に臨み投票率を上げるためにこんなことをやっています、こんなことをやりますという回答を得たかったのであります。したがって、今度の１２月定例会にはこんな質問をしますよということを、衆議院選挙が日程にのぼった時点で、選挙管理委員会事務局に予告しておきました。新しい施策を行うにも時間が必要で、直前の質問では効果がないように思えたからであります。ところが、１２月定例会は新聞に報じられましたように、１９８０年第２回定例会に続いて一般質問のない議会になってしまいました。予告が半年おくれになってしまいましたが、ここでこの質問を取り上げさせていただきます。

今回通告した後に、ことしの一般会計予算委員会で、古賀議員が投票率の向上で発言しているということを知りました。私は、ことしの予算委員会は特別会計でありましたので、内容を全く聞いておりませんので、重ねて同じ回答をいただくことになるかもしれませんが、御容赦

をお願いいたします。投票率の低い方が相対的に有利になる政党が存在するということは知っています。このような政党に所属する議員の皆さんには、あるいは歓迎されない質問になるかもしれませんが、これも御容赦をお願いしておきます。

毎年選挙管理委員会の連合会が、小中学校、高等学校の児童生徒を対象に、明るい選挙啓発ポスターの作品募集を行っています。その募集要綱を見ました。その中で、趣旨としてまずこう書かれています。「私たちの生活を豊かで楽しいものにするには、政治をりっぱなものにしなければなりません。そして、きれいな政治が行われるには明るい選挙が行われなければなりません」とあります。明るい選挙とは、不正のない正しい選挙であることがまず必要ですが、一番大切なことは、だれもがみな投票することだと思います。

１９８２年の第１回定例会で、馬場弘融議員が初めての一般質問で指摘していたように、投票率が下がる傾向にある。この日野市においても、昔に比べ大きく投票率がダウンしています。言うまでもなく民主主義を守るための基本的行為が選挙の投票であります。投票が有権者から見離されたら民主主義は崩壊することになり、大変な問題であると思うのであります。いまこそ投票率を向上させるための努力、向上のための市民意識の高揚が必要なときはないと思います。日野市選管における投票率の向上への努力がいかになされてきたか、今後はどうかを質問したいのであります。

日野市の選管における投票率向上の努力は、他市に劣るともまさらず、まじめに取り組んでいると思います。昨年１２月定例会、総選挙を前にした、私の投票率向上の一般質問の予告に対しても、真摯に受けとめてくれたと思っています。その態度が、１２月１８日の投票日の前日、１７の日の新聞折り込みの実現を生んだのだと評価したいと思います。初めて実現させたこのビラは「あすは投票日、みんな投票を、入場券を忘れずに。投票時間は午前７時から午後６時まで」などと書かれています。このほか従来から投票率向上の施策がいろいろととられてきていると思います。「広報ひの」によるＰＲ、懸垂幕でのＰＲ、宣伝カーによるＰＲなどがあると思います。ここでまず、従来行ってきた投票率向上の施策にはどんなものがあったかをお聞きしておきたいと思います。

質問１の1.　従来投票率向上のための日常の啓蒙活動はどのようになされてきたか。

質問１の2.　公示期間あるいは告示期間での従来の宣伝活動はどのようだったのか。

質問１の3.　投票日におけるいままでの呼びかけはどのようにされてきたか。

まず、以上３点を質問しておきます。

次に、今後はどのように考えているかを質問いたします。いままでのことで十分だと思っているのか。さらに投票率を向上させるために努力していく、何らかの施策を考えているのかをお尋ねしたいのであります。八王子市では投票日当日ヘルコプターで宣伝したということです。日野でもそれができないのか。各投票所で花火を打ち揚げて有権者を歓迎するのもいいではないか。投票率呼びかけの宣伝カーは走っているようだが、１日通して１度くらいしか聞こえてこない。もっと台数をふやして呼びかけるべきではないか。市民への日常の最強の伝達機関である広報を、さらに利用することはできないのか、こんなことを考えているところです。

質問２の1.　今後、投票率向上するための日常の啓蒙活動をどのように考えているのか。

質問２の2.　公示期間あるいは告示期間の今後の宣伝活動はどのように考えているのか。

質問２の3.　投票日においての呼びかけを今後改善する考えはないか。

次に、不在者投票について申し上げたいと思います。

昨年１２月、衆議院議員選挙が公示されてからのある日、ある市民から、山花貞夫が１票減ってしまったと言ってきました。１８日の投票日は、どうしても用事があって投票ができない。それで、不在者投票に行ったが、うるさいと言われて簡単に投票させてくれないので帰ってきてしまったと、ひどく憤慨していました。確かにいろいろな不在者投票に対する制約はあると思いますが、わざわざ距離のある市役所まで行ったのですから、投票してもらうべきだったと思います。幸い山花貞夫は４位ですが当選し、日野市では私たちの目標どおり第１位になり、１票に泣くことはありませんでしたが、不満が残るところです。制約をなくし、不在者投票を歓迎してしまったら、それこそ収拾がつかなくなってしまうと思いますのでむずかしいところですが、投票日当日、どうしても投票できない人に対しては、不在者投票などを強く要望する必要があると思います。広報などでその宣伝を十分に行い、そして、不在者投票に来た人には、そのまま帰してしまうことのないように望みたいところです。不在者投票をできるだけ充実させることも、投票率のアップにつながると思います。

質問３の1.　不在者投票については従来どのようになされてきたか。

質問３の2.　不在者投票に対してのこれからの取り組み方をお聞きしたい。

以上、まず８点をお聞きいたします。

○議長（高橋通夫君）　一ノ瀬隆君の質問について答弁を求めます。選挙管理委員会事

務局長。

○選挙管理委員会事務局長（糸川　滋君）　お答えいたします。

まず１の１でございます。これにつきましては、私ども常時啓発と申しておるわけでございますが、大きく３点ございます。明るい選挙推進委員によります話し合い活動、これが第１点でございます。第２点といたしましては、啓発塔の掲出といいましょうか。現在本庁、両支所と各事務所へ、標語を明記いたしました常時啓発塔を立ててございます。第３点といたしましては、先ほど御質問の中で出ました明るい選挙啓発ポスターの作品募集でございます。これは、小中学生を、また、高校生を対象に行われておるわけでございますが、こういった作品を通して啓発を行うと、こういう趣旨のものでございます。

次に、１の２でございます。いわば選挙期間中におきます宣伝活動ということと思います。私ども、これにつきましては、選挙時啓発というふうな呼び方をしておりまして、まず文章、それから、掲出物、あるいはデモンストレーション、音声によるものと、大きく四つに分かれるというふうに思います。

第１点の文章の関係でございますが、これは、市の広報掲載によります啓発でございます。また、お知らせということになろうかと思いますが、これは、　原則的には２度ほど掲載しておるということでございます。また、文章の点では、先ほどやはり質問の中で出されましたが、棄権予防のチラシということで、これは街頭配布、あるいは新聞折り込みという形の中で実施しておるものでございます。

掲出物につきましては、懸垂幕、これはやはり本庁舎、支所への建物の外壁につり下げております懸垂幕。それから、自動車側幕でございます。これは、動く窓口車、あるいは身障学級の送迎バス、こういった車に側幕をつけて、市内を運行する中で啓発を行っておるということでございます。それからあと、のぼり旗でございますが、これは常時という、毎度ということでございませんが、たまたま昨年４月に行われました都知事選のときに、ちょうど本庁舎正面スロープの両側へ立てたわけでございます。そのほかポスターがございます。国あるいは都でございますと、国や都から作製いたしまして送付してまいりますが、これらのポスターの掲出並びに、先ほど常時啓発でやってまいりました　お子さん方の啓発ポスターの作品、これを掲出しておるものでございます。

それから、３点目のデモストレーションでございますが、街頭啓発、また、投票前日の啓発

というものを行っておりますが、街頭啓発につきましては、市内商店街１０カ所におきまして、配布物、あるいはチラシ等をもって啓発を行っております。前日啓発につきましては、音声を伴いました。また、配布物をもあわせましての啓発を行っております。

第４点目の音声でございますが、前日啓発――いま申し上げましたのと同時に行っておるわけでございますが、４台の車をもちまして行っております。また、当日啓発につきましては、５台の車を擁しまして３度――朝、昼、それから、閉鎖時刻も迫っている夕方の３回でございます。それで、いま大変私先駆けてしまいましたが、１の３での投票日におきます呼びかけといたしまして、いまの音声におきます当日啓発、これ一つでございます。

次に、２の１でございます。日常啓発活動今後どう考えているかということでございますが、現在私どもといたしましては、広報紙への掲載によります常時啓発を行いたい、というふうに考えておるところでございます。

また、２の２で出ております今後の選挙期間中の活動でございます。他市では花火を揚げる、あるいは飛行機からの音声による宣伝ということが行われておりますが、こういった新しい手法を講ずることはもとより、私どもといたしましては、先ほど申し上げました現在行っております手法の見直しをしていきたいと。それをまず第一に挙げていきたいというふうに考えておるところでございます。たとえばポスターの掲出場所でございますが、従来は町中の掲示板、あるいは建物の外壁というようなところで掲出しておるわけでございますが、スーパーストアーあるいは金融機関等の大衆の集まる場所、その場所への掲出、この協力依頼をしていきたい、というふうなことも考えておるわけでございますし、また、市の選挙であれば、やはりマスコミに対する情報提供というような形で、いい意味でのマスコミ利用を図っていきたいと、こんなふうなことも、やはり考えております。

２の３の投票日の呼びかけにつきましても、いま現在具体的にこういったというふうなことも言いがたいところでございます。投票当日は、選挙執行そのもので大変人手がとられております。そういうようなところは、いまここで即答いたしかねますが、今後に向けまして全体的にも、より効果を挙げるべく、努力を払っていきたいというふうに考えております。

次に、３の１の不在者投票でございます。これは、私どもこれのＰＲにつきましては、広報紙への掲載の際にあわせてしておるところでございますが、何分とも日本の選挙は、投票当日の投票所におきます投票主義というような原則を持っておりますので、どうしても投票当日の投票呼びかけ、これが主体になってまいります。不在者投票は、あくまでも一つの特例でございます。特例だけを取り上げて比重を重くしてＰＲしかねる点がございます。ただ、おっしゃ

られる点十分私どもも理解できますので、今後におきまして、何らかの考えをしていきたいというふうに考えるところでございます。

なお、不在者投票そのものの取り組みでございますが、先ほど例に引かれました事態につきましては、大変申しわけないことと存じておりますが、このようなことのないように――確かに法の上では幾つもの厳しい条件が付されておるわけでございますが、その法の解釈の延長上におきましての運用を図っていきたいというふうに考えております。

雑駁でございますが、以上をもちまして回答といたします。

○議長（高橋通夫君）　一ノ瀬隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　糸川選管事務局長にお答えいただきましたが、私は、６月８日提出した通告質問書には、選管の委員長または事務局長と書いておきました。それは、できれば委員長に出ていただきたいと思いながら、教育委員長がなかなか出られないように、無理であるかなあと思い、または事務局長とつけ加えておいたのであります。教育委員長のかわりに教育長が答えるのと、選管の委員長や農業委員会の委員長のかわりに事務局長が答えるのとは全く立場が違うのであります。教育長は、教育委員長と同じ選任同意された教育委員なのであるからであります。まして選挙管理委員は、ついこの間、６月１日この議会で選挙されたばかりであります。委員長がだれになったかもいまだに選挙した議会に対して報告もありません。委員長が議会で回答することは全く考えなかったのか、その必要がないと考えているのか、この際お答えいただきたい。また、委員長に新しい委員のどなたが選ばれたかも御報告願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（糸川　滋君）　大変おしかり申しわけございません。委員長は、先日８日の日に改選後初めての委員会をもちまして、委員間の互選によりまして山田松治郎、従来の委員長が再任いたしました。８日の日という迫った中での改選でございましたものですから、皆様方への御報告がおくれてしまいましたこと大変申しわけなく存じます。今後におきましては、この点につきまして、このような事態になりましたときには、行政報告なりというような形の中で、皆さん方に御報告を申し上げたいというふうに考えるところでございます。

なお、本日選管委員長からの御回答を持つべきところでございましたが、これは私の一存でございまして、通告質問書に「または事務局長」ということでございます。通告の内容からしまして事務的把握いたしましたものでございますので、私が出席し御回答申し上げた次第でございます。失礼の段、また、不都合な点がございまして平にお許しいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　一ノ瀬隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　先ほどの選管事務局長の回答で、投票率の向上のたみに、これからも、積極的に努力する方向が示され、心強く感じたところです。投票率の向上を初め、民主主義を守り育てるためのりっぱな政治を行うための基点となる選挙管理の向上は、ひとり選挙管理委員会ないしは、その事務局の努力だけでは達せられないと思います。ただいまの糸川事務局長の申された今後の施策についても、市長部局から離れている選管だといって、ここだけでは自由に策を施すことはできない。まず金がない。何事も金が必要だが、金は市長が握っている。また、いろいろな宣伝に広報を利用したいと考えているようだが、「広報ひの」は選管の自由にならない。どうしても市長部局の協力が必要である。成人式で、新成人への公職選挙のアピールも必要だと考えていると思いますが、これも教育委員会、社会教育課の守備範囲だ。投票率向上の施策への積極的な協力への発言を、これらの関係者に求めたいところでありますけれども、時間がありませんので省略いたします。選挙管理委員会だけでなく、市政全般の協力で投票率の向上が実施できるように強くお願いしておきます。

私は、２０歳で選挙権を得てから、衆議院議員選挙を第２６回から昨年１２月の第３７回まで１２回、参議院議員選挙を第３回から昨年第１３回まで１１回、東京都知事選挙、都議選挙、日野市長選挙、日野市議会議員選挙をそれぞれ８回ずつ、計５５回の選挙を行いました。もちろん棄権は１度もございません。６６枚の投票用紙に記入し、五小と、それ前の二小と、投票所へ４７回通ったことになると思います。結婚式のために不在者投票を１回経験したことがあります。

私の２０代の選挙の何回かには、投票した後「投票済みの証」と赤く印刷された短冊をくれました。昭和何年何月何日施行、日野町長選挙、日野町議会議員選挙投票済みの証、日野町選挙管理委員会と書かれていたものです。私の父は早速玄関先に張り出していました。私は、その裏に投票した人の名前を書いて記録としてとっておきました。裏に、町長斉野次郎、町議永原三郎太などと書いた赤い短冊がいまでも保管してあります。なぜかいつの間にか投票してもくれなくなってしまいました。もしずっとこんな施策を続けていたら、恐らく現在４８枚の短

冊がたまり、その裏面には共産党の候補者も含めて６５人の名前と、一つの政党が書かれていたことになったでありましょう。短冊でなく、ほかでは手に入らない日野市の絵はがきなどを考え、投票済みの証として渡す。次の投票のときには、また別のすばらしい絵はがきをといったことにすれば投票も楽しくなり、結果的に投票率も上がるのではないでしょうか。こんなことも考えているところです。

続いて、記号式投票について一言。公職選挙法第４６条の２に、記号式投票が載っています。投票率を上げ、無効投票をなくすためには効果があるのではないでしょうか。これは、市長選挙など立候補者の数少ないものが有効だと思います。昭島市長選挙では記号式投票が行われていました。いずれにしても投票率の向上は、技術的なことで解決するものではなく、市民意識の高揚が必要なことであります。それぞれの政治的立場の人がその主張を明確にし、市民の理解を深くして、投票へ駆り立てなければならないのだと思います。１９５１年から５８年までの旧日野町では、画期的な町政が行われたと私たちは考えています。それが、１９５８年３月行われた、七生村と合併した新しい日野町での最初の選挙の好投票率に影響していると私は考えます。馬場議員の発言によると、孫引きということになりますが、町長選９３.１３％、町議選９３.５８％という、いまから考えると驚異的な数字であります。

当時を思い出しますと、町が町長選挙一色に見えました。日野台と豊田の子供を対象につくられた第二中学の生徒たちも、うちでは斉野、うちでは古谷と二つに分かれていたということでした。太郎さんか次郎さんかで町が２分し、斉野陣営のウグイスが「斉野太郎」と言ってしまったことを記憶しています。その後６回の選挙戦があり、また来年４月にやってきます。来年は高い投票率の熾烈な選挙の予感がします。しかし、４期目の革新市政誕生は間違いないことでしょう。

ここで、６月１日の臨時会で行いました選挙管理委員の選挙について申し上げておきたいと思います。私たち市議会議員は定数が３０人。仮に、これに加えて補充員が３０人いて、欠員が出た場合には補充員第１位の人が議員になる。橘さんが病気でやめる　田中太一さんが亡くなると補充員が上がって議員になる。三浦さん、名古屋さんが都議立候補のために議員をやめられると、すぐ補充されて定員はいつも３０人。４年たつと実質的に少なくなった補充員が補てんされるだけ。議員は亡くなるか病気でやめるか、都議や市長に立候補のためにやめるかしなければ、続ける意思があればいつまでも議員をやっていられる。いいです。こうなると健康

に留意するのに専念し、徹夜で勉強し調査するような一般質問などは、やらない方が得策となって、一般質問も少なくなり、議会は覇気がなくなってくるのではないでしょうか。こんなことは市民の立場から絶対に許されるものではないと思います。

議会とは相当距離のあるところですが、任期４年の選挙で選ばれる点では共通している日野市の選挙管理委員会は、こういった実情なのです。長い慣例になってきたようですが、選挙するは日野市議会です。この辺で見直す必要があると私は考えます。代表者会議でも申し上げたことです。現在の選挙管理委員それぞれりっぱな人だとは思いますが、この慣例は直すべきだと思います。野球の審判は野球の選手出身が多いように、選挙管理委員会には議員経験のある人など、選挙の修羅場を通ってきた人などが適任だと思われているようです。長い間東京都議会議員をやってきた調布の神林芳夫さんも、今度都の選挙管理委員になっています。公選法では同一政党から２人以上の党員の選挙管理委員を禁止しています。ということは、１人だけはいいのだということを積極的に受けとめ、国でも都でも実行しています。各党が責任を持って候補者を送り出し、これを選出するという方法は日野でもとるのがいいと思います。補充員も、同じ政党から１人ずつ出しておけば、２人以上禁止の公選法にのっとって順位に関係なく適正に補充されることになるわけです。神のみの知る４年後の３０人の議員に対して、いまから要望しておきます。

次に、選挙の公営化について発言しておきます。

公営掲示板の設置する条例をつくれという声が出ています。「全国市議会旬報」８２４号、５月１５日号によりますと、市議会議員選挙のポスター掲示場設置条例が全市の約６割で制定されています。昨年の統一地方選挙の市議選で三多摩を回ってみると、武蔵村山市だけポスターの野立てなどが見えただけで、あとはみんな公営掲示板でした。私は、選挙の公営化を熱望していますが、私ども社会党はポスター掲示板には反対であります。ポスターを張りつけるだけで、設置も撤去もすべて公費でやってくれ、金も人もない私などは選挙の公営化の一環ととれるわけですが、1,２００枚許されているものを、あえて少なくするということには反対であるというものです。したがって、1,２００カ所の公営掲示板ができれば賛成できると思います。それにしても、市長選までならいいとして、市議選で４０人近くのポスターを１カ所に張って、候補者の宣伝効果があるのでしょうか。自分を見つけるだけでも大変だと思います。私は、この点を１０年前から考えてきました。公選法違反だとしたら法律を変えなければならないこと

ですが、候補者によって地域の選択を認め、その地域には数倍の数を張れるようにできる掲示板がいいと思っていました。例を挙げますと、私の住む多摩平５丁目、６丁目あたりでは、公明党の秦さん、共産党の板垣さん、自民党の古賀さん、民社党の大柄さん、それに飯山さんなど数人だけのポスターが張れるような掲示板が数多くあるということであります。公選法は、私なりにちょっと見てわからなかったのですが、１０年前には公営掲示板は候補者全員を掲示することになっていたという記憶があります。いずれにしても、市長選挙はあと１０カ月です。市長提案がないなら、議員提案でやる時期です。反対と言いながら気になるところです。（笑声）選挙の公営化に向かっての努力をしていってほしいところです。

ところが、公選法に縛られて、選挙の公営化は市独自でなかなかやれるものがないようです。私が前々から主張しているものに、公選はがきの公費負担があります。国会議員は無料でありながら、市長市議選では個人負担です。市議候補が同じ2,０００枚を出すのなら、当然公費でいいと思うのであります。しかし、これも市でやる気になっても公選法でできない。この点の、公選法の改正を国会で主張したのは、東京１１区で日本社会党の山花貞夫１人であります。

いろいろ申し上げましたが、ここで一、二質問しておきます。

質問1.　投票済みの証といったもの、あるいはこれを発展させたものを、投票者に手渡すということについてどう考えるか。

質問2.　記号式投票についてどう考えるか。

質問3.　国・都などにおける政党と選挙管理委員との関係はどうなっているか、把握している範囲でお答えください。

質問4.　ポスター掲示場設置条例の市長提案は考えていないか。

以上、簡単にお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（糸川　滋君）　　第１点の投票済みの証でございます。これにつきましては、いま現在も制度として残っておりまして、私ども、毎回選挙時には各投票場へ、しかるべき枚数を配布してございます。聞くところによりますと、かつて平日投票が行われた関係で、勤め先へのあかしとして提出する関係から、多くの方がお持ちになっておりました。そんなことから、自動的にだれかれなく投票なさった方には配布していたということを聞いております。その後につきましては、日曜投票、休日投票ということでございまして、

そういう必要性というのが大分少なくなりまして、それをお持ちになるケースが大変少なくなっております。そういうようなことから、私どもといたしましては、御要望のありました方にはお渡しするという形で現在対応しております。

第２点でございます。記号式投票。これにつきましては、法の４６条の２にあるわけでございますが、御存じのとおり単記自書、投票主義というようなことから、一つの特例ということでございます。最近では１２月、最高裁判所の国民審査でございます。あれがこれに該当するわけでございますが、この方式ですと、投票用紙に候補者の氏名を印刷しなければならないわけでございまして、当然それには順序の決定、その他の、これによります手続というものも必要になってまいります。特に、せんだっての法改正によりまして選挙期間短縮――市の選挙でございますと１週間でございます。その間、告示日に受け付けを開始し、その日のうちに閉じるわけでございます。その後に先ほど申し上げましたような手続をいたしまして、それから印刷となりますと、大変時間的にも苦しいわけでございます。特に投票用紙でございます。最も神経を使うところでございます。もちろん記号式投票するということであれば、条例制定いたしますればできるかけでございますが、現在、先ほど申しましたような実情にございますので、日野市選管といたしましては現在考えてはおりません。

それから、第３点目でございます。これにつきましては、自治法に１８２条の５号、５項に出ておるわけでございますが、同一政党あるいは政治団体のものを２人いなくてはならないという規定がございます。したがいまして、そのような形で現在取り扱われておるわけでございまして、決して一党一派に偏するというようなことはありませんし、そのようなことはなしに、中立を守って現在選挙の執行に当たっておるというものでございます。

第４点の、ポスター掲示場。任意制のポスター掲示場の設置条例ということでございます。すでに私どもより皆さん方、先生方がよく御存じだと思いますが、二つの方法がございます。一つは、１投票区に１カ所以上のポスター掲示場を設置すると。従来の1,２００枚の証紙の制度も生かしまして、公営によります掲示板のほか、その証紙を張りましたものは、いままで当日野市で行っておりますように、各自でお立ていただくというものとミックスに行われているのが一つ。それから、第二の方法としましては、１投票区につき５ケ所以上、１０カ所以内、いわば政令で定める数。日野市で言いますと合計１６９になるわけでございますが、この掲示

板だけにしぼりまして、当然証紙制度はなくなるわけでございます。その掲示板に張るだけで、野立てはできないという扱いのものでございます。

最初に申し上げました全くの任意制のポスター掲示場につきましては、先ほど申したようなことでございますので、余り公営の掲示板を立てるメリットが感じられないと。第２点については、それなりの長短あるわけでございますが、ただ、この点につきましては、1,２００枚の証紙がありながら、日野市の場合ですと、現在の状況で１６９枚、これしか使えないということでございます。やはり選挙運動の自由という点から、その点での関係から、なかなかむずかしい点があるということでございまして、いま現在私ども選管といたしましては、掲示場設置ということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　わが日野市の選挙管理委員会事務局は、市町村段階では日本で初めて点字の選挙広報を発行するなど、多くのりっぱな施策を行ってきました。今後も投票率の向上の施策、選挙の公平化、公正化に向けてがんばっていただくよう最後に申し上げまして、この質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって２の2.　公職選挙の投票率の向上に努力せよに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高橋通夫君）　御異議ないと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時１３分休憩

午後４時３３分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の1.　住民要望運動に対し行政はどう対応しているか、または今後いかに対応していくのかについての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔５番議員登壇〕

○５番（谷　長一君）　それでは通告に従いまして質問させていただきます。

住民要望運動に対し行政はどう対応し、また今後いかに対応していくかという件につきまして、８点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず第１点でございます。第１点は国道バイパス、幹線道路についてでございます。国道または幹線道路につきましては、国または都の直接買収または区画整理等によりまして幹線道路が整備され、住環境が著しく変化を来すわけでございます。これらに対しまして付近住民は、いかに自分たちの環境を悪くならないような形で、これに行政が対応していくようにというような要望等がなされるわけでございます。これは、１・３・１をとってみまするると、西平山の最初は反対であった請願等が何回か出されまして、過日には反対であるか、または賛成であるかわからないような状態になったということは、よくおわかりだと思うんです。

それで、これらの住民の要望と申しますか、運動に対しまして行政はどのようにしていくのかということを伺うと同時に、または、これに対応するために、幹線道路沿道の整備に関する法律、これらを考えてみまするると、私は、その目的等は具体的によくわからないわけでございます。これらについてひとつ説明をしていただきたいと同時に、今回出されます。また、出されています日野地区計画原案等についても、このからみ等がありましたら、ひとつお答えを願いたいというのが第１点でございます。

次に、第２点につきましては、多摩川、浅川合流点に今度建設される予定である――東京都がこれは買収するわけでございますけれども、下水道処理場についてでございます。その後の経過等をひとつ質問いたすわけでございます。現況等はどのようになっているかということをお伺いいたしたいわけでございます。

さらには第３点でございます。第３点は、高幡駅周辺、豊田駅南口土地区画整理事業、その他の土地区画整理事業に関してでございます。この土地区画整理事業のパンフレットを見まするると、清流と緑豊かな街をつくり、みんなで快適な街、または清流と緑豊かな街をつくるんだと。秩序ある安全な町づくり、活気に満ちた開かれた街づくり、文化と潤いのある町づくりと、非常にいろいろなことが書かれており、また、計画、概要等を見まするると、緑と清流豊かな町づくり、これは重複しますけれども、これを実現するために次のような基本方針というのが考えられているわけであります。そのような内容のことがこのパンフレットには書かれております。

そこで、道路、駅前広場、それから、商業地、文化施設、公園緑地、その他の施設等の、こ

れらの配分ですね。これらが日野市には自治体として、昨年ですか、五カ年計画というのを策定しているわけでございます。そこで、いわゆる計画策定いたしましても、実施計画がどのようになっているかという点につきましては、私は非常に危惧の念を覚えるわけでございます。どうしてかといいますと、ことしの予算等にも、それらの長期にわたり、または施政方針等を見ましても、欠けている面があるのではないかと考えております。そこで、特に区画整理等は、恐らく８年１０年と長い年月を要することであります関係上、これは事業費等の、または事業計画等の立案はよくなされておりますけれども、やはり現実というのにマッチした市民要望、それから、市民運動等をどのように吸収して、清流と緑豊かな街をつくるんだというふうに基本的なテーマを定めたか、という点についてお伺いいたしたいわけでございます。

それから、第４点は、この前にも質問いたしたわけでございますけれども、下水道の受益者負担金についてでございます。南多摩処理区も来年の９月には供用を開始することができるという予定になっております。そこで、当然考えられることは、受益者負担金に対する市の考え方。これは、いわゆる受益者負担金を事業費とからめて当然考えるわけでございますけれども、市の事業費の負担分と、受益を受ける方々の負担分の割合等は、一体どのようになるのかということでございます。それと同時に、もうすでにできております京王、西武、日本信販、それから、住宅公団、その他処理のプラントを持っている小さい団地等、これらの取り扱い等がどのような方向で取り扱いを受け、この解決をなされるような方向で進んでいくのかということと。それから、さらには、これは南多摩処理区でございますから、多摩市との関係があります。いわゆる近隣都市とのからみ。さらには、もうすでにできている既成の立川等は、一体どのような受益者負担がなされたかということであります。さらには、下水道に関しましては、恐らく完成までに１５年も２０年もかかり、６００億も７００億もの膨大なる税金が使われるということになりますと、公平の原則というのをいかに尊重しなければならないかということが考えられるわけでございます。それらの点につきまして、また、日野市におきましては、多摩平には下水道処理場もございます。これらとの関連、さらには、今度は八王子市等は下水道の料金の値上げというのを、恐らく４８％くらい上げるというようにもなっております。それら、ただいま申しました点等につきまして質問をいたすわけでございます。

それから、第５番目といたしまして、前にこれもやはり質問したことがございますけれども、学区の再編成についてでございます。教育長の前の答弁でございますと、学年進行にあわせて

解決する。または、学区検討委員会等をつくりまして、これを解決していくんだというようなことでございますけれども、聞くところによりますと、６月の１１日に検討委員会が開かれるというようなことでございます。それらの、いままでの教育長の答弁からしまして経緯等もございますでしょうから、それらの経緯。それから、さらに今後の展望等を聞かせていただきたい、このように考えております。

それから、第６点といたしまして、今度は、大型店舗というまでもないんですけれども、それに近い店舗の進出ということであります。いわゆるいま恐らく日野市または近隣でも、これからできるであろうと予測される売り場面積が４００またはそれ以下であっても、店舗が二つ、一つの敷地内の、または隣接している中につくられるというような場合、いわゆるアベック店舗の出店というようなことでございます。これは、一部埼玉等におきましてすでに問題になっているわけです。そのようなことを考えてみますると、大型店舗の出店に対しましては規制法等がありまして、多くの制約を受けてなかなかむずかしいということでございますけれども、このアベック出店ということになりますと、非常に規制がむずかしいというようなことを考えてみますると、やはりこの他に、または現在ダイクマ等の出店についても、いろいろと問題になっておることは、請願等見ましても賛成並びに反対等の両面から、議会に請願が出されているというようなことを考えてみますと、その内容というのは一面から見ますると、いわゆる卸売業者——同じような、または同業者というような反対。またはその反面、一般消費者側から見れば歓迎というような面もあるわけでございます。それらを過去の例も振り返って考えてみますると、どうしても商工会と話し合いの場というのがなかなか、届け出制という制度のもとでは困難な場合が出てくるわけです。これは、日野市に限らず、スーパー等の出店ということになりますと、いわゆる金のやりとり等が裏で行われているということは大方の方々が、役員の方はよく知っていらっしゃることと思うのでございます。それらの、いわゆる汚職的要素のあるような行為等を、やはり許してはならないというような観点に立ちまして、行政がいわゆる条例なり、または要綱なりをつくって、指導できる立場というのを築くのは私は大切ではないかと思うので、それらの点につきましてもお答えを願いたい。または、市の今後のあり方と、行き方というのを、考え方をひとつ質問するわけでございます。

それから、第７点につきましては環境対策、特に緑の保全についてでございます。環境基金等を見ますると、５８年度末で２億になっており、さらには、ことしの５９年度の総務費の緑

化基金というのを見ますと、１億1,５００万というのが計上されているわけです。市が積極的にこのような緑化基金の積み立てというのを行うということについては、いろいろ問題はあるだろうけれども、姿勢としては私は悪くはないんじゃないかと思うのでございます。これはどうしてかといいますと、やはり森田市政が環境保全というのを積極的に推し進めているということは、何も森田市政が、市長がやっているということじゃなくて、環境保全のあらまし、これは本年のを見ましても私たちの生活環境、都民と環境問題、東京の公害と環境問題の歴史とか、または、現状対策として大気の汚染、さらには公害問題、これはどうしても東京都として行わなければならないもの――騒音、振動等であります。これらのことを見てみますると、やはり単に日野市が伝家の宝刀のごとくしているわけではなくて、ああなるほど、東京都も環境保全につきましては非常に多くの予算を使いまして、都民の生活環境の破壊というのを、いかにして防ぐかというのに苦慮しているということがよくわかるわけでございます。

そこで、日野市が現在、これは予算にもありますけれども、樹木の所有者に対しましては１本3,０００円、それから、それを１本増すごとに2.０００円。さらには樹林に対しましても５００平米以上９９９平米以下は１万円と、それから、1,０００平米から1,９９９というのは１万5,０００円と――これは１軒についてです。それで上限を３万円に抑えているということでございます。これらの努力というのは、やはり私は、土地所有者は平素並み並みならぬ努力をしまして樹林、それから、樹木の維持管理をしているということになりますと、決してこれは高い措置ではなくして、もっと出してもいいんじゃないかと私は考えております。この樹林並びに樹木の補助金については、これは改訂されたようでございますけれども、なるべくこれらの件につきましては、早い機会に再度見直しをしていただくというのが私は結構じゃないかと思って、それらの点についても質問するわけでございます。

それで、いわゆるまた日野市の面積に対しまして、また、人口に対して都立の公園、それから、市立の公園等を見ますると、５８年度の資料によりますと５２万3,１３６平米ということに、これは都立公園は動物園だと思うんです。――向こうだと思いますけれども、なっておるわけです。それから、市立は３０万8,２５５。それから、児童遊園等を見ますると４万5,148。今回ここでまた児童公園等はふえましたから、さらに面積は多くなったと思います。そこで、これらのことを考えてみますると、その周辺に今度は点在する、いわゆる都市保護条例に基づく緑化保全地域、それらの面積等は、一体日野にはどのくらいあるのかということでございます。

それから、首都圏近郊緑地保全地域。これは、いわゆる緑地保全地域の、これは面積。これは恐らく多摩動物公園の南側あたりの山林であると思うんです。これは、日野とか八王子、多摩等は、やはり首都圏の近郊ですから、近郊緑地保全地域というので非常に面積は多いだろうと思いますけれども、日野市にはどのくらい保全地域があるかということであります。それも伺うわけです。

それから、今度は都市計画法による公園緑地、それから、この中にさらには、いわゆる公園緑地で計画決定がなされて、さらに実施されている面積。それから、今後さらにできるであろうと予測される、これからの見通しの公園の面積。それから、公園の住民１人当たりと面積は、一体日野市はどのくらいあるかということと――あるかということがわかれば、当然日野市１人当たりの面積もわかるわけです。それで、東京都における日野市の緑地の、いわゆる都下26市の順位等はどういうふうになっているかということも、あわせてお伺いいたしたいと思います。

それから、あと一つは、よく皆様も問題になったので御存じだと思いますけれども、自然を守る会のことであります。前にこの資料によりますと……

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により会議時間の延長をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　いわゆる緑化基金等を設定しまして、自然保護行政をさらに推進させるために、市が今後真剣に取り組むというようなことで、財団法人の設立等も言われたことがあったんですけれども、それらは一体現在どうなっているかということであります。

それから、あと一つは、先ほどもどなたか議員が触れられたと思いますけれども、前にこれも私質問いたしました医療救急体制の確立するときですけれども今回は、医療救急体制の実態はまだまだであるについて、CTをぜひ市立病院に配置してくださいということであります。これにつきましては、過日、厚生委員会におきまして、岩国・尾道市を視察したときに病院を見せていただきまして、非常に私は驚いたのであり

ます。それは、尾道市の一般会計の予算等を見まするとと、１９３億5,8００万円なんです。それで、自己財源も少ないにもかかわらずりっぱな病院ができていると。そこで、日野市と比較してみまするとと、日野市は当初予算が３０４億7,０００万円ということでございます。当然市民の要望に対応していける機能を果たす――市民の願いというのは、いかに市長が市民の命と暮らしを守るんだというからには、市長としてこのような機能を果たす病院をつくるというのは、私は義務的責任ではないかと考えているわけです。そこで、市長はいつも言われることは、本当に市民の健康管理、それから、福祉の向上のためには全力を尽くすといって答弁をされているわけですけれども、やはり言うだけでは馬の耳に念仏でありまして、どうにもならないわけでございます。どうか市民の要望にこたえる病院行政というのを強く推し進めるためにも、病院の近代化ということは私は大切ではないかと考えております。

尾道病院を見せていただいたときにも、非常に中の重病人の集中管理等がよくなされておりました。それで、厚生委員の方は皆さん行って、よく視察してこられたんですからおわかりでしょうけれども、重なり合って申しわけないんですけれども、ＩＣＵという、いわゆるベッドも４床ありました。それからＣＣＵというベッドもやはり４床ありまして、いながらにしてお医者さん、または看護婦が、その容態等がよく見聞できると、手をつけずにできるというようなシステムになっていて、やはり日野市におきましても、これらの施設を、やはり病院の近代化を図るということで導入するのではなくて、市民の――市長はいつも口にしている、命と暮らしというのを守るということならば、当然導入しなければならないのではないかと。そのようなことをしまして、医療救急体制の確立を図るということが私は一番大切ではないかというような観点に立ちまして、８番目の、救急医療体制の実態はまだまだである。ぜひＣＴを市立病院に配置してくださいという質問をいたすわけでございます。

以上、８点を質問いたします。お願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　谷長一君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私の方がらは関係いたします点につきましてお答え申し上げます。

まず１点から４点目までと、それから、７点目の中の３、４、５の点につきましてお答えを順次申し上げます。

まず１点目でございますけれども、国道バイパス、あるいは幹線道路につきましての住環境

の保全ということで、住民との間のいろいろ対話だとか話し合い、そういった点でどのように対応しているかという点でございますけれども、１・３・１号線につきましては請願が出されておりまして、先般、条件つき、いわゆる附帯意見つきで採択になりました、あの請願に関連いたします西平山につきましては、地域の住民の方々と数度お会いいたしまして、いろいろお話をしてございます。最近では、ことしの１月２１日でございますが、お話をいたしたわけでございますが、その中で、住環境をどのようにバイパス等ができた場合には保全をしてくれるのかということが、主たる話し合いの内容であったわけでございます。地域住民としても、１・３・１バイパスについては、その必要性は、やはり認めざるを得ないであろうけれども、これが通ることによって、住環境が非常に破壊されるという問題が当然考えられると。それをどう市なり国なりが対応してくれるのかということでございます。

この点につきましては、私どもの方としては、現在万願寺区画整理区域内で実施をしておりますように、沿道対策というものを十分やっていく。たとえば西平山においても、今後区画整理事業ということで整備をする段階においては、万願寺と同じような形で沿道対策を実施していきたいということでお話をいたしまして、その点については御理解をいただいたわけでございます。それと、１・３・２号線に関しましても、多摩平の住民の方々、あるいは、このたび開通いたしました中央線の架橋の前後の工事につきましても、多摩平７丁目の自治会の方々ともいろいろとお話をし、環境整備ということで、１・３・２号線については沿道の緑化を図っていく、というようなことで御理解を得たことによりまして実施ができたわけでございます。このように国道、あるいは幹線道路というものを計画し、実施をする段階で、私どもは地域の住民の方々と十分話し合いをして、理解を得た上で実施をしていくという方向で考えております。

これに伴って、当然いろいろ環境法令等も出てくるわけでございますが、５５年に都市計画法の一部が改正されまして、この都市計画法の中に、新たに幹線道路の沿道の整備に関する条項が入ってきたわけでございます。こういう条文に基づきまして、今後沿道対策を十分住民の方々と話し合いながら進めていきたいというふうに考えているわけでございます。

それから、地区計画との関係でございますけれども、直接地区計画との関係は、このような幹線道路についてはないわけでございますが、地区計画を定める場合においても、その地域に幹線道路等がある場合には、やはりそれを取り入れて考えていかなければならないということ

になっております。地区計画の中でも、やはり地域の沿道の整備ということについても、当然この計画の中に取り入れていかなければならないと考えておるわけでございます。

それから、２点目の下水道の終末処理場のその後の経過でございますが、現在の段階におきましては、すでに測量等が終わりまして割り込み作業と申します一つの測量関係の手法などを用いて、各筆ごとの面積が確定いたしました。この面積につきましては、すべて地主さん方の承諾の印を皆さんからちょうだいして、一応その内容が確定したわけでございます。東京都におきましては、それに基づきまして、今年度から用地買収に入るということで、現在その作業が進められておるわけでございます。前田道路という企業があるわけでございますが、その移転にかかわらず、その周辺も含めて買えるところから買っていくという方針をここで新たに打ち出しまして、用地買収を今年度から実施することに相なっております。それとあわせまして、周辺の外周道路というのがあるわけですが、それの整備も今年度から実施をしたいということで、その計画をいま詰めている段階でございます。

一方、地域の住民の方々との間では、このたび周辺の環境整備ということで、地域住民の方々、特に周辺の５自治会の方々の代表を、各地域から２名ずつ出していただきまして、環境整備連絡協議会というものを、このたび正式な形で発足をいたしたわけでございます。これらの委員の方々と私ども市の方、それと都の方とで環境整備ということを十分協議した上で、この地域の整備を行っていこうということで、今後この協議会の中で検討を行っていく予定にしております。

それから、３点目の高幡、豊田南地域の区画整理でございますが、御指摘のようなメーンテーマを掲げまして、地域の住環境を整備していくということで、区画整理の説明会等も、これまで数回となく持ったわけでございます。私どもの方の区画整理事業は、良好な住環境をつくると同時に、既存の緑地等も保全をしていくということで、豊田南の地域におきましては、環境アセスメント条例に適合いたしますので、環境アセスメントのいま調査を行い、都の方にその原案を持ち込みまして、内容のチェックをいま行っている段階でございます。これが終わりますと、東京都において条例に基づきまして公聴会等を開きまして、都市計画の決定をとっていくということで、環境の保全につきましては公園、あるいは道路等、いわゆる都市施設についてすべて評価等を行っているわけでございます。

それと、４点目の下水道の受益者負担金の関係でございますが、受益者負担金につきまして

は、現在私どもの部の中でこの検討を行っている段階でございます。最終的な結論はまだ得ておりませんが、国の方で「公共事業の実施に伴う受益者負担金制度の採用について」という通達が４０年に出ております。その後、４４年に建設省の都市局長通達におきまして、この制度を十分活用するようにという呼びかけがなされておるわけでございます。これの負担の割合でございますけれども、事業費の５分の１から、３分の１の間の範囲内で徴収することが望ましいと。その徴収期間は３年、あるいは５年に分割して行うことが適当であるというような内容で、国の方からの指導があるわけでございますが、最近の傾向といたしまして、国の方で、この制度を採用をする場合には、優先的な補助金の配付、あるいは起債等の優遇措置を行ってきたわけでございますが、国の方の予算の緊縮化という点もありまして、なかなかそのような—これを徴収しております各市の要望にこたえられないという状況が出てきております。

そのようなことで、今後の対応としては、受益者負担金を採用してやった場合に、果たして計画どおりの執行ができるかどうかという点も、新たな問題として出てきております。そのような情勢の変化があらわれてきております関係上、私どもとしても、そういった点を十分検討した上で、これを採用するか、あるいは採用しないかということで踏み切っていかなきゃならないと考えておるわけでございます。この点につきましても、十分内部で討議いたしますと同時に、議会の方の下水道対策特別委員会の方にも、一応審議をいただきまして、結論を出していただきたいと、かように考えているわけでございます。

それと、コミプラ関係。いわゆるすでにできている団地等の処理してある地域は、どのように取り扱われるのかという点でございますけれども。すでにできておるところ、こういったところには、要するに、もうすでに完成しておる枝管、これをさらに掘り返して、またつくりかえるというわけではございません。いまの管をそのまま利用していきたいというふうに考えているわけでございまして、したがいまして、これらの団地等に入っております方々には、直接負担金がかからないのではなかろうかと。そういった点も、一つの問題として私どもは検討しておるわけでございます。

それから、近隣市の状況はどうかという御質問でございますが、多摩市、稲城市につきましては、まだ現在では制度化されておりません。私どもの市と同じように、今後これを取り扱っていくかどうかということについて、内部で検討が進められている段階でございます。立川市でございますけれども、立川市は徴収をしておらないわけでございます。すでに単独で処理場

を抱えておりますが、その単独下水道の整備に当たって、負担金をかけておらないという事情がございます。したがいまして、立川市は徴収をしないというような方向を打ち出されているわけでございます。

それと、公平の原則という点から見まして、受益者負担金制度のあり方というのが問われているわけでございますけれども、公平の原則からいきますと、なかなか非常にむずかしい問題があるわけでございます。先ほどのコミプラの関係、あるいは多摩平の団地の関係、それと、早くできたところ、それから、だんだん遅く整備されてくるといったところの関係もあるわけでございます。そういう面から、私どもの検討の一部として、公平の原則をどう取り扱っていくかということも検討の一つの課題であるわけでございます。

それから、八王子市の料金の改定が行われたわけでございます。日野市も、現在多摩平の処理場に関連いたします下水道の料金につきましても、改正をしていかなければならない時期にまいっております。将来多摩平の現在徴収している料金と、それから、流域下水道に入りました場合の料金というものが、現在の両立体系からいきますと、非常に大きな差があるわけでございます。これを将来１本にしていかなきゃならないという点から、多摩平の方の料金のアップということも、今年度末あるいは来年度にかけまして段階的に上げていくということも、検討を現在行っている段階でございます。

それから、７番目の緑の保全についてでございますが、この中の３点目の首都圏の近郊緑地保全法に基づく緑地保全地域の面積と、今後の指定でございます。近郊緑地保全法に基づきましては、４２年の２月の１６日に、首都圏整備委員会の告示によりまして、八王子市の長沼町と下由木、それと、日野市の程久保の地域が指定されたわけでございまして、その面積は２64ヘクタールあるわけでございます。そのうち日野市の分といたしましては１２８ヘクタールが、この区域として指定をされているわけでございますが、これ以外の地域については、もうすでに市街化区域として編入されておる地域がすべてでございますので、今後、これらの市街化区域の中で、この網をかぶしていくということは非常にむずかしい問題があります。したがいまして、いま直ちにこれら以外の地域を指定するということは、私どもとしては考えておらない段階でございます。

それから、７番の４点目でございますけれども、都市計画法に基づく公園緑地の計画決定と実施面積、それと、今後の見通しについてでございますが、日野市の都市計画区域に計画決定

をされております都市計画公園は２８カ所ございまして、その計画面積は９2.６９ヘクタールでございます。このうち、すでに供用を開始しております面積は６1.９５ヘクタールと、全体の６６.８％に当たるわけでございます。今後の予定といたしましては、北川原公園の現在用地買収を行っている1.4ヘクタール、それから、将来処理場の上組みを覆蓋してつくる面積を合わせますと、9.６９ヘクタールの公園が予定されるわけでございます。それ以外に仲田緑地のすでに用地買収を行いました3.9ヘクタール、そういった公園が今後追加されてくることになるわけでございます。

それと、７の５番目でございますけれども、公園の１人当たりの面積、それと、都下２６市の中の順位でございますけれども、現在の管理されております、　用開始をしておる公園の面積は８1.3ヘクタールでございまして、市民１人当たりの面積に換算し直しますと5.5平米になります。これを２６市中で見てまいりますと、日野市が３番目に該当いたします。第１位は小金井市の6.７５平米、それから、それに次ぎまして多摩市の6.４９平米でございます。

以上、私の方の関連の御質問にお答え申し上げました。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　ただいま都市整備部長がお答えいたしました、第７点目の環境対策のうちの緑の保全の関係につきまして、３点ほど御質問がございましたので逐次お答えいたしたいと思います。

まず第１点は――私どもの方の第１点でございますけれども、樹木、樹林の補助について、さらに今後改定をしていく必要があるんじゃないかという御指摘でございますけれども、御存じのように５１年に緑化推進に関する条例を設置しまして、そして、市民生活に有効な環境をつくり出すという目的のために推進をいたしてきておりまして、この条例に基づきまして御指摘のございました補助金――樹林、樹木の補助金の交付制度をつくりまして現在に至っておるわけでございまして、この補助金の交付要綱につきましては、４７年の７月に制定をいたしまして、今日まで数回にわたりまして内部的な一部改定をいたしております。金銭的な面につきましても、本年度予算の議決をいただきまして、引き上げの改定をいたしたわけでございます。そういう中で民間地、あるいはその他神社地などの緑地保全、あるいは個人の屋敷の中にございます独立した樹木、これらにつきましては、積極的に保護育成を図るということで、できるだけの補助金の交付をしていこうという、前向きの姿勢で、ことし若干の改正をしたわけで

ございます。今後の問題等につきましても、さらに引き上げの方向では検討をしていきたいと思っておりますけれども、その時期等については、今後やはりもう少し、いつにするかという点等については、本年度上げたわけでございますので、今後の課題として、さらに取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、緑地保全地域の問題でございますけれども、緑地保全地域の問題につきましては、御存じのように、いわゆる東京都の自然保護条例、これに基づきまして東京都が指定をいたすものでございまして、現在この指定につきましては４カ所ございます。そのうちの１カ所が私どもの市域の中で指定をされておりまして、いわゆる東豊田　緑地保全地域でございます。約６ヘクタール、６万７９平米でございまして、このうち市の土地が４９％、３万３１６平米ございます。そのほかに、都が積極的にその後買い取りを進めておりまして、まだ全部はいきませんけれども、東京都の所有地が8,３８８平米、パーセントにしてはちょっと低いわけでございますけれども１４％、残りの２万1,３７５平米、３７％がまだ民間の、いわゆる所有地でございます。この所有地につきましては、逐次東京都が買い上げを進めていくということで、市も積極的に働きかけをいたしております。

それから、今後の指定の見通しにつきましては、先ほど申し上げましたように、指定の地域が東京都は４カ所しかございませんので、大変少なくて、そのうちの１カ所は、日野の豊田緑地保全地域として良好な環境がその後保たれているわけでございますけれども、さらには東豊田の緑地保全地域の中で民地がまだ若干残っております。わずかですけれども、1,０００平米に足らずの民地がございますので――これは豊田駅寄りの清水谷公園の近くでございます。これらの買い取り、そして、指定などにつきましても先般申請をしておるところでございます。さらにはまた、東平山の緑地保全地域の新しく指定をお願いしたいということで、あの辺の旭が丘４丁目の関係につきましては、御存じのように周辺が開発をされておりまして、帯状に非常に貴重の樹林が残っております。これらの樹林につきましても指定をしていただき、そして、緑地の網をかぶせ保存していこうということで、東京都に申請をいたしてございます。それから、さらには東光寺の関係の緑地でございますけれども、これにつきましても、できるならば東京都の緑地保全地域として指定をしていただくように、これも申請をいたしております。以上が東京都の自然保護条例に基づくところの緑地保全地域の関係でございます。

それから、もう一つの御質問につきましてですけれども、いわゆるナショナルトラストの問

題でございます。大変残念ながら日野で発生いたしました知床の1,０００平米運動にちなみまして、0.１平米運動につきましては、現在挫折状態になっておるわけでございますけれども、しかし、これも自然を守る会が中心になりまして、今後どのような形で、堅実に実現できるような方向で進めていったらいいかどうかということで検討がなされております。そういう反面の中でことし予算をお願いいたしまして、市の中でも積極的に市民運動として緑化運動を、いわゆる財団法人のような形の組織をつくりながら進めていこうということで、その準備の環境緑化市民組織とでも申しましょうか、そういう組織をつくるための足がかりを予算的にお願いをしたわけでございます。こういう形のものを、さらに今後は広げまして、やはり緑化運動というのは市民から直接盛り上がり、そして、市民の盛り上がりの中で継続的に持続ができるような、そういうものでなければならないんじゃないかというふうに思っておりますので、今後、そういう意味で民間、あるいは学識経験者、あるいは市と、３者一体になりまして財団化に努めるとともに、緑化協会のようなそういう組織をつくりまして、その中に団体の加盟、あるいは御賛同をいただきます個人の会員などの組織を網羅いたしまして、進めていきたいというふうに思っておりまして、具体的には公園緑政課の方でいま詰めに入っておるわけでございまして、活動が期待できるということで、できるならば早くその足がかりをつけ、そして、発足を図りたいというふうに思っております。

以上、私の方から３点お答え申し上げました。

○議長（高橋通夫君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　御質問の第５点目の、いわゆる学区の再編成につきましての、学区検討委員会の現状と、あわせまして将来の見通しはどうかという御質問に対しましてのお答えでございます。

御承知のとおり日野市内の小学校の児童数でございますけれども、昭和５５年度までふえ続けてまいりまして、昭和５５年度にピークに達しまして、５５年度の児童数につきましては１万5,８３２名を数えております。しかし、昭和５６年度以降につきましては、年々減少の傾向にございまして、５９年度の場合は新設されました仲田小学校を含めまして児童数は１万4,２６８名でございます。５５年度のピーク時と比較いたしますと、1,５６４名の減少となっております。なお、６０年度以降につきましても減り続けてまいりまして、昭和６５年度には推計でございますけれども、大体１万1,７９１名くらいになるんじゃないかというふうに推測

測されるわけでございます。一方、中学校については、小学校とは逆に昭和６１年度まで増加の傾向にございまして、昭和６１年度にピークに達する見込みでございます。ちなみに昭和59年度の生徒数でございますけれども、生徒数につきましては7,２３３名を数えております。昭和６１年度の推計の生徒数につきましては8,０１９名でございますので、６１年と比較しますと７８６名の増員というふうになる見込みでございます。なお、昭和６２年度以降につきましては暫減していく傾向にございます。

なお、小中学校の新設状況でございますけれども、特に昭和４０年度から５０年代の半ばへかけまして人口は急増しております。そういった関係におきまして、小学校につきましては、その間１１校つくっています。また、中学校につきましては５校を新設しております。そういった関係もございまして、特に学区域内の、いわゆる編成につきまして多少無理もございますし、また、各小中学校におきますところの児童生徒数の関係も多少アンバランスを示しています。そういった意味におきまして、当然のことながら学区検討委員会をつくる必要性もあるわけでございまして、おくればせながら昭和５９年度に学区検討委員会の設置のための予算を計上していただきました。そこで、学区検討委員会をここでつくったわけでございますけれども、一応メンバーにつきましては６名でございまして、教育委員の代表１名、それから、小中学校の校長会の会長さん１名、教頭会の会長さん１名、それから、ＰＴＡの代表１名、教職員関係の代表１名、それから学識経験者１名ということで、６名の検討委員を設置されてございます。これは、諮問した結果につきましては、教育長の方に答申をするというふうになっております。第１回目の会合につきましては、先ほど御指摘がございましたとおり、６月１７日の日に第１回目の会合を開いたわけでございます。一応考え方といたしましては、昭和５９年度につきましては、大体検討委員会を５回ないし６回を設ける予定でございます。検討の課題等につきましては、まず最初に小学校区域の、いわゆる見直しの検討を進めてまいりたい。この検討の結果につきましては、一応今年の秋ごろには教育長の方に諮問した結果が答申されるであろうというふうに見込んでいるところでございます。なお、中学校につきましては、先ほど申し上げましたとおり、小学校と逆に生徒はふえておりますので、一応中学校区域の、いわゆる再編成につきましては、小学校のいわゆる再編成が終わった後、これにつきましての、再編成につきましての検討をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　アベック店舗の出店について第６点目の御質問にお答えをさしていただきます。

御案内のとおり、売場面積５００平米以上になりますと、大規模小売店舗の決めによりまして、それぞれ通産省あるいは都道府県の知事に届け出をしなければならないわけでございます。しかしながら、御質問のように同一敷地内に３００平方米の建物を２棟建てる。こういうことになりますと、同一敷地内ですと、一つの店舗とみなす方がよろしいように私は思いますが、こういった法の網をめぐる盲点と申しましょうか、こういう問題が生じてくるわけでございます。谷議員さんは、埼玉県にそういう実例があるというお話でございますが、最近、お隣の八王子市にもこういう問題が持ち上がってまいりました、駅ビルが完成いたしまして、懸案の南北をつなげます自由通路ができました。北口の階段を上りまして、南口の改札口へおりますと、その改札口の両わきに国鉄用地がございます。赤字財政に悩む国鉄が、そこに店舗を建ててテナントを募集する。こういうアイデアを打ち出したわけでございますけれども、改札口の両隣に建てる店舗は３００平米程度の規模でございます。したがいまして、これが1.店ですと500平米に満たないわけですから、大規模小売店舗の規制を受けないわけでございますけれども、自由通路を隔てた両側にそういう店舗――同規模程度の店舗を建てるということは、駅ビルの増築とも解釈できるわけでございます。自由通路でつながっておりますから、多少距離的に離れましても駅ビルの増築になるのではないかと、こういう声が近隣の商店街から上がりまして、反対運動が起こっているわけでございます。

このように道路を隔てる場合にしても、交通量の非常にたくさん多い道路を隔てた二つの店、あるいは幅員４メートルにも満たないような人間だけが行き来する道路の両側に建てた店、いろいろ条件によってその解釈は違ってまいりますけれども、５００平米に満たない店舗を建てる場合には、大規模小売店舗の規制を受けないわけでございます。ですから、そういった満たない場合に、谷議員さんの御質問は、市長が調整権者になって、市で要綱のようなものをつくって規制できないかと、こういう御質問でございますけれども、現在のところ、こういう市長の調整権利者――市に調整機能を持たせた要綱をつくるという考えは持ち合わせてございません。そういった働きをする場を、商工会の中に１２の委員会等がございます。この１２の委員会等は商調協と申しまして、大規模小売店舗の精神に従いまして、半ば義務的に設置をする商業活動の調整協議会でございますけれども、これを筆頭に１２の委員会等がございまして、そ

のうちの一つに、大型店対策委員会というのがございます。ここの協議にお任せしたい、調整役をここでやっていただきたい、こういうふうに考えているわけでございます。先ほどの御質問の中で、お金が動くというようなこともございましたけれども、対策委員会のメンバーを見ますと、大変りっぱな方が並んでおります。そういうことがないと私は確信をしているわけでございます。

なお、２６市につきまして、規制的な要綱を設けている市があるかどうか調べてみました。１市だけでございます。保谷市でございます。保谷市は特殊な背景がございまして、昨年に保谷市の商工会は解散をいたしてございます。したがいまして、こういった対策委員会ですとか、商調協だとか置く商工会そのものが、母体がなくなっているわけでございまして、そういう意味合いから、保谷市には規制をする要綱が生まれているんではないか、このように考えております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　第８点目の御質問にお答えをしたいと存じます。

まず、市立病院にＣＴを購入の件でございますけれども、５９年度の予算編成時にも、私ども病院関係といたしましては、医師等を含めまして各部局で真剣にＣＴの問題につきまして討議をさしていただきました。結論を申し上げますと、まず第１点目に、現状おわかりかと思いますけれども、まず設置の場所が非常に困難だということでございます。それは、一つは公堂をまず取り壊さなければならないだろうというような問題、それから、もう１点は、お尋ねにも討議がございましたけれども、ＣＴの場合には頭部、いわゆる頭の診断が大体７割だろうと、それから、おなか、いわゆる腹部の方が残りの３割ぐらいが、いわゆる診断としては実績が、各ほかの病院等を調べますと残っておると。当時、脳神経外科でありますところの、いわゆる専門医が市立病院にはおらなかったということでございます。それらを含めまして、５９年度の予算につきましては、まだ内部的に医療機械等の、もう少し充実を図った方が先決であろうというようなことで結論づけまして、５９年度の予算編成ではＣＴの購入は一応見合わしたという経緯がございます。先ほどの午前中の、その後お話にもございましたように、その後は脳神経科の医師が見通しがつきまして、実は採用ということが決定したわけでございます。したがいまして、脳神経外科の専門医の採用によりまして、今後――病院自体の財政の関係もございますけれども、もう一つ問題になりますところのＣＴで診断後の、いわゆる手術等を含めまして術後の処置、要するにフォローが当病院でどの程度までできるかということをよく病院としても慎重に考えまして、この件に対処したいと、このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　そうしますと、再度質問をさせていただきます。

第１点の沿道対策、それから、地域住民との十分話し合いによってこれらを解決していくということですけれども、やはりそれには一つの市の沿道に対する基本的な考え方っていうか、一つの計画があれば、当然どのように実施していくかという計画も立てなければいけないわけなんですけれども、これらについて、もっとわかりやすく説明していただきたいと思います。

それから、良好なる住環境をつくるんだということはよくわかるわけでございます。そこで、先ほどの説明ですと豊田ですか、これはアセスメント条例の適用を受けて、原案をすでに東京都に持ち込んでいると。それで、そのチェックを受けていて、公聴会というのは、これから開かれるわけでございますけれども、このチェックというのはうまくスムーズに通るかどうか。さらには公聴会において意見等が出されるかどうかということもお伺いいたします。

それから、４点目でございますけれども、これは下水道の関係です。この事業費の三分の一から五分の一の受益者負担というようなことを考えていると。ついては、現在国の財政も非常に逼迫していますということです。それで、起債補助金等、市の要望になかなか上級官庁もこたえられないと。これらの点につきまして、仮に３分の１から５分の１の範囲内ということ考えおりますけれども、もしこれは、現状においてもこの範囲内においても非常にむずかしいということですので、今度はまた、多摩市、さらには立川等を見ますると――稲城、多摩市はまだ制度化していない。立川は負担金は徴収していないということです。それらをあわせて考えますと、仮に日野市が負担金を取らないような場合、または、取った場合には、起債または補助金等がどうなるのかという点についてもお伺いいたしたいと思います。

それでは、さしあたり１、２、３、４と７についてお伺いいたします。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは再度の御質問につきましてお答えを申し上げます。

まず１点目の国道等の住民等に対しますいろいろな説明会等も持っておりますけれども、市

としても基本的な考え方を持つべきではなかろうかと。それの計画についてはどうなっているのかといった御質問でございます。市の方といたしましては、沿道の対策につきましては、たとえば例を挙げて申しますと万願寺の例でございますが、沿道両サイドに用途地域の設定をいたします場合に、商業地域、あるいは特殊用途地域、また、準工地域、公園というような実質的なバッファゾーンにしていきたいというふうに考えているわけでございます。５５年の５月に制定されました、幹線道路沿道の整備に関する法律に基づきますと、この具体的な内容は、沿道に接する土地について整備計画区域を定める場合には、まず第１として後背地の侍宅への騒音を防止するような建物を設ける。２点目には、沿道の緩衝緑地を設け、後背地の住宅への騒音を防止する、または、付近の住民のための広場をつくっていく。３点目としては、建物を防音工法にし、騒音に強い建物にするよう誘導していくと。４点目としては、住宅の立地を規制し、商業系の土地利用に誘導をしていくと。このようなことから、５点目として、良好な住環境を保全していくんだという趣旨がうたわれておるわけでございます。日野市としても、沿道対策として、今後区画整理で実施する場合には、用途地域でその沿道対策を十分やっていくということで考えているわけでございます。

それから、３点目の区画整理に関連いたしますアセスメントの関連でございますけれども、現在都の方で市がつくりました原案についてのチェックを行っているわけでございます。このチェックは、現在ほとんど完了してございまして、１０月くらいの緑地の方の審議会の方に、東京都で諮っていきたいということで、現在作業が進められておるわけでございます。そういう中で、審議会の中のさらにまたチェックを受けるわけでございます。審議会が問題なく通過してきますと、都市計画の決定が行われてくると。そういう手順になってまいりまして、年度内には都市計画の決定に踏み込みたいというふうに、私ども東京都の方とも十分協議しながら進めている段階でございます。その中で公聴会というのが当然持たれるわけでございます。これは、東京都の主催でございますが、この公聴会は東京都が行いまして、その中で当然住民からのいろいろな要望、あるいは意見等が出されるわけでございますが、これらの意見につきましても、先ほど申し上げました審議会の中で、そういう点を検討するという運びになってこようかと思います。

それから、４点目の負担金の問題でございます。３分の１から５分の１の範囲内という一つの方式があるわけでございます。この方式は建設省方式と通常言われている方式でございます。

総事業費の３分の１から５分の１ということで、これ以外に下水道財政研究会の第４次の提言がありますが、その提言方式からいきますと、末端管渠整備の費用の相当額というふうにうたわれているわけでございます。この二つの方式を比較していった場合に、どちらが高くなるかということを申し上げますと、建設省方式で実施をした場合、現在の日野市が進めております公共下水道の費用からいきますと、平米あたり４８０円という額が出てまいります。一方、提言方式からいきますと、平米当たり1,１５０円という額が試算されるわけでございます。そういう中で、もし今後市の方でこの負担金を採用していく場合には、やはり建設省方式、平米当たりの単価の安い方を採用していくことが望ましいというふうには考えているわけでございます。

それで、この負担金を取った場合、あるいは取らなかった場合、国の補助金、あるいは起債の許可というものがどうなるのかという御質問かと思います。従来も国の方針では、まず負担金を徴収する市、町等につきましては、やはり負担金を取るに当たって整備計画というものを定め、それに基づいての負担金を賦課していくという形になります関係上、国としても補助金、あるいは起債の優先配分というものが行われた時期があったわけでございます。しかし、現在の状況から見ますと、非常に下水道の施行を実施をしている市、町というものが非常にふえてきております。そういう関係から、建設省の予算枠という中では非常にその配分というものが苦しくなってきているわけでございまして、各市が実施を予定しておりますとおりの補助金というものが、なかなか要求どおりつかないのが現状でございます。そういう中で、実施をしております市がどうしても負担が多くなってくるわけでございますが、その中で建設省としても、やはり今後の方向としては、負担金を徴収するということは、これは望ましいことであるけれども、これは絶対的な要件というふうには、そのようには考えておらないようでございます。そんな中で、私どもとしても、今後この取り扱いをどうしていくかということは最大のポイントになってこようかと思いますので、その辺十分いま検討している段階でございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　下水道の件につきましては、いわゆる受益者負担等について、やはり末端関係の事業費が平米あたり４８０円ということでありますけれども、やはり建設省方式ということで安い方をとって、これはとってもらいたいと思います。それから、いわゆる

受益者負担ということになりますと、いわゆる、さっきちょっと説明はなかったんですけれども、農地や何かの平米当たりというのは、どのような形で見込まれるんでしょうか。その点についてちょっとお伺いいたします。再度ひとつ。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

農地あるいは宅地ということにかかわりなく一応かかってくるものでございます。ただ、農地である場合には直ちに管を敷設する必要がない場合には、やはりそれが宅地になる時点で賦課していくというような、一時留保する形が採用されるかと思います。

○　以上です。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君。

○5番（谷　長一君）　そうしますと、今度は5の学区の編成につきましては、大体検討委員会もできましたので、これから積極的にこれを推し進めていくということですから異存はないので、適正なる学区の編成というのに向けて積極的に活動してもらいたいと思います。

それから、今度は大型店舗の件ですけれども、八王子におきましては南口の駅、道路を隔てて片方が300平米、また、自由通路を挟んで、またできたということですけれども、いわゆる規制等の範囲内にとっても、これは規制に届かない場合、非常にこれは、いわゆる大型店対策というのは窓口ができているんです。それで、結局東京都、または埼玉県の県庁等の大型店対策室というのがありまして、いろいろ伺ってみますると、非常に問題というのはむずかしい問題であると。いわゆる行政の指導等ができないような形でつくられる場合があると。それですから、そこいらをどのような形で商工会、または調整機関等の機能を、商工会等が十分発揮できるような形に持っていくかということがまず第一、というようなことも話されておりましたので、やはり調整ということに関して十分留意して、適切なる行政指導ができれば、私は幸いではないかと考えておりますので、そのあたりの御配慮をよろしくお願いいたします。

それから、第8点のCT、それからICU、CCUという件につきまして、先ほども申したように、尾道病院行って見てまいりました関係上、どうしても交通事故等、また、脳卒中等によって脳障害等が起きた場合、やはり見せてくださったんです。こういうような場合にはこうなるんだと。そうしますと、CTの場合には12に断層が切られるようでした。それで、このような場合には、ここに障害があると。それですから、やはり市立病院というのは、民間の小

さい病院等が果たせない機能、中核的な役割りを果たす病院でなければならないということを強調しておりました関係上、特に市立病院におきましても、CT、ICU、CCUというような機器とベットというのを、これは設けてもらいたいということをお願いするわけです。この点につきまして、最後に市長に、病院の近代化ということでお伺いいたします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。

大きい問題ばかり、一つ一つでも大変大きな問題ばかりなんですが、最後、病院関係で間口をしぼって質問をいただきました。いま院長の手元でいろいろと意欲のある検討を行っております。いろいろ専門的な事情も当然ありますので、それらの条件をなるべく満たす検討の中で、いま御指摘の装置も当然持ち上がってくるというふうに考えております。なるべくその時期の近いことを期待をしておるというのが、いまの状況でございます。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君。

○5番（谷　長一君）　以上をもって質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって3の1．住民要望運動に対し、行政はどう対応しているか、または今後いかに対応していくのかに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後5時58分散会

6 月19日　火曜日　（第4 日）

昭和５９年
第2回定例会

日野市議会会議録　（第２７号）

６月１９日　火曜日　（第４日）

出席議員　（３０名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	４番	小山良悟君
５番	谷　長一君	６番	古谷太郎君
７番	馬場繁夫君	８番	馬場弘融君
９番	高橋徳次君	１０番	旗野行雄君
１１番	一ノ瀬　隆君	１２番	板垣正男君
１３番	鈴木美奈子君	１４番	川嶋　博君
１５番	飯山　茂君	１６番	夏井明男君
１７番	黒川重憲君	１８番	古賀俊昭君
１９番	市川資信君	２０番	藤林理一郎君
２１番	名古屋史郎君	２２番	竹ノ上武俊君
２３番	米沢照男君	２４番	中山基昭君
２５番	大柄　保君	２６番	秦　正一君
２７番	奥住芳雄君	２８番	石坂勝雄君
２９番	滝瀬敏朗君	３０番	高橋通夫君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原尭次君	書記	萩生田富司君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　小野口純子君

議事日程

昭和59年6月19日(火)
午前10時開議

日程第1　一般質問

○議長(高橋通夫君)　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

一般質問を行います。4の1、市内小中校舎は大震災に耐えうるかについての通告質問者、黒川重憲君の質問を許します。

〔17番議員登壇〕

17番(黒川重憲君)　不幸な出来事は、だれも想像したくはありません。もしもそれに目をつむるなら、その不幸は2倍、3倍にもなるかもしれません。

大正12年9月1日午前11時58分、マグニチュード7.9、死者9万9,331人、行方不明4万3,476人、負傷者10万3,733人、全壊12万8,266棟、半壊12万6,233棟、焼失44万7,128棟、流出868棟という未曽有の大惨事をもたらしました関東大震災、この地震は、地震そのものの直接の被害よりも、その後の火災による被害が大きく、地震の直後に135件の火災がほとんど同時に発生をし、続いて70件の飛び火の火災が起こり、合わせて205件の火災となりました。このうち40%を市民みずからの手で消しとめ、残りの153件の火災が延焼し、各地で火が合流したため、大火災となりました。

これにより多数の死傷者を出すとともに、東京の40%以上を焼失したのであります。被害が大きくなった原因は、昼食時であったためほとんどの家庭でガスコンロ、しちりん、かまどなどを使っていたところに家屋が倒壊したためと、薬品が落下して混合、あるいは混入発火したものであり、この二つが出火原因の80%を占めているのであります。

このように未曽有の大被害をもたらした関東大震災から61年、東京大学地震研究所長河角広教授の、関東南部地震69年周期説によれば、すでにプラスマイナス14年の危険期に入り、いつ起きてもおかしくない状態にあります。昭和39年6月16日に発生した新潟地震を契機にして、震災対策の緊急性を強く訴え、対策の強化を望む意見が各界に高まってきたことは、周知の事実であります。

昭和43年5月16日午前9時49分、マグニチュード7.9、十勝沖地震、この地震の特徴は、石油ストーブ等の石油燃焼器具から出火した火災が圧倒的に多かったことが挙げられ、また、耐火建物については、柱だけで壁の少ない学校建築の破壊による被害が多く、耐震的な粘りのない点が指摘をされました。

また、昭和５３年６月１２日に発生した宮城県沖地震、私たちの記憶にも新しいところでありますが、都市型地震に対する新たな問題を提起した地震として、注目しなければならないと思います。

さて、第２の関東大震災が起きた場合、被害はどの程度に上るのか、東京都防災会議の地震部会が公表した東京都区部における地震被害に関する報告書によれば、木造建物の全壊は６万2,０００棟、焼失は４７万3,０００棟にも達すると述べております。全体では３４９万人、１２４万世帯が被災をし、死者３万5,０００、負傷者６万3,０００人と想定をしております。

しかし、東京都の消防庁では、とてもこの程度の被害ではおさまってはいません。中高層ビルや地下鉄の被害、火災、旋風など突発的異常災害による被害、自動車交通に関係した被害などには触れてはおらず、これから調査研究を進めなければならない課題は山積みをされている。報告書の被害想定は、最低でもこの程度の被害は避けられないという、こういう意味だと厳しく受けとめているのであります。

ちなみに、地震の強さと私たち人間に与える影響はどのくらいかを示しておきますと、直接被害を受けるであろうと思われる震度４以上、いわゆる中震は、歩いている人もびっくりして立ちどまる。ふらふらして歩けないような人もいる。特殊な高いところでは、軽い目まいのように感じてくる。屋外に逃げ出す者も多くいる。眠っている人は驚いて飛び起きる。これが震度４の中震であります。

震度５の強震になりますと、強震の中でも弱と強というふうに分けられると思いますが、弱の方で大部分の人が何か物にすがりたいと感じる。大部分の人は恐怖を感じて屋外に走り出す。風呂場で立ちすくむ者もいる。

強震の中の強の方に入りますと、子供が泣き叫ぶ。直立困難になる。物にぶつかって動けない。階段をおりるのはほとんど不可能である。

特に関東大震災級の震度６、烈震になりますと、全体的に大恐怖の状態となる。立っていることができない。床が波打ったようになり、つまずいて歩行不可能である。足元がさらわれ、体がよろけて倒れるほど激しい。眠っている人は、ベッドから振り落とされる。

このようになっております。御参考までに申し上げました。

近い将来に発生が予想をされる東海地震、駿河湾から遠州灘にかけての東海地域を震源地とするマグニチュード８クラスの巨大地震であります。そして、予想震源地に近い静岡県を中心

とした６県１７０市町村が、大規模地震対策特別措置法による地震防災対策強化地域に指定をされております。

震度６以上が予想される強化地域の外とは言え、高密度に人口や都市機能が集中する東京では、東海地震の発生による被害はどうなるのか。東大新聞研究所の災害と情報研究班がまとめた結果によりますと、都民の東海地震に対する知識が予想以上に低い。地震防災対策強化地域という言葉を理解している人は、全体の１割にも達していないことがわかっております。

その半面、都民の東海地震に対する過剰反応ぶりが見えたとの報告もされております。

また、東京都防災会議地震部会の報告によれば、震源地からの距離、地盤の質によってばらつきはあるものの、都内の大半は震度５を予想をしております。

しかし、震源地に最も近くなる町村部、私どもの地域では泥炭の地盤が宅地造成などによる盛り土部分などには、震度５の中の強になるところもあるということを報告しております。

また、日本海中部地震でもクローズアップされました液状化の問題はどうでありましょうか。三多摩地域では多摩川流域、大栗川、乞田川流域が特に注意が必要であることも報告をされております。

過日、読売新聞の記事に、このような記事が載っておりました。「地震に弱い小中校舎」という見出しで載っていたわけでございますが、昭和４６年以前に建てられた東京都内の小中校舎のほぼ４分の１が必要な耐震性を持っておらず、関東大震災クラスの地震では一部に倒壊のおそれもあることが、都の都市計画局の調査で明らかになった。子供たちへの危険に加えて、これでは学校を避難場所などの拠点にするという震災対策にも狂いが出かねぬ事態を重視した同局は、自治体レベルで初の耐震補強チームを作成、関係市に対する説明会を開いて、補強の１戸当たりの費用が数千万から約１億円との見積もりをされている。各自治体でも、教育委員会等を初め早急な対策を迫られることになった。

この都市計画局の調査によりますと、公共建築物耐震診断として、５６年度から実施されており、これまでに診断したのは都内の小中学校１７３校、都立高校４９校の調査をいたしました。いずれも耐震を考えて建築基準法が大改正された昭和４６年以前に建設された学校で、この結果、全体の２５.２％に当たる３１校が、望ましい耐震性能を有していないことが判明をいたしました。

この診断の基準にしているのは、先ほど申しました昭和４３年５月に北海道から東北にかけ

て幅広い被害を出した十勝沖地震、震度５でございますが、この十勝沖地震と同じような地震に見舞われると、柱にエックス型の亀裂が生じかねる。さらに、関東大震災クラスになると、一部では倒壊のおそれがあることも指摘をしております。

さらに、この記事は、学校が採光を考えて窓を大きくしなければならないなどの、校舎だけが持つ弱点があらわれたと見ているが、現在ある小中学校の８４％は４６年以前の建築で、宿命と片づけるにはその数は余りにも多いという記事が載っておりました。

日野の公害防災課に行きますと、避難場所と地区割当表というのがそこにあります。おのおのの地域で災害に遭った場合には、ここへ逃げなさいということでございます。市内に１８カ所の避難場所があるわけでございますが、たとえば私の住んでいる下田地域は、被害がありますと第四小学校へ逃げなければなりません。第四小学校は昭和３９年に建てられているわけですから、あすこへ逃げても、つぶれて一巻の終わりだと、こういうことになるわけでございます。

しからば市長はどうだといいますと、市長の地域は第二中学校へ逃げなければいけません。第二中学は昭和３４年に建てられまして、何回か増築をしております。やはりこれも危ない。市長も安閑として生きられない。

では助役はどうかといいますと、助役の地域は宮地域でございます。これは駒形公園へ逃げるようになっている。これは全く安全でありまして、助役は１人で元気でいるわけでございます。

市内の小学校２０校のうちの１２校が、昭和４６年以前に建てられた学校でございます。同じく中学校は、８校のうち４校が昭和４６年以前に建てられた学校であると。

しからば、いろいろと述べてきましたけれども、どのような調査をしなければならないか、若干述べてみたいと思います。

耐力調査、耐震性調査と、また耐力診断、耐震診断等さまざまな名称で既存建物の構造的調査が実施をされてきているが、特に耐震性を重視した耐力調査であり、その中に、常時荷重に対する安全性の検討を含めて行われているようであります。

まず、耐力調査とはどういうものか。既存建物の耐力調査とは、対象建物が老朽化しているか否かによらず建物の耐震診断を行い、来るべき地震に備えておこうという趣旨のものであります。要するに、医学で言うならば健康診断に相当するものと思います。

また、その背景には地震経験や地震工学の進歩により、耐震設計法は年々改善をされ、耐震安全性は程度の差こそあれ向上はしてきておりますが、耐震設計の技術的進歩の恩恵から取り残された既存建物については、見直しをすることが必要であろうと考えられます。建物概要、規模、内外の環境等の予備調査、地盤、地下水、基礎等の基礎地盤調査、ひび割れ、たわみ、震動等の震動特性や亀裂調査、老朽化、用途変更や増改築の建物の形状調査等は、必要かつ最低限の項目として調査する必要があろうかと思います。

次に、耐震調査とは、従来の静的震度法による許容応力度設計によって設計された建物の中には、大震災を受けると壊れるものがあることは前にも述べたとおりでございますが、十勝沖、あるいは宮城県沖、伊豆大島の地震等でも明らかにされているところであります。これらの地震によって、被害、無被害建物の調査研究により、同じように設計震度０.２で設計された建物でも、その実際の強度はまちまちで、震度の単位で０.２から０.１を超えるものまで広く分布していることが判明をいたしました。

また、終局的な強度のみならず、水平力に対する変形能力が不足していることも指摘をされております。すなわち、従来から採用の設計法を機械的に用いて設計をされた建物の耐震性はまちまちである。建物を大震災から守るためには、十分な強度、たとえば設計震度の数倍の強度を保有させるか、あるいは強度が余り高くない場合には、それを補う十分な粘りを保有されることが肝要であろうと思います。

今後の設計については、真の耐震性能を十分評価して設計する必要があろうかと思います。いわゆる新耐震設計法であります。

いままでいろいろと述べてまいりましたけれども、市内小中学校、特に昭和４６年以前に建てられた校舎について、災害時の市民の安全を確保するために、早急に調査をする考えがあるかどうか、教育委員会にお尋ねをいたします。

○議長（高橋通夫君）　　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　　ただいまの黒川重憲議員さんの御質問に対しましてのお答えをさせていただきます。

ただいま、るる大震災に対しましての御説明がございましたけれども、去る４月５日の読売新聞の報道によりますと、東京都都市計画局のいわゆる昭和４６年以前に建てられた小学校、中学校、高等学校の約４分の１に当たる学校が、大震災が起きた場合に耐え得る能力がないと。

一部倒壊のおそれがあるんじゃないかというふうな御質問でございました。

これに対しまして、東京都の方の対策でございますけれども、現在のところ、東京都教育委員会といたしましては、具体的な対策は持っていないようでございます。東京都の教育委員会といたしましては、これらの調査、並びに補強に対する修理につきましては、国庫補助金に依存するというふうな考え方を持っておるようでございます。

この国庫補助金と申しますのは、いわゆる大規模耐震に対しましての国庫補助金でございまして、御案内のとおり、従来、小学校、中学校等の新設あるいは増設に対しましては、規定の国庫補助金があったわけでございますけれども、いわゆる小中校を建設してから１０年ないし２０年たった段階におきましての、耐震工事に対しましての補助金は、従来ございませんでした。

そこで、東京都といたしましては、大規模改修費に対しましての国庫補助金というものを必要財源として、東京都内にあります小中学校の大震災に対しましての調査並びに調査の実態に基づく耐震についての補強対策を考えてまいりたいというのが、この基本的な考え方のようでございます。

ただ、この国庫補助金につきましては、あくまでも昭和５９年度に新設された、いわゆる文部省の目玉の補助金でございまして、一定の枠がございます。

たとえば、豪雪地帯であるとか、あるいは常時台風が襲来する台風の上陸する地帯、あるいは離れ小島の離島、あるいは先ほども黒川議員さんが御指摘ございましたけれども、いわゆる地震の強化対策の特別地域にしております。そういった地域の小学校、中学校に限られまして、2,０００万円以上の工事に対しまして３分の１の補助金を出すという制度でございます。

したがって、ごく限られた範囲内におきましての補助制度でございますので、東京都といたしましては、これらの補助金の額を拡大いたしまして、広く一般の小中学校等の耐震性に対しましての補助制度ができるように、今後、文部省の方に対しまして強力な働きかけをしていきたいと。それらの補助金の枠を持った中で、補強対策を考えていくというふうな実情のようでございます。

日野市の実性はどうかと申しますと、先ほども御指摘がございましたとおり、昭和４６年以前に建てられました小学校につきましては、合計１２校と出ております。また、中学校につきましては４校ということでございまして、合計１６校が昭和４６年以前に建てられた小中学校

の数でございます。

しからば、この１６校が実際に関東大震災程度の大規模地震が起きた場合に、すべてが崩壊するかどうかということにつきましては、建築関係の専門家の話を伺いますと、やはり昭和46年に建築基準法の大改正が行われたわけでございますけれども、４６年以前の建物につきましても、大震災が来た場合にはそれなりに対応できるような建築構造になっておるということでございますので、これまた調査をしてみなければ何とも言えないわけでございますけれども、先ほども御指摘がございましたとおり、東京都内の、区内でございますけれども、小中校の約４分の１が大規模な地震が来た場合には耐え得る能力がないというふうな診断が出ておりますので、日野市内の小中学校の昭和４６年以前に建てられました１６校の小中学校につきましても、特に関係部課、あるいは関係機関と十分に協議した中で、これらの耐震性があるかどうかということにつきましては、慎重に検討していかなきゃならない、こういうふうに考えているところでございます。

ただ、いわゆる調査の問題でございますけれども、調査費用につきましては、建築課あたりの専門家の話によりますれば、大体2,０００平米から3,０００平米の建物に対しまして、約１００万円程度の調査費用がかかるであろうと。しかも、改修に要します費用につきましては、先ほども黒川議員さんから御指摘がございましたとおり、１校当たり数千万円から１億円程度の費用がかかるであろうというふうな御指摘も受けているところでございます。

したがいまして、日野市内の小中学校のいわゆる調査をする場合におきましても、相当の費用がかかりますし、また、その調査の結果につきまして、仮に補強するような場合におきましても、相当の費用がかかるというふうに予想されるところでございます。

したがいまして、この問題につきましては相当の財源を必要といたしますので、これらの問題につきましては、国あるいは東京都の方の関係等の補助金の絡みもございます。そういった中で検討しなきゃいかぬと思います。特に、御指摘がございましたとおり、小中学校の校舎の倒壊等があった場合におきましては、小中学校の児童生徒の生命の危険はもちろんでございますけれども、先ほど来御指摘がございましたとおり、住民の避難場所になっておりますので、そういった意味におきましても、いわゆる早急な対策は講ずる必要があろうかと思います。

ただ、この問題につきましては、日野市内の問題だけじゃございません。東京都内共通の問題でもございますし、広く言えば全国的な問題にも関連してくる問題というふうに考えられる

わけでございます。近々のうちに、東京都の方の主催によりまして関係区市町村の対策協議会等もございますし、説明会等も当然あるわけでございますので、これらの結果を踏まえまして、市内小中学校の今後の地震対策につきましての問題点につきましては、慎重に検討してまいりたい、かように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　黒川重憲君。

○１７番（黒川重憲君）　以上で終わりです。

○議長（高橋通夫君）　これをもって４の１、市内小中校舎は大震災に耐えうるかに関する質問を終わります。

次に、５の１、自治会と行政のかかわりあいと、行政の自治会（連合会を含む）への具体的な考え方についての通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

〔９番議員登壇〕

○９番（高橋徳次君）　それでは、議長のお許しが出ましたので、自治会と行政のかかわりあいと、行政の自治会連合会を含む具体的な考え方についてということで、一般質問をさせていただきます。

今回のこの質問は、私、５７年９月のときに同じような質問を繰り返しております。私自身も、過去十数年間、一応自治会の中で働いてきました。自治会長というのは、この責任はやろうと思えば果てしなくございます。また、その仕事も多方面にわたっております。幾らでもありますし、また、一度やり出すとなかなか気に入らないものですし、万一やり損なった場合には、ボランティアだといっても、その責任は重大でございます。やめれば済むというものでは決してございません。

しかし、この自治会長はボランティアであり、自分の生活を犠牲にしてまではできません。その自治会の考え方、また動き方、それはその自治会なり、その地域社会の発展に大きな差が出てまいります。これは、とりもなおさず行政としてはプラスになることではないかと思います。

しかし、行政が自治会を見る目、自治会に対する考え方は、それぞれの窓口で、一見して扱いは非常に丁寧でございます。しかし、なるべくならばこれは神棚の上に祭り上げておいて、そっとしておこうというふうな感じを受けてまいります。だから、行政としてはなるべく自治

会に対しては恩は売っても借りはつくりたくないというふうに、私ども感じてまいりました。だから自治会に対してはなるべく頼みもしないけれど、また頼まれたくもないというのが実態でございます。なるべくさわらぬ神にたたりなしということできているのが行政の実態のような感じがいたします。

議会が行政のチェック機関ならば、自治会はその行政の納税者としての要望の代弁機関であるはずです。ましてその連合体である連合会は、さらに総連合会は直ちに、単にうるさいから、面倒だからとその補助金を一方的に切り捨てて、単位自治会にばらばらにしてしまうということでは、どう考えても行政が自治会を重視しているとは思えません。

くどいようですが、いままでの経過をもう一度拾ってみてまいります。

昭和５０年までは、当時日野市には自治会の体系として、また組織として、自治会の総連合会というものがございました。その総連合会を頂点にしまして、その下に１４の地区連合会があり、その下に各単位自治会がございました。この単位自治会は、当時約２００でございます。それが、現在登録されている５８年度の数を見ますと、２４５にふえております。昭和５１年、市の当時の当初予算に長い間、ずっと盛られていた総連合会並びに地区連合会の活動費の全額が削除されました。

また、各地区連合会ごとに行われていたスポーツ大会の補助金、それから単位自治会長の年に一度の御苦労様を兼ねた１泊の研修費、これが何の説明もないまま、一方的にカットされてしまいました。各単位自治会に出されていた世帯割り１００円という金額、それのみが１２０円アップされて残されてきております。カットされたその理由は、その後、市長には伺いましたが、その年の５月、総連合会の総会でこれを知った単位自治会長の数名から緊急動議が出され、結局、カットする以上はわれわれの団体を必要としないだろうということで、緊急解散の緊急動議がなされ、圧倒的多数で解散しました。

このときに、解散の後、行政がそのような態度に出るんだったら、われわれも一切今後は行政に協力しないで、要するに行政機関への圧力団体で過した方がいいんじゃないかというふうな意見も強く出ましたけれど、そのためにまず困ったのが、当時改選期を迎えた日社協でございます。

総連合会、そして地区連合会、さらに単位自治会という形で流れていた日社教の各種の募金がボイコットされるのではないかということで、当時の会長が非常にこれを恐れたわけです。

それで３カ月ばかり日社協の会長不在のままという形が、そのときに生まれました。

しかし、総連合会自体もその中より日社協へ４名ほどの理事を送り込んでおります。そういった中で、社協の募金だけは別扱いでいこう、従前どおり協力していこうということが決まりましたので、そこでやっと社協の理事が従前の方になっていただくということで決まったといういきさつもございます。

それまでの総連合会、及び地区連合会、そして単位自治会との関係は、行政より大きな問題、たとえば町名地番の整理とか、国勢調査とか、学校の建設や都市基盤の整備といったような大きな問題は、ほとんど総連合会へ流され、そこで説明され、協力を依頼され、それをまた地区連合会へ流し、さらに地区連合会より単位自治会へと流していきました。またその反対に、単位自治会の中で解決できない問題、これは地区連合会に流し、さらに地区連合会より総連合会へという形をとってまいりました。

１例を申し上げますと、前に申し上げたように、前回の試案が反対されて撤回されたごみの収集方法です。これは以前、今のダストボックスの形式に変更なる前です。その前までは、ポリバケツの収集でございました。しかし、そのポリバケツをいまのダストボックスに変えたいということで、この話が総連に持ち込まれてまいりました。そして、さらに地区連合との話し合い、そして各単位自治会との話し合いということで、またそれを下から逆に上へ吸い上げてくるという反復を１年有余繰り返した上で、現在のダストボックスになってきたわけです。

このときも、日野は道路事情が非常に悪いということで、収集車は大小２台にしていただきたいと。それでないと入れない道路がいっぱいあるということで、これは条件になっておりました。しかし、総連がその直後解散してしまって、それはとうとうそのままになってしまっております。

また、浅川、多摩川の一斉のクリーン作戦です。これのもとをつくりましたのは、やはり南平地区連合でございます。それが日野東部、日野西部の多摩川のクリーン作戦のもとになったわけでございます。

以上のような形態で、総連の役員初め各地区連の役員及び、またその当時の単位自治会長、これは非常に責任を持って行動しないことには、一般の会員からすぐその責任を問われるというのが当時の現状でしたし、また、その当時は単位自治会長を２年ないし３年という形で続けてくるという自治会も、結構ございました。

しかし、総連という大きな目標を失った地区連合会、さらには単位自治会の活動は、それを契機にして目に見えて衰えてまいりました。会長を初め役員は１年で交代してしまうと。ひどいところは半年で交代するというような状態になってきました。中には、抽選で出すというふうなところもございます。それで、なるべく任期中は無難で過ごしたいというふうな状態でございます。

そういう中で、一般の市民の自治意識ですか、これも年々歳々低下してきています。こういう形は、言わば行政にとっては、その指導者である市長を初め、市の組合等は願ってもない姿だと思います。

というのは、一番うるさい、一番やかましい、しかも向こう気の強さを持つ大きな団体の組織がなくなったんです。これで補助金を切った所期の目的は達成されたわけです。しかし、その後、自治会の数は２４５というふうにふえております。やはり市民の中には、自治会というものの必要性を無言の中に感じているからだと思います。今、市が各自治会に出している補助金は、当時の１２０円から、現在は２５０円になっております。しかし、行政と自治会､このかかわり合いは、果たして補助金の増額という関係だけなんでしょうか。確かに自治会は自主的な団体で、行政が介入すべきものではないと思います。また、云々することでもないと思います。

しかし、行政と自治会という関係は、ただ単にそれだけで済まされ関係にはないと思います。市内には、行政に伴う団体、また業界の団体、また、あらゆるボランティアの団体等、いろいろな団体が数限りなくあります。それらは、その市内の点の団体であり、または線の団体であります。これが面に広がっていくという団体は、数少ないと思います。自治会は、言わば市町村の数少ない面の団体だと思います。そして、この団体は右にも左にも偏ることはできません。また、物事の判断に当たっては、是々非々でいくよりほか動きようがないということでございます。

それで、自治会の中で一番問題点となるのは、やはり行政に対するかかわり合いです。市長は自治学園の中では、自治会は住民の物の考え方、決め方としては一番民主的な形で優れている。大事にしたい、と言っておられます。本当にそういうふうに考えていられるんでしたら、私はあえてこんな質問はいたしません。一方では自治学園を開設されているにもかかわらず、年々歳々、先ほども申し上げたとおり市民の自治意識とその連帯感、これは低下しております。

これは一般論としても指摘されております。

ごみの問題、交通の問題、福祉教育の問題、都市基盤整備の問題、いずれにしても行政としては住民または自治会と話し合いと協力は避けて通れないことであると思います。これを避けようとすれば、さきのごみ収集の反対、また高幡の区画整理の反対、また、バス路線の試案の反対という姿になって出てまいります。とすれば、自治会は自主的な集まりであるからと、きれいごとでは済まされないと思います。

３月の末の議会でしたか、一ノ瀬議員からやはり自治会に対して微に入り細に入り、いろいろ質問がございましたが、市長の答えは、自主的な団体なので、任意団体なので、補助で条件整備等側面的な支援をしたいと。また、頼りがいのある組織として敬意を表するし、また参加と連帯の単位である。公平な基礎的サービスを、と答えられておりますが、冒頭にも申し上げたとおり、行政としてはなるべく自治会は避けて通りたいと。ましてその連合会においてや、その点はっきりしています。

昭和５０年までは総連合会の役員、これはまた各地区連合会の役員の氏名、住民は総務部の庶務課に毎年届けておりました。たしかその当時の課長は、今の教育次長の小山さんだと思います。

５１年度以降はどうかと申しますと、一応今までの習慣に従って届け出をいたしました。ところが、連合会は市には関係ないということで、窓口であっさり切られてしまいました。

こういう私の見方が非常にひねくれているというふうにお感じでしたら、それは、解散以降１０年間まま子扱いにされてきた、あるいは私のひがみかもしれません。

今までいろいろ申し述べてきましたが、自治会の方としても中途半端な、非常に困ることが多いので、四、五点、直接関係してくる現場の関係の各部の率直な御意見をお伺いしたいと思います。また、その必要性も伺いたいと思います。

まず第１として、日野は、御存じのように公共下水道が大変おくれております。これは再三議会でも指摘されておりますけれど、その上下水道を完備するまでには、これから先長い歳月と莫大な資金を必要とします。場所によっては、それこそ道路の整備から始めなければなりません。また、公共だからといって、狭いところ、交通の激しいところを整備する場合、やはりその地域の自治会なり、住民なりの生活の確保と、また関係住民との話し合い、また協力、これが得られなければどうにもなりません。

こういう場合、昔と多少違ってきているのは、昔は概こういう場合の説明は、これは先ほど申し上げましたとおり、自治総連なり地区連合なりというところへ、まず流されてまいりました。また、単位自治会なら単位自治会へ流されてまいりました。また、単位自治会なら単位自治会へ流されてまいりました。しかし、最近の傾向としては、どうもそれはなるべく避けていこうということで、関係者だけ、直接行政がかかわっていくというふうな感じに受け取れます。

最近の家庭の雑廃水は、そのまんま浅川、多摩川の方へ流れていってしまいます。これを防止するために、きのうも古谷議員の方から指摘されましたけれど、清流フィルターが各家庭に配られております。しかし、きのうの答えでもわかるとおり、たった１８個というような状態で、ほとんど利用されてないということでございます。

家庭から出ますごみというものは、結局今の家庭なり、風呂場なりは、非常に容器が整備されておりますので、目に見えるごみはほとんどそこで回収できるという形になっております。しかし一番問題なのは、やはり水質の汚染というのは見た目のごみでなくて、その中に含まれている各家庭から流れる洗剤だとか、大小の企業から流れる排水、こういったものの目に見えない水質、これが一番問題になるんじゃないかと思います。

そういう場合に、これをどう改善したらよろしいかということになりますと、流域下水道なり公共下水道が完備するのは、まだまだ大分先のことでございます。その間、それではどうしたらよろしいかということになれば、やはり各家庭の協力を求めて、少しでも水を汚さないようにということになってくると思います。こういった場合にも、やはり広報で回すという形だけではだめだと思うんです。

一般家庭の奥さん方というものは、また御主人においてはなおさらです。要するに広報もほとんど見てない方がかなりあるというふうな現状で、やはり一番よろしいのは１戸１戸配布するとか、また各自治会を通して回覧なりで回すという形が一番よろしいんじゃないかと思います。こういった点で、担当の部はどうお考えか、また自治会との関連も伺いたいと思います。

以下、同様なことを伺っていきます。

次に、先ほどもちょっと申し上げましたごみ関係でございますけれども、これは行政だけの悩みではなくて、自治会自体も非常にこれは悩んでいることでございます。ですから、これを確決する策というものは、これという決まったものはございません。どこの自治体でも悩んで

いることでございます。そういったことで、各家庭より出されるごみ、とにかくこのごみの量をなるべく少なくすると。そして、どう選別させて出させるかということになってくると思います。

また、収集方法の変更、そしてそれらの周知徹底、これは、やはり先ほど広報等の方法で知らされますが、この広報も、先ほど申し上げたとおり見ていない方が大分多いという中で、やはりこの周知徹底は、各単位自治会を通して徹底してもらうということが一番重要だと思います。また、各単位自治会も一番手を焼いているのは、ごみの出し方です。団地や、または造成地のように整備されたところはまだよろしいんですけれど、未整備の在来の地域、そこでは置き場所の決め方から決めていかなければなりません。

要するに通りがかりに投げ捨てていったり、粗大ごみ置き場がなくなってしまったので、引っ越しの荷物その他を危険物ないしは生ごみのそばに投げ捨てて越していってしまわれるというふうなことで、この後始末と文句はすべて自治会の方へ来ます。市長は、これまで自治体の仕事であり、市民には考えて出すようにお願いしますというふうに言っておられますが、まさに「言うは易く行うは難し」ということでございます。

また、ダストボックスの置き場一つ決めるにしましても、結局各家庭は自分の家の前へは置きたくない、といって、余り遠くでは困るということでございます。また、そんな理想的な場所があるわけがありません。

また、先だっても話題に出ましたけれど、清掃モニターの地域的な偏重が云々されてまいりました。これらも要するにただ単に漠然と広報ですのではなくて、各自治会から選出してもらった方が、地域的に平均にいくのではないかと思います。

また、ここで一つの問題が起きてくるのは、自治会に無加入の世帯です。この世帯の方々もダストボックスは使用してはいけないということはできません。ところが、えてして問題になりますのは、使用するだけは使用するけれど、未加入の方は後始末の清掃をしないで逃げてしまうということで、往々にして問題になってきます。そういったことで、清掃関係の自治会に対する御意見も伺いたいと思います。また、必要性も伺いたいと思います。

また、先ほど黒川議員の方からお話がございましたとおり、非常に近年東海大地震等の広域災害が叫ばれ出しております。日野でも6カ年計画を立てて、これは非常にりっぱな計画だと思います。短期間のうちに、よくこれだけの計画を立てられたというふうに思っておりますけ

れど、恐ろしいのは地震の最中です、それから直後にかけて。これは幾ら連絡しょうとどうしようと、一瞬、とにかくその地域その地域、日野市全体がパニック状態になることは明らかだと思います。

ところが、事ここに至りますと、さきの6カ年計画の中にも、瞬間の連絡系統は確立されていますけれど、また先ほどもございました避難場所は、それぞれあります。しかし、そこへたどりつくまでが大変です。いろんな障害物がございます。また、その地域地域には老人もいれば子供もいるし、また臥床老人の方もいらっしゃるし、また身障者の方もいらっしゃいます。そういった人をどうするかということになりますと、今のところ何の手も打ってございません。やはりその地域その地域は、各自がそれぞれで、最初の時点では結束して救う以外にないと思います。

こういうふうに、広域に一遍に災害が起きた場合、当然救急車も消防車も、恐らく道路も壊れますでしょうし、何の役もしないと思います。そういった場合、やはり最小自治会単位ぐらいにして、単位単位のその中に、要するに日常からどうすればよろしいか、というシステムを確立しておく必要があると思います。

また、前にも申し上げましたけれど、自治消防に対しても非常に人員の確保、また、その運営、また訓練、そういったことに対しては、非常に地域の自治会とかかわりは持っているし、また、持っていかなければならないということでございます。

また、交通関係にしても、日野は非常に道路整備がおくれております。市役所を中心として、市民会館、また、その他もろもろのいろいろな施設が次々とできていますけれど、結局そこに行く足がありません。その足がないということは、結局道路の不備が最大の原因で、これの整備が非常におくれているということでございます。

また、道路整備がおくれていれば、これから始まる下水道の整備にも、当然これは絡んでまいります。まず、下水道を整備するのには道路から整備しなければならないというふうなのが、今の日野の現実でございます。こういった意味でも、これらを行うについて、これから行政と地域住民とのかかわり合いが非常に強くなってくると思われます。

また福祉にしましても、あるいは地域ないしは自治会とは関係ないというふうにお考えかもしれませんけれど、福祉行政のあり方が、後でも申し上げますけれど、要するに行政主導型、施設主導型というふうな福祉から、地域福祉、在宅福祉というふうな形に変わってきております。

しかし、これは方向を転換するのは簡単なんですけれど、いざ実際にそれを行うということになると、まずその地域の人々に理解と協力を得ないことには、決してよりよい地域福祉の発展はないと思います。地域福祉の個々の対象者になること、これは非常に、プライベートなこともつながってきますと、難しいと思いますけれども、やはり一般論としてその地域の人々の理解と協力を仰ぐということになってきますと、やはり自治会なりを通して普段からそういった点の啓蒙をしていただくということで、やはり行政と自治会というものが一体になっていかないと、なかなかよい福祉はできないと思います。

ということは、私自身も過去において民生委員をやったことがございます。そのときに、一番民生委員に新しくなられた方が困るということは、その地域の様子が全然わからないということです。要するに、わからないままでは十分な活動はできません。結局、そういった場合に、一番その地域の実情を知っていられるというのが、把握しているのが自治会だろうと思います。民生委員に限らず、その他もろもろのボランティア、こういったものの人を選ぶ場合、やはり特定の人が選んだり、また行政の上の方から、これがいいだろう、あれがいいだろうというような無責任な選び方をしますと、どうしても後々問題が起きてまいります。

民生委員に五つばかりの特性があるんですけれど、その中に、民生委員の地域性とアンテナ役という、一つの役割りがあります。しかし、この地域性アンテナ役という、これを果たすのにも、やはり地域の実情をよく知っていなければなりません。地域の実情を早くつかむということは、やはり自治会と連携をとって、それでつかんでいくということが一番早いのではないかと思います。

そういうことで、福祉の方のお答えをいただきたいと思いますけれど、もう少し民生委員のことで触れさせていただきますけれど、民生委員には、今、全国で１６万人余の民生委員がございます。また、東京都においては八千有余人、日野市では、昨年の末でしたか、２０名ほど増員して、今１００ちょっとになっていると思います。これらの民生委員は、同時に児童委員を兼ねているんです。

しかし、少なくとも私が入っていました９年間の民生委員は、要するに児童委員としての活動、これには非常にとまどいを見せておりました。それで、この９年間を振り返ってみて、果たして児童委員として動いたのかなというふうに思ったのは、たった１度だけです。東西南北の地域がございますけれど、その地域の中学校の校外指導の先生と話し合いをしたということ

でございます。なぜその会合を持ったかといいますと、結局それは動き方がわからないから、何とかその辺から打開していこうじゃないか、ということで持ったわけでございますけれど、結局それもそのままに終わってしまいました。

当時、私、もう民生委員をやっておりましたけれど、そのときに、たまたま４年に１度行われる全国大会がございました。このときに私も参加させていただきましたけれど、たまたまそこにいらっしゃるたしか清掃部長の大貫さんが事務所長のときだったと思います。私自身は、都下から１人出てくれということで行ったんですけれど、たまたま日野地区の民生委員の研修旅行がございましたので、行きたくなかったんですけれど、今度日野へ回ってくるときはないということで、どうしても行けということで、半分は物見遊山で出かけたんですけれど、着くと同時に閉じ込められて、それで丸３日間本当によく絞られて帰ってきた経験がございます。そのときに、全国から集まった方々の皆さんがおっしゃるのには、やはり児童委員としてどうして動いたらよろしいのか、このとまどいでした。

ですから、やはり民生委員の方が児童委員として動く場合にも、また民生委員自体として動く場合にも、やはり地域のことは知っていないと、どうにもなりません。それがまず先決だと思います。こういったあれで、福祉の立場からもお願いします。

また、この議場でもう何回も過去において取り上げられてきました、今、問題になっております青少年の非行化、その低年齢化です。これはやはりその原因はというと、いろいろ取りざたされております。家庭教育が悪い、学校が悪い、また社会が悪いと、いろいろ原因はあるでしょう。しかし、いずれにしましても地域社会との関連は否定できません。また、地域社会としてもこの問題に関しては、決して無縁の存在であってはならないと思います。地域社会も、言わば青少年の非行化の一つのかぎを握っているわけでございます。

ただ、これをマスコミが取り上げた場合には、どうしても学校が矢面にされますが、マスコミは学校学校ばかりを騒ぐので、とかくすると地域社会や家庭の影が薄れているというのが現状でございます。しかし、これは決して学校だけで解決できるものではなくて、学校、家庭、社会、地域、こういった横の連携から考えていかなければならないと思います。

しかし、現在の親または家庭の地域社会への所属感、これは非常に薄らいできております。隣近所、ないしは自治会の会合へはほとんど無関心であるというような状態でございます。

一つの例を挙げれば、万引きが最近非常に低年齢化して、現在は幼稚園児まで及んでいると

いうことでございます。これも、学校のみの、また家庭のみの責任ではないと思います。要するに地域社会にもその責任の一端はあると思います。特に不特定多数の人々が出入りする店舗、その店その店だけで防止の目を配るということはまた非常に難しく、また、店の経営の面からも、万引きをしたからといって一々それを捕まえるということは、非常に難しいという場合が多いようです。日野でも、前に青少協がその点を調査したことがあるようでございますけれど、やはりその点を指摘しております。

現在は、非常に共稼ぎの家庭がふえている現状でございます。いわゆる「かぎっ子」ということでございますけれど、昔はかぎっ子でございましたけれど、最近の傾向としては、要するに「かぎありっ子」ということで、それぞれかぎを持ちながら、勝手に自分の友達のところへ行って、そこで自分のかぎをあけて友達を呼んで、そこで集まると。それでおもしろくないから、デパートかスーパーかどこかへ遊びに行こうというふうな傾向がふえてきているということでございます。

一々そのときにかぎっ子になった家庭の子供を、その両親が教育するということはできません。それは、その両親が共稼ぎで不在ということでございますので。その場合、やはり地域の人々が周りから目を配ってやると。また、自治会なり、子供会なり、学校、こういった関係がお互いに協力し合って努力すべきであろうというふうに思います。

また、非行化の発見ということについても、隣りの人がそれを見聞きしたと。しかし、どうしても隣りの人同士で言い合ったり、また話し合ったりするということになりますと、そこに感情的なトラブルが生じてまいります。ですから、こういう場合には必ず自治会の方へ問題が持ち込まれてきて、その家庭へなり、また学校なりへ自治会という機関を通して言ってほしいというふうなこともございます。そのような観点から、教育委員会の方の御意見も伺いたいと思います。

以上申し上げました。これに対する関係部局の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　複数の部長からの答弁でございますが、まず自治会を主管しております生活環境部からお答えをさせていただきたいと思います。

自治会は、御承知のとおり地縁的なコミュニティーの組織であろうと思います。その地域の生活環境をよくするための民主的な団体でございまして、自主的、自発的、そしてさらには自

立をした団体であると。

総連合、連合会、単位自治会のお話もございましたが、そういう縦の系列で考えますと、なにか役所から物を引き受ける下請的な機関、あるいは下請的な団体のようなにおいも、多少におってまいります。

そういう意味で、現在、市は単位自治会を市と対等の立場で、それぞれ市、自治会の責任分担、役割りというものを十分尊重しながら自治会と接触をしてまいっております。

御質問の中の防災に例をとりますと、市では昨年、地域防災計画をつくりまして、現在その印刷中でございます。それで、地域防災につきましても市の受け持つべき役割り、あるいは自治会の受け持つべき役割りというのは、おのずとでき上がってまいるわけでございまして、市民の安全の確保のための避難場所の確保、食糧計画、あるいは飲料水の確保、そういったことにつきましては、市の行政が全力を上げて取り組まなければならない問題でございますが、地域地域の防災につきましては、自治会を単位といたしました地域防災訓練などで御活躍を願いたい、このように考えているわけでございます。

役割り分担につきましても、側溝の清掃なども、側溝の清掃は自治会でやっていただく、出た砂や泥については市が片づける。よく引き合いに出される例でございますが、そういった役割りの分担をそれぞれが責任を持ってやり遂げる、こういう関係が市と自治会の関係であろうと思います。

そのために、現在地域に設置しております消火器の取りつけでございますが、今までは行政側の一方的な計画に基づきまして各地域地域に消火器を取りつけておりましたけれども、ただいま御質問の中にもございましたように、地域を最も適切に把握しているのは自治会である、こういう御質問がございました。そのとおりだと思いまして、最近はその取り付けの場所、位置申請につきましては、自治会にお願いをしているところでございます。

さらに、消火器の取り扱いの訓練でございますとか、そういうことにつきましても自治会単位、あるいは二、三の自治会が連合してやっていただく、そういう方向で御協力をお願いしているわけでございます。

さらに、地域の常備消防としまして、消防団の存在というのは非常に大きいものがございます。この消防団の団員さんの新旧の交代につきまして、なかなか新しい方が見つからない、そういう場合にはやはり自治会にお願いをいたしまして、適当な団員の推選をいただく、そのよ

うなこともいたしております。

以上、防災関係につきましてお答えをさせていただきました。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私の方から下水道整備と道路整備に関連いたしまして、自治会とのかかわり合いにつきましての御質問につきまして、お答え申し上げます。

まず、下水道整備でございますけれども、下水道整備につきましては、まず、処理場関係が大きくございます。この処理場関係につきましては、計画当時から周辺自治会の方々と、いろいろお話し合いをしてきたわけでございます。自治会は、当時は7自治会あったわけでございますが、7自治会の各会長さん、あるいは役員の方を初めとして、さらに一般の自治会の方々にもお集まりいただいて、ごみ処理場問題をどうするかということについてのお話し合い、説明会等も持たせていただいたわけでございます。

現在では、処理場の周辺の環境整備ということで、周辺の5地区自治会の役員の方々に、まずお集まりいただきまして、懇談会ということで、各3回ほど懇談会を持ったわけでございます。処理場の周辺を整備するに当たっての、どのような手法でどういう組織でやっていったらいいかという、考え方についての懇談を行ってきていると。現在では、処理場周辺の環境整備連絡協議会というものが、正式に発足をいたしたわけでございます。5自治会の中から2名の役員の方をそれぞれ選出していただきまして、この方々が母体となりまして、市が加わり、あるいは都の方も入ります中で、処理場周辺の整備を行っていこうということで、これも発足をしたわけでございます。

それと、今度は管渠の点でございますが、管の埋設に当たりましては、個々のお宅のすぐ近くまで工事が実施されるということで、小さな街路、あるいは私道の中にも工事が施行されていくわけでございます。そういう中でいろいろな問題が発生いたします関係上、事前の自治会に対しての全体の説明会。それと、それが終わりますと具体的な工事に入っていくわけでございますが、工事施行の前の工事説明会というものを自治会単位、あるいは直接工事を行います地域の住民の方々に、自治会を通してお願いをして、説明会等も行っていくわけでございます。

やはり自治会とこれらの下水道整備のためのいろいろな工事というのは、密接な関係があるわけでございますので、その辺、事前によく認識をいただいておかないと、工事施行の途上におきまして、いろいろなトラブルが起きてまいりますので、トラブルが起こらないように事前によく説明会等を持ちまして、事業の内容についての御認識をいただいているわけでございます。

また、道路事業につきましても、道路の施行される事前に地域の自治会にお話をいたしまして、工事の内容等につきまして御説明をし、御理解を得るように、これまでも実施を行ってきたわけでございます。1・3・2号線の中央線の架橋のときから、その前後の道路整備におきましても、地域の住民の方々、特に自治会長さんを通じてそういった会合も持たせていただいたわけでございます。

あるいは、これから整備をしていきます。1・3・1号、あるいは2・2・5号線、これらの工事につきましても、地域の自治会の方にまずお話をして、関係者にお集まりをいただくというふうな手法をとっているわけでございます。このように、自治会とのかかわり合いは、私どもは事前に十分行っている、また今後もこれなしにはなかなか施行が難しいというふうに考えておりますので、今後もそのように位置づけていきたいというふうに考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　廃棄物問題に関して、自治会との話し合いの協力の必要性はという御質問にお答えいたします。

環境保全上、特に清掃行政、その中でごみに関しては地域のかかわり合いが大切であります。先ほど御指摘のように、集積所の新設、それから移設についても苦慮しております。

したがいまして、地域自治会との連携を密にして、確決を現在しているところです。今後もそういうふうな姿勢で行っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　御質問の第4点目の、青少年の非行化防止と教育委員会、あるいは自治会とのかかわりに対しましての、御質問に対しましてのお答えをさせていただきます。

御指摘にもございましたとおり、最近いわゆる家庭内暴力、あるいは校内におきます少年の

非行化、こういった問題が毎日のように新聞、あるいはテレビ等で報道されまして、今や少年の非行の問題というものが社会の重要な問題ということで取り上げていることは、先刻御指摘のとおりでございます。

これらの少年非行化の問題につきましての防止対策といたしまして、ここ数年来、文部大臣を初め教育行政に携わる者たちが異口同音して申し上げていることは、先ほども御指摘がございましたとおり、家庭、そうして学校、そうして地域社会、この三者が一体化したことによって初めて所期の目的を達成するであろうというふうに言い続けてまいりました。

しかし、現実問題といたしましての流れといたしまして、家庭の持つ機能、あるいは学校の持つ教育機能、そうしてまた地域社会の持つ機能、こういったものが必ずしも一体化していない。むしろ孤立化し、あるいはばらばらになっているという流れがあることも事実でございます。

そういった中におきまして、私ども教育委員会といたしましては、特に地域社会とのつながりというものを深めていく、いわゆるコミュニティを深め、連携を深めた中で少年の非行化防止に努めていきたいということが、教育委員会の基本目標になっております。

特に教育委員会といたしましては、いわゆる地域に根差した教育、地域に開かれた教育、こういったことを標榜してきている、また、それに対しまして努力をしてきているところでございます。

特に自治会とのかかわりにつきましては、御質問のございましたとおり、核家族化の問題、あるいは共働き等の関係がございまして、家庭機能、教育機能が非常に低下しているという中におきましての、私は自治会等の果たす役割りは大変大きなものがあるというふうに理解をしていますし、現実において認めております。

特に、先ほども御指摘がございましたとおり、地域自治会と学校教職員との話し合いの中での、学校におきますところの非行状態というものをやはり地域の住民にお伝えすると同時に、地域の皆様方に、特に自治会等にお願いいたしまして、これらの問題につきましての協力を得るという問題、先ほども万引き等の問題が出ましたけれども、こういった万引き等の問題につきましても、学校ではいろいろと指導していますけれども、なかなか地域に行った場合には、学校の教育は目が届きません。そういった意味におきましての自治会等の協力を得ているところでございます。

また、自治会主催によりますいろんな、ラジオ体操であるとか、あるいは自治会主催によります運動会であるとか、あるいはレクリェーションであるとか、こういったところにも子供たちも参加いたしまして、体軀の向上とあわせまして、子供たちの親睦、あるいはレクリェーション等を通しましてのお互いの連携を密にする、こういった意味におきましての効果もあることを認識しております。

そういった意味におきまして、われわれといたしましては、これは一部の自治会との協力の一端を披瀝したにすぎませんけれども、いろいろと自治会におきますところの協力を得ておりますので、今後、教育委員会といたしましては、さらに自治会との連携を密にしながら、お互いに補完し合いながら、子供たちの非行化防止に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、御質問の地域と福祉との関係についてどうかということでございますけれども、先ほど御指摘のとおり、現在私どもが福祉を進めていく際に重要な問題は、やはり在宅福祉なり、あるいは地域福祉なりの方向での福祉の充実をどう図っていくかということでございます。

現在、日野市におきましては、１０１名の民生委員がそれぞれ厚生大臣から委嘱されて、無償の行為をいろいろ展開してくださっていると。また、日野市長からは社会福祉員として、これは有償でございますけれども、福祉の仕事を担って地域の先端に立って活動されているということでございます。

日ごろから、私どもは民生委員の席上でも、地域との結合を十分に図ってやってほしいというお願いもしておりますし、また、事実民生委員の方々は地域の自治会との関係をできるだけ密にとりながら、地域福祉の充実のために頑張っておられるというように理解しておりますので、ますますこの方向についても進めていきたいというぐあいに考えております。

また、日社協におきましても、最近社会福祉協力員制度の充実という方向で、地域との連携を目指した活動を進めるということで、特に自治会との関係を一層深く、密にしながら地域福祉の充実を図っていきたいという方向に頑張っているということでございます。

また、ボランティア協会に登録されているボランティアの方々も６０名ないし８０名の方々

が日ごろから活動されておられる。この方々の活性化というものも、やはり友愛訪問等での活動も地域の自治会との関係を抜きにしては成り立たないわけでございますので、地域との協力を密にしながら、それぞれのニーズを持っておられる方々への福祉の提供ということで進めていきたい、というぐあいに考えておるところでございます。

○議長（高橋通夫君）　　高橋徳次君。

○９番（高橋徳次君）　　どうもありがとうございました。

それでは、この自治会ないし連合会というものに対する市長の見解は、昨年伺っておりますので、具体的に伺いたいと思うんですけれど。

いずれにしましても、５１年の当初予算から、先ほども申し上げましたとおり、自治会以外の自治会関係の補助金は全部カットされてございます。何でそうカットしなければならなかったのかということでございます。

それと同時に、いろいろの団体、この議会を初め市の職員、または民生委員にしましてもそうですけれど、またその他もろもろの団体に研修会ないし研修旅行というふうなものがございますのに、１年間無報酬で働いている自治会長に対する研修費を、なぜ切ってしまわれたのかということでございます。

というのは、当時の金額にしまして、当時約２００自治会ございましたけれど、２００人に対する研修費は１８０万でした。１人七、八千円というところですか。なぜ無料で１年間いろいろ住民問題と取り組んできていながら、１年間苦労している、年に１度の親睦を兼ねた研修、これを切らなきゃならなかったのかということ、これに対しては私は今でも疑問を持っているんですけれど、ちなみに、これはもうどこの地区へ行きましても、やはり自治会ないし町会がある以上は、連合会なり総連なりというものがございます。

隣りの八王子を例にとってみましても、やはり２５の連合会、その上に総連合会というのがございます。これに対して、総連合ないし地区連合に対してそれぞれ補助金が出ておりますし、また、年に１度の研修会、これは１泊ですけれど、５台ないし６台の車で出かけていられると。また、総連合の役員を主体として、また市の理事者との話し合いが年に１回ずつ行われていると。そのほかに地区連合を主体として、市との話し合いを年２回行うと。また、市の方の表彰にしましても、総連合会長名と市長名で表彰を行っているということで、この場合の研修には市の職員も同行させたいという申し入れがあるようなんですけれど、これに対しては総連の方

でお断りしているというふうなことが、八王子市の場合の実情のようでございます。

また、隣りの昭島市にしましても、１８連合会あって９２自治会があると。もちろん世帯割りの補助金は両市とも出ておりますし、また連合会に対して昭島市の場合も６５万ばかりの補助金を出しているという中で、やはり昭島市でも総連を中心として各自治会長さんの１泊の研修旅行を実施していると。そのほかに、今度は日帰りの研修を１回実施しているということでございます。このときには、昭島の場合は、この研修には市の事務局も同伴していくというふうな形をとっております。

ところが５１年度からは、何が気に入らなかったかわからないけれど、いずれにしても、まあ私は知っていますけれどね、その裏は。（「言っちゃった方がいいよ」と呼ぶ者あり）

いずれにしても、とにかく１年間苦労されている自治会長の研修旅行費、それも２００人に対する１８０万、これまでどうして切ってしまわれたのか、そういった点、とにかく市長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　ただいま高橋議員さんが、多年にわたって自治会長をされた経験と、それからその観点に立って行政とのかかわり合いをもっと強化すべきではないか、こういう意味の趣旨を込めた質問だったと思います。

そうして、言われることは私もかなりよくわかるんですが、どちらかといいますと、農村型、都市型という言葉は必ずしも好ましい表現ではないと思いますが、有力者を中心とする地域共同体、これがかって非常に機能をして、いい地域社会が安定をした形で行われた時代が、ずっと長かったわけであります。

そういう意味で、信望のある方、財産もあり、また能力もあるというふうな方が地域地域におられて、とにかく部落共同体という安定が保たれた、そのよさというものは、一面、大切なことであったと思います。

私もちょっと今、お話を聞いて、認識にかなり差があるし、ちょっと理解にも差があるように感じたんですが、たとえば過去に自治会連合会があった、それを解散させたとおっしゃいます。解散させたというようなことは、私はあり得ないと、このように思っております。（「食糧を絶ったということだな」と呼ぶ者あり）

よく言われますのは、そういう有力者の、中心となられる地域地域のいわゆる自治組織、こ

れを行政はうまく使うといいますか、そういう協力を願うことが一番行政としてやりいいし、よく徹底する有効法ではないか、こういう御意見も、私も大いに理由は理解できるわけであります。

たとえば、運動会を１３の地域連合会の会長さんに過去は委託をするという形で地域運動会が実施されたと。それを、逆に各自治会にそれだけの資金を、つまり世帯割りで差し上げている、それを持ち寄って、そうして全部が参加する中で運動会を運営をしていただくということをお願いしたわけでありまして、全く自治会連合会、あるいはそれらを絶ったとかいうことではないわけであります。つまり、そのお金を持ち寄って実施していただきたいと。それがやはり一つ一つの自治会の参加の意識と、それからおのずから連帯の責任が生まれてくる、このように考えるのが私は地方自治の姿ではないか、あるいは自治会を尊重する方法ではないか、このように思っております。

自主的に地域の連合会をつくられる、あるいは市内の自治会が相寄って統一した連合会をつくられる、このことに対して何一つ異論を持つわけでもありませんし、これは全く自由にお任せをするというのが、むしろ行政側のあるべき姿ではないかと、このように思います。

今日、日野市も新しい市民をたくさん迎えまして、もとからある善良な地域の自治会にいろいろな形で相互して、その中に入れてもらうなり、あるいは新しく団地団地、あるいは地域地域で編成するなり、自主的に自治会がつくられて、その数が今２４０もある、こういう状況であります。それにまた大小もありますし、当番で執行部を選ばれる形のところ、あるいは大変組織のよくできて、しかも面倒をよく見られる自治会長さんもおられるという、いろんなタイプがあります。

そこで、なぜ５１年に連合会の委託金を切ったかというのは、そういう切ったということは全く当たらないわけでありまして、底辺から組織される形に、しかも単位を上げて支出をするようにしたと、このように思っております。

それから、かつて自治会長さんが、連合会があった当時、研修会ということで市外にある程度の勉強と、ある程度の親睦、あるいは多少の親睦の機会を求めて１泊で研修旅行をしておられたと。これも麗しい姿だというふうに思いますが、市内で今言われておりますごみの問題、下水の問題、いろいろ市内で勉強していただくことがたくさんありますので、それを切りかえたわけでありますが、今日、自治会長さんのみならず、自治会の役員あるいは自治会から御推

選のある方を数名、どうぞ御参加くださいということで、たとえば清掃部の厚生会館などで昼食を差し上げる。そして羽村のごみの埋立場、あるいは下水の処理場、あるいは市内の主な施設、このようなところを見てもらったりしたわけでありますから、私はむしろ自治会長さんには御礼という意味での研修、あるいは親睦という提供ではなくて、やはり市内をよく知っていただくということでの、いわゆる研修という名のとおりの機会にさせていただいた、このように御理解をいただきたいと思っております。（「管内出張ってわけだろう。管外のことを言ってるんだよ。理事者や議員は管外出張してきて、自治会は行けないという理屈はどこにあるのか、ということだろう」と呼ぶ者あり）

自治会長さんに感謝の気持ちを持たないつもりは全くないわけでありまして、どちらかというと、今高橋さんのお話になる自治会というのは、私は自治会長さん、あるいはごく幹部組織ということでそれをもっと尊重しなさい。そういうことは全くだと思います。大変また自治会長さんには御苦労が多いわけでありますが、でき得べくば、新しい自治会の姿というのは、やはりきちんとした規約のもとに年々改正をされ、きちんとした執行部、あるいは責任分担をやっていただく、そういう役割りを分かち持つということで、むしろ活力といいますか、自治会の本来の姿が形成されるのではないか、このように考えております。

あわせて青少年の問題でありますとか、あるいはふるさとづくりでありますとか、こういうことで新しい地域社会、自治会を形成するために、コミュニティーという考え方を取り入れまして、そうして今、主管課を決めて自治会の振興に大いに努力しょう、この状況が今日の自治会に対します私どもの最大限の成長を期待するといいますか、振興を期待する、そういう考え方に立っておるものであります。

自治会というのは、まさに地域社会に任意ではございましても、最も権威のある地域の組織でありますから、これを大切にする。そうしてまた自主的に活動していただくとともに、行政にも御協力願うと。これが私は理想的な姿、このように考えておりますので、そのあたりに多少差があるように思いますけれど、より自治会を地域社会で大切に発展をしていただくには、その方途が適切だと、このように考えておるところでございます。

多少落としているところもあるかと思いますけれど、それと、話し合いを２回やった、あるいは表彰状を出しちゃったと言いますか、名を連ねて出した、こういうことも総連合会というものが編成されればそういうことにも成り立つわけでありますけれど、総連合会はこれは自主

的に今のところは解散をされたということでありますから、今のところはちょっとわれわれで成り立たない、こう思っています。

自治会長さん方に対する権威は、私は最も高く評価をし、感謝をしておるということに全く変わりはございません。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　高橋徳次君。

○９番（高橋徳次君）　確かに市長の言われるとおり、どうも私と市長の見解の中にはかみ合わない点、また、見解の相違があるようでございます。

いずれにいたしましても、とにかく先ほどからるる申し上げておりますとおり、要するに自治会長というのは責任は非常に重い。そこへもってきて、先ほどまだ十分な説明がいただけないんで納得できないんですけれど、いずれにしてもボランティアで活動している方たち、これの研修費まで削除することはなかったんじゃないかなというふうに思うんです。

それは市長、それにかわってその当時、確かに市内見学を打ち出されました。しかし、１世帯その当時で１２０円という金額の中で、自治会の会計の方へも入れなきゃならない。また、その中から持ち寄って研修費を。また、全然切られてしまった総連合ないし地区連合会の活動費ないし運営費、これがもう全然なくなってしまったという形の中で、ただ地区連合へ出ていた金が８０円が１００円になり、そのときには１２０円にたしかしたはずです。その１２０円で何もかも賄えというふうに言われましても、それはとても賄えませんし、また、市内見学は確かにそのときに打ち出されてまいりましたけれども、この市内見学は、強いて言えば、いつでも行こうと思えば見られるところでございます。やはり議会初め職員の方も行かれていると思いますけれど、圏外に出て、ほかの市町村の状態を研修する、それに親睦を兼ねてと、それくらいは残しておいていただいた方がよろしいんじゃないかと思うんです。切ってしまったものですから、またこれから復活していただいても結構だと思います。

いずれにいたしましても、とにかく時間もございませんので、一応この辺にさせていただいて、また機会がありましたら申し述べさせてもらいたいと思います。

そういうことで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　これをもって５の１、自治会と行政のかかわりあいと、行政の自治会（連合会を含む）の具体的な考え方に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時５２分休憩

午後　１時　９分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

６の１、分譲住宅（マンション）などの私道敷の固定資産税減免についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔１２番議員登壇〕

○１２番（板垣正男君）　分譲住宅（マンション）などの私道敷の固定資産税減免について、質問を行いたいと思います。

御承知のように、固定資産税は市税の重要な財源になっているわけでございますが、法律によって細かく規定されているわけでございます。その中で、固定資産税が住民の生活の中でいろいろと大きな負担になっているということも、また一面の事実でございまして、それに対するさまざまな軽減措置なども講ぜられてまいっていたわけでございます。

昭和４８年から、住宅用地に対する課税標準を、価格の２分の１とする課税標準の特例が設けられました。さらに４９年からは、この住宅用地のうち住民の日常生活に最小限必要と認められる小規模の住宅用地については、課税標準を価格の４分の１とする特例が設けられてまいりました。これらの特例措置は近年の地価の急激な上昇のもとに、住宅用地については税負担の増加をできるだけ緩和することが、住宅政策上の見地から必要だという考えに基づくものだといわれておるわけであります。

年々、地価が上昇してまいっているわけでありますが、３年ごとの固定資産税の見直しによりまして、税の低下ということはまずあり得ない。上昇の一途をたどって今日まで来ているものであります。

そこで、私は、今回開発等によりまして分譲住宅、あるいは宅地開発による宅地の分譲等々、新しい住宅の建設によります不合理さと申しますか、市道に移管しない私有道路にかかわる課税の問題で、質問を行っていきたいと思います。

まず最初の、質問の１点目でございますが、市税における固定資産税の占める位置と申しますか、意義と申しますか、そういうことについての担当者の考えをお伺いしておきたいと思います。

二つ目は、先ほど申し上げましたように、住宅用地、特に共同住宅団地への固定資産の課税状況が、日野市の場合どういうふうになっているか。たとえば、住宅用地への課税と小規模住宅用地への課税割合は、どのくらいの割合になっているか、というようなことがもしわかれば、それらのことも含めて、ひとつお答えをいただきたいと思います。

以上、２点質問いたしますので、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　板垣正雄君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは、ただいまの御質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思います。

第１点の御質問は、大変難しい質問でございまして、市税の中で固定資産税の占める意義というような御質問だと思いますけれども、大変難しい御質問でございます。

御承知のように、今、質問者も申されましたように、市の運営の根本は、あくまで税でございます。税によりまして市の行政を賄っておると言っても過言ではないと思います。

御承知のように、固定資産税の占める割合は、５９年度で言いますならば、４４億を占めてございます。１８０億の税の全体予算のうち、４４億を占めておるのが固定資産税でございまして、何と言いましても固定資産税は市の中心の税でございます。そのことで重要な固定資産税であるということは、申し上げるまでもございません。お答えになるかどうかしりませんが、そういうことを申し上げておきます。

それから第２点の問題でございますけれども、共同住宅の課税状況の割合ということでございますが、実は割合の数値は、今、手元に持っておりませんけれども、今、御質問者も申されましたように、小宅地の緩和が４８年から４９年にわたりまして実施をされたという、質問者の御発言がございました。まさにそのとおりでございまして、４８年度におきましては、要するに床面積の１０倍を限度としての決めがございました。それから４９年には、いわゆる小宅地といたしまして、２００平方メートル以下の小規模宅地につきましては、４分の１の課税ということで、非常に緩和策がとられておるわけでございます。

それで、日野市のいわゆる共同住宅は、今申しました２００平方メートル以下に、ほとんど

の団地は該当するんではないかというふうに思っているわけでございます。おおよそ共同住宅は二百数十戸という方の持ち分でございますので、ほとんどが２００平方メートル以下に該当するかと思います。割合は何％ということを申し上げられないで恐縮でございますけれども、いういう割合かと承知をいたしております。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　次に私は、質問の主要点でございます、いわゆるこれらの共同住宅団地における私道、私有地、これらについての課税の問題を質問を行っていきたいと思いますが、これはいわゆる団地だけには該当するということではもちろんないわけでございまして、小規模な宅地開発による一つの住宅集団等も含めての考え方を伺っておきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、昭和４８年、４９年にかけまして、住宅用地、そして小規模住宅用地に対する固定資産税の一定の緩和策がとられてまいりました。しかし、なおかつ地価の上昇に伴う３年ごとの見直しによって、年々固定資産税が評価される方向をたどっているわけでありますが、この固定資産税の家庭に占める税負担の割合というのは、大変大きいものがございます。今、部長から説明がありましたように、共同住宅団地の場合はほとんど小規模住宅、いわゆる２００平米以下に該当するというものでございますが、なお一定の緩和策がとられていつつも、税の負担というものが大変大きい。

そこで、いろいろ検討が加えられておることだと思うわけでありますが、その一つに、私道路の共有部分、共有部分の私道路、この道路がいわゆる私有となっているものの、現実の利用状況というのは、共同で利用されているものでもありますし、さらに加えて住宅以外のさまざまな日常生活にも利用される道路でもあります。こういう、言わば公衆用に利用されている私道に対する課税の緩和策というものも、もう一つ突っ込んで検討する必要があるんではないか、このように考えるわけであります。

そこで部長にお伺いするわけでありますが、私有道路に対する現行の課税、一体どうなっているかという点についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは、ただいまの御質問に対してお答えをさせていた

だきたいと思います。

私有地の、いわゆる共有地の中に私道がもちろんあるわけですが、その課税の状況はどうかという御質問でございます。御質問の内容は、そういう部分が非課税にならないかという意味も含んでおるかと思いますけれども、御承知のように固定資産税の非課税の範囲と言いますものは、地方税法に明記されております。地方税法の３４８条に細かく書いてございますけれども、それの非課税の範囲にももちろん今御質問のような道路の部分も非課税の部分に含まれておりますけれども、その道路におきましては、いわゆる公道から公道に通ずる私道、こういうものにつきましては非課税扱いと相なるわけでございますけれども、今、御質問がございましたように、一団地のいわゆる袋地的な道路でございます。これは非課税の範囲には含まれません。

したがいまして、現況いろいろの要素がございます。団地団地によって、それぞれの要素がございますけれども、ごく一般論で説明をさせていただきますと、袋地等につきましては非課税の範囲ではない、というふうにお答えをさせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　それならば袋地でない道路、私有の道路、公道から公道に通ずる道路の場合は、どのような認定をされているんですか。

○議長（高橋通夫君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　ただいまの御質問は、袋地でない、私道であるけれども公道から公道に通じておるというような場合は、申請に基づきましてその扱いを非課税としている部分があるかと思います。今、詳細な明細を持ち合わせておりませんけれども、そういう要素もございますけれども、それはおのおの状況によりけりでございます。公道に通じているといいましても、ごく、いわゆる昔の馬入れ的なものもございましょうし、いろんな要素がございます。現地に教わりまして、その認定を担当の方でいたしておるのが現状でございます。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　今、部長が説明いたしましたように、法によって非課税の範囲が限定されております。確かに明記はされておるのでありますが、この非課税の対象となるべく項目の一つに、公共の用に供する道路、というものがございますが、公共の用に供する道路とは、いろいろと解釈のしようがあるかと思いますが、それは行政実例などによって明確にされてもおるようであります。

そこで、一つ私は紹介をしてみたいと思うのでありますが、こういうのがあります。「特定の用に供する目的で設けた道路であっても、その道路の現況が一般的な利用について何らの制約を設けず、開放されている状態であり、かつ当該道路への連絡状況、周囲の土地の状況等から見て、広く不特定多数人の用に供される性格を有するものについては、公共の用に供する道路に該当する」というものがございます。昭和２６年９月１４日、同じような趣旨のものが昭和４２年４月５日、それぞれ出されているものでありますが、昭和４２年４月５日に出されているものをさらに見てまいりますと、当該私道が袋小路である場合及び当該私道が市の公道から同一の公道に連絡しているような場合においては、当該私道に遠接する宅地の居住者その他利用者がきわめて多数に上る等の事情により、その現実の利用の実態は広く不特定多数人の利用に供されていると認められるものは、公共の用に供されている道路、というふうに見られていると思うんです。

それで、そうでないものについては公共に供されている道路とは認めがたいということを述べているものと思います。ですから、袋小路になっている場合でも、必ずしも該当しないというふうに一律にはなっていないんではないか。

先ほど部長は、現況、個々の調査を行っての判定なり認定だというふうに言われましたが、一般的に申し上げましても、行政実例などの内容から見て、特定の人たちの利用だけではなくて、広く公共の用に供されると、このように判断されるものであるならば、非課税の対象にもなるというふうに受けとめられる点もあると思うのであります。

しかし、これは非課税を規定した内容でありますから、これはさらに部長においても検討を進められるよう、お願い申し上げたいと思います。

さらに私は、非課税の対象になり得ないとしても、私道は実際のその周辺の町づくりの状況あるいは道路の状況等によりまして、広く多数に利用されるような道路の状況というものはあると思うんです。また、公共の用にも供されるという道路、しかし、何かの事情で市に移管されないという私道道路は市内各地にあるわけでありますが、それらに対する道路をもう一度見直して、検討してみる必要があるんではないかと思うわけであります。

そういう意味で、私は今回この問題を一般質問に取り上げたわけでありますが、宅地開発の進んでおります地域、あるいは日野市の場合、こうした検討の余地のある道路を各所に存在さ

せているんではないかと思うわけであります。これは、共同住宅団地でも同じことが言えるんではないかと思うわけであります。

そこで、たとえ非課税にならなかったとしても、それを評価という点でどのように考えるか、ということもあると思います。宅地として登記されておっても、現況は宅地としては利用されない。公の道路と同じように利用されているということでありますと、その評価をどう価額に決定づけるかということもあるわけでありますから、住民の負担を軽減するという点や、あるいは土地の評価を正しく現況に合わせて評価する、という点の検討を加えるならば、私は私道、そして遊び場等に使用されている敷地に対する評価を、もっと下げることができるんではないか、このように判断するものであります。

たとえば、こういう考えもあるのでありますが、私道敷等は宅地の形状及びその利用状況から付近宅地の価額に比べ、所有者がその土地を独占的に利用できない等の状況により、相当低額であることにかんがみ、私道敷等の用に供されている土地について、付近住宅の価額の２分の１に相当する価額によって評価することができるものとするという考え方であります。

こういうふうに考えてまいりますと、住宅用地の場合は２分の１の評価の価額、小規模の場合はこれは４分の１になるわけでありますが、それに対する２分の１の評価額になるという考えになるわけであります。もちろんこの場合、私道道路といっても、すべての私道路を対象とするということではもちろんないわけでありましょう。当然、一定の基準を設けるということも出てまいるわけでありますが、そういう考えで私道道路、そして敷地に対する評価という点での考え、この点はいかがでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　ただいまの御質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

私道並びに遊び場等の評価の方法について考慮の余地はないかという、考慮といいますか、減価の方法がないかという御質問でございます。

確かに私道並びにその他の場所におきまして、いわゆる評価の関係でそれを減価したという方法が確かにございます。私どもの方の、今、市内の一般的な共有の評価につきましては、それを一括評価をしているのが現状でございます。私道につきましても、遊び場につきましても一括評価をいたしまして、ほとんどの団地が先ほど申し上げましたように２００平方メートル

以下でございますので、４分の１課税をしているのが現況でございます。

今の御質問は、その減価の方法はもちろんございますけれども、一団地の中でその部分を、いわゆる分筆といいましょうか、明確にいたしまして評価する方法があろうかと思います。ただ、その場合ですと、やはり遊び場等が宅地ではなくて、いわゆる原野というような評価方法になろうかと思いますんで、必ずしもそれをしたことによっての評価が下がるということは、期待できません。

しかしながら、そういう方法はないとは言えませんが、私どもの方としては、そういう私道、あるいは遊び場等の関係は、減価の方法をもってする方法があるというふうにお答えをさせていただきます。その方法があるんでございますけれども、しかし、明確に分筆等をさせていただきまして、そうしてその面積を確定した上で、その地目の認定等をいたさないと、明確な、いわゆるはっきりした評価はできないんじゃないか、そういうふうに考えておるわけでございます。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　今、部長の説明されたことは、減価の方法もあるということのようですが、たとえばこれは市税条例第６２条の２項に定める、減額補正の関係での方向を説明されたのかどうか、その点だけを１点お伺いしておきたいと思うんです。

○議長（高橋通夫君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　ただいまの６２条の御質問は、固定資産税の免税点の条項かと思います。私の今説明したのは、この免税点のことを申し上げたわけでございませんで、いわゆる評価の方法については減価の方法があるというふうに申し上げたわけで、６２条と関係ございません。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　わかりました。

次に、市長にお伺いしておきたいと思います。私が今申し上げましたように、評価による減額の方法というものも、私は検討していいんではないかと、このように考えるわけでありますが、市長のお考えをお伺いしておきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　専門的な判断は、これは法規にのっとらなきゃなりませんが、

近ごろの特定した一団地でありますとか、あるいは相当戸数を持っております１棟の大きいマンションでありますとか、こういう立場からいきますと、そこに今住んでいる側から言えば、共益費負担ということについてのいろいろな主張が生まれ得る可能性はあるというふうに思います。

たとえば、今の遊び場のことでありますが、別の方法としては、これは不特定多数のために借地をして、その借地に対しましては固定資産税を免ずるというふうな方法で、実質的には無税になっておるわけであります。そうなれば、マンションあるいは一団地の遊び場にもそういうことが適用されるべきではないかと、こういう論議は私は一応成り立つ可能性もある、このように思います。

要するに、新しい住居形態と申しますか、マンション、冗談ではありますけれど、大きなマンションになると、これは廊下も公道並みに扱えという主張が出ないとも限らない。つまり、掃除なぞは公費でやれといわれる可能性が、将来生まれないとも限らない。まあ、これは冗談でありますけれど、住んでいる側から言えば、まさに自分の家に入るための公道であるという感じがするんではなかろうかと思います。ケース・バイ・ケースということももちろん重要でありますので、今、御質問の趣旨も、あるいは部長がお答えしました趣旨も、硬直化した考えでということではないようでありますから、そのあたりは他の例も十分しんしゃくをして、検討をいたしたい、このように思います。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　税の緩和という点で、また現況、課税の場合は現況主義をとられておるようでありますが、現況を正しく調査するならば、決して特定の人たちの専有物ではないという私道敷などが、住宅の建設や、あるいは一団地の建設等によってふえてまいっているわけであります。そういう点から考えてみますと、純然たる住宅地の評価には当たらない、もっと下げた評価になるんではないか、このように思うわけであります。

私が先ほど申し上げましたような点なども、すでに他市などで実施させていることなどもございます。今、市長は、他の例などもよく調べて云々というふうに言われました。そうしたところの事例などをよく調査、研究されて、日野市の行政の中にもぜひ生かしていただきたい、このように思うわけであります。

以上をもちましてこの質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって６の１、分譲住宅（マンション）などの私道敷の固定資産税減免に関する質問を終わります。

次に６の２、道路整備についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○１２番（板垣正男君）　道路の整備について、質問を行ってまいります。

３月議会でも、共産党市議団竹ノ上議員の、豪雪に関係する質問の中でも、道路の問題は取り上げられておったのであります。また、その後、担当部門におきましても、市内の道路の整備等に力を入れてまいりまして、整備はかなり進んでまいってきているところもございます。

また、５９年度当初予算にも、補修関係、あるいは全面舗装の張りかえ等の予算も計上されております。間もなく工事が始まろうというところもあるようでございます。そういうことなども踏まえまして、さらに私は急を要する個所が何カ所か見られますので、あえて一般質問に取り上げ、道路の整備についての力を一段と入れていただきたいと思うわけであります。

たとえば、多摩平の一丁目、三丁目、五丁目、六丁目、大坂上の四丁目、日野台の二丁目、五丁目、四丁目の一部、豊田の四丁目、そして落川の地域等々、まだ挙げればきりがない個所もあるのでありますが、目につくところだけでも今挙げた地域がございます。細かい点などは後でお話ししたいと思いますが、特にことしの冬以降、急速に道路が傷んできた、こういう印象を持っているものでございます。

それだけに建設部でも力を入れているとは思うのでありますけれど、付近住民や、あるいは歩行者、通行者等の危険などもあるわけでありますから、体制をとっていただきまた予算なども計上して道路の整備を急いでいただきたいと思うわけであります。

今年度の年間計画はすでに聞いておるわけでありますが、その後、特別の対策も立っているのかどうか、その点も含めて、ひとつ担当部長にお答えいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方からお答え申し上げます。

確かに御指摘のように、ことし１月１９日の大雪以来、数度にわたる雪が降りまして、特に関東ローム層で地盤の軟弱な台地に路盤の傷みがあちこちに見られるわけでございます。そういう点で、御指摘のございました個所はもちろんでございますけれども、私どもの方も現場作業員によりまして局部的な補修は逐次行っておりますけれども、局部的な補修では絶えられないというふうな場所もございますので、それらについては今年度中に、特に交通に支障がある

部分は路盤から改修をいたしまして、アスファルト舗装に改良していきたいというふうに考えております。

それで、特に傷みのひどい場所につきましては、昭和４０年前後に初めて舗装されました侵透式の乳剤舗装という、現在は使われてないような方法で舗装がされておりまして、この当時、簡易的な舗装であったというふうなことも一つ原因になっておるわけでございます。

そういう意味で、御指摘の場所を含めまして、今後さらに本年度中に取り組むべきもの、あるいはまた、来年度に計画的にやらなければならないもの、それらを含めまして、今、改良が必要だというふうに思われるものは、ざっと調査をいたしました結果、約6,０００メートルほどございます。これらを本年度中、あるいは残るものにつきましては来年度中、重点的に改良をしていきたいというふうに考えております。

そういう意味で、傷みの場所、あるいはまた交通の災害が発生しないような、そういう関係も含めまして、路面の舗装につきましては、以上申し上げたような段取りで今後対策を立て、そして補修に当たっていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　補正予算等も考えているんですか、その点はいかがですか。

○議長（高橋通夫君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答えいたします。特に補正予算、今の段階でこれだけ補正が必要だというふうな数字は、まだ出しておりませんけれども、とりあえず当初予算で計上させていただきました補修舗装の予算を全面的に使いまして、なお不足する分につきましては９月以降の補正、時期的には年度内工事ということで考えますと、当然１２月補正が限度でございますので、９月ないし１２月の補正という考え方はございますけれども、まだ具体的にどれだけの補正が必要かという数字は出しておりませんけれども、さっき申し上げましたように、補修を必要とするものは約6,０００でございます。

そのうち、本年度で特に改良が必要だというふうに思われるものがその半分ぐらいございますので、既設予算を一応使うという形の中で、まず取り組んでみたいと思っております。

○議長（高橋通夫君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　年間計画については、すでに私たちも説明を受けているわけでありますから、これは予定どおり実行していただきたいと思います。

私が今ここに取り上げた個所は、計画には入っていない個所でございます。それだけに、来年度以降という場合もあり得るかもしれませんが、あえて補正予算も組んで、急いで整備を行うかという考えも伺ったわけであります。今のところ、まだ細かい点まで計画を煮詰めてないようでありますので、急いで調査、検討を進めていただき、期待にこたえていただきたいと思います。

最後に、私は質問を終わるに当たりまして、一言つけ加えておきたいことがございますので、述べておきたいと思うのでありますが、きのう古谷太郎議員が一般質問を行い、２番目の質問だと思うのでありますが、この質問中、私の名前を２度にわたって発言いたしました。あたかも質問内容に関係があるかのような印象を与える発言であったわけでありますけれど、これは担当者の答弁によって、関係のないものだったということがはっきりしたわけでありますけれど、一般的に申し上げましても、議員の名前を故意に一般質問の内容と結びつけて発言するということは、直接的な関係がない場合、厳に慎むべきことではないかと思うわけであります。

これは議会の品位にもかかわる問題でもありますので、私はこの際、あえて申し上げておきたいと思うのであります。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　これをもって６の２、道路整備に関する質問を終わります。

次に７の１、南部地域の医療体制の今後について問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問について許します。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　今、竹ノ上武俊君と、こう言ってましたけれども、一般質問の通告書の中をよくお読みいただいていますか、議長は。ここに、竹ノ上武俊君と書いてありますか。竹ノ内と書いてありますよ。

しかも一般質問者は、きょうは５日もあるんですよ、これ。どうですか、その辺。私は、５日もたっているんですから、少なくともミスプリだというなら事務局が言っていただけたらいいんじゃないかと思うんですが。

○議長（高橋通夫君）　議会事務局長。

○議会事務局長（田倉高光君）　大変失礼をいたしました。

昭和５９年度第２回定例会一般質問通告一覧表の通告議員名のところに、ただいま御指摘が

ございましたとおり、竹ノ上議員さんの、竹ノ内と、こういうふうに誤っておりますが、おわびして訂正をさせていただきます。竹ノ内議員さんでございます。よろしくお願いいたします。（発言者多数）失礼いたしました、竹ノ上議員さんでございます。

○議長（高橋通夫君）　竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔２２番議員登壇〕

○２２番（竹ノ上武俊君）　南部地域の医療体制の今後について問うということで、一般質問を行わせていただきます。

ただいま、同僚議員から私のことに関しまして、一般質問の資料についての訂正をしていただきまして、ありがとうございました。（同僚議員じゃないだろう」と呼ぶ者あり）全部ね。それほど本人は気にしておりませんけれど、今後ひとつ事務局の方で、こういうことがないようにひとつ御注意をいただきたいと思います。

南部地域の医療問題については、今までもさまざまな場所で論議がなされてまいりました。昭和５４年の日野市の住民意識調査におきましても、南部地域では４１％の住民要望が、総合病院を設置してほしいということで、最も強いものとなっていたわけでございます。

そういう中で、この地域では民間病院の進出の情報がありますと、あるいは市立病院の分院をつくってくれという要望なども出てまいりました。あるいは、七生地域から現在ある市立病院への交通の便をまず解決してくれ、こういう要望なども出てきたわけでございます。

しかし、現状ではまだまだ改善された点がほとんどないという実態にございます。そういう中で、南部地域の住民、七生地域の住民は、現状でもやはり病気になったとき安心できる施設と、医師、これを求める気持ちは非常に強く存在をいたしております。

現在、病気に関する住民の要望といたしましては、まず予防とか健康の保持、いわゆる保健の問題についての関心、要望も大変強くなっております。

そしてまた、もう一つは、やはりどんな病気でも治してくれる総合病院が欲しいという点も、もちろん強いわけでございます。

さらには、アフターケアと呼ばれる、病院を退院した後の治療対策などについても、強い要望がございます。

それから、本日の主題ではありませんけれども、医療費のアップということについても、安心してできる医療費ということについての要望、これもきわめて強いものがあるわけでございます。

このような中で、たとえば日野市地域保健協議会では、２回にわたりまして健康づくりや医療体制についての方針が出されてまいりました。すでに御承知のとおり、南部地域の人口は昭和４９年に４万人台だったものが、現在６万人台、世帯数の方は、１万3,０００世帯程度であったものが、２万世帯を超えるという状況になっております。

現在、専門家の調査によりますと、プライマリケアといいますか、ちょっとした近くの医院で診てもらうという点では、大体南部地域も医療体制は整っているということでございます。しかし、救急体制、総合病院、さまざまな点を見ますと、まだまだ不十分であることは、これも御存じのとおりでございます。

そういう中で、４点ほどについて質問をいたしたいと思います。

第１点でございます。これは、南部地域の強い市民要望である総合病院の設置、この実現がなかなか見通しがないという状況下にありまして、今、日野市が検討段階にありますいわゆる健康保健センター、この進行状況はどうであるかという問題でございます。南部地域市民の要望がかなわない中で、予防や健康維持、あるいは治療、アフターケア、さらに加えて高齢者の医療の問題もこの一般質問の席上でも議論になりましたが、こういう方々のための健康を守ることに直接間接関係のある文化スポーツ活動、こういった点も総合的に見た上で、日野市が考えている健康保健センター、こういうものが進むのではないかと期待がされております。

特に南部地域の住民要望を解決する上で、日野市の総合保健センターとでも言うのでしょうか、こういうものの進行状況、どういう内容にしていこうと市は取り組んでいるのか、第１点御答弁をいただきたいと思います。

第２点は、市立病院への交通事情の問題でございます。今回、市内循環バス路線ということで、一部開通をいたしました。残念ながら七生地域、南部地域からの直行便はないわけでございますけれども、これら一部でも開設をされたために、市立病院に通う南部地域の住民の足というものは、幾らかでも足しげくといいますか、市立病院の利用率が高まったかどうか、その辺が調査されておればお答えをいただきたいと思います。

第３点目は、うわさに上がりました医王病院のことでございます。医王病院というのが日野市に出てくるということで、１００ちょっとのベッド数を持った病院ということでございました。これについては、医師会もこの設立を認めるという態度を打ち出し、また、日野市の地域

保健協議会でも、その設置を了承するということまで確認をしてきたわけでございます。

ところが、現在何となくその話がなかなか市民の間から聞こえないようでございます。その後のいきさつはどうなったのか。また、このことが、出てくることによりまして期待していた市民も一部にあったと思います。そういう点で、これら市民に対する対応としてはどういうことをお考えであるか、お聞かせをいただきたいと思います。

第4点目は、困難ではございますが、七生地域、南部地域に総合病院の建設の見通しでございます。この点については、どんな病院でも、公立であれ民間であれ、市民は望むところでございます。民間病院を市が仲立ちとして、いろんなところに当たりまして誘致する計画はないのか。あるいは市立病院の分院を適当な地域につくる気はないのか。あるいはまた、日野市の総合保健センターというのができる際に、あわせて入院できるそういう附属病院みたいなものをつくる考えはないのか。あるいはまた、都立、国立みたいなそういう公共的な病院を誘致するというような計画はないのか。この辺の御答弁をいただきたいわけでございます。

特に高幡不動周辺というのは、京王線利用者、あるいは南多摩医療圏ということで、医師会などもここに一つ欲しいという見解などを、方々で発表されているようでございます。そういう観点からも、あの地域に総合病院が必要かと思われますので、その点について市が今後とも努力していくつもりがおありかどうか、お答えをいただきたいと思います。

以上、4点について関係者から御答弁をお願いします。

○議長（高橋通夫君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まず、第1番目の保健センターの準備はどうかということでございます。保健センターにつきましては、生活センターとあわせまして、旧本庁舎の跡地に建設しようということで、現在、庁内にプロジェクトチームをつくりまして、検討を重ねております。

現在、実質審議が終わりまして、今、まとめの段階でございます。このプロジェクトチームの内容のまとまった段階で、さらに、これは市長を含めたある程度の計画のオーソライズをしまして、それで内容の発表をいたしたいというふうに考えております。

大変恐縮でございますけれども、本日のところはその辺で御了承いただきたいと思います。

2番目の市立病院の関係で、いわゆる市役所便のバス運行されたと。それに伴ってどの程度利用価値があるかというようなことでございますけれども、これ、先般、市役所便の利用者の

調査をしましたけれども、この調査につきましては、どういう目的で乗ったかというところまでは区切っておりません。したがって、現在はこの市役所便が市立病院の利用にどうかかわったか、その辺のデータはございません。

それから、3番目の医王病院の関係でございますけれども、これは現在府中市に医療法人社団慈敬会というのがございまして、医王病院を経営をしております。それで、この病院が南平の二丁目35番地でございますけれども、これは通称南平台の団地がございますけれども、この団地の南東ののり地の部分でございます。ここに、計画ですと、ベッド数にいたしまして120、建築面積にいたしまして、2,000平米、延べ面積3,600平米、それから診療科目といたしましては、内科、外科、整形外科、この3科を行うということで、現在、計画を進めております。

この土地は、御承知のように市街化調整区域にあるということと、用途地域が第1種住居専用地域でございます。第1種住居専用地域には、病院が用途地域上できませんので、特定行政庁の許可が必要ということになるわけでございます。この許可をとるには公聴会を開き、東京都の建築審査会をパスいたしませんと許可がおりませんので、付近住民への了解を、理解を、今求めているということでございます。

自治会の了解は得たわけでございますけれども、一部の方の住民のまだ理解が得られないということで、この病院側から、今、極力住民の了解が得られるような努力をしている最中でございます。

それで、順調にいきますれば、本年の末に着工いたしまして、61年の4月ごろには開業をしたいという計画でございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　4番のことにつきまして、お答えをしたいと思います。

4番の質問は、民間または公立の病院ないしは充実した医療施設を誘致する考え方はないか、ということであります。医師会で、南多摩医療圏という言葉を用いられますが、これは医師会サイドから考えた、町田を除きます八王子、日野、多摩、稲城、こういう範囲の医療体制ということで、医療圏という言葉が使われますが、日野市の南方を特に指しているということでは、したがってないわけでありまして、南方にも確かに医療施設が欲しいということは、住民意識

の上でもはっきり出ておりますから、医王病院を第一に期待をしておるところであります。

なお、多少見込める用地もありますので、何かそういう方法があり得るかどうか、つまり市民の期待にこたえられるような医療能力が呼べるかどうか、このようなことはひとつこれから取り組んでみたいと、このように考えております。

なかんずく、今の状況を一番改善するには、やはり交通条件の整備だと思っております。循環バスがほんの一部しかまだ整っていないわけでありますが、これをより市民の要に十分たえられるものに仕立てて、そうしてなるべく市立病院を中心にして利用をしていただく、これが一番早道ではないかと、このように思っております。それぞれ不安のないように、努力はいたしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　再質問いたします。

第１点目の、日野市の総合保健センター的な計画についてでございます。今のところ、審議期間、検討期間なのでプロジェクトチームの結論が出ていないという答弁でございました。そういう状態なので、なかなか答弁がしにくいというふうに思います。

しかし、先ほど申し上げましたように、南部地域というのは、現在でも医療問題に対する関心と要求が非常に強い地域なわけでございます。したがいまして、そういうプロジェクトチームなどの結論が出ることを待つことも必要でございますが、特に担当部局、あるいは市長において、この地域の住民の要求も、この保健センターにも反映させるような努力が必要ではないか。

交通上も、一応南部地域ではございませんけれども、市立病院と比べると近い地域にあるということで、どういうものができるかという期待も強いかと思います。そういう点で、生活環境部長が適当かと思うんですけれども、５８年６月に日野市地域保健協議会の答申が出ております。この中に、総合保健センターに対しての要望などが込められているわけでございます。そういう点で、結論が出る段階、あるいは出た段階でも、市の方として南部地域住民の医療や保健に関する要望を、このセンターの中にもつぎ込んだ方がいいと私は考えるものでございます。

そういう点で、生活環境部長がこの答申の担当のようでございますので、そういう努力、そういう点についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。ほかの部長さんなりでも、

そういう考えがおありの方があれば、また御答弁をいただきたいと思います。

第２点の点につきまして再質問いたしますが、もし病院事務局長の方で答弁いただければと思うわけでございます。

これは、市内循環バスが市立病院の近くを通るようになりましてから、いささかの傾向でもよろしいんですけれども、南部地域の住民がふえたような感じがあるかどうか、そういうことはさっぱりまだわからない段階であるか、簡単に御答弁をいただきたいと思います。

それから第３点についても、都の関係、その他のオーケーが出てくれば建つのではないかという回答でございました。しかし、最近余りうわさにならないという点と、病院の経営が非常に厳しくなってきたという社会情勢がございます。そういう中で、市民の間からは、あの病院はそのうちに建たないのではないかというううわさも出ております。そういう意味合いから、本当にこれは実現する見通しなのかどうか、その辺の見通しについて、もしつかんでいらっしゃればお答えをいただきたいと思います。

これとあわせまして、先ほどの第１問で出す予定でございましたが、第１問で言うのを忘れました。明星前の住宅地の医院がなくなったことについて、前回も取り上げたんですけれども、この医院の対策について、日野市として何か行政の立場から考えていることがあるかどうか、私も医師会などにもお願いをしたりして、いろいろやっておりますけれども、なかなか見通しがないということでございました。この無医村にもなっている程久保地域の医院対策ということについて、やはり市が仲立ちになって何らかの努力をすべきではないかと思います。この点について、一言あわせて御答弁をいただきたいと思うわけでございます。

よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　再質問の１点目でございますけれども、生活保健センター（仮称）についての生活環境部サイドの構想につきましては、プロジェクトチームに健康課長が参加をいたしまして、南多摩の医療体制に関する答申の中に盛られた内容につきまして、協議の中でそれを出しておる現状でございます。

それから、明星大学前の医療機関の不足でございますが、これは竹ノ上議員さんが保健協議会の委員さんであるときに、同様の御発言をなさっているのを会議録で読んだ記憶がございます。明星大学前の自治会が四つございまして、その自治会の世帯数を調べてみましたところ、

明星前自治会が２４９世帯、第２武蔵野台第１が２６０世帯、同じく第２が１２５世帯、第３が１２０世帯、合わせて７５４世帯でございます。１世帯大体３人平均といたしますと、2,000人からの人口をあの地帯一帯で擁しておるわけでございますけれども、そこに病院、医院が１カ所もないということは、市内全般の平均から見ますと、少し少ない気がいたします。

日野市内全体では、病院が6院ございます。それから一般の診療所、開業医、医院、そういったものが９０ございます。合わせて９６ございまして、１病院、医院あたりの人口が1,558人でございます。これから比較いたしましても、明星前の2,０００人というのは多いわけでございます。人口が多い割合に医院の数が少ないということが言えるわけでございます。

この地域には、３年前まで内科と小児科のお医者さんがいらしたわけでございますが、その方が不幸にもお亡くなりになりました。亡くなった後も、家族の方が診療室はほかのお医者さんの希望があれば使ってもよろしいと。私どもは住まいの方にだけ住まわせてもらえば、今までの診療室はほかの方に使ってもらってよろしい、そういう意向でございまして、医師会が中心になりましていろいろ適当なお医者さんを探したんでございますけれども、なかなか見当たりません。そのうち、この話は現在中断をしている現状でございます。

先だって、南多摩保健協議会に出席いたしまして、今医院を一つつくると２億から３億の巨額なお金がかかるということでございます。土地を手当てをいたしまして、そこへお医者さんを呼ぶということは非常にむずかしい問題があるわけでございますけれども、この問題につきましては、その亡くなった先生の御家族の方にもう一度意思を確めてみまして、診療室を今後とも使ってよろしいということでしたら、また医師会に働きかけてみたい、このように考えております。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　２点目の、バスの利用者が市立病院にどの程度、利用されているかという内容でございますけれども、申しわけございませんけれども、具体的な細かいデータはまだ持っておりませんけれども、ただ申し上げられますことは、たまたまここに５９年３月２２日から５９年３月２８日、いわゆる１週間でございますけれども、外来患者の地域別の市立病院に見えられた患者数の比率が出ております。

これによりますと、程久保、高幡、三沢、百草、落川と、便宜的にこれだけ分けてございますけれども、１週間に１０５名の患者が見えておると。これを総体的な構成比率から見ますと、3.6％ということでございます。たまたまこのデータがございますので、早速早い機会に４月以降の調査をしてみたい、かように考えております。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。医王病院の今後の見通しでございますけれども、医王病院としては、どうしてもこの病院の建設をしたいということで、今、精力的に働いております。

先ほど申し上げましたけれども、付近の住民の方の理解が、今、数名残っているわけでございます。この数名の方に全力投球をしているという状況でございます。

先般も、病院の代表者が私どもに参りまして、今後どう事業を進めるか、手続を進めるかというようなことも述べて帰ったところでございます。

それから、今、病院の事務長からもお答えがございましたけれども、市役所線にかかる市立病院の利用者問題でございますけれども、さっきもちょっと触れましたけれども、先般トリック調査、乗降者の調査をしております。細かい数字はちょっとここには持ち合わせてございませんので、後ほどお渡しいたしますけれども、その数字の中の、私、見た感じでは、豊田、日野駅から乗車した者がやはり下車するのは、市立病院の前の停留所が一番多いというふうに記憶をしております。

○議長（高橋通夫君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武武君）　それでは、最後に私の意見と要望を述べまして、この仲についての質問を終わりたいと思います。

第１点目の、呼び方はどういうことになるのか、まだ決まっておりませんけれど、生活保健センター（仮称）なるものについての要望でございます。先ほども申し上げましたが、今、一貫した保健と医療と体制ということで、住民の関心、あるいは医療についての考え方というものも変化をしてきております。そういう意味では、仮に総合病院がすぐにできなくても、生活保健センターが南部地域の住民から見ても利用価値が高いということになれば、住民の４１％が最も望んでいる高い比率を示している総合病院の建設、こういう要望の一部が確決するものというふうに期待がされます。

そういう意味で、保健の段階、あるいは予防の段階から市民が参加しやすいような施設であ

ること、あるいはまた、治療にも寄与する面があるか、あるいはアフターケアについても、そのほか中間医療、中間施設ということも、今、叫ばれております。そういう総合的な観点から、このセンターが大きな役割りを果たすように、ひとつ計画を練っていただきたいと思います。

あわせまして、そういう生活のセンターであり、保健のセンターでございますので、高齢者の方々、あるいは主婦の方々、こういう方々が文化の交通というようなことなども通じて、精神面、肉体面、こういう点で健康を保つことができるような、そういう理想に近い形での立派な健康保健センター、あるいは生活保健センターなるものが建設されるように望むものでございます。

市立病院の利用の問題でございますけれども、まだ調査はできていない、しかし、先ほどの調査では、総利用者数の、南部地域の住民は3.6％であるということでございます。こういう点から見れば、市内循環バス路線、あるいはバスの交通の改善、こういうことを強めていただければ、もっともっと市立病院の利用者がふえるものと思われます。そういう点ではなお一層市長の方に、あるいは関係部局の方で、交通の便ということも改善をしていただくように、お願いをしておきたいと思います。

また、医王病院の点でございますが、住民の合意がなければ建設はいけないとは思います。しかし、住民合意がなった節には、この病院ができると医師会の調査では、設置科目については、ここ１０年ぐらいの需要は賄い切れる、そういう病院になるという期待がされているようでございます。ただ、設置科目というのが老人病であるとか、一部の病気、あるいは科目のようでございました。そういう点では、できるだけ広範な市民が診療ができるような、そういう点についても機会あるごとに医王病院と接触をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

また、これは私の思いつきということにもなりますけれども、たとえばダイクマ出店問題というので、商売の方々が死括問題だということで反対をされております。ああいうような土地についても、別の観点からまた、たとえば医療施設というようなことなどで、いろいろ地主さんたちと話し合いをして、全面的に市民の合意の中で解決をする、というようなことなどもあり得るのではないかと思います。

そういう点では、いろいろ場所についても市の方で医療施設ということで検討をして、ひとつ広い見地から総合的に保健医療問題をとらえていただくことを希望しておきたいと思います。

なおまた、冒頭申し上げました医療費の問題がございます。最近、御承知のとおり国会で問題になっております健康保険制度の改悪というのがあるわけでございます。これは、本人が1割から２割、健康保険本人でも医療費を負担をするということで、一家の大黒柱が医療費まで負担しなければいけないということで、国民のものすごい世論になってきております。国会にも1,０００万人以上の憲法改悪反対の署名が届いたということでございます。また、日野市議会などでも論じてまいりました。

このことは、日野市の国保にも保険料アップという形で及んでくることになっておりますし、差額ベッドが、あるいは医師や看護婦や食事もお金次第でＡＢＣのコースができるとか、ひいては救急車も有料制になるとか、最近技術は金がある人でなければ利用できないようになるとかいうようなことが、専門家の間で発表されております。そういう点などがやはり影響してまいりますと、日野市民の命、健康というものも守りづらい、こういうことになるわけでございますので、市行政の中では健康保険制度というものが守られるという観点での御奮闘も、私はお願い申し上げておきたいと思うわけでございます。

こういう点では、先ほどの一般質問でも盛んに共産主義だとか、ロシアだとかいう言葉でいろいろ発言されている議員さんがいらっしゃいました。しかし、そういう点で事実で見るならば、今の自民党政府こそ国民の健康を破壊する方向に、医療制度や保険制度を改悪していっているということは、間違いないところでございます。これは、自民党の国会議員の中にも、現在の健康保険改悪に反対の動きがあるということとか、医師会がこぞってこの制度に反対をしているとか、あるいは全国の都道府県議会８割以上が国の制度に反対する意見書を上げて、今や日本国民の１億人以上がこの制度に反対をしている状況となってきております。そういう点で（「うそを言うな。今の議事録を抹消しろ。１億と言ったろう、そんなことあり得ない」と呼ぶ者あり）

やはりこういう事実をよく見詰めて、いろいろ主義主張、イデオロギーというのは討論をしていくということが必要であると思います。都道府県議会の８割以上が決めたということは、その都道府県議会のもとにある都道府県民、こういう点で１億人以上の人口を擁する都道府県議会が反対決議をしたということを私が言ったわけでございますが、まさにそういう状況に国民の世論は進んでいる。何となく自分の意見に従わない人には、ロシアだとか、共産主義というレッテルを張ってるかのごとく聞こえるような意見を、あるいは発言を出すというようなこ

とは、私は慎むべきである。やはり論争というものは、褒めるべきは褒め、批判すべきは事実に基づいて批判するという態度で、私はやっていきたい、こういうふうに思う次第でございます。

なおまた、私の名前もその方は出されまして、なにか話をしているということでございますが、議事進行などに関して、同じ会派で議会規則にかなう範囲でやっていることについては、余り名前を出して言うべきものではない、ということで、そういう点も先ほど板垣議員からも発言がございましたが、全く私も同感でございますので、議会の品位を保つためにも、お互いにこういうことはよく考えて行動をしていきたいと考えるものでございます。

以上をもちましてただいまの質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって７の１、南部地域の医療体制の今後について問うに関する質問を終わります。

次に７の２、開発行為は関係住民に事前に徹底をについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○２２番（竹ノ上武俊君）　それでは、開発行為は関係住民に事前に徹底をということで、質問をいたします。

事前に徹底をすればどんどん開発はしていいという立場ではございませんので、前もって御了解いただきたいと思います。

現在、私が住んでいる地域を見渡しましただけでも、１０件近い開発行為が行われているわけでございます。この開発行為も、何が何でも反対というわけにもまいらない事情もございます。遺産相続の税金対策、あるいは零細な不動産住宅企業の都合による場合もあるでしょう。しかし、全般的に見るならば、先ほども申し上げましたように、東京都にあるいは日野市にという形で、今の政府の方針のもとに人口が集中をしてくる。それによって全体の流れの中で開発がどうしても進んでいく。緑やわき水などが冒されていく、こういう大きな流れということも、また否めない事実でございます。

現在、開発行為が行われている例を挙げますと、たとえば百草園の下に開発行為が行われております。これは、百草園の南側になりますか、この地域ではキジが鳴き、あるいはわき水がわいているところでございました。しかし、現在開発行為が行われまして、この水もかれておりますが、こういう中で、付近の住民が少ないので余り大きな苦情は、市の行政には届いていないかもしれません。

しかし、一、二軒の住民にとってみますと、工事中ほこりが飛び、あるいは排水の工事の最中は水が玄関先に来る、こういうような状態などもあったわけでございます。

そしてまた、全部の例を挙げられませんけれど、気づいている点を挙げてまいります。高幡台団地の下にある大学が造成工事を行いました。このときも住民の方から意見がございまして、自治会などに相談がない、そのまま工事の車が通っている、こういう話があったわけでございます。これは、市側にお願いしましたところ、早速行政指導をしていただいて、解決は見ております。しかし、これも事後でございました。

また、鹿島台の下にも、今、大きな開発工事が行われております。ここでも、やはり住民の方々から、公園の工事のために非常にその下に住んでいる住民に迷惑がかかっているというお声などがあったものでございます。これも市に相談しましたところ、すぐ飛んでいっていただきまして、解決をしていただいております。

あるいはまた、湯沢会館の下の川が、工事をしております。これは日野市が直接関係はないかもしれません。しかし、交通が渋滞することなどがございます。ところが、これも関係住民には何らそういう了解などがされていない。

またあるいは、高幡台団地の下に数世帯の開発行為がございます。これも住民との話し合いの中で、条件整備をするということで最近工事が再開され、合意はなされているようでございます。しかし、現在でも水害その他に向かって、住民の不安というものは完全に解けたわけではない。また、安全性が科学的に保障されているわけでもないと思うわけでございます。

そのほか、いわゆる電建住宅といわれる程久保の下にも、市議会に請願が出ておりましたあの下が、今、開発工事が行われて、開発行為を行っております。ここも素人目で見ましても、非常に不安な状態がございます。

あるいはまた、下程久保に参りますと、これも市議会に請願が出て、まだ結論が出ていないと思いますけれども、ここにすでに開発業者から大きな看板が立ちまして、かくかくしかじか住宅を建てるというものが立っております。それを見た住民の皆さんが、ここの開発は反対ということで、看板を林立させるという状況などがあるわけでございます。

私は、やはりこれらの開発行為を見ておりまして、まだまだ住民合意をしてから開発が行われるという状態になっていないなというふうに感じます。市も、住みよい町づくり要綱という

ものをつくられまして、それ以来は非常に努力をされております。にもかかわらず、さまざまな住民間の問題が起こる、あるいは不満が表明されるという現状にございます。

そういう点で、今挙げましたような地域については、市としてはどういうふうにして住民への徹底というものをしてきているのか、また、未解決のものについては、今後どういうふうにしていこうとしているのか、お答えをいただきたいと思います。

特に下程久保の場合には、今、住民がそういうことで運動中でございます。こういうものは、本当に正しく解決をしていただきたい、こういうふうに思いますので、特にこの点についてはどういうふうに取り組みをされているか、お答えをいただきたいと思います。

この点については、最後にもう１点は、今後とも私は二つの点でこの指導要綱というものを、名実ともに実行をしていただく。自治体の権限は小さいとは言え、もっともっと頑張っていただきたいと思います。そういう点で、開発業者に対する指導というものは、今後どういうふうに一般的に言いまして、指導を強めようとしているのか、その点で御答弁を願いたいと思います。

また住民に対しても、よく自治会と相談をしたと言われるんですけれども、自治会の全住民にこれが徹底されていない場合が多いわけでございます。そういう点で、住民にはどういうふうにして開発行為というものを知らせ、住民の意見をそれに取り入れていくか、住民の意見を、要求を解決していくか、こういうことについての今後の市の行政的な立場、決意、考え方、こういったものについてお答えをいただきたいと思うわけです。

以上、お願いします。

○議長（高橋通夫君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私の方から、ただいまの御質問につきましてお答え申し上げます。

まず、開発行為に当たりまして、住民にどう市として対応しているかと。特に、下程久保の現在開発が行われようとしているところについては、どう取り組んでいるかという点について、まずお答え申し上げます。

近年におきまして、指導要綱に基づきます開発行為の事前の協議申請は、５６年度におきましては７８件であったものが、ここ二、三年徐々にふえてまいりまして、５８年では１０３件に達しております。この増加率を見ますと、３０％の増となっておるわけでございますが、そ

の反面、苦情、陳情の処理でございますが、行政指導の効果もあらわれてきたというふうに見られる点があるわけでございます。５６年に６４件の苦情、陳情があったものが、５８年には逆に４９件に減少してきております。パーセントで言いますと、２０％の減と相なっておるわけでございます。

このように、開発行為に当たりましては、できるだけ苦情、陳情がないように事前に処理を行っているというのが実情であるわけでございます。

日野市のこれからの開発状況を見てみますと、地理的条件がいいとか、あるいは交通の機関の便利がいいというようなことで、今後も件数は徐々にふえていく傾向を見せておるわけでございます。したがいまして、これに伴います住民サイドのいろいろな苦情の関係につきましても、ふえることが懸念されているわけでございます。

このような状況の中で、私どもとしてはこれらの事業に対しまして、何らかのきめ細かな行政指導を行っていくということで心がけておるわけでございますけれども、現状の業務量から見まして、担当する職員に限度があるわけでございます。開発行為に当たりましては、法的権限を有しております東京都の多摩西部建築指導事務所とよく連絡を取りながら事前の協議を行いまして、苦情、陳情等が起こらないように行政指導を強化をしているところでございます。

最近におきましては、特に住民に関しましてその影響の多いと思われる申請につきましては、市の主催によります公聴会形式に基づきます説明会なども設けて、住民に周知徹底するとともに、住民サイドの考え方というものをつぶさに引き出しまして、その対応をしているのが現状でございます。

具体的に下程久保の開発行為につきまして御質問があったわけでございますが、この地域は下程久保６０４番地元の開発行為でございまして、リコー不動産という会社が開発行為の事前協議申請をこの４月に出してきております。現在、審査中ではあるわけでございますけれども、2,３３８平米のところに１２区画の宅造を行う工事内容になっておるわけでございます。５８年３月３日に、この工事に絡みます地元住民からの請願が出されております。

この主な理由は、排水施設の行政指導を十分やってほしいという内容になっておりまして、この請願の趣旨に基づきまして、私どもとしては責任を持って指導するということで、この請願は採択をされておるところでございます。

その後、この件につきましては、東京都の多摩西部建築指導事務所と協議を行いながら、現

在、工事の申請の内容につきましてのチェックを行っておるわけでございますが、先週の６月１６日の土曜日に、程久保地区センターにおきまして、先ほど申し上げました市が主催をいたします公聴会形式の説明会を設けたわけでございます。その中で、住民の声を私どもつぶさに聞きまして、今後の開発行為に当たります会社、リコー不動産を指導していきたいというふうに考えておるわけでございます。

このように、今後の開発行為につきましては、事前に住民とよく話し合いを行う、これは業者サイドとしても当然でございますけれども、私どもとしても問題が当然予想される地域については、事前に公聴会形式による住民の意見も拝聴して、開発行為に当たっての行政指導をさらに強化していきたいというふうに考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　再質問を若干させていただきたいと思います。

今、部長が答弁されましたように、開発行為は虫食いのような形でふえてきているわけです。２月、３月、４月においても、２６件の協議を市としなければならないものが出ており、市政経過報告で報告がございました。

こういう中で、先ほどその中の一部の例を挙げたわけでございます。大分指導要綱が効果を発揮してきているという面も、私も評価は一応いたしたいと思います。しかし、現状では、先ほどるる例を挙げましたように、住民からの不満が出ている。こういう点については、よほど今後、特に企業側に対して市が行政指導を強めていかなければならないのが、やはり現状ではないかと思うわけです。

そういう中で、特に私は強調したい点は、程久保地域、七生地域というのが、日野市全体でも緑が豊富に保存されている地域である。ここを特に考えて開発業者への指導をしていただきたい、こういうふうに思うわけです。指導をする前に、その前提として私はあの地域の緑を減らさない、あるいはわき水を減らさない、自然の水路などを何とか生かす、地下水も生かす、こういうようなことがどうしても日野市全体、あるいは東京全体を考えた場合に必要な地域と思うわけでございます。

その辺について、部長なり、あるいは市長の方はどの程度力を込めて指導をされているか、この点について再度伺いたいと思います。

たとえば、この指導要綱の第９条は、私から見ますと憲法法第９条のように、指導要綱の一つの重要な心臓部分にも当たると思います。自然保護を事業者はしなければいけない。現状の樹林とか、わき水、水路など、素材を生かして自然の保存に努めなければならないということにうたってあるわけです。こういう点で、具体的にそういう指導をしているのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

それからもう１点は、市議会でも論議がされてまいりました広範な地域面積にはなっていないけれども、自然林が残っているところで開発もしにくい。また、開発する際に、幾ら業者を指導しても公害防止とか、排水対策とか、防災計画、こういうものが十分にはできそうにない困難な地域というものがございます。こういう土地については、今後、市としては、これを買収しろとまでは言いませんけれども、何らかの形で保存をしていくということが、私は必要ではないかと思います。開発して、その開発業者に防災工事や公害防止の工業をさせるというのは、心もとない。

あるいはまた、公害防止では第１１条で、当該事業に起因して生じた被害についてはその責任を負わなければならない、となっております。しかし、これが零細企業であった場合には、その後、その会社が存在しない場合には、結局は市が責任を負うことになるわけでございます。その辺は難しいところでございますけれども、私はまず前提として、開発を認めない方向での自然を守るという観点で、いま１歩突っ込んだ立場を今後市がとっていかなければいけないのではないか、こういうふうに思うわけです。

今まで、下程久保については法務省も所番地その他登録の関係で台帳を閉鎖している、だからしばらくの間は開発行為はできないだろうと、こういうふうな説明などがあって安心をいたしておりました。突然、あすこを通ってみましたところが、開発行為のりっぱな、そういう不動産会社ですか、看板が出て私もびっくりしたわけですけれども、そういうことで、私ども素人がわからない中で、どんどん程久保の貴重な樹林がところどころつぶされていくということは、だれかではありませんが、悲しいわけでございまして、そういう点で、この点には相当力を入れてもらわなければいけないのではないかというふうに考えるわけでございます。

そういう点について、２点目はどなたか、ひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの御質問につきましてお答え申

し上げます。

七生丘陵、あるいは多摩平の方の一体の樹林地域、こういった地域も最近では宅造の、いわゆる開発が進みつつあるような傾向を示しております。最近の建築技術からいきまして、こういうがけ地、あるいはのりの急勾配な地域におきましても、建築が可能なようになってきております。

それと逆に、一方においては、平地のところは非常に土地の価格が高いということで、なかなか建て売り業者の手が出ないというような傾向もありまして、緑地が最近非常にねらわれてきているという傾向を示しております。

私どもの方はできるだけ緑地、特に残された緑というものはできるだけ保全をしていくという方向づけをしておりまして、こういった中で開発が、申請が出されたような場合には、まず緑の保全ということについて業者の方に強く働きかけている段階でございます。かと言いましても、業者の方としてはやっと見つけたそういった安い土地に、どうしても開発したいという意向が非常に強いわけでございまして、その辺で市の方と業者サイドの方で、なかなか折り合いがつかない点もございます。できるだけ多く開発に当たっては緑を残すように、また、緑も復元するようにというふうな形で、部分的には開発を認めざるを得ないような状況もあるわけでございます。しかし、そういう中でもできるだけ緑は残すという方針で指導を行っておるわけでございます。

それから２点目の自然林、あるいは開発困難なような樹林地、こういうふうなところについては、市はそういうところについての開発は極力抑えております。現在でも私どもの方に数社から、ある良好な樹林におきまして開発をしたいというような申し入れ、あるいは状況等のヒアリングに来ておるわけでございますが、そういう段階で私どもはこの地域は開発をさせませんと。したがいまして、これについては将来あなた方の方でも土地を買うとか、そういった点は一切考えないでほしいというように、強く指導しております。

しかし、一方においては土地を買ってしまう方もあるわけでございます。そういう場合は、私どもとしてはその良好な樹林地に緑地の網をかぶせて、東京都あるいは市の方で将来はそれを保全するために、やはり買い上げていかなければならないというふうにも考えておるわけでございます。

そのように、良好な樹林については残すという方向で、強い指導を行っているわけでござい

ます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　市長には、一言ございましたら御答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもの基本姿勢は、大変難しい面もあるわけでありますが、子孫のために環境のいい、なるべく緑と清流の守れる町で、災害に強い、こういう町を残すことであると思っております。

したがいまして、一面、私権の尊重も大切なことでありますけれど、また公的な理解を求めていくということで、基本的には臨んでおるところであります。近ごろ、だんだん開発もみみっちくなったと言いますか、当然こういうところまで手をつけることはないではないかというようなところが、かえって手がけられる、こういう傾向があります。

したがいまして、むしろ御指導するというのは、やめてくださいという指導をするということでなければならないのではないか、こう思っております。ただ、私権も伴うことでありますので、それをむげに退けるということも法的には不可能な面がありますので、十分協議をして、御理解をいただいて、場合によったらその用地も安い価額で市が公有地にすると、こういう対策で臨みたい、このように考えております。

全体的に見ますと、大きい開発は今はほとんどない、あるいは中型、小型という傾向になっておりますので、将来いずれは発展をするエネルギーも大切でありますが、しかしそれはなるべく自然地を緑と清流という形で残しながら、いい環境の保持をすると。そうして、末長く町をいい環境に持ちこたえるということで臨んでいきたい、これが基本姿勢でございます。

○議長（高橋通夫君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　それでは、要望を二、三申し述べて質問を終わりたいと思います。

今の市長の答弁も、子々孫々に緑と清流と安全な町を残すという点で、すばらしい市政であるというふうに確信するものでございます。

また、部長の答弁の中で、下程久保について公聴会形式で住民の意見を積極的に聞きに行っ

たということも大きな１歩前進でございまして、私は高く評価するものでございます。

しかし、あえてさらに申し上げるならば、看板などが立つ前に、もっと住民の中に行ってそういうことをするというようなところまで、町づくり指導要綱の精神を発揮するという立場に、さらに歩を進めていただきたいと思うわけであります。

また、部長がお答えになりましたように、緑を残すという点では、やはり開発について業者にいろいろ改良工事などをさせて、条件をとるから、結局そこの地域の防災などが安全になるので、開発行為を結局は許可してしまうということよりも、やはり開発行為そのものに待ったをかけるという点での、あの手この手の努力というものをさらに一層私は期待するものでございます。

そして、万やむを得ず開発行為となったときには、この指導要綱にもありますように、特にわき水の所在、あるいはこういう山や土地の構造、こういうものなどをよく研究していただいて、こういうものが保存されるようなそういうやり方、あるいはまた、緑を復元するというのではなくて、樹林そのもの、現在あるものをそのまま残しながら、それを生かした開発行為というふうに、自然を守る観点というのは相当貫いていただきたい。そうでなければ、先ほど市長が言われた子々孫々にというわれわれの願望は、結局は虫食い状態で大変な乱開発に数十年後はなってしまうということになりかねないと思います。

そういう点で、今申し上げたことは、特に将来を見通して努力をしていただきたいと思います。この件に関しましても、先ほどの一般質問で、やはり日野市の町づくりについて何となく共産主義、ロシアという言葉が出された問題があったわけでございます。私もその議員がおっしゃるように、汚水が大切なたんぼに流れ込むという点での怒りは、全く同じでございます。

しかし、それがそういう状態になってきた歴史的な経過というものを見なければいけない。現在の行政の長や、現在の市議会がふがいないからそういうふうになったという観点だけで物事を追及しても、私は解決にはならないと思います。（「森田市長は１２年」と呼ぶ者あり）

そういう点で、現在のそういう汚水が流れたり、川が濁ったり、あるいは緑がなくなったり、わき水がかれたり、こういう事実そのものは直視しなければいけないし、そのことは全住民、あるいは行政、市議会、力を合わせて住民要求は解決をしていかなければいけないと思いますが、やはり根本的な問題というのは、町づくりの科学的な計画、先見性ある町づくりの構想、こういうことになるわけでございます。

そういう点で、私ども今行政の側の皆さんや、あるいは市議会が苦労している問題というのは、１５年前、２０年前、３０年前の科学性があったか、先見性があったかという点が問われているものであることを明らかにいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって７の２、開発行為は関係住民に事前に徹底をに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時５７分休憩

午後３時３２分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問８の１、下水道事業について問うについての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔１６番議員登壇〕

○１６番（夏井明男君）　１問目の下水道事業についてお尋ねをしてまいります。この問題につきましては、日野市全市挙げの大きな課題でございます。

まず第１点としまして、現況と計画ということで具体的にお尋ねをしてまいります。

まず、南多摩処理区、約２３２ヘクタールあるわけでございますが、この事業の進捗状況は現在どのように進んでいるのか、供用の開始の見通しが昨年から具体的な時期として挙がっているわけですけれども、いつになるのか、具体的なめどをお尋ねしたいと思います。

第２点としまして、浅川処理区、万願寺区画整理地内でございますが、この浅川処理区の１６０ヘクタールの事業の進捗状況はどうか。

第３点としまして、今後の事業計画、たとえば秋川処理区の事業開始はいつごろになるのかを、お尋ねしたいと思います。

次に、財政計画の裏づけの問題でございますが、これは昨年の９月に若干お尋ねした点でございますが、そのときに都市整備部長のお話ですと、財政計画の見直しを進めている段階で、近くでき上がった段階で発表できるだろうというお話もございました。そういう意味で、この

下水道事業計画の基本計画では、目標年次を７０年度と定めております。計画段階での当時の建設費の積み上げで、財政計画を策定していくわけでございますけれども、今般の厳しい財政状況の中で、目標年次、財政計画の見直しが当然必要と考えているわけですけれども、どのような見通しをお立てになっているのか、具体的に御答弁願いたいと思います。

次に、受益者負担金制度の採用についてでございますが、これも去年の９月に馬場繁夫議員から、受益者負担金制度の導入について、どういうふうに考えているかということで、質問もしたわけですが、そのときのお話ですと、導入の意向で考えていきたいという御答弁だったかと思います。

昨日の谷議員からも、この制度についてかなり詳しい質問もあったわけですけれども、その辺について具体的にお尋ねをしてまいりたいと思います。

第１は、南多摩処理区の事業の供用開始と密接に関係するわけでありますが、この供用開始が間近に控えておる中で、この制度の採用について具体的に進めていく考えなのかどうか、非常に現在の段階では不明確であります。

私は、昨年の馬場繁夫議員のときの質問に際して、かなりこの制度に対しては突っ込んだ検討がなされておるだろうということでおりましたけれども、現在に至るまで具体的な検討が表面化しておりません。この点について、再度お尋ねしたいと思います。

また、採用した場合におきまして、先ほどの結城部長の御答弁によりますと、多摩平地域、いわゆるコミプラ地域ですか、この地域は付加が困難であるようにも思う、というふうな御答弁もあったかと思いますけれども、公平制の観点から考えて、どういうふうに考えているか。

さらに、受益者負担制度を採用した場合に、将来にわたる建設事業費の財源として、どのような位置づけに考えているか。いわゆる一般財源の中の繰り入れ等も関連し、さらには財政計画とも密接に関係しているわけですけれども、どのようにお考えになっているか。

さらに、次に下水道料金体系の問題でございますけれども、これはやはり都市整備部長の方から、多摩平処理区については、将来料金体系の統一化ということから、年次に分けて料金の問題を見直していきたいという御答弁もあったわけですけれども、この点についての具体的な御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの下水道事業の関係につきましての４点の御質問につきまして、順次お答え申し上げます。

まず、下水道事業の現況と計画ということで、南多摩、浅川処理区、秋川処理区の３処理区につきましての御質問につきまして、お答え申し上げます。

まず、南多摩処理区の進捗状況でございますけれども、２３２ヘクタールのこの処理区につきましては、昭和５７年から６２年のこの間の事業計画で、現在進めているところでございます。このうち大栗２号処理分区１１ヘクタールでございますが、この整備につきましては、現在でほぼ完了している段階でございます。６０年中には供用の開始が確定しているところでございます。

その他の大栗４号処理分区でございますが、京王線の以北地域につきましても、整備が現在進んでおりまして、６２年ないし６３年中には全地域の整備が完了いたしまして、供用の開始が見込まれるところでございます。

ただ、この地域につきましては、大栗幹線が一の宮の交差点のところまで到達する時期に合わせて整備をするという方針で臨んでおりまして、６３年には一の宮の交差点まで流域幹線が到達する現在の見込みでございますので、それに合わせてこの地域の整備に全力をいま進めている段階でございます。

また、現在の未整備の個所につきましては、大部分が国費対象事業を行っておる関係上、今後、国費の導入に努力を傾注していくつもりでおります。

また、２番目の浅川処理区でございますが、万願寺の区画整理区域内１６０ヘクタールにつきましては、事業の認可をここで受けまして、本年度からこの事業につきましては、新都市建設公社に業務委託を行いまして、区画整理の街路築造に合わせまして施行をしていく予定でおります。

５９年度予算としては、延長2,８００メーター、それと昨年遺跡の関係で工事が未執行に終わりまして、今年度繰り越し明許をいたしました1,０００メーター合わせまして、年度内に整理を行っていく計画でございます。

なお、この地域には埋蔵文化財という遺跡の調査が関連してまいりますことから、この事業の進捗状況に大いに影響が出てくるところでございますけれども、現在の段階では遺跡調査会の方と十分連絡を取りながら、事業の進捗を図るということで、文化財調査の方を現在進めて

いる段階でございます。文化財調査が終わり次第、管渠の埋設に入っていく予定をしておるところでございます。

3点目の秋川処理区でございますが、秋川処理区につきましては、６０年度に事業の認可をとる予定で、現在準備を進めている段階でございます。実施計画の作成は、一応今年度を予定しておるところでございますが、この経費につきましては、9月に補正を組みまして計上する予定を立てております。

また、浅川の、先ほど申し上げました万願寺区画整理区域以外の地域、いわゆる浅川左岸でございますが、この地域につきましては、今年度予算に実施計画を計上させていただきまして、すでに実施計画を当初の作成、測量等の業務をすでに外注してございます。実施計画の作業が終わり次第、事業認可の申請を行っていく予定をしております。

それから、２点目の財政計画の裏づけということでございますが、公共下水道の基本計画は、５４年３月に策定をいたしてございます。計画区域として2,３６２ヘクタール、計画人口２１万1,０００人、目標年次が７０年を目標に計画を策定しておるところでございますが、当時の計画策定に当たりましての雨水管の建設の事業費としては、概算ではございますが、２７９億が必要であるというふうに考えられているところでございます。

財政計画につきましては、策定面の積み上げという方式で算出してございますので、今後、これまでの物価上昇、あるいは今後の物価上昇という中で、当然ここで見直しの時期に来ておるわけでございます。実施計画等、細部の計画は策定し、事業認可を終える段階で、これらの事業計画の全体の見直しを行っていきたいと考えておるわけでございます。

また、目標年次につきましても、現在７０年になっておるところでございますけれども、流域下水道の処理場の遅延ということもございまして、それに絡みまして公共下水道の認可もおくれてきている段階でございます。

このようなことから、当然目標年次７０年というこの年次も、見直しが当然必要になってくるわけでございますが、下水道事業建設費の財源としては、国費、あるいは起債が大部分を占めてくるということで、国の財政状況等にも影響されてくることが多々あるわけでございます。今後、この点から事業年次の見通しが非常に立てにくいというふうな現状にあるわけでございますが、そういう中でもやはり目標年次というものは、あらかじめ見直しをし、設定する必要があるわけでございまして、諸作業が進む中で見直しを行っていきたい、かように考えておる

わけでございます。

財政計画を、これまでの議会の中でも見直しをする、できるだけ早くその計画を樹立していくということで、お話も申し上げてきたわけでございますが、現在、概算で一応額というものを策定してございます。南多摩の処理区、浅川、秋川の処理区、この3処理区で幹線と枝線を合わせまして、公共下水道の管の延長は現在の段階では４９万8,６８８メーター、この工事費としては、補償費も含めまして４７４億7,０００万円が予定されておるところでございます。

それで、これの財源内訳としては、国庫補助金が１４２億4,０００万円、都の補助金が3億3,２００万円、地方債２６１億、それと市の負担をいたします一般財源が６７億8,８００万円、このような財源内訳が現在考えられているところでございます。これは、これから策定してまいります実施計画の中で、さらに洗い直しまして最終的にはこの数字もまとめていきたいというふうに考えておるわけでございます。現在、その作業も行われておりますが、あわせまして実施計画の最後の検討も行っている中で、将来はっきりした数字で改定をしていきたいと考えているわけでございます。

これらの事業を、これから何年間で実施をしていくのかという一つの事業期間も、目標年次と非常に関係があるわけでございます。

たとえば、１５年でこれらの事業を実施した場合といたしまして、1年目としては３１億6,０００万円の費用が事業費としてかかってくるわけでございますが、このうち一般財源の持ち出しは一応4億2,５００万円と計上されております。これが5年後には、総事業費として35億、それから１０年目には４１億、１５年目には４９億というふうに、徐々に総事業費もふえてくるわけでございます。それに伴いまして、市の一般財源から持ち出し分を、償還金も含めまして、5年目では１０億5,０００万円、１０年目で２０億1,０００万円、１５年目では３４億1,０００万円という数字が予定されるわけでございます。１５年間でやった場合はこのようになりますが、これをさらに２０年でやるか、あるいは２５年で実施をしていくかによりましては、またこの一般財源の持ち出し分というものは、数字が変わってくるわけでございます。

そういう、何年間でこの下水道事業、いわゆる公共下水道事業を市が実施をしていくかということを、やはり今度のこれからの計画の見直しの中で煮詰めていかなければならない大きな問題であろうというふうに考えるわけでございます。

次は、3点目の受益者負担金の問題でございます。受益者負担金の問題につきましては、谷

先生の御質問の中にもお答えしてございますが、現在、負担金を採用するか、しないかという点の検討を進めているわけでございます。受益者負担金の内容につきましては、事務当局で種々検討を加えまして、その考え方としての検討資料はすでに内部で固めております。今後、この負担金を徴収していくかどうかということについては、いろいろ問題点があるわけでございます。

たとえば、先ほど1点目で出てまいりました南多摩処理区の供用開始の時期というものに、当然合わせていかなければならないという問題点がございます。供用開始の時期からこの負担金は徴収を始めていくことになるわけでございます。その時期までに負担金を徴収するか、しないかという点の結論を出さなければならないというふうな時期に来ているわけでございます。

それから2点目の、この負担金を採用した場合、多摩平、現在公共下水道として整備をしている地域、あるいはコミプラで各団地ごとで処理をしている地域、こういったところとの負担金をどう取り扱っていくのか。そういうことで、先ほどもお答えを申し上げました、これらのすでに完備をされているいわゆる下水道管としては、さらに市の方で公共下水道を埋設しないで済む地域につきましては、今後、たとえば負担金を徴収するということに決定いたしても、これらの地域からは負担金を徴収することはむずかしいんではなかろうかという面もあるわけでございます。

そういう点で、今後こういった点につきましても、内部で十分検討していかなきゃならないという点でございます。公平制、公共を公平の面から見ましても、そういった点から検討を加えている段階でございます。

それと、3点目の、財政計画上、受益者負担金を徴収する場合、また、しない場合、どう影響があるのかといった点の御質問でございます。受益者負担金は、一連の下水道事業を行うための、与えられた負担金でございます。したがいまして、これを徴収することによって、当然下水道事業の促進にはね返ってくるわけでございますが、ただ、この徴収の額というものを1回定めますと、なかなかこれを改正していくということは困難でございます。

したがいまして、下水道事業はたとえば10年、あるいは15年というような長期の計画でございますので、その間に改定をしないとすると、当然物価等の値上がりによって額そのものが、単価の価値というものが下がってくるわけでございます。逆にこれの徴収事務という問題で、人件費等が非常にかかってくる、そういう点からかみ合わせていきますと、果たして徴収

するのが妥当であるかないかという点も、問題点としてあるわけでございます。そういった点を踏まえながら、現在、検討を行っている段階でございます。

それから、4点目の下水道料金の体系でございます。現在の日野市が徴収を行っております多摩平の公共下水道の下水道料金でございますけれども、55年に改正を行ってございますが、現在では、その後、東京都が下水道料金を改正し、あるいはほかの市も順次改正をしてきております関係上、日野市も現在の下水道料金の体系というのは、非常に安いランクに位置づけられておるわけでございます。

今後、流域下水道事業が整備をされてまいりまして、都の下水道体系に組み込まれていくということが考えられるわけでございます。その場合に、東京都の料金と、日野市が現在徴収しておる多摩平の料金との間に差がある、出てくるということは、非常に今後の料金体系からいって望ましくないわけでございまして、できるだけ東京都のレベルに日野市の料金体系を改正していく必要が出てきておるわけでございます。

その点で、現在日野市の下水道料金の改正という問題について、内部で検討を行っておるわけでございます。できるだけ1本化に将来していく下水道料金でございますので、できるだけ早く東京都のレベルまで持ち上げていく必要があろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　夏井明夫君。

○16番（夏井明男君）　今の部長の答弁で、大栗幹線のところで、一番早いところで11ヘクタールの地域が、早いところでは60年中には供用開始ができる、そこまでの体制に来ているというお話でございました。それを踏まえると、先ほどの受益者負担金の制度の導入についても、それに間に合わせるような体制として進めなければいけないというお話でございます。

そうしますと、現在59年の6月ですから、多く見て1年ないわけです。それで、非常に前から疑問に思っている点ですが、これは市長も真剣に考えていただいているんだと思いますけれども、ほかの市等を見ましても、この制度を導入するについては非常に神経を使っていまして、市長も御存じかと思いますけれど、昭和40年代に武蔵野市でかなり議論があったと思うんです。

また、ほかの県のところにおきましても、スムーズにこの制度を市民の方が納得されて移行

したところもありますし、市民の方に納得が得られなくて、実際リコールまでいったということもあるわけです。

それで、この制度を導入するには、恐らく検討委員会で検討を重ねて、さらに下水道委員会等で審議を重ねていくということになるんだろうと思いますが、現在、今、部長のお話ですと、内部的にはかなり煮詰めたようなお話ですけれども、先般の谷議員からの答弁に対しても、これから下水道委員の方に委員会で煮詰めていただくというお話があったわけです。時期的に見ますと、到底私は間に合わないんじゃないかというふうに思うわけです。

先ほど、公平の原則から受益者の制度も考えていきたいと。いわゆる利点、それから採用しない場合の不都合等、部長からも、国のいわゆる補助金が取れるかどうか、国の具体的な、積極的な援助が得られるかどうかということで、昭和４４年の局長通達だと思うんですが、その辺のお話もあったわけですが、その辺、具体的に、非常にこちらから見ていて、真剣にお考えになっていないんじゃないかというふうに思うわけです。

ちなみに、昭和５１年９月に、日野市の下水道調査会というところで、下水道事業のあり方と報告について、ということで答申を出しているわけです。それで、この受益者負担金についても、やはり調査会で検討していまして、国の考え方、市の考え方、それから三多摩で実施されている状況、今般、日野市の制度で導入ということで、導入もやむを得ないんではないかというふうに答申が出されているわけです。

現在、日野市の今の動きから見ますと、この制度は導入しない方向で進んでいるんではないかというふうに思うわけです。それで、下水道事業を促進する意味で、財政的な一般財源からの補充、さらには受益者の方からの負担ということで、過去にもかなり進捗されていた状況もあったわけですけれども、具体的にそのような内容になっていくのかどうか。

さらに、前後いたしますけれども、受益者負担金制度を日野市の中で導入することが、果たして公平の原則ということに適するのか。もっとざっくばらんに言いますと、日野市では下水道事業が三多摩の中でもかなり低いレベルにあるということが、何遍も何遍も取り上げられてきております。実際に浄化槽にお金を使ったり、また多摩平地区ではあれだけの新しい住民の方が住まれている中で、われわれ旧来の市民についてはその辺の恩恵がないではないかということで、かなりそういう声もあるわけであります。

われわれの下水道関係で、市民の方にお聞きする中で、かなり深刻な話がいっぱいあるわけ

で、その中で待ちに待って市民税を払いながら、いざ下水道事業を実施していく段階で、受益者負担ということでお金をくださいと言ったときに、どういうふうな状況が生まれてくるか、非常に心配であります。

１平米当たり、先ほどの部長のお話ですと、長期にわたって負担金というものを変ふることができないだろうというお話でありますけれども、そうしますと１平米当たり４００円とか５００円、少ないところでは１００円という単位のところもあるようでございますけれども、４００円、５００円取る、３００平米等であれば１５万ぐらいになるわけですけれども、そのようなことを考えますと、その辺、かなり具体的にもう結論を出さないといけない時期ではないかと思うわけであります。

やはり前後いたしますけれども、６０年には供用開始ということで、この時期に具体的に１平米当たり負担金をどのぐらいにするかということを決めておきませんと、各地域によって分けるということはできませんから。そうしますと、財政計画の中で、一般財源の中で、先ほど部長の御答弁ですと、持ち出しが１０年後、１５年後というふうな、どの辺の計画でやるかによって、その計画の中の財政的な負担が違ってくるというお話があったわけですけれども、当然、受益告負担金の制度を導入するかどうかによっても違ってくるのは、これ、素人考えでも当たり前であります。

ですから、先ほどの部長の御答弁ですと、負担金の制度を導入しないという立場でお述べになったんではないかというふうに思うんですが、この辺、市長からぜひ御答弁をいただきたいと思うわけであります。

さらに、先ほど財政計画の見直しの中で、かなり答弁があったわけですけれども、これは計画の見直しの中で、一般に言われます終末処理場については、かなり将来人口を普通の予測と違って大枠にとって計画を立てる通例があると。そういう中で見込み違いということが出てくるので、大枠をとってやるというのが通例であると。それがひいては下水道事業の過大な財政の大枠の予算になってしまうということもあったわけです。

すなわち、過大な下水道計画になっているかどうか、その辺も心配であります。すなわち、そこの予測でかなり違ってきますのは、企業の排水の問題があります。今、企業は下水料金に対してもかなり真剣に、下水道料金の対策について非常に真剣な取り組みをしておりまして、国、市の予測をはるかに下回る節水をしているわけであります。

そういう中で、日野市における企業の排水量といいますか、その容量を現在の計画の中で十分練り直しているのかどうか、その辺の御答弁もいただきたいと思います。

それから、先ほど料金体系の問題がございました。具体的に多摩平処理区におきましては、一般財源の比率がどのくらいのパーセンテージを占めているのか。

さらに、今の多摩平地域における下水道料金体系が、都から見てどのぐらいの差があるのか、その辺、お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　夏井議員さんの再質問の、特に受益者負担の考え方ということについて、お答えをしておきたいと思います。

私も、これまで下水道事業の進捗が、今日目の前に、いよいよ南多摩処理区において迫ってきたといの状況でございますし、長い間かけてこのことについての考え方を考えてまいっております。

これまで議会でお答えをいたしておりますのは、日野市、いわゆる都市計画税がかなり多年にわたって徴収をしてまいっております。そして、今後、下水道事業の普及を図る場合に、都市計画税というこれまでの蓄積と言いましょうか、これの役割りというものをいろいろ批判もいただいておりますので、こういう財源に一番充てるべき考え方も持ちたい。

あるいは、近ごろ多少低調になっておりますが、いわゆる競争事業、これらの財源も、原則的に言いますと、そういつまでも依存すべき財源であり得るかどうか、これらのこともありますので、精神的な意味も込めまして、下水道事業等に財源として予定すべきと言いましょうか、考えるべき財源ではなかろうか、このようなことを申し上げてまいっております。

そうして、これまでの事務レベルでのいろいろな検討の中で、特に国の指導もありまして、受益者負担制度を導入しないと、なかなか公共下水道の認可をいただくことが困難であると。つまり、そういう一面のこともございまして、なかなか結論を見出すに苦慮をいたしておりました。

最近の事情、先ほど部長もいろいろと答えております。つまり、メリット、デメリットの関係でありますが、国の財政の事情もありまして、なかなか財政計画をつくりにくい。また、国も一時のように受益者制度の導入を積極的にやらないと認可を与えないという考え方は、変化しつつある、このように受けとめております。

そこで、日野市の現状を考えますと、まず２０年前からの多摩平の下水道の問題、あるいはあちこちのコミプラの問題、みな、つまり今日では家庭浄化槽も含めて、水洗トイレは使えるようになっておるわけでありますから、何か下水道に対しての理解ということの負担を求めることには困難な面があるんではなかろうかと。

また、一方には二重課税であると。今言われますように、訴訟が起きたりする例もなきにしもあらずという状況もあります。それらをおしなべて考えます場合に、だんだんとメリットの部分が薄れてきていると。つまり財源の能力がありさえすれば、むしろそういう煩瑣な方法はやめた方がいい、こういう結論にもなるわけでありますが、しからば最終的にどうすべきか。このことは一朝一夕に理事者だけの判断では、いろいろな意見も聞いた上でというふうに考えておりますので、下水道対策委員会等のお考えも十分徴しながら、日野市のいわゆる財政能力がいいといわれております、そういう面の能力、あるいは蓄積をそういったサービスに使うということが、むしろ妥当ではなかろうかというくらいの考えまで到達をいたしております。

もう一遍、私も直接国当局に出向いて、受益者負担なしでも国の補助金が公平にもらえるかどうか、あるいは起債の認可はいただけるかどうか、これらのことを確めた上で最終結論をつくりたい、このように考えております。

まだまだ結論という段階ではございませんが、考え方としてはそういう思考をめぐらしておる、このように御理解をいただきたいと思います。

ただ、一つ加えますと、たとえば区画整理でありますとか、いろんな意味で都市区画税、あるいは固定資産税も含めてでありますが、相当な税負担ないしは公共負担をしてもらっている土地と、それから宅地並み課税等の減免によって、ほとんど、余り公共的な課税は行っていないという、そういう土地もあるわけでありますから、この関係のバランスというものはどう考えるべきかと、こんなことも一つあるように思っております。衆知を尽くし、いろいろな御意見を聞きながら決定をすべき課題ではなかろうか、こう思っておるところでございます。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私の方で２点目の御質問についてお答え申し上げます。

財政計画の見直しに当たって、すでに処理人口が２１万1,０００人として決定してございますが、この人口想定というのは、大枠をとった関係上、過大な計画になっているんではなかろ

うかといった御質問でございます。

これにつきましては、当時、計画を策定する段階で日野市の人口想定というものをどう抑えるかということで、東京都の計画局と、あるいは下水道局との間で相当煮詰めた問題でございます。将来の想定人口、いわゆる７０年度における人口を２１万1,０００人抑えましたのは、東京都の人口計画の中からその数字が出てきているわけでございます。これをコンピューター等にかけまして算定したのが、この２１万1,０００人であるわけでございます。

確かに通常の伸び率、現在の伸び率からいきましてちょっと大きいというふうに見込まれるわけでございますけれども、もし逆にこれが過小評価であった場合には、処理施設そのものがパンクをしてしまう段階になります。そういうことで、ある程度の安全率はどうしても見て計画を立てざるを得ないわけでございます。

そういう観点から、人口想定の多い方を採用したわけでございますが、これが最大の人口想定ではないわけでございます。当時算定した中では、２３万、あるいは２４万近い数字も出ておったわけでございますが、２１万1,０００という数字が妥当であるということから、これを計画人口に取り入れたわけでございます。

それと、企業の排水量についてでございますけれども、当然現在の計画の中では、企業から排出される量というものが、本来ですと見込まなきゃならないわけでございます。しかし、日野市の中における大企業、特に大口の企業の方々の、将来の下水道計画についてどう対応されるかという調査も、あわせて行っております。

そういう段階では、下水道には直接放流はしないという企業が非常に多いわけでございます。自前処理を行っている関係上、現在、施設を三次処理まで持っている企業は大部分でございます。そういう中で、高い料金を払いながら公共下水道の使用料金を払っていくということは、コスト高に通ずるということから、下水道が完備しても自前処理は行っていくという企業が多かったわけでございます。

そこで、企業の面積に相当する人口を想定して、その分につきましては算入してございます。と申しますのは、企業が必ずしもそこにいつまでも立地しているという条件がないわけでございます。たとえば他に転出をしていくというふうなことも想定されるわけでございます。そういう場合に、全くその分について算入しておかないと、やはり処理計画に大きな支障が出てまいりますので、たとえば他に転出した場合、そこに張りついてまいります人口を想定して、そ

の分については処理水量の中に加味をして、処理施設等の大きさも決定しているわけでございます。

それから、料金の問題でございますけれども、全体の料金体系の中で一般財源が負担する率でございますが、これは正確な数字は持ち合わせてございませんが、大体８０％の料金を負担をし、あとの２０％程度を一般財源から補なっているというのが現状でございます。したがいまして、そういった点から見ましても、今後料金改定をしていかなきゃならない理由があるわけでございます。

それと、都との差でございますけれども、たとえば平均収入をとりまして３０トンの水を使ったという場合の料金でございますが、東京都は日野市の現在の料金体系の2.5倍の料金を足しております。

たとえば、具体的に申し上げますと、東京都は３０立米の、３０トンの水を使った使用料金としては2,８３０円を徴収しております。日野市の場合は、1,１３０円でございまして、半分以下であるわけでございます。差額は1,７００円の差が出ているわけでございます。

このように、現在の段階ではちょっと差が大きくなってきているので、これを埋めるためにも、やはり将来料金を統一、一本化するためにも料金の改定が必要であろうというふうに考えているわけでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　　最後に、この問題について要望して終わります。

先ほど市長の御答弁ですと、早急に国の方に意向をただして、この負担金の制度を導入するかどうか態度決定をするというお話でございました。ぜひお願いしたいと思います。

私は、個人的な見解でございますけれども、受益者負担金制度の導入の利点としては、国からの誘い水になるかどうかという第１点がありますが、この点についてが一番問題だろうと思います。

第２点の、公平の原則からどうかという点ですが、長年地域地元の方の市民感情、さらには市税に対する貢献度を考えますと、受益者負担金の制度を導入すること自体が、むしろ公平の原則に反するんじゃないか。受益負担金制度の概念自体があいまいですし、むしろこの制度自体について根本的な疑問も持たれておりますので、この辺、日野市においては難しい段階では

ないかと思います。

さらに、第３点として、この制度の財源的な確保の問題でございますけれども、負担金制度の導入を図りますと、やはり市の職員も何人か採用しなければなりません。人件費等を考え、また負担金の額を決定し、何年間にわたって徴収することを考えていきますと、一般財源の貢献度についてもかなり問題があるのではないかと思います。

また、最後に、６０年中に供用開始ということでございますけれども、この制度を導入してまいるときには、かなり地域住民の方に納得をしていただかないと、かなりな混乱をもたらすだろうというふうに思います。

以上。

○議長（高橋通夫君）　これをもって８の１、下水道事業について問うに関する質問を終わります。

次に８の２、緑と清流とふる里づくりについての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○１６番（夏井明男君）　この問題についてのねらいは、すなわち子供にとってはそこに住んで育ったところがふるさとでございます。あえてふるさとづくりと申し上げましたのは、日野市における５年、１０年、２０年先のよりよい人間関係の基礎づくりのためにどういう方途があるかという観点からの質問であります。

まず第１点としましては、緑と清流ということで、日野市も表看板にこのスローガンを掲げて対策に取り組んでいるわけでございますけれども、また、その成果として黒川公園のかなりの整備ができまして、地域の私立の幼稚園、公立の保育園等、また小学校の低学年の方もかなり公園を利用するような状況が生まれてまいりました。

日野市におきましても、秋にいろいろな催しがあり、その中で市民の方の交流等も重層的な関係で行われているわけですけれども、現在の日野市民のいろいろな動向から見ますと、地域近くで余暇を楽しむということが多くなってきている現況にあります。

日野市内におきましても名所旧跡がございますし、そのような名前がつかないまでも、ほかの市に比べてかなりな緑地帯、緑地公園等あるわけでありますが、第１点としましては、日野の市民の方が、そのような利用状況はどうなっているか、まず第１点お尋ねをしたいと思います。

第２点として、日野市の特色として、多摩川、浅川を抱えている市でございます。これはか

なり市にとっては特色のある市でございまして、過去におきましてもさまざまな議員の方から、浅川、多摩川の流域の自然公園としての機能というところで、質問があるわけでございますけれども、日野市におきましては、浅川、多摩川流域の自然公園としての機能というところで、どのような力を現在入れているのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

さらに、地域の方はその近くの公園、さらに緑地帯、さまざまな市民の憩いの場のある場所については存じているわけですけれども、少し離れますと日野市内にこのようなところがあったかというようなところもあるわけでございまして、そういう観点から一つ提案でございますが、日野市においては子供のために昆虫の本とか、それから草花の本、動物の本等を発行して、小中学生に喜ばれているわけですけれども、東京都におきましても観光課の方で、東京都三多摩の地域における名所内跡といかないまでも、案内本が出ております。

日野市におきましても、それほどお金のかかる話ではありませんので、日野市内における市民の憩いの場の案内文ぐらいあってもよろしいんではないかと思うわけであります。そのねらいは、日野の市民の方がそのような本を手にして、それほどお金のかからないところで余暇を楽しむことができる、日野の市民の方の交流も図れるというところで、この案は受け入れていただいてもよろしいんではないかと思うわけであります。

最後に、子供会の現状と将来ということでお尋ねするわけですが、地域の市民の方の交通は、ＰＴＡあり、自治会あり、町会ありということで、重層的な市民の交流の場もあるわけですけれども、親を思わない子はありませんし、子を思わない親はないというところで、子供の健全な育成については、親の一般共通の観点でございます。

そういう意味から、たとえばということで、子供会の運営等においても親は熱心でございます。そのような育成の観点からも、日野市は現在どういうふうにこのような団体に対して応援を与えているのか、指針を与えているのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えをいたします。

１点目の、市内名所における市民の利用状況でございますが、私ども動物園、百草園、高幡不動尊、テックにつきまして、それだれ問い合わせてございます。５７年、５８年の利用年度につきまして、お答えさせていただきます。なお、1,０００人以下は四捨五入をさせていただ

きました。

動物園の５７年度、１４７万8,０００人でございます。５８年度１３０万2,０００人。

百草園、これは梅の開花時期２月から３月にかけましての２カ月間の統計でございます。したがいまして、５７、５８、５９年の３カ年の統計をお知らせしたいと思います。５７年、３万9,０００人でございます。５８年、５万3,０００人でございます。５９年、２万5,０００人。

次は高幡不動尊ですが、５７年度１１０万人。５８年度１２０万人。

さらに多摩テックですが、５７年度１２２万人でございます。５８年度１０６万1,０００人でございます。

以上が、各施設に問い合わせました利用の人数でございます。

さらに、３点目の名所案内本の出版についてお答えをいたします。前回印刷をいたしました日野市の観光ガイドブック的なものが底をつきました。それで、今年度５９年度には観光協会がこの経費を負担いたしまして、３万部のガイドブック的なものを印刷をする予定でおります。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、私の方から第２点目と、それから今第３点目で生活環境部長がお答えを申し上げましたけれども、さらに第３点目の問題につきましては、自然に親しむコースの案内版の出版というふうなことに関連をいたしまして、さらに私の方からもお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、２点目の浅川、多摩川流域の自然公園としての機能でございますけれども、これにつきましては、御存じのように日野の２７.１１平方キロの中で、浅川と多摩川の占める割合というのは１２.９％、3.４９ヘクタールございます。非常にこの面積も広いわけでございまして、自然に親しむ場所としてかっこうなものが市域にございますので、私どもの方の考え方といたしましても、やはり自然そのままで古くから親しまれ、そしてわれわれの生活の中で大変大切にされ、そしてまた生活と大変密着してきた多摩川、浅川、これを自然環境のままで残していきたいというふうな立場で考えておるわけでございまして、これも御存じのように５１年に浅川の関係につきましては、環境の計画研究会を発足させまして、５８年の３月に浅川利用の基本計画ができ上がっております。

そして、浅川につきましては、具体的に申し上げますと５９年度の予算で、まず浅川の堤防

敷の一部を約1,０００メーター、浅川の右岸でございますけれども、南平の駅の北側からずっと下流へ下りまして、高幡の橋の付近まで約1.０００メーター、浅川付近のいわゆるリバーサイドプロムナードをつくろうということで、予算の御承認もいただいておりまして、具体的にはこれらを手始めといたしまして、浅川の自然に親しむ施設を、自然を生かす形の中でできるだけつくっていこうというような考え方を持っております。

それから、多摩川につきましては、堤防敷を利用いたしまして３年計画ぐらいでやはりこれもジョギング、あるいは自転車の利用による活用ができるような、そういう堤防敷のカラー舗装によりますところのプロムナードの計画も考えていきたいというふうに思っております。

それからまた、最近の話ですけれども、多摩川、浅川を管理しております建設省の京浜工事事務所につきましては、水と緑のネットワークの整備構想を策定しようということで、各市町村に、沿線の市町村に調査を求めてきております。これによりますと、やはり多摩川、浅川を一つの中心といたしまして、これの持つそれぞれの地域の中での水と緑の広がりを考えていこうというふうなことで、調査が行われるというふうにも聞いております。

そういうふうな形の中で、多摩川、浅川の今後の利用計画につきましては、私どもの方も今申し上げたような中で取り組んでいくような計画を持っておるわけでございます。

それから、３点目の問題につきましても、御質問の中にございましたように、自然環境の中で求められる市内の動物、あるいは植物、昆虫、これらにつきましては、それぞれの参考になるような単行本を発行しておりますし、５９年度におきましても、特に植物につきましては改訂版も出そうというふうな計画を持っております。

そういう中で、さっき申し上げましたように、自然に親しむコースの案内版をつくる計画も今後考えていきたいというふうに思っております。これには、今申し上げたような昆虫、植物あるいは動物というふうなものがそのコースで求められるというふうな、簡単なわかりやすいようなガイドマップみたいなものをつくってみたいというふうに考えておりますし、大変欲張った話かもしれませんけれども、その中に、先ほど生活環境部長の方からお答えございました市内の百草園だとか、あるいは高幡不動だとか、あるいはまた、その他歴史的な由緒ある場所なども織り込みまして、一連のマップをつくってお役に立てればというふうに思っておりますので、そういう点を通じまして、私どもの方の自然環境の立場からも、案内版の冊子なども今後、一つの課題として考えていきたいというふうに思っております。

なお、市民読本の中では、８２年の市民読本でございますけれども、３６、３７ページには七生丘陵の散策コース、これは山道で約５キロでございます。

それから、黒川の段丘の散策コースが約４キロですけれども、これらのＰＲも含めましたウォーキングマップのお知らせ版みたいな御利用の仕方も考えておりますので、これとは別に、さっき申し上げたいわゆる案内版みたいなものを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋通夫君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　御質問の第４点目の、日野市の子供会の運営と、それから日野市の教育委員会は子供会にどのような指導をしているかという御質問に対してお答えをしたいと思います。

特に少年教育の大きな問題点といたしまして、子供たち１人１人が集団生活の中で情操教育をやったり、あるいは連帯感を深め、そして健全な遊びというものが必要だということは言うまでもございません。そういった意味におきましても、子供会の存在は大変大きな存在であるというふうに認識をいたしております。

そういった意味で、教育委員会といたしましては、昭和４１年から教育委員会としての重点施策の中に、子供会の組織づくりとあわせまして、こういった子供会の、いわゆる単位子供会が連合組織をつくると。そういった意味での指導育成をしてまいります。

そして、昭和４２年の９月２９日には、日野市に子供会の連合会が発足いたしました。当時は２１団体であったわけでございますけれども、昭和５９年度現在を申し上げておきますと、子供会の連合会に加入している団体は、５５団体ございます。加入会員につきましては5,057名を数えております。

一方、子供会の連合会に加入していない子供会でございますけれども、現在４７団体2,616名の会員が加入していないところでございます。

一応、日野市の教育委員会といたしましての指導でございますけれども、御案内のとおり、子供会というのは社会教育に基づく社会教育関係団体でございます。したがいまして、これらの団体が自主的に組織され、自発的に運営されるということが本来の社会教育としての指導の基本方針でございます。

そういった意味におきまして、子供会の指導者でありますところの育成会の指導、それから子供会のジュニア・リーダ、こういった人たちの指導をしながら、子供会が自主的に、自発的

に運営されるような指導もしております。そういった意味でのいろんな講習会であるとか、また、子供会の運営には相当資金が必要でございます。そういった意味で子供会が自主的に運営できるまでの間、教育委員会といたしましては必要な援助金等の援助の手を着し伸べていくということが一つの基本方針でございます。

先ほども申し上げたとおり、子供会全体の組織といたしましては、まだまだ５５団体ということでございますし、未確認団体含めましても、まだ１００団体といっておりません。日野市の子供会の年齢層について申し上げておきますと、いわゆる小学校１年生から６年生までの小学校の児童だけに限られております。小学校の児童数が約１万4,２６２名おるわけでございますので、まだまだ子供会の数からいきましても、あるいは加入する児童数からいたしましても、まだまだ半分に達しておりません。

そういった意味で、今後とも子供会が数がふえる、あるいはまた会員数がふえるような指導をしておるところでございます。

それから、特に地域の交流の問題についての御質問が、これに関連いたしまして出されたわけでございますけれども、子供会が子供会だけで運営ということじゃなくて、特に地域社会との結びつきというものが非常に大切じゃなかろうかというふうに考えています。

そういった意味におきまして、特に自治会等とのかかわりの中での、いわゆる地域自治会とのいろんな、清掃関係の問題であるとか、あるいはまた、奉仕活動である老人家庭を訪問するとか、そういった意味の地域と子供会との結びつきということを、今後深めていく必要があるだろうというふうな考えに立ちまして、指導をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　以上で終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって８の２、緑と清流とふる里づくりに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時３８分散会

6 月20日　水曜日　（第 5 日）

昭和５９年
第２回定例会

日野市議会会議録　（第２８号）

６月２０日　水曜日　（第５日）

出席議員（３０名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	４番	小山良悟君
５番	谷　長一君	６番	古谷太郎君
７番	馬場繁夫君	８番	馬場弘融君
９番	高橋徳次君	１０番	簾野行雄君
１１番	一ノ瀬　隆君	１２番	板垣正男君
１３番	鈴木美奈子君	１４番	川嶋　博君
１５番	飯山　茂君	１６番	夏井明男君
１７番	黒川重憲君	１８番	古賀俊昭君
１９番	市川資信君	２０番	藤林理一郎君
２１番	名古屋史郎君	２２番	竹ノ上武俊君
２３番	米沢照男君	２４番	中山基昭君
２５番	大柄　保君	２６番	秦　正一君
２７番	奥住芳雄君	２８番	石坂勝雄君
２９番	滝瀬敏朗君	３０番	高橋通夫君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　川久保友子君

議事日程

昭和５９年６月２０日（水）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２３名であります。

一般質問を行います。

９の1. 道路整備について問うについての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔２０番議員登壇〕

○２０番（藤林理一郎君）　皆さん、おはようございます。

いま議長さんの方から一般質問のお許しをいただきまして、道路整備について問うということで質問をさせていただきます。

もう古い話になるかと思いますけれども、昨年の暮れからことしの冬にかけて非常に寒い日が続き、そうして雪が２６回ばかり降った日があると、記憶しておりますけれども、そういう中で最近にない寒さの中で雪が降り続いた、そういうことで道路が非常に悪くなったということでございます。その雪が降っては解けかけるとまた降るというようなことで、そしてその中でドライバーの方たちがチェーンを巻き、走る。そういうことも重なりまして非常に道路が悪くなったということでございます。そのことについて質問をさせていただきたいと思います。

昨日、私と同じような題名で質問した方がございました。その方が名前を言わずに議会の中ではやるべきだというような、名前を出さないでというようなことがございましたのでその方の名前を出さずしてですね、先輩でありますことから私は尊敬をしております。そのことの中でですね、多少なりとダブってまいるかと思いますのでそのダブったところはひとつ理事者側の方で十分に答弁をうまくやっていただきますようにお願いいたしたいと思います。

雪が降った中で陰裏の道路でございますけれども、日野台から申し上げますと日野台一丁目から五丁目まで、その中で一部年次計画で道路を整備するという所もございます。ただし、そのほかにですね、この雪のために非常に道路が悪くなった、そういうような所をぜひ早くやっていただきたいというのが私の質問でございます。

それとですね、豊田四丁目でございますけれども、このところの方の住宅の中にも理事者側の方は再三に私の方からお願いをしてその実態を見ていただいてあるかのように思います。

そうしまして多摩平に今度入りますけれども、多摩平六丁目付近ですね、この辺のところが非常に（「直ってるよ」と呼ぶ者あり）悪くなっております。（「直したんだよ、あれ」と呼

ぶ者あり）いまね議員さんの方からやってあるから見にいってこい、こういうふうな（笑声）なにがありましたけれども、事実、私、きのうですね、ある議員さんが質問しておりますので再確認をしてまいりました。（「偉い」と呼ぶ者あり）直っておりません。そういうようなことからきょう質問をさせていただくわけでございますのでよろしくその辺を御理解をしていただきたいと思います。多摩平は大体六丁目の４番地から１３番地、そのあと２０から４０番の所でございます。これは非常に悪い道路になっております。

そういうようなことからですね、私はぜひ道路整備しなければ来年の４月に市長選も控えております関係でその悪い道路を選挙運動やらなきゃいけないというようなこともあります。そこでやっぱり選挙に携わる方はその道路を走ったときに市民がどのように思いますか。その辺のところもひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そういうような中からぜひこの道路、昨日は大体6,000メーターがやらなきゃいけない所があるということです。

その中で半分ぐらいは何とかこの予算でやりたい、こういうような答弁がございましたけれども、これには私は一つの理由があって理事者側の方はそういう答弁をなさったんじゃなかろうかと思います。職員が足りないということですね、これに携わる職員。私に言わせますと、これは道路が悪くなったからといってすぐにその道路にかかるということはできないことでございます。測量もせなきゃいかん、設計もせなきゃいかん、見積もりも出さなきゃいかんというようなことからこれにすぐに着工するということは不可能だと思います。これが一つの理由もあろうかと思います。そこでですね、職員を建設部の方に２名ばかりふやす気持ちがあるか、ないか。これは私いまの人員の中でですね、そのような技術者がおられるように思います。そこで、その技術者を２名の職員を建設部にふやすということが１点ですね。

それから、雪国は年次予算としてですね、大体予算を計上してあると思います。これは、ことし、こういうようなことで予算は計上してないでしょうけれども、これは年次予算としてこれからとるべきじゃないかというような考えも私は持っておりますし、これはぜひとっていただきたい、こういう質問でございます。

この２点についてひとつ答弁をお願いをいたしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それではお答え申し上げます。

ただいまいろいろ昨年から、いや、失礼しました。ことしの１月１９日からのたび重なる雪害によりまして各所で道路の損害がございます。そういう個所を大変詳細に御指摘をいただきながら御質問があったわけでございますけれども、きのうもお答えいたしておりますので多少重複する点があろうかと思いますけれども、ことしの激しい冬の降雪によりまして長期間の凍結が行われまして、それによりまして各市内の各地の道路が特に舗装が浮き上がるというふうな現状がございまして舗装面に確かに不摂生なでこぼこが発生をいたしております。特に東西に走る道路につきましては日照等の関係もございましてなかなか雪には解けにくいというふうなことで凍結期間がしたがってそれだけ長いというふうな現象の中で、いろいろ問題がございまして、特に地域的には関東ローム層の地層というふうな中で日野台地区、あるいは多摩平地区に集中的にそういう現象が見られるというのが現状でございました。一部ではその後春の気温の上昇によりましてほぼもとどおりに落ち着いた所もございます。しかし、ひび割れなどが発生をしたりしまして表面部分が飛散したりしている部分もかなりございます。

そういう中でいろいろ御指摘がございました場所は確かに傷んでおります。そういう場所につきましては現場作業員によって対応できるものにつきましては、局部的に補修をしたつもりでございますけれども、なかなか十分まだ手が回らないというふうな現状もございまして残ってる部分もあるわけでございますし特に４０年前後に初めて舗装された地区もございます。で、これは当然耐用年数といいますか、かなり年限も経過しておりますので、そしてその当時の40年前後の舗装の方式そのものがいまの技術、時代と比較しましてですね、ちょっと技術的に劣るというふうな、そういうこともございまして、そういうことが原因でさらに舗装がかなり傷んできたというふうなこともございますので、これらの地域についてはやはり路盤から直していく必要があるんじゃないか。つまり打ちかえをしまして路盤からきちっと直していかないと直らない。部分的な応急的な補修ではちょっと間に合わないというふうな部分もございますので、そういう方法によりまして直していきたいというふうに思っております。

で、本年度中にできるだけやりたいということで計画を進めておりますけれども、特に交通上、支障があるというふうなところをまず重点的に考えまして路盤の改修をしていきたいというふうに考えております。

で、当初予算でお認めいただきました道路補修の予算につきましては概略で約4,000万でございますけれども、4,000万の補修で一応の計画は立ててございますけれども、予算編成後に

雪害が起こったということで計画的に取り組むにはやはり予算の補正というものも当然考えられてくるわけでございますので、昨日もお答え申し上げましたように、できれば早い時点の９月ぐらいに必要な部分の補修をするための補正予算はお願いをしたいというふうに考えておる次第でございます。

で、特に日野台の地区につきましてはほかの事業との関連もございます。公共下水道計画による汚水管の埋設計画が６０年度をめどに日野台地区で考えられて進められるというふうに聞いておりますので、これらの事業との関係もございますので全面舗装の改良につきましては特に日野台地区につきましては、この事業との関連を考えながら事業費にむだが生じないような計画のもとで実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。

それから、失礼しました。もう１点の御心配をいただきました土木課の職員の配置ですけれども、これにつきましては私どもの方の内部的な段階でも一応内部努力をいたしまして逐次増員をしていただくようなお願いをしておるわけでございまして、幸い、ことしの５月に１名の増員が図られております。しかし、内輪に申し上げましてもう少し実際に人員を欲しいというのが正直な本音でございまして、それによりましていつも御指摘をいただきます今後の道路行政の充実を図っていきたいというふうに思っております。内部努力はいたします。しかし、そういう中で可能な限りやはり人員の配置というものは今後お願いを、私どもの立場でもお願いをしていきたいというふうに考えております。（「まだもう１点あるんじゃないかな。雪対策について予算は、年次予算をとるか、とらないか」「収入役」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　予算の件、関係部長から……。（「休憩」「ちょっと議長いいですか」と呼ぶ者あり）藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　建設部長ね、私もう１点ということは、これからこういうようなことがあってはいけないから雪対策としてですね、年次予算を計上する気持ちがあるのか、ないのかということを聞いたんですね。それをひとつ……。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

本年の雪害につきましてはかなり異例ないわゆる発生でございます。こういった異例な発生にそなえてですね、常時予算を計上するということは非常に効率が悪いわけでございます。予算の仕組みからいきましてもこういった対策につきましては、雪害地帯は別といたしまして、

日野市におきましては緊急を要する場合には予備費を充当するということで対応いたしたいというふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま建設部長さんの方では１名の増員があって、あと、なんですね、これからこれについての増員、職員をふやしてもらうような方法にもっていきたいという答弁ですね。

それから、いま企画財政部長さんのお話では、この雪対策についてはまれなことだからということで、できればこれから先補正なりの緊急を要するときにはそういうような方法で考えていきたい、こういうような答弁でございましたですね。これはそのようないま財政部長の話だとすればこのようなときにですね、急を要するときに間に合わないんじゃないかというようなことからですね、私は質問しているわけです。（「予備費」と呼ぶ者あり）それで、それをできないならできない、できるならできると言っていただけりゃいいと思うんですよ。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　こういう異常な災害に対する手当といたしましては予算の執行の方法としてはですね、まずある予算で対応をする。それで議会等がうまく間に合えば補正をして執行するのが当然でございますけれども、補正も間に合わないという場合には予備費を充当をして対策を講ずるということでございます。

きのうの一般質問の中でもございましたけれども、本年の道路の補修費につきまして補正云々ということがございましたけれども、まだ私財政サイドとして細かく把握はしておりませんけれども、本年の雪害対策については補正の必要性というものは感じておる次第でございます。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　はい、わかりました。そのようにひとつ一日も早くですね、この道路について補正をとり、そして道路を直すというふうに考えていただきましてですね、お願いしたいと思います。

それでは、この質問についてはこれで終わらせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　これをもって９の１、道路整備について問うに関する質問を終わります。

次に９の２、市内路線バス運行についての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

○２０番（藤林理一郎君）　いま議長さんからお許しが出ましたので、市内路線バス運行についての質問をさせていただきます。

昨年の９月の議会だったと記憶しております。市内循環バス路線で一部、日野駅から市役所経由で豊田に走っております。これは非常に日野駅待合バスですか、待ち合いしている所でときどき私耳にいたしております。ここだけでも通ったからよかったな、こういう感謝の言葉をときどき耳にしております。

そういう中から昨年の９月の議会の中で市長がいい話をしていただいたわけですけれども、それがなかなかまだ未解決というような中からその後京王さんと担当部課長さんですか、または市長さんがどのように経過が話し合いをなされているのかというのが１点でございます。

次に最近になって旭が丘の所に西東京バスの営業所が設けられたということを聞いております。そういう中でこの西東京バス、八王子市から高倉町、または北八王子工業団地からバイパスを経由いたしまして日野駅、そして日野駅から新町、栄町に通ずる都道ですね、１６９号線でございます。この都道を通じまして行く行くは宇津木台住宅公団が完成すれば、この所まで日野駅から折り返しを運転するというような計画があると聞いております。その点につきまして市側はこの路線についての話がどのようになされているのかお聞かせをいただきたい。これが１点でございます。

次に、西東京バスが現在のところ旭が丘の営業所を発ですね、甲州街道、またはバイパスを経由して回送車として日野駅に行く。そして日野駅から、いま松は枯れてなくなっておりますけれども、旭橋の手前ですね、都道のその所の一本松という、落合の松というんですか、その所を迂回して日野駅にピストン輸送をするというようなことも聞いております。むだなことをですね、いまそんなに乗る人がないと思います。そこで日野台、バイパスを通じて高倉から出てくるこれをですね、回送車ということよりも実際に運行して走った方が西東京バスにしてもよいんじゃないか。そして、その地域の住民に対してもいいんじゃないかというようなことから質問をしたわけでございます。これについてどのように市側の方は西東京バスとの話し合いを進めているのかお聞かせを願いたいと思います。以上でございます。３点。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まず１点の市内循環バスの運行の検討をどうしているかということでございますけれども、

この件につきましては多年にわたりまして庁内並びに陸運事務所、都、京王帝都、こういった関係機関との協議を重ねてきたわけでございますけれども、なかなか市が事業として踏ん切れないというような状況でございます。５９年度の予算では通称市役所線でございますけれども、その循環バスのある一部といたしまして日野駅から豊田の北口に結んだわけでございます。

それで市として今後この循環バス構想をどうするかということになるわけでございますけれども、いろいろ発想を変えまして何か市として事業化できないかということで現在考えを新たに検討している段階でございます。いまの状況はそんなところでございます。

それから２番目の都道１６９号線、日野駅から東光寺方面に通じている都道がございます。このバスの運行がどういうことになっているかということでございますが、これはいま藤林議員さんの方からお話がございましたけれども、八王子市内の小宮、宇津木それから平地区、この地域を中心にいたしまして面積が約７７ヘクタールでございます。これは八王子市が事業主体で区画整理をしております。施工は日本都市、日本住宅都市整備公団が行っているものでございます。これは戸数にいたしまして約2,160戸でございます。人口といたしまして8,500人。で、この団地の第１次入居、これは公団が集合住宅をつくるわけでございます。これが６２年の３月に予定をしております。この団地のいわゆる通勤、通学者等を日野駅に輸送をしたいという計画でございます。そのルートとして日野駅から１６９号線を通り、いまお話の出ました一本松を通って八王子の都市計画道路2・2・23に通じ宇津木台団地に入るという構想でございます。この運行の事業主体は西東京バス株式会社が当たるということでいま計画を進めている段階でございます。で、先ほど申し上げましたように本格的な入居につきましては５２年３月でございますけれども、道路、それから折り返し場の整備ができれば、できれば早期運行をしたいというような話を現在日野市の方に持ち込まれております。

ただ、この路線につきましては問題点が一つございます。これは御承知のように日野駅から東光寺に通じます１６９号線は日野駅から約４５０メーター前後非常に道路が狭隘でございます。ここにバス、定期バスが通るということになりますと大型車のすれ違いに障害があるということでこの辺の道路整備をしなきゃいけないということでございます。この点につきましては現在公団の方から道路管理者でございます東京都の方に整備の要請をしているということでございます。この整備が東京都ができないということになりますとこの輸送の需要の発生者でございます公団自身も、自身が手をつけなければいけないというような状況になるわけでござ

います。こういった問題点が解決されれば折り返しを含めましてできるだけ早い時期に運行を開始したいという計画でございます。

次の3番目のこのいま申し上げましたバス運行に伴う回送車を有効に使えないということでございますけれども、現在旭が丘に駐車場がありますけれども、これは京王帝都電鉄が持っておりまして、以前は京王サニーがモータープールとして、いわゆるサニーの駐車場として使っていた土地でございます。これをいわゆる同じグループでございますので西東京が借り受けまして現在観光バスの駐車場に使用をしているというものでございます。したがって、現在、東光寺方面に運行するバスの車両は八王子営業所、これは京王帝都、京王八王子駅の前の営業所でございますけれども、そこから回送し、運行する計画でございます。

で、場所は変わりましても日野駅の方に甲州街道ないしはバイパスを通りまして車を回送しなきゃなりませんのでその回送の車を有効に使えということでございます。私の方から何かうまい手がないかと、その要望も踏まえましていま話をしておりますけれども、現時点での西東京バスの考え方では回送バスというのは非常に本数が少ない。ガソリンの給油以外にはできるだけ回送させますとそれだけロスがございますので本数はできるだけ少なく抑える。それから回送バスを路線化いたしましてもかなりの本数がなければ路線としてなかなか成立しないというようなこととか、いま一つはこの回送車を路線化する場合に当然甲州街道の一部を走るわけでございます。その部分をノンストップにするわけにいきませんので京王帝都との路線の競合が出てくるというようなことで、いまの時点ではなかなか見通しが暗いというような状況でございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　いま企画財政部長から、なんですね、細かい答弁がございましたんですけれども、これは実は一本松、日野駅から一本松に通じてそれを折り返しするというのがどうもなんですね、９月１日から運行するんだ、こういうことを聞いております。その中で話し合いをするならそれまでに話し合いをしないと向こうで決めちゃったものを今度こちらから幾ら話を持っていってもそれにはなかなか乗れないんじゃないか。で、この話し合いの中では京王電鉄、または西東京バスですね、それと組合とかいろいろと検討をした結果が９月１日から運行を開始したい、こういうようなことも聞いておりますので、できるならそれまでに市側の方は話し合いを持っていくのがよろしいんじゃないかなという気がするんです。そ

の辺はどうなんですか。

○議長（高橋通夫君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

私の方で西東京バスから伺っておりますのはさっき申し上げました１６９号線、都道１６９号線の道路の拡幅、これは全面拡幅するのが一番いいんでございますけれども、暫定措置としてはバスベイといいまして、いわゆるバスの待避所をつくりまして大型車の交換をするということが残されているわけでございます。それから一本松の付近での折り返し場のいわゆる確保、こういった問題があるので順調にいきましても本年の１２月というような私ども話を伺っております。いま議員さんのお話につきましてはいま一度確認をいたしたいというふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　部長さんね、くどくど聞くことないと思うんですが、やっぱり私は西東京バスの従業員である方から、組合の役員をしておるわけですよ。その方が今月の初のごろに回送車で日野市の市内を循環をして実際にこの道が通れるか、通れないかということはもう何回もやってるわけですよ。それで組合と西東京、京王さんと話し合いをした結果がこういうようなことが決まった。９月の１日に運行するというのと、それからもう一つですね、回送でやるんじゃなしに旭が丘の営業所から日野駅に、日野駅から落合の松の一本松、これを経由して宇津木台の団地ができると同時に道路もでき上がる。そうなればその運行もするんだ、日野駅を通じてですね。そして日野台、高倉というような形でやるという予定だったそうですよ。ところが、それがどうもいまの時点では旭が丘営業所から日野駅まで回送して、それからピストンを落合の松までやる、そういうふうに決まったということを知らされたわけですよね。それで実は私、部長はいなかったけれども、話し合いに行ってるわけですよ。そのときは聞いているはずだと思うんですね、そういう事情を、私、職員の方に話してありますから。９月１日といいますともうすぐですよ。

それだから向こうから持ってくる話を持つよりもこちらの方から進んで通してくださいというふうにお願いするのが私は当然じゃないかというふうに考えてまして、これ質問してるわけですよ。だから一日も早く話し合いにこちらの方からひとつやっていただきたい、こういうふうに要望しておきます。

じゃあこれの件につきましては終わらせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　これをもって９の２、市内路線バス運行に関する質問を終わります。

次に９の３、日野坂交さ点付近の道路整備について問うについての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

○２０番（藤林理一郎君）　日野坂交差点付近の道路整備についての質問をさせていただきます。

実はいまバイパスの話がたびたびと申し上げましたですけれども、八王子の工業団地から通ってくるバイパスでございます。そして日野坂２０号線に、国道ですね、２０号線にぶつかるところの交差点でございます。この交差点の付近について道路の改良をしていただきたいというのが質問の一つでございます。

実は細かくお話を申し上げますと、あの交差点の所は右折禁止になってるわけですね。で、八王子工業団地の方からたびたびと私の地域も同じことでございますけれども、国道に向かってくるわけですね。そして、あの辺の所が渋滞しておりますと今度国道２０号線を通じて八王子、国道ですね、八王子に右折をして方向変換しようということなんですけれども、これは右折禁止でできない。そして、あの辺で非常に車が渋滞してそれにも困っておるということでございます。

そういうような中から非常にこの問題については日野、または建設省の中で話し合いは当然していかなきゃいけないんじゃないかというふうに考えますけれども、道路というものはもう少し私に言わせれば施工するときに、道路をつくるときにこれは当然国道であっても都道であっても市道であってもですね、やっぱり建設省、または警察、その地域の警察ですね、そして日野市というような話し合いがなされてですね、道路というものがつくるのか、つくらないのかということが一つお聞きするわけでございますけれども、あの道路が完成をしたときにちょうどここにおられる古谷議員さんがちょうど都議会で活躍しておられたときだったんですが、このときに再三古谷先生を通じまして（「名前出してるじゃない」と呼ぶ者あり）東京都の方に陳情させていただきまして、そしてようやくでき上がった。でき上がった時点であの道路の交差する場所で事故が頻繁にあったわけです。その所で犠牲者も出ております。そういうような中から私の方で日野警察に参りまして、そして日野警察でこの道路のやり方について少し考

える余地があるんじゃないかというようなことを交通課長とお話をしまして、そしていま現在の改良がなされたわけですね。もともとつくった当時はもっとひどかったんですけれども、交差する場所はですね。ところが、最近になって右折禁止が煩わしいというようなことの中からどうしても右折禁止を除いていただくというふうに地域住民の方からそういうことについて話がたくさん出ております。この解決つけるのに市の方でどういうような考え方でおるのか、それをひとつお聞かせを願いたいと思います。

それとですね、もう一つ、あの交差するバイパスから日野駅に向かったあの土手ですね、土手の所のがけ崩れがまだあるように思います、雨が降ったりするとですね。その所の防災関係のことについて市の方はどのような考え方でおるのか、それを１点お聞かせしていただきたいと思います。これは大坂上二丁目ですか、付近ですね。その所の防災の関係をどういうふうにいま現在考えておられるのか、それをお聞かせを願いたいというのが１点でございます。

次にですね、これはバイパスについての沿線対策ですね。これは非常に事故が頻繁に出ております。まだ１週間前ですか、緑橋の交差点でございますね、日野台二丁目４０番地の１の所の信号でございます。この所で車と車の接触がございまして、そして、それによって自転車で走っていた奥さんと子供さんがはねられて、運よく電柱にぶつかろうとしたんですが、その電柱から避けて犠牲にはならなかったんですけれども、交通事故でいま入院しております。そういうようなことがあの信号付近、なぜ歩行者とドライバーのなにが交通事故が起こるかというのは一つ欠点があるように思います。

その欠点はですね、ちょうど自動車の信号にはなっておりますけれど、歩行者の信号がないわけですね。昨年、１昨年でしたか、片方の歩道しかなかったんですが、要請しましてそれが両方の歩道のなにがつけていただきましたけれども、今度は信号がたびたびと管理課なんかにもお話ししておりますけれども、これはなかなか警察の方でもらちが明かないというような結果でございます。

それとですね、その緑橋から日野に向かってまいりますとちょうど小島さんという宅でございますけれども、この付近ですね、ちょうど日野台二丁目の１２番地の１６号ですか、この付近にはちょうど私たちの住宅の反対側でありますか、中央高速の沿いですね、その所の住宅の方たちが私たちの住宅に買い物、用事があって横断するのには非常に車が頻繁で激しく通るものですから横断はできないというようなことからこれもひとつ横断歩道、または信号機を設置

していただけるようなお考えがあるのかどうかですね、１点と、それからもう一つですけれども、第三小学校、あの付近にちょうど歩道橋がございます。ただし、あそこは４差路になっております。朝なんかは非常に車が頻繁で通学の子供さんたちは階段を上り陸橋を使用してそのまま学校に入るということですから、これは子供さんが実行しているように思います。ただし階段でございますので、あの陸橋は上りおりするのには自転車の方たち、または歩いて通勤等になにするのには非常に朝の時間的にいって車の渋滞。そこで通り抜けができないというようなことからぜひ信号、ないしその辺の対策を考えていただきたいということが、これも日野警察なんかにもお話はしておりますけども、実は建設部の管理課の方にも話は私は再三に申し上げてあるようになかなかこれは口頭なんかで話してもなかなか取り上げてもらえない。

そういうような中から質問をしたわけでございますけれども、これについて市の方で警察なり、また、なんですね、国家公安委員会ですか、このような接触をしながらこれに解決をしていただける考えがあるのか、ないのか、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方からお答え申し上げます。

まず第１点目の国道20号線に日野――八王子バイパスが交差をしている所の右折の問題ですけれども、御存じのようにこの道路は御質問の中にもございましたように東京都が築造いたしまして市に移管されたという経過がありまして、５０年の１０月３１日に供用開始になっておるわけでございまして今日までほぼ約１０年を経ぎようとしているわけでございます。で、そういう中で御指摘のように確かに道路築造するときに国道との交差、その交通の方法策については当然地元に対する何らかの協議というものがなされるはずでございますけれども、現在まで三小の方から下ってまいりまして国道にぶつかりまして八王子方面に右折できるという方向にはなってないわけです。で、それにはやはり右折ができる方法をとるにはやはり交差点の改良が必要でございます。

御質問の中にもございましたように、できた後にすぐ改良されまして事故防止に努めたという経過があるようですけれども、さらにやはり安全性を確保するという面からいきますとあの国道の中にやはり右折ができるような一つの流れをつくらないと安全性が確保できないということになりますし、そういう面ではやはり道路管理いたしておりますし国道ですから建設省の相武国道工事事務所、これが担当でございますのでそちらの方にいろいろ協議が必要になって

くるわけでございまして、昨年もたしか１１月ごろでしたか、地元から国道工事事務所の方に要望書が提出されましてその後地元と相武国道工事事眷所との間に折衝が行われてきた経過があるようでございます。

で、私どもの方も市道との交差という面と交通安全対策という面で先日国道工事事務所とも接触したわけでございますけれども、その中でやはり改良が必要だということになりますと道路管理者としての立場でいろいろ問題があるわけでございまして、それともう一つは国道２０号線が御存じのように特に朝夕のラッシュを主体にいたしまして上下線とも渋滞をしているのが常でございまして、そういう交通の流れの中でさらにあそこを右折可能なような形にしますと20号線の上下線の通行にさらに拍車がかかるというようなことも考えられるわけでございますので果たしてあそこの三小の方から下ってくる車が右折をできる、右折をするというような必要性がどのくらいあるだろうかというふうなことで、それの交通量の調査なども踏まえまして日野警察署の方では今後警視庁とも協議をしていきたいというふうに言ってるわけでございます。

そういう関係などもございまして非常にむずかしい問題でもありますし、また、同時にまた将来の道路行政を考えますと１・３・１の国道バイパス、これができることによりまして現在の国道２０号線の日野橋のロータリーからの交通緩和という問題も当然考えられるわけでございまして、そういう時点までさかのぼって、これからですね、過去考えていきますと果たしてあそこの右折が必要性があるだろうかというふうな多少疑問もあるわけでございます。しかし、地元からの要望も出ておるようでございますので、市の立場でも今後やはりさらに建設省の方と折衝を重ねていきたい。そしてまた日野警察署の交通安全の立場からの問題もありますので日野警察署との協議も必要でございますので、それらとの関係の機関とも協議を重ねていきたいというふうに思っております。

それからあと２番、２点目の防災関係の対処ということで御質問がございました国道ののり敷の問題でございますけども、これにつきましては私どもの方の直接の所管ではないかとは思いますけども、これは当然国道の法敷という位置づけの中での安全対策ということでございますので、これらにつきましても当然道路管理者である建設省の相武国道工事事務所の方との今後の折衝、善処方をお願いをしていくというふうに考えられるわけでございます。

それから３点目のバイパスの沿路対策としての交通安全の問題ですけれども、三つほど具体的に御指摘をいただきながら御質問があったわけでございますけれども、要はやはりバイパス

を横断する安全性の問題だろうと思いますので、それぞれ御指摘のありました場所につきましては歩行者用の信号機の設置、あるいは横断歩道路の設置というふうな問題が当然考えられるわけでございますけれども、これについては御存じのように信号機そのものの設置等については都の公安委員会の所管になりますので地元の警察署を通しまして御要望にこたえるような要望をしていきたいと思っておりますけれども、聞くところによりますと信号機設置の予算というものも非常に東京都の中でも厳しいものがあるようでございます。そういう中でなかなかスムーズにすぐ信号機が設置できるというふうな状況にはないようにも思われますけれども、必要な個所であれば当然信号機の設置ということも要望していかなくてはならないというふうに思います。信号機が一つできることによりまして車の渋滞ということにもつながるわけでございますけれども、やはり交通者の、歩行者の安全確保という面からいきますとやはり必要な場所には信号機の設置というものが当然必要になってくるわけでございますので、そういう面で３カ所ほど御指摘いただきました場所等についての信号機の設置につきましては私どもの方も努力をしていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　答弁ありがとうございます。

何かいま、なんですね、２０号線の右折禁止の所を改良することについてはやっぱり国道、建設省ですか、この方向ともやっぱり話し合いをし、また調査しなければいけないというようなむずかしい問題が抱えているようでございます。

次にですね、その付近の防災対策についてもやっぱり建設省なんかと話し合いを持たなきゃいけないというような答弁ですね。

それから沿路対策について、バイパスの。これについてもやっぱりすぐというようなわけにもいかない。やっぱり調査も必要だしというような建設部長の答弁で、これ以上、私の方で強く突っ込んだ話をここでしてもなかなかスムーズにいかないと思います。

そういうような中からひとつ市長初め、これに関係する部、課の方から強力的にひとつ速やかにですね、この対策は講じていただくというようなことのように要望を私いたしまして、この質問について終わらせていただきます。（「御苦労さま」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　これをもって９の３、日野坂交さ点付近の道路整備について問７に関する質問を終わります。

次に１０の１、必要な地区センターは、市が用地を買収しても建設せよについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔２番議員登壇〕

○２番（福島敏雄君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますけれども、きょう、実は２点の質問をしておりますが、私は自分がこの日野市に生まれまして、そして住んでいると。この日野市を、きのうも議論がありましたけど、どう次の世代に引き継いでいくかという視点から、この２年間、幾つかの問題の指摘を私なりにさせていただいてきたわけでございます。

文字どおり若輩でございますし、経験、能力とも不足している私でございますので、（「そんなことない」と呼ぶ者あり）大向こうをうならせるような指摘、提言というものはできるはずもございませんけれども、いままで２年間の間に指摘をいたしました幾つかの内容につきまして、行政側が積極的に検討をしていただきまして、幾つか前進をしているというところにつきまして、議員といたしまして大きな生きがいを感じるところでございます。

今定例会で通告した質問は、あるいは議員の中にも、理事者側にも見解を異にする場面があるかもしれません。しかしながら、良好な生活環境を次の世代に引き継ぐということ、さらには市民の連帯と思いやり、こういったもののあふれる町づくりを進めるために質問をさせていただきますので、積極的な御見解を示されますように、まず要望をしておきたいと思います。

いま、市内には２つの大地区センターと４７の地区センター、合計４９の地区センターが市内に配置をされているのは御存じのとおりでございます。市民の文化活動、あるいはコミュニテーの場として、あるいは地域の連帯、こういうものの拠点として大きな役割を果たしているというふうに私は考えております。森田市政が市民参加の市政、市民との対話を基本とする市政を推進し、着々とその成果を上げてきた要因の１つに、この地区センターを１館１館着実に建設をしてきたということは忘れることのできない事業だと私は信じているわけでございます。

こうした現実の上に立ちまして地区センターの市内への配置を見てみますと、残念ながら、まだ幾つかの地域に建設が必要だというふうに考えます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）事実、市民の要望もあるわけでございます。そうした実情を踏まえまして、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

質問の第１点目は地区センターの今後の建設計画、これを聞きたいと思います。建設計画と

いうのは、恐らく市の方では設置基準というのを合わせ持っているというふうに思いますので、この設置基準と今後の建設計画、これについてお聞きをしたいと思います。

冒頭述べましたように、いま４９の地区センターがあります。で、５９年度予算ではさらに１館、予算が計上されておりますので、まずこの１館をことしはどこに建てるのか、決まっておりましたらその辺から御答弁をしていただきまして、あと何館必要なのかということをお聞きをしたいと思います。

それから質問の２点目は、これは谷議員、あるいは大柄議員が日ごろ、積極的に市の方にも働きかけていたのでありますけれども、神明上地区への建設計画、これについてお聞きをしたいと思います。

昨年３月、高山自治会から請願が出されまして、６月の議会で、議会としてはその請願を採択をしております。で、この地区センターを建設するように議会が採択をした、この請願について、行政側では今後の建設計画の中にどのような当てはめ方をしているのか、その後の検討経過をお聞かせいただきたい。これが質問の２点目でございます。

それから質問の３点目は、表題にもありますけれども、必要な地区センターは市が用地を買収しても建設する意思がありやなしやということでございます。いろいろ聞くところによりますと、いままで建設した４９の地区センターは、市が用地を買収してまで建設していないというふうに聞いております。言いかえますと、市は用地を買収してまで地区センターは建設しないという方針を堅持されているんだと思います。そこで私は、冒頭、現在の地区センターの果たす役割、こういったようなこと、あるいは市民の行政から受ける公正な享受と言いますかね、そういったような点から考えますと、地区センターは市が必要だと、第１点目の質問にも関連いたしますけれども、設置基準上、市はこの地域にはどうしても必要だというふうな判断をしたならば、用地を買収しても建設すべきではないかというふうに私は考えるところでございます。したがいまして、これに対しましての市側の見解をお聞きをしたいと思います。

以上３点で、大綱３点でございます。

○議長（高橋通夫君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　生活環境部長です。お答えをいたします。

初めに、地区センターの設置基準、それと絡めて今後の建設計画、５９年度を含めた建設計画についてお答えいたします。

地区センター設置基準は、地区センター条例施行規則に大まかな基準が載っておりまして、御案内のとおり、半径３００メートルに１館の基準でございます。ただし、その地域に世帯数が少ない、極端に少ないとか、そういうこと、あるいは地形の関係、そういったことも考えまして上物を建てるわけでございますけれども、最近の地価は、百草のような鉄筋の地区センターは特殊な事情がございます。こういった特殊な事情のもとに、６館ほどの鉄筋コンクリートの地区センターがございますが、現在は上物は木造の、およそ１００平米を基準といたしまして設置をしております。今後の建設計画は５９年度を含めまして、昨年の失敗を繰り返さないように早めに計画を始めております。南平の地区に１館を予定いたしまして、現在、そこに上物が建つかどうか、擁壁などの問題も含めまして技術的な面につきまして、検討を重ねている段階でございます。

それから、２点目の神明上地区、高山自治会の進みぐあいでございますが、この地区については、御質問の中にございましたように、高山自治会長さん、広瀬さんという方から請願が出されまして、それを昨年の６月７日に採択しております。この件につきましては前々から問題になりましたが、用地がない、地区センターの用地につきましては、買ってまで建てないという、いままでの方針がございまして、これがネックになりまして話が進んでおらないのが現状でございます。

それから３点目の、用地を市が買収しても建設する考えはあるかということでございますが、半径３００メートルに１館ずつの割合で建設をしてまいりますと、詰めの段階でこういう事態が起きてまいります。必要な所に建てたいんだけれども、そこに土地がない。こういう隘路にぶつかるわけでございます。最終目標５３館程度を考えておりますけれども、現在すでに４９館ございますので、すでに詰めの段階に入っております。しかしながら、いままでのように借地方式、あるいは市の普通財産として所有している土地に建てる、こういう方針を現在のところ堅持してまいりたい、こういう考えでございます。

○議長（高橋通夫君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　今後の建設計画についてお尋ねしたんですけれども、２番目の質問の中で、最後の質問の中で、５３館程度を建てたいと、こういうのが出てきましたんですけれども、先ほどの答弁の中にありました、半径３００メートルに１館ということ。都との絡みで、５０番目はことし南平に予定されているということになりますと、あと３館ということ

になるわけですけれども、その設置基準に、ここは欲しいと言いながら、いまないという、その３館は、３館ですから、それは具体的にどことどことどこなのか、ちょっと教えていただきたいというのが再質問の第１点でございます。

それから、部長の答弁聞いてまして、ちょっとふだんの部長と違って歯切れ悪いなあというような感じがするのはですね。５３館必要だと、どうしても必要だというふうなことを考えて、それは高山自治会から要請のある神明上の地区センターもなぜできないのかという答弁の中には、用地がないと。いままで、地区センターは用地を市が買収してまでも建てる方向を持っていないと、こういうことでできないんである。それで、５３館というのはどうしても必要であると。で、今後の対策として、買収してまで買う決意はあるかということだと、借地方式を守っていきたい。こうなりますと、どこが本音なのか、全然その、どこに回答のポイントがあるのかわからないんで、どうなんですかね。一番初めは５３館、３つを、あれしたいということなんですけれども、その辺の、５３館どうしても必要だということで、借地方式で、本当に、じゃ建つのかどうか、ここら辺をお聞きをしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　生活環境部長お答えいたします。５３館の最終目標に対しまして、あと４館の達成でそれに近づく、それが完成するわけですけれども、その４館の地域については、その４館の地域については、御質問の中にもございますように、日野本町の一部と、神明上一帯、この地域には私どもも欲しいところである、このような認識に立っております。

６０年度以降、来年度以降の建設計画は、はっきりしたものを持っておりませんが、日野本町、それから神明上一帯にかけてと同様な場所がほかにございます。その地域につきまして、用地が整うとか、そういう条件が整ったところから、順次手をつけてまいりたいと考えております。

○議長（高橋通夫君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　４９館あって、で、５０館目はもうことし予算計上して南平の方にいろいろ技術的な調査をしてということで、５０館で。で、あと残り３館については日野本町、神明上地区には１つぜひとも欲しいと、こう言うんですけども、引き算しますとあと２館あるわけですけども、あと２つですので、何て言いますか、設置基準というのは持っている

というふうに聞いてますんで、絵をかけばどこが足らないかというのはわかるわけでして、それへあと２館は行政側としては建てたいと、こういうふうに理解してるわけです。そうすると、……差しさわりありますかね。あとの２館を言うということにつきましては。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　施策的な意味から言いまして、ごく平面的に考えますと、いま部長が答えておりますとおり、半径３００メートルに１館ぐらいは望ましい。それをまた単純計算をすれば５４館であると。こういうことをいま申しておるわけであります。しかし、地区センターは日野市の、この地域住民に対する非常に大きな施策の底辺をなしているということも言えると思っておりますから、必ずしもそれにこだわることなく、建てられるところがあれば、また、需要が公平な観点から必要だということになれば、将来もずっと続けられるべき施策の１つであると、このように考えます。

それでことし、昨年予算をいただきながら執行できなかったというううらみもございまして、ことしは多少地形が変則的であっても、地域の非常に高いところに建てようというのが、先ほど言っております南平、つまり三井団地の――かつて開発側から受け取っておる土地であります。

それから、この神明上区画整理の地域内にも、いわゆる保留地ということで、将来建てるべき場所というのは金子橋だと思っておりますけれども、用地は一応、これは保留地も買うものでありますから、買ってる土地があるということであります。

しかしながら、この神明上には、この市の庁舎を初めまして大きな市民施設があるわけでありますし、１階の１０１などを使ってもらえば、十分地区センターの役目も果たす機能はあります。（「そうだ」「いらない」「そんなことない」と呼ぶ者あり）いや、いらないとは申しておりませんが、順位がおのずからあるんではないかと思います。

それから、鉄道の向こうの、あれはどこの――矢の山地区ということになりますか、東京都に水道用地として差し上げてしまったもんですから、大変残念な土地を失っております。これを何とか取りもどせないかということも期待がかけられております。

それから、たとえば平山苑住宅、古い住宅団地でありまして、非常にいろんな面で困難があるわけでありますが、こういうところには、特にこれは用地を買ってでも、将来つくって差し上げるべき場所ではないかと。このように思います。

したがいまして、用地が確保できるかできないかも、これはまあ大変重要なことであります。今後，市民要望並びに日野市の施策としての大きな底辺の施設であるということの観点から、用地がなくなれば、用地を何らかの方法で取得して建てる、こういう努力はいたさねばならない、このように考えております。

○議長（高橋通夫君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　いま、市長から、最終的に何らかの方法で用地を取得しても建てるべきときには建てるんだという、こういう前向きの答弁をいただきましたので、若干、私の方も、市長の答弁の前段の方では反論したいところはありますけれども、非常に最後の答弁に期待をつなぎまして、この質問はこれで終わりにしたいと思います。（「いいぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　これをもって、１０の１、必要な地区センターは市が用地を買収しても建設せよに関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

次に、１０の２、日野橋及び国道二十号線の交通渋滞対策の強化をについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○２番（福島敏雄君）　それでは、２番目の質問に入ります。

皆きん方もラジオの交通情報を聞いていまして、「国道二十号線は日野橋で、日野橋を頭に」とか何か、「上下何キロ渋滞しています。」というニュースが毎日流れていると。渋滞していなくても、最近は、日野橋はどうなっているというようなことを毎日言っているように私は理解をしております。

で、どうしても、非常にいい話で日野がＰＲされるんならいいんですけれども、必ずしもいい話でないということで、毎日日野が出るというのは、何としても早くそういうニュースを聞かないで済むような状況にしていきたいというふうな立場で質問をさせていただきたいと思います。

皆さん方も日野橋を車で渡って行くときに、だれもが経験しているはずでございますけれども、いろいろ私ども、栄町に住んでおりますけれども、あの都道から日野駅の下の国道二十号に出ると、前の信号が青なのにもかかわらず、こちらで待ってなきゃいけないという状態もしばしばでございます。国道に車がいっぱいだということで、信号が青でも出られないと、こう

いう状況があるわけであります。で、こうした状態を避けるために市民はいろいろな工夫をしてるわけですけれども、この工夫をするということが、端的に言えば、まあ狭い裏道を走ると、こういうことが多くあるわけでございます。結果といたしまして、裏道を通行する車両がふえるなど、市民の安全確保という面からも問題であるというふうに思います。で、日野市内には日野橋、あるいは国道二十号のほかに渋滞をしているというところの場所が幾つかあるということも承知をしておりますけれども、今回はこの甲州街道に絞って、市側の考え方をお聞きをしたいというふうに思います。

で、質問の第１点目は統計日野にも出ているんでありますけれども、余り詳しく出ておりませんので質問をいたしますけれども、この５年間程度の間で、１日当たりの通過車両がどう変化しているのか、この辺について実態を教えていただきたいと思います。

これによりますと、昭和５６年度は――５６年度と５７年度とありまして、５６年度は１日合計で、これの６月の７日か、６月の８日から９日にはかったんでしょうか、１日29,860台が５６年度、５７年度が26,688台、こういうようなあれが出ておりまして、時間帯ごとにもずっと出ておりますが、これによりますと、１０時から20時ぐらいまでは1時間当たり1,600台というような形でやっております。どうにか減るかなというのが２３時を過ぎたあたりで、７００台と、あるいは６００台と、そういうふうにありまして、深夜１時２時でも、１時間当たり５００台が通っているということがここに出ております。

そういうことになりますと、さらには朝の５時ごろからもう５００台で、７時になりますともう1,600台以上、１時間当たり車が通ってると、こういう資料が統計日野の中に出ているわけでございます。で、これは１年、２年、５６年度、５７年度、５７年度はトータル台数が26,688と、こういうようになっているんですけれども、この、はかった所はちょうど日野本町二丁目、図書館の前の所に測定位置というふうに書いてありますけれども、そこではかって、そういうことだということでございます。

で、これが、５８年は６月を過ぎましたし、この通過車両はこの５年くらいのスパーンの中で、どうなっているか、ふえてんのか、減ってんのか、同じくらいなのか、この辺のところをお聞かせをしていただきたいということと、できれば、私、車も乗ってまして最近、商業活動も車を使うということが多くて、たとえば納品の締め切りが５の字とかゼロの字、それから、それに対する決済がまた５の字、ゼロの字というようなところがほとんどだと思うんですね。

そういうふうに毎月決めているのが多いと思うんで、きょうは込むなあと思うと、２０日だとか１０日だとか１５日だとか、いう日がかなり込むんじゃないかなあという感じもしております。

したがいまして、そういったような１日当たりの通行車両について、できればどういうときに込むかというようなことを含めまして、あるいは５年間くらいのスパーンの中でどう変化しているのか、この辺をお聞かせをしていただきたいと。

それから質問の２点目は、いまの質問との関連するわけでありますけれども、日野橋から大坂上の方まで渋滞をするということがしばしばあると。で、この渋滞の実態というものを市はどのように把握しているのか。たとえば、たまには何メートルくらいまでつながっているというのを調べているのかどうなのか、その辺のところと、この渋滞の解消をするためにどういう策を考えているか、あるいは考えていないか。考えているとすれば、どういう対策が必要だと考えているか、この辺を質問の２点目としてお伺いしたいと思います。

それから質問の第３点目は、立日橋、それから2・2・10号線、これから開通をするわけですけれども、これが開通すれば、ある程度緩和をされるだろうということは予測はつきますけれども、まず、じゃ、いつ開通するのか、現状の状態を一部ずれ込んでいるようなことも聞いてますので、いつになったらあれが開通して立川の方に抜けるのかということと、あれが開通したら、どのくらい緩和をされるだろうというふうに予測をしているか、できれば何％くらいとか言っていただくと非常にわかりいいんじゃないかと思います。

それから質問の４点目でございますけれども、これは１・３・１あるいは１・３・２に対する市側の取り組み状況につきましてお尋ねしたいと思います。

今定例会では建設委員会の請願の審査、報告で議論がありましたけれども、道路予定地に住む人、あるいは周辺市民の間で根強い反対といいますか、迷惑だという感情があることは私も十分理解をできるわけであります。しかしながら、日野橋及び甲州街道の渋滞を少しでも緩和をさせるという面から考えますと、この１・３・１号線、１・３・２号線の開通というものがどうしても必要であると判断せざるを得ないわけであります。

そのほかに、１・３・１、１・３・２の果たす役割は下水道対策上からもあろうかと思いますけれども、そういう判断をするわけでございます。すでに万願寺区画整理地内は建設に向かって動き出しておりますし、豊田南の区画整理地内もある程度予測ができますけれども、その他の

地域について、市側はどのように建設を進めようとしているのか、国に対する働きかけということになると思いますけれども、どのような考え方をもって対処しようとしているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

質問の冒頭、申し上げましたように、将来を展望した町づくり、あるいは子孫に少しでもましな生活環境を引き継ぐと、こういう意味から考えますと、やはり市民の連帯と、相互の連帯と思いやり、これが私は必要であると思います。そして私は、日野市の市民の大部分はこうした日野市全体のことを考えた連帯感と思いやりという心は十分持っているというふうに判断をいたします。（「そうだ」と呼ぶ者あり）したがいまして、誠意をもって協力をお願いすれば必ず道は開けるんではないかというふうに確信をしているわけであります。

そこで、重ねてお聞きをするわけでありますけれども、市側は１・３・１、１・３・２の、その開通するために取り組みをさらに強化をする考えがあるかどうか、お聞きをしておきたいと思います。これが第４点でございます。

それから質問の５番目でございますけれども、これも統計日野の同じページに出てるんですけれども、甲州街道の環境についてお聞きをしたいと思います。これは日野本町７丁目ですね。ここで測定をしたのが載っているわけですけれども、騒音の測定結果というのがありまして、昭和５６年度、朝６時から８時。これは環境基準というのがありまして、６５ホン以下というのが環境基準だそうでございますけれども、朝６時から８時が５６年度が65.9。それから昼の８時から１９時が、これは平均をとるんでしょうけれども、68.6。それから夕方１９時から２３時の平均が６６。それから２３時から朝の６時までの平均が57.7と。この２３時から朝の６時までの環境基準は６０ホン以下ということで決められているそうですけれども、これは若干、環境基準を下回っておるんですが、その他は環境基準を上回っておる実態がここに載っております。

で、これは５７年の、日付ははっきりしませんけれども、６月７日から１５日までというようなことが出ておるんですけれども、この騒音の測定結果については環境基準をオーバーしていると。それから振動の測定結果については、行政基準というのが出ておりますけれども、これは６５デシベルから７０デシベルっていうんですかね。それに対して41.9から45.8ということですので、振動はまあそれほどでもないというようなのが出ております。私はこれ１回はかっているだけじゃないかと思うんですけれども、さらにこの環境の騒音の測定、さらには

かったデータがありまして、本当にいつもこの環境基準を超えちゃっているのかどうなのか、この辺の説明をいただきたいと思うんです。

それから、この統計日野には大気汚染についての資料がないわけでございますので、大気についてはその環境基準と実際の数値につきまして御説明をいただきたいと。

以上、５点にわたりましてお答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　精細な部分につきましては、それぞれお答えをするわけでありますが、基本的なことにつきまして、総括的にまずお答えをしておいた方がよろしいんではないかと思いますので、一言、私どものいま進めておる状況をお話しておきたいと思います。

いわゆる甲州街道、国道二十号線の渋滞状態、これは大変ひどい状況があるわけでありますから、何と言いましてもこの渋滞の解消並びに沿道の方々の生活上の難儀、これをとにかく緩和すると。市内に分散をさせるといいますか、分割をするといいますか、そういう対策こそ大きな施策の理由があると思っております。

それが１・３・１、いわゆる東京バイパス、東八道路と言われております。それも路線に期待されるものであります。

そこで、御承知のとおり、日野市ではいま、万願寺区画整理から始まりまして、豊田南口の区画整理、あるいは平山、西平山の区画整理、この３つの事業を並べることによりまして、１・３・１の開発、開発といいますかね、道を開いていこうということに取り組んでおります。これはもちろん、区画整理事業という、個々の権利の――より機能を高めるということもありますが、町づくりの、また日野市の根幹でもあると、根幹の１つであると言えると思っております。沿道対策ということで十分な施策はまた合わせて行わなければなりませんが、ともかく、このバイパス道路を開いていくという事業が当面しておる事業であります。

したがいまして、甲州街道の渋滞の緩和、あるいは沿道の難儀の解消ということにつきましては、その事業によってのみが可能性があると、このように認識をいたしております。

それから、合わせて、この2・2・10というのは、いわゆる立日橋系統の道路でありますが、これは将来、これにモノレールが架せられる、モノレール線を架するという、また重要な南北道路の要点になる道路でありますので、その東西と南北の２系列、合わせて2・2・10の循環、市内循環の道、これらが整備することによって、日野市を中心とした、より広域な交通の条件

が整えられると。このように考えられておりますので、それらを鋭意推進をしようというところで取り組んで、それが一番、答えへの大きな柱になると思っております。

あと、精細なことにつきましては、環境部長からお答えをいたします。

○議長（高橋通夫君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　都市整備部長でございます。

それでは、私の方から４点につきましての御質問についてお答え申し上げます。

まず、第１点の、二十号線の交通の１日の通過車両の状況でございます。５５年から、過去さかのぼって５年間という御指摘でございますので、５５年から５９年の間の測定結果について御報告申し上げます。

５５年の調査におきましては、これは国の方で実施をしてございます。建設省相武国道工事事務所が日野警察前で春と秋に２回測定した結果が出ております。

春の１日の交通台数は、通過台数は21,881台でございます。秋は21,499台でございまして、国の方では毎年実施をするということは行っておりません。約３年ないし４年ぐらいの間隔を置いて実施をしているようでございます。したがいまして、５６年、５７年に、それ以降につきましては市の公害防災課で実施をしました結果につきまして御報告を申し上げます。

市で実施をいたしましたのは、測定場所は日野図書館前でございます。実施いたしました時期でございますが、６月の第１週でございます。５６年度の台数は29,098台、これを５５年の国のデータと比較をしますと、３３％の増になっております。５７年が26,688台、同じく５５年で比較しますと２４％の増、５８年が30,474台で３９％の増、５９年が26,754台で２２％の増というふうになっているわけでございます。５５年から比較してみましても、相当の増加率を示しておるわけでございます。今後も、この二十号線は重要な主要幹線道路というような位置づけがございます関係上、今後も増加ということは見込まれると思っておるところでございます。

次に、どのような日に一番込むのかといった御質問でございますが、（「これは、なければ結構です。」と呼ぶ者あり）はい。その点について毎日測定をしておるわけではございませんが、通常、一般的に言われておりますのは５、あるいは10の日、5・10の日といわれておりますが、それと月末、このあたりがどこの道路でも非常に込んでくるという状況

があらわれているのが一般的ではなかろうかと思います。

２番目の御質問でございますが、日野橋から日野坂上までの渋滞についてでございます。この渋滞の実態をどう把握しているかという御質問でございます。

日野橋から日野坂上までの間は約３キロございます。この間、交通信号は８カ所設置されておりまして、間隔としては平均３８０メーター、平均でそのくらいの間隔で設置がされておると。短かい所で８０メーター、長いところで700メーターという間隔をもった設置状況となっているわけでございます。この中から、このような状況の中で、立川から八王子へ向かから交通路といたしましては、神明上土地区画整理事業で完成を見ました２・３・３号線、あるいは２・２・３号線、これらを左折することが可能であるわけでございます。左折をいたしまして、多摩平団地を通過して、１・３・２号線に入っていく、１・３・２号線に入って多摩平団地を通過していくという、こういうコースが取られるわけでございまして、いわゆる下り線については比較的こういう逃げ道がある関係上、上りよりも交通渋滞は少ないということが言われてるかと思います。上りの方におきましては、八王子から立川に向かから路線でございますが、迂回路がほとんどないというような状況でございます。込んでるようなときには裏の狭い道路に車が相当数入っているという状況が見られるわけでございますが、迂回路がないということが交通渋滞の大きな原因になっているということが言えるかと思います。

現在は事業化されておりますところの2・2・10号線、これは東京都が実施を進めるという形になっておりますが、2・2・10号線と立川の立日橋が完成いたしますと、この解消が相当図られてくるんではなかろうかというふうに考えているわけでございます。

解決策といたしましては、ただいま申し上げましたような2・2・10、あるいは立日橋の完成が大きなウエートを占めてくるわけですが、それ以外に2・2・11号線の開通ということも緩和策としては考えられるわけでございます。また、抜本的には東八線と言われている１・３・１、あるいは１・３・２号線、これらの完成が……、完成によって二十号の交通渋滞というものは抜本的に改善されてくるというふうに考えているわけでございます。

次は３点目でございますが、2・2・10号線、立日橋、これらの路線がいつ開通するのかという御質問でございます。モノレール等の関係で、当初計画をしておりました東京都のこの計画は来年度にずれ込んできております。昭和６０年から立日橋の橋脚工事に着手をする。で、61年に橋げた、６２年に橋の床版と、外築工事が現在の段階で計画をされております。これ

によって、６３年の３月には片側が完成をする予定になっておりまして、その時期に一部片側の供用開始を行う。その後、工事を引き続き実施いたしまして、６５年の３月に全部を完成し、供用の開始を行うという予定になっております。

次が４点目の１・３・１と１・３・２の問題についてでございます。１・３・１、１・３・２は御質問のとおり、万願寺の区画整理の区域内で、現在用地を区画整理事業として空けていっております。昨年、国の方の交換金１億を導入いたしまして、その分に対する用地はもうすでに空いております。また、今年度においても同額の１億分について、現在手当てを行っている段階でございます。

このように、万願寺区画整理地域内につきましては、交換金を、約４０億近い交換金を導入いたしまして用地を空けていく、将来この用地が空いた段階で国の方が外築の工事に入っていくという手順になっております。

また、区画整理区域と多摩川との間の２７０メーターの所、これは処理場が現在計画されている所、それと北川原公園、これが中間にはさまれた国道の予定部分でありますが、ここは区画整理区域外になっております関係上、国が直接用地買収を行っているということで、従来から計画をされておった所でございます。国の方では今年度、５９年度に予算化をいたしまして、直接買収に入ることで、この６月に入りまして、地元の地主さん方に説明会を行い、今年度から買収に入っていくということでお話をしたわけでございます。ことしから直接買収に入っていくという場所でございます。

それ以外の地域につきましては、あと豊田の区画整理区域内、それと西平山の区画整理区域内、この２つは今後も区画整理の進行によって、万願寺と同じように交換金、あるいは補助金を導入しながら用地を空けていく。施行は国ないしは都で実施をするということになろうかと思います。都と申し上げましたのは、まだその地域について国で実施するか、あるいは都で実施するかという結論が出ておらない状況でございます。

あと、問題となりますのは万願寺２期の区域でございます。これは60年から一応、万願寺の2期の区画整理を実施することで、調査関係に入ってまいりたいと思っております。そういう中で、現在万願寺の２・２・２号線から以西については、２期工事の中で用地を空けていくということが考えられるわけでございます。で、その１・３・１と１・３・２が分岐する所がございますが、この分岐点からすでに１・３・２号線が現在でき上がっております個所、これにつきましては、

国の方で万願寺の工事の進捗状況に合わせて直接買収を行っていくということで、一応国の方と確認を取ってございます。

以上で、（「了解」と呼ぶ声あり）あ、それと今度、取り組みについてどう強化していくのかということでございますけれども、私どもはこの路線、１・３・１、１・３・２号線というのは非常に重要な路線であるというふうに考えております関係上、今後も精力的に努力をしていきたいと、かように考えているわけでございます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　生活環境部長です。

御質問の５点目、日野本町、東町、日野万地域の振動・騒音・空気汚染についてお答えを申し上げます。

国連の世界環境デーに合わせまして、今月５日から１１日まで環境週間がございます。毎年、公害防災課ではこの環境週間に各種の測定を行っております。そのデータが出そろいましたので、最新のデータでお答えをさせていただきたいと思います。

振動の測定結果でございます。初めに申し上げるのが５９年度、ことしの６月に測定した数値でございます。あとから申し上げるのが行政基準でございます。振動の測定結果、あ、失礼しました、測定の場所は御質問にございました日野本町７丁目５番地１４、日野図書館前で測定をいたしました。昼間８時から夜２０時まで３７.６デシベルでございます。行政基準７０でございます。それから、夜２０時から翌朝８時まで測定結果３４.０デシベルでございます。行政基準６５でございます。したがいまして、振動につきましてはかなり下回った数値が出ております。

２番目が騒音の測定でございますが、６６.８ホン、これは朝６時から８時までででございます。朝６時から８時までの測定値、６６.８ホンでございます。行政基準７５。それから昼間、朝の８時から２０時まで、これが６８.０ホンでございます。行政基準が８０ホンでございます。それから、夕方２０時から２３時まで６６.６ホンでございます。行政基準７５ホン。

それから夜２３時から翌朝６時まで６０.２ホン。行政基準は６５ホンであります。

それから空気汚染、大気汚染の測定でございますが、ＣＯ、一酸化炭素をはかってみました。その結果は2.0 ppm でございます。これが環境基準が１０ppmでございますので、この数値もかなり下回っております。それからNO_2、二酸化チッ素は64ppbでございます。これは

ppmのさらに千分の一の数値でございまして、６４ppb、環境基準が６０p――60 ppbでございますので、二酸化チッ素の方につきましては、基準をやや上回っておる、こういうふうにまとめられることができると思います。

なお、２番目の騒音測定のときに環境基準は申し上げませんでしたが、騒音の方にも環境の基準がございます。この環境基準は行政基準よりも厳しい基準値になっております。御参考までにこの環境基準を申し上げますと、朝６時から８時までが６５ホン、昼間８時から２０時までが６５ホン。夕方２０時から２３時までも６５ホン。それから、夜２３時から翌朝６時までが６０ホン。したがいまして、行政基準は騒音についても下回るのでございますが、それよりも厳しい環境基準に照らし合わせますと、若干超えていると、こういうことが言えるわけであります。以上です。

○議長（高橋通夫君）　　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　　はい。質問のねらいが細かいことをくどくど聞こうということではなくて、むしろ日野市内の中での、甲州街道の沿道がこういう状態になっているということを私も理解をしたかったということと、ポイントはやはり、その対策を市側がどの程度熱意をもって進めようとしているのかという、この辺のところを主として聞きたかったわけでございますので、そういう面から言えば、所期の目的は達成したと思いますので、以上をもちまして質問を終わりにさせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって１０の２日野橋及び国道二十号線の交通渋滞対策の強化をに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩をいたします。

午前１１時５７分休憩

午後　１時１７分再開

○副議長（米沢照男君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。議長所用のため、午後から私が議長を務めます。不慣れな議長ですので、よろしく御協力をお願いいたします。

一般質問１１の１、行政改革、市民の立場から問うについての通告質問者、小山良悟君

の質問を許します。

〔４番議員答弁〕

○４番（小山良悟君）　通告に従って質問をさしていただきます。

今回は、行政改革を市民の立場で問うという大変大きなタイトルを掲げたんですけれども、議員１年生の私には、これはちょっとタイトルのとらえ方が大きかったなということを反省しまして、中身のある質疑ができないというように思いますが、私も行政改革には、大変強い熱意をもっているんだということを、まず、きょう認識していただくだけで成果ありというふうに自己評価を、自己満足をしたいというふうに思っているわけであります。

行政改革とは何か、どうあるべきかは、この日野市議会においても、いろいろの議員がこの問題を取り上げて議論しております。行政改革が叫ばれてから久しいわけでありますけれども、総論賛成各論反対で、なかなか成果が上がらないのが現状でございます。

そこで私は、この行政改革というものを大上段に構えるんではなくて、また高度な政策論議をするのではなく、また、したくてもできないわけですけれども、市民の立場からごく身近かな問題をとらえて、行政改革に対する行政側の少しの刺激にでもなればまことに幸いと思って質問をするわけでございます。

さて、行政はわれわれ市民の租税負担によって賄われているわけですが、国は言うに及ばず地方自治体はオイルショック以降の景気の停滞、税収の伸び悩みなどで、これまでの豊かな財源が期待できなくなってきたことは皆さん御承知のとおりでございます。

しかも一方においては、時代の変化に伴なう市民の多様なニーズは、これまた際限がなく広がってきており、これまでの、いわゆる役所体質ではとうてい対応できなくなってきておるのであります。

このような状況の中で、わが日野市政においても、限られた財源を効率よく、最小の負担で最大の効果を上げるよう主権者である市民から強く求められるるは当然のことであります。このことは、財源が豊かであろうが、厳しい状況にあろうが、市民の負託を受けている行政担当者としては、常に心して取り組んでいかなければならないことであり、そういう意味では行政改革は永遠のテーマであります。

ここで私は、今回の一般質問に当りまして、質問内容を細かく通告しておりません。と申しますのは、私が質問する内容については、市長初め各部長は、簡単に答弁できることばかりで

ありまして、日ごろの業務を把握しておれば楽に答弁できることであります。ただどの部長に質問がいくかは、話の展開によりましてでございますので、まあ、私の話の内容が単純でいねむりしたくなるようならばいねむりしていただいて結構ですけれども、どなたの部長にいかれるかわかりません。言えることは、都市整備部長には質問いたしません。時間の半分以上とられますから。また水道部長と議論しても水掛論になりますので、水道部長にも質問いたしません。

さて、これまでの行政は、制度論が重視されてきましたが、これからは運営論が重視されることであると思います。市町村が、単に国の出先機関としてのとらえ方でなく、生きた１つの自治体という認識に立つならば、地方財政の窮乏時代を迎えつつある、今日、その自治体の運営方法いかんによっては、その自治体の、そして自治体に行政を負託している市民の運命が左右されるのであります。

景気の停滞に伴い、ほかからの財源があまり期待できなくなってきた以上、現在の金の使い方、行政の無駄を徹底的に洗い直して、みずからの自治体で健全に運営していくためには、企業でも用いられている経営技法を積極的に活用していくことが、新しい時代の自治体のあり方であろうと思うのであります。

もちろん自治体は企業でありませんから単純な議論はできませんけれども、少なくともこれからの自治体は市町村経営、つまり企業経営の手法というものを用いることが絶対に欠かすことのできない要素だろうというふうに思います。

そこで、これから私の質問に対して答弁される理事者側の皆さんに、次の前提に立っていただきたいと思います。ここに社員が1,100名の株式会社日野という企業があると思って下さい。この会社は、そして森田市長は株式会社日野の代表取締役社長に就任したと思っていただきたい。民間企業はみずから生産し血のにじむような過当競争に打ち勝って、売上げをのばし、利益を得なければ1,100名の社員、及び4,000ないし5,000名の家族の生活を保証してやることはできないのであります。

また、森田社長の経営する株式会社日野の事業運営に伴う森田社長が社長をされているこの会社の事業運営に伴う借入金は、政府機関の資金であれ、市中銀行の資金であれ、あるいはサラ金であれ、すべて森田社長あなたが個人保証しなければならない立場にあり、大変責任が重く、失敗すればみずからの命も絶たなければならなくなる大変な役割であります。

民間企業の経営者は、大事な従業員をあずかり、このような命をかけて企業経営というものをやっておるわけです。安易な気持で経営しておったら、たちまち倒産であります。そういう意味で、この社長の役割というのは大変責任は重大でございます。その社長を森田市長がやっておるわけです。

その点、いつもえらそうな顔をしている赤松専務や、ちょっと覇気の足りない加藤経理担当取締役などの責任は大して重くないわけであります。しかし赤松専務が、いいですか、赤松専務が森田ワンマン社長を上手に補佐しないと経営がうまくいきませんし、また税収入担当ということから民間企業でいえば営業部長というのですか、売上げをあげるというか、市民部長は企業でいうならば、さしづめ経営部長、こういうことになると思いますが、これら各部長が能力を十分に発揮し、業績を上げていかないと、厳しく激しい企業戦争にとうてい生き残れないのであります。

さらに、日野市全域を商圏とするこの会社は、１５万消費者のニーズにかなう商品は何かを見つけ、絶えざる研究努力を重ねて商売していかねば、この経営を維持することは困難になるのです。したがって、森田社長はイエスマンばかりの部下を集めたり、特定の大株主、あちらの方に座っておりますけれども、の顔色ばかりうかがっていると、社長辞任の浮き目にもあいますので、反社長派で、いつも憎まれ口をたたいている小株主の私の意見にも素直に耳を傾けていただきたいのであります。

さて、消費者に支持される優秀な会社と、倒産が間近いといいますか、危険性のある森田企業の比較をしたいと思います。

まず企業は、一般企業は、「企業は人なり」とよく言われます。優秀な企業は社員の士気を高めるための人事管理、管理体制を基本の問題としてとらえております。すなわち、努力するものはむくいられるという体制を確立することは、自由主義社会のすばらしい平等の原則であります。

その点、森田社長の経営する会社は、職務範囲や責任の比重は関係なく、休まず、働かず、遅れずの無気力社員といいますか、事実上の通し号俸制に守られて給料が上っていくという体質の会社であり、やる気のある社員には全くやりきれない会社であります。成績や貢献度は関係ない、年功序列、成績や貢献度には全く関係ない年功序列制の給料制度は、自治労のいう平等主義でありますけれども、われわれからいわせれば、こんな悪平等はないと思うのであります。

株式会社日野を駄目にしているのは、部課長に人事権を全く与えてないということでもあります。現場に精通しない森田社長と赤松専務が独占しております。人事権のない部課長の指示が部下に徹底するわけがありません。給与制度とともに部課長のやる気をなくしている最大の要因となっているのが、この人事権を部課長に与えてないということであります。私は強くそれを指摘したいのであります。

人事管理体制は、森田社長がその気になれば直ちに改善できることであります。私の経験から言わせますと、経営能力に自信がないトップほど人事権を独占するようであります。森田社長や赤松専務がそうでないというならば、直ちに部課長に人事権を与えるような改善をすべきだというふうに強く望むものであります。

次に、優秀企業は決算がすべてでありますから、効率的な営業、資金の活用による成果を重大視します。しかし、森田企業は予算がすべてのように、予算を取る時はある程度真検になりますが、その後はそれが効率的に使われたかあまり問題にせず、本当によかったかどうかわからずに手前みその評価を説明するのであります。厳しい査定を予算別にする習慣を身につけ、予算の増分主義体質を改め、スクラップエンドビルドの見直しをたえず続けていくことが肝要と思うのであります。

さらに、優秀企業は、一般企業は社員の数は年間を通じて一番ひまな時期に合せて決めます。繁忙期にはパートやアルバイトを採用して乗り切ります。しかし、森田企業は繁忙期に合せて、しかもほとんど正社員で採用しております。パートやアルバイトも簡単に正社員にしております。給料、ボーナス、退職金など膨大な人件費に押しつぶされて、肝心の営業運転資金に予算が回せなくなり、１５万消費者に十分な商品の供給ができなくなる恐れが将来的には十分考えられるのであります。

このような危険な経営体質にもかかわらず、株式会社日野の森田社長、赤松専務を初め、一般社員の大半がこの会社はつぶれないという安心感をもっている。一般企業は何がなんでも生き残らねばと、社長以下社員が一丸となって懸命の努力をせざるを得ない厳しい環境にあります。森田社長以下株式会社日野の社員一同はこの一般企業の皆さんの血のにじむような努力、苦労を分ちあう気持でないと、とても共存共栄は無理なのであります。

その他いろいろ指摘したいのでありますが、一まずここでこれまでの話の展開をもとに、とりあえず伊藤総務部長に担当部長として、この森田企業の欠陥である給与制度と定数化に、そ

れから人事権の問題、そのぐらいについてトップに遠慮することなく、株式会社日野市じゃなくて、自治体の日野市の総務部長だというと、ある程度発言に遠慮があるかと思いますので、民間企業株式会社日野の総務部長として、会社の体質というものを、こうあるべきだという見解を遠慮なく一つ述べていただきたいと思います。

同様に前田企画財政部長にも、今後の自治体のとるべき姿といいますか、企業経営手法の導入をどのように考えていかなければならないか、また、予算制度のあり方とか、いろいろ企画財政担当として行政改革全般のとらえ方の見識といいますか、そういったものを、これも一つ遠慮のない見識を伺いたいと思います。

それから、赤松専務には、みずからにぎっているこの人事権を専務としてどう考えているか。即、これは検討に価するというふうに受けとめておるのか、どうされるつもりか、その辺のところと、それから社員の士気、これは高めることが大事でありますけれども、この企業体は社員の士気をなくすような人事権とか、給与制度とか、いろいろな体質がありますけれども、その点についてひとつ専務としてどのように反省し、またどのように改善していくか、御見解を述べていただきたいと思います。

とりあえず、これだけの質問を、きわめて抽象的な質問でありますけれども、上手にまとめて御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　助役でございます。大変な時期に地方自治というのはさしかかってきておるわけでございます。そういう中での御質問でございますので、それなりの受けとめと、あるいはそれなりの真剣な対応ということを考えていきたいと、このように考えておるわけでございます。

この６月の半のですね、新聞の中にもですね、行革、まあ現在臨時行政改革推進審議会というのが、行革のお目付役という形の中で委嘱しているわけでございますけれども、その中でさらにですね、地方行革の徹底というふうなことが今後の課題となってくるようでございます。

政府の行革というものが、現在の中で総務庁という形の中でですね、行われ、論議され人事だけが先歩っているという状況もあるわけでございますけれども、地方の自治体の行革というものにつきましても、やはり今日の経済情勢というものを踏え、財政状態というものを踏えて、やはり対応していく必要があると、このように考えておるわけでございます。

それで、日野市の定数的な問題も申し上げていきたいと思いますけれども、定数モデルというのがございます。それを当てはめて見た場合1,410名の職員がいるわけでございますけれども、大体昨年の決算におきまして、あるいはけさ方の論議におきましても、市民部が税の徴収の面で職員が非常に不足しているというふうな都下の比較もございます。

定数モデルにおいては、大体１５万市民日野市ですか１５万という日野市あるいは工業地帯といいますか、法人税収入の多いというふうな特色から比較してまいりました定数モデルでいきますと、大体税関係の職員も日野の現状が、要するにモデルとして適合した人数になっている、建設部門も大体そういうことであります。

そういう定数モデルと、政府の定数モデルと比較しますと、非常に少な目というふうなところの方が、非常に適合しておるわけであります。日野市の定数の中には、市民の要するに、要望に応じまして、図書館行政が重点的にやられたり、あるいはほかの市にない市立病院があるというふうな特徴的なものもあるわけでございますけれども、定数につきましては、定数モデルを参考にしまして、大体ほかの市より非常に少ないと言われているぐらいで、政府のモデルと合せると、大体適合しているというような形でございますので、全体的な定数については、いろいろとこれからですね、職員をですね、厳置転換していくというふうな問題等は多くかかえてはいますけれども、総体的な定数においては、大体これでいいんではないだろうか、その中でおっしゃるような、要するに改善をしていく、あるいは要するに職員の配置転換をして、要するにより以上のサービスなり、あるいはそういうこともカバーしていくというふうな努力は、今後していかなきゃなりませんけれども、大体総体的な総数においては、１５万という市民の行政を承っている市の総体の数としては、大体いいんじゃないだろうか、もちろんそれには要するに保育園もやっている、あるいは図書館もやっている、あるいは特徴的なものとしては幼稚園もやっている、あるいは市立病院もやっているという市民サービスの特徴を原点にした総数でございます。

大体、その中で十分やっていけるんではないだろうか、その中でさっき申し上げました行革的なものの考え方、その中からやはりより以上のサービスをやっていくような配置転換というようなものも、職員の協力の中から引き出していくんだと、こういうふうなことでございます。

それから職員の士気でございますが、これは私は、非常に大事だと思います。職員に絶えず私、申し上げるわけでございますけれども、地方行政システム研究所というのがございます。

そこで全国の地方自治体の職員の仕事に対する意欲というものを調査しておるわけでございます。それで、それと比較します、システム研究所というものと比較しますと、生産性本部で毎年出しております、やはり企業職員の意識構造というものを解明したものがございます。それと比較しますと、市役所の職員というのは、非常に安定指向型である。これはですね、だんだん直していきたいと、こう思います。

企業の職員ですと、その会社にですね、中で努力してその中で自分の経済的な幸福な家庭を築いていこうと、会社に努力を売ってそれでいい家庭生活をしていこうという積極性があるけれども、市の職員の場合ですと、そういう職員も２０％おるわけなんですけれども、あとの70程度はですね、いろいろとですね、勤務場所が近いから市役所は、会社のように首切りがないからという係数の方が多いわけなんですね。そういうわけなんで、なるべく企業職員に近いですね、意欲性というものを、やはり持たしていく必要があるだろう、そういうようなことで、いろいろと職員のですね、研修とか、そういうもの等も計画しておるわけでございます。

ただ、聞くだけの研修ですとなかなか身につきませんので、１人１人の職員がですね、やはり実際にテーマを自分で探し、自分で研修し、報告するというふうなですね、自主研修方式など取り入れたりなんかしておるわけでございます。

それから、大きな問題は、やはり給与水準でございます。これにつきましては、前にも申し上げておるわけでございますけれども、昭和４０年代の非常に高度成長で市の職員になり手が非常に、事務職員以外の現業職員のですね、なり手が少ない時代にですね、敷衍しました給与制度について、いろいろ御批判をいただいておるわけでございます。その当時の現業の作業員、あるいは現業の調理員、あるいは学校の用務員、こういう人たちを募集しましても、なかなかなり手がなかった、高年齢の方あるいは給与制度を、高度成長で好景気にわく民間に合せた給与というふうな形で、今日の通し号俸的なものができ上ったわけでございます。

これにつきましては、その時代としてのですね、スタートがあったわけでございますけれども、今日、いろいろ批判を仰いでいるところでございます。それはそれとして、職員の中にもいろいろな評価があるようでございますので、逐次直していく必要があるだろうと、そのように考えておるわけでございます。

行革を迎えての今後の地方公共団体の経営でございます。おっしゃるとおり、民間と同じようなですね、ものの考え方というものにですね、職員というものの市の立たされている立場と

いうものをだんだん認識してまいってきております。そういうものをですね、やはり１人１人身につけていただいて、何よりも携わっている行政というのがですね、市民サービスという崇高な業務でございます。そういう面につきまして、やはり思いを新たにしましてですね、市民奉仕というものをですね、に努力していくという気概を職場の中にですね、植えつけていきたい、このように考えているわけでございます。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長お答えいたします。いま、小山議員さんの方から問われている問題でございますけれども、非常にハイレベルといいますか、理事者の立場で申し上げなければならない課題であろうというふうに、まず考えております。

ただ、私の段階で少し申し上げますと、いろいろ、いま自治体の仕事やら企業の考え方、いわゆる企業のメリットの導入のようなお話がございましたけれども、その辺の問題は非常にむずかしいというところを、ちょっと私から申し上げたいと思うんですけれども、地方自治体といいますのは、主には税金を財源といたしまして、自治法でいわれておるように、市民福祉の向上を図るということが最大の目的でございます。自治法の中の第２条にもうたわれておりますけれども、その自治体の仕事のやり方として、最小の経費で最大の効果を得るような自治体の運営をしなさいということをうたっております。

それでは、自治体と自治体の仕事と企業のメリットをどういう形でつなげるかということでございますけれども、いま、言いましたように、福祉の向上ということになりますと、企業で考えているような、たとえば原価計算、原価主義ということがございますけれども、自治体の仕事を進める上で、もちろんその考え方も必要ではございますけれども、そのまま、なかなか導入はできないというふうに考えております。

たとえて申し上げますと、市で手数料を徴収してございます。これは手数料の決め方のまず原則は、かかる経費を取ることを原則としております。実際にそのかかる経費を取りますと、たとえば住民票の手数料にいたしましても、かなり高価なものになります。それから市が持っております公共施設の、いわゆる使用料でございますけれども、これらにつきましても企業だけの考え方からすれば、膨大な使用料になりまして、市民から見ますれば、なかなか受け入れられないような状況になるわけでございます。

そこにやはり地方自治の、いわゆる福祉というものが兼ね備わりまして、やはりその原価だ

けの問題ではなくて市民が使えるような、経済にマッチするような使用料が決ってくるというようなことでございます。そういう中で、基本的には企業の考え方を、全部ではございませんけれども、やはり導入することには異論はございません。

たとえて申し上げますと、これは当然のことではございますけれども、事務能率の向上でありますとか、あるいはＯＡ化の推進でございますとか、むだの排除でございますとか、こういうものは当然のことながら、民間を見習い努力をしていかなければいけないというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　総務部長、なかなか腰が上がりませんので結構でございます。

ただいまの助役の答弁、前田部長の答弁、この企業経営の手法を取り入れろというと、その受け止め方が単純に、私は利益を上げる企業ですね、いわゆる市民福祉の向上を図る自治体と、全く別なわけですから、単純に企業経営の手法そのものを取り入れてやれ、利益をできるだけ、たとえば安く、原価意識に徹して安くやれというようなことを言っているわけじゃないのでありまして、たとえば自治体の役割が市民福祉の向上だとするならば、この求められるものは数限りないと思います。仮りに、それが１００あるとするならば、今のような役所体質で、役所式の経営方式でいくと、その市民福祉の向上の数が５０ぐらいしか応えられない。もっと効率よく、あるいは受益者負担のところは受益者負担にしていただく。いわゆる公平な市民の負担によって、結果的に市民福祉の向上の数が現在の５０よりも１００にできるためには、やはり企業経営の手法を取り入れてやることによってしか実現できないんじゃないかということを申し上げているのですから、ひとつ企業経営手法のいい面を積極的に取り入れてやっていただきたいということを、強く望んでおきます。

それで、まあ助役にお伺いしますけれども、職員の２０％は企業の社員のようにやる気のある方だと、７０％はいささか消極的な動機でやっておると、あとの１０％はどうだかわかりませんけれども、まあ、その士気向上のためには研修会もやりたいとか、いうふうなことを申し上げておりますけれども、これを聞いていて、職員が、これはやる気になるぞというふうな気運が出てくるかどうか、はなはだ疑問であります。もっと本音といいますか、そういった部分で、この問題を考えなきゃならないんじゃないかと思うわけです。

職員にやる気を出させるにはどうしたらいいか。もうはっきりしているんです。人間の本能

というか、欲というか、たとえば人事権、人事権、これは人は権力といいますか、人は人に指図するというか、そういう、ある意味での権力欲みたいなものは大なり小なり、人間であれば、男であれば、あるいは女の人も持っているかどうかわかりませんけれども、そういったものは持っているのも人間の本能じゃないかと思われます。もう、助役なんか、まさにその権力欲が欲しいタイプじゃないかなという気がするんですけれども、そういう自分が欲しいものを自分たちだけで独占したらですね、ほかのとられた社員はやる気をなくするのは当然なんです。

そういう意味で、そういう意味でね、人事権というものは具体的にやっぱり、部長にもあるいは、課長にも持たせるということが、私は、本当にストレートにやる気を起こさせる材料ではないかというふうに思うわけです。

実際に、この日野市の人事権に関しては、議会はどうのこうの口を出すことではないだろうと思いますけれども、しかし税金を納める立場からすれば、職員がやる気を出してやれる態勢にしてほしいと思うから、まあ、口を出すわけでありますけれども、この人事権というか、人事異動なんかの場合に具体的に、日野市はどういうふうな形でやっておるのかお伺いしたいんです。部長とか課長というものに相談の上で、十分な、公平な人事評価をした上で人事異動されているのか、助役と市長だけで決めちゃっているのか、その人事の決め方について、具体的にどういうふうな方法で、現在やっておるのかをお伺いしたいと思います。それからもう一つは、給料、金銭欲ですね。われわれは働く、労働する、これどなたもお金は少しでも欲しいわけであります。それから自分たちが努力することを公平に評価してもらいたいというのも当然であります。自分の努力が公平に評価されない世界にいるならば、いずれやる気をなくするのは当然のことであります。

そういった点、民間企業というのは報賞金も出しますし、給与制度も日野市のような年功序列だけじゃないわけで、能率給とか、そういった諸々の手当を考えて、人間の本来持っている金銭欲は、努力すれば得られるんだというふうな形を出しているわけです。

そういう給料制度を今のまんまで、どんな研修をやって笛を吹いたって職員は踊らないんです。そういう人間の本能といいますかね、本音といいますか、そこまで、やはり改善のメスを入れないと、いつも、この何といいますか、給与制度の問題も堂々巡りをしてなかなか解決しないのであります。５年後も１０年後も恐らく給与制度の問題を議会で議論するようなことになるんじゃないかと思いますけれども、これはなぜそういうことになるかというと、やはり役

所の悪いところ、たてまえといいますか、その部分でことを推し進めようとしているからじゃないかというふうに思います。

企業の経営者であるならば、従業員にやる気を出してもらった方が最終的に社長としても、経営者としてもいいわけであります。それならば思い切って、よし、これだけの成績を上げるならばこれだけの報酬をやろうとか、そういうことはやれるわけですね。

自治体では、なかなかそういうものはできないのはわかりますけれども、もう少しですね、納得のいく、努力すればむくわれるような給与体制というものを考えてやらなきゃいけない。職員の本能といいますか、人間の本能の金銭欲。こういったものを満たしてやるような形の体制も考えてやらなければいけないということを強調したいわけです。

そういった意味でもひとつ英断をもって改善する市政を、改善する努力をしてもらいたいわけですけれども、その２点を合せて、ちょっと再質問させていただきます。

○副議長（米沢照男君）　助役答弁。

○助役（赤松行雄君）　助役でございます。先ほどお答えした中でですね、職員の方にも誤って理解されますと困りますのでですね、この際説明をですね、つけ加えておきたいと思うわけでございますけれども、先ほど、全国のですね、市を参考にしまして、５万ぐらいのサンプルしました市につきましては、悉皆調査でございますけれども、人口２０万とか４０万とかいうところは、非常に悉皆調査ではございません。１０分の１とかいう職員の調査になっておるわけですけれども、その結果日野市は調査の対象にはなっておらないわけでございますけれども、その中でシステム研究所で出てまいりました。先ほど申し上げました、大体積極型の職員というのは、地方公共団体の場合は２０％ぐらい、こういうようなことを申し上げておるわけですけれども、これについては、日野市の職員がどうだということではないわけですね。全国的な調査の傾向ですとこうだと、それで安定志向型というのはですね、７０％程度だと、これは職員の研修等でもはっきり申しておることでございます。これは、特別、議会だけに申し上げているわけではございません。一つの統計資料としてということでございますので、そのようにですね、御理解いただきたいと思います。

それから、２点についてでございますけれども、人事のやり方でございますけれども、職員課というのがございます。これが主管課でございまして、きわめて客観的なですね、人事行政をやっているというふうに考えておるわけでございます。言ってみれば、御質問の中にもございました役所的じゃないかといわれれば役所的でございますけれども、やはり職員課が主管というふうなことでございまして、学歴とか、あるいは市役所に入った年限というものが大きな柱でございまして、その中で成績、あるいは意欲のある人間から係長、あるいは課長というような形で登用していくと、あるいは３年というふうな、要するに年限の中でですね、それぞれの所属をですね、変えていくと、新しい要するに職場経験、職務知識の経験をしてもらうということもございますし、空気の、要するに刷新を図るということもございますので、３年とか、あるいは５年というふうな年限の中で、人事異動を行っているということでございます。

もちろんこの中では、本人の仕事に対する適材適所ということも考えておるわけでございますけれども、本人の意欲、やる気と、それからその仕事に向いているかどうかということ等も参考に、職員課が主管となってやっておるわけでございます。

私も答弁しながら役所的なところが、大分多いわけでございますけれども、かねがね申しておるわけでございますけれども、日野市の場合には、昭和４０年、４２年にですね、大量に大学卒の職員を入れておるわけでございますけれども、ちょうどその後ですね、市民の方も大ぜい市民が多いと、日野市に日野市の市民が大ぜいになり、急成長、急増という形の中で、市役所の機構が肥大、今日のような機構になったわけでございますけれども、その後の安定成長でございます、行革でございます、そういう形の中で機構をこれ以上ふやすわけにはいかないという中ではですね、非常に昭和４１年、４２年のころ入った職員が、もう１５年以上経つわけですけれども、なかなかポジションがないと、これが大きな一つの不満のもとにもなっているわけでございます。

これにつきましては、主査、主幹、あるいは副主幹、主幹、そういうふうな制度の中で、なるべく意欲的な職員を登用していくという道をいまとっているわけでございます。

それから民間と違いまして、給与につきましては出来高払いだとか、請負制だとか、なかなかとれないわけでございます。もちろんおっしゃることは、そういうことをとれということではなくて、市役所の中で、できる範囲の中で、要するにそれぞれの経済的な職員のもつ意欲というものをあれして、もっと意欲的な仕事をしてもらえという御意向かと思います。

それにつきましては、できる中でですね、請負制、出来高払いというわけにはいきませんので、いまの制度の中でですね、やはり登用と、職員の要するに登用とからめた中で、要するに給与体系ですか、そういうものを改正していく必要があるというふうに考えておりますので、

急激な、要するに改革というのは無理でございますけれども、順次そういうものに変えていく努力をしていきたい、こう思っておるわけでございます。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　給与制度の問題は、確かにいろいろと、日野市だけの問題じゃないので、むずかしいと思いますけれども、しかし日野市が率先して改革の意欲を示していただきたいというふうに強く望みたいと思います。

それから、人事権の問題ですけれども、まあ、職員課が主管となってやっているということですが、職員課は主体というんじゃなくて、職員課はあくまで窓口であって、その人事の異動というか、そういったものについての意思決定は、できるだけ現場の各担当部課長ですね、に持たせるような体制というものをとっていただきたいということを強く望んでおります。

さて、次に、この日野市の行政改革についてでありますけれども、次の３点を強調したいというか、どこでも、まあ考えられることでありますけれども、１点目は行政の責任所在について、２点目は、行政の守備範囲の見直しについて、３点目は、行政のコストダウンについてであります。

１点目の行政の責任所在についてでありますが、責任の所在が明確でない行政ほど、市民としてやりきれないものはありません。無責任な行政はむだ使いを生む大きな要因となります。したがって、この無責任行政を正すことが日野市の場合は、特にこの行政改革の第一歩であるというふうに考えます。責任の所在を明確にしないまま看過することは、性分としてできませんので、遺跡調査会の使途不明金の問題、都立高校用地買収の際の問題、最近では保険年金課のパンフレット、アジビラまがいのパンフレットの問題がありますけれども、この点について、ちょっと触れてみたいというふうに思います。

まず、遺跡調査会の使途不明金の問題ですが、捜査を行ったが、警察で捜査を行ったが、証拠書類がなく、使途の不明解明ができなかったという金額が、１,８００万余、あるわけですけれども、この金額は一体だれが責任を負わねばならないのかということであります。また、この問題を生み出した最高責任者は一体だれであるかを、まだ明確にされてないような気がするのです。

昭和５７年の９月１３日に、この問題についての百条委員会が設置されまして、私も、百条委員会のメンバーとしてこの問題の解明に当りましたけれども、結局この責任の所在というのが明確に出されなかったわけであります。

もちろん、私どもの立場からすれば、この問題を引き起こした要因というのは、この遺跡調査会の規約の中に監査制度がなかったということ、これは以前からその会長である森田市長に、再三指摘があったにもかかわらず、この監査制度を置かなかった、これは、私は、まずとにかく、あとの犯罪を引き起こしたことはともかくとして、犯罪を引き起こさなくても引き起こす要因がそこにあったわけですから、その監査制度、当り前すぎるほど当り前なこの監査制度をおかなかったというのが、この使途不明金を生み出した最大の理由であろうというふうに、私どもは思うわけであります。

この点についてですね、元遺跡調査会の会長である森田市長からこの１,８００万余の金額については、最終的には一体だれが責任を持つのか、それからこの問題を引き起こした最高責任者は一体だれなのかということを、この場で一つ明確に述べていただきたいと思います。

２点目は、都立高校用地の問題でありますけれども、これは、いままで、いろんな形で、私も取り上げてきましたけれども、きょうは、今年の３月に完了しました確定測量の件についてのみ質問をしたいというふうに思います。

前回の一般質問の時に、この測量については東京都へ売り渡すための測量だと、こういう答弁でありましたけれども、この答弁では納得できませんので、改めてこの問題を取り上げたいわけであります。

ここに、これを持って来ましたんですけれども、何事かと皆さん思われるわけでしょうが、（資料提示）ここはさかさまなんですね。これは今回の３月に完了した測量図であります。まことにりっぱな測量図であります。それで金を取ったのか、というヤジがありますけれども、そういった意味ではこれも大変な金がかかるわけですから、行政改革からいいうと、議員がやたら資料を請求して、こういうことに経費かけちゃいけないということもあるかもしれませんけれども、しかし、私は、その紙１枚の代金以上に、もっと大きな無駄が指摘したいから、あえてこういったことをするわけでありますけれども、こういうりっぱな実測図示されれば私どもも安心できるわけであります。どうもすみませんでした。本当は内容的にどうのこうのということは言えばいいんですけども。

つまり、この測量の費用の問題、これは前回も指摘しましたけども、契約書にも、この測量費用は売主が持つということが明確に示されているわけです。売主の費用負担において行われ

る、こういうものを最初から提出させるべきであります。

で、私は、ここで問題にしたいのは、東京都に売るためというのは、これは改めてまたやらなきゃいけないのです。というのは、これ、いま造成やっておりますから最終的には分筆もするわけであります。造成完了して分筆すればまた、これはきちんと測量しなければいけない。で、わざわざこの図面を取り寄せたのはどうしてかというと、簡単な現況測量なのか、本確的な確定測量なのかということを、図面を見て確認したかったからであります。

売主エンタープライズから、きちんとした確定測量図をもらっておけば、今回、たとえば造成に当っての現況測量ぐらいなら、ある程度納得ができるわけですけれども、今回、たとえ買い増ししたにしてもです、当初買った面積についてはきちんと確定測量をして、その責任ある測量図を出させた上で取り引きするのが、当然であるからであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）まして完了代金なんかも一括で払ってますけれども、これだけの巨額な取り引きだと、３回ぐらいに分けて代金を払うわけですけれども、どういうわけだか一括払いしたとか、いろいろ不審な点がありますけれども、それはおいてですね、いずれにしても不的確な手続のままですね、この買収をしたということは、これは買収責任者側の責任の問題が出てくるわけです。

買収の際に正確な実測図を相手に提出させないために、改めて日野市が５４０万という費用をかけて測量をしたわけでありますから、これも、いわゆるむだ使いであります。無責任行政を端的にあらわしておるわけでありますけれども、（「そうだ」と呼ぶ者あり）この手続不備なままで買収に踏み切った責任者は一体だれなのか、これを明確に御答弁いただきたいと思います。

それから３点目の、保険年金のパンフレットの問題、これは先日いろいろ議論しましたんで、深くあれはしませんけれども、ただ、これも何か市民の税金で偏向性のある内容の市の印刷物という形で、発行されることは全く納得できないわけでありまして、それが何となくうやむやというか、いつでも、どこでも、またやられそうな気がしますので、その点について、やはり歯止めをかけなくちゃいけませんし、こういう、私は、直接的に課長、部長に責任があるとは思わないのでありまして、こういう体質を生み出した責任は一体だれにあるんだと。その辺のところをひとつ自己分析していただいて、御答弁をいただきたいと思います。

この３点について、御答弁をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地方公共団体を私企業と同列において比較をするということは、少々無理があるわけであります。地方公共団体は、これは、まさに市民にサービスすることを全使命とする機関であります。それから私企業は、これは利益を、ごく端的にいえば、利益を追求して社会に奉仕するとともに、社員に生活を約束する組織であると、このようにいえると思いますので、（「そんなことは当り前だ」と呼ぶ者あり）認識の差もある点は、これはどうにもならない問題だというふうに、まず申し上げておきたいと思います。

そこで、それでは地方公共団体のサービス行政が能率的でなくていいということは、もちろんないわけであります。能率的でなければなりません。そうして、その中には生産性という要素が、私は、あると思っております。行政にも生産性あり、行政サービスにも生産性ありと、これらのことは職員にも常に説いておるところであります。生産性というのは要するに効率をよくする、能率を高めるということのはずでありますから、当然仕事の中にそれが伴っていかなければならないことはもちろんであります。

ただ差のある点は、市民の福祉を高めるために能率を問いがたい、つまり金がかかるけどやらなければならないという仕事がたくさんあるということも、どなたも否定できないだろうと思っております。特に弱者に対する福祉の事業、これは生産性ということの理由は、私は満足を得られる度合いといいますか、あるいは、いろんな立場の弱者の方に、人間の尊厳を守り得たかどうか、つまり人権を守り得たかどうか、ということに基準がなければならないと、このように思って、このように言えると思っております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

したがいまして、事業の効率、能率を高める面と、それからサービスの行き届いて、しかも所期の目的を達成する、それこそが、私は生産性であると、このように認識をし、また職員にもそれを説き、指導しているつもりであります。

ごらんになって、一々何かをとりあげて、むだだといえば無駄なものはたくさんあるといわざるをえないかもしれません。そのむだの有効な無駄と、また有効なむだ無効なむだこそなくさなければならない。こういうふうに言えるかと思っております。

したがって、もちろん経営、この自治体経営という言葉があります。自治体経営とは、とりもなおさず最少の資金を持って、最大の効果を上げる、一口に言えばそういうことでありますし、自治法にもそういうことが明記してあります。われわれは日常そのために努力しておる。全組織をあげて努力をしておる、職員１人１人努力をしておる、このように御理解をしておい

ていただきたいと思います。

行政責任の所在ということで質問がありました。総括責任者は市長、私であります。いかなる出来事にも総括の責任を回避する意思は全くありません。すべての責任をもって全体の行政の推進に当るということは、市長の最大の責任であると、このように思っております。

したがいまして、その具体的に問われた行政調査会のことも、これまでも何回も申し上げておりますとおり、それぞれの組織上の責任区分がある、その上の総括責任は市長である私にある、このように申し上げております。それなりの責任は、いずれもとるつもりであります。

それから行政の守備範囲ということで。（「いや、それはまだですよ。」と呼ぶ者あり）じゃ第２点の。（「まだです。いま、無責任行政やっているのですから、まだです。」と呼ぶ者あり）都立高校の予定地に対します測量の場合も、総括責任は私にあります。本来公用地というのは、一般には公募によって買収をいたします。また、細かい正確さを必要とする場合には現地測量、もちろん測量もいたします。いろいろな運用によって正確を期するということで行うわけでありますから、いずれが損、いずれが得というふうな、もちろん大切な面ではありますが、正確に事を運ぶということが最終の目的である。その正確な、正しい仕事をするために必要な場合には測量も、もちろん行う、それがむだ使いだということは、全く当らない批判であろうと思っております。

もう１点、パンフレットにつきましても、この間お答えしておるとおりであります。その内容を、市民になるべく正確にお知らせすると、その際に担当の職員がオーバーな表現は多少ある、しかし、組織としての決裁も下りておりますから、したがって総括的な意味での処理は、私が決める。それは十分考えてことわりをしながら、なるべく刺激的な特別な判断を持たないように、正確に資料として使っていくと、そういうことであります。以上です。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　３点目の問題については、この決裁手順、手続手順というか決裁の手順ですね。そういったものなんかも再検討されて、部長あるいは助役、市長が知らなかったというふうな問題が吹き出てからね、どうのこうのというふうなことにならないように、事前にやっぱりそれこそ、そういったものを、教育というものを、研修というものを徹底して

いただきたい、こう思います。

それから、このいわゆる行政のむだということでありますけども、それから責任の問題。たとえば遺跡調査会の問題についても、総括責任者は私であります。都立高校の用地問題についても私であります。その、口で責任があるということはどなたでも言えることですけれども、むずかしいのは、具体的にその責任のとり方なんです。その責任のとり方まできちんとしてないと、まあ、それは責任は私にあります、この問題はもう責任は私にあります、ということだけでとおりすぎたんでは、決して責任ある行政ではないわけであります。丸きり無責任に通ずる姿勢なんです。

一つ、一つの問題について、具体的な責任のとり方を示すことによって、初めて責任ある行政といえるわけですから、その点１,８００万の不明金についても、それなりに責任をとりますということですから、どういうふうな責任をとっていただくか、いずれ近いうちにそういうものを示していただけると思いますので、それは見守りたいと思います。

それから都立高校の用地の買収の問題でありますけれども、まあ、むだには有効なむだ、無効なむだがあると。こういうわかったようなわからないような話なんですね。むだで有効なということは、まあ、私は、それはむだはあくまで無効なむだであって、有効なむだというならば、あえていうならば先行投資と、こういうふうなとらえ方で考えるべきではないかと思います。このとらえ方によって全然違ってくるんです。仕事に取り組む姿勢が。これは有効なむだだというふうなとらえ方で事を進めるのと、先行投資であるというとらえ方で事業を進めるんでは、その取り組む職員の姿勢というものが全然違ってくるんです。そこら辺のところ一つ基本的に考えを、改めていただきたいわけですが。

さて、この都立高校用地の、今回やった測量が無効なむだか有効なむだか、これはまさに無効なむだの典型的な見本なんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）公簿で売買することもあるというふうなことでありますけれども、公簿で売買するなら全部公簿でやるのが常識じゃないかと思います。全体の面積は実測数でございます。実測売買です。間の墓地とか公道は公簿から引きましたなんていう、こんなでたらめなことはね、これが、つまり役所体質というか、役所は考えられないことをやるんですけれどもね。日野市の場合にいうのはあてはまることだと思うのです。

で、先ほど民間企業と自治体を一緒に比較することは乱暴なことだと、こういうふうに言わ

れましたけれども、私は単純にそういうことを言っているわけではないのでありまして、あまりにも企業経営の手法といいますか、緻密で正確な、そういう企業経営の、しかも効率的にですね、なるべくむだのないような事業を推進するというような企業経営の手法を日野市の場合、あまりにもなさすぎるから、少しでもそういうものをトップである森田市長がですね、少しでもそういう感覚を持ってもらいたいという意味で、先ほどああいう例えで話をしたわけであります。

単純にね、その日野市を株式会社にしろという、そういう組織変更をやれるわけはないんです。ただ言えることはね、自治体は住民に対するサービスの提供というか、民間は、いわゆる利益の追求というか、商品を供給するといいますかね、そういう役割だといいますけれども、まさにそうかもしれませんけれども、しかし、民間企業でも利益につながらないサービスの提供というものを、ずいぶん最近はやり始めてきているんです。そういう時代になってきているわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）また逆に自治体もですね、市民の皆さんに、その福祉向上のいろんなサービスを提供するという形の中にはね、効率的な経営をされて、その数をふやしてもらいたいという、そういう意味でこの問題をとらえたわけでありますから、そういう感覚でとらえていただきたいんです。単純な比較をしているわけではありませんので、それはひとつわかっていただきたいんです。

いや、御本人はとらえていると言ってますけども、われわれはそういう受け止め方はできないからあえて指摘しているわけであります。（「そうだ」「そのとおり」と呼ぶ者あり）

それで、この高校用地の測量費４５０万、これは有効なむだでしょうか、無効なむだでしょうか。有効なむだと言うならば、どういう点で有効なむだなのか、この点を一つ再質問したいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　必要があってやっていることでありますし、この誤りで行ったというふうにおっしゃりたいかもしれませんが、必要があってやっているということで、むだだという意味ではないと、このように申し上げておるわけです。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　委員会の、なんか１問１答形式になって強縮ですけども、必要があってやったことはむだではない、それは全くそのとおり。これは必要がなかったんです。

先ほど言うように、企業の経営手法を取り入れたならば、自分の会社で土地を買う時に、面積の明確でないままのやつを、ほいきたという形で、総額をポンと１７億にもなる巨額な金を払うわけがないんです。相手に最初から、さっき示したような、このような正確な測量をさせて、実測図を提出させて、必要な手続を全部完了してから買収するわけですね。

それをやれば、いま、今年の３月にはこんな５４０万もかけて測量する必要はないわけなんです。私が言ったことは間違っていますか。買う前にお金を払う前に、きちんと信頼されるべき測量図を、正確な測量図を出させ、必要な手続きを全部完了をした上で代金を支払うというのは当然だろうと思います。それをやってこないから、いまとなっては必要だということも言えると思います。だからこれは詭弁というんですね、こういうのを。過去にきちんとやっていなかったから、やるべきことをやらなかったから、相手にさせなかったから、そのしりぬぐいをみずから、いま、やっているということですよ、だから５４０万を、市民の立場からいえばね、むだな金を使っていましたよ、使いましたよ、ということを申し上げておるのです。それをわかる感覚があるのかないのか、それだけを確認したいんです、きょうは。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の理解では、いずれ東京都にきちんとした図面、それから交渉の結果による契約をもって、都に買っていただくと、こういうことになるわけでありますが、いろいろな経費、それらももちろんその積算の中には入るものだと思っております。

したがいまして、なんか区画整理したあとの土地並みにものを考えられてもいかがなものであろうかと。つまり、ああいう、そのかなり地形が複雑でもありますし、過去の持主のあいまいな点もありますし、それから測量してよかったことは、実測をした結果では、公簿よりも大分少なかったというふうなこともありますので、測量したその一部分の作業を、特に取り立ててごらんになると、あるいはいまの無用の論ということが言われるかもしれませんけれども、私ども全体を通じてみますと、確かな上にも確かな作業をすると、そして役所らしいきちんとした処理をするということで、やはり必要であったという、こういうふうに申し上げる以外にないわけであります。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　全く、この認識が違うといいますか、確かな上にも確かな作業をするためにやっているんだと、こういうことですね。確かな上にも確かな作業をするという

ことは、買う前にやるべきことなんで、（「当り前だ」と呼ぶ者あり）買ってからやっているから、こういろいろ言われるんですよ。（「変なもの買っちゃったんだろ」と呼ぶ者あり）むずかしい土地だから、むずかしい地形だから慎重を期さなければならない、それならばなおさらのこと、こういう正確なね、作業をして、手続をして、それから後買うというのが当然でしょう。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そのとおりをやってないから、今回やっていることは無効なむだだということを言っているわけなんです。

どうも助役、観点を変えて答弁していただきたい。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　質問の観点が違っていますんで、いろんな質問が出てくるわけなんですけども、私たちここで測量しましたのはですね、あの土地の中にですね、国の所有にかかわります道路敷がございます。それから旧水路敷もございます。この２つを測量しまして国から市に払い下げをしていただくと、道路については。水路につきましては開発公社の方で払い下げしていただく、この２つを、要するに高校用地としましてですね、開発公社が現在持っています土地と一緒にしまして、東京都の方へ高校用地としてお譲りすると。もちろん中の道路は、今度の議会でもお願いしてございますけれども、新しい道路につけ替えると、これは市の道路として残るわけでございます。ですけれども、中の道路につきましては、今申し上げましたように、国にですね、譲渡申請をするわけでございます。水路敷につきましても、用途廃止の申請をするわけでございます。そのための測量であり、そのための実際の書類の作成ということでやったわけでございます。

初めの測量にこれだけのものを要求するのは無理なわけでございます。そういうわけでございますので、今度はこの財産処理というものを目的にしまして、測量し財産処理に必要な一切の書類の作成を委託したわけでございます。そういうわけでございますので、よろしくお願いします。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　助役にお伺いしますが、廃道とかですね、いろんなそういう財産処理する場合に、全部今回のような形で測量を一々やっているんですか。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　はい、そういうことになると思います。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　それならば助役にお伺いしますけれども、そういう主張をされるならされるで結構ですが、それ以前の問題で、無責任行政ということを今やっているわけですから、その点についてもう１度お伺いしますけども、買収する際にですね、買収する際に面積が正確でなかった、今度の払い下げを受けるための測量は別問題にしましてもですね、全体の面積にしてもそうですけれども、それから墓地の問題についても、公募からやったりして、いわゆるずさんな形であったわけですね。これは無責任行政とは言えないと、その点いかがですか。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄男）　３月議会でも陳謝申し上げたところでございます。５７年４月でございますか、５６年の１２月当時ですね、先ほど市長が申し上げましたように、当初は公募で買収しようということで手続を積み上げてきたわけでございますけれども、どうも実測した一部の図面がですね、開発公社の中で発見されまして、よく見ますとですね、どうも全体的には１万平米以上ですね、公簿で買う場合、たいがい公簿によるという場合には山でございますので。

（「助役、聞きあきてるから、ひとつ簡単にやって下さい。」と呼ぶ者あり）

純延び等があるわけでございます。誠実な手続を今説明しているわけでございます。

それで急遽ですね、実測に切りかえたわけでございます。職員が一生懸命仕事もやっている、われわれもやってると、その結果そういう大きなですね、問題にはまりこまずに済んだわけでございます。

結果的には、１万2,０００平米ばかり公簿と実測を比較しますと、１万2,０００平米ばかり少なくなったわけでございますので、まあ実測に切りかえてやったわけでございます。

そこはいろいろ御指摘されているわけでございますけれども、先ほど説明しました財産処理という形での測量の中では、前よりも１４２平米ですか、ばかり、要するに測量の結果ふえたと、こういうふうな状況でございます。これは先ほど言いました財産処理の測量の結果でございます。

もちろん、こういうことにつきましてはですね、142,40平米ふえたということは、さきの

ですね　測量がきちっとしたものでなかったというふうなことにもなるわけでございます。それは３月議会でもですね、いろいろと意を尽し努力を尽し、１万2,０００平米の大きな失態にはならなかったわけでございますけれども、技術的な知識というものが、私、理事長として不足しておったという面もございまして、違いが出て来たと、それにしましても、測量面ではふえる結果になったというのが、一応、そのけがの功名ではないかということで、お許しいただきたいということで、陳謝申し上げた次第でございます。

○副議長（米沢照男君）　小山良悟君。

○４番（小山良悟君）　助役が何と言おうと、今度の買収のあり方については、全くずさんであったということは聞く市民はどなたもそう思うわけでありまして、今回の測量５４０万円についても、財産処理のためだと言っていますけれども、財産処理のための測量はそれだけの測量で済むわけですから、全体の測量を最初からきちんとそれはそれとしてさしておくべきだったということは、はっきり指摘できると思うんです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）ですから、私はあくまで、今回やった５４０万もの高額な費用をかけてやった測量というのは、本来売主に負担してもらうべきものがたくさんあったということを強く強調しておきたいと思うんです。

今後、この無責任な行政というものが、結局はむだ遣いにつながるということでありますんで、どんな事業にも責任感をもって取り組んでいただきたい。はっきり申し上げれば、民間企業と、また比べるわけにはいきませんけども、民間の重役、経営者よりも責任感が希薄であるということを強く指摘をせざるを得ないのであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

次に行政の守備範囲の見直しについてであります。まあ、この行政の守備範囲というのはまことにむずかしい問題であります。１つの枠をはめることができませんので、なかなかむずかしい問題でありますけれども、しかし、最近の低成長といいますか、安定成長といいますか、いう状況になってきまして、この行政の守備範囲というものを見直しをせざるを得ない状況にあるのではないかと思うわけであります。

高度成長期の豊かな財源を背景に、革新行政共通の人気取りのために住民に何でも行政という、行政に対する甘え、依存を強め、自分たちのことは自分たちでという市民として最も大事な自立精神、及び活力を失なわせる結果となってきているんではないかと思います。はっきり申し上げれば選挙の票になる人に迎合した政策が多く、心ある市民を喚かせてきたのであります。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

何でも市民の言うことは聞くということではなく、行政はどこまでなすべきかを考え、できることとできないことを市民にはっきり示し、いたずらに市民に迎合することなく、どこまで行政はなすべきかを改めて問い直しをして行政サービスのあり方に抜本的な検討を加え、その守備範囲を明確にすべきであるというふうに考えます。

ここで、私は福祉を例にして考えてみたいと思います。福祉とは、心身に障害があったり、お年を召してきたり、経済的に貧困で自立できない人や、働き手を失って収入の道を閉ざされた人などを、社会的に救う制度であるというふうに思うんですが、その対象範囲は次第に広げられて、市民のニーズの多様化に対応するため次々と新しい施策が取り入れられてきました。

しかし、経済は低成長時代の今日、従来のばらまき福祉が批判され、福祉の見直しが議論されてきたことは皆さん御承知のとおりであります。

行政の守備範囲をこえた例として、日野市には、私は、この２つがあるんではないかというふうに思います。この問題、この政策を取り上げますと、恐らく私はお年寄の皆さんにお叱りを受けるんじゃないか、というふうに思うんですけれども、しかし、決してこれはお年寄の皆さんを思っていないから言うんではなくて、本当に上辺だけじゃなくて、心底思うからあえてこの問題を取り上げたいわけであります。

その１つは、老人の、お年寄の皆さんの理美容券のサービスがあります。昭和５９年度予算では6,549万5千円計上されておりますけれども、この理美容券のサービスの問題。これは、もちろんお金はあまり余っていれば、いろんな意味で対応できるならば、理美容券はサービスしてあげればいいでしょうし、できるならば着る洋服もサービスしてあげればよろしいかと思うわけでありますけれども、しかし、これは本来の福祉の趣旨からはずれているんではないかというふうに思うわけであります。現実に理美容券を使っている方で、床屋さんに気がねをする方がありまして、理美容券を使わせてもらっている代りに、その店員さんにケーキなんかを買って行ったりするということなんですけれども、少くとも、この理美容券のサービスというのは、これがなければお年寄の皆さんが精神的にも苦痛だ、経済的にも自立できないどうしようもないんだということが言えるかどうかということです。

また、老人いこいの家、これも悪くはない、余裕があれば悪くはない政策だろうと思うんです。これも今さら反対するわけじゃありませんけれども、見直しの１つとして考えなきゃいけ

ないんじゃないかなというふうに思うわけであります。この趣旨がお年寄の皆さんに気分転換を図っていただくということだそうですけれども、これも、しかも健康な方が条件になっている、健康な方はゲートボールやったり、あるいは老人会での旅行へ行ったり、いろんな気分転換を図られる、ある意味ではまだ恵まれているわけです。気分転換なんて日野市内に泊って、はたしてどれだけ気分転換ができるのか、私ははなはだ疑問であります。箱根か石和温泉あたりにでも行けば気分転換になるかもしれませんけれども、単に泊るだけでどれだけの気分転換を図れるか、それだけの必要性がどれほどあるのか、もちろんお年寄の方の中にそういう希望される方があったから市長は建てたんでしょうけれども、はたして、その必要性はどこまであったのか、ようく考えてみる必要があるんではないかと思うわけであります。

私は、お年寄の方がですね、本当に森田市政に、あるいは森田さんに限らず、行政にお年寄の皆さんが本当に望んでいることはどういうことか、これを考えなきゃいけないと思うのです。いままでお年寄の方が望んでおることは、行政に求めることは、いつまでも健康で元気でいられることが一番の幸せですから、したがって、病気の予防、病気の早期発見、あるいは機能回復などの施設の建設、あるいは市立病院の医療機械の充実、また寝たきり老人や痴呆性老人などを収容する施設治療する施設などを早期に建設をされることを強く望んでいるんではないかと思うんであります。

この理美容券にしても、6,５００万、１０年間で６億5,０００万であります。もっと堅実的に困っていることに行政が手を差しのべる、これが本当の福祉の姿だと思うのです。はっきり申し上げれば、この理美容券なんでいうのは、先ほど言ったように、選挙の人気取り政策にすぎない。私はそれをはっきり指摘したいと思うんであります。もちろん理美容券を使用されて感謝されているお年寄の皆さんもたくさんいると思いますけれども、そういった皆さんに対しては、私がにくまれ口をきいていることになると思いますけれども、しかし、そういう上辺だけのことで福祉をしているんだということでは困るわけで、本来どうしても必要なものに、限られた財源ですから、これからの低成長時代を迎え、税収入も伸びが止っておるわけであります。その範囲内でですね、福祉向上のいろんな政策をやっていかなければならないわけですから、そういう意味では目先の人気取りの政策じゃなくて、その政策がなければその人たちが本当に、もう精神的にも肉体的にも苦しいんだ、そういったものを救ってやることが福祉の本当のあり方だと思うんです。

そういったことを忘れ、福祉部長も、ひとつ、有能な部長ですから、市長に遠慮なく意見具申して、こういった政策を強く推し進めていただきたいと思うんであります。

こういうことは、日本共産党なんかにとても期待できるもんじゃない、日本共産党は人気取り、上辺の人気取り政策は大変上手であります。だけれども、本当にお年寄の皆様考えてものをやるには財源が必要である、財源には限りがあるということを前提にして真剣にものごとを考え、政策を考えていかなければならないんです。みなあなた方のおっしゃることは、財源は関係なく、理想的なお年寄の皆さんが喜ぶだけの、口先だけの政策が多いんであります。

そういう意味で、ひとつ、この福祉の行政というものをですね、守備範囲というものを、これは福祉に限らず行政全般で、この行政の守備範囲の見直しをしていただきたい、強く望んでおきます。

残念ながら時間になりましたので、きょうはこれだけにしておきますけれども、今後、この行政改革については折りにふれ事につけ、もう少しテーマをしぼって取り組んでいただきたい、表面的には、私は市民の皆さんには憎まれるようなことをあえて言うかもしれませんけれども、しかし、本当に口先だけじゃなくて心底市民の皆さんのための政策をやるならば、あえて憎まれ口も必要だということを強調して終ります。（拍手）

○副議長（米沢照男君）　これをもって１１の1行政改革市民の立場から問うに関する質問を終ります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後２時４７分休憩

午後３時２７分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

１２の1、高齢者施策の充実と促進についての通告質問者、中山基昭君の質問を許します。

○２４番（中山基昭君）　それでは、通告の内容に従いまして、市長並びに関係部長に

質問をしてまいりたいというふうに思います。

高齢者問題への対応につきましては、市長も、大変深い見識と理解を寄せられ、老人憲章の制定、第二次基本構想における施策の推進、さらには、対策協議会の設置、また、今年度の予算等におきましても一定の努力が見受けられるところでございます。

しかし、さらにさらに、一層の充実、促進について改めて要請をしてまいりたいと思います。すでにこれまで、市長の施政方針や、この場での一般質問を通し、その重要性を指摘をしてきておりますので、多くを触れることは避けていきたいというふうに思いますが、周知のように、５５年の国勢調査時には、６５歳以上の人口が1,０５７万人、これは人口比では9.1％でございます。しかし、その後の仕様等によりますと、６０年が１０.５％、さらに７０年には１３.６％、７５年には１５.６％への推移が予測をされております。これは、高齢化の先進国と言われておりますヨーロッパの、それぞれの国々でも例のない、大変急速な高齢化社会への移行だと言われております。

こうした観点からも、全国民的な、緊急、かつ最重点課題として、国政においては、年金、医療、雇用、住宅問題など総合的な政策、制度の整備と確立への対応を初め、最も身近な地域社会、行政におけるきめ細かな行き届いた施策の充実と促進が図られなくてはなりません。

日野市は、国や都の人口動向に比較をしまして、大変若い都市であることが言われてきております。５８年度の６５歳以上の人口は9,１８２名ということで、人口比では6.２％でありますが、資料等によりますと、今後、年次ごとに、７００名、あるいは８００名の増加が予測をされておりますし、さらには、高齢化人口は、それぞれの都市や自治体ごとに、不均等に進行するものであるんじゃないかと思います。こうした点からも、個別的な、特殊な条件、地域的なニーズ、こういうものを大切にした地域政策としての対応促進が必要だというふうに思います。

本日は、こうした観点から、これまでのフォローを含め、特に次の４点だけにわたり指摘をし、さらに課題を提唱してまいりたいというふうに思います。

最初に、行政機能の整備と体制の確立についてでございます。これから迎える本格的な高齢化社会への到来に備え、保険、医療、社会福祉、学習、就労など、多様なニーズを多面的な領域にわたる、総合的な政策の発展と創設が大切ではないか、というふうに考えております。

高齢者施策については、国の法律や、それぞれの所管、こういうふうな関連も含めまして、

二言論、三言論が言われ、関係の行政機関の連携の不足が指摘をされております。特に、高齢者老人施策については、個別的な特殊条件に伴うニーズに適切に対応を図る、あるいは図らなくてはなりません。国や都の制度や、施策を越えて、地域行政における主体的な工夫と努力によって、サービス、施策の推進が図られなくてはならない時であります。

具体的な課題として指摘をしておきたいのは、高齢者老人対策として同じ目的を持ちながら、教育委員会、あるいは福祉部、あるいは生活環境部、市民部というように、大変窓口が広く、しかも、必ずしも連携が十分ではないんじゃないかというふうに思います。

さらには、対策協議会等の活動についてであります。その目的は、高齢者の保険、あるいは生きがい、こういう、言いかえれば高齢者問題のすべての面にわたり、市長からの諮問に対応するものではないかというふうに思いますが、担当がこの福祉部というふうな面も含めて、大変、福祉面だけにですね、大きなウエートがかけられているんじゃないかというふうに思いますけれど、もっと、この保険や、あるいは学習、教育、こういう問題を含めた高齢者問題のですね、すべてにわたる審議協議が行われるような、ひとつ、この発展が必要じゃないか、あるいは活用が必要じゃないか、こういうふうに考えるわけですけれども、この点も合わせて、まず市長のですね、見解を伺ってまいりたいというふうに思います。

続けて、次の３点も質問続きますけれども、次の２点目は学習と余暇活動の充実についてであります。

高齢者、あるいは高年者はですね、余暇時間に比較的恵まれております。従って、学習や趣味、あるいは健康づくりなどに、大変積極的な意欲を持たれております。そのためにも、行政における、学習や余暇活動への条件の整備、環境づくりが強く望まれるところであります。これまでも、この生涯教育、学習という観点から、寿大学、あるいは樫の木学級等の充実について指摘をしてきましたが、５７年度の実績を見ますと、寿大学が１４回で９３０名、１回約６５.６人の参加と、こういう内容になろうかと思います。樫の木学級が７コースで１１９回、1,８１８名ですね、中には、これは７人とか、あるいは８人とかと、こういうふうな、大変少数な参加者も、参加の時もあるようでございます。しかも、この肝心なことはですね、両方とも比較的、参加者が固定化的な傾向にあるということだろうというふうに思います。

従いまして、もっとこの、カリキュラムの多様性、あるいはこの講座、講義の工夫、言いかえれば、この老若、老人も子供もですね、交流のできるような、こうした工夫等も必要であろ

うし、さらには、この樫の木学級、あるいはこの寿大学等を含めたですね、趣味等も、それぞれ取り入れる中での、このクラス編成等が必要じゃないか、さらには、この先ほどの固定的な参加状況と、こういう面も含めると、単に単年度と、１年制ということだけじゃなくてですね、２年制、あるいは４年制、こういうところに発展をさせるような努力も必要だろうと、こういうふうな受け止めをしております。この点の、ひとつ、御見解をいただきたいと思います。

さらに、この余暇活動といたしましては、老人クラブの活動や、あるいはその交流、さらにはゲートボール、大変、盛んになってきております。しかし、会員はですね、３,９００名ということですから、６０歳以上で比較するならば、３０％前後の人しかこの会に加入をしてない、こういう実績になるわけでございます。もちろん、そのための加入要請、あるいは育成、老人会の育成と、こういうことも必要ですけれども、むしろ、この健康面や、あるいはその他の事情等から、多くの、この加入できない方々、こういう方々に対しても、もっと交流や、この余暇活動、たとえば、この市内の史跡めぐりであるとか、健康スポーツ大会であるとか、こういうふうなものをですね、直接開催をして、参加、交流を呼びかけると、こういう努力もしなければいけないんじゃないかと、こういうふうな、こういうふうに思いますけれども、この点も合わせてひとつ、これをお伺いしてまいりたいというふうに思います。

次に、３点目でありますけれども、就労対策事業の推進についてでございます。これは、就労、あるいは健康づくり、さらにはこの地域社会への参加、こういうふうな面からもですね、高齢者事業団の活動にですね、大きく期待を寄せるわけですけれども、設立以来ですね、会員や、あるいは役員、関係者の努力によって、年次ごとに、この、それぞれ発展、定着をしてきておるのじゃないかというふうに思います。特に、この、就労、就業は、ただ単に、この経済的な収入ということだけじゃなくて、社会的な参加、あるいは精神的な充足、こういう問題も含めて、健康づくりというふうな視点からも、大変重視されなくてはならないんじゃないか、というふうに思います。

これらも、この前回ですね、手づくりの、この生産活動、たとえばこの、園芸であるとか、さらには、この老人農園等をですね、いま少し活用をした中での、それぞれの手による野菜づくりも行って、即売、展示会、こういうふうなものにまでですね、発展をさせることができないかどうかということですね、さらにはこの、小学生、あるいは中学生の交流等を含めた学習教室、こういうふうな開設をですね、事業団の中で、やられたらいいんじゃないか、あるいは

やっていく必要があるんじゃないかというふうに思いますけども、それぞれのですね、こうした面の施設や、あるいはそれなりの体制について、積極的に対応をしていただきたい、あるいは、していく必要があるんじゃないか、こういうことでございます。また、さらには、この就労や技術習得、こういう問題についての助言、あるいは相談、訓練事業、こういうものについても、できるだけ、ひとつ、この積極的にですね、取り組む必要があるというふうに思います。

次に、最後になりますけれども、４点目の問題ですけれども、これはできるだけですね、地域社会の、この連帯を、ひとつ、深めていこう、高めていこう、問題意識を持ちましょうと、こういうふうな呼びかけでございますけれども、高齢者老人への敬愛、サービス、病弱者への施設における看護などについては、専門従事者に、大変依存をするところも多くあるわけでございます。しかし、これまでのですね、単なる施設中心のあり方から、地域でのケア、そして地域でお互いに支え合おう、こういうことが、大変重要になってくるんではないかというふうに思います。そのためにも、より多くのこの、市民の連帯感、あるいはこの、自発的なボランティア活動、こういう面に大きく期待をするわけでございます。

しかし、いろいろな資料等などから見ますと、ボランティア活動等についてよく知らないと、こういうように答える人も大変多くあります。従って、組織面、あるいは運営面でのＰＲの不足、こういうものが指摘をされているのではないかというふうに思います。さらには、このボランティア活動はですね、ややもすると、若い人や、ですね、あるいは病者層の、この役割りだというふうな観念もあるようでございますけれども、高齢者自身もですね、こうした活動に積極的に参加を促していくと、こういう中で、この老若のですね、連帯感の助成を図るようなことが必要だろうと、こんなふうに思っております。また、この市民全体の連帯感、参加意識を高めるためには教育のですね、果たす役割り、こういうことも、大変大きな、この役割りを占めるんじゃないかと思います。従って、先ほど触れましたですね、この市内の、あらゆるこの成人学級、あるいはこの青年学級、婦人講座、こういうふうな中に、そうした問題をこの学習する場を設けるとか、できるならば、小学校、中学校等も含めてですね、学習や実践、さらには体験、こういう問題にまでこの、発展をさせる必要があるんじゃないかと、こんなふうに考えております。

これから、いずれもですね、これから迎える本当に、この本格的な高齢化社会への対応をですね、今から真剣に取り組むことが必要だろうと、こういうことも、ひとつ、具現しまして、

それぞれの御回答をいただきたいというふうに思います。

○副議長（米沢照男君）　中山基昭君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　福祉部長でございます。

お答えいたします。

まず、第１点の行政機能の整備と体制の確立ということでの御指摘でございましたけれども、確かに御指摘のように、高齢化の進行というのは急速にやってきております。日野市における高齢化も、やはり、東京都と同じような進行度合いということでございますが、５５年に、5.40％、これは６５歳の人口でございますけれども、６０年には6.53％、６５年には7.7％、７０年には9.4％というような方向で、急速に老齢化が進んできておるところでございます。

行政全般がですね、先ほどの質問者の御質問の中で企画財政部長のお答えにありましたように、行政そのものが、福祉行政を目指すというような体制の中で、対応せざるを得ないような状況になってきております。福祉部だけでの対応ということでは不足している面も多いかと考えておりますので、私どもといたしましても、弾力的なですね、組織的な対応が必要になってくると、また、それぞれ人の配置、専門職の対応、あるいは研修の強化、あるいは人事交流の中での配置というような問題についての、今後の配慮も必要ではないかというぐあいに考えておるところでございます。

２つ目の余暇時間の利用の問題では、老人の余暇時間というのは、生活、１日の生活時間の中での生産活動に従事しております者よりは長いという状況でございますし、それを有効に利用するということが必要であるというぐあいに考えております。

現在、市といたしましては、老人クラブの助成、老人農園、あるいはゲートボール、老人憩いの家、樫の木学級等の施策として実施をしておるということでございます。この樫の木学級につきましては、学習という観点よりも、趣味を中心とするという余暇活動が中心でございますけれども、現在、４年目を迎えて、約３９０人の修了者を送り出し、それなりの成果を上げてきているというぐあいに考えております。今後ともですね、この樫の木学級等につきましては、さらに内容を深め、また、クラスもふやし、いろいろな老人の多様な要求に、要求にこたえられるように私どもとしてはいつでも門戸を開放し、それぞれの御老人の要求に、いつでもこたえる体制をつくり出していきたいというぐあいに考えておるところでございます。

３番目の就労対策でございますけれども、老人の生きがいの中では、仕事につくということが家族との接触の次に重要な要求として、調査の中でわかってきております。理由は健康の問題、あるいは生活の張りと言われる面の、さらに基礎には、実際に生活ののりをかせぐという面も、かなりあると理解しております。高齢者の就労は、実際には困難でございますけれども、現在は生きがいの福祉政策の一環として、高齢者業団で就労と合わせて対応しておるということでございます。

日野市の高齢者対策事業団、高齢者事業団の会員も、年々、増加しておりまして、５９年４月では現在会員数が６２３名の状況でございまして、昨年の、１年前、５８年の４月に比べますと、６０人からの増加におり、それぞれ関心の深さを示してきておると思います。また、就労先も開拓をされ、また仕事量も確実に伸びてきております。現在、公共関係事業が４５％、民間関係事業が５５％という状況でございます。御指摘のように、高齢者事業団もそれぞれの工夫をこらし、対応を必要としてきておりますけれども、現在、絵画教室が、新聞等によっては盛んに取り上げられておるところでございますけれども、老人の生きがいとして、かなりいい評価を受けておるように思います。また、御指摘の、小中学校に、小中学生に対する学習教室も、現在計画されておりまして、近いうちには発足する運びになってきておると聞いております。また、婦人部会も設置し、それぞれのニーズにこたえるというぐあいに考えておるところでございます。

今後ともですね、新規職場の開拓、会員の募集、あるいは検診の充実及び研修、普及、宣伝等に力を入れましてですね、さらに発展させていきたい、それについての私どもの陰ながらの援助もしていきたいと考えておるところでございます。

また、最後に、老人の地域社会への対応を高めろということで、高齢者社会への地域対応ということでの御指摘でございますけれども、私ども御指摘のように考えております。地域福祉、施設福祉から地域福祉、または在宅ケアというような施策の転換も、逐次行われてきております。私どもといたしましても、このような施設だけではなくて、あくまで、在宅での老人対応、あるいは地域での温かい老人の対応ということに心がけていきたいというぐあいに考えております。

ボランティア等については、現在６０名から８０名くらいの老人が常時、いや、ボランティアがですね、活動しておりまして、難病対策、あるいは老人対策に活動してきておるところで

ございます。また、これについての十分な活力が活用されていないというような御指摘も寄せられてきておるところでございますので、今後とも、これらの組織化、ボランティアの組織化、活動の積極化に、できるだけ努力をしていきたいというぐあいに考えておるところでございます。

また、老若等の交流についても、先般１人暮らし老人の会食会が日社協主催で行われておりますが、これにつきましても、１００名近い１人暮らし老人が参加され、それに対してボランティアが、若い御婦人などを中心といたしまして、６０数名の方が数日にわたってその会食会の食事を用意し、非常に元気な１人暮らし老人の意気盛んなところを拝見してきたわけでございますし、ぜひとも、このような試みも今後ともさらに地域的に発展させていきたいと、こういうぐあいに考えておるところでございます。

簡単でございますけれども、お答えにいたします。

○副議長（米沢照男君）　市長から補足答弁ありますか、市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢化社会が年々進行し、恐らく２１世紀を待たずして、高齢者社会と言われるほどの状況になってくるということは、ほぼ、予測できるところでありまして、日野市も同様な傾向に当然進むわけでありますから、今日から老人施策、高齢者対策、広い広い観点から取り組みを進めていくということは、大変重要であると思っております。精神的な発想といたしましては、すでに、老人憲章を定めまして、老人憲章の意図するところは、家庭、地域社会、あるいは行政と、この立場からそれぞれ機能を分かち合って、高齢者に健康と生きがいを守っていこうと、こういうことに尽きると思っております。

ぼけや痴呆にならないということは、まず非常に大切だと思います。また、そういう状況になった方に対する施策も、もちろん重要でありますが、ぼけや痴呆にならないような、つまり、日々、体と頭を使って、そうしてなるべく外に、あるいは社会に導き、出ていただくと。こういう施策が私は大切だと思うんでありますが、東京都では、東京都では交通手段としてのバス券を提供される、日野市では、あるいは、気持ちをさっぱりする手段として、理美容券を提供すると、これなぞは、極めて意義の深い有効な施策であると、このように言えるかと思います。

そして、今後、このいわゆる、この地域地域、社会参加という面を、もっと開拓する、していく必要がある、そのためには行政の、あるいは地域地域の、いろいろなこの社会の仕組みにかかわっていただきまして、言うなれば、地域社会の骨組みを受け持ってもらう、というふう

な責任を提供することは、極めて大切ではないかと思っております。強勉したい方、あるいはこの近隣地域社会で、そうして、一定の役割りをこれからつくり出していくと、この行政の中にも、かなりそういう可能である要素があるように思っておりますから、広く開放して提供していく、このようなことは必要であるというふうに思います。

近ごろ、老人学という、いろいろなサイドからの、このまとめ方がつくられているのを見たことがございますが、何といいましても個人個人が自分の確実な自主性なり信念を持って生きれるように、社会から、あるいは行政からその立場を提供しましたり、あるいは守っていくということこそ、高齢化社会に対する１番重要なことだと思っておりますので、それらの基本になります老人憲章に、この間も対策協議会でも、いつも申し上げるわけでありますが、この憲章に必要な措置、あるいは現状をもとる状況、これらのことをひとつ、具体的に都度都度、教えていただきたい、このようなことも申し上げておるところでございます。いろんな意味での、この間口の広い、そして差別を、差別といいますかね、年寄りとしての別個の遇し方ということではなくて、子供とともに３世代世帯、あるいは３世代の、この地域の社会構造の中で遇していくということが、私は生きがいをつくる１番大きな、大切なことではなかろうかと、このように考えております。

それらを総合的に、施策案をどのようにするかということで、鋭意、検討いたしますとともに、役所の中の組織につきましても、機能的に対応できるような、そういう心構え、あるいは具体的な組織というものを事務分掌の中に定めていくというふうな考え方で臨みたいと思っております。以上。

○副議長（米沢照男君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　教育次長でございます。

御質問の、第２点目の中に、高齢者の生涯教育に対する学習活動、あるいは余暇活動についての寿大学等を例に挙げまして、教育委員会の見解はどうかというふうな御質問がございましたので、その点につきましてお答えしたいと思います。

教育委員会といたしましては、教育委員会の諮問機関でございます社会教育委員会という会がございます。そこに、今後の日野市におきますところの、社会教育の振興策の、具体的対策についてということで、昨年の５月２１日の日に、社会教育委員会に教育委員会が諮問しております。その中に御指摘がございました、いわゆる高齢者の生涯教育に向かっての学習活動を

いかにやるべきかということも、諮問事項の１つに入っております。そして、そのことにつきまして、昨年の１０月３１日の日に日野市教育委員会に社会教育委員会が答申してございます。その学習、その答申の内容を個々、具体的に全部は、ちょっと時間の関係もありますので申しかねますけれども、その骨子を申し上げておきますと、１つは御指摘がございました、現在教育委員会で行っておりますところの、いわゆる高齢者学習につきましては、御指摘の寿大学が主体でございます。

ごらんのとおり、寿大学につきましては、七生公会堂、あるいは福祉センター等を会場といたしまして、日野市全体の老人の学習活動を月１回程度にいたしまして、講座、あるいはレクレーション、あるいは地域自然学習等を学んでおるところでございます。ただ、これは講座形式でございまして、一方的に講義を受けるということでございまして、特に老人たちの意見交換の場所であるとか、そういう意味の深い意味のですね、いわゆる講座形式ということが主体になっておりますので、そういった面に欠ける面がございます。それから、あくまでもこれは、日野市全体の老人を対象にした学習でございますので、これは地方でやる学習のみならず、こういった学習が各地域、たとえば、各地域にあります大地区センターであるとか、あるいは地区センターであるとか、集会所であるとか、こういった場所を使って、そういう意味の寿大学のですね、小さな寿大学といいますか、そういった学習が各地域に広がるような方策も、今後の教育委員会の課題になるんではなかろうかという諮問もございます。

それから、もう１つの御質問にもございましたけれども、特に地域社会と老人との結びつきの問題が出ております。老人は、とかく、孤独になりがちでございまして、老人たちの生活の中に閉じこもるという傾向がございます。これからは特に核家族の問題等もございますので、特に家族との交流の問題もございますし、地域社会との結びつき、あるいはコミュニティづくり、こういった問題が非常に重要な課題でございます。そういった意味で、老人たちの、教わるんじゃなくて、むしろ老人という非常に長い生涯の中で、いろいろと得た知識とか経験というものをもとにいたしまして、たとえば、同じでございますけれども、地区センターとか、あるいはまた、集会所等を利用いたしまして、地域社会におります小中学生に対しましての、いろんな教育の経験者が教育学習をするとか、あるいはまた、趣味等の中でのいろんな技能とか、そういった持っている方に対しましては、地域の方々に対しまして、いろんな郷土芸能を教えるとか、あるいは郷土歴史を教えるとか、そういった面の、いわゆる地域に還元すると。そう

いった面の方法もひとつの方法ではなかろうかと、こういうふうな提言をいただいております。

とかく、福祉を老人と申しますと、福祉部にウエートがかかっておりますけれども、特に福祉部、それから教育委員会との連携を密にしなきゃならんと、そういうふうな御提言をいただいておるところでございます。教育委員会といたしましては、特に５９年度は、この答申を受けまして、文部省から新しい補助制度の中で、高齢者教育促進会議を開くと、そういう場合には、新しい補助金制度が文部省からいただくことになっておりますので、この補助金等をいただきまして、高齢者促進会議を老人クラブ代表者、あるいは福祉部、社会教育、そういった内部の関係者、あるいは外部の関係者を交えた、高齢者促進会議等を開きまして、この日野市の教育委員会の方に出されました、いわゆる答申の内容等も含めまして、今後の老人の学習、余暇活動についてもどうあるべきか、そういったことにつきまして、具体策を講じまして、それを、それを教育の行政の中に加担してもらいたい、こういうふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　それでは最初のですね、この１項目だけに限ってですね、答弁に関連して２つだけ、ひとつ、質問をしていきたいと思いますけれども、１つは先ほど触れましたように、高齢者対策協議会、この活用をですね、積極的に、ひとつ、していく必要があるんじゃないかという指摘をしたわけですけれども、特に５７年の１２月、りっぱなこの協議会がつくられたと、こういうふうなことでございますけれども、ややもすると、福祉偏りといいますかね、福祉に重点的な形の、この委員会になりがちじゃないかと、こんな感じをですね、私は受け止めをしておるということなんです。従って、いま少し、この保険であるとか、あるいは教育、学習、こういうふうな高齢者対策、施策全般にわたる、りっぱな、ひとつ、協議会に発展をさせていかなきゃいかんじゃないか、これはある意味でもって、市長の諮問機関ですから、市長のそうした努力、認識によってかなり、その運営が異なるというふうに思いますんで、ぜひ、そうしたこの活用をしていただきたいと、あるいはこの運用していただきたい、こういうふうなことが１つです。

さらに、もう１つはですね、福祉部長、先ほどこの、いろいろと、この御答弁いただいたわけですけども、特に、この専門職の要請であるとか、適性の配置であるとか、これはある意味

では当然なことですね、言ってみれば。さらにこの大事なことはですね、施策を発展させる、あるいは事業をそれぞれもっと強化していくと、こういうふうな点から考えると、この高齢者問題について、私はやはり、財政との関連はどうなんだろうというふうな、大変この、心配しておるということですね、私の、今の率直な気持ちは、むしろ、この問題に限って対策準備資金といいますかね、基金といいますか、このくらいの、ひとつの、この熱意を持っていかないと、やっぱりいかんじゃないかと、こんな感じもしておりますけれども、この点も含めてひとつ、市長からですね、再度このお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○副議長（米沢照男君）　再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。

確かに、財政面の背景を確実にしておくということは、申すまでもない重要なことであります。これは制度に頼る部分が大きいと思うんでありますが、少なくも、老人年金を豊かにする、あるいは健康管理手当等を厚くする施策をすれば、かなりお金も要ることになると思っておりますから、検討いたしたいと思います。それから金が、金を必要としないということじゃないんですが、精神面でお年寄りの立場を尊重する、また、気持ちも高揚する、そういう施策というものは、むしろ、地域社会に、こう、満ちているという状況をつくり出す、こういうことが大切だと思っておりますし、その意味では、老人を阻害視しないように、子供と近づける、そういう機会をなるべく多くする。老人クラブは、これはお年寄り方だけの会合でありますが、やっぱり青少年問題と合わせまして地域のコミュニティが生き生きと活動すると、機能すると、こういうことがやっぱり１番もとになるんではないかと、このように考えまして、そのような施策、青少年には一応の地域協議会等をつくっておりますが、お年寄りの際、場合にもこの地域を、この市民会議というふうな施策の中でもその問題を、よく地域に根が、根づくように進めていきたい、このように考えております。

思いつきます答えに終わっておるかもしれませんが、またよろしく御指導をお願いいたします。特に高齢者対策協議会、この専門委員会は十分諮問等もしばしば行いまして、十分なそのお答えをいただく、あるいは相談相手になっていただくということでの活用をお願いいたしております。

○副議長（米沢照男君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　最後になりますけれども、昨日ですね、実は公明党議員団の皆さんにですね、行政調査報告書、これをいただきました。特にこの中でですね、私はこの、新潟県の上越市の報告がございます。大変この高齢者施策への対応がですね、積極的に、この、されておるというような報告をですね、興味深く、実は見していただいております。こうした面から、このぜひ、こうした報告の内容、実績等を参考にされましてですね、さらにこの、一層の努力とですね、再認識をされることを、特にお願いをしまして、この質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって、１２の１、高齢者施策の充実と促進に関する質問を終わります。

１２の２、公共施設を利用者サイドからの効果的な運営を目指して、についての通告質問者、中山基昭君の質問を許します。

○２４番（中山基昭君）　すでに１昨年の１２月、議決をしております、第２次の基本構想におきましても、市民による市政への展開を目指し、参加と連帯、相互信頼を基調にしての都市づくりが施行をされ、多元的な生活文化の創造、身近で楽しめるスポーツ、体育活動の充実等がちょうちょうされ、多くの市民からも大きな関心とですね、期待が寄せられているのではないか、というふうに思います。

私は、こうした観点からも、その促進と実践に向けて具体的な対応を促してまいりたいというふうに思います。

日野市も市政への施行から２０年を経て、人口も１５万人を越え、さらには市街地の広まり都市化が進行する中で、都市機能、生活施設の整備を初め、市民ニーズに対応しての福祉施策、あるいは文化、体育施設などについても、年ごとに拡充と整備が図られてさております。しかし、社会や経済環境の変化と、ますます増大をする余暇時間や価値観などの多様化をする中で、新しい生活文化をつくり出すために、市民サービスを最重点に総合的な経費等の効果、活用への対応を図ることが、不可決な重要な課題ではないか、というふうに受けとめております。そのためにも、福祉施設、あるいはこの、文化、体育施設などの公共施設の管理や諸活動の推進について、利用者サイドからの民間の活力の導入、こういうものを図りながら、施設の利用振興と、サービスの向上を図るために、行政と一体となってその活動ができるような、広域な実施機関として、公社なり、あるいは事業団、こういうものの設立ができないかどうか、するこ

とによって体系的な、しかもこの、効率的な管理と運営ができるんじゃないかというふうに思いますけども、この点を検討する時じゃないかというふうに感じております。特に、こうした面でですね、この市民福祉、あるいはこの地域文化、育成、振興、こういう点に大きくこのことが寄与できるんだろうというふうに確信をしておるわけでございます。

最初に、この点についての、ひとつ、見解をまず伺ってまいりたいというふうに思います。

○副議長（米沢照男君）　中山基昭君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長、お答えいたします。

ただいまの御質問は、市の施設の管理、それから事業について公社公団、公社事業団、こういったものの活用はどうかということでございます。

私ども、まだ調査が終わったわけではございませんけれども、いわゆる民法なり特別法に基づく、社団なり、財団法人の設立についての調査をしております。いろいろ調べてまいりますと、たてまえ、本音、いろいろ議論が分かれるわけでございます。おおよそのことを申し上げますと、こういった団体をつくった場合の長所といたしましては、収支状況の弾力的な取り扱いができるとか、あるいは柔軟な勤務体制による住民サービスが向上するとか、あるいは専門的な分野に精通した職員が育つとか、こういったメリットがあるわけでございます。

一方では、この長所のうらはらにですね、人事が硬直いたしまして、本来の目的が達せられないとか、あるいは人件費の増嵩につながってしまうとか、そういう問題があるわけでございます。

１番、私ども、こういう新しい施策を考える上で、やはり大事なことは、この長所はともかくとして重要でございますけれども、この短所についての、かなりの調査をし、ですね、こういう問題が将来に起こらないようなことを進めなければいけないということで、今考えております。具体的な問題といたしましては、これからできますところの市民会館の自主事業をどうするか、市によりましては事業団、あるいは法律に基づかないような協議会をつくりまして、運営をしている所がございます。現在、その辺の先進事例を調査している段階でございます。

これらの財団法人の設立に関係、関しましては、関西地方が比較的進んでいるわけでございます。設立した当初の考えと、それからかなりの年数をたった現在では、その問題点が大分変わっているようでございます。その辺も踏まえまして、今後、この事業団の、事業団等の設立に対していきたいというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　少し、企画財政部長のですね、見解というか、答弁とですね、私の認識とはかなり違うわけですね、関西方面でかなり、この先鞭的にですね、こうした事業団等の活用がされたと、しかし、ある意味でこの、曲がり角で、それぞれ再検討というふうなところもあるということですけれども、逆に最近ですね、新しくできている所もたくさんあるわけですよね、そういうひとつ、認識もしなきゃいかんしね、さらにはこの、大事なことはですね、たてまえと本音論というふうな御指摘もございましたけれども、少なくとも私は、ここでもってこの、お願いをするのは、真剣にですね、その施策の充実、発展について、この要請をしているんだという受け止めの中で、追及をしていただきたいということですね、で、先ほどいろいろそれなりのいい面、悪い面もあるんだということですけども、そういう面で現状のですね、状況を振り返ってみますとね、やはり少ない施設をですね、より有効に、しかもできるだけ希望される方に使ってもらうんだと、あるいは使えるようにするんだという面で、南側の体育館のですね、ひとつ例示をしてみたいと思いますけども、現在の使用時間が、午前９時から１１時４０分、午後が１時から４時４０分、夜間が６時から８時４０分、こういうふうに限定がされているわけですね、で、しかも、この南平体育館の利用状況等を見ますと、それぞれこの、５５年の設立からですね、この５８年までを見ますと、４万1,602人から5万5,096人というふうに、大変、この利用者がふえてきている、しかも、この固定的にはですね、バトミントン、あるいは卓球、こういう屋内でしかできない競技等が、大変この競合しておるという内容だと思いますね。従って、そうした面を含めて、例えばこの、使用時間をいま少しこの延長できないか、８時半から１２時ごろまでできないかとか、あるいはその、それぞれの引き継ぎの時間をもっと短縮できないかと、いろいろなこういう要望が利用者からかなり強く出ているんだろうと思いますね。しかし、なかなかこの、役所管理と言いますかね、こういう面から利用者要望を消化しきれないと、これが現実だろうと思いますね、従って、それをいま少し工夫をした管理運営をしていくならば、むしろ、この利用者を中心にした管理ができるんだろうと、こういう意味合いの指摘をですね、具体的にひとつ、していきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長、お答えいたします。

先ほどの答弁とダブルわけではございますけれども、私どもこの、いわゆる公益法人等をつくってですね、施設の管理、運営をする、あるいは事業を行うということについてですね、いま少し、突っ込んだ調査をいたしませんとですね、市としての方向づけはできないんではないかというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　せっかくですね、担当部長の方でね、先鞭、先進事例等も調査しながら、ひとつ、対応していきたいということですから、それはいまこの、そういうことでもやむを得ないだろうというふうな感じもいたします。

そういう面でですね、特にひとつ参考までにここで触れておきたいのはですね、それではどういう、たとえばそうした事業団なりですね、公社を導入、設立した時に、どういう仕事ができるんだろう、どういう内容があるんだろうというふうな面で、先ほどの南平の体育館の例示もしましたけれども、この辺もひとつ、触れておきたいと思いますから、よく聞いておいてもらいたいと思います。

１つはですね、この文化、あるいは体育、福祉活動についての情報の収集、あるいは提供、さらに２つ目は、この体育、文化の普及と振興事業の推進、さらに３つ目は、市の行うですね、文化や体育行事等への協力、最後のこの、４つ目等につきましては、先ほども触れました福祉施設、あるいは文化、体育施設等の管理、運営事業、かなりこうした事業がですね、なされるんじゃないかと、こんなことを考えております。

すでに、そうした面から、多少の反論もあろうかと思いますけれども、たとえば、情報収集、提供等について言うならば、広報等で１部実施をされておるんじゃないかと、こういう反論になるわけですけれども、さらにこの、充実を図るためにですね、市内の公共、あるいは民間等を問わずですね、体育、文化施設の利用法、あるいは使用条件の概要、こういうものをですね、このそれぞれ、福祉や体育団体グループ、こういうふうなものも照会をしてですね、さらにこの、活動の情報なり周知を図ると、こういうことが、この情報なり、ひとつの収集活動の中心的な問題になるんであろうというふうに思います。さらにこの、それらの普及事業等につきましても、各種の、この健康体操、あるいはこの、スポーツ教室等を初め、文化の講演会、演劇、演奏会などの文化事業、こういうものを、この実施をする中で、健康と、この心の触れ合い、

潤い、こういうものを豊かにしていこうと、こういう事業も積極的にできるんだろうと、こんなふうな感じをしております。

ぜひ、ひとつこの、市長もですね、積極的な、ひとつ、この取り組み、あるいはこの、検討等への努力をひとつ、お願いをしておきたいと思います。

以上で、この質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１２の２、公共施設を利用者サイドからの効果的な運営を目指して、に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて（「副議長、ちょっとちょっと」と呼ぶ者あり）黒川重憲君。

○１７番（黒川重憲君）　近来まれにですね、この、午前中２人やるというですね、ことを、昨日もそうでしたし、きょうも２人やりました。午後からですね、２人しかやらないということは、きわめて事務的でよくない、で、あしたからのこれを見てみますと、非常にこのたくさん時間を使われる方がメジロ押しに並んでいるわけですから、（笑声）きょうは少なくとも鈴木さんまでやってですね、そしてやることが、あしたちょうど、あしたあさってと４人ずつになるわけですから、ちょうどよかろうかと思いますが、ぜひやってほしいということです。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　お答えいたします。

あす、質問を予定している私の一般質問を取り下げる予定にしておりますので、従って、あしたは４人予定されておる、こういうことです。黒川重憲君。

○１７番（黒川重憲君）　副議長が取り下げるということは、私、全然知りませんでした。もし取り下げるんならきょうはやめて結構です。（笑声）（「おつかれさん」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時２５分散会

6 月21日　　木曜日　　（第 6 日）

昭和59年
第2回定例会

日野市議会会議録　（第29号）

6月21日　木曜日　（第6日）

出席議員（30名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	簇野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄　保君	26番	秦　正一君
27番	奥住芳雄君	28番	石坂勝雄君
29番	滝瀬敏朗君	30番	高橋通夫君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　浜田文子君

議事日程

昭和５９年６月２１日（木）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

午前１０時１１分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２３名であります。

一般質問を行います。

１３の1．老人・障害者のための市営住宅入居に積極的にこたえよについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔１３番議員登壇〕

○１３番（鈴木美奈子君）　それでは、一般質問を行わせていただきます。

老人・障害者のための市営住宅入居に積極的にこたえよということで、これから行います。

いま、私のところに７月の末日をもって、７０歳を過ぎた１人暮らしの奥様を亡くされた男性のお年寄りが、アパートを移れということで非常に困っている。こういうことがお話としてきております。２年間の契約切れということで、契約が切れれば仕方がない、再契約には応じられないという、そういう理由かもしれませんけれども、この理由は、住宅使用についてのささいな内容であるわけです。また、妻も夫も障害を持つ３０代の御夫婦は、奥さんが外に出るときには、車いすを利用し、また、車を改造して、手だけで運転して２人で協力し合って仕事や家事をこなしている。しかし、この方も非常に住宅が困っておられて、公団の入居の申し込みもすでに市内で１３回も行っておりますけれども、抽選にはずれるというこういうことでございます。また、４０代の男性は、中途で肢体不自由者になったために公団に住んで、これも３階でございましたので、出入りできなくなって、夫婦が別居でこれも大家さんの好意でアパートを改造して男性の方は別々に暮らしている、こういうことで、私たちの周りを見回すと、障害者の方々が非常にいろんな悩みを持って生活していることがわかります。自立の第一歩は住宅であり、住宅がなくて自立できない、こういう人たちも多くいるわけでございます。民間アパートの場合では、障害を持っているからといって断られたり、また、お年寄りも大家さんの方で不安を持つ、こういう中で、１人暮らし老人が敬遠されております。公営住宅なども優先入居が制度化されてきておりますけれども、その数は非常に少なく、また家賃が高い、こういうことも一つの大きな問題を残していると思います。障害者が家庭での自立生活を送ることが保障されれば、そのことが障害者の社会参加を催し、人間としてさらに成長していく、このことが実例として、各地で報告されております。皆さんも御存じだと思いますけれども、長崎

で被爆いたしました渡辺千恵子さん、原水爆禁止世界大会には、必ずお母様の介助を受けながら出席し、そして、被爆体験を述べ、ノーモア広島、ノーモア長崎を訴えていた１人でございますが、この人も１６歳のときに被爆して、３２年間もほとんど寝たきりの生活を送っておりました。しかし、お母様も８０歳を超えて身体的にも介助も大変だということで、自分の力で生活しなければならない。そのためにはどうしたらいいかということで、おうちを車いすで入れる、そして動けるようにする。そういうためにふろやトイレや台所、洗面所、また棚やコンセントの位置、かぎ、こういうことなども障害に見合った設計、また建築が、建築家の協力でされて３２年間の寝たきりの生活が、いまでは自分でどこでも出かけていける。そして、またふろにも入れる、こういうことが、いま行われておるところでございます。先日もこの方が夢にまで見た北海道に行ったというこの本を読ませていただきましたけれども、本当に自立した人間としてあたりまえの生活を送ることができるようになるわけでございます。いまでは、外国での軍縮国際会議でも出席し、世界の人々に日本の被爆したこういうことを訴えて多くの人々に感銘を与えております。

住宅問題の解決が本当にこんなにも人間を変えていくのかということで、私は、この日野市の中でも、市営住宅また、個人の住宅との違い、これは、渡辺千恵子さんの例ですけれども、渡辺さんは個人の住宅に住んでいらしたわけですけれども、こういうふうにして改造していけば、必ず市内に住む障害者の人々も、もっともっと行動範囲も広がるでしょうし、世界も広がっていくのではないかという、そういうことで私は、以下２点の点についてまず質問をいたします。

最初は老人の問題です。この老人専用のアパート制度、あるいはまた老人の市営住宅の入居ということで質問いたしますが、５３年の第１回の定例会で、このことは問題提起をいたしました。当時、長谷川社会課長が、老人対策の一環として一応実施してみようかということで検討いたしましたけれども、借家が２階建であったり、また、市として借りる場合、いろいろと解決しなければならない問題があるので、踏み切ることができなかったということでございましたが、このときも中野区が、すでにもう実施しておりましたので、中野区の例なども挙げて質問いたしました。その後、いろいろと情勢の変化もありますし、いま、お年寄りの皆さんが、住宅問題で非常に悩んでいる、こういうことでぜひともこの老人アパート制度の実施、また、これが無理であるならば、それにかわる老人の住宅問題、このことをやっていただきたい。こ

れが１問目でございます。

２問目は、市営住宅に障害者の方々が入れるように改築して、もっとたくさんの障害者が、市営住宅に入居できないかというこういうことでございます。これは、私は一応長山団地ということを指定いたしましたけれども、長山団地をまず第一の目標として、それが無理ならば、ほかの団地でも結構でございますが。なぜ長山団地を取り上げたかといいますと、いま、ここの旭が丘二丁目には、老人いこいの家の建設、また、生きがい作業所の建設が始まろうとしております。ようやくこの文化福祉ゾーンとして、いま、第一歩が動き始めているわけでございます。このことも前の質問のときに、この地域に幼児教育センターが、不可能になったら、ここにプールや幼児園や児童館をつくれというこういう提案をしてまいりましたが、いま、ここには老人いこいの家、生きがい作業所、幼稚園、これが、もうすでに実施される方向で、あと児童館だけが残っているわけですが、これについても、もう絵にはなっている状況です。私は、こういう中でぜひとも長山市営住宅を選んだ理由は、生きがい作業所がここにできる、そういう中では、障害者の方が、この作業所で働きながら、市営住宅に入居し、その一連の中でもっと自立できる仕事も住宅も可能になる。こういうことで一応この長山市営住宅にということでいろいろとここには、１階にも住んでいらっしゃる方がいらっしゃいますし、いろいろと問題はあるかと思いますが、長期的な展望の中で、長山住宅の１階に障害者が住めるようなこういうことをぜひともやっていただきたい、この点を２点質問をいたします。

○議長（高橋通夫君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいまの御質問の第１点の老人アパートの問題についてお答えをいたします。

私どもは、老人問題の中で、寝たきりの問題、あるいはぼけの問題、年金の問題と並んで住宅問題が、大きな問題であるということを承知しております。すでに老人アパートを施策として打ち出しておるところにおきましては、主として、住宅の困窮者、非課税者を対象といたしまして、老人に対してアパートを保障するという施策を実施しておるところでございます。この老人アパートは、軽費老人ホームのＢ型と若干類似しておるというぐあいに理解をしております。したがって、自立志向の施設に入ることを希望しない御老人を対象として実施しておる、ということでございます。現在、わが国においては、１人暮らし老人が、すでに１００万人を超えたという状況でございますけれども、日野市におきましても、すでに２５４名の１人暮ら

しの御老人がおいでになるという状況でございます。都内においては、この老人アパートの施策については、中野区が昭和５０年に実施をして、もうすでに約１０年を経過しておりますけれども、その他７区１市で実施しておるところであると承知しております。現在のところ、日野市においては、切実な問題として、この１人暮らし老人からの住宅の相談を現在のところは受けておりませんけれども、今後この問題については、検討していきたいというぐあいに考えております。今後実施いたします高齢者意向調査の中での項目の中に加えまして、調査をしていきたいというぐあいに考えておるところでございます。先ほど、御指摘のありました前回53年度に御質問のあったやに承っておりますけれども、老人アパートの立地条件といたしましては、公衆浴場が近くにあること、また、交通の便がよいこと、近くに公共施設等があることが、一定の条件としても必要だというぐあいに理解しております。中野区においての実施状況について若干御説明をいたしますと、区としては、３万5,０００円の区の負担を実施しております。その中での、所得に応じて、一定の住居費を払っていただくという形で実施しておる、ということでございます。

以上でお答えといたします。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　市市営住宅を管理しております管財課の担当でございますので、市営住宅の改造その他につきまして、御質問がございましたので、お答えしたいと思います。市営住宅のことにつきましては、現在市内に４２０戸の市営住宅を保有しております。その内訳を申し上げますと、身障世帯用が５戸でございます。それから、母子世帯用が２１ということで、そのほかは一般世帯用とこういう内容でございます。これらはいずれも一種の住宅でございます。長山市営住宅の改造、こういうことの御質問でございますが、長山住宅につきましては、４５年、４６年、４７年、３カ年にかけまして７２戸建っているわけでございます。これは国庫補助金をちょうだいしているわけですが、これは一種住宅でございます。それから、現在もこの団地につきましては、家賃収入補助、こういうことで国の補助金をちょうだいしております。こういうことでございますので、非常に改造につきましては、無理だと判断されるわけでございます。現在、私どもの方で計画を持っておりますのは、向川原市営住宅でございます。これは、耐用年数は相当過ぎました。こういうことでこれを建てかえしていこう、こういう計画を持っているわけでございます。御質問のございました老人、あるいは障害者の

住宅につきましては、この計画の中に入れていくのが懸命であろう、こういうふうに考えておりますので、その計画の中で、検討していきたい、かように考えております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　先に老人問題で質問いたしますが、部長は、担当のところに住宅についての相談を受けていないというふうにおっしゃいましたけれども、現に福祉事務所のケースワーカーを通じて、住宅問題で困窮している事例が相談として行っているわけですから、ぜひこの点では、もう一度きちっと調べてケースワーカーもそれにこたえる努力をなさっていらっしゃいますので、私は、それで結構だと思いますけれども、全くないということはないと思います。それで、１人暮らし老人の実態報告書が、これは５４年ですけれども、住居の状態などということで、いろいろと調査項目も出ております。また、市政事務研究Ａグループこの方たちの市の職員によります、老人日野市の老人福祉ということで研究グループもされて非常にいい検討内容が報告されて、私は、８１年と８３年の２年にわたっての市政事務研修Ａグループの研修内容を読ませていただきましたが、やはりこの中でも職員の皆さんは、これからの日野市では、老人問題やっぱり自分たちもこれからお年寄りになるし、老人問題が大切なので研究していこうということで、いろいろと他市の状況、また、日野市の研究なども仕事の合間を縫って実際に訪ねていってアンケートをとったりして、経過報告なども出ておりますので、ぜひこのもう少し老人の問題については、市の方でも積極的にこたえていただきたいと思います。非常に前よりも、５３年の質問のとき以上に後退した回答で、非常に私は残念でございます。７区１市で実施しているわけですから、革新の日野市で、私はやれないわけがないと思うんです。いま事例がないからということでございますけれども、私は、もっともっとたくさん本当にお年寄りの中に入っていって調査すれば、住宅困窮者の方々が出てくるというふうに思います。 中野区で老人アパートを実施した例もいま報告されましたけれども、この入居者の不安というものは、入居する前には、日当たりがほとんどなくて、昼夜とも騒音に悩まされたけれども、老人アパートに入居してからは、その悩みも解消されて平穏な生活を送って、そして、生活が安定したことによって、いままで疎遠になっていた親戚が訪れて老人アパートに入居できて本当によかったね、ということでお互いにこの笑顔が浮かぶ、そういう生活ができているわけです。これはたった一つの事例ですけれでも、まだたくさんありますけれども、本当にいま、追い出されようとしているお年寄りは、そのことだけで非常に毎日の暮らしが脅か

されている、こういう状況ですので、ぜひ中野区の実態調査、もういろんな資料など出ておりますので、ぜひもう一度検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、２点目の高幡の団地5.戸の障害者の方が住んでいらっしゃいますが、私もここを訪れまして、住んでいらっしゃる方々から、いろいろと御意見を伺ってきました。それは、また後で述べさせていただきますけれども、長山住宅がどうしてもだめなのか。先ほど、長山市営住宅を選んだ理由は先ほど述べたとおりでございます。生きがい作業所の関連で、私は、長山住宅ということを指定したわけです。その点をぜひもう一度市長の方も考えていただき、国の方にも積極的な働きかけをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。向川原住宅は、本当に木造の住宅で、これから改造されると思いますので、これについても私は、ぜひ積極的にここでやっていただきたいと思いますが、一応いつごろを改造するめどがあるのか、その点をお尋ねいたします。

それから、障害者の方たちが、この住む住宅、これについては、数も足りませんけれども、建設省でも法制定及び答申を受けて１９７１年の４月には住宅局長の通達で心身障害者世帯向け公営住宅の建設等についてということを出して、その中に三つ出されております。一つが、心身障害者の通勤及び日常生活に便利な立地条件とする。２番目は、原則として平家、または共同住宅の１階部分とする。３番目には、設計に当たってはできる限り心身障害者の生活に適するように配慮する。こういうこの三つ、これは、障害者が実際にそこに住んでみると、当てはまると思うわけです。高幡にあります団地も、私は、障害者の住宅がなかったこの日野市としては、非常に評価できる建設でございますけれども、この日常生活に便利な立地条件、これに当てはまっているかどうか。もし、当てはまらなかったら、これからこれを直していく、このことが必要であるのではないかというふうに思います。高幡団地のことについて質問をさせていただきますが、ここの団地には、いま、５軒のうち１軒が転居されて４軒住んでおりますけれども、車いすが外に出られないわけです。それはなぜかというと、どういうわけか、市営住宅の前だけが舗装されていなくて、きのう行った段階でも水がたまっている、こういう状況で、その市営住宅の入る入り口までは舗装しておりますけれども、住宅の前だけが舗装してないのは、なぜなのか、何か理由があって舗装されていないのか、それをお尋ねいたします。

それから、いろいろ使ってみなければ、いろいろと問題点も出てこないと思いますので、私は、ぜひこれから建てる障害者住宅について、いろいろと検討を加えていただきたいというふ

うに思いますが、この公営住宅の中に、障害者住宅をつくるためには、やっぱり建築家の意見や、また、病院関係の人たち、障害者、こういう専門家の人々の意見を入れて、その障害に見合った部屋をつくっていく、全部同じ五つが、同じ部屋では、その障害の内容によっては使いにくい、こういうことが出てきているわけです。特に高幡の５戸はそうでございます。それで、部屋に入った場合に、車いすでこの部屋を利用いたしますので、お部屋に入るところ４０センチぐらいの高さがある。それからバスルームに入るところも４０センチぐらいの高さがあるわけです。これは、車いすを利用する場合には、当然これだけのものは必要ですから、結構でございますけれども、ここに健常者と障害者が一緒に住んだ場合には、非常に困る場合が出てくるわけです。特に、１人のおうちでは、４歳の重度障害のお子さんを抱えておふろに入れたり、お部屋に入れたりするときに、その４０センチの段を越えてお部屋に入る、ふろに入るということで、非常に困難を来している。そういう点で、ここの４０センチのところに、もう１段、段をつくってもっと楽に部屋やバスルームに入れるようにそういうことにしていただけないか。そういう点です。

それから、部屋も車いすが入れるようにするためには、外の床と部屋の中がほとんどすれすれぐらいなんです。そのために非常に寒い、ですから、板の間には、もう少し暖房対策も兼ねた板張りが、これは車いすの場合は、これは無理ですから、車いすでない御家庭では、そういう板張りなどを敷くことができないか。そういうことについてまた再度質問いたします。

○議長（高橋通夫君）　関係部長の答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　決して建てることをしないということではなくて、後退をしているつもりはございませんけれども、お答えの中で、若干後退したような発言に受け取られたということにつきましては、もう一度よく御了解を得たいと思います。今後私どもといたしましては、それなりの調査をいたしまして、どの程度のニーズがあるかということについては、把握をした上で実施するなら実施したい。こういうぐあいに考えているわけでございます。中野区の例なんかを参考にされておりますけれども、中野区につきましても、やはり５０年に実施する際には、４８年ぐらいから実際に先ほどのお話のありましたように、住宅に困った御老人からの訴えを受けて、区の中にチームをつくって、そこでいろいろと検討をして、軽費老人ホームＢ型をつくるか、あるいは民間アパートを一括借り上げるか、あるいは身元保証制度をつくるかというようなこと、あるいは区の区営住宅をつくるか、こういうようなことで、い

ろいろ検討した結果、このような制度に踏み切ったというようなことでございますけれども、つくることになりますと、やはりそれなりに住宅をこちらですでにつくられている住宅に適応するというんではなくて、そのようにふさわしい住宅をつくっていただく、それに御老人が入っていただくという形で、場所も先ほど申しましたように、いろいろとふろ屋に近いところだとか、公共性のあるところだとか、駅に近いところだとかいうようなところで場所も考えなくちゃいけませんし、また、建てるとなればそれなりの老人が入るような階段の設計だとか、あるいは防火の問題であるとか、あるいはその他福祉電話の設置だとか、いろいろと老人の住みやすいような条件をつくりまして、考えなきゃならん、こういうことでございますから、やはり検討した結果、やることが必要であるということになりましたら、そのような十分な配慮をして、それで実施していきたい、こういうぐあいに考えておるところでございまして、ひとつもう少し検討させていただきたいと考えております。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　向川原市営住宅の建てかえ年度を示せ、こういう御質問でございますが、現在事務的には、６０年度から着手したい、こういうことで準備を進めております。これにつきましては、一応入居者、あるいは付近住民こういうもののいろいろまた説明等もしなけりゃいきませんけれども、事務の計画といたしましては、６０年度から着工していきたい。こういう考え方でございます。

それから、高幡の市営住宅の関連でございますけれども、５世帯つくりまして、一応現在は、一軒あいているわけですけれども、これにつきましては、非常にこれも補助金をちょうだいしておりまして、いろいろ所得制限、こういったものがございますし、これが該当者がいたということで、これは私どもの方と福祉の方との密接な関連を持っていろいろ情報を取り交かしているわけでございますけれども、該当者がいる、こういうことで実際にそのお宅に参りますと、私の家庭では入りたくないんだ、こんなような個人的な御意見も相当ございました。建設当初から、たしか２年ぐらいあいていたということもございますので、これらにつきましては、いま、議員さんのおっしゃるように、いろいろ福祉、あるいは教育その他の方からいろいろ事前に情報をキャッチしまして、それらをもとに建てかえ計画ならたてかえ計画の中に、織り込んでいきたい、こういう考え方でございます。

それから、市営住宅内のいろいろの欠陥の問題でございますけれども、私どもの方の職員も

常時この市営住宅につきましては、管理をして、また現地に行きまして、いろいろ入居者等も相談しているわけでございますけれども、こういうことは、私の方では初耳でございます。早速現地に参りまして、必要な指示をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋通夫君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　向川原市営住宅で６０年度には着手したい、こういうことでございますので、私は　ぜひこの中に、いま、心身障害者向けの公営住宅の事例として、北九州市の清納北団地、ここで北九州市が建設した団地で、心身障害者住宅として、全国から注目を浴びていろんな方たちが見に行っていらっしゃるようでございますけれども、このことをちょっと紹介したいと思うんです。

これは、入居者の構成が心身障害者だけでなくて、老人世帯や母子世帯、そして、一般の世帯も住んでいて心身障害者だけを集めるということではなくて、地域社会の中で交流していく。こういうねらいがあるわけです。高幡の団地も御近所の皆さんいかがですかって、聞きましたら、非常によくしてくださるということで仲よく交流の生活が送られているようでございます。この清納北団地でも、これは車いす使用者向けの住宅ですけれども、Ａタイプ、Ｂタイプ、Ｃタイプとなって、ＡタイプがＳＤＫ、ＢタイプがＬＤＫ、ＣタイプがＬＤＫで、非常にこの障害に合った大きさ、こういうことになって、特に、また視力障害者のためには、営業用の治療室、これも設けられている。こういうことでございます。そして、建設に当たっては、九州大学の建築学教室や九州労災病院の院長、こういう人たちが一緒にこの建設に当たってはかかわってきた、こういうことで、私は、こういう立場で、ぜひこれからの向川原市営住宅の中につくる場合には、ぜひ障害者自身、それもいろんな立場の障害者を入れて、チームワークをつくって、ぜひつくっていた　きたいというふうに思います。高幡の団地では、非常に住んでいらっしゃる方たち喜んでおります。障害者の１人の人だけではなくて、みんな家族と一緒に住んでいらっしゃって、特に小さなお子さんのいる御家庭でもいろいろとふろの問題、給湯式なので蛇口からお湯が水圧によって熱いお湯と冷たいお湯が出てきたり、非常にそのときには、わざわざ外に出ていかなきゃならないとか、外というのは、バスルームから外ということですけれども、また、おむつを洗う所がなくて非常に困る。それから、冬が非常に寒い、それから、玄関の引き戸ですけれども重い、いろんな意見が出されました。これは、やっぱり住んでみないと、私は、こういうことが出てこないと思います。いま、部長の方から、ぜひ現地に行って

調査してみたいということがございましたし、管財課の方にもお話ししてあるんですよということで、パイプは非常につながっているということは、感じられましたので、いろんな立場の障害者がここに住んでいらっしゃいますので、一律に全部を直すんでなくて、その住んでいらっしゃる障害に合うようなそういう直し方をしていただきたいというふうに思います。

それでは、この問題では最後に、ちょっと市長の方から中野区の事例の特に中野区は、革新の区政で、教育委員準公選制もしておりますし、老人アパートのことも非常に全国からも注目されて視察なども行ってられるようでございますし、私たちのこの日野市もぜひ学ばなければならない。特に、また一緒にやっていかなきゃならない区政だと思うわけです。そういう中では、ぜひ市長の考え方、障害者住宅の問題、特に、私は長山住宅ということで、こだわりますので、それがもしだめでも、ぜひまだあとほかに七つ団地があります。高幡はやっておりますし、長山を第一にしても、もし無理だったら向川原団地、それから、まだ次々東光寺もありますし、川原付もありますし、いろいろとありますので、その辺について市長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（高橋通夫君）　市市長。

○市長（森田喜美男君）　お話を伺いまして、質問を発想される意味は、よく理解できるわけであります。ただ日野市の主体のいままでの経過から言いまして、住宅政策というには、きわめて微力であった、という状況にもあるわけでありますが、大きな意味では、国の一般的な主として勤労者が対象になるわけでありますが、そういう住宅公団等を中心とする国の施策、それから、東京都は、相当都営住宅ということで、大きく力を注いでこられました。われわれの単位自治体では、多少それを補完する意味で、過去には、土地が取得しやすかったというようなことで、いま、建て直し期に入っておる住宅をつくられたわけであります。都でようやくポイント方式という考え方を発想されまして、特に母子世帯でありますとか、あるいは老人世帯までには、行き届いてないと思いますけれども、いわゆる福祉住宅ということが、住宅政策の中にだんだんと考えられる方向にあるという状況だと思っております。そこで、市営住宅といたしまして、なかなかまだその障害者の方、あるいはこれからのお年寄りの特に独居老人の方という居住という意味では、ほとんど自分の能力、あるいは選択において、満たしていただいておる状況でありますから、これから行うべき、取り組むべき施策の中に入ってこなければならないということは、当然だと思っております。しかしながら、いままでの市営住宅は、一

種住宅、あるいは二種住宅といい、それぞれ所得のある幅を対象といたしまして、いわゆる勤労者住宅、若年ないしは低所得者を対象とする施策であったということでありますから、制度もそのようにできておりますし、福祉住宅にすぐ直結できるというものではないようであります。長山住宅のこの近いところに障害者施設をつくるということになったわけでありますが、相互の連想の中で、計画的にできたということではありません。したがって、既存の市営住宅、長山住宅が、障害者住宅に改造するということが、制度の上でできるかどうかということが一つあります。それから、入居した方が、すぐ、福祉作業所に直結できるかということも、これもまだケースケースで未確定になります。そういう何かこう既存のもの、あるいは新しくできるものをすぐ関連づけるということの意味もないわけではありませんが、そこがうまくいくだろうかということについては、まだまだ未解明のところであります。それで、今後他のいわゆる市営住宅の建てかえを行います場合に、ある程度の施策の導入は可能である。こう思いますが、住宅をつくるということは、やはり国から大きく補助をもらうという仕組みになっておりますので、そのあたりがうまく緻密に整合できるかどうか、この点を十分詰めておかないといけないと思います。特に障害者の場合はお１人お１人によって、ニーズが異なるこういう事情もありますので、これらに対応できるそういうきめ細かい施策は、もちろん大切でありますから、それもまた企画的に量をもってということにはなり得ないんではないかというふうに思っております。老人のこのアパート、特に借り上げで本当に困っておられる方を収容というか、住居を提供できる、そういう借り上げアパート方式が、貸してもらえるところがあれば、一番手近だというふうに思っておりますが、多少これまでそれらのことを心がけてみましたけれど、なかなかうまくいっておりません。御趣旨は努めて具体化できるように、なお検討を進めていきたい。また、そういう高齢者社会、あるいは障害者福祉に特に意を注ぐべき自治体要請もそういう方向にあることは、もちろんということでございますから、そのような施策をなお十分細かく検討して、取り組んでいきたい。このように考えておるところでございます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　はい、ありがとうございました。先ほど、道路の舗装のことについて質問いたしましたけれども、回答がなかったので、もう一度舗装ができるのかどうか。その辺確かめたいと思います。なぜかといいますと、車いすがおうちを出たときに、車いすがパンクをするので、外に出ないということなんです。これ御婦人でございますけれども、

お嬢さんがそういうふうにおっしゃるわけです。部屋の中だけにいるんではなくて、やっぱり外に特に前は川ですから、非常に空気もいいですので、ぜひこの現地を見ていただいて、すぐにでもこれは舗装すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　担当、私も行きまして、現地を見まして、何とか善処したいと思います。

○議長（高橋通夫君）　鈴木美奈子君

○１３番（鈴木美奈子君）　いろいろと質問をしてまいりましたが、ぜひ老人アパート制度についても、市長もいろいろと施策を十分検討するということで、福祉部長の方からも話がありましたし、中野区でも四つの、どういうふうにしたらいいかということで検討して、軽費老人ホームＢ型の建設とか、区営住宅の建設とか、民間アパート一括借り上げとか、身元保証制度とか、いろいろと四つこう出して、その中で、やっぱり一番いいのは、借り上げだということで、経費も安く、家主の協力も得られるので、この民間アパート一括借り上げの方法がいいということで実施されて、もうたくさんの方たちがこれに入って、お年寄りの皆さんも明るくなっておりますので、ぜひ、このことを検討していただきたいと思います。それから、障害者の住宅の問題では、新しくまた検討が始められておりますので、このときには、ぜひ障害を持っていらっしゃる方が使うわけですから、その方たちの声をぜひ聞き入れていただいて、なかなかたくさんの数ができないのでむずかしい点もあるかと思いますけれども、ぜひこのことを取り上げて新しい市営住宅の中に、障害者住宅を建ててほしいというふうに思います。いま、住宅問題が非常におくれていることを市長もおっしゃいましたけれども、国の方も５９年度の予算を見ましても公営住宅、こういう関連の住宅が５万4,０００が５万1,０００に削られるとか、住宅金融公庫の融資の戸数が５１万から５０万に減らされるとか、また、福祉の問題でも健康保険の本人負担であるとか、国民健康保険国庫負担のパーセントが引き下げられたり、年金や恩給物価のスライドが２年間の物価上昇率の５％よりも２％に値切られたとか、いろいろと本当に一番手を差し伸べなければならないお年寄りや弱者に対してのこういう施策が後退しているわけです。障害者が本当に安心して過ごせるこの日野をつくるためにも軍事費を削れば、こちらの方に回るわけですけれども、本当にしわ寄せを受けているのは、この日野市民なんです。また、自治

体に住んでいらっしゃる皆さんだと思いますので、ぜひ障害者やお年寄りが幸せになるためにも、私がきょう提案いたしましたこの施策が実施できますように心から期待いたしまして、この質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１３の1.　老人・障害者のための市営住宅入居に積極的にこたえよに関する質問を終わります。

次に、１３の2.　小・中学校の校庭整備促進についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○１３番（鈴木美奈子君）　引き続きまして、小・中学校の校庭整備促進について質問いたします。

日野第二中学校、これは多摩平団地の中にありますけれども、校地面積、また校舎の保有面積も８校ある中学校の中では、一番大きくて、また、ここでは非常にクラブ活動も活発で、校庭で夜遅くまで中学生が活動している。こういう姿も見られますし、また、この二中の特色といいますと、近隣の市の中学生たちが、この学校で対校試合をする。特にサッカーであるとか、バレーボールとか、そういうのがよく見られ、日曜日など、ほとんどの校庭が使われております。そこを通るまた団地の人たちもいつも金網越しに中学生のこういうサッカーやっている姿などを4、５人はたいてい見ているんです。これくらいいつも一体となった住宅の中に、この中学校が位置づけられていると思います。それだけにこの利用率が高い当然校庭も傷みますし、またそれが教育上どういうふうに影響を及ぼしているのかなということも感じますし、また、それが近隣住宅地への影響などもありますので、このことについてぜひ検討していただきたいというふうに思います。学校教育においても、校庭は、校舎と一緒に重要な位置を占めていると思いますし、教育委員会が出しました５７年度の学校教育要覧、これを見ますと、ほとんどすべての学校がといっていいくらい教育目標の中に、体力の増強、体を鍛えること、そういうものが入っているわけです。そうしましたら、やはり校庭については、特にことしは雪が降ったりして、いろいろと使いにくい点も出てきているのではないかというふうに思いますが、第五小学校でも請願が出され、いま、文教委員会にかけられて追加の署名も1,８２２名も出されております。多くのお母さんたちが、この二中や第五小学校だけではなくて、いろんな学校で校庭整備の問題は、予算委員会を通じてもいろいろの議員から出されておりましたので、私は、ぜひ学校建設も一応役割りを果たしてきた今日、学校の校庭について、もう一度教育委員会も

見直しをして、いい教育条件をつくっていただきたい、こういう点でまず質問したいと思います。（「二中のナイター設備もだよ、鈴木さん」と呼ぶ者あり）

１番目は、各学校の校庭について、いまのまま利用しても支障を来さないいい校庭もあるかと思いますけれども、また、雪が多かったために問題が起きている学校もあると思いますので、この校庭についての実情をまず述べていただきたい。

２番目には、体育の授業や、またクラブ活動、休憩時間、こういうときに問題が起きていないかどうか。

３番目には、二中では、特に風の強い日、隣接しております７０号棟から７７号棟までは、洗濯ものがほこりにまみれるとか、自宅のテーブルが真っ白になるとか、そういうことが起きております。そういう点について具体的な対応、二中、五小、五小も、もう遊水池の役割りを果たしておりますけれども、整備する必要もありますし、また、滝合については、先般小俣議員が予算委員会の中で、発言しておりましたけれども、まだたくさんのところがあると思いますので、そういう要望が具体的に出ている五小、二中、滝合、そういう学校について、具体的に何かありましたら、お示しいただきたいと思います。

最後は、学校の近隣住宅に対して、特に二中、七生中学校も住宅が隣接しております。一中もそうです。そういうところでは、何か苦情が出ていないか。そういう点について対応を考えておりましたら、お知らせいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、日野市内の小・中学校の校庭整備につきまして、４点の御質問が出ましたので、各質問ごとにお答えをさせていただきます。

まず第１点目の各学校の校庭の整備についての実情を述べよという御質問でございます。各小・中学校の校庭のいわゆる整備の状況につきましては、現在教育委員会の方に、具体的に開校してから何年ごとに校庭整備を実施するかという資料がございませんので、大変申しわけございませんけれども、過去の施設の状況につきましての明確な答弁ができないことを、まずお許し願いたいと思います。しかしながら、たとえば潤徳小学校の場合ですと、昭和３４年に現在の土地に校舎を移したわけでございますけれども、２１年後の昭和５５年度に校庭整備を行っております。また、第八小学校、並びに百草台小学校につきましては、開校しましてから約１３年目にいわゆる校庭整備を実施しております。そういうことから推察いたしますと、日野

市の小学校の場合について申し上げますならば、大体校庭につきましては、開校してから１３年に１回ぐらいずつの校庭整備を行っているというふうに御理解をして結構だと思います。また、南平小学校は、昭和４９年に開校しておりますけれども、また、５２年に開校いたしました旭が丘小学校、それから５３年に開校いたしました平山台小学校、そして、また、その後５４年に開校いたしました東光寺小学校、そして、本年開校いたしました仲田小学校の５校につきましては、学校を新設する際に、校庭の整備ができております。したがいまして、この５校につきましては、現状におきまして、特に校庭整備をする必要性がないというふうに私ども理解をしておりますので、当分の間は、校庭整備をしなくて済むであろうというふうに考えているところでございます。したがいまして、教育委員会といたしましては、主として、いわゆる５０年度以前に開校いたしました小学校の中で、特に校庭整備を緊急にしなきゃならないという緊急度の高い学校から逐次校庭整備をしていかなきゃならないというふうな判断に立ちまして、整備をしているところでございます。特に昭和５３年度以前の校庭につきましては、相当まあ、失礼しました。５０年度以前に開校いたしました学校は、大変古い学校でございますので、５０年度以前に開校していまだ校庭整地ができていない学校につきまして、毎年１校ないし２校ということを目標といたしまして、昭和５３年度から逐次校庭整備を行っているのが実情でございます。その小学校の方から整備の状況を申し上げますと、５３年度は滝合小学校の校庭整備を実施しております。５４年度につきましては、平山小学校の校庭整備を行っています。そして、５５年度は潤徳小学校、そして、５６年度につきましては、第二小学校と三沢台小学校、そして、５７年度は第八小学校、そして、５８年度は百草台小学校をそれぞれ校庭整備をしてきた経過がございます。したがって、現在のところ、いわゆる校庭整備を行っていない小学校の場合を申し上げますと、一小、三小、四小、五小、六小、高幡台小学校、それから、第七小学校、それから、程久保小学校でございます。したがって、小学校の場合ですと、８校がまだ校庭整備ができていないというのが現状でございます。また、中学校の場合ですと、七生中学校につきましては、昭和５５年度にすでに校庭整備を行っております。また、三沢中学校、それから大坂上中学校、平山中学校の３校につきましては、これは、開校時にすでに校庭整備を行っているところでございます。したがいまして、中学校におきまして、まだ校庭整備ができていない学校につきましては、一中、二中、三中、四中の４校でございます。小・中あわせまして小学校が８校、中学校が４校合計１２校がいまだ校庭整備を行っていないという

のが実情でございます。一応５９年度につきましては、財政事情がございまして、大変残念でございますけれども、小・中学校ともに校庭整備の予算が計上されていないのが実情でございます。特に、先ほど御発言がございましたとおり、本年は、１月、２月に入りましてから、大変大きな雪に見舞われております。そういった意味におきまして、特に、冬期期間中は、校庭が雪が降った後、乾いても校庭に入りますとでこぼこができる。ぬかるみができる。それがために排水が行われない、そういった意味におきまして、各小・中学校からそれぞこれらの校庭につきまして、何とか対策を講じてもらいたい。こういうふうな要請を教育委員会は受けております。そういった意味におきまして、今後教育委員会といたしましては、財政当局並びに理事者の御理解と御援助をいただきまして、特に緊急を要するべき小・中学校の校庭につきましては、なるべく早い機会に整備をしてまいりたいというのが、教育委員会の基本的な考え方でございます。

それから、第２点目のいわゆる各学校の体育の授業等を行う場合に問題ではないかというふうな御質問が出ました。校庭の整備を早急に行わなければならないということにつきましては、先ほど、申し上げたとおりでございますけれども、特に、いま直ちに整備をしなければ体育の授業、あるいはスポーツ活動、特別活動、あるいは昼休み、中休み等におきます小・中学校児童生徒が校庭が使用できないということで、特に大きな支障を来しているということは、いまのところございません。ただまあ、先ほど、申し上げましたとおり、１月、２月の大雪の終わった後は、冬期期間につきましては、いろいろと校庭が使えないという実情があったことは、事実でございます。現在のところは一応解消されまして平常通り校庭におきましての運営が行われているというふうに御理解して結構だと思います。

それから、３点目の二中、五小、滝合小のことにつきましての校庭の整備の状況につきましての対策等につきましての御質問がございました。まず、五小の校庭整地につきましては、先ほども御質問者からお話がございましたとおり、つい３月定例議会に、地元からの校庭整備の問題につきまして、校舎の改修とあわせまして、これに対する整備の促進方に関する請願が出されております。現在、文教委員会の方のいわゆる継続審議になっていることは、先刻御承知のとおりでございます。第五小学校の場合は、いわゆる多摩平六丁目のいろいろ排水対策の問題がございまして、昭和５１年度ごろから隣接しております、第五公園の遊水池の関係がございまして、少しでも確かに雨が降りますと、校庭に水がたまりましてなかなか乾かない。したが

って、校庭が使えないというふうなことがあったことは、過去事実でございます。しかしながら、御案内のとおり本年度でございますか、いわゆる黒川の下水路の排水管がここで完成いたしまして、これによりまして、第五小学校の場合は、まず以前ほどの校庭が使えないというようなことの問題点は、いまのところ解消しておるというのが現状でございます。それから、滝合小学校のことはここにございましたけれども、滝合小学校につきましては、先ほど申し上げましたとおり、昭和５３年度にすでに校庭整備が行われております。ただ滝合小学校の場合ですと、先ほど申し上げましたように、十数年来の大雪のために確かに降雪後のグラウド整備の問題につきましては、いろいろとぬかったりしますと使えないというふうなことは、学校の側からも聞いているところでございます。なお、校庭整備の問題につきましては、特に、校庭整地に対しましては、いわゆる関東ローム層、それから荒木田土、砂の３種のこれを混合したものを約１０センチほど校庭にかけまして、覆土いたしまして、その上にローラーをかけて整圧をしているわけでございますけれども、これは各学校とも共通的な問題といたしまして、特に大雪が降ったり、あるいは豪雨があった場合、直後に乾いた後でございます。校庭に入りますと、いわゆるでこぼこができる。でこぼこができて乾燥する、乾燥いたしますと、そこへ水がたまる。水がなかなか排水できない。こういうふうな問題が各学校ともに講ずるべき問題として提起されているところでございます。これらのいわゆる対策につきましては、ずっと教育委員会の方といたしましても、講じているところでございますけれども、抜本的には、校庭整備をしなきゃならんということはございますけれども、しかし、特に、中学校の場合は、クラブ活動等がございまして、先ほど御指摘がございましたとおり、野球とか、あるいはサッカーとか、そういったような場合に、終わった後、クラブに加入しています生徒たちが、いわゆるトンボを持ってきまして、それでもって終わった後、校庭をよく整備するということで比較的中学校の場合ですと、校庭整地をしていますので、そういう問題については、小学校に比べますと大きな問題として起こらないわけでございますけれども、小学校の場合ですと、当然こういうクラブ活動がございません。そういう意味で、校庭の整地につきましては、小学校の場合、用務員さん等のお手を借りまして、いろいろと整地を行っているところでございますけれども、なかなか用務員さんの場合ですと、ほかにも用事がございまして、校庭整備だけに手は使えないというふうな問題もございます。そういった意味におきまして、これらの問題につきましては、教育委員会の方の検討課題でございますけれども、一応教育委員会としての校庭整備がで

きるまでの暫定措置として、特に校庭が使えないというところにつきましては、現在検討の段階でございますけれども、教育委員会の方の校庭整地の予算もございますので、特に砂とか、あるいは上土等を混合した土を特にひどい学校の校庭につきましては、それをまきまして今年新しくここで補正予算に計上されますローラー等の購入も考えているようでございますので、一応教育委員会の方の施設係の職員と学校の用務員等の力を拝借いたしまして、試験的にそういった整圧をやってみたい。そして、特にこの結果がよろしければ、この整圧方法をとりまして、校庭の整地に一応力を注いでまいりたい、というふうに考えているところでございます。それから、二中の校庭という問題が出ています。二中の場合ですと、これは、確かに特に南側の校庭のところに水がたまりまして、なかなか水はけができないということは、私ども承知をいたしております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、二中の場合ですと、議員さんの方の御指摘のございましたとおり、サッカーとか、あるいは野球部のクラブ活動の中で、常時終わった後、整地をいたしておりますので、さほど緊急度が高いというふうに私どもは考えておりません。ただ、二中の場合ですと、校庭整地の場合うまくできておりませんので、抜本的には校庭整備を行っていくかということは、十分に承知をいたしております。ただ、二中の場合ですと、御案内のとおり５９年度におきまして、学校の給食食堂等の設計費を計上いたしまして、今後二中の給食施設等の建設が、一応いまのところ６０年度と予想されておりますので、そういった中で、校庭等を当然工事の際には、車等が通過するというふうな問題もございますので、そういった問題を含めて、この問題については、この関連を考えながら今後とも校庭整備をしていくべきではなかろうか、というふうに私どもは判断しているところでございます。

それから、第４点目のいわゆるその校庭から巻き上がる砂じん等によります近隣住民に対する対策についてでございます。確かに御指摘がございましたような学校につきましては、多かれ少なかれ、私どもの方に学校当局の方から砂ぼこりによりまして、近隣の住民に対しまして、多少の迷惑をかけているというふうなことは、伺っているところでございます。これらの対策につきましては、いろいろとあるわけでございますけれども、一つには、いわゆる校庭に砂ぼこりの多いところに、いわゆる散水 —— 水をまいて防ぐということでございます。しかし、この水をまくことにつきましては、非常に校庭が広いということとあわせまして、まいたそばからすぐ乾いてしまって、また砂じんが巻き起こる。こういうふうな欠陥がございます。そこで、教育委員会のいわゆる砂じん対策の抜本的な対策につきましては、現在のところ、いわゆ

る塩化カルシューム、塩化カルシュームに土をまぜたもの、これを一定の場所に散布いたしますと、大体１年間ぐらいは砂じんが立たなくて済むんじゃないかというふうなことも、最近の新しいデーターの中で考えているようでございます。したがって、そういう特に御指摘がございました校庭の砂じん対策で、問題になっている学校につきましては、そういったものを一応取り入れながら、近隣のいわゆる市民の方たちの迷惑がかからないような最大限の方策を考えてまいりたい。このように考えているところでございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　　ただいま、いろいろと詳しく教育次長の方から報告されまして、内容がよくつかめたわけでございます。１校整備するのに2,５００万かかるということをちょっと聞いておりますけれども、ぜひ８校と中学校の４校、また、最後のところで、新しい方法として、１年間大丈夫という、そういう新しい方策も出ているようでございますので、これもぜひ取り入れていただいて、長期的な展望を持ちながら、いますぐやることとしてこれを取り入れていただきたいというふうに思います。

教育のこの目標の中に、校学教育要覧の中に、全部私チェックしましたら、すべての学校で体力訓練とか、集団活動を通して強靱な意志力、集団規律に対する観念の寛容に努めるであるとか、体力づくりのため、全校的行事や日常実践行事を特に企画し、また、研究を進める。日常の体育授業やＢ土活動の中でも積極的に力を入れるということで、もうこれをこの中にない学校も文書としてはなくても位置づけた中で、学校教育の目標があるわけですから、わりと積極的ないま答弁もございましたので、いろいろと財政的にも無理な点もあるかと思いますけれども、子供の教育のためには、ぜひお金をつぎ込んでいただきたいというふうに思います。二中の砂じんの問題でも、団地がすぐ隣接しているということで、普通ですと大きな木がこの間に —— 校庭と団地との間に緑地帯があってそこに非常に長い年月たった木が立っているので、普通だったら常識的に考えると、砂じんなど住宅には入らないんじゃないかというふうに思いますけれども、それが入るという状況で非常に困っておりますので、その点についても、いま、中学校の給食の実施の段階で検討するということでございますが、それにはまだ２年ほどたちますので、ぜひ緊急課題の一つとして、この問題を取り入れていただきたいというふうに思います。

それから、ローラーを購入するとか、また、職員であるとか、働いていらっしゃる方の協力

で、でこぼこをなくしていく、こういうローラー作戦などもいま出されたようでございますけれども、これは、中学生などはクラブ活動でやっているということですので、教育の一環としても、これは、自分たちの使っている校庭をよくするわけでございますから、このことも一つに入れて子供たちの協力も得ながら、いい校庭整備をしていっていただきたいというふうに思います。

最後にまとめとなりますけれども、教育臨調などが出されて、非常にいま、大企業本位の人づくりや、また核・軍拡に一層手を貸すこういう教育改革が行われようとしている中で、教育の現場では、私学助成これも昨年度から１０％削減したり、また、マンモス校の解消、予算も削ったりということで、非常にいま、国の方からも、教育に対してのいろんな圧力があるわけです。その中で、ぜひ７４年から８３年までの国の財政の中で、教育費の占めていたパーセントが、７５年で１2.7％あったものが、それからだんだん下がってきて８３年では9.9％こういうふうに教育予算が削られて、それが、やはりいまのこの子供たちにも影響しているというふうに思います。そういう中では、教育基本法の中で、第１０条では、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならない、こういうふうに述べております。ぜひ、教育の充実のためにも憲法、教育基本法をこの市政の中に生かしている、こういう日野の行政でございますので、いろんなしわ寄せが、日野市の子供たちに来ないように皆さん方と一緒にいい教育諸条件をつくっていきたいというふうに思っております。これからもぜひいまの質問を生かしていただいて、これからの教育行政に当っていただきたいというふうに思います。これで終わります。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって１３の2. 小・中学校の校庭整備促進に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時２３分休憩

午後　1時　5分再開

○議長（高橋通夫君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

１４の1. 姉妹都市レッドランズ訪問団への対応についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔８番議員登壇〕

○８番（馬場弘融君）　　議長のお許しをいただきましたので、ことし、８月に予定をされております市民のレッドランズ訪問団への対応につきまして、これまでの経緯の踏まえ、質問をいたします。

姉妹都市提携を結ばれた当時の町長さんであった古谷太郎議員や、この問題を何度も取り上げておられる高橋通夫議長を差しおいて僭越ではございますけれども、私も日程が合えば今回のレッドランズ訪問団に市民の１人として参加をしたい、かように思っておりますし、今回のことに対しましての市の対応につきましては、市民からも強い不満が出ておりますので、両先輩のお許しを得まして発言をさせていただきます。

実は、昨年、昭和５８年は日野市にとりまして、もう一つの２０周年を祝うべき年でありました。もちろん、米国カリフォルニア州レッドランズ市と日野市との姉妹都市提携２０周年のことであります。そもそもこの縁組みは、当時すでに姉妹都市提携を始めておりましたお隣立川市の桜井市長の仲介で持ち上がったものであります。昭和３７年７月、まだ日野町の時代であります。古谷町長並びに当時の町議会の後押しで話はスムーズに進み、約１年の交際期間を経まして、昭和３８年７月１５日の第２回臨時町議会におきまして、全会一致で姉妹都市提携の議決がなされたのであります。ちなみに、共産党の米沢議員の当時の町政ニュースによりますと、アメリカ帝国主義の戦争政策の一環であるからということで、共産党だけは反対をしたのだ、こう書いてあります。何と右手にオリーブ、左手に原爆、恐ろしい見出しをつけて書いてございます。実は、これがずっと後まで森田市長の足を引っ張ることになります。

さて、東京都下では、立川市、大島町に続いて３番目ということでございます。以来、日野は町から市へと成長し、市長さんも古谷太郎さんから有山崧さん、古谷栄さんへと変わっていきましたけれども、昭和４８年４月までの１０年間、いわゆる保守市政時代の１０年間は、市レベルの交際が続いていたのであります。当時の事務報告書を開いてみますと、昭和４７年度までは、毎年渉外関係の項目にきちんと載っております。主なものを拾ってみますと、昭和38年の７月、レッドランズ市助役のW・コーフェーさんが来庁しております。３９年の４月、レッドランズ市の市長、C・パーカーさん夫妻が来庁されております。１０月には、日野市長有山崧さん夫妻がレッドランズ市を訪問しております。４０年の１月、レッドランズ大学助教授のクラークさんが来庁しております。４２年、多数の児童画の交換が行われております。４３

年６月、レツドランズ市中学校教諭のA．カーペンさんが来庁しております。４４年２月、日野市議会議員の吉富繁枝さんらがレツドランズ市を訪問しております。４６年１２月、レツドランズ市水道部長、ローリーさんが来庁されております。４７年４月、日野市助役、葛西氏夫妻が市長の御名代としてレツドランズ市を訪問し､このときには、観光協会の主催ということで、秋山祐雅氏外１６名の一般市民及び市議会議員も訪問をしておりまして、今後の交流拡大に大きな希望が出てきたわけであります。ところが、昭和４８年４月、日野では、市長選挙がございました。森田市長が当選をされた直後だと思いますけれども、この４月に新しいレツドランズ市の市長カミングス氏夫妻が来庁しております。ところが、残念なことに、このときには新しい市長でございます森田さんは応待をしておりません。

以上森田市長が誕生するまでの１０年間の交流をかいつまんでお話をいたしましたけれども、このほかにもかなり多くの一般市民の往来が記録をされておりまして、いずれの場合も両市で温かい歓迎を受け、あるいは与え合っているのであります。しかし、森田市長が登場以来、48年４月のカミングス市長夫妻来庁を最後に事務報告書からは、レツドランズ市関係の記事がなくなってしまいます。議員諸兄も御存じのように、毎年の当初予算書総務管理費の中の渉外費、これは、もともと姉妹都市との交際費としてつくられた項目であったわけでありますが、以来ずっと、1,０００円のいわゆる科目存置のままであります。余談になりますけれども、実は、私、今回の質問準備のため、市立図書館に参りまして、レツドランズ市関係の資料を探してみました。ところが、あのすばらしい日野市立図書館なのに、何と私が手にすることができたのは、いま、ここに持ってまいりましたけれども、３冊だけであります。そのうちの２冊は英語の本ですね。これと、これは子供の塗り絵のようなものですけれども、もう一つのこれは、当時の交流の成果を示す広報のコピーですね、この三つだけでありました。姉妹都市の資料がわずか３冊とは余りにもさびしいと思うんですね。これは、本題とは少し離れますけれども、この点については、最後に教育長のコメントをいただきたいというふうに思います。

さて、その少ない資料の一つ、「姉妹都市関係資料」これは、当時の広報、その他のコピーを集めたものでありますけれども、これを見ましても先ほど申し上げましたように､昭和38年から４７年までは、毎年実績が載せられておりますけれども、４８年から全くゼロに等しい。そもそも資料がない。いや、よく見ますと一つだけありました。森田喜美男市長の名前が載っている資料がありました。それは、昭和５４年の暮れ、レツドランズ市長から森田市長にあてら

れたクリスマスカードのコピー、これだけであります。いかに森田市政の１０年間がレツドランズ市との姉妹都市交流に冷淡であったか如実に示すものだと思います。こうして姉妹都市交流にとりまして、冬眠ともいえる１０年間が過ぎ去ったわけであります。

さて、議員諸兄も御承知のように、一昨年、昭和５７年の８月、レツドランズ市長のケネス．ロス氏御家族がプライベートとはいえ来庁をされました。こちらは冷淡に扱っていたのに向こうから再会のきっかけをつくってくれたのであります。先ほど申し上げましたように与党第一党である共産党が、提携当初大反対をしておりますから、市長もこの対応には苦慮をされたかと思いますけれども、ともかく予算を補正をしまして、それなりの歓迎をいたしました。また、これまで交流を進めてこられた観光協会を中心とした市民の方々も、彼らの御家族を大歓迎したのであります。これが非常によかったと思います。５７年の暮れには、市の橋渡しで市内旭が丘にございます交通遺児育英会「心塾」の塾生３０名ほどが、レツドランズ市にホームステイをすることになりました。こうして交流再開への足がかりができたのであります。いよいよ市民同士の交流が始まるかな、と私も期待を抱いておりました。しかし、残念なことに姉妹都市提携２０周年に当たる昨年、昭和５８年には、日野市としては、何の行動も起こしませんでした。私は、これは森田市長のもとでは無理かな、半ばあきらめていたわけでありますが、そんなところに再度レツドランズ市側から呼びかけが参りました。これが、今回のレツドランズ訪問団結成のきっかけとなったわけであります。

実は、昨年の暮れ、あちらでは新たに女性のキャロル．ベスウィック市長が就任をされたわけでありますが、ことし３月２日に、そのベスウィック市長から森田市長あてに新任あいさつを兼ねた手紙が参りました。コピーをいただいてまいりましたけれども、次のような内容があります。

レツドランズ高校の音楽教師のウインターという先生が、日野に来るからよろしく頼む。もう一つは、なぜ来るかというと、レツドランズ高校のマーチングバンド、要するに吹奏楽団ですね。これが来年の１月東京で開かれる全日本マーチングバンドコンテスト、これに参加をするために大挙２００人の子供たちが、日本にやってくる。この下打ち合わせのために来るんだということ。そして、３番目に、もし日野市の訪問団が、この夏レツドランズを訪問するんだったらば、一生懸命お世話をしますよ、こういう内容の書いた手紙でございます。

さらに、この手紙のとおり３月の１５日に、ウインター先生が来庁されました。いろいろな

下話をされてお帰りになりました。この辺のことは、私も実は予算委員会でちょっと質問をいたしましたけれども、こんなことから、市長もようやく重い腰を上げまして、４月１５日号、及び５月１日号の「広報ひの」に２回続けて姉妹都市訪問団募集の記事を載せたわけであります。私は、これまでの経緯はともかくとして、市長がこの呼びかけを取り上げて市民の募集に踏み切られたことは、高く評価をしたいと思います。ただ一つだけ不思議に思いました。それは、この申し込みのあて先なんですね。市が受けるのではなくて、市役所内、日野観光協会事務局、こうなっているわけであります。なぜ市が表に出ないのか、不審に思ったわけであります。それはともかくといたしまして、市民からの反応は、かなり強うございました。５月１５日までの締め切りまでに申し出た人が約３０名いらっしゃいました。これまでに5月１０日、そして、６月の1日の2回の説明会も行われまして、最終的には、中学生、高校生、大学生が約１６人、社会人が１１人の合計２７人、男女別では、男が１５人、女が１２人、こういう最終申し込みがなされたわけであります。しかるに、このように訪問団は完全スタートを切っているのに、いまだにこの訪問団に対する市の対応がすっきりしておりません。レツドランズの市長からの呼びかけにこたえる形で、いわば、森田市長がゴーサインを出した事業だと思います。先ほど申し上げましたように、募集の申し込みを日野市観光協会名で受け付けている。説明会でも市は集会をしただけで関係ないとか、あるいは職員はついていかないんだとか、あとはすべて旅行業者の責任で行うんだ、こういった説明がありまして、当日集まった市民の大部分の方から、市の対応には、強い不満が示されたわけであります。説明会で配られた計画書がございますが、これからも日野市の名前は、完全に消えてしまっております。これでは、いわゆる一般の旅行業者が募集をいたします普通の海外旅行団と全く同じ扱いになってしまいます。このままでは、１２年ぶりに姉妹都市を訪れる市民の訪問団とは、とても言えません。

そこで、以上申し上げた事実をもとに質問に入ります。

第１点は、今回の訪問団のことを含めて、一体姉妹都市の関係は、どこの課が担当なのか。これをまず教えていただきたい。

第２点、今回の訪問団について、なぜもっと市が表に出て実施をしないのか。市の公式訪問団にせよとまでは申し上げませんけれども、市が何らかの形で認知するようなことはできないでしょうか。何といっても姉妹都市提携２０周年なのであります。これが第２点であります。

第３点、先ほども申し上げましたように、この訪問団には、中学生が４人、高校生が１０人

参加をしております。市の対応があいまいなために親御さんは、かなり不安をつのらせているわけであります。私は、今回の補正に、あるいは職員の派遣のための補正予算が出てくるかな淡い期待をしておりましたけれども出なかった。そこで、これから予算を補正をして職員を同行させる、あるいは市長のメッセージを託す、こういったおつもりがあるかどうか、ぜひ伺いたいと思います。これが第３点。

第４点目、今回の訪問団がうまくいけば、お隣の立川市のように定期的な市民、特に学生の交流も可能になるかと思います。市がリードをする形で、市民の中に、姉妹都市委員会のようなものをつくらせて、それへの補助金を出すとか、あるいは交流事業の委託金を出す、こういったことは、いずれ考えられないかどうか。たとえば立川市の場合、姉妹市委員会という組織がありまして、市の補助金は年間７０万円でありますけれども、１年交代で６人の学生を４週間向こうに送っております。

第５点、来年の一月初旬に２００人からのレツドランズ高校のマーチングバンドの一行が訪日いたします。恐らく日野にも来るかと思います。これらの対応は考えているかどうか。早く市民に働きかけをして　歓迎の態勢ができるように努めるべきだと思いますけれども、どうでしょう。

第６点目、これは、先ほどちょっと触れましたが、日野市立図書館にレツドランズ関係の資料が非常に少ない、これを充実をさせることはできないかどうか、これだけは教育長の方から御答弁をいただきたいと思います。

第７点、自治体が結ぶ姉妹都市というものの世界平和への意義について、市長は、どう考えているか、市長のお考えを伺いたい。

以上７点一応質問を終わりまして、また、お答えに応じて再質問をいたします。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問にお答えをいたします。

まず、いわゆるカリフオルニア州レツドランズ市との姉妹提携ということが、昭和３８年のころ行われたということは、私も日野市民の１人として、当時の情報というんでしようか、ほんの薄い記憶として承知をしております。そして、その間に、いわゆる善隣友好の交流がある。われわれも市政を担当いたしましてから、その気持ちに全く特別の差はないつもりでおります。いま、具体的なことに触れて質問がありましたから、ちょっと今回のいきさつをお話ししなが

ら、ある意味では御理解もいただきたい、このように思っております。姉妹都市の担当というのは、これは、渉外事項ということで、企画財政部企画課が、事務分掌として所管をしております。しかし、これまでの経過の関係上、観光協会との関連におきまして、商工経済課、産業経済課が人的な関係でわりあいかかわりを持ってきた、ということがあると思っております。それから、市が、なぜ表に出ないかという今回の訪問団といいますか、訪問パーティーといいますか。（「団ですよ」と呼ぶ者あり）この関係でございます。いままで時に触れて御指摘もいただいておりましたし、市民交流の形で提携のこの友好関係をなるべく位置づけ、広げていくということは結構なことだと思っております。したがいまして、何か制定の当時に、米沢議員が云々をされたというそれらのことは、私は全く関知いたしませんし、そのために足を引っ張られるなんていうことも毛頭ありません。ただ、この日本側の自治体と、それからアメリカ側の自治体とは、大いに性格を異にしておるわけでありますし、大切なところは、私は市民交流であるこのように考えます。日野市という公的な立場で、あるいはレツドランズ市の公的な立場でということには、多少これまでにも食い違いがあったように思っていますし、むしろ、市民レベルにおいて、この友好提携が保たれてきているし、その延長をなるべく善意な方向で拡大をしていく、それが私は、むしろ、両市の関係を長く、また、深く市民レベルで、交際ができる、こういうふうにつなげたいという考え方であります。提携といいましてもね、国際関係の友好同盟であるとか、あるいは公文書の交換でありますとか。条例を制定したとか、そういうことではないわけでありまして、要するに日野市民と、それから、提携市がこの一面公式な面も大切でありますし、一面には、また市民の理解をつなぐ、共通にする。これこそ私は、一番大切なことだ、このように思っております。それで、今回の試みは、なかなか一つの団体が編成できるかどうか、これは多分にやってみないとわからない、（「できたんです」と呼ぶ者あり）ということであります。それで、第１回目の募集には、（「やる気がないから」と呼ぶ者あり）２０名にかなり届かない状況でありました。私は、２回目でも３回目でも、――まあ、だまってください。話をしているんですから、（「そうだ」と呼ぶ者あり）２回目でも３回目でも間に合うまで募集をしておきなさい、こういうふうに指示をいたしてまいりました。ようやくその数が、現在、２７名に達した。比較的期待しておりましたとおり、中学生や高校生が多いわけでありますから、ちょうどホームステイをお願いするにはふさわしい、このように思っております。そういう形で、つまり青少年を中心とした今後の交流を今回のことを足がかりといたしまして、進めていきたい。そのことが一番この将来に向けてよろしいという認識であります。したがって、市が表に出ないで、なるべく表に出ない形で気持ちをつなごう、そして、日野市民の……（「何言っているんだ、公式のものじゃないか」と呼ぶ者あり）お使いという意味を達成しよう、そういうことであります。メッセージを託するとか、それから、依頼文を出すとか、もちろんそういうことはいたします。（「ロシアとやれや、てめえの勝手にしろ、議員に対してだまってくれとは何んだ、一体、ふざけている」と呼ぶ者あり）回答している際にはなるべく……（「ふざけるな」と呼ぶ者あり）聞いていただきたいわけですから、（「だまっていろとはなんだい、回答がわからないから言っているんだよ」と呼ぶ者あり）静かにお願いをしたい、こういう気持であります。（「ちゃんと回答しろ、まじめにやれ」と呼ぶ者あり）訪問団がうまくいけば、先ほど、ございましたこれからの発展ということは、期待をいたしたい、こう思っております。また、今回のこの発想から、この予算を公式に使うという形はとっておりません。幸いに、花形君というこれまでのかかわりを持ってきた職員がおりますので、彼に特別指示をいたしまして、いままでつなげてまいっておりますので、この市が引率をするという形ではなくて、団編成において、行動はしていただける。こういう仕組みになれば幸いだと思っております。それから、来年の春、レツドランズ市の高等学校のマーチングバンドですね、が見える際には、できるだけの歓迎もいたさなければなりませんし、一部にホームスティをしたいという御希望があるやに聞いておりますが、ちょうど正月の４日からという時期になりますので、果たして、日本側の生活対応としてうまくいくだろうか。その際には、心塾のその施設といいましようか。あるいはこれまで心塾の寮生ではありませんが、心塾のかかわります、いわゆる交通遺児育英財団の関係の高校生が一度行っておりますので、そういう意味でのお返しといいますか、友好関係は保っていきたい、このように考えております。大体質問に対しては、以上でありますが、何か特に意識して積極的でない、ということではなくて、私は、長期にいい 友好関係を維持するには、特に姉妹都市としての関係を若い人たちに託したい、こういうふうに考えておりますから、そのようにまともに御理解をお願いをしたい。こう思っております。

○議長（高橋通夫君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

昭和３８年、姉妹都市としての提携を結んで以来、２０年間この長い期間に３冊しか市立図

書館に資料がないということ、（「本当にないんです」と呼ぶ者あり）このこと自体に問題もありますし、特に、今回出かけていく学生諸君にしてみても、出かけていく時点では、十分予備知識を持って出かけていきたい、そういうような考え方も当然学生である以上持たれることだと思います。いまの御質問に対しまして、資料関係につきましては、図書館長とも十分連絡を取って充実をさせていきたい、こう考えております。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　市長の答弁が全く気に入らないんですね。第１点のことについても、たとえば企画課が一応担当なんだろうけれども、たまたま人的なつながり等もあって、現在、産業経済課の花形さんがやっておられる、こういうふうなことですね、実際どっちがどうなのか全くわからないんですが、もう一度これ伺いますが、企画課が担当ということでよろしいですか。もう一度。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　渉外一般ということで、別段レツドランズ市だけではないわけですが、この海外でありますとか、いわゆる渉外という分野のことは、企画課が担当すると申し上げました。

それから、花形君を特命した意味は、これまで語学が、かなり堪能であるということと、企画にいましたり、観光関係の仕事をやっておりますから、適役だと思って特命をした、こういうことです。（「特命ですね」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　次の２点目と３点目をあわせて伺いますが、確かに市民レベルの交流が第一義に必要だという市長のお考えは、よくわかるんです。それはそれとして、日野市民が、これだけの人数で姉妹都市であるレツドランズを訪問するのは、１２年ぶりなんです。しかも、子供さんもたくさんいるわけですね。子供さんというと少し失礼かな、中学生もいらっしゃるんです。そういう団のフォローといいますかね、間違いがないようにという形でついて同行していく職員がぜひとも必要ではないかというふうに思うわけです。これまで、市長は、何らかの形で続けてきたとは言っていますけれど、実際このクリスマスカードの交換ぐらいしかないんですよ。ようやくまた始まりそうな雰囲気があるんですから、行政としても、向こうの行政体といろんな話をしてくる。そういう意味でもぜひ職員の同行が必要ではないか、こう

いうふうに考えるわけです。もう一度お願いします。この件について……。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　向こうからも市を代表するという形で私の知る限りでは、お迎えしたということではないわけでありまして、心の通い方というのは、むしろ形式にとらわれない、その形にも余りそのこらない方が私はよろしいんではないか、このように思っておるわけでありますので、そういう友好の気持ちの通じ方、そうして、おつき合いの仕方ということを、むしろ大切にしていきたい、こういう考え方であります。職員がそのために団体という編成で市が引率をする、そういう形は、今回の場合は予定をいたしておりませんし、行わないということであります。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　引率をしてくれと言っているんじゃないんですね。旅行社がちゃんといるんですよ。近畿日本ツーリストという旅行社がちゃんと入っているんです。そこで一切のお世話はしてくれます。それ以外に日野市としての対応をはっきりするために、職員を１人連れていったらどうか、こういうことを言っているんです。もう一度お願いします。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　職員を派遣するというには、その手続も要りますし、予算のこともありますし、そういうことは行っておりませんから、いままである内部のシステムの中で、方法があれば何か考えてみたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　ちょっと可能性のありそうなお答えをいただきましたので、次に移りますが、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それから、最後の７点目には、恐らく市長お答えがなかったと思うんですね。自治体が結んでいる姉妹都市というものが、世界平和といいますかね、そういうものに対して、かなり意義があるんだという認識が、最近とみに高まっております。どうしてかといいますと、アメリカとか、ソ連とか、そういう大きな国がだんだん肥大化してきまして核兵器が、これまでなりますと、国が自分の国の国民を十分守ってあげることができなくなっているわけですね。そういう中で、国がだめならば、自治体同士が、むしろその国の枠を補完するような形で、市民レベルの交際を広げていく。こういうことが、ひいては恒久平和に役立つのではないか。こういう

考え方が出てきているわけであります。そういう点について、私は、姉妹都市レツドランズとの関係というのは、日野市だけではなくて、日本全体のことを考えても大きな意義を持っていると思うんです。この辺についての市長のお考えを伺いたいということでございます。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでのお答えの中で、そういう気持ちは、表明したというふうに考えております　、世界平和というと大げさでありますが、要するに市民レベルの友好関係の中で、平和が行き届くということの認識は、私も十分感じておりますし、いい仕事である、このように思っております。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　いまの市長の答弁は、すごく不満なんです。市長は、よく「反核」「平和」云々だとか、そういうふうな発言をされますが。私は、それはいいと思うんです。決して悪いとは申しません。しかし、もっと大切なのは、世界のいろんな国民が知り合う、特に若い時代に、お互い同士肌を触れ合って交流をし合う、これが本当の意味で将来の平和に役つんです。単に、平和、平和、反核、反核ととなえるだけが平和運動じゃないんです。ですから、今回のこのアメリカのレツドランズ、これは第一歩かもしれない。将来的には、日本の周りのソ連にしても、中国にしても、朝鮮にしても、いろんな国との交流ができれば、こんないいことはないんですよ。その第一歩だと思うんですね。第一歩としてのこの交流をぜひもっともっと重要に考えていただきたい、私は考えているわけです。市長、もう一度お答えをいただきます。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　意味する気持ちの上では、そう差がないと思っておりますが、何か市民レベルでやったんでは、それの意味が薄いということは、私ないと思っておりますから、（「いや、そんなことは言ってないんですよ」と呼ぶ者あり）やっぱり市民レベルの交流関係を貫く方法で、そして背景にあります両方の自治体でありますとか、あるいは両方の国というよりも国民でありますとか、そういうことで、交流関係をすることが、これが為政者を動かす大きな手段であるというふうに思いますので、そういう意味での発展拡大は、バランスをとりながら十分やっていきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　いつまでやっても次の時間がなくなりますけれども、終わりますけれども、いま、申し上げましたけれども、自治体同士の国際交流、市民レベルの交流というものが、私は、これからますます重要になってくると思います。そういう意味で、日野市は、ぜひ、せっかくつくった、先輩がつくってくれた外国の都市との交流関係、この火をぜひ消さないでいただきたいというふうに思います。そして、いずれは、ほかの国との日野市の市民レベルの交流ができるように、こういった形の行政を進めるべきではないか、ということを申し上げまして、この点についての質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１４の1．姉妹都市レッドランズ訪問団への対応に関する質問を終わります。

次に、１４の2．森田市長の政治的偏向性（市民本位の公正な市政を取り戻すために）についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　3期１１年間も続いた森田市政でありますから、素直に申し上げて評価すべき点もかなりあります。しかし、これまで議会のたびに指摘をしてまいりましたように、欠陥も多いわけであります。今回は、それら森田市政の欠陥の中で、特に最近市民からの不満の強い市長の思想的偏向につきまして、具体的に指摘をし、それらに対する市長のお考えを伺いたいと思います。憲法第１５条第２項に、すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。こういう規定がございます。この場合の公務員には、国家公務員法や地方公務員法に規定をされております、いわゆる一般職の公務員ばかりではなくて、国会議員や地方議会議員、国務大臣、都道府県知事、市町村長なども含まれておりまして、いずれも全体の奉仕者であります。もちろん、一般職公務員に対する厳しい政治活動の規制とは異なりまして、議員や市長などの特別職公務員には、政治活動の規制はありません。むしろ、それぞれの政治信条に基づいて、政治的発言をし、行動をとることが、社会全体の福祉向上に資することになる。こう考えられているからであります。たとえば、私ども議員は、多数の人員をもって議会を構成をしておりまして、個々の議員は、ある問題が起こった場合、それぞれの政治的立場に基づいて、あるいは左、あるいは右と、極端な議論を闘わせ合う。そのことが、結果として、その問題に含まれているすべての要素をはっきりさせる。一般市民の理解や判断を助けることになるわけであります。ですから、議員の場合は、選挙戦における発言がもろに議会内の発言に結びつきますし、イデオロギー的な発言をすることによって、結果として社会全体の奉仕者になり得るわけであります。しかしながら、私は、市長のようにたった１人しかいない自治体の長の場合、また、政治的中立性を求められております一般職公務員を統括する立場にいる

わけでありますから、議員とはちょっと事情が異なってくると考えております。もちろん、市長とは申しましても、議員と同じように選挙によって選ばれるわけでありまして、たとえば、保守系だとか、革新系とか、中道とか、それぞれ基盤とする政治団体や、組織の違いを明らかにして、選挙戦を戦うことになります。ですから、選挙のときには、もろにイデオロギー的な演説をぶつけ合う、こういうことが十分あり得るわけであります。しかし、選挙が終わり、当選をする、一たび市長となった場合は、それまでのあたかも地域を二分するかのような選挙戦は、一切忘れなくてはなりません。全市民のための市長として行動し、行政を公平に運営していく必要があるからであります。そういう点で、市長の政治活動というものは、議員の立場とは全く異なるものであると考えられます。自己の持つイデオロギーや、政治的立場を超越して、全市民的立場に立ち、要するに市長の中立性といえるかと思いますけれども、私の今回の質問は、こういった観点から伺わせていただきます。

第１点でありますが、市長がこれまでにお書きになった文章、あるいは講演等の内容に偏向はないかどうか、ということであります。市長は、対外的にはほとんど文章を書いていらっしゃいませんね。たとえば各種団体の機関紙だとか、記念紙などのあいさつ文はともかくといたしまして、ほとんど外部には文章を書いておられない。ですから、私が当たりましたのは、広報ひのに載せられた市長の文章、毎年度第１回定例会冒頭に行われる施政方針表明、それと昭和５４年の１月８日からスタートをしました職員向けの月曜スピーチ、これは、庁内ニュースという形で全職員に配られております。こういったものでございます。これらを順を追ってチェックをしてみたいと思います。

まず市長が初当選直後の広報ひのに、昭和４８年５月１５日の広報ですが、市長の最初の文章が載っております。「市民の皆さんへ」という題です。実にいいことが書いてあります。平和と民主主義を第一とする市民本位の市政、憲法を暮らしに生かす市民参加の民主的市政とかありまして、最後に、私は、日野市長として、私を支持された方と否とを問わず、１１万市民の市長として、公平に奉仕せねばならないと考えております。こう書いてあります。非の打ちどころがありません。すべてこのとおりやっておられれば、私は、こういう質問はいたしません。実際あと広報に載せられた市長の文章は、すべて当たってみましたけれども、多少気になる表現はありますが、ほとんど公平であるといえます。言ってみれば、たてまえ論が、載っているせいかと思いますが、ともかくこの点については、合格であります。

次に、毎年の施政方針表明、昭和４９年、５０年、これまた、実に公平な文章であります。５１年、これは、ちょっと気になる個所がございます。政府は、財政危機の原因を人件費と行き過ぎた福祉政策にあると宣伝し、こういう文書があるんですね。これは、宣伝でも何でもないんです。どう控え目に見ても、半分は事実です、宣伝でも何でもない、しかし、この程度は許せる範囲であります。翌５２年の施政方針、これは、実は前に、広報ひのについての質問をいたしましたときに、指摘をいたしましたので、繰り返しませんけれども、市長選挙用の全くの個人宣伝用の文章であります。これは１００％偏向していると言わざるを得ません。もう二度とこんな恥しいまねをなさらないように強く申し上げておきます。その後、５３年から５７年までは、前段のところで、国の政策に触れるところもありますけれども、おおむね公平な文章であります。ところが、昨年５８年からにわかに国の政策への極端な批判が目につくようになってまいります。ことしもさきの議会で、指摘をいたしましたとおり、全く同様でございます。（「政府が変わったからだよ」と呼ぶ者あり）生活に身近な福祉や教育予算は厳しく抑えられるほか、防衛費の突出のみが目立つ財政運営は、過去の時代にとった財政政策のつけが回ってきたものとはいえ、異常としかいえないものを感じます。これは５８年、（「共産党の機関紙だろう」と呼ぶ者あり）いま、いい不規則発言が入りました。共産党の諸君は、このとおりお考えでしょう。先ほど私が前段で申し上げましたように、議員は、こういう発言をすることは自由です。恐らくこれに対して、いまの政府を擁護するわれわれの立場からすれば、全く逆の発言が出てくると思います。しかし、市長は、その中間にいなければいけない。それが、私のきょうの質問の趣旨であります。続いて昭和５９年、この政府予算案は、防衛費の突出の反面に、社会保障、文教などの生活関連の予算抑制に象徴されますように云々とこういうふうになっているわけですね。これについては、さきの予算審議のときに申し上げましたから、くどくど申し上げませんけれども、いずれもこと政府に触れるところは、政府反対の立場をとる共産党の諸君や社会党の諸君の言い方の受け売りなのであります。どうして急にこんなに偏った見方を書くようになったのでしょうか。繰り返しになりますけれども、私ども議員の文章ならば、これで私何も申しません。左、右両方の議論を聞いた一般市民の方々が、それによって公正な判断をするのに役立つわけです。しかし、市長は、公平でなければならない。一番初めに申し上げましたように、森田市長自身が最初の就任の文章の中で、述べられておられるとおり、全市民の市長としては、公平な発言をしなければならないからであります。どうひいき目

に見ましても、これは、市民の半分の声しか聞いていない。偏っていると言われても仕方がないと思います。しかしながら、私は、本来寛容な性格ですから、まだこの程度ならば、何とか許せます。革新市政だから、この程度ならば仕方がないかなということが申し上げられます。しかし、もっとひどいのが、実はあるわけであります。それがこの庁内ニュースに載せられております。月曜スピーチ、市長の全職員に対するスピーチでございます。これは、実は全部読むのに大変だったんです。５４年１月にこれ始まっているんですけれども、ほとんどのスピーチに目を通してみました。いろいろありましたけれども、中でもひどいなというものだけをコピーをしてまいりましたので、順を追って読んでみます。

５４年の１月２９日号、ポイントだけしか読みませんけれども、権力を中央に集めようとする反民主封建勢力と闘って、活力に満ちた自治のとりでを構築をするときが来た。こういう反民主封建勢力なんていう言葉は、ちょっとね時代錯誤じゃないかなと思いますしね。（「江戸時代」と呼ぶ者あり）信じられないと思うんですね。次、昭和５４年の７月２日号、東京サミットがあった直後なんですね。東京サミット（先進国首脳会議）は、過剰警備とすさまじい交通規制で、国際的な不評を残して過ぎ去りました、こうあるんです。確かに、共産党の諸君、社会党の諸君はこう思うでしょう。しかし、すべて悪い面だけだったかといいますと、やはり、いい面もあったんですね。サミットのことを書くんならば、両方をやっぱり公平に書いてくれなければ困ると思うんですね。片方の論だけに載っている文章だと、私は考えます。次、５４年の８月の１３日号、これは、憲法のことを言っているんです。憲法を守るということはいいんですよ。私も、現在の憲法を守ることに賛成ですから、しかし、この文章非常に気になることいっぱい出ているんです。時が立つにつれ、この憲法の崇高な理想を忘れて、都合の悪しとする一部勢力から、何かと言いがかりをつけて空洞化しようとし、皇室や旧国家主義（旧皇国史観）を持ち出して云々というようなことがありまして、現状は、憲法を守り発展させようと努力する側と憲法を空洞化して、中身を変質させようとする側に分かれる今日の日本的政治地図は、この辺からおかしくなる、恐らく戦争と新憲法を制定の基礎を忘れた民主主義を不都合とする人たちの言説が国民を惑わせているものと、私は考えざるを得ません。こう言っているんですね。民主主義を不都合とする人たちの言説というのは、こういう人が、いまいるんでしょうか。恐らく全部の人が、民主主義はいいと思っていますよ。それを、民主主義を不都合とする人たちの言説云々、こういう表現が出ております。次、昭和５５年の５月の１９日号、恐

らくこれが一番悪いんじゃないかと思うんですね。平和に対する逆流や、国民不在の政治動向には、市民の判断で答えを出そう、これはいいんですね。こういう題材なんです。それで、韓国のことをファッショ的な態度なんていうことがあるんですが、中国のこと、中国がミサイルを完成させてよくないというようなことを言っているんですね。それはともかくとして、わが日本では、米国の、これよくわからない、米国の日本軍事同盟からの強要に追随し、わが日本では、米国の日本軍事同盟からの強要に追随し、憲法上の制約を忘れた防衛論争にはずみがかかっています。防衛力増強論のみならず、エスカレートした論議が一部勢力によってはめをはずしたハッスルぶりとなっています。大体日本、これは日米軍事同盟という意味かな、軍事同盟ってあるんですかね、これは、後ほど教えていただきたいんですがね。さらに、国会のことを言っているんです。国会では、これはちょうど内閣の不信任案が可決をされたときなんです。野党からの内閣不信任案の決議案が、よもやと思う中で、可決をされるというハプニングを起した。で、これらいずれもが、何と異常なこと、国際的にも、国内的にも不安をかき立てて、平和や民主主義に反する不明朗なできごとと言わざるを得ないことばかりですと書いてあるんです。どうして、野党から内閣不信任案が出されて、それが可決されるというハプニングが、平和や民主主義に反する不明朗なできごとなのでしょうか。これは、憲法にのっとってあたりまえのことなんです。あたりまえのことなんですよ、これ。どうしてこういうことを書くのか、私わかりません。さらに、次にもっとまだ前時代的な文章があります。このようなことは、いいですか、市長よく聞いてくださいね、天を恐れず、また、国民不在の権力亡者の思い上がりのなせる所業としか、私には思うことができません。いいですか、もう１回読みますね。このようなことは、天を恐れず、また、国民不在の権力亡者の思い上がりのなせる所業としか、私には思うことができません。これね、偏向云々はともかくとして、この用語的にも、内容的にも全くひどい文章ですね。とてもわが市長のスピーチと思えないんですよ。これは、ひどいものだと私思います。さらに、もっといっぱいあるんですけれどね。昭和５７年の１１月の２９日、これは、中曾根内閣が誕生した後のスピーチですね。これは、中曾根内閣が誕生しました云々あって、今回の非論理的、あるいは反動的政変とこういうことを言っているんですね。どうして中曾根内閣の誕生が非論理的で、あるいは反動的な政変なのか、これは、市長の考え方なんですね。その次に、それを受けてフランスの新聞では、これを日本の堕落と評されていると聞きましたなんていうことを書いているんですね。ちょっとこれ余りにもひどいと思うんで

す。さらに、昭和５９年の５月７日、ことしの５月７日です。これは、憲法記念行事、実行委員会の憲法記念行事のことかと思うんですが、先ほども言いましたように、ある先生のお話の中で、いま、日米軍事同盟の中の軍事上の現実が云々、こういうことがあるんですね。２回出てきたでしょう。日米軍事同盟ということ、これどこにあるのか私教えてもらいたいと思いますけれども、こういうことを書いてあります。最後になりますが、５９年ことしの５月２１号、ちょっと対照がちょっと気になるんです。自然環境の破壊のことをちょっと言った後で、人の世界では、ソ連のロスオリンピック不参加が明らかにされたり、いいですか、これと対比するのが核装備のアメリカの軍艦が日本の近海に近づくなどこういうふうになっているんです。（「事実じゃないか」と呼ぶ者あり）はい、これも事実かもしれません。しかし、核装備のアメリカの軍艦が日本の近海に近づいているならば、恐らくソ連のやはり同じような核装備の軍艦も日本の近海にもっとたくさんあるんです。そのことも書いていいでしょう。それを書かないで、ソ連の方を書くには、ロスのオリンピック不参加ということを対置しているんです。この書き方は、非常にこう偏っていると言わざるを得ません。これ以上やりますと時間がなくなりますので、この辺にしておきますけれども、これらをまとめますと、要するに、現在の政府への非常に悪意に満ちた批判が多いということなんです。それと、アメリカだけを悪者にしているんです。ソ連のことについて一言もないでしょう。ソ連側のことには全く触れてないんです。さっきのロスのオリンピックの不参加とこれだけなんですよ。どうですか、市長、これら偏向しているというふうに、私は、思うんですが、いかがですかね、共産党や社会党の諸君はこれでいいというでしょう。しかし、反対側の方々はそうじゃないと思うんです。もっと真ん中を市長というものは公正にやっていくべきだ、御自分でもおっしゃっているんです。この辺について、ぜひ、お伺いをしたいと思うんです。

さらに、この庁内ニュース、市長のスピーチですね、これは、先ほども言いましたけれども、一般職の公務員である職員に対する放送で言っているんです。地方公務員法３６条に一般職の公務員は、政治活動を規制されている、ということになっているわけでしょう。同じく３６条の第５項には、本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することによって、地方公共団体の行政の公正な運営を確保する、こういう趣旨で運用されなければならない。これに抵触しているんじゃないですか。

そこで、質問の第１点、これらの市長がみずから書いたり、お話しになったものについて、

いま、いろいろ申し上げましたけれども、市長は、どう思うか、ということをお伺いをしたい。特に、強く申し上げました反民主封建勢力とは何か。民主主義を不都合とする人たちとは、どういう人で、どういう説であるのか。日米軍事同盟は、一体どこにあるのか。天を恐れず、国民不在の権力亡者とは、だれのことか。内閣不信任案が、与党一部の造反で可決されることが、どうして平和や民主主義に反する不明朗なできごとなのか。中曽根内閣の誕生が、どうして非論理的、あるいは反動的政変なのか。こういうことに対するお答えも含めて教えていただきたい。これが第１点。

第２番目は、市の主催の講演会の講師、及びその内容に偏りがないか。これも実は、生活環境部とか、企画財政部関係でいろいろ資料を調べたんですけれども、特に憲法記念行事、これを調べてみたんです中心に、当初は実にいいですね。りっぱなものです。昭和４９年の成蹊大学の佐藤竺先生、りっぱな憲法学者です。昭和５１年の市川房枝参議院議員、この方もりっぱな方です。りっぱな講師です。昭和５７年までは、合格点なんです。ところが、５８年、５９年と続きまして、この憲法記念行事に、中央大学の教授の大原光憲先生という方が講演をされているんです。市長は、この方大変お気に入りと見えまして、ことしの２月の２５日に、コミュニティーを考える集い、七生公会堂であったんですが、この講師としてもお呼びになっている、都合３回市が連続してお呼びになっているんです。私は、この先生のお話を憲法記念行事で２回とも伺いました。特に、昨年の５月のときの内容が、非常に悪かったですね。偏っていました。共産党びったりのお話をされていました。どういうことを言ったかといいますと、自分の住む町では、自分とまともに話をできるのは、共産党の議員だけだ。（笑声）本当に言ったんですよ、これ。私、メモしたんですから、保守系の議員は話もできない。それから、中央線のベルト地帯には、革新自治体が多い、だから、非常に進んでいますね。こういうことなんです。最近崩れてきているんです。これね。さらに、東京都政を語るところでも、鈴木都政には、全く触れないんです。そして、すべて美濃部都政はよかったですね、という発言だけでした。いわゆるマル系の学者だな、ということがすぐわかるような講演内容です。私ども、保守系の議員としては、聞いておりまして、いつこう出ようかなと思って、非常にこうばつの悪い話のできない保守系議員なものですから、ばつの悪い思いをしたことを記憶しております。ことしの先生のお話は、多少こう市長が言ったのかな、それほど偏向してませんでした。ことしの講演内容は、ちょっと気になるところはありましたけれども、まあまあ、あのくらいなら

いいでしようというような感じは持ちました。しかし、こういった偏向的な講演をされる方を、市が、憲法記念行事と称してお呼びする、どう考えても市長おかしい。私は思います。

これについて市長、どう思われるか。第２点。

第３点、はしょってやりますが、これは、今議会の冒頭古賀俊昭議員が、緊急質問で取り上げた庁内での職員による政治的署名運動について伺います。秘書課長が、多分市長の命を受けて各部長にお願いをし、各部長が、各課長に回した。ある者は署名をし、ある者は断ったというものでございます。現物のコピーがここにあります。これね、大日本朝鮮人総連会中央本部というところが出しております。いわゆる北朝鮮系というところが出している署名のお願いなんです。内容は、表書きが、朝鮮とアジアにおける核戦争の危険を防止し、朝、米、ソウル当局の三者会談を支持する署名、ここまでは問題ないんですよ。次に、１、２、３、三つあるんです。細かいところが、第１点目、私は、朝鮮とアジアでの核戦争の危険を防止し、朝鮮問題を平和的に解決するため、これからよく聞いておいてくださいね。朝鮮民主主義人民共和国、米国、南朝鮮当局の間で三者会談を開くことを支持します。わかりますか。朝鮮民主主義人民共和国……（「南朝鮮てどこにあるか」と呼ぶ者あり）だけが正式の国名なんですよ。日本は承認している云々は、別問題といたしまして、こう書くならば、米国というところは、アメリカ合衆国なんです。南朝鮮なんていうのはないんです。大韓民国というんです。明らかにこれだけでもちょっとへんだなあと思わなくちゃいけない。私だったらこれ直して回しますよ。もしこれをやるにしても、三者会談を開くことは、私いいと思うんです。でも、ともかくこの三つだけを見ても、ちょっとまず名前がおかしいなと思うんです。

次に、第２番目、私は、朝鮮民主主義人民共和国とアメリカ、今度はアメリカになっているんですね。アメリカとの間で、平和協定を結び、南北相互間で、不可侵宣言を採択することを支持します。これも名前については同じことです。内容についてはまだ触れません。

問題は、第３番、私は、南朝鮮からすべての核兵器を撤去させ、アメリカ軍を撤退させることを、ここは求めますと書いてある。実は、ここのところは、古賀議員の緊急質問のときには、発言なかったでしょう。そうですね。隠しちゃったんです。これが一番問題なんですね。３番目。これね、地方公務員法３６条の規定に違反するかどうかということは、ここでは触れません。その問題はおいておきます。ただ、市長がやらせたのか、あるいは黙認をしたのか、私はわかりませんけれども、いずれにしてもこういうふうに片一方に寄った政治的な内容を持つ署

名を職制を使って庁内でやらせた。これを要と市長考えていますか。

さらに、いま言った国名の問題、国の名前、これはおかしいと思わなかったんですか、第１点。

それから、アメリカ軍の南朝鮮からの核兵器、アメリカ軍の撤退。これをうたっているでしょう。じゃ、われわれ北朝鮮の方に何があるか、わからないんですよ。ほかの軍隊が駐留しているかもしれない、してないかもしれない、わからない。それに対してもわからなかったらやっぱり書くべきでしょう。たとえば朝鮮全土からとか、そういう形をすべきだと思うんです。駐留軍の撤退を求めるとか。片方だけの撤退について触れています。北については不問です。これも市長一方的だと思いませんか。細かい２点目。

それから、第３点目、そもそも　特にこの３番目なんか、明らかな内政干渉なんですよ。大韓民国という国があって、そことアメリカ軍とが交渉して、あるいは条約を結んで中に核兵器を持ち込もうと、あるいは軍隊を駐留させようと、それは、大韓民国とアメリカとの話し合いでしよう。われわれが、どうこういう問題じゃないでしよう、これ、まして自治体の長が、こういう内容を持つものを職員に、庁内で回していいですか。内政干渉じゃないですか。これについて３番目お伺いをします。いずれにしても非常に偏った政治的な内容だと思いますので、じっくりお答えをいただきたい。

以上大きく分けて三つありました。市長、自分のお書きになった文章や発言されたことについての問題、それから、講演会の講師の内容の問題、それから、いまのこの庁内での署名の問題、これらについて、すべて市長にお答えをいただきます。

○議長（高橋通夫君）　　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　　私の表現した内容につきまして、偏向という観点でいろいろ御注意をいただいたように思います。私は、自分で考えまして、無党派の一個人といたしまして、あるいは行政の責任者、自治体の長といたしまして、偏向することがあってはならない。個人的な思想信条の立場と、それから、公的な立場は、厳正に仕分けをして、日常を意を配らなければならないということには、特に強く感じておるものであります。意が余って言葉足らず、説明不足等もありまして、いま、御指摘のようなことで、多少触れているということだとすれば、これは、まだ徳の至らざるところであるというふうに受けとめております。なるべく市民に広く公平に、また、公正に理解をしてもらう、そういうことで、なお、欠けるところが

あるという指摘でございますので、謙虚に反省をしていかなければならない。こう思っております。どう思うかということは、そういうことでございます。たとえば、用語の中で、日米軍事同盟という日米安保条約だったことの別な言い方でありますが、これは普通新聞等にも使われておる場合のあるものだ、こう思っております。その辺は相当軍事的なものが、だんだん強まっておりますから、そういう表現も一般新聞にまで出るようになったから、こういう感じあります。

それから、大原光憲先生、これは私は、りっぱなお考えの持ち主である。このように思っております。特に、先生のいいところは、自治体に対しまして、大変地方自治ということに理解がある、そして、地方自治の本旨と申しますか、地方自治の制度あるいは地方自治から取り組むべき市民運動の立場、日本でいま一番われわれもまた模索している一面の新しい都市像、新しいあるいは市民像、こういうものの一つの考え方を比較的正確にお話のできる方だ、このように思っておりまして、憲法の集会と申しましても、いつもたとえばごみと下水でありますとか、この市民生活の立場からの発想で記念行事を行っておりますので、この講演をしていただくのにはふさわしいし、近い学校ですから、これからもいろんな意味で、交流をしていただくことは、大切だ、このように思っております。

それから、署名のことにつきましては、内容のことはともかくといたしまして、いま、指摘される内容にも多少無理があるところもある。それから、誤解を招いたということ自体がよくなかった。こう思っておりますので、その意味での反省は、この間、心境として申し上げたつもりでおります。それで、人の思想には、いわゆる価値観からおのずから成り立つものがあると思っておるわけでありまして、私は、日ごろ、日本の憲法が非常にすぐれた内容と表現を持っておるということを、また、あの考え方が、将来を通じて、国内にも国際社会にも適用される、一番中心的な発想であるというふうに考えておりますので、それから逸脱するようなことは、私の多少まだ勉強不十分な点だと、このように思っておりますので、一層市民の責任者として、少なくとも信頼をされる、そのことのために努力をしていこう、こういうふうに考えております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　しかし、市長は、上手ですね。一生懸命勢い込んで質問いたしますと、はぐらかすのが、まことにお上手だ、改めて感服をいたしたような次第でありますが、

それにしても、私、かなり具体的な質問をしているんですよ。私、わりと質問を具体的にしているんですが、実にこう大まかなといいますか、お答えだったんですけれども、少し繰り返してお伺いをします。反民主封建勢力、いいですか、どういうことですか、反民主封建勢力、それと、国民不在の権力亡者、天を恐れず、国民不在の権力亡者、これどういうことですか、教えてください。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　反民主封建勢力というのは、（「おかしいでしょ」と呼ぶ者あり）確かに表現としては、おかしいと思いますが、近ごろ、反動右翼でありますとか、ファシズムでありますとか、そういうものもなきにしもあらずだということもあるわけでありますから、それらを指しておるというように考えていただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　何度も聞いても仕方がないと思いますけれども、少なくとも、議員がこういう言葉をどんどん使ってお互いやり合うというのは、議場をにぎやかにしますから、いいと思うんですよ。しかし、私ども１５万市民の代表でしよう、市長。それがね、私、もう１回言いますよ。天を恐れず、国民不在の権力亡者とか、反動的な政変だとか、言葉をもっと選んで、もう少しきちんとした文章を、あるいはお話をしてほしいと思うんです。恥ずかしいですよ、これ。たまたま、これ余り外には出ませんからいいかもしれません。ただ、職員は全部聞いているんですよ。これ本当、ぜひ市長、特に、この月曜スピーチの内容については、厳選に市長自身がチェックをされて、あなた御自身が初めに当選をされたときに、広報に発表されたように、いいですか、１５万市民全体の市長なんだ、公平な立場をとらなければならない市長なんだということを常に頭に置いて発言をしてもらいたい、というふうに思うわけであります。

それで、最後の署名ですね、市長も大分反省をしておるということでございますが、確認をいたしますけれども、これから二度とこのような形のものはやらせませんね。はっきり明言をしてください。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういうことを御指摘いただくまでもなく、反省しておると申し上げております。（「よろしい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　　市長は、その表向きといいますか、たてまえでは、実にきれいな言葉を述べておられます。恐らく一般市民に対する言葉は、どこでもそういう形の発言になっているんではないか、というふうに思います。私は、これらを調べてみまして、特に庁内ニュース、市長のスピーチ等を調べてみまして、私が思った以上に森田市長というのは、偏向しているんだなということを再確認をいたしました。もし、これからもこのような姿勢をとり続けるならば、私は、より一層森田市長との対決姿勢を強めていかなければならない、ということを強く申し上げておきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋通夫君）　　これをもって１４の2. 森田市長の政治的偏向性（市民本位の公正な市政を取り戻すために）に関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって暫次休憩いたします。

午後４時１５分休憩

午後４時３２分再開

○議長（高橋通夫君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

１５の1. 清掃業務の課題（特に有害ごみ問題）と広報活動についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔７番議員登壇〕

○７番（馬場繁夫君）　　それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

決められた場所にごみを置いておけば、収集するシステムが、現在では当然となっておりますが、このシステムが実施されたのは、明治３３年とされ、近代的なシステムとして、確立されたのが、清掃法が制定された昭和２９年以後と言われております。昭和３８年ごみを焼却処理する方針を厚生省で定めて以来、全国各地におきまして、焼却場が建設され、現在に至っております。ごみの処理状況といたしましては、日本では約６０％が焼却されていると言われております。焼却率の高いデンマークでさえ３５％程度の焼却と言われております。さて、アメリカでは９０％ぐらいが、埋め立て処理であると聞き及んでおります。国の狭い日本では、焼却率が大変高いのであります。ごみ処理費用は、年々増額の一途をたどっております。比較的容易に埋め立て処分地を確保することができた十数年前とは様相が一変し、最近は埋め立て処分施設が、立地問題だけでなく、清掃施設、焼却炉等の高価な建設費を免れない状況となってきており、さらに、環境公害問題も十分配慮する必要性が出てきて、公害防止施設費等の増加に伴い、大変資金のかかるごみ処理事業であります。無制限にごみ処理費用のために、必要な予算を組むことができればよいであろうが、現実は、ウナギ登りにふえざるを得ない清掃事業費が、行政の財政を圧迫し始めているといえるようになってきたのであります。わが党の三多摩政策部会で、三多摩２６市におけるごみ収集に関する実態と清掃費の財政分析を行い、その結果を見ますと、ごみ収集に関しては、可燃、不燃ごみとも委託８市、直営５市、どちらかを委託、または一部委託は、１３市であります。さらに収集回数は、ほとんどが週３回行っておりますが、毎日回収しておる市も４市となっております。日野市の５７年度年間総ごみ量は、３万5,２２０トンで、１年間１人当たりでは、２３９.４キログラムとなっております。高い市を指数１００といたしますと、日野市では７８点となり、ごみ収集量の少ない分類に入ります。さらに、可燃不燃ごみ１人当たりの収集処理費を比較してみますと、収集経費では、市民年間１人当たり1,８０４円で指数２７となります。処理経費では、市民年間１人当たり3,３４９円で指数４４であります。さらに、ごみ収集経費処理費用の合計で見ますと、市民１人当たり5,１５３円で指数３８であります。２６市中武蔵村山市に続いて２位の効率的事業形態といえる結果になっております。以上の収集と処理の効果的事業形態は、全面的に民間委託方式の結果が、大事であると考えられます。しかし、清掃職員の日々の努力の姿勢も伺えるところであります。この数値には、環境保全、有害物対策、安全性、サービス面は、数値としてあらわれませんので、今後サービス面等で比較検討する必要もあると思われます。

第１点の質問といたしましては、このような効率的な数値があらわれたのは、職員の努力と研究が大と思いますが、普段の努力、成果等をまずお聞きいたします。

第２点といたしましては、ごみ収集にダストボックス方式を採用されたのは、昭和４６年からで、ごみ収集の合理化と衛生的取り扱いであったとされております。この方式は、いつでも自由に捨てられる便利性のメリットに比べて、交通安全、作業員の安全性、悪臭等のデメリットもありますが、多くの市民の生活に大変定着しております。昨年、広報に突然ボックス方式ではなく、パッカー車を用いた袋収集方式と報道され、委員会、議会等で検討されてまいりま

したが、その後どのように進展されておりますか。さらに、作業員の安全性の問題でありますが、府中では、可燃ごみを収集するいまのクレーン車にかわって、メーカーと共同で開発を行いまして作業員がスイッチ一つで車にごみを積み込まれることができるクレーンパッカー車の使用を始めております。市民の多くから要望されておりますボックス方式の継続と作業員の安全性、作業能率の面より、クレーン車方式から、クレーンパッカー方式の採用を検討する必要があろうと思いますが、どうお考えになっているか、お聞きいたします。ごみ減量の基本は、いかに資源のサイクル化を図るかと言われております。人類は、自然界に働きかけ必要な資源を取り出して有効に利用し、また、自然界へ還元することによって、生存してまいりました。生活活動に伴って排水された不用物を自然還元サイクルにのせることであり、さらに、生活環境を保全し、資源の浪費を最小限にとどめることが必要であると言われております。

第3点の質問といたしましては、粗大ごみ、不燃ごみの資源回収事業は、どうされているでしようか。また、資源ごみ回収事業協力団体が、５３年に発足され、古紙類、金属くず類、空き瓶類、衣類を廃品回収業者へ回収しておりますが、回収実績では、発足の５３年では２２８トン、５４年では1,０２２トン、５５年になりますと、４９９トン、５６年では４７８トン、５７年におきましては、３８４トン、年々回収実績が低下してきております。資源ごみ回収事業協力団体が発足されますと、１万円の奨励金が支給されておりますが、今後資源ごみ収集量により奨励金が支給されるよう、また、団体の育成により、理解と協力により、ごみ減量、清掃費の軽減につながってまいりますので、今後十分育成を検討していただきたいと思います。

第4点目といたしましては、製造原料カレットのことでございます。カレットとは、ガラスくず、特にガラス瓶のことを呼んでおります。消費生活水準の向上多様化により、飲料に対するニーズの多様化拡大に合わせ、種々の飲料容器を登場させております。これは、不燃ごみの増大の課題と一部では言われるようになってきております。日野市におきましても、市内1カ所に業者がドラム缶を指定の場所に設置し、カレットがドラム缶にいっぱいになりますと、業者がそれを処分していると聞き及んでおります。ごみの減量につながりますし、清掃業務費のかからぬ減量方法でありますのでカレットの回収方法を今後十分検討していただきたいと思います。

質問5点目といたしましては、早急検討課題だと思いますが、粗大ごみは、破壊処理され、

５種類に分別され、不燃ごみ、高分子類は可燃ごみと一緒に焼却されております。最近ダイオキシンが、ごみ焼却炉の残灰等に検出されたと報道されており、厚生省の専門家会議では、安全宣言が厚生省に提出されたと言われております。しかし、その発生源は、プラスチックとも言われており、さらに、炉内部の高カロリー化のため炉の損傷を防ぐためにも早急の検討を必要とするのでありましよう。新炉につきましては、旧炉同様の取り扱いとされております。国立の清掃課長は、廃ビニールの容積を減らすために、固化させて処理経費の節減を図るため、ビニールの処理研究に成功されたと聞いております。ビニールを溶かして冷やし、形成したごみは、燃料としても採用できると言われておりますが、今後粗大ごみから区処された高分子類は、焼却されぬよう十分検討していただきたいと思います。

以上５点につきまして、まず答弁の方よろしくお願いします。

○議長（高橋通夫君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　まず第１の質問でございますけれども、日野の場合、清掃費が非常に少なく、効率的であるというお褒めをいただきました。そういう中で、一応一般会計の中で占める割合が、清掃費、これは年次的に違いますけれども、大体８から９％を占めるわけでございます。特にこれからの焼却炉等の建設に基づきまして、工事費がかなり膨大になりますので、占める割合は、一般会計の中で大きいと思われますけれども、先ほどのお話の中にありましたように、日野の場合には、全部民間に対しての収集は、委託を行っております。そういうことで、特に、収集面の費用は、大分他市と比べますと、金額の面では少ないものがあります。私の手元にある資料がありまして、たとえば収集経費ですね、下から３番目、それから、収集と処理費ですね、これも工事の関係を除きますと、２番目ということで、非常に清掃費は効率的であるというふうな費用があります。まず、直営と委託という関係で、先ほど言いましたように、日野の場合には、全面委託でございます。そういうことで、先日、新聞にも載っておりましたけれども、お隣の八王子の場合には、これは全面直営でございます。１トン当たり収集にかかる経費が２万5,９２０円、それから、当市の場合、トン当たり8,９６８円、これは５７年度でございますけれども、八王子の場合、約３倍近い費用がかかっております。そういうことで、先ほど、議員さんの御質問の中にありましたように、ふだんの要するに職員の努力、それから成果というふうなものもあわせた中で、効率的なこれが要因でなかろうかと思っております。ごみ量に見合った適正な台数と処理施設の条件が適正に絡み合った効率的な

要因だという解釈を持っております。

第２点のボックスの収集方法ということで、一昨年、一応交通関係も中で、一応ボックスをクレーンからパッカー車にというふうな検討した結果、打ち出しました。その後、清掃部の中で、ボックスにかわるべきものの容器を検討してきております。そういう中で、先ほど、お尋ねのあるように、府中市に、あれはいまのクレーンは、上に乗りましてごみを上から落として、四隅に足等でかきならしております。非常に危険な作業でございます。そういうことでございまして、クレーンで積みまして、それで、あと足で四隅に散らさずに要するにパッカーというんですか、押して作業員が乗らずにできる方法を採用しております。そういう中で、一応日野市としても、まず基本的な考え方としては、収集方法の中で、特に安全性、効率性を考慮した収集方法にしたいという考え方、これが基本的な考え方でございます。そういうことで今後、収集をされる収集業者と、それから、われわれも収集方式の実務研究、これは、実際に研究会を設けております。そういう中で、今後より安全で、効率的なものを考えていきたいというふうに思っております。

それから、第３点目のごみの減量とリサイクルの御質問でございます。現在、ごみの減量ということの中では、幾つかのごみの減量をしていく中の要因があると思いますけれども、先ほど御質問にありましたように、回収団体ですね。これは、子供会とか、老人会とか、自治会とか、そういうふうな回収団体が、５８年です。現在、１８５団体　ございます。回収実績は、先ほどお話がありましたように、そのときどきで若干相違がございますけれども、５８年度では、８７７トンの回収をしていただきまして、売り上げが、７０８万3,０００円の実績があります。そういうことで、一番最初冒頭の清掃費の非常に日野はごみが少ないという中でも、これがある程度影響しているんではないかと思っております。そういうことで、今度は、やはり１万円の当初この回収団体を設立するとき、１万円のそういう何というんですか、敷金ですね、そういうふうなものを出しておりますけれども、今度は、やはり売り上げに基づいたものを、やはり一つの奨励的なものを考えていきたいと思っております。

それから、４点目のカレットの関係でございますけれども、これは、神奈川県の橋本を過ぎたところに、山村ガラスというふうなガラス工場がございます。そこで、一応カレットを回収してございます。市内に１カ所そういうふうなドラム缶を設置して、それで業者の方が回収に来ているということで、実際にいま、１団体は行っております。これをやはり減量、リサイク

ルそういうふうなものの中で、一応今後、積極的な方向でまいりたいと思っております。

それから、５番目のプラスチックの関係でございます。確かに国立の課長さん、これは、私はよく御存じの方でございますけれども、プラスチックは、実際に埋めてもこれは腐りませんので、やはり埋め立てするよりも、何かの資源化した方がよりよろしいと思います。特に、原料が石油ということもありますし、そういうことの中で、いま現在厚生省の関係の機関の中でも、これを再利用化するというふうな研究がなされております。そういうことで、当市でもその時点で、ぜひ、埋め立て、単なる埋め立て、それから焼却しないで、一つのリサイクルの中にのせたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　この際、ちょっと第２番目のダストボックス方式が、その後、袋収集方式を打ち出しながらどうなっているかということをあちこちで問われるわけでございますので、やや明確に方針を申し上げておきたいと思っております。袋収集にどうしてももっていかなければならない地域性条件というものもあることは、事情として変わっておりません。それから、もう一方には、団地等で固定的に置き場がすでに町づくりの中で用意をされている。そういう場所があるわけでありますから、それらの現実によくマッチさせまして、そして、いま、特に答えておりましたあるメーカーが、いわゆる、上部からごみを収納してパックする、こういうクレーンパッカー方式といえるものを考案をいたしておりますので、府中で一部採用したということも聞いておりますが、この方式を十分見きわめて将来とも固定的にボックスの置けるところは、その方式を確立するべきではなかろうか、ということをいま検討を進めております。先ほど、実務研究者の会合を持ちまして、十分検討することということを指示いたしております。それから、その他の将来ボックスを撤去しなければならない場所、これにいろいろな中間的な容器を検討してみておりますけれども、これはという採用し得るものは、まだ見出しておりません。道路交通法のこともありますし、将来は、やはり一部には、この袋収集という方式を恒常化していかなければならない。そのためには、いわゆる市民感情としての格差の意思が生れ得ることもあり得ると思っておりますので、その際には、地域の環境整備のもとになるような何か手だて、あるいは個々に若干の袋を配っていくというふうなことで、施策のバランスを図りたい。このように考えまして、いま、それらのことを検討いたしております。以上のことだけ特につけ加えて、この際議会に現状の取り組みを御報告させていただきます。

○議長（高橋通夫君）　　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　　特に、今後の状況におきまして、ボックス方式から、袋詰めにやむを得ず変更する場合が、懸念される場合は、議会並びにその地域の住民の方に十分時間をかけて、よく理解した上で、そういう方向に変更していく、そういうことをよく申し添えておきたいと思います。さらに、クレーンパッカー方式は、３トン車でいますし、現在のクレーン車は４トン車ということで、少し車自身も小さくなるということで、非常に狭い日野市の道路には適していると思いますので、今後積極的に対応するようにひとつよろしくお願いいたします。

次に移ります。ボタン型水銀電池１個当たり水銀量が、1,７００ミリグラムに対して、アルカリマンガン電池２６０ミリグラム、マンガン電池は、わずかに１ミリグラムに過ぎないとされております。厚生省は、薄型の水銀量は微量なので、当面回収する必要は認められないとの方針でありますが、国内で使われている乾電池は、薄型の方が圧倒的に多く、トータル水銀量は、水銀乾電池の２４トンに対して、薄型３０トンが上回っております。清掃工場で焼却されたときに、蒸発する水銀量も煙突から空中に拡散されるもので、このままの状態が続けば、長年蓄積され、環境を破壊しかねない問題だということを専門家では懸念されております。三多摩地域３２市の全市町村が参加し、廃棄物最終処分の基本構想をまとめ、昭和５５年１１月に２５市町村で、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合を設立し、総面積４5.3ヘクタール、埋め立て容量２６０万立米、向こう１３年間は大丈夫という全国でも最大規模の広域廃棄物最終処分地は、４月１日より廃止されました。受け入れ廃棄物は、組合構成団体の２５市２町から発する一般廃棄物に限定を行い、工場や破砕処理施設で前処理した可燃ごみの焼却残灰約４０％と破砕処理された不燃ごみ約６０％に限られております。さらに、日の出町、地元自治会との間で公害防止、地域住民の生命、財産の安全を確保することを目的として、５７年７月に、公害防止協定を締結し、翌５８年１２月に、処分地の維持管理要綱、廃棄物の運搬方法、埋め立て処分要綱等の細則を定め、乾電池等の分別収集を徹底するなど、公害発生の未然防止に最大限努力するよう約束をしております。

わが党の千葉県本部で使用済み乾電池の意識調査を４月１０日より２５日まで、県内在住の1,５５６世帯を対象に面接調査を行いました。その結果から見ますと、使用済み乾電池をあなたは、どうしていますかとの質問に対して、必ず不燃物と一緒に捨てる６２％、可燃物と一緒

に捨てる３0.８％、電気店に持っていく6.3％となっております。さらに、東京都が、実測したデーターによりますと、ごみの中の乾電池量は可燃物ごみ１トン当たり１3.5個、不燃ごみ1.トン当たり９2.5個、混合ごみと計算いたしますと、１トン当たり３6.5個となるそうであります。ごみとして出る乾電池の約３割が可燃ごみにまぎれ込んで焼却されていると東京都の実測データーからも言われております。これは、千葉市での調査とも符合しております。日野市のごみの中の乾電池個数を東京都のデーターより推定してみますと、可燃ごみ１年間に対して約３８万7,０００個となります。不燃ごみより１年間で５９万5,０００個となります。可燃ごみ、不燃ごみの両方からは、乾電池個数としましては、約１００万個が日野市で使われているというように推定されています。日野市では、最終処分組合との埋め立て処分要綱等の細則に従って可燃物より毎日２人で手選別作業により乾電池を取り出しており、可燃物の約0.１５％が乾電池量とされております。日野市でも、やっと９月より乾電池、螢光管、体温計の有害ごみの分別収集をすることになりました。

そこで質問いたします。

第１点の質問といたしましては、総ごみ量に対する有害ごみは、現在どんな状況になっておりますのか。

さらに、全国４９４市町村が分別収集を実施しております。日野市におきましても、いよいよ９月より分別収集を実施する予定となりましたが、実施内容について、どのような方法で検討されているか、お伺いいたします。日本電球工業界によりますと、４０ワットの螢光管１本の中には、平均２５ミリグラムの水銀が含まれていると言われております。小金井市の場合は、２カ月で約5,０００本の螢光管が集まり、北海道の業者に送っているということでございます。三鷹市では、螢光管をすべて割り破片をドラム缶に保管しており、１カ月ドラム缶１０ないし２０本分も集まっていると言われております。螢光管は、折れやすい上にかさばり、処分方法も未開発となりまして、お手上げ状態になっております。さらに、廃乾電池は、分別収集してもほとんど処理されない状況であり、町田市では、保管電池がすでに６４トンを超えたと言われております。日野市におきましても、４トンを袋詰めにして保管している状況となっております。廃乾電池処理は、各自治体におきましても、適正な処理をすることは、困難であり、メーカーに引き取ることが基本であろうと言われております。

そこで、第２点目の質問といたしましては、日野市ではどのくらいの螢光管、乾電池を保管

する能力があると考えておりますか。さらに、国よりメーカーに対して、どのような働きかけをされておりますか。さらに、今後の見通しにつきまして、どうお考えになっておりますか、お聞きいたします。

昭島市では、廃棄物の再資源の推進、ごみの減量、生活環境の保全等の目的のため、廃乾電池の完全除去を目指すには、奨励金制度を利用しなければならないと考えております。２月１日より、２月末日までの廃乾電池の収集量といたしましては、手選別につきましては、4,325個、分別収集につきましては、７,４７０個、奨励金制度につきましては、５,１７９個、合計いたしますと、１万6,９９６個の廃乾電池を収集いたしました。さらに、昭島市では、三つの方法で廃乾電池を収集しておりまして、回収率は、約８０％を割っている状態だそうであります。１００％の回収を目指しているそうでありますが、町田市におきましても保管場所が満杯になるのは、３年後をめどにデポジット制を実施にこぎつけたいとされております。

第３点目といたしましては、廃乾電池を効率よく回収するためには、デポジット制を導入する方法が最もよいと言われております。今後、日野市におきましても、どう検討されているか、お聞きいたします。

以上３点について御答弁をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　お答えいたします。まず、ごみ量のうち有害ごみの実情ということの中で、いま現在、どうしているかということでございますけれども、５７年度のこの乾電池の生産量というのが、これは、工業会の方の発表なんですけれども、２６億3,０００万個という膨大な数でございます。そして、マンガン電池、これは通常昔からある電池でございますけれども、これが大体１９億1,０００万個、７３％だそうでございます。それから、アルカリマンガンこれが３億8,０００万個ということで１４％、これが、いま問題になっております有害の廃乾電池でございますけれども、特にこのアルカリマンガンの対応ということで、これは、水俣病の原因になるということで、ことしの４月から広域処分組合、要するに、日の出の処分地に日野市でも残灰、それから不燃物を搬入をいたしております。そういうことで、いま議員さんの方からもお話のありましたように、地元が、かなりこの数が膨大なものであり、また、水俣病の原因にもなるということの中で、地元が、かなり神経をとがらかすというか、の関係で公害防止協定、この公害防止協定を広域処分組合と日の出町との間で、締結なされて

おります。そういう中で、では、日野の現状の対応策は、どうなのかということでございますけれども、日野の場合に、要するに不燃物のボックスに大半が投棄されまして、これが清掃工場の方にまいりまして、そして破砕の施設の中のピットに入ります。そうしますと、それが、破砕をされて５選別にされまして、鉄分の中に、これは１００％入ります。そういうことで、まずその鉄分を広場に広げまして、そして、その中から１個１個手選別によって、まず抜き出します。そして、あと残った鉄分は、有価物として売るわけでございますけれども、そういうことで、まず一般の不燃物のボックスに入ったのは、現在１００％の抜き取りをしておりますので、日の出の方の処分地には行っていないというふうに確信をしております。それでは、一応現在どのくらいの量と、それから保管の年数はどうかといいますと、まず廃乾電池、これは雨等にかかりますと腐食しまして、ちょうど茶色の濃いような液体が出ますので、これを雨にかからないように大夫な袋ですね、袋に入れて現在場内の一角に保管しております。それが、廃乾電池約４トンでございます。それから、螢光灯でございますけれども、これは一般的に、水銀は螢光灯が割れるとその時点で蒸発をするというふうに言われております。ということで、非常に保管がむずかしいものでございまして、現在５００本の螢光灯を保管しておりますけれども、割れないようにダンボールに入れたり、それから、ドラム缶に差し込んで、そういうふうな対応をしてございます。そして、その中で、国、それからメーカーに対する、要するにもの、それから、今後の見通しということでございます。まず、国、メーカーに対しては、これは、われわれ２６市の中で、清掃協議会というふうな協議会をこれ東京市長会の下部組織でございますけれども、協議会をつくっております。昨年、一応各メーカー、それから工業会、それから、東京都、それから、国、特に厚生省で、ここに今後のメーカーへの協力の指導は、要するに、国、都です。そういうふうなところには一応文書でもって、強力な指導をお願いしたい。それから、メーカー、工業会に対しては、デポジット方式とか、要するにメーカーの責任で回収をしていただきたいということで、現在の法律の上では、これは一般廃棄物ということの位置づけの中で、市町村の固有事務というふうになっておりますけれども、一応今後やはり有害的なものがというふうな観点の上から、業者に対しては、責任を持って回収をしていただきたい。それから、これは全国市長会等でも、乾電池等水銀含有廃棄物に関する決議ということで、全国市長会の総会でも決議をしていただきまして、国に対して行っております。そういうことで、国、メーカーに対しての対応は、現在、積極的に各そういう協議会を通じて行って

いるところでございます。

それから、今後の見通しでございますけれども、先ほど、御質問の中にもありましたように、分別収集を９月から行うということで、手段としては、これは一般的に一般のごみと違いまして、わりあいに保管もにおいもなく、それから、そんなに多量に一遍には出ませんので、一応保管袋というんですか、この保管袋を各家庭にお配りいたしまして、そして、目のつくところへ保管をしておいていただきまして、ある程度の量がたまりましたら、電気店とか、スーパーとか、各駅ですね、そういうところに一応１５０カ所ばかしのところを想定しておりますけれども、集積容器を設置しまして、そこまで運んでいただいて、そして、出していただく。それで、市の方がそこを定期的に回収して回る。それで、清掃工場の方に運び込むということを考えております。そして、今度はそれを実際に集まって、先ほど言いましたように４トンばかしの廃乾電池がいま現在、保管しているんですけれども、市長会の方から、広域処分組合の方に対して、協同処理を行うように検討をしなさいというふうな、市長会からありまして、現在、広域処分組合の事務局の方で、今後それをどう処分したらいいかということを検討しております。これは、参考ですけれども、一応現在、北海道の十勝の方に野村興産というふうな水銀を扱う工場がありまして、そこまで運ぶ要するに運送賃ですか、これが大体５万円ぐらい、今度はそこで処分する費用が８万円、大体１３万円程度、これが実際にいま神戸市等では、こういうふうな処理方式を行っております。そういうふうなものを含んだ中で、今後の処理に対しての対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、３点目の昭島市のこれは、昭島市は御存じのように、乾電池に奨励金を出して回収しております。この中で、先ほど出ましたように、やはりあくまでもメーカー側です、メーカー側が、そういうふうな回収をするんだというふうな責任を追求していくという中で、確かに昭島市としては、こういうふうなものが、かなり８０％の回収率ということでございますけれども、回収をしたという、ただ、ほかの市の担当の人たちに聞いても、一応そういうふうな考え方がございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　質問第１点の有害ごみの集積場なんですけれど、いまの答弁によりますと、近くのスーパーとか、電気屋さんのところに、大体１５０カ所ぐらいの場所に集積の箱を置いて、各家庭で集まった乾電池をそこで処理していただくということでありますけ

れど、いろいろな各自治体におきまして、たとえばその一般ごみのところにそういうようなボックスを置くところもありますし、市民の方にいろんな意見もあるでしょうから、その置く場所につきましては、十分よく検討していただきまして、また後、いろいろな問題が起きないように対応を十分行っていただきたいと思います。

それから、次のまた問題に入っていきたいと思いますので、ボタン型の水銀電池１個を焼却炉に投入するだけで、排煙中の水銀濃度が一気に３０倍にもはね上がることが、東京都公害研究所の実験で明らかにされました。電池公害をめぐって論争が大きな波紋を投げかけました。通常の水銀濃度では、排ガス１立方メートル中、0.05から0.1ミリグラムでありますが、ボタン型水銀電池１個を投入した瞬間、１５ミリグラムから、通常の大体１５倍から３０倍にも、はね上がったということであります。さらに、１分間継続しますと、約0.45ミリグラムの水銀量を記録されております。アルカリ乾電池単３を投入した場合におきましても、通常の４ないし８倍の水銀濃度が上がると報告されております。また、世界保健機構では、ガイドラインを決めておりまして、大気中に、１立方メートル中に0.015ミリグラムとされております。水銀が人体に有害であることは、水俣病などではっきりしております。大気中に拡散した水銀が、どんな影響を及ぼすかは、まだ調査研究中であると言われております。しかし、公害専門家の中には、水銀電池の使用量が予想以上に急増しているので不安であると指摘されている。村田徳治環境自然研究所所長は、無機水銀でも数ミリグラムの濃度でも中枢神経障害などを起こすと言われております。現在、健康被害が出ていないからといって野放しのままでよいとは言えません。少なくとも廃乾電池を回収し、さらに、焼却炉に対しても、十分安全値を確保できるよう、有害物質除去装置を取りつけにより、現在、将来とも安全であることが重要になってくると思います。

そこで、第１点といたしましては、「広報ひの」の６月１５日発行によりますと、「清掃サイクルに新威力」との見出しで、新焼却炉の公害に対する安全性が強調されておりますが、旧炉に比べて新炉は、どのような安全性に努力されておりますか、お聞きいたします。

第２点目といたしまして、発注仕様書により排ガス基準、排液基準は、環境基準を十分満足し得る基準となっているのでしょうか。特に、塩化水素の基準値は、十分満足できる水準となっておりますか。お聞きいたします。

第３点目といたしましては、プラント運転によって発生する排水は、有機、無機系排水処理

と大別されておりますが、焼却炉より排せつされた灰置き場の排水処理施設は、仕様書等におきまして明確化されておらないようでもありますが、有害物質の処理は十分行われるか。確認をしておきたいと思います。

以上３点について答弁の方お願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　まず第１点の現在の既設の焼却炉と、それから、これからつくります新しい焼却炉の対比というか、新しい焼却炉の安全性をどういうふうに見ているかという御質問でございます。現在、大気汚染防止法と、それから、東京都公害防止条例ということの中で、規制値は、現在の炉もいずれも一応規制値をクリアーしてございます。既設のものの場合にもばいじんの濃度が、規制値が0.7グラムノルマル立米、実際にあそこから出るばいじんの濃度が実測値として、0.０３１グラムノルマル立米ということ。それから、硫黄酸化物です、測数でございますけれども、これも２9.7を1.１７ということです。窒素酸化物、これも規制値が３００のところを１２４、それから塩化水素も７００のところを４１０ということで、現在の施設も一応クリアーをしております。そういう中で、今度は新しい炉の計画でございますけれども、いまの炉よりもなお使用の面でも厳しく計画値を出しております。そういうことの中で、一応新しい炉に対しての安全性は、十分に確保できるというふうに考えております。

それから、塩化水素の基準値ということで、２番目の御質問でございますけれども、塩化水素も第１点で言いましたように、現在の炉も一応基準値をクリアーしておりまして、そして、これからの新しい炉も十分クリアーをするということで、一応塩化水素の場合、やはり７００ミリグラムノルマル立米に対して４８９というふうに計画値を持っております。

それから、３番目の排水に対しての特に水銀等の有害的なものでございますけれども、現施設は、事務所の後ろ側に重金属の要するに脱水の装置の施設がつくってございます。その中で、脱水計器の中でも、一応全水銀、カドミ、ＰＣＢ、ロッカクロム、砒素とか、こういうふうな測定をしておりますけれども、これが、一応検出されずというふうな測定結果でございます。それから、それでは一応焼却したときの原水とか、処理水、これはどうかともうしますと、原水の場合ですけれども、ロッカクロム、これは、検出されておりません。それから処理水も検出されておりません。全水銀の原水の中からは、0.0008ミリグラム原水から出ておりますけれども、処理水になった場合、一応検出されてございません。それから、ＰＣＤも同じく原水、処理水とも検出されてございません。

特に、これから新しい炉に対して、一つの水銀対策ということの中で、キレート樹脂によって、一応吸着させるという新しい炉の中には、ものを取りつけて吸着させて防止をする。そういうふうな使用にもなってございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　　ちょっと、もう１回お伺いします。確かに公害防止規定とか、大気汚染防止法によりますと、国の基準でいきますと、確かに４３０ppmという一つの基準値はあるんですけれど、特に大阪府におきましては、２０ppmという府で条例に定めておりまして、埼玉県におきましても４０ppmというふうに各自治体におきましても、そういう国の制限は、非常になまぬるいということで、将来の危険性踏まえた上では、国の基準は、確かにクリアーしても、将来にいろんな懸念を残していく。それで、いろいろ規制しております。また、日本産業衛生学会におきましても、やっぱり５０ppmを一つのめどとして、規制したらどうかというような提唱もされておりますし、また、専門家の間におきましても、大都市近郊におきましては、５０ppmが今後とも必要じゃないかというふうに言われておるわけです。特に、その水質汚染につきましては、非常に厳しいですね　0.００５ppmという厳しい規定があるんですけれど、ほとんど乾電池におきまして、水銀等の有機物につきましては、煙となりまして煙突から出ていくわけですけれど、水については厳しいんですけれど、そのようなその煙突については、厳しい規定になっておりませんので、非常に国の規準には、確かにクリアーするでしょうけれど、将来におきましては、非常に懸念もあると思うんですけれど、日野市におきましては、今回塩化水素につきましては、３００ppm 以下というような排ガス基準値をおいておるんですけれども、これは、将来とも危険性はないのか。また、後々いろんな問題が起こらないのか、それについて再度お伺いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　　煙突から出るばい煙中の水銀の測定、これは、一応６月の４日に行っております。それを参考に申し上げます。一応３検体を対象としまして、１回目は、0.０８ミリグラムノルマル立米、それから、2回目が、0.1同じく、それから、3回目が0.０７ミリグラムノルマル立米ということで、平均で0.０９ミリグラムノルマル立米になっております。そういうことで現在この水銀の測定値ということは、いま現在はございません。ただ御質問の中に、ＷＨＯ、これ世界保健機構の中で、水銀の規制値が0.０１５になっております。そう

いうことの中で、いま現在は、東京都の清掃工場の測定とほぼ同様な数値ということでございます。そういうことで現在、これは危険性がないというふうな判断を行ってきております。また、特にこういう規制値の場合に、いろいろと今後の中で、一つの規制値が変更がだんだんとある場合、やはりそういうことの中では、一応対応しなくちゃいけない、考えなくちゃいけないというふうに思っておりますけれども、現在は、危険性はないというふうに判断しております。

○議長（高橋通夫君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　非常にその辺はむずかしいんですけれど、今後、厚生省も、また東京都におきましても、煙突から出る煙につきましては、調査研究をして、近い将来は、それなりの基準が出てくると思います。確かに、大阪を初め、非常に自治体でも進んでいるところにおきましては、将来の予測を踏まえた上で、新炉を建設する場合の基準を設けてやっておりますので、特に、先ほど申しましたように大阪につきましては、２０ppm、埼玉県については、40ppm、それで、日野市は３００ppm、非常にその空気に大きな隔りがありますので、今後大きな問題にならないように十分対応していただきたいと思います。また、新炉ができましてから、改めてそういう条例に従って、その公害防止の対策を考えますと、大変費用もかかりますし、その間清掃工場を一時ストップということもありますので、大きな問題にもなりかねませんので、設計段階におきまして、工事の着工をする前に、将来の予測も十分考えた上で、対応をしていただきたいと思いますので、その辺よろしくお願いします。

それから、次に移ります。日本映像学会では、八王子市をモデル地区といたしまして、教育空間研究会を発足し、市内にあります１７の大学同士、さらに、大学と地域社会との間にニューメディアの導入で大学の授業中継や地域社会のための公開講座の開催など順次具体化して八王子の学園都市機構をフルに発揮させようと考えていると言われております。町田市におきましても、都市型の有線テレビでは、全国初めての町田市民テレビが、来春の開局を目指して準備中であると報道されております。武蔵野市におきましても、地域生活レジャー情報など身近なニュースを伝える新しい放送システムで有線テレビの設立の動きが活発化していると言われております。東京都におきましても、ニューメディア時代の都の広報のあり方を検討していただくと言われております。いよいよニューメディアの時代も時間の問題となってきました。市民アンケート調査におきますと、広報ひのを新聞折り込みでお届けしておりますが、お宅には届いていますかとの質問に対して、９３.２％が届いていると言われております。あなたは、広

報ひのをどの程度読んでおりますかの質問に対しては、全部丁寧に読むとされている人が、２２.６％、精読層は、６０歳以上の男性が４１％、２０ないし３０代は１６％の状況になっております。特に、地域に密着している商工サービス業者、主婦層の方が多いとされております。５８年１２月１日より、５９年４月１５日まで、ごみに関する広報は６回載りました。そのうち有害ごみにつきまして、家庭で一時保管してほしいというような内容につきまして、４回ほどその説明が載っております。しかし、読売新聞に「乾電池処分は、まだ理解不足」の見出しで、日野市の消費者グループであります日野第三生活学校で市内の２６８世帯をアンケート調査を実施した内容が載っておりましたが、市の具体的な対策を知っておりますかと尋ねたところ、わからないというのが９２.５％を占めておりました。家にためるように、広報に出たとされた人が４人、連絡をすれば取りに来てくれるようになったと答える人が３人となっております。調査に当たった吉岡幸子委員長の談話では案外皆さん正確に知らないので驚きました。行政は、もっと周知徹底してほしいとの話になっております。市民構成の多様化と行政活動の複雑さが加わり、情報のはんらんを考えるならば、行政が市民への周知徹底、さらに理解と協力を得るためには、広報は限界に来ているのではないかと思われる節もあります。効果を上げるためには、広報を初め何らかの方法を講ずる必要があるでしょう。そこで、市民の媒体の変化等も加え、新たな有効かつインパクトの強い伝達メディアの検討が必要と考えられます。映像媒体の持つ最大の特徴である有効性を生かしたビデオ広報を最も効率的な広報活動であると考えられます。たとえば清掃ごみに対する市民への理解と協力をするために、ビデオを庁舎ロビー、病院待合室、新築中の老人いこいの家、各銀行の支店の待合室等に設置し、市民の皆さんに見ていただく。さらに、図書館、自治会を通じて貸し出して、さらに、学校教育の利用等に活用を十分検討の必要性があると思います。さらに、清掃業務、ごみ問題につきましては、市民の皆さんの理解と協力を得るためには、企画部を中心として、行政全般で対応する必要があると思われます。

そこで、第１点の質問としましては、ニューメディア時代に向かって広報のあり方、新放送システムについて、どう対応されるようお考えがありますか。お伺いいたします。

第２点目といたしまして、清掃業務のゴミ問題等につきまして、ビデオの活用により市民の皆さんに理解と協力をしていただけるよう検討されるお考えがありますか、どうかこの２点について、御答弁をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　清掃部長。

○清掃部長（大貫松雄君）　　１点目の広報のあり方というのをちょっと私の方から控えさせていただきまして、２点目の清掃に対するビデオの活用ということでお答えをしたいと思います。

その前に、一応清掃関係の広報の現状ということで、ちょっとお話をしておきたいと思うんですけれども、まず、現在スライドを作っております。これは、市長の対話集会、それから、各自治会等へ貸し出しを行いまして、スライドの映写をしております。それから、各学校の子供さんが、これは施設の見学に来まして、これは、年間だとかなりの生徒の数なんですけれども、そういう中で、私どもの職員が考案いたしまして、子供さん１人１人に簡単なアンケートを出しております。そのアンケートをまずうちへ持っていってもらって、清掃工場の感想、それから、ごみはどう出したらいいかとか、どうしてますかという母親に書いてもらう欄があるんです。そういうふうなものを子供さんにお願いして、それで、家へ帰ってお母さんに一応書いてもらう。そうすると一つの啓蒙活動になりますので、そういうふうなものも行っております。

それから、ビデオの活用ということで、今度脱臭、し尿の方の脱臭の施設ができまして、その２階に脱臭棟の上に、子供さんが１００人程度入れる部屋をつくりました。そこに今後ビデオを備えつけて、特に、子供さんの一つの学校教育といいますか、そういうふうな中から、先ほど言いましたように、母親の啓蒙運動をしたいということで、ビデオを設置をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。

新しい広報の方法として、いわゆる新放送の何かシステムがないかというようなことでございますけれども、最近、新聞を初めといたしまして、マスコミでＩＮＳの字が出ないことはないくらいに現在報道されております。このＩＮＳといいますのは、インフォーメーションネットワークシステムということで略称でございますけれども、現在電々公社が中心になりまして、その開発を進めているということでございます。この件につきましては、いま、日野市では、庁内で研修会を開いたり、これから勉強を進めるという段階でございます。このＩＮＳまでいかなくても、いま、馬場議員さんから出ましたけれども、ＣＡＴＶ、これはテレビの有線放送でございますけれども、これらが現在全国的に出てきているわけでございます。資料によりま

すと、全国で３万4,０００施設ばかり運営されているわけでございます。これは有線テレビでございまして、この全国の３万4,０００といいますのは、テレビのＮＨＫとか、民放の難視聴対策として発達をしたものでございます。都市型のＣＡＴＶといいますのは、もちろん、こういった現在のテレビの放送も含めますけれども、行政、それから買物であるとか、学術であるとか、いろんなそういう情報を提供する、そういうシステムでございます。この近くでは、いま、町田市の例がございましたけれども、小田急が中心になりまして、この事業を進めよう、あるいはこの近くでは、日野市が関係もございますけれども、京王帝都電鉄が中心になりまして、京王沿線のＣＡＴＶも進めたい、こういった話があるわけでございます。何分にもまだかなり未知の分野もございますので、われわれこれから勉強して対応していきたいというふうに考えております。この問題については、まず庁内的にはコンピューターが入り、それから、ＣＡＴＶといいますか、ＩＮＳに進むのではないかというふうに考えております。いますぐどういう方法でというわけにはいきませんけれども、今後、勉強し、検討してまいりたいというふうに考えております。

ビデオの広報につきましては、一部の市で、いま議員さんがおっしゃったようなことをやられているところもあるそうでございます。日野市でも、どういう形で進めたらどうか、今後検討いたしたいというふうに考えております。

○議長（高橋通夫君）　　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　　最後に市長に新炉の大気汚染に対する対応について、さらに新時代に向けて、まずその先駆けとして、広報とともにごみ問題等市民の皆さんに深く理解をして協力をしていただくためにも、何らかのビデオの活用等をどうお考えになっているか、その２点につきましてお聞きいたします。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　大変重要なことをそれぞれ御指摘をいただいたと思っております。特に新炉建設に着手するわけでありますので、公害防除の対策、つまり、それらの装置について、最も厳密に取り組まなければならない、このように考えます。日野市の清掃部、つまり衛生処理場では、し尿関係のことは、一応水処理関係の範囲で、それぞれ施設を終了できた、このように思っております。次いで、ごみ焼却炉、つまり、清掃サイクルの大きな一部分のことでありますから、つまり、行政側の受け入れ側、ないしは責任分野このことにつきましては、現場

を中心といたしまして、最も近代的な手法を講ずるようにするということ、それから、市民の方に対しては協力をいただく、理解をいただく、これが大変重大でありますから、その手段として、また、広報公聴手段が必要ということになってまいります。広報公聴手段に最近目覚ましい進歩があるわけでございますから、これを積極的に取り入れる方法がなければならないと思います。必ずしもまだ知識十分ではございませんが、いま御指摘、あるいは御指導の中にありました。特に大気汚染につきましての基準度のちょっと日野市が甘いんではないかという部分につきましては、現場に特にＨＣℓ－塩化水素関係では、かって新しい発想をいたしまして、各地から注目されたという成果を上げておる技術者もおります。その人たちを中心として、大気汚染に対する厳しい自己規制をこの新炉建設の際、いまからもう一遍チェックをしてみたい、このように考えております。

それから、ニューメディアによる、市民に対する理解か進めるＰＲ手段これらについても、できるだけの有効な措置をとってまいりたい。内部にチームを設けて、今後より具体的な検討等に取り組みたい、このように思っております。（「議長、終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　これをもって１５の1. 清掃業務の課題（特に有害ごみ問題）と広報活動に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時１５分休憩

午後４時３２分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

１６の1. 第4期革新日野市政が目指す重点政策、１６の2. 交通安全対策についての通告質問者、米沢照男君より取り下げの申し出がありましたので、取り下げます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決しました。

１７の1. 違法な市の給与制度「通し号俸制」の早急な見直しについての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔１８番議員登壇〕

○１８番（古賀俊昭君）　一般質問を行います。

今議会における一般質問の初日、１８日でありますが、森田市長は、古谷太郎議員の、私たちの日野市の大切な財産であります、河川や用水路の清流の復活を願う質問に対する答弁の中で、市政最高責任者としては、全く情けないことをおっしゃったのであります。つまり、「社会の動向の変化まで自治体の責任と言われると困る」という発言であります。社会の動向、変化に正確かつ迅速に対応していくのが政治であり、また行政であって、そのことによってまた新たな社会の状況をつくり上げていくわけでありますから、市長のこの社会の動向など、私は関係ありませんというまるで他人ごとと言わんばかりの意識は、全く驚かされたのであります。きょう質問をいたしませ給与体係の問題もまさに社会動向の変化の中で、自治体の責任が問われているわけでありますから、そんなことを言われても困りますじゃ、こちらの方、また、市民が困るわけであります。日野市という自治体の中の総括責任者であるわけでありますから、ひとつこの場で認識を改めていただくことをまずお願いをしておきたいと思います。

われわれは、日野市を少しでも住みよい町にしたい、そして、他市に対しても誇れるような町にしていきたいと心から願っているわけであります。つまり、日野市は、りっぱだと高い評価を受けられるような市でありたいそう願ってわれわれは、努力をまたしているわけでもあります。では、具体的にどうすればよいか。簡潔に表現をするならば、それは、市民の皆さんが納めてくださっている税金を効果的に使って、節約をして、いかにすぐれた行政サービスを市民に対して提供するかということに徹すればいいわけであります。しかし、そのためには、人材一人が日野市のこの市役所の中に得られなくてはなりません。まず市長には高い見識、そして、確かな行政手腕、これが求められるわけでありますが、日野市の場合は、まずここで、大きな問題を抱えているわけであります。同時に毎日、市役所の中で、直接市の業務に携わる職員の皆さん、この皆さんが、やる気、そして意欲といったものをこれらを持つことが大きくものを言ってくるわけであります。そこで職務、つまり、やっている仕事に対するその反対給付として支給される給与、この仕事に対して支払われる給与というものの評価、これがある面では、その仕

事をやっている方にとっては、大変励みにもなるわけでありますから、給与体系やその運用、この問題は、非常に重要なのであります。特に、いま市民の皆さんから強い調子の厳しい目がこの地方自治体にも寄せられているわけであります。行政改革の大きな主要な柱として、早急な見直しを迫られているわけでありますから、そのことは、なおさら重要になってくると思います。この給与問題についての情報は、以前と違いまして、多くのマスコミや、また、われわれ議会などからさまざまな形で市民に提供され、いまや、市側や職員組合の言いわけやへ理屈的な弁明が通用しない段階に来ているのではないでしょうか。つまり、真険な市民の目に行政側や議会がどうこたえることができるか、地方自治の真価が問われているときでもあります。これから具体的な質問に入っていきますが、給与制度の適正化、また適法化については、私ども議会でも再三にわたって指摘を繰り返しているんですが、一向に検討が加えられていくという兆候を見ることはできません。全く伺えないわけであります。ちょうど1年前の6月議会で、退職手当等を含む日野市の給与制度の是正を求める決議が可決をされるわけでありますが、1年を経過したこの議会でも何も出てきておりません。条例の改正案は、提出されてきていないのであります。私は、この給与条例については、市長が勝手にいじることができない、何か特別な理由があるのではないかなということを、いま、感じております。いわゆる日野市の給与制度、通し号俸制、この通し号俸制を中心にした給与条例は、市長が、ちょうど１２年前に初当選をした昭和４８年、この年の１２月議会に、議案第１０５号として提案をされているんです。選挙は4月にございましたから、猛スピードでみごとな早わざで、この条例改正案をものにしたわけであります。森田市長は、この昭和４８年の１２月議会のこの条例改正案の提案理由説明でこのように言っております。職員組合の要求に基づき、都下各市の給与改定状況を勘案し、組合交渉の結果、妥結を見ましたので、改正いたしたく提案するものであります。これには、ベアの改定のことも、意味として含まれているのは、当然でありますが、しかし、同一年齢、そして同一賃金、つまり、一緒に市役使に入所した方は、ある方は部長さんになったり、また課長さんになったりしても、また、別の方が仮に一般職員の方であれば、全く同じ賃金である、というこの給与体系、これをつくり上げた。つまり、それまであったいわゆる職務給、職階に基づく給与制度を根底から覆した、つまり、革命的な給与制度に変えたということでありますから、これを組合交渉を繰り返しながら、まとめる際には、必ず職員組合との間に、何らかのたとえば念書、あるいは覚書のような労使間で取り交わされた協定書が作成されているのではないかなと思うわけであります。通し号俸制、これを実施するに当たり、これは翌年の昭和４９年の1月1日から実施されまして、3カ年ぐらいにわたっていろいろ各職員の方の給与調整が行われ、昇給が図られたわけです。この給与制度を実施するに当たって労使間で取り交わされた、いま申し上げました協定書、または覚書のたぐいに当たるような、いわゆるそうした協定書のようなものが存在をするのかどうか。これをまず第1問として、質問をいたします。非常に大切なことですから、特に明確に答弁をお願いをいたしておきます。

次に、2問目に入りますが、私は日野市のこの給与制度、通し号俸制と呼ばれているこの制度そのものは、職務給を定めた地方公務員法に違反をしている、かねてから主張しているわけです。市長は、前回の3月議会でもいろいろ不都合な点はあるようだ、というようなあいまいな答弁は確かにしておられるんですが、もう一度この通し号俸制という年齢給、これは、私は違法ではないかということで、市長にいつもお尋ねしているんですが、いま一つはっきりしておりません。ここでもう一度違法とお考えになるのか、あるいはまたまた合法と確信を持っておられるのか。これも2問目としてお伺いをしておきます。

次に、3番目の質問であります。現行の給与制度、これは、職務給の考え方が否定をされているということであります。部長さんや課長さんは、責任は一般の職員の方よりも大きいわけであります。つまり、責任は、余計に伴っている割には、それが評価されていないわけでありますから、幹部の職員の方にとっては、冷たいものになっているといいますか、非常に冷遇的な給与制度ではないかと思うんです。士気の高揚を求めるということで、その辺が私は、ネックになっているのではないかなというふうに強く感じるんですが、現行のこの給与制度、つまり、通し号俸制でいく間だけでも、期末手当この間6月１５日に支給されました。勤勉手当いわゆるボーナスに管理職手当を含めるべきだと私、考えますが、そのお考えがあるかどうか、3問目としてお尋ねをいたします。これは、前回もお聞きをしたんですが、時間がなくて市長は、このことには全くお触れになりませんでしたので、改めてここでお聞きする次第であります。

次に、4番目の質問であります。これは、いま、新聞各紙でもいろいろ取り上げられておりますが、有給夏休みについてであります。国家公務員の場合、また、民間の会社では年２０の年次休暇の中から夏休みをとるわけですが、不思議なことに地方自治体には、別に有給の夏休みがあって、この日数は、労使間の力関係で決まっているようであります。市民の批判も強ま

っていると思いますが、自治省の調べでは、これは昭和５７年度中に全国で１７４の自治体が、この有給夏休みを廃止しております。また、３６０の自治体が日数を１日から３日ぐらい削減をしているわけであります。全地方自治体3,325団体のうちで1,959といいますから、自治体の大体６割近くが実施をしている制度ではあるんですが、この休暇がだんだんと肥大をしてきたということで、いま、批判の対象になっているんではないかなと思うんです。また、ことしは民間企業は、どのような夏休の取り方をしているんだろうかということで、この間新聞にも出ておりましたが、民間企業の2,000社の夏休みを調査した産業労働調査所の調査結果を見てみますと、平均で夏休みが5.3日であります。大企業は大体６日、中企業は5.4、小企業で4.7となっております。これらの民間の方は、年休をいわゆる２０日の年給と、土曜、日曜という休みをつなげて、いろいろ工夫をしながら夏休みをとっているわけです。私が、昨年９月議会でごの問題を質問しましたときに、市長は、短縮をする方向で検討すると前向きといいすすか、市長の答弁があったわけです。議事録にちゃんと書いてありますからうそじゃありません。梅雨に入りましていろいろ暑くなってきますから、みんな夏休みは、ことしは何日になるのかなということで、いろいろ気もてぞろな面も職員の方の中にはいらっしゃるわもわかりませんが、いま現在、労使間でどのような話し合い、まとまったのかもわかりませんが、交渉が行われているのか。つまり、ことしは何日にしたいなと、市長はお考えになっているのか、お答えをいただきたいと思います。去年は、１人で大体１０の休みのうち9.5日を消化したというのが、９月議会で答弁がございました。この点をことしはどうかをお尋ねをい現します。４番目であります。

次に、５番目の質問、これは、定年制の条例制定についてであります。御承知のとおり、昭和５６年第９５回国会で地方公務員法の一部改正が行われまして、いわゆる定年制法が、この年の１１月２０日に交付をされたわけであります。これによって、明年昭和６０年３月３１日から、定年制が実施されるわけでありますが、日野市における、条例の提出はいつになるのか、これをお尋ねをいたします。そして、いま、いろいろ議論もあるわけでありますが、その内容、つまり、一般行政職と現業職、これを同じ６０歳定年にするのか、この辺の市側の考え方が固まっているかどうかもあわせてお尋ねをいたします。

次に、６番目、これはストのことに関してなんですが、地方公務員法の３７条に違反する事件、この措置についてお伺いをいたします。ことしの２月２２、２３、２４日、いわゆるベア

の闘争と称して、市側の警告を無視して違法ストが、この日野市で行われました。市役所で行われたわけであります。一連の違法ストに対する処分は、行わないのかどうか、これもお尋ねをいたします。

７番目は、これが一つの最後の質問にいたしますが、有給職免、これと組合活動についてお聞きをいたします。現在職員組合にかかわって、いわゆる組合の活動に関して、有給職免事項、つまり、組合活動休暇といってもいいかもわかりませんが、これにはどんなものが事項としてあるのか。その事項と昭和５８年度中に、その有給職免で休みをとった人の延べ人数、及びその時間数を教えていただきたいと思います。

以上７点について御答弁をいただき、追って再質問をさせていただきます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　７項目についての質問でございます。お答えを申し上げていきたいと思います。

まず第１番目に、協定書が昭和４８年当時、市側と組合側との間に給与制度についての協定書があるのかということでございます。これは、今議会の中でも、１２日の日にお話し申し上げておるかと思うわけでございますけれども、今日の給与制度というものになりました契機につきましては、その当時高度成長というふうなことで、なかなか現業員、あるいは給食、あるいは用務員こういう職種の人間の採用というのが、なかなか困難であったというふうな背景の中から、給与制度の見直し等が要求され、あるいは給与制度の改正が行われたという契機にあるわけでございますので、協定書の存在等はございません。それから、現在の給与制度が違法かどうかということでございますけれども、違法とは考えておらないわけでございます。毎年の議会の承認等も賜っておるわけでございますし、もともと官公吏の給与制度というのは、新しい公務員法が施行される昭和２５年以前におきましては、年齢給であり、年功序列給であり、あるいは生活給であったわけでございますけれども、やはり時代の変遷という中での職務給というものに少しずつ変わってきておるわけでございますけれども、日野市における、この通し号俸というふうにおっしゃられておるわけでございますけれども、昭和４８年当時導入したときは、現在もそうでございますけれども、５等級に分類されております。今日問題になりますのは、頭打ち制度をさらに後年において、４８年以後において、頭打ち制度というものの制限がなくなったということによって、五つの号俸が連結するような形態が生れてきたということで

ございます。４８年当時は、厳密に頭打ち制というものがございましたので、渡るような形態は、なかったわけでございます。そういう意味でいきますと、職務給の一つの形態であったわけでございます。ですから、職務給を否定したところの給与制度ではなかったわけでございますけれども、その後、頭打ち制度というのが、要するに入り込んだというところに、多少の問題点があるわけでございまして、今後の問題点として、やはり改善していく必要がある、このように考えているわけでございます。それから、そういう意味におきましても、違法というふうな考え方は、持っておらないわけでございます。４８年当時の情勢に適応してやったわけでございますけれども、御指摘のように今日においては、やはり行政が大きく変わってきておるわけでございますので、そういう面では、再考する必要があるだろうというふうに考えておるわけでございます。御意見として、やはり、聞くべきものは聞いていきたいというふうに素直に考えておるわけでございます。ボーナスでございますけれども、ボーナスにつきましては、よく管理職について、管理職手当を一部入れたらどうなんだ、よくわかるわけでございます。都下においては、１市導入しているところがあるわけでございます。それから、東京都、国においても、ボーナス時に管理職手当を算入しているという例がございます。われわれも現状の職務給のあり方の中において、ボーナスを考えていきたいというふうな考え方を基本的には持っておるわけでございます。どういう形で実現するかということについて、もう少し検討させていきたい。そういう考え方は持っております。そういうことでございます。

それから、夏休みでございます。夏休みは、日野市は、去年から１０日になっておをわけでございます。都下におきましては、１０日の夏休みが１０市でございます。それから、９日が１４市、大体９日か、１０日というふうなことで、８日の市が１市ございます。それから、６日の市が１市、これで２６市になるわけなんですけれども、昭和３８年ごろ夏休制度というのができて、それから、１日ぐらいずつだんだんふやしてきまして、１０日になってきているわけでございますけれども、５０年ちょっと前に、４週５休制度が導入されました。やはり、その時点で、夏休みそれ自体も考えていくべきではなかったかという反省を持っているわけでございますけれども、昭和３８年当時、これは、日本の労働者というのは、働き過ぎなんだ、というふうな社会的な世界的な批判がございます。そういう中で、要するに、世界的な日本の要するに低賃金というか、働き過ぎというか、そういうものに対する批判をかわす一つとして、一般化しているわけでございますし、それから、もう一つは、われわれ地方公務員というのは、

市民に対するサービスが第一でございます。ですから、市民の運動場だとか、あるいはいろんな市民の厚生施設というものが、第一番でございまして、市の職員に対する夏期の要するに厚生施設というものについては、非常に国家公務員から見ましても、非常に少ないわけでございます。なおさら、新しくできた市で、急激に市民が増加している市におきましては、市民に対する諸施設というのが、第一番でございまして、そういう面からも、職員に対する、要するに疲労回復だとか、厚生施設だとか、そういうものが非常に少ないんじゃないかという要求が、やはり各市に起きておるわけでございます。その間の夏における厚生の一つのあり方、あるいは職員の疲労回復、そういう面におけるところの手だてとして、この夏休が生れてきたわけでございます。国の方からは、年休でなるべく肩がわりするようようにという指導等もあったわけでございますけれども、そういうふうな社会的な背景、あるいは世界的な、要するに働き過ぎというふうな状況の中から、夏休というものが生れ、１０日になっておるわけでございますけれども、組合と再三交渉しておるわけでございます。よその市もいろいろ交渉しておるわけでございます。その各市の足並みを見てというわけじゃございません。やたらに苦労してこじらせてもあれなわけでございますので、有効な時点で、有効な交渉をし、御期待に沿う、大体御指摘のようにことしは、民間の会社は5.4ぐらいでございますか、東京都は5,5でございます。東京都の方からの指導も早急に5.5程度に是正しなさい。これが民間水準なんだ、こういうことで助役会でもそれを一つの目安にしておるわけでございます。一挙にというわけにはいかないわけでございますけれども、最大の努力をしていきたいということで交渉しているわけでございます。交渉の方が気おくれをしているわけじゃございません。最高のタイミングで交渉していきたいというふうなことで、交渉の途中にございますので、少しお待ち願いたいと思います。

それから、定年制でございます。おっしゃるとおり、６０年の３月３１日に、要するに初めての定年制というものが施行されるわけでございます。これにつきましては、昨年、何といいましても１１７カ月、これは、この率でいただいた方はいないわけですけれども、条例上は、１１７カ月ということで、新聞記事になりやすいような、要するにだれも使わない規定ですけれども、規定では１１７カ月というふうなものでございますので、組合と早急に…(「4,000万と言った方が早い」と呼ぶ者あり)はい、引き下げるということで、６０年の3月には、８９カ月まで引き下げるという話が、１１７カ月から、よその市から見ると急激な急降下でござい

ますけれども、引き下げの話がついておるわけでございます。あとは６０歳で、要するに現業職は、現在６５歳になっていますので、これを６０歳にしよう。それから、事務職も６０歳、お医者さんにつきましては、東京都、国の要するに取り扱いというのが、６５歳でございますので、それによるべきだと思っております。

国の指導も、一般職もそれから現業職も、作業職もすべて６０歳だという指導でございますので、その方向で９月議会には提案したい、こう思っておるわけでございます。それで、６月議会に御提出できなかったのは、暫定的な取り扱いで、もう少し組合と煮詰めていきたいという問題がございますので、６月にはできなかったわけでございますけれども、９月には、ぜひ提案したい、こういうことでございます。これにつきましては、一般職も作業職も６０歳、こういう考え方で、お医者さんは６５歳、そういう考え方でございます。

それから、第６番目の地公法の３７条違反というふうなことでございますけれども、これは、２月のときのベアについてのストでございます。これにつきましては、それぞれ賃金カットは実施しておるわけでございます。それから、２月のこの段階での助役として、お答え申し上げておるわけでございますけれども、１時間とか、２時間というふうなストというふうなことを３日続けてやっておをわけでございますけれども、市立病院の状態、あるいは保育園の状態、それから、学校における給食の状態、それぞれ全部細かく調べておるわけでございますけれども、それから、この時点におきましては、ちょうど税金の申告時期でございました。そういう事態等市民に困るような事態というものは、労使両方で協議しまして、それぞれその職場からは職員を抜かないように、あるいは診療に大きなそごを来さないようにというふうなこと等を十分にやっておりますので、ストによる被害というものは大きなそごはなかったということで、助役の考え方としまして、経済的な賃金カットの制裁以外はやりませんということを申し上げておる次第でございますので、いまもその考え方には変わりがないわけでございます。

それから、有休免職についてのことでございますけれども、これにつきましては、地公法の５５条の８項、あるいは55条の２の何号ですか、給与を受けながらというのがございます。給与を受けながら交渉できる、ここから、「ながら条例」というふうな、給与を受けながらという条例が発想されたり、制定されたというふうな状況になっておるわけでございます。これにつきましては、昭和55年ですか、ちょうど、私が総務部長になった当時でございますけれども、東京都と大きく打ち合わせまして、日野市における、組合活動の休みだとか、あるいは有給職

免というものについて、大きく両方で協議しながら、大きく制約していく、そういうなるべく制限していくというような状態になっておるわけでございまして、現状を他市と比較しますと、大体大きな市と比べますと、日野の場合には４分の１ぐらいに年間なっております。それから、同じぐらいの市と比べましても半分とこういうふうな状況でございます。それで、条例を見ますと、５５条の8項だとか、５５条の２のあれを見ますと、交渉、組合と理事者と交渉する、あるいは当局と交渉する。日野市の当局と職員団体が交渉するときは、給与を受けながらというのは、時間内における団体交渉だけということになっておるわけでございますけれども、さっき言いましたようによその４分の１、あるいは２分の２という状態ということについては、こういうことでございます。時間内において、交渉の準備行為、そういう準備行為も含めて、ながら、給与を受けながらの職員団体の行為として、承認していくこういうことでございます。こういう取り扱いについては、２６市共通したものもございます。それから、われわれの指導を受けている手段においても、そういう「ながら条例」というものの存在がはっきりしておるわけでございます。それから、民間企業におきましても、やはり、不当労働行為いうなことではなしに、組合活動を民主的な形で育成していくという形でのあり方として、あるわけでございます。それで、市におきましても、市の職員組合というものを職員団体として、民主的に育成していくという面からは、多少のながら行為というのは、必要ではないだろうか、そのように考えておっての処置でございます。ですから、人員といいますのは、何倍というようなことを申し上げましたけれども、人員は６８人、６００時間日野でございます。これから見ると、日野と同じような市は、倍の市もございます。日野よりはるかに大きい市では４倍のところもあります。そういうところであって、このあり方必ずしも過度になりますと、民主的な育成の領域を越えるわけでございますので、昭和５５年それを規制してきておるわけでございます。その結果、さっき申し上げましたように、年間で６８人、それから、時間にして６００というふうな状況でございます。交渉の時間も入りますけれども、それ以前の準備行為というものも含めて給与を受けながらの、ながら行為として認めている、こういうことでございます。よその市から見ると非常に一応少ない状態でございます。以上でございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　再質問いたします。

最後のちょっと助役がいまお答えになった、人数と時間数、いわゆる組合活動の有給職免の

ことなんですが、私がお聞きしたのは、つまり、職免規則の第２条のいわゆる１、これを適用している有給職免の事項は、どんなものがあるかということとその時間をお聞きしたんです。ですから、いま、助役がお答えになったことと全然違うんです。もう一度その点お答えいただけますか。総務部長でもよろしいです。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　それでは、有給職免の関連でございますが、御質問にお答えしたいと思います。

まず、職免に関する条例の第２条の３号に規則委任という形で、規則に委任されております。

規則の第２条の１号、職員が職員団体の運営のために特に云々ということで、これが職免の該当になるわけでございます。さらに、いま、助役が申し上げました「ながら条例」というのが、これは日野市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例、こういうことで法第５５条８号の規定に基づき、適法な交渉を行う場合、こういう定めがございます。適法な交渉につきましては、予備交渉も含むんだ、それから、先ほども申し上げました運用、組合の運用こういう面も含む、こういう解釈が成り立つわけでございます。それで、５８年の時間数につきまして、あるいは内容につきまして申し上げますと、延べ人数が８７８人でございまして、時間数にいたしまして、4,１２５.７時間でございます。それで、いま申し上げたのは、私の方の助役との連絡が不徹底でございまして、申しわけありませんが、いま、助役が申し上げましたのは、第一ブロックの全部の調査をした内容を申し上げたわけでございまして、それにつきましては、年度が５６年だったと思いますけれども、そういう形で御資料を差し上げてありますけれども、それ以降についても大差がございません。それで、一応項目でございますが、有給職免として扱っている事項といたしましては、自治労等の上部団体の定期大会、あるいは臨時大会に出席する場合、それから、上期団体の会議等に組合代表として出席する場合、それから上記団体の研修等に組合代表として参加する場合、それから、組合主催による行事等の準備に参加する場合、それから庁内で行います執行委員会及び各種部会等に出席する場合、こういう内容で有給職免を実施している、こういうことでございます。以上です。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　わかりました。そのことは、これからまた少し議論したいと思いますが、まず、夏休みの方は、「やみ夏休み」なんて言われておりますが、見直すという

ことは、私、皆さんもお聞きになっていてそうだと思いますが、少しは組合の皆さんにも理解を得て、１０日は少し下回るんではないかという感触も持ちましたが、一遍に廃止をしたり、それから、東京都並みに一度にするというのは、ちょっと大変だと思うんですが、せめて都並みをやはり目指すということだけは、一つ目標として、おいておくべきだと思いますので、そのことを申し上げておきます。

それから、定年制のことも９月に出てくるそうでありまして、一部の自治体では、現業の方の定年を６０歳じゃなくて、６３歳にして出してちょっといろいろ物議を醸しているところもありますので、日野市は、どのようなお考えかということで、いま、確認をさせていただいたのであります。

それから、もう一つ、いわゆる違法ストのことなんですが、日野市は、いままで革新市政になって、ストライキに参加した人たちに対する処分というのは、一度も行っていないわけです。市側が警告を出して、それが今度の５８年度、５７年度のベア闘争について言いますと、それが無視をされて、窓法な行為が堂々と行われているということは事実でありますから、賃金カットのことをいま言われたんですが、賃金カットというのは、制裁でもなんでもないわけです。これは、もう何度もここで言っておりますが、働かなかった時間に対しては、給料は払わないという原則に基づいてカットするわけでありますから、やはり、いろいろな市民施設を抱えているわけですから、やはり違法なものは違法として、一つの措置をとるべきだと思います。武蔵野市では、処分を行いました。それから、東京都や横浜でも現にきちんとその辺は措置を行っているようでありますから、やはり、市側が警告を重ね、しかも、それが無視をされて違法な行為が行われるということが繰り返されるようであれば、やはり毅然とした態度で臨んでいただきたい、このように思います。これは、市長が全くやる気がないわけですから、市民の側からのやはり声というものもこれからさらに強めなくてはいけないということを感じておりますが、本来、これは、最高責任者として、市長がおやりになるべきことでありますから、この辺毎回繰り返しておりますが、ここで重ねて申し上げておきたいと思います。それから、最初に帰りまして、協定を結んだような事実はないというお話しでありました。なければないでいいんですが、しかし、先ほども言いましたように、非常にドラステックに給与制度が変わった。そこで、お互いにその決めた事項については、やはり将来にわたって保障しあう、確認をしあうということで、私は何かそういうものが当然取り交わされているのではないかなということを思

っております。しかし、当の助役がないとおっしゃるんですから、これ以上私は具体的にその存在については、何も知りませんので、ここで、いや、あるんだろうとは言えないんですが、しかし、はっきりといま存在はしないということをおっしゃいましたので、当時、中央公民館で連日組合と交渉が重ねられたそうであります。そのときに当時者として、出席をしておられた市長の方から、間違いなくそうした覚書、または協定書のようなものはないということをもう一度お答えいただければ幸いです。なければないでいいですから……。

もう一つ、そうでありますならば、議会で昨年、６月に給与制度の見直しを決議する。可決を議会でしているわけであります。そして本来ならば、市長は、こうした特にいま給与制度の問題は、市民の注目を集めているわけでありますから、行政報告などで、現状はこうだと、こういう交渉をやっている、ということをやはり私は、やってもいいのではないかと思うんです。と言いますのは、議会に対して議会が議決したものについて、対応するというのは、当然報告しねければならないはずです。いま、この給与制度の問題というのは、いろんな自治体で確かにいままでの慣例もあって、頭を悩ましている面もあるでしょう。しかし、われわれは審議機関として、いろいろ議案を審議する。そして、また、もう一つは、行政をチェックしていく、そして、やはり市民のいろいろな意見、要望というものを市政に反映させるという役目も同時に持っているわけでありますから、それを受けて出された決議が、そのまま市側において全く黙殺をされ続けるということは、ちょっと納得できないわけであります。ですから、協定のようなものが何かあって、私は、それに縛られて出すに出せない、交渉のテーブルに持ち出したくても持ち出せないような事情があるのではないかなということで、私がたくましく想像をめぐらして、そういうものがあるんじゃないかということを感じましたので、お聞きしたんです。ですから、１年間何もしないということは、非常な怠慢です。ですから、決議を受けて市長は、一切なぜこの決議を無視をしてきたのか。何もしなかったのかということをお答えをいただきたいと思います。つまり、市長の方わらは、協定書のことの確認と、１年間議会の決議受けていかなる対応をしてきたか。そのことをもう一度お聞きをしたいと思います。

もう一つ、これはまた、市長から答弁をお願いしたいと思うんですが、違法ではないということで、この通し号俸制の給与制度を合法だと考えているといういま理事者としての助役から答弁がございました。これは、最終的には、行政訴訟か何かを起こして、第三者に判断を仰ぐといいますか、そこで違法だと言わない限りは、いや違法だ合法だということは、押し問答に

なろうかと思うんです。しかし、違法だと言っている人がおります。これは、自治大臣が、そのように国会で言っているわけであります。昭和５８年９月２９日、衆議院の行政改革特別委員会で、自治大臣山本幸雄大臣が、地方自治体の給与制度の問題に触れてそのように答えているんです。ちょっとそのことを申し上げたいと思いますが、質問をしたのは、民社党の国会議院の方です。民社党は、国会では非常にいい行革に関する提言をしております。日野市議会もごりっぱであります。地方公務員の給与の乱れについて、質問がなされておりまして、通し号俸、あるいは渡りといったものを具体的に給与表を各大臣に示して、この給与制度について、大臣の所見をただしているわけです。このいわゆる渡りとか、通し号俸と呼ばれるものは、よく混同して使われるんですが、この国会では、渡り、通し号俸を非常にクロスさせた議論になっております。そこで、自治労が出しております。「労働組合とは」という冊子があるんですが、それを示して労働組合、いわゆる自治労は、この給与制度をどう考えているかということを、ここで、この議員はお話しになっています。この制度は、労働組合はこの職務職階の賃金制度を壊して、どのように生活給を確保するか真剣に追求しました。それが、渡りです　こう書いてある。そして、組合員の英知を結集して生れた政策であるということも、この自治労が出している「労働組合とは」というパンフレットに書いてある。これをどう思うかということで、この議員は、この給与制度は、国民の常識からかけ離れたことをやっているんではないか、悪いと思わないのかということで、大臣の考え方を聞いております。ここで、自治大臣山本大臣は、このように答弁しております。「ただいま、地方公務員の給与の実態について、いろいろお話がございました。渡りなどというのは、いま、御指摘のように地方公務員法２４条に給与の基本原則は書いてございますが、給与は当然に職務と責任に基づかなければならない。職務というのは、やはりその複雑性とか、困難性ということでございます。それだけにそれぞれの地位に応じて給与は支払わなければならないという原則から見まして、これは２４条に照らして適法でない。こう私どもも思っておるのであります。」こうなっております。つまり、適法ではない、違法であるということをはっきり自治大臣が言っているわけです。国会やその他のいろいろな機関でこれは議論されていることだと思うんですが、国会で、このように大臣が、はっきりこの渡りという制度について、通し号俸制ももちろん含んでいるんですが、違法だということを指摘して発言したのは初めてだそうでありますので、助役や市長が、適法ですとおっしゃって澄ましておられますが、この自治大臣の見解をお聞きになってどうお感じになるか。

これをもう一度質問をしておきます。この間３月議会でしたか、ある議員の方が、この給与制度ちょうど給与改定がございましたので、質問があったときに、総務部長は、「日野では渡りはやっておりません」こうおっしゃったんですが、渡りを突き結めて渡る必要もないように完璧に同一年齢、同一賃金にしたのが、通し号俸制なわけです。渡りには、まだ少し良心が残っている、悪いなと思いながら、ちょっ、ちょっと渡っていく、しかし、通し号俸は全くそれをやる必要がない。こういうことで、この渡りについても違法だということを自治大臣は言っているわけでありますから、もちろん、それを上回る自治労がかち取ったと言っているこの通し号俸は、当然違法だということを私は言えるというふうに思うんですが、なおかつ否定をなさるのかどうか、この点をお尋ねをいたします。

それから、もう一つ、先ほどの組合の有給職免のことなんですが、いま総務部長がおっしゃいました。組合活動に伴って、給料をもらいながら職場には出ない、これが５項目にわたって認められているということで、その５項目を総務部長が読み上げられました。そして、その時間数昭和５８年の４月１日からことしの３月３１日までで４１２５.７時間4,０００時間以上になる、延べ人数で８７８人、これを計算していきますと、どういうことがいえるか。労働基準法では、１週間に４８時間以内の労働時間ということできちんと決められております。東京都や国の場合には４３時間、日野市の場合には４２時間と１５分こういうことになっておりますから、この４２時間１５分でこの数字を割り算してみますと、９７週間お１人の方がお休みになったということになるわけです。これは、２年間です、９７週というのは、ちょうど２年になります。ですから、これをもっとわかりやすく言えば、２人の職員の方が、１年間全く市役所に来ないで仕事をしないで、１年間に平均大体５００万ほど給与を大体受けられると思いますから、２人で1,０００万有給でお休みになったということになるわけです。人が足りないといろいろ言われております。そう言って去年もことしも人員がふえました。２人の人が１年間全く出ないでも給料がまるまる保障される、これはちょっといかがなものかなという気がするわけであります。しかし、いろいろいままでの積み重ね、また慣行といったものもあると思いますが、先ほど助役がおっしゃった、ですから数字というのは、全然このいわゆる組合活動で休暇を取って給料を受けておられる方の時間数じゃないんですね。ですから、非常な使われ方をしているんじゃないかなと、私は思うわけです。それで、具体的にじゃ、どういう状況で皆さんお取りになっているのかなというのを、私もよくわかりませんから、具体的にひとつ再質

問の中で、お聞きいたします。これはことしの６月１８日の職員組合が出した市職ニュースであります。ついこの間であるわけです。これに何げなく見ておりましたら、６月の１３日に、改悪阻止行動に参加ということで、１３日に８４国民春闘共闘会議が主催した「健保改悪阻止、社会保障の後退に反対する総行動」に執行部が参加をしました。そして、この１３日に参加した人は、小菊委員長、森窪、そして、私と同じ名前の古賀、それから阿保各執行委員が、中央総決起集会に参加しました。こうなっております。そして、その後の方で、１５日、これもついこの間です。また、今度は阿保執行委員、この方が、参議員議院要請行動に参加したということで、どうもお休みを取っておられるようであります。具体的にこの１３日に参加をした４人の方と、１５日にこの行動に参加したお１人の執行委員の方、これは、先ほど読まれた項目に該当して休みを取られたんですから、何か該当したのか、あるいはまた、年休を取って、有給じゃなくてお休みを取られたのか、この方の扱いというのは、実際には市役所の中でどのように取り扱われているのかを教えていただきたいと思います。以上質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　再質問に対して１、２点の事項につき端的にお答えをいたします。

現在の給与体系に改定した組合交渉の中で、協定書が存在するかどうかということにつきましては、先ほど、助役がお答えしておりますとおり、協定などというものは、全く存在いたしておりません。

それから、第２点、現行の給与制度の号俸制ということについて疑義が主張されております。私どももいろいろこの給与制度の時代、時代に即応する改定見直し等につきましては、いろいろと苦慮するところでありますが、本来、その世相といいますか、情勢といいますか、それに対応してある時期には、社会にも容認をされ、また、場合によると評価されるという事柄が、また、社会情勢の変化によって、指弾をされる、指摘を受けるということも往々にあるわけであります。私どもの現在の認識、心境は全く同様であります。したがって、いま、とにかく自治体の行政というのは、市民の期待に正しくこたえるということであります。議会の議決は、もちろん尊重すべきことは申すまでもありません。したがいまして、改定についてのこの見解あるいは交渉ということには、すでにこれらの課題も議題としておるところであります。地公法の２４条に対します、違法、合法というのは、まだ断定はされておりませんから、したがって、

強制というふうにはとられておりませんが、要するに、対応は、そのときの市民認識、あるいは感情等に合わせて、適正な処理をしなければならない、こういう見解でおるところでございます。したがいまして、給与制度の全体の見直しということは、このときの社会的な要請だという認識に立っております。過去にも申し述べたことがありますが、ものの価値観というところの基準におきまして、私どもは、なるべく人間尊重の制度を追求したつもりではありますけれど、一方にそれが乱用されて正しくこたえられないという反省もせざるを得ない状況にあります。したがいまして、お互いの関連市の事情もありますし、これらと当局の市と、ないしは関連市との調整、そういうことの中で、正確な対応を確立していきたい。このように考えております。あとの項につきましては、資料を要する点もありますので、また、助役からお答えをいたします。

議長（高橋通夫君）　助役。

助役（赤松行雄君）　１点につきましては、市長からお答えいただきました。

２点目でございますけれども、議会におきまして、決議を賜っております。退職金につきましても、高額な退職金ということで決議をいただき、おしかりを受けておをわけでございまして、早速精力的な対応をしまして、１１７カ月というのを８０カ月台に第一段階として下げたわけでございます。第二段階としましては、東京都並みにもっていこう、こういうふうなことで交渉を重ねておるわけでございます。同様に給与制度につきましても、真剣に考えていきたい。何もしなかったんじゃないかというわけでございますけれども、前にも御報告申し上げたと思いますけれども、東京都といろいろと協議もしております。こういう診断状況なんだけれどもということで、お医者さんの意向を聞く。東京都の中におきましても、これに近いと言っとゃ失礼なんですけれど、改善すべき給与体系にあるのでございまして、５等級の給与体系を東京都の場合には、さらに細分化する、その中に一つの要するに職員の格づけの新しい合理制というものを何年間にわたって到達するというふうな準備を進めております。日野におきましても、それと同じ形でどうなんだろうというふうな相談等をしておるわけでございまして、あっけらかんとしているわけじゃございませんので、その点御理解とお許しをいただきたいと思います。それから、非常に違法じゃないか、こういうことなんですけれども、国と、やはり地方自治でございます。違法というふうなことは、言い切れるわけじゃございません。お互いに国から勧告とか是正とかいうふうな関係はございますけれども、やはり基礎的な公共団体として国に協力する、お互いに協力していくというふうな行政関係だろうと思います。それと同時にひとつごらんになっていただきたいのは、２４条を論じておるわけでございますけれども、地方公務員法の２３条でございます。これは速やかに職階制をしけこういうことなんです。この職階制をしいている都道府県なり、市町村なり、まだ日本には１市もないんです。国は職階制をしいています。だけれども、都道府県どこを見たって職階制まだしいてないんですよ。公務員法にあるんです。２５年に制定された公務員法にあたるところの２３条の職階制は、どこもしいていない。これは、日本全国みんな違法ということになるわけなんです，それぞれに努力しているわけです。教育職は入れるなとか、職階制に、研究職は入れるなとか、いろんな議論があるわけなんです。議論の中から、私たちは、さっき言いましたやはり時代にそぐわないものは、早急に改めていかなけりゃならないんだ。能率に関係するもの、市民の要するにサービスの能率にかかわるものは早くしなければならないというふうなことで、勉強していくつもりでございますので、何とぞそういうふうに御理解賜りたいと思います。時代が変わって、要するに給与体系も変わっていく必要がある。要するに昔のように何人もいない職員ではございません。３年、５年に１人後輩が入ってくる、そういうところでは、完全に年功序列で支配し切れるわけなんですけれど、１年に１００人も１５０人も入るときもあるわけでございますので、やはり新しい管理体系をつくらなければならない、そういう考え方でおりますので、その点は、そのように御理解いただきたいと思います。違法じゃない、というふうなことで、やはり厳しく承っておらないということじゃなくて、厳しく受けとめておるわけでございます。それから、納合の職免でございますけれど、私、さっきから５５年うそじゃないわけなんです。（「私は、５８年度をお聞きしたんです」と呼ぶ者あり）はい、はい、５８年はこんなにふえた、もう少し、やはり考えていかないと、さっき言いましたように、確かに前からこの５項目でやっているわけなんです。５項目でやっていることは間違いございません。ですけれども、ストだとか、ストライキだとか、政治的なデモだとかいうものじゃなくて、組合が……（「それは、いいです」と呼ぶ者あり）その積み上げの準備行為として許している、ということで、やにり正当な形での組合の経済的な問題の現況ということで、民主的な職員団体を育成するということでやっておるわけでございます。それから、６月の１３日、これにつきましては、きとんとした届け出がないもの、こちらで許可したものでないものは、そのようにいたします。きちっといたします。そういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　いま、助役が最後の私、この市職ニュースのことについて答弁があったんですが、給与制度のことは、いろいろ歴史的な経過もある、だから、職階制をそのままストレートにたとえば教育職、たとえば一般職、技能職と分けて、幾つかの給与をつくってしまえと言っているんじゃないんですよ。ですから、たとえば号級間の格差を１等級から２等級、３等級ぐらいにかけては、２等級ぐらいにはつける。そして同じいま間差でずっと縦に並んでいるわけですから、それにたとえば差をもたせるというようなことも工夫としてできる、そういうことをいろいろ考えてもらいたいということなんです。

そして、もう一つ、この中央集会かなんかに参加されたこの３人の人は、じゃ、何の届けも出さずにまず市役所には１３日には来なかったんですね。この４人の方は、どうなんです。じゃ、お休みになるわけです。つまり、有給ではないんですね。じゃ、ちょっと私ね、ちょっといいですか、もうすでに皆さんも、それから、当局も御存じだと思うんですが、職免で休む場合の規定というのが、きちんと条例で書かれていますね。つまり、あらかじめきちんと許可を受けなさい。手続が書かれているんです。そういうことがきちんと取られてお休みになっていなければ、有給にはならないわけですから、その取り扱いはどうなんですか。（「でたらめやるんなら、だめなんだよ、当然懲戒だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　はい、おっしゃるとおりでございます。おっしゃるとおりのきちんとした手続が事前に与えられるというのが正当でございます。よく調べまして、そうでないものについては、さっき言ったようにきちっとした措置をいたします。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私は、たまたまこの一般質問を通告しましたら、こういうビラを見ましたので、有給職免と組合活動というものは、どういうふうに取り扱われているのかなということを知りたいために、私は、これを質問したわけです。これは通告をしておきました。これを聞きますから、どのような取り扱いになったんですか、取り扱いをしたんですか、ということをいまお答えになれるはずです。つまり、職場の上司の人にあした休むとか、こういうことで休むからあした来ないよというような連絡があったのか、つまり、有給職免の扱いになるのか、どうかということを教えてもらいたいんです。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　細かいことを私聞きました。それで、はっきり指示しておきました。きちっとした届けをせずに言えば職場離脱でございます。それは許せない。それはきちっとしようと思っています。私の方からそう言ってあります。ただそれについて、１人１人がどうかということは、まだ聞いていないですよ。ただ落ちつけるところは、職場離脱であるんだから、きちっとやりなさい、そういうことだけは命令してございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　つまり、いまの助役の御答弁から判断というか、簡単にだれでもわかるんですね。要するに何の連絡もなく、何の手続もしないで休んだということですね。間違いないんですね。じゃあ有給職免になるはずは絶対にないわけです。手続はきちんと決められているわけです。（「健康課長が、だから病気になってしまうんだよ」と呼ぶ者あり）どうですか。

○議長（高橋通夫君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　ですから、先ほど、私の方からは、取り扱いについては、命令しておいた、だけれど、１人１人がどうかということは、まだ聞いていません。ですから、きちっと調べた上で措置します。そういうことでございます。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　非常にルーズな人事管理が行われているということですね。組合の幹部の人たちは、やはりそれなりの自負と公僕としての誇り、そうしたものを持って私は仕事をしておられたんじゃないかと思います。あした行こうか、行くまいか、そのときの仮に気分で休んだとしても、こうした行事に参加したかどうかは、上司はわからないわけです。だから、こういう慣行が、長年もしかすると続いてきたんじゃないかなというふうに判断せざるを得ません。厳格な対応をここでお願いして、また、報告を改めてお願いをしておきたいと思います。組合活動に対する職免の基準というのが非常にあいまいになっている。そして、これは、もし私がこれを聞きますよということを言わなければ、多分有給職免になったんじゃないかと思うんです。ですから、ひとつその辺をはっきりさせることが、正常な労使関係をつくるもとになるわけです。そういうところをいいかげんにやっていて、何かむずかしいことをお互いに話し合って解決しようとしても無理なんであって、まず条例でそうしたものをきちんと

はっきりさせる。そして、それが守られるようにしていく、そして、労使関係の正常な確立をやはりやっていかないと、たまたま私が見たビラでちょっと聞こうかなと思っても、もうこういうことになってしまう。ですから、ひとつまた後で、どのようにこの件は処理をされたのか、お聞きしますので、きちんとまた答弁をお願いをしておきます。時間があれなんですが、私、ちょっと市長にどうしても聞いておきたいということがありましたので、ここで市長に全く別の角度から、日野市の通し号俸制について、所見を伺いたいと思います。私が先日、市長に、市長は社会主義者を自認しておられるから云々というお話ししましたら、社会主義者じゃないんだけれども、社会主義が大好きだというような何かお話を、信奉しているというようなことをお話になりました。社会主義を信奉している人のことを社会主義者というんですよ。ですから、人ごとみたいなこういうことじゃ世の中変革できないんであって、社会主義者は、この世の中をひっくり返して変えていかなくちゃいけないわけですから、もう少し自分が社会主義者なら、社会主義者らしく、そんな人ごとみたいなことをおっしゃらないで、馬場委員からの指摘もありました、はっきりしているんですから、その辺は、よく自覚されないと、仲間の人からしかられるんじゃないかと思います。社会主義と共産主義の違い、どう違うか。マルクスという人がこれは、こう違うんだということを言っています。まず社会主義というのは、能力に応じて働き、その労働に応じて取るというのが社会主義、共産主義というのは、各人が能力に応じて働いて必要に応じて取る。これが共産主義だということが、マルクスのゴータ綱領批判という中にきちんと書いてあります。

だとするならば、いまの通し号俸制は、共産主義的な給与制度なのか、社会主義的な給与制度なのか、市長は、社会主義者なんですから、おれは、こういう給与制度だと思うということが、きちんと出てくると思うんですね。ひとつ、つまり労働に応じて取るべきなのか、必要に応じて給与というものは取るべきなのか。市長は、この通し号俸をどのように考えておられるか、最後にお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、人間尊重主義者とでも……（「何を言うんだよ」「そのとおり」と呼ぶ者あり）以上をもってお答えといたします。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　共産党の人がいろいろ何か言ってますけれど、やっぱりマルクスというのは、自分たちの教祖様ですから、マルクスの言ったことを余り批判なさらない方

がいいと思います。また、修正主義とか、いろいろ議論が起きてくると大変ですから、私が言いたかったのは、いまの給与制度は生活給ということを市長がおっしゃいます。つまり、能力に応じて働いて、必要に応じて取る給与制度なんです。これは共産主義なんです。私は、社会社会主義者とおっしやる市長とはちょっと違ってくるんですね。だから、市長の主義主張とやっておられることが矛盾していると思いますので、ここで、指摘をしておきたいと思います。ここで、指摘をしておきたいと思います。いよいよ時間も迫ってきたんですが、自治体の主人公というのは、森田市長でもなければ、赤松助役でもないわけです、市民１人１人が自治体の主人公です。ですから、その市民からやはり悪平等ではないか、いろいろ批判が高まっているこうした給与制度をいろいろ見直していきたいとはおっしゃっているんですが、やはり温存するというような姿勢ではなくて、やはり見直すならば、果敢にやっていくという姿勢をやはり、議会においても、私たちももちろんそれについては応援をしたいと思いますし、ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。議会の議決が一日も早く実現をして、いまの給与制度が改められまして、職員の方が誇りを持って士気高らかに市役所の中で、働いていただけるように心から願いまして、この給与制度についての質問を終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１７の１．違法な市の給与制度「通し号俸制」の早急な見直しに関する質問を終わります。

１７の２．小・中学校の卒業式、入学式等の公式行事においては国旗掲揚と国家斉唱の実施を正しく指導せよについての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○１８番（古賀俊昭君）　時間もあれですが、これは、私は前回も通告をしておりましたので、ここで日野市の学校という公教育の場で国旗、また君が代というものが、どう取り扱われているかということをひとつ皆さんにも知っていただきたいし、改めていただきたい点も多々ありますので、ひとつ取り上げます。短くやりますので、ひとつお答えも簡単にお願いします。

私たちは国際人として、りっぱな人間になろうと思えば、まず自分の国をよく知らなければなりません。そうすれば当然自分の国の国旗や国家は、大切にするという感情は、自然に出てくるはずなんですが、ところが、この常識がなかなか自分の私たちの住んでいるこの国では、なかなか通用しないんです。特に私がお願いして調べてもらいました日野市の小中学校における、たとえば卒業式、入学式のこれらの国歌の斉唱、吹奏、演奏、また、国旗の掲揚について

は、非常にばらつさがある、そしてきちんと文部省の指導等にも従って実施をしていただいている学校もあるわけでありますので、こうしたものはぜひ、これからもそうした校長先生もいろいろ日教組が大変日野は強いものですから、君が代反対、国旗反対でやっております。ですから、ぜひ教育委員会でも学校の現場の先生、校長先生に対して、文部省の指導要領で国民の祝日などにおいて、儀式などを行う場合には、国旗を掲揚し、君が代を斉唱させることが望ましい、こうなっておりまして、これを受けて指導をしていただきたいと思うんですが、去年とことしの実施状況を見ますと、非常にばらつきが、先ほど言いましたようにある。そして結果を申し上げますと、日野にちょっとここの学校は、どういう先生方がいらっしゃるのかなということで、首をかしげたくなる学校が一つあるんです。百草台小学校、ここはいろいろ有名な日教組の活動家の先生もいらっしゃる。また、ＰＴＡには市会議員の父兄の人もいたりして、なるほどなということを思うわけですが、この百草台小学校は、やっとことしの５８年度卒業式で式場の外にやっと日の丸を１本立てたんです。それまではずっと君が代ももちろん演奏しなければ式場の外も式場内にも国旗を出さないという全く無国籍の学校であったわけです。人民民主主義日野を象徴するような学校が一つあったということで、この学校を含めて文部省の指導要綱を受けて具体的にきちんとした指導をしていただきたい。それをこれからもなさっていただくことができるかどうかお聞きをして、もう一つは、日野では、小学校で君が代を全然教えていないんです。私の子供もいま小学校の高学年になっているのがいますけれど、一度も学校で教わったことがない。学校の公教育の場で文部省の指導要綱でもきちんと国歌君が代は、各学年を通じ児童の発達段階に即して指導をするものとするということになっておりまして、各学年を通じ指導をしなくてはならないということになっているんですが、会くやっていない、これはどういうことか、ひとつこれは本当は教育委員長にお願いしたかったんですが、教育長に御答弁をお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

いま、古賀議員さんの方から御質問がありましたように、卒業式、あるいは入学式等における国旗の掲揚、これにつきましては、ほぼ大部分の学校で国旗の掲揚は行われている。ただ君が代の方ですね、国歌の方の君が代につきましては、まだまだこの教育現場における、意志統一というものがきちっとできていないというそういう面もありまして、たとえば５８年度の卒業式の際に、この君が代が斉唱されたそういう学校は８校と、それから、曲だけを演奏したそういう学校が３校、残りの１６校というのは、式次第の中にそれを取り入れない、こういうような形で卒業式が行われている。これは事実でございます。ただ私たちは、この国旗の掲揚、あるいは国歌の斉唱という問題につきましては、一応先ほどお話がありましたけれど、学習指導要領、これに基づいて現場の指導は行っております。特に自分の国の国旗、あるいは国歌それを大切にするということについては、外国の今度は国旗、国歌こういうものに対する敬意を払う、こういうような習慣というものは、子供のときから身につけておかなくちゃいけない。これが、これから先の国際社会に生きていく子供たちの指導で非常に大切なことである。このことは、やはり学校現場の先生を含めてわかっていただきたい。こういうことで指導は引き続きやってまいりたい、こう思っております。

○議長（高橋通夫君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　自分たちの国の歴史とか、伝統にことさらけちをつけまして、自分の美点といいますか、すばらしい長所をわざわざ否定して見せる。そして、喜ぶというのは、私理解できない。そして、それが戦争につながるという何か壊われたテープレコーダーじゃありませんけれど、同じことを繰り返す。これは、やはり驚くべき無知か偏見だろうと私思います。こうした短絡的な志向が日野の中から早く私は淘汰されるように心から願うものであります。

最後に一つ、日の丸のことについて御参考までに申し上げておきますが、野坂参三という共産党の国会議員がおられます。この方は、昭和２１年の８月２４日の衆議院本会議で、現行日本国憲法に反対の立場から討論をしまして、日の丸は、わが国の象徴であると衆議院の本会議で野坂参三が演設をいたしました。御参考までに申し上げて終わります。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１７の2．小・中学校の卒業式、入学式等の公式行事においては国旗掲揚と国歌斉唱の実施を正しく指導せよに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後６時３分散会

6月22日　金曜日　（第7日）

昭和 59 年
第2回定例会

日野市議会会議録　（第30号）

6月22日　金曜日　（第7日）

出席議員　（30名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	猿野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄　保君	26番	秦　正一君
27番	奥住芳雄君	28番	石坂勝夫君
29番	滝瀬敏朗君	30番	高橋通夫君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　田辺雅子君

議事日程

昭和59年6月22日（金）

午前10時開議

日程第1　一般質問

（請願上程）

日程第2　請願第59－10号　核巡航ミサイルトマホークの日本寄港を拒否し、非核三原則の完全実施を求める決議と政府に対し、意見の具申を願う請願

日程第3　請願第59－11号　市道68号線に隣接する市有地に関する陳情

本日の会議に付した事件

日程第1から第3まで

午前１０時１３分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２６名であります。

一般質問を行います。

一般質問１８の１、続　いまや社会問題になっている校内暴力と非行問題に行政も積極的に取り組めについての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔１９番議員登壇〕

○19番（市川資信君）　ただいま議長から指名されましたので、続　いまや社会問題になっている校内暴力と非行問題に行政も積極的に取り組めという件について一般質問をさせていただきます。

この件につきましては、前3月の定例議会において一般質問したわけでございますけれども、そのときに、残念ながら持ち時間がなくて継続質問ができなかったという経過の中で、さらにそれを詰めさせていただきたいということで質問させていただくわけでございます。

先般のあらましでございますけれども、要約すれば、要は青少年の犯罪というものが、刑法犯のみに限ってみても、全犯罪件数の５０％を超えたと。2年連続して５７、５８年度で超えた中で、さらにその中の中学生の、いわゆる低年齢化に伴う犯罪件数が９８％を占めておると。その低年齢化というものが、ますますエスカレートしておるという中で、この問題の提起を取り上げたわけでございます。前回、10点についての質問をしたわけでございますけれども、それについて一つ一つまた再質問をさしていただきたいと、かように存じます。

１問目でございます。１問目は、道徳教育実施状況は、日野市において、年間３５時間という定められたカリキュラムを、完全に実施されておるのかどうかという質問に対しまして、教育長の答弁でございますが，そのカリキュラムどおり実施されておるというふうにもとれる答弁があったわけですけれども、それは間違いないのかどうかが1点目の質問でございます。

２点目でございますが、大規模校に進行するにつれて、いわゆる校内暴力非行化のパーセントが高くなっておるということが、先般の議会で事細かにいろいろと資料を取りまぜなが

ら申し上げたわけでございますけれども、いわゆる私が申し上げようとするポイントは、日教組等の調査によっても、大規模校になるに従って、ソフト面でも忘れ物が多いとか、あるいは先生も名前が覚えられないとか、生徒との先生との緊密度が薄れてくるとかいう中で、非行化が大きなパーセンテージをしめ、高くなっているということも、数値をもって示したわけであります。そういったことで、６１年度をピークを迎えるについて、このままの対策で果たしていいのかどうかと、こういう質問だったわけです。それに対して教育長は、それについて学校がうまく運営できるかどうかということに対して、校長のまずリーダーシップというものを１番目に掲げて、その次に先生の指導力の向上であると、あるいは児童生徒の教育相談的な指導を、今年度重点目標の一つとして取り上げていきたいと、このような答弁をされております。

まず、この１、２について教育長の答弁をいただきたいと思うんですが。それについて、一つ、確かに校長がかわれば学校がかわると言われることも、これも事実でございますけれども、いまの学校運営というものを、私どもも議会を通して、あるいは過去においてはＰＴＡの役員等を通して、学校の内容というものをつぶさに肌で感じる中で、いまの学校運営、特に公立の小中学校については校長の存在というものが、確かに強いリーダーシップのある校長のときはよろしいんですけれども、おとなしい、やさしい校長のときにはいろいろの面の弊害が出ておる。そういった中で、そういうことを主体にした主任制度ではなかろうかと思うんですけれども。主任制度というものの機能というものが、いま十分に果たされてない各学校の現状の中で、一体校長のリーダーシップというものはどの程度ふるえるものなのかどうか。　一、二の校長の、すばらしい校長はいるけれども、全体を通じたいわゆる大変素質のある優秀な校長でありますけれども、人間的にやさしさ、おとなしいがために思うような手腕をふるいきれない学校運営というものもかいま見るわけであります。その点について、まず教育長の答弁をいただきたい、かように存じます。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。第１点の道徳教育の問題でございますけれども　日野市の小中学校 ── 全校からです。これは、教育課程の届け出というのが毎年度当初、教育委員会の方に提出されておりまして、各小中学校ともに決められた時数、これは全校にわたって確保されております。

それから、第2番目の、校長のリーダーシップという問題。確かに校長先生方の中に非常に性格のやさしい穏やかな校長先生もいらっしゃいます。ただ、教育委員会サイドといたしましては、校長会その他の機関というものを通しながら、単に校長のリーダーシップがとれるとかとれないとかという問題以上に、やはり各学校ごとに起きている青少年の問題行動とか、その他の問題につきましては、日野市全体の校長会としても対応するような手だて、そういうものもとっておりまして、先ほどお話のありました主任制度の問題等につきましても、それぞれの主任の先生方が、最近では自分自身の、いわゆる分掌関係、これらにつきまして相当積極的に取り組むようになってきていただいていると。たとえば教務主任会とか生活指導主任会、これらの主任の方々の集まりも毎月定例的に教育委員会の方では持ちまして、それぞれの分掌事務にわたっての研修等深めて、さらに、各学校間の交流、そういうものも通しながら、うちの学校ではこういうてだてでこの問題については、こんなような取り組みをしていると、そういうことも事例の一応発表等を通しながら、他校の参考になる点につきましては、自分の学校にも取り入れて対応すると、こんなような形での努力を続けていると、そんなような現状でございます。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○19番（市川資信君）　大変いま教育長簡潔な答弁で、その程度で結構ですから、余り長くなりますと質問も長くなってきますので。

３番目の質問は、教員の人事権が校長になきが等しいということを申し上げたわけでございます。それに対して教育長の答弁は、いわゆる任命権者は東京都であると。服務監督者が各市の自治体に任されているんだという答弁でございます。そのとおりでございます。私、ですからこれは、あるいは市議会で取り上げる問題ではなくて、東京都の問題だろうということにも思うんですけれども。しかし、現実に市の行政の一端にわれわれに深いかかわりあいを持っているわけですから、当然市議会でもそういった矛盾の点があれば、それを ── 疑問の点があれば質疑するのは当然であろうと思うんで申し上げているわけで。あるいは教育長の権限外の質問になろうかと思いますが、教育長が感じたままで結構ですからお答えいただければ結構だと思うんです。

いわゆる任命権者が東京都で服務監督が各自治体であると。これも十分に承知しているわけでございますが、いわゆる現実問題として私が、ある校長にこぼされたことは、新しい新

規採用の先生が、たとえばＡという学校へ来るという場合、まずその校長のもとに身上調査書というものが届くんだと。身上調査書が来て、こういう新しい先生がおたくの学校へ行くからよくお願いしたいという、ただ単に片方の通知だけでどうすることもできない。それを１名欲しいというから当然１名送ってくるわけですから。その次に採用通知書というものがまた校長のところへ来て、またそれを東京都の方へ送り返す。そして、その採用通知書を持って初めて本人が校長のもとに来て、顔を見ると、ああ、おれのイメージとずいぶん違うなと、こういう人だったのかということが、現実問題として行われておるということをお聞きしたことがあるわけです。なかなか教育長の答弁の中で、校長の希望どおりの先生を欲しがることができない。欲しくても来てもらえないというのが現実であるということが答弁の中にあるわけでございます。

先般もこの質問の中で、校長のいわゆる任命権、採用権、異動権というものが、ほとんどなきに等しいということが、国会の総括質問の中の、民社党の書記長である塚本議員の――「教育新聞」を私はここでるる読み上げたわけでございます。それを想起していただければわかるんでございますけれども、そういったところにも、いまの校長の権限のなさもさることながら、そういった主任制度の中で校長は本当に学校の中で無縁孤立化しているという現状の中で、校長にいま少しある意味の権限を与えてもよろしいんではないか。たとえば異動転任にしても、いま最近ようやく東京都の要綱も少し変わりまして、１０年たったらば校長にそれを職務権限で異動させることはできるというふうに、ようやくなったそうであります。けれども、それは１０年間ということであって、好むと好まざるとにかかわらず、あるいは父母が認めようと認めまいとかかわらず１０年まではがまんしなければならない。こういったところに大きな問題もあるわけでございます。校長には意見の具申権はあるそうですけれども、具申権以外の、いわゆる採用権とかそういった転出転入する権利はないということを伺っております。その点についても教育長の答弁を伺いたいと思うんですが。

さらに、二、三質問をまとめてお答えいただきたいと思うんでございます。

４番目に、一中の現状と対応ということの質問をしております。校長・教頭を含め大幅な人事の一新を図ったという答弁でございました。１学期もスムースに進行しているわけでございますし、いろいろと問題のあった学校だけに、多くの議員あるいは市民も憂慮している問題だろうと思うんで、人事の一新を図ったその後の一中の経過についてお答えいただきたいということ。

それから、５番目のパンフでございます。私も本当に知らなかったんですけれども、すばらしいパンフレットでございました。篤と読ましていただきまして、事細かに苦労した汗の跡がところどころにかいま見ることができるんでございます。これを見ると、中学１年生を持つ親のためにということで、「わが子も中学生、日野市教育委員会」となっているんですが、これは１年生だけに配布したんでしょうか。２年生、３年生には配布されなかったのかどうかということでございます。それと、できれば私が前般の質問で指摘したように、大変鋭い指摘はあるわけでございますけれども、いわゆるこういうスタイル、こういうお化粧、こういうものを持ち始めたらおかしいんだというようなところが、ちょっとこれ欠けているんではなかろうかなと。それは、年々確かに流行があるんで、数年おきに変わってくる可能性があります。ズボンが細かったり、太かったり、あるいは髪の毛だとか、そでだとか、かばんの持ち物だとか、そういったものの流行というものはあろうと思うんですが、そういったものも、ちょっとつけ加えられたらなおよかったんじゃないか。さらに、２年生、３年生に配られたらもっとよかったのではないかなあと思うわけであります。これ一応この３点をまたしぼって教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　教育長

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

第１点目の教職員の人事異動の際の校長の権限という問題、これも前回お話しいたしましたけれども、東京都の場合、確かに広域人事という形で都教委が任免権を持っていると。一応異動に際しましては、それぞれの先生方から、一つは異動希望というものが出されます。学校長の方は、それを取りまとめまして、地教委で校長さんとヒアリング、これは十分行っております。

いま申し上げました異動希望という、これは希望者だけが、それじゃ異動の対象になるのかと。こういうような形の中で都教委も、先生によっては１０年、１５年、２０年と同じ学校だけしか知らないと。別の意味でいうと、そう長くその学校に勤めていただいて、本当にその学校の生き字引というような形で活躍していただいている先生も、たくさんいらっしゃるわけでございますけれども、逆に東京都全体の教育というものを考えた場合には、幾つかの地区の経験をしてきた方が、その先生自身も幅を拡げると。こういう観点に立ちまして、

3年ほど前から新しい異動要綱というものをつくりまして、とにかく一応１０年というものを一つの単位にして異動の対象にすると。それから、新しく教師になったものについては６年という時間帯で３つの地区の経験をしてくる必要があると。それから、３点目に、その他異動を必要とするものと。異動を必要とするものという中には、これは、たとえば職場結婚とか、その他やはりどうしてもその学校にいることによって父兄との折り合いがうまくいかないとか、そういう特別のケース、異動を必要とするものと。こういう観点の中で問題をとらえて、学校長の方からのヒアリングに基づいて、学校長の意見を付して提出をしていると。ただ、そういうことで出た先生のかわりに、今度は受け入れる先生の場合、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、事前に校長が面接をするとかそういうことは許されておりませんでして、これはあくまでも東京都の教育委員会の一応任命権というものに基づいて配置をしてくると、このような状況でございます。

それから、２番目に一中の現状と対応はどうかということでございますけれども、この件につきましては、本年度一中の校長さん、教頭さんの異動をされまして、新しく校長さん、教頭さんもおかわりになったわけでございますけれども、新しい雰囲気の中で学校長を中心とする教職員の指導体制というもの、これは確立されてきております。なお、それとあわせて、ちょうど昨年が一中の改装工事 ── 給食室その他を含めての、これでがたついた面もありますけれども、それらの学校環境の整備、それらも完成いたしまして非常に環境的にも、そういう面では校舎が美しくよみがえったというような状況。これもありまして、最近では学校全体として比較的落ちついた状況の中で、授業等にも集中した取り組みが行われるようになってきていると。並びに生徒会活動、あるいはクラブ活動等も非常に活気が見えてきているというような形の報告を聞いております。ただ、一朝一夕で変わるというような問題ではございませんし、十分一中との連絡は密にしながら対応しているというのが現状でございます。

それから、３番目のパンフレットの関係の問題でございますけれども、教育委員会といたしましても、昨年度の非行関係の中で、市民を対象にしての、昨年の９月に４万枚ほど駅頭配布を、教育委員会あるいは指導室が中心になりながら、父母の方々に配布したチラシ、日野市の子供はみんなの財産と、明るく健やかな子供の成長を願って、という形のビラを約４万枚ほど駅頭で配布をいたしまして、そのあといま市川議員さんの方からおっしゃった「わ

が子も中学生」と、議員の先生方の交換箱にもみんな１冊ずつ入れておきましたので、ごらんになった議員の先生もいらっしゃると思いますけれども。　この中で、中学の１年生に新しく入ってくる子供の親、これを対象にいたしまして、相当親の方も、いまの中学校教育というものに関して不安を持っていると、あるいは中学生という形になった中で、自分の子供がどういう状態になるんだかというような形で、そういう不安や何かも取り除くために、内容を、希望と不安の谷間の中の中学生の姿、現在の中学生が、どんな姿で中学校教育を受けているかという中身、それから、「親の役割りと育て方」というその章、それから、最後に中学校の、中学生が問題行動や非行に走る場合、どんなことが原因になって、そういうようなどころに陥っていくかというような内容を、半年以上かかってそれぞれの学校から生活導導主任の先生方、あるいはＰＴＡの代表の方々も一緒になってつくり上げた資料でございます。できれば２年生、３年生にも配れば、さらにいいという御指摘でございますけれども、とりあえず内容が、いま言ったように新しく中学校生活を受ける子供、それの親を対象につくったものですから、新入生の親全員に４月当初、入学式の際に、あわせてこれを全部の父兄にお配りしたと、そのような現状でございます。

本年度も引き続き、いま指導室の方では、特に長期の夏休み期間に入る前に、第２回目の、子供たちの健全育成にかかわるチラシを現在作成中でございまして、夏休みに入る前に、一応市民を対象に配布するような計画。あるいは中学生に対して小学生版をぜひつくってほしいというような父兄の方々から要望もございまして、それらの問題について取り組んでいるというような現状でございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○20番（市川資信君）　まず教員の人事の問題、３点目の質問でございますけれども、学校運営というものに対して、私どもは勉強すればするほど不可解なもやもやしたものがたくさんあるように思えるわけです。たとえば一中にしても、いろいろの学校で事件が起きても、なかなか外へ出したがらない、こういう風潮があるわけです。よほど大きな新聞、あるいは警察問題にならない限りは、ほとんど一般の、あるいはその当事者同士くらいで穏密に片づけようとする空気、そういったものは長年の慣行としてだろうと思うんですけれども、先ほどの校長の面接の問題もそうなんですね、やはり。だから、前回の一般質問のときの、

あの塚本さんの新聞をかりれば、日教組が強くて押し切られてしまって、美濃部さんのまんまになって鈴木さんになってもまだ直ってないんだというようなことであるわけですけれども、果たしてそれだけかどうかわかりませんけれども。いずれにしても、やはり何か事件があったときには、最高責任者である校長のもとにすぐ来るのに、肝心の人事権、あるいは給料をもらうときには用務員さんよりボーナスは少ないとか。そういう責任だけを課せられて、その地位にふさわしい権限とか報酬というものが十分に報われてない中で、私どもはこの問題を整理すればするほどわからない問題がかいま出てくるわけです。

特に、これに付随して私は不思議に思うんですけれども、教科書問題なんていうのは最たるものではないかと思うんですが。私の私見を言うとまたいろいろと問題があるんで、やはり同じ塚本民社党の書記長の国会論戦の中の、ちょっと記事をここで読ましていただきたいと思うんですけれども。

次に、教科書の問題で、５６年度から全国の中学校で使用されていることになっている社会科の教科書は、まず口絵のカラー写真が、はち巻のデモや石油基地、横田米軍基地、生活危機突破デモ、新幹線反対デモ、権利の主張と公害反対、基地反対を示す写真で始まっている。もちろん私たちもデモを行う。労働組合と一緒にいろんな権利主張をする。それがすべて悪いということではないが、一番初めのとびらから、石油基地が悪いようなことが想定されるようになっている。中を読んでみると、権利主張とか戦争反対、もちろん戦争は反対に決まっているが、いかにもそのことが自衛隊反対につながるようになってきている。社会主義だけがユートピア、資本主義が非悪のような記述がある。また、文部省の手の届かない指導書に至っては、共産主義がユートピアとまで書いてある。こういう教科書が現場にこれから出回る。権利の主張に対して義務と責任は３０分の１から５０分の１しかページ数に載っていない。これが私たちの子供のもとに、これから３年間は基礎教育としてたたき込まれる。これが教科書の実体だ。

こういう教科書がどうして採択をされるのか調べてみた。先生方、各区ごとに集まり採択をする。そのとき、日教組から指令が飛ぶ。まず第１に戦争反対、権利主張デモ、公害反対、福祉増進、こういうものを中心に何ページどの本が余分に書いてあるかということで優先順位を決める。国家とか、責任であるとか、親に対する敬愛とか、こういうものは長い記事、さきに言ったのがいい記事というふうに基準を設け、それを研究会、研修会でたたき込む。

そうすると、教科書会社は、先生が使うのだから、使う日教組の丸の多い方に片寄って、まともな先生方の執筆者は、みな教科書会社からお払いばこになる、こういう形で教科書が採用されてくる。

こういうふうに指摘して、なおこの間に文部大臣が答弁しているわけですけれども、塚本書記長は、さらに

検定と関係のない指導書になるともっとひどくなる。「ユートピアは共産主義」などと指導書で教えなさいとやっている。と、これは文部省の手が届かない。世間では、教科書は共産主義の先生がつくる、教えるのは社会主義の先生で、金を出して配るのは自民党だと言っている。これをノーマルと思っているのだ。

こういうふうに、まだ連々とこれ続いているわけです。これは、私ども議員になって初めて勉強して、こういったことがわかってくるわけでありますけれども、人事の問題にしても、教科書の選定にしても、大変私どもには学校内部というものはわかりにくいものがいろんな問題でぶつかってくるわけです。この教科書の問題にしても、一体どうなのか。

実はうちの息子も、何の先生か ―社会科の先生だろうと思うんですけれども、中曽根さんが総理についたときに、こいつは悪いやつなんだよなあ ―テレビを見ながらですよ。戦争を今度やるように軍隊をどんどんふやして、日本を不沈空母にするんだってよと、うちのかあちゃんの前で話しているわけです。それから、うちの女房からそれを聞いたんで、私は、あんた一体それだれに聞いたんだ。学校の先生が言っていたよ。それから私は子供に言いました。先生方は、総理が悪い、不沈空母だ、軍隊だと、あの人たちは日教組でしょうと、社会主義でしょうと。日本は、日本の国を自分の手で守らなきゃならない。そういう先生はソビエトかどこか行ってしまえばいいんですよと。これは、今日の日本の繁栄というのは……（発言する者あり）しっかりしろよと。おまえの今日豊かに暮せるのも、国家の安定と繁栄があるからじゃないかと言ったら、それが最近は変わってきましたね。最近の子供は、そんなことを先生が言うと、あいつは日教組だ。こういうふうに中学生が、もう先生を批判する目が養ってきているんです。ですから、やはりそこいら辺のところはきちっと教育長も、実態がそういったことを行われているということあるんですから、いま少し ― 教育長の部屋は居心地がいいでしょうけれども、きちっとした指導というものをしていただきたい、かように思うわけです。

さらに質問を続けます。質問の６点目は、名古屋市教育委員会の取り入れた、６年生担任の先生を中学校へ生徒と一緒に転任する制度という、これは新聞に載っていたことが大変私の目にとまったんで、質問の中に入れさしていただいたわけでありますけれども。教育長の答弁はこういうふうに言っているんです。東京都の場合は、小学校から中学校へ、あるいは中学校から小学校へ動く場合には、適性選考の試験を受けなくてはならない。その上でないと配置がえができないと、こういうわけです。日野市では、年度切りかえ時に小学校時の担任の先生方と、子供の状況等を中学校の先生方と十分意思交流の場をつくりながら対応しておると、こう教育長の答弁なんです。この名古屋市の教育委員会の図った ―― 当然名古屋市にもそういった適性の制度試験か、あるいは知りませんけれども、そういう制度は当然あろうと私どもは想定するわけです。各県ごとにそれぞれあるはずだと思うんです。名古屋市が一早くそういったものを取り入れて、東京都の場合に、これだけの問題提示を起こしている中で、そういったものが、何も私はすぐしろとか何かじゃなくて、こういうことも一つの発想の転換で、そのくらいの頭が、柔軟性というか、対応も柔軟性でないと、いまの学校の運営というものは硬直化したものは乗り切れないんではないかと。これは一つの例ですから、何もこれに限ったことではないんですけれども。

学校の先生方に聞きますと、生徒が犯罪を犯すという条件の中で、まず顔をよく知っている人とか、それから、肉親の前だとか、それから、先生方の前では生徒というのは余り悪いことができないんだそうです。そういう一つの条件っていうものがあるんだそうです。要するに群集心理だと。だれも知らない町の中であると。そういったときには自然にそういう芽が出てくるんだ。だから、そういったところをうまく突いたのが、名古屋市の教育委員会の、小学校の６年生の担任の先生を中学１年生へ持っていって、それで悩みごと、いろんな ―― 思春期ですから、この本にも書いてあるとおり、いろんな芽生え、いい意味の大人への芽生え、また、悪い意味の芽生えも出てくるわけです。そういったときに簡単に顔なじみになっている先生に相談をかけられたら、ある意味のカウンセラー、相談的な役目を十分機能を果たすんではなかろうかと思うんで提言したわけです。それについてもし教育長等が答弁があるようでしたら答弁いただきたいと思います。それでまず一応区切らしていただきます。

○議長（高橋通夫君）　育教長

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

先ほどの人事異動に際しての学校長の権限というものももう少し強めたらどうかという御質問だと思いますけれども、この問題につきましては、地方教育行政の組織並びに運営に関する法律というのがございまして、その３７条に市町村立学校職員、これについての任免権、これは都道府県教育委員会に属するということがはっきり明示されておりまして、これは実際人事異動の際に当然学校長の具申権、それから、地教委の内申権、こいうものはございますけれども、最終的には都教委の方で、その具申内申をもとに任命をしてくると。こういうような制度上の問題がございまして、いまの時点ではなかなか校長さんが、この学校のこの先生をぜひうちの学校へ迎えたいという希望がありましても、なかなかそういうような思うとおりにはいかないと。逆に、会ってみたら、ちょっととにかく当てが外れたというような場合も起きるかもしれませんけれども、それは校長先生の指導力というものの中で、ぜひその先生を、さらに力のある先生に育てていっていただきたいと、こういうことをお願いしている次第でございます。

それから、なお、教科書関係につきましても、これは相当厳しい検定を通って、検定制度の中で採択される何種類かの教科書が出されるという状況の中で、それぞれ採択委員会というものを各地教委につくりまして、各社から出されている内容、これを十分検討して採用していると、こういうような状況でございます。なお、副読本関係につきましては、これはやはり地教委に対する届け出制というものが確立しておりまして、勝手に各学校がこういう副読本があるからこれを使いたいということで、自由に副読本という形で採用するということは、いまの制度の中では許されていないということで、各学校訪問を私たちもやるわけですけれども、ほぼ現在発行されている教科書、そういうものに基づいて授業が進められていると。当然ワークブック等、そういうものを使って計算練習をするとか、その他いろいろ指導しているそういうケースはままありますけれども、一応授業を進めていく中心は、教科書を基本に進めていっていると、こういう状況でございます。

それから、なお名古屋の教育委員会、これの、いわゆる小学校の先生を中学に移したというような形で、名古屋市とか横浜市とか、こういう政令指定都市と、全部で１１くらいありますけれども、人口１００万を超えるような政令指定都市というところでは、いま言ったような形の人事権を地教委そのものが持っていますので、小から中への交流とか、免許証さえあれば、そういう方法もとれるわけですけれども、先ほど申し上げましたように、東京都の

場合には、小学校から中学の先生に今度かわりたいんだということになりますと、一応中学の教師としての適性選考、これを受けた中で、当然その適性選考に合格すれば小学校から中学への変更、こういうものは可能になってまいりますけれども、いまの制度の中ではちょっとむずかしいと。まして、東京都が何らかの方針というものを打ち出せば別ですけれども、地教委段階ではほとんど、先ほどの任免権の問題とからめて、対応できないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○19番（市川資信君）　即発的に、また、最後に時間があればお聞きしますけれども、さらに質問を続けていきます。

7番目の質問は電話教育相談。元一小の校長先生の村田先生でしょうか、先日ちょっとお会いしてお聞きしたら、やはり大変悩み事の相談が来ていられるということをお聞きしました。大変これも効果があることだろうと思います。結構だと思います。

それから、8番目の質問は、日野市内の中学校卒業式に、今年度自宅待機者があったかどうかと。進学できなかった生徒はどうだったかという質問だったわけです。それに対して教育長は、待機者は1名もなかったと、進学できなかった生徒数は、男女合計で40名であると。3月27日現在、都立高第2次募集が2,300人補欠を募集しておると。それに対して8,900人の応募があると。都立高では定員45名を48名まで枠を広げて対応わ図っていると。けれども、4月9日の定時制高校の第2次募集が終わった時点でないと細かいことは言えないんだと、こういう答弁が教育長からいただいたわけであります。4月9日ももう過ぎたわけでございますので、一体その後の数値をわかれば教えていただきたいということと。

それから、9番目の問題校、いわゆる大規模校に先生を1名増員するということ。これは、三中について1名増員を図っておるということでございますので、それは結構でございます。

最後の質問でございます。男子先生の増員を図って、クラブ活動等を活発にして、生徒との融和を図って非行化を、あるいは校内暴力等を未然に防げることはできないのかという質問でございますが、教育長の答弁は、徐々に人確法が浸透している中で、男子先生の応募が増加傾向にある。教職を希望するものがいない限り、ふやしたくてもふやせないんだと、こういう答弁を教育長がいただいたわけでございます。私は、特に10番目の質問でございま

すけれども、官庁、いわゆる役人のやることは全くすべからくどっか抜けているわけですね。なぜ人確法がこれだけの優遇措置をとっていながら、男子の先生が学校へ行くのが少ないかと。たとえば市役所にしても、東京都にしても大ぜいの応募者があるわけです。かなり優秀な人材も発揮しているわけですけれども、学校の先生が、なぜこれが少ないか、そこを本当に研究したことがあるのかどうか。

まず、私どもは一番すぐぴんと頭に感じるのは、たとえば、ここにも大企業の日野自動車さん、さくらフィルムさん、東芝さん、富士電機さん、いろいろと議員の方も出ていられるわけですけれども、もう実際内定が始まっているわけです。会社案内、会社内覧を見にくる。早い人が6月か7月にもう内定して、遅くっても9月にまだ残っているの売れ残りって言われているんです。いま。実際運動が始まるのが10月ですか、9月ですか。もうそのときには一定のいい人材、会社はばちっと確保して、誓約書まで書いているんです。誓約書まで書いているんですから、学校の先生になろうと思った人も、もう学校の先生を受験することはできない。これが私は男子先生が一番ネックになっている問題だろうと思うんです。本当にいい先生を真剣に欲しいんならば、一般企業と同じような応募方法をとらなかったらどうにもいまならない。これが現状だろうと思うんです。そういうことで、これは、いま教育長に言っても教育長にその権利があるわけじゃないんで、非常に私も質問していて――これ、都議会議員だったら少しおもしろいんだけどなってこう思うんですけれども、これは、残念ながらそこまで及ばないわけですけれども。これは、教育長の見解で、一体その点について、どういうふうな見解をお持ちかどうかということをお聞きしたい、かように思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　教育長

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

3月時点で、日野の八つの中学校の卒業生の中で、まだ進路が決まっていないものは40名あったと、こういう御報告をしておいたわけでございますけれども、その後定時制高校の第2次募集、あるいは各種学校への応募、こういうものを通しまして、40名のうち26名――40名の進路が未定であったもののうちの26名は、定時制の方に一応進学をすることを決定したと。それから、3名のものは各種学校、いわゆる専修学校ですか、こちらの方で自分の、いわゆる技術をみがくというような形で専修学校の方に籍を置くということになりま

した。それから、4名は一応進学をあきらめて就職の方にその進路を変更したと。現在なお未定のものが７名、卒業生全体の中でいるわけでございますけれども、卒業生総数2,３１７名の生徒が、昨年度日野の八つの中学校を卒業していったわけですけれども、2,３１７名の中で７名、６月１４日現在まだ進路が決まっていないという生徒がおりまして、各学校からの報告によりますと、それらの子供さんについては、どちらかというと病弱傾向っていいますか、体がわりあいと弱くて高等学校の教育に耐えられないんじゃないかというような状況の子供さんが７名のうち４名、それから、ほかの子供さんたちについては、家事の手伝いや何かをして、来年度のまた受験とか、あるいは２月あたりに補欠募集みたいなものが行われれば、受験したいという形で自宅の方にいると、こういうような状況でございます。

それから、最後の男子の先生の増員を図ってクラブ活動の活発な指導という御質問でございますけれども、先ほど市川議員さんおっしゃったとおり、確かに男子教員の応募者というのはふえていると。ただ、応募の時期とかその他の問題をめぐって、果たしていまのまんまでいいのかと。都教委の方も、特に試験から採用までの期間、なかなかぎりぎり３月の末になって先生方の人事が一段落をして、退職された先生、あるいは異動が終わった後、どこの学校にどういう欠員が出たから、そこに新規採用の先生を埋めると。こういうような形で、３月ころまで受験した生徒をほうっておくということであれば、これはやっぱり大学を卒業した生徒の気持ちの上からいっても、非常に不安感を持ちますし、まして、ほかの民間企業等の併願をして、そちらの方の採用通知が先に来れば、そちらとの約束をしてしまうと。こういうことで受験競争の方は新聞等にも出ておりますけれども、相当教師になるための倍率は高くて、男子の生徒の受験者もふえてきているということは事実でございますので、あとは、合格したものをなるべくほかに引き抜かれないような手だて、これが必要でありまして、都教委の方でも一応合格者の中にＡ、Ｂのランクを打ちまして、Ａ合格という形で通知を出したものにつきましては、必ず４月の新学期に各所属の学校に配置をすると。こういうことを試験終了直後に本人の方に通知をすると。ただ、定数とのからみがありますから、補欠ではございませんけれども、Ｂ合格という形のものについては、一応１年間名簿登載をしていて、その間、欠員あり次第採用するということで、遅くもＢ合格で合格しても、次の年度の初めまでには必ず都教委が責任を持って就職する学校を世話をしますからということで、Ａランク、Ｂランクの２本立ての手だてをとりながら、大分苦労をして工夫をしているようで

ございますけれども、そういうようなことを通しながら、現在の選考試験が行われているということを御報告しておきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　これについても、いま再質問したいんですけれども、それはまた時間があればやらしていただきます。

私、ここのところに二つ、「朝日新聞」が相次いで行ったアンケートがあるんです。これは、一つは広く全国の市民を対象にしたアンケート、一つは有識者を対象にした同じようなアンケートが、はからずもこれは「朝日新聞」が有識者と一般のアンケートとの違いというものはどこにあるかということで、ねらいは必ずしも全面的一致ではないんですけれども、学校教育に対する国民の意識調査ということのアンケートなんです。これをちょっと一般のまずアンケートを、ちょっとここで読ましていただきたいんですけれども、

国民の半数以上の人は、いまの小中学校の教育に不満を持っており、さらに、以前より悪くなっていると思う人が半数近くいると。一つは、学校教育の問題点としては非行、校内暴力がトップで、入試がらみの項目が上位に掲げられておる。３番目に、改革への具体的な要望はさまざまな方向に分かれ、その中で、１学級の人数を減らす、高校の義務教育化、教員養成制度、高校入試の改革等が上位を占めたという中で、これらを数値を申し上げますと、小中学校教育の現状について満足しておるかということに対して、昭和５２年は２２％が満足しておると。ところが、ことしのときには２４％が満足していると。２％ふえているわけですが、不満であるというのが５２年のとき４９％であったのが５５％と、これは、相当不満者がふえてきているということが示されております。

それから、自分たちが通っていたときと比べて、いまの小中学校教育がよくなっていると思う人は、５２年が４４％だったのが、この間の調査では３２％。悪くなっていると思う人が、５２年のときには３１％が、今度は４７％、評価は逆転されております。悪くなった点の指摘として、１番が道徳教育が不十分であると。２番目が受験重視の教育であると。それから、３番目が先生の質が落ちたということが上位３番目であります。

そのほかにいろいろとあるわけですけれども、いまの学校経営で問題だと思うことを１番目、２番目と順位をつけて挙げてもらうと、１番目が非行、校内暴力の３５％で、２番目に

偏差値による進路指導、３番目に入試制度だというふうにそのアンケートは書いてあります。

こちらはもっときめ細かくて、いま先ほど申し上げましたように、この調査は「読売年鑑別冊分野別人名録５９年度版」に掲載された、政官、法曹、労働、経済、産業、人文科学、自然科学、文芸著述、美術、音楽、演劇、スポーツ等の、それで７番目に地方と、７分野１万3,５００人の中から単純無作為抽出方法で各分野７５名を選び、計５２５人を対象に質問文を郵送、３月１０日から２０日までの間に実施したと。旅行、病気などの人を除く４８５人から回答を得たという中で、いまの義務教育について、あなたが受けた当時と義務教育とを比べ、よくなってきたと思う点がありましたら幾つでも挙げてください。このトップは、施設がよくなったと、これは８５.４％で圧倒的なんです。２番目に、教える内容が充実してきたと、これはぐっと落ちて３５.６％。３第目に、授業の内容が自由になってきたと、２４.２％。逆に悪くなったと思う点がありましたら幾つでも挙げてくださいという点のトップが受験教育偏重になっておると、これは７０％であります。それから、道徳教育が忘れられていると６１.１％。教師の質が落ちていると４６.７％なんです。では、全体としてあなたが受けた当時の義務教育と比べて、いまの義務教育はよくなったと思いますか、悪くなったと思いますか、一つだけ挙げてくださいということで、よくなった面と悪くなった面が同じくらいというのが、これは最高で３３.６％となっております。現在、教育改革を行うとしたら、次のどの点を最優先で行うのがよいとお考えですかということに対して、１番が教師の質の向上、これが５８.３％、２番目に道徳教育の充実、４８.３％、３番目が大学入試制度の改善、４番目が、６・３・３・４制の区切りの手直し、こういうふうになっているわけでございます。

校内暴力、家庭内暴力、非行などの現象が目立っています。この現象の原因としては、どういうものがあるとお考えですかと、どういうことに原因があるかということについてのアンケートでは、トップが乳幼児期における親の過保護など、しつけの誤りということが６６.４％断然トップで、２番目に物質万能の社会風潮、３番目が道徳教育の欠如、こういうふうになっております。

あと幾つかですから、ちょっと読み上げますと、校内暴力、家庭内暴力、非行などいろいろな原因があると思いますが、家庭、学校、社会のうち最大の原因はどこにあると思いますか、一つだけ挙げてくださいというのでは、これは家庭と、家庭に問題があるということで５４.１％、２番目が社会、学校は３番目となっております。これ読み上げると大変あと長くなりますから簡単に少し飛ばしますが……。

信頼できる教師をふやすためにどうすればよいとお考えですか。次の中から特にそう思うものがありましたら幾つでも挙げてくださいというものに、年齢や職歴を問わず幅広い層から人材を集める。そのほか、採用後の研修制度をもっと充実させると、先生のですね。優秀な人材を集めるための待遇をよくすると、こういうふうになっているわけでございます。

これらの中で、上智大学の ── このアンケートを編集して最後にその感想を述べているわけですけれども、清水義弘さんという先生なんですが、現在の学校と教師に対する厳しい評価がまず挙げられると。学校の施設はよくなったが、人間教育がおろそかにされている。教育的信念や人間的魅力に乏しい教師が多い。信頼できる教師はごく少数だ。とりわけ各界有識者の評価は厳しい。もちろん被調査者のほとんどは５０歳代以上で、旧制教育を受けている。また、昨今は、校内暴力、非行などで教師に対する世間の風当たりが強いと、それにしても強い教師不信であると。

いま最も必要なのは、学制改革にもまして学校改革であると。９年の一貫義務教育の確立であると。子供は、小学校まではともかく勉強をおろそかにしないが内中学に入った途端に勉強嫌いになる。登校拒否も出る。学校不適応者は実に４割を超える。この小学校から中学への円滑な移行を妨げているのは学校組織の際立った違いである。しかも、その関係は全く形式的で木に竹を継ぐものである。したがって、中学と高校の接続よりも中学と小学校の接合が先決である。９年の義務教育の土台を固めなければ、これに続く教育は実りが少ない。２１世紀の教育を語るのもよいが、このために急を要する身近な学校改革をなおざりにしてはならない。こう、社会教育学の先生でございますけれども結んでいるわけです。

非常に一般の人のアンケート、あるいは有識者のアンケート、どちらも同じような、やはり数値がここではっきりと示されていることが明らかなわけです。

教育改革は、いま国会でも本格的に、いわゆる総理の諮問機関で、いままで教育と文化を考える会でしたが、それから、文部大臣のもとに長い間置かれておった中央教育審議会、それらをまとめた形で本格的に臨時教育審議会というものが内閣で先般決定されて、いよいよその臨教審について国会に持ち出されて、これからその論戦にスタートする ── もう一部スタートしたわけでありますが、６・３制を柱とした戦後教育はこれより、いわゆる大きな転換期を迎えると。

今回の臨教審の大きなテーマは、中高の一貫教育を目指した学制改革ということが大きなポイントになることは間違いないと思うんですけれども、中曽根首相もみずから、６・３制は外国から借りてきた切り花のようなものと、日本の土壌に根差したものではない。制度のあり方を含め長期的総合的に検討したいということを、先般の施政方針でもはっきりと述べております。お子さまに激しい入試競争と偏差値の市場の風潮が、現在の中等教育をゆがめ、校内暴力や登校拒否などの原因となっていることも事実であります。人格形成期に最も大切な思春期を、受験の重圧から解放するとともに、中学と高校と細切れになっておる、いわゆる単線型の学習形態を改めて、中高一貫としたゆったりとした環境の中で子供に勉強をさせる。つまり人間教育と教育課程の両面からの改革が必要であろうと思うのであります。

「読売」の「教育改革を点検」するという特集記事の一端に、私立校ではすでに中高一貫教育が多くの学校で実践されておると。２年前から中高一貫の調査研究している日本私学教育研究所によりますと、中高一貫を実施している全国的に約４３０校のうち、人間教育を中高一貫の最大のねらいにしておるというのが、そのうちの６５％、学習効果を期待しているのが２０％と。その成果でございますけれども、全体の７２.２％が学習効果があると答え、語学、数学での評価は特に高いと示されております。人間教育についてはどうかということでございますが、同研究所の関下俊英研究部長は、最大のメリットは教師と生徒同士の人間関係が密接になるんだと。その中で生徒の人格形成を図ることができると、いろいろと挙げられているわけですが、それらが非常にはっきりとした顕著であるということでございます。

さらに、特集記事によると、どの学校でどの程度の先生に習うか、教育を受ける側にも選択の自由があってもよいのではないかということで、自民党の海部文教制度調査会長は、教育の荒廃が現状を教師の責任によるところが大きいとして、教師の自覚を促すためにも生徒や親にも選択権を与えて、先生や学校など教育者の側に競争原理を導入するという発想を、新聞紙上のアンケートの中でも唱えております。

一方、中曽根総理は、私的諮問機関である先ほど申した文化と教育に関する懇談会の、その中の委員だった作家の曽野綾子さんは、教師の質に関連して、教育の荒廃は教師がみずから労働者だと宣言し、教師の人権闘争をストライキによって展開しようとしたときに始まったとして、戦後教育の中で、教師の労働者としての権利意識が、聖職者としての意識を抑えつけたことを重視していると、この懇談会の中で附帯意見のような形で具申しているわけで

あります。

私も、そろそろ結びに入るわけでございますけれども、きのう那覇市で行われておった日教組大会が４日間の幕を閉じたわけであります。６０回の定期大会だそうでございますけれども、その中で、確かにいまの日教組、あるいは社会党さんも現実路線というものを踏まえる中で、いわゆるいままでの日教組の考え方というものは、被害意識ということを前提に物を考えて発想をしておったわけですが、初めて今年度の運動方針の目標の中に、加害者であるということを認めた上で実践教育を図ると、あるいは４０名学級定員の実現に向かって闘争するんだということをうたっていることは、大変ある意味では喜ばしいと思うんです、現実に。はっきりその中で、いわゆる実践教育というものに、いわゆる子供を中心とした教育というものに方向転換せざるを得ないということは、それでなかったらば父母がついてきてくれないということが大前提になっておるというふうに言っているわけです。

そして、ちょっとここのところで教育審議会への参加をめぐって、主流派内からも批判が出たため、田中一郎委員長は、当初臨教審には参加することで執行部と了解をとっていたものを、特に発言を日教組の大会で求められて、臨教審は教育基本法に反しているとの見解を発表して一応おさまったということでございます。いわゆる臨教審には反主流派は当然、共産党ですから、これは臨教審に参加しないということはよくわかるんでありますけれども、いわゆる主流派までも、せっかく執行部で現実路線を歩もうとしているときに、こういった決議等が出されて、委員長がみずからそういった報告をせざるを得ないという報告をされて、ようやく日教組の大会が無事におさまったというふうなことが新聞に書いてあります。

制度の内容に反対するのならば理解もできるわけでございますけれども、民主主義の原点にもとる、ましてや教師が審議もせずに不参加を決めるとは、私どもに言わせれば、天に向かってつばを吐くようなものだと、こう思わざるを得ないんです。当初、国鉄も合理化反対で、ストライキに次ぐストライキで、ついに国民から最終的には見放されてしまったと同じように、日教組も、このような暴挙を繰り返されるならば、国鉄と同じように道をまた歩むんではなかろうかと。現に、日教組や反日教組系の全日本教職員組合連盟の教職員の組織に入ってない職員は全体の３２％で、３７万5,０００人にのぼり、特に新採用教職員の日教組への加入率が、５７年度文部省調査によると３５.７％、現在の組織率が文部省調査ですと、５７年で５１.１％であって、５９万7,０００人と、５割を割るのは寸前だという事態であ

ります。こういった中で、先般も石橋体制が現実路線を歩もうとしているときに、日教組自身のためにも、また、国民の声に目を向けて、ひとつがんばって現実的な面に目や心を向けていただきたいと思うわけであります。これらについて、もし教育長の見解があればお聞きしたいと思うんですけれども……。

その前、最後に市長にちょっと１点お聞きしていきたいんですけれども、昨年８月１日の広報の中で「青少年の健全育成に地域連帯の取り組みを」という表題で日野市長森田喜美男ということで、日野市青少年問題協議会長としての寄稿が載せられておりました。青少年問題協議会長としての目的は、

「青少年の指導育成、保護及び矯正に関する総合的施策の実施を期するため、必要な連絡調整を図る。若者が非行の道に落ちないよう適切な行政対策をとること。今日の社会問題になっている青少年のさまざまな非行に適確な対策が見出せるかどうかを考えるとき、その複雑さに頭を抱えてしまうようです。いま発生している非行や暴力は、家庭内の抑圧によるとか、学校教育の場の選別にもとがあるとか論議はできても、矛盾をいっぱい持った社会病理が背景にあるだけに問題の本質と対策の考え方を複雑にしています。この青少年問題の解決を探すなぞ解きは大変むずかしいが、いわゆる問題を発生させないための健全育成の道が本質的な常道であることに思いつくならば、明るい光が見出せるように思う」

こういうふうに書いてあるわけですが、「健全育成の道が本質的な常道である」と。もっともなことですが、これを具体的に一体どういうことを指してのことなのかどうかということを、見解をお聞きしたいと思いますが、先ほどの質問に続いて、教育長のまず、もし回答があればお答えしたその後で市長のお答えをお聞きしたいとかように思います。

○議長（高橋通夫君）　教育長

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

現在の教育をどういう形で改革していくかと。いろんな問題はたくさんあると思いますけれども、私、よく新規採用の教員の方々、ことしも２０数名日野市でも、大学を出て日野へ就職された先生がいるわけなんですけれども、その方々に一番最初にお話をする話が、皆さん方は厳しい採用試験を突破して一応学校の先生になられると。こういう状況で学力の面については、それぞれそれなりの実力をお持ちになって教壇に立つような形になると思いますと。ただ、学校の場合には民間企業と違って、教師になるということになりますと、教師が

余り向いていないから事務の方に配置をかえるとか、あるいは営業が不向きだから経理の方へ回すとか、経理をやってみても余り上手じゃないから企画の方へ配置をかえるとか、そういうことができない職場なんですと。自分の性格が教師というものに合っていないということを感じ取られたらば、もう１日でも早くおやめになってください。それは、先生自身の将来、もう本当に自分が教師に性格的に合わないのに、無理をして教師をやっているということは子供が不幸であり、それから、教師自身も、あなた自身も不幸な結果になるので、そういうことを感じたときにはすぐおやめになって、新しい道をお探しになることの方が、先生自身としても将来非常に大事なことだと思いますと。一番最初にそんなお話をするわけなんですけれども、私、いまの制度の中で一番大事なことっていうのは、教師になるものに、医者ではありませんけれども、１年間くらいのインターン制度を入れるということ、これがやはり教師に自分がやってみて、２週間や３週間の教育実習なんでのはだめなんです。１年くらい教育の現場でやってみて、自分は教師に合うか、性格的に合わないか、これをきちっと見分けた上で、本当に教師の職についていただくと。これが何らかの形で、医者ではございませんけれども、実現できたらば大分いま非難を受けている学校教育の場というものは、徐々に改善されてくるんではないかと、こう思っております。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ教育の議論を承っておるところでありますが、青少年の非行ほど社会に課せられた責任であるとともに、また、未来を明るくするための基礎要件はないといっていいぐらい重要な課題だと思います。私は、日野市青少年問題協議会の会長という立場から考えまして、その事務局を教育委員会の社会教育課にゆだねておったわけでありますが、地域の関係、あるいは家庭の関係、それらを総合しないと、学校だけの取り組みでは、なかなか現状の中では困難であるということは、もう申すまでもありませんので、要するに、地域の大人社会が自然環境的にも、あるいは社会環境的にも、あるいは倫理の上の環境でも健全であるということが、一番次の世代を担う青少年のために必要な条件であると、このように考えます。

したがいまして、多少組織変えをいたしました。生活課をつくり、コミュニティー活動とともに青少年問題に取り組んでいきたいと、それがこれから始めようとしております。中学

校区を単位といたしますコミュニティー市民会議というふうな構想であります。青少年の健全育成が今日的課題ではありますとともに、やっぱりすべての地域社会が何よりもまして健全に労働を尊重しながら、正しい価値観を持って、そして、日々努力をしていくという、その姿があれば、私は将来に大きい解決を託することができると思っております。微力ではありますけれども、日野市の地域社会に不健全な ── 社会的な要素、これらを市民自身の運動によって、絶えず正常化健全化を図っていくと、こういう地域活動にみんなの心を集めていくことができればということで、今後もそのような仕組みをつくり、また、それにかける努力をいたしたいと、こういう考え方でございます。ごく大局的に申すならば、そのような考え方を持っております。

○議長（高橋通夫君）　これをもって１８の１、続　いまや社会問題になっている校内暴力と非行問題に行政も積極的に取り組めに関する質問を終わります。

お諮りいたします。　議事の都合により暫時休憩したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時３２分　休　憩

午後　１時１２分　再　開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長所用のため出かけましたので、午後から私がかわって議長席につきます。よろしく御協力をお願いいたします。

一般質問を行います。

１９の1.　心身障害者生きがい作業所（仮称）について通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔１番議員登壇〕

○１番（高本文子君）　初めにお願いをしておきたいんですけれども、市民の要求が大変山積しておりまして、どうしてもこれだけ盛らざるを得なかったというのが現状でございますので、御答弁の方できるだけ簡略に、大事なことをしっかりとやっていただければと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして、１番の心身障害者生きがい作業所（仮称）についての質問を行ってまいります。

ちょうど１年前になりますけれども、昨年の６月１３日に、私は、障害者の作業所について質問を行っています。その時点では実施設計の作成に入るところでしたから、まだ内容について詳細な答弁はできないということでした。そして、福祉部長のお話では、いずれ障害者関係団体、あるいは共同作業所等で働いておられる方々にも十分話し合い、検討を進めた上で早急に設計に入りたいという内容のお答えがあったと記憶しております。ようやく今議会で設計図も示され、予算化もされたわけですから、ここ１年間の経過と具体的な内容がお伺いしたくてこの質問を取り上げました。

質問の第１点目は、これまで１年間の中でどんな障害者の団体と話し合いを持たれたのか、回数と話し合いの内容を教えていただきたいと思います。

それから、質問の２点目は、１年前の御答弁では、障害者諸団体、あるいは個人の要望が十分盛り切れるかどうかという問題が内部検討の中で出てきたということでした。その盛れそうでなかった問題というのはどういうことだったのでしょうか。そして、それらの諸問題は白紙に戻された後、どのような結論を出されたのでしょうか、お伺をいたします。

質問の３点目は、作業内容についての質問でございます。生きがい作業所という名前に恥じないような楽しい作業所をつくっていただきたいと思うわけですけれども、作業内容についての検討の進め方は、どんな方法をとられていますか、また、具体的にどんなことが決まりましたか教えてください。設計図の御説明によりますと、延べ面積が1,３５６,７５平米ということです。そのうち８０平方メートルの木工室があって、その他１階の３５平方メートルの作業室、２階の１５６平方メートルの、これも同じく作業室となっています。それぞれの部屋で行われる仕事についてよろしくお願いをいたします。

また、質問の４点目として、障害者福祉協議会を設置されるということですが、具体的にはどんな問題を協議していただこうとしているのでしょうか。

以上、四つの質問に御答弁をください。お願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　お答えいたします。

まず第１点の御質問の、この１年間にどのような団体と話し合いを行ってきたかという御

質問でございますけれども、今回の工事に至る間に、それぞれの団体からいろいろな、こちらに対する話し合いの要望が出されておりましたので、その内容は一体どんなものができるのかとか、あるいは実際に自分たちが利用できるのかどうか、というような問題についての不安をいろいろ寄せられておったわけでございます。そのような状況の中で、私どもといたしましては、一番初めには７月３１日に、日野市の障害福祉７団体でございますけれども、それぞれの団体の方々に呼びかけまして話し合いを持ちました。また、その後、１０月ころだと記憶しておりますけれども、やはり福祉７団体との話し合いをやっております。また、１２月６日には日障連との話し合いを持ちました。５月に入りましても７団体との話し合いを持ちました。また、５月２８日には、手をつなぐ親の会の総会がございましたので、その席上ではいろいろと御要望等を承って今後の運営の指針の一つにしたいと、こういう立場から、市長ともども話を伺った次第でございます。

その内容は、できるだけ盛り込むよう努力をいたしましたけれども、２番目の問題でございますけれども、諸団体、個人の要求が果たしてどの程度盛り込めるかということでございますけれども、話し合いの中では、どのような程度の障害者が利用できるのかということが大きな話題となりました。その中で私どもがお話をいたしましたのは、当面これからつくる施設というのは、中度または軽度の障害者を対象として作業を行っていく場所、というような判断でおりますということで、重度の方の御要望がいろいろとたくさんございますので、その辺のところについては、当面のこの施設では十分に充足できないだろうと。それについては今後の課題として私どもは十分に時間をかけて検討して、前向きに前進をするように努力をしていくということでお話をしてございます。そのような次第でございますので、要求が出ております緊急一時保護の問題だとか、あるいは重度の方の作業所とか、あるいは生活寮と、こういうような問題について要求が出されておりますけれども、これについては当面は、ここでは賄い切れるものではないだろうというふうに、考えておるところでございます。

３番目の、作業内容についての検討をどうしているか、ということでございますけれども、作業内容については、現在は検討はまだしておりません。これは、最終的に施設の専門的な指導、または入所される方の能力、または適性等を判断しながら作業というのはつくり出していくものだろうと、こういうぐあいに考えているわけでございますので、私どもは、その施設所なり、あるいは入所者の ── 利用者のある程度決まってくる中での対応であろうとい

うぐあいに考えております。現在想定しておりますのは、木工業ができるように、あるいは焼き物ができるように、いろいろと設備は努めてございますけれども、内容についてこれをやるという、限定したものではございません。それから、福祉作業所の内容でございますけれども、内容については限定したということで、特に何を考えるっていうことではありませんけれども、内容として働く ── 生きがいを与えるとか、あるいは生活の指導とか、あるいは仲間づくりというような観点での内容を盛り込んでいくというぐあいに考えているところでございます。

また、４番目の福祉事業団とは一体何かということでございますけれども、福祉事業団につきましては、このような収容施設をつくる際に受け皿として、公的な機関がやらない場合には、福祉事業団を設置して受け皿とするようにと。もしも福祉事業団でなければ社会福祉法人 ── 日野の場合には、日野の日社協でございますけれども、そういうようなものを受け皿にしろというということで、局長通達が出ておりますので、この福祉事業団は、法に沿った形で運営の受け皿として考えていくということでございます。これにつきましては、職員の配置とか、あるいはその他資本金の提供とか、そのようなものが局長通達の中では規定されておるということでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　いま御説明を伺っていて、一つだけ腑に落ちないのは、一般的に建物をつくるときには、中の事業計画があって初めて器っていうのは決まるものじゃないかって、一般的には考えられますね。私自身やっぱりそう思います。だから、中の事業が何も決まらなくて家だけができるっていうことは、つまり本当に次に事業を器に合わせて考えるっていうことになるわけで、それはどうもあべこべじゃないかっていう気がいたします。

いま事業団というお話も出てきましたが、私が伺ったのは障害者福祉協議会ということで伺ったので、この中で事業団の設置等が考えられるというふうに理解をしておいて、それはよろしゅうございますね ── はい。

仕事の中身についてなんですけれども、仲間づくりであるとか生きがいが持てるようにというふうなことで、これから考えていくと。本当はこれまでに考えておいてほしかったんですが、これから考えていらっしゃるということですが、以前部長とちょっとお話したとき、

余り他市のまねはしたくないというふうなことを伺ったことがあるような気がするんですけれども、そんなかたいことをおっしゃらずに、他市のいいところをどんどんごらんになって、そして、それを取り入れていく中で、どんどん育てていただくっていうことでいいんじゃないかと思います。日野独自に何か新しいものといっても、それはやっぱり最初の段階では大変むずかしいと思うわけです。

たとえば町田市あたりがシイタケ栽培をしています。あれは「こころみ農園」といいましたか、あれも実は町田の方から群馬県の桐生かどこかに視察に行かれて、そこの「こころみ学園」というところでシイタケ栽培をしておられた。そこからヒントでシイタケ栽諮ができ、そして、名前も「こころみ農園」と、同じ「学園」が「農園」に変わっただけですけれども、つくったというふうな話も伺っています。そして、いま町田なんかでは民間でやろうとしているところにも、どんどん職員が出向いて行って、極端に言えば個人的なカンパをしたりしながら民間の人たちの動きを吸い上げ、そして、いま一つ新しく出てきた動きなんか見ますと、草花づくりなんかも始まっているようです。肢体不自由者の方もちょっと加わっているようですが、障害者を抱えた親たちが五、六人ずつ交代で ── 温室栽培のようですけれども、草花をつくって、できた花を役所なんかに持ってきて、市民の皆さんの目に触れるところで鉢植え等を売ったりっていうふうなことまでなさっている。その建物 ── 温室等はすべて市が提供なさっているというふうな話です。

ですから、この作業所なかなか中軽度だけで、それもごく一部の人しか救われないっていうふうな、人数的に感じでございますので、できるだけこれを育てながら、なおかつそういう外の動きに対しても速やかに対応していただければ、どんどん福祉の町づくりっていうのは広がっていくんじゃないかっていうふうに考えておりますので、先ほどおっしゃつた焼き物なんかも、他市でもうたくさんやっています。そして、木工ももちろんそうです。織物等、関西の方に行きますと、大変高級な織物なんかもつくっておられて、町田でも「においぶ袋」の織物、ハスの糸でやっていらっしゃるけれども、関西では本格的な衣類なんかにしっかりと障害者がつくった織物がある。そこでかなり高級な衣類として売られているというふうな話も伺っていますので、できるだけ事業内容は早く ── 本当は器ができる前に考えておいてほしかったなと、つくづく思います。これからも、さらに福祉は充実していただかなければいけませんので、ちょっと事業内容がおくれているということでは苦言を申し上げましたけ

れども、今後の施策に期待を寄せて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１９の１、心身障害者生きがい作業所（仮称）に関する質問を終わります。

１９の２、福祉の縦割行政の見直しをせよについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○１番（橋本文子君）　２番目の、福祉の縦割行政の見直しということで、本当を言えば根本的に、たとえば身体障害者福祉課とか、老人福祉課とか、それぞれやっていただければ本当は一番いいっていうふうに思っているんですけれども、いま極端にそんな言い方をしても多分不可能だと思いますので、妥協的な案として少しばかり述べさせていただきたいと思うわけですが……。

「福祉概要」という冊誌がございます。これを開いてますと、目次の項目がいろいろ書いてありまして、老人福祉、身体障害者福祉、精神薄弱者福祉、母子福祉、児童福祉、生活保護、低所得者対策、その他の福祉となっております。このような福祉の対象としてさまざまの立場の方々がいらっしゃると同時に、内容的にも大変複雑で、言ってみれば１００人の対象者がいれば、その１００人の要求があってもおかしくないっていうのが福祉だと思うわけです。ですから、できれば１００人の市民の立場に立って行政が対応できれば、より望ましいと思うわけですが、それもなかなかむずかしいであろうと。

窓口のあり方をそこでちょっと考えてみたいと、きょうは質問するわけですけれども、福祉関係の窓口っていうのは、ます福祉事務所があります。それから、社会課があります。また日社協もありますし、児童課でも行われていますし、そのほかにも健康課で扱っているものもあれば産業経済課、あるいは保険年金課等施策によって所管の課がいろいろ異なっています。このように複雑にからみ合っている福祉について、たとえば身体障害者の部門だけを取り上げてみましても、その中には援護の問題、相談業務、それから、措置の問題、身体障害者福祉施設について、あるいはまた、福祉手当、心身障害者福祉手当というふうに五つに分かれているわけです。この中の(1)の、さらに細分化して援護の部分だけを取り出してみましても、所管の窓口が次のように分けられています。たとえば、手帳の交付、ホームヘルパーの派遣、生活用具の給付、補装具の交付などは福祉事務所で、障害者厚生資金貸付は日社協、チェアバス運営費助成は社会課、身体障害者専用開業資金は産業経済課といったぐあい

に、本当に窓口がいろいろあるわけです。日野単独の事業がすべて社会課で行われるのかと思いますとそうでもない、必ずしもそういうふっになっていない。私なんかも、何回か福祉の関係でお伺いに行くことがあるんですけれども、どの窓口に行っていいのか一瞬迷って、よく違ったところに行ってしまうわけです。ですから、福祉の内容によって障害者や、そして、家族の方が、どの窓口に行けばいいのか、その最初の段階で迷われないようにサービスができたらっていうことで質問をいたします。

第１点目ですけれども、それぞれの所管で扱う施策は、当面先ほども申し上げましたように、老人福祉課であるとか、障害者福祉課であるとかやりたいところですけれども、当面それはいままでいいとして、特な福祉相談窓口というのを、２階のどこか一番目立つところに設けていただけないかっていうのが今回の大きな質問のテーマです。だから、らせん階段を上っていったところの空間か、もしくはエレベーターの方から上がってきたあたりに、どちらか目立つところがいいと思うんですけれども、１人張りつけていただいて、福祉関係で来られた方は、その方のところへ行けば悩み事も聞いてくださるし、そして、どこに行ったらいいかも、そのことでしたら、じゃあ、あそこにいらっしゃい、あの課へいらっしゃい、あの係のところへいらっしゃいというふうにやってくださると、あそこでうろうろしなくて済むんじゃないかと思うんです。

この間も１人の障害者の方が、あそこのカウンターのところにいらして声を一生懸命かけているんです。ワーカーの方は当然仕事が、デスクワークがたくさんあるから必死で仕事していらっしゃる。窓口で幾ら声をかけても聞こえないんです。私は、どのくらいで聞こえるかな思って、ちょっと試す気持ちもあって見ていたんですが、７回か８回くらい声をかけていらっしゃるんです。それで、ようやく私もこれしゃしようがないと思って、そばに近づいていったんですけれども、そのころは気がついてくださって……。それは決してワーカーの方が悪いんしゃなくて、やっぱりデスクワークしていらっしゃると、一生懸命そちらに気が向いているから、いらっした方にすっといけないんですよ。そうすると、余り窓口ばかり気をつけていると仕事の方がおろそかになるっていうふうなこともあって、無理はないと思います。ですから、そういう福祉相談の特別の窓口を１人職員を張りつけていただくということができないものかどうか、それを１点お伺いしたいと思います。

そして、あと１点障害者の認定についてなんですけれども、この検査業務を市民病院で全

部やれるようにできないものかって考えるんです。と申しますのも、この間１人の障害者の方、宝塚の方から越してこられました。２級の認定されていたんですけれども、日野市に来て、ある課へ電話をして、認定をしていただきたいんだけれども、どこへ行ったらいいんでしょうか、と言ったら、立川の病院を紹介されてしまった。立川の病院に行ったら、ほんの二、分の問診で全く検査もしないで、あなたは障害者じゃない、歩けます、座れますっていう形で、そういう認定がいただけない、却下されたということで泣きついてこられた方があって、そして、病院の事務長さんに本当大変お世話になりましたけれども、お願いをして村尾先生に検査をしていただきましたら、やはり手は動かない、上がらない、回らないっていう関係で、その方はやはり２級だっていうことで認定いただけたわけです。ですから、ぜひ、市民病院で全部認定ができるようにならないものかどうか、これはちょっと考えていただきたいなあと思います。

以上、２点よろしくお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　まず第１点の、相談窓口は設置できないかという御質問でございますけれども、なるほどおっしゃるように、いろいろとセクションが分かれておると、あるいは一つの問題にしても、あちこち歩かなきゃならん。あるいはどこへ行ったらいいかわからんと、こういうような問題について、いろいろと障害のある方はなおさらでございますけれども、一般の方も、福祉は非常に多岐にわたって細かい施策がありますのでなかなかわからないと、どこへ行っていいかわからないというような問題もたくさんあるんじゃないか。それで、私どもとしては、福祉事務所がケースワーカー設置しておりますので、そこへ行っていただいているわけですけれども。しかし、実際３係に分かれておりますし、それぞれの専門が違いますので、わからない点もたくさんあるということで、この前、このような問題をちょっと検討したこともございましたんですが、何せ御指摘のような福祉相談員なり、あるいは相談室なりを設置すれば一番いいんだなあというお話が内部的にも出ております。私どもとしては、いろいろと来られる方を、福祉でたらい回しにするつもりは全くありませんし、不親切にお答えしてはおりませんし、できるだけその方の身になって御相談しているつもりでございますけれども、なかなか全部に行き渡った知識を、全職員に持たせるというのはなかなかむずかしいので、それなりにソーシャルワーカーみたいな形が職員ができたら

いいなあと、こういう私どもの現在気持ちでおりますが、今後もう少しこれについては、できるだけ市民の立場に立って対応できるようなぐあいに、できるだけしていきたいと、こういうように考えておるわけでございます。

また、２番目の認定業務云々については、できるだけ市立病院でやりたいと思いますけれども、これは、ちょっと私どもとしては、いますぐにお答えはできませんけれども、できるだけ遠くへ行っていただくよりは、市内の病院で、特に市立病院で認定が受けられれば一番結構じゃないかというぐあいに思いますし、今後、これについてはできるだけ御要望に応じられるような形で検討を進めていきたいと、そういうぐあいに考えております。

○副議長（米沢照男君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　町田市なんかでは、やはり五、六年前から窓口を設置していらっしゃるようです。そして、大変スムーズにいっているということで、先進市のいいところは、まねて恥ずかしいなんて思わないで、本当どんどんまねていただきたいと思います。いま福祉部長からの大変いい御回答がちょうだいできたので、御答弁がいただけたので、この２点の質問はこれで終わらせていただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１９の２、福祉の縦割行政の見直しをせよに関する質問を終わります。

１９の３、七生福祉園の園生の生活の拡大と社会的自立についての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○１番（橋本文子君）　それでは３番目の、七生福祉園の園生の生活の拡大と社会的自についてということで質問をいたします。この質問、市長だけに御答弁をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

都立の七生福祉園は、長い間日野市の中にありながら、それが都立だということで、余りに隔離され続けてきたのではないかというふうに私は痛感しています。１９４９年、戦災孤児の収容保護を主たるねらいとして開設されたそうですが、その後、１９５２年に精薄児施設へと種別変更が行われ、児童だけでなく、成人部門、幼児棟が次々と開設され、最初４０人で発足したこの施設も、現在定数が３９４名の大変大きな施設となっています。

いま、この福祉園の園生について大変問題になっていることがございます。たくさんあるわけですけれども、その中で一番大きい問題を取り上げてみますと、やはり園外の就労ということだと聞いています。これまで八王子方面にたくさん働きにいっていらしたようですけれども、事情があってそこを引き揚げざるを得なくなった。職場を失ったということですね。そこで、どうしても働く場所が欲しいということをおっしゃるわけです。でもなかなかこういう御時世ですし、なかなか新しい職場は見つからない。こんな話を聞いて私も黙っているわけにいかなくなりましたので今回の質問となったわけです。

そこで、市長に質問をさせていただきたいのですが、公園とかその他の公共用地の草取りなど、これからは大変いろいろと出てくると思うんです。高齢者事業団等との契約はあると思うんですけれども、高齢者事業団とのうまく共存が図れないものかどうか、七生福祉園の園生さんのために考えてあげられないものかどうか。草取りだけでなくて、市の関係の体を動して働く仕事っていうのはいろいろあるんじゃないかと思うんですけれども、同じ日野市に住む、どちらかと言えば、中軽度のお子さんのようですから、そして、お子さんだけではなくて大人の方も当然いらっしゃるわけですが、そういう方たちを何とか受け入れる方向は見つけてあげられないものかどうか、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　突然の質問ですから、何とも具体的な話はできないわけでありますが――（「市長、言ってあります」と呼ぶ者あり）――一般論の場合、あるいは特定の個人の場合、ケース、ケースが当然伴いますので、園長さんと直接お話をして状況判断をいたしたいと、こう思います。七生園福祉は、もちろん日野市内にあるわけでありますが、都の施設として、むしろ地域の対象者がもっと入れるような了解もいただきたいということもありますので、相互交換というような意味も、もし成り立つものであれば御協議をしてみたいと、このようにいまのところのお答えとして考えたところであります。

○副議長（米沢照男君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　市長、一応御答弁いただくところに「市長」というのもお願いしてありますので、突然とおっしゃらないで、事前に考えておいていただきたいと思います。

園長と直接お話をしてもいいと、相互交換の中で考えていきたいというふうな御答弁をいただけたので大変ありがたいと思います。本当にあそこに暮らしていらっしゃるたくさんの園生さんが、働きたいのに働けないって実態が、これまで以上にいまここで起きてきたわけ

ですから、ぜひども時間をつくっていただいて、あちらの園長なり、あるいは職員の方々と、ゆっくりとお話をしていただく時間をとっていただければ大変うれしいと思います。施設の中だけでの労働っていうのは、本当の意味での自立にならないし、本当の意味での社会参加にならないんじゃないかっていうふうに、私自身が常日ごろ思っているものですから、そういう自立とか社会参加の意味でも、ぜひ園の外で仕事を見つけてあげるっていうことが大切なんではないでしょうか。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、以上をもちまして3番目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１９の3、七生福祉園の園生の、生活の拡大と社会的自立に関する質問を終わります。

１９の4、旭が丘地区に、児童館の早期建設を望むについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○１番（橋本文子君）　4番目の、旭が丘地区に児童館の早期建設をという、この「早期」というところが私の大変重要なポイントでございまして、よろしくお願いをいたします。

日野市立児童館設置条例によりますと、第1条に、「児童の健全な育成を図るため、児童福祉法第３５条の規定に基づき、日野市立児童館を別表第１のとおり設置する」となっています。そして、この中にある児童福祉法第３５条といいますのは、その2項のところに「都道府県は命令の定めるところにより児童福祉施設を設置しなければならない」その3項におきましては、「市町村その他のものは命令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て児童福祉施設を設置することができる」　その4項では「都道府県知事は都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、市町村に対し、児童福祉施設の設置を命ずることができる」と明記された条文を示しているわけです。したがいまして、児童館は児童の健全な育成を図るために設置されるものですから、当然市内の各地域にまんべんなくつくられなければならないというふうに考えられるわけです。

そこで、市内にある児童館を調べてみますと、皆さん御存じのとおり4館しかありません。一つ目が平山3丁目２６番地の3の平山児童館、これは京王平山のところでしょうか。それと、二つ目が百草９９９番地の百草台児童館、三つ目が日野本町７丁目５番地の２３の日野児童館、四つ目が三沢217番地の1の三沢児童館、以上四つがあるだけです。これを地区別に分けてみますと、浅川で分けて、浅川の南側に三つ児童館が、ほぼ南側は整えられていると考えてもいいかと思います。北側はと思いますと、日野本町７丁目のところに一つしかない。結局豊田の駅を中心にしたところに全く児童館が設置されていないっていうのが現状のようでございます。ですから、特に旭が丘地域について申し上げますと、幼稚園をつくらなければいけないほど幼児の数もふえてきたと。ですから、小さい子供がふえている地域ですし、児童館もできていないと。何としても速かにこの地域には必要ではないかっていうふうに私も地図を眺めなが考えたわけです。

きのうの鈴木さんの御質問の中で「絵もできているようですし」っていうのをお伺いして私もびっくりしたんですけれども、私は、その絵にもお目にかかっておりませんし、どういうふうになっているのかわからないっていうので、ぜひこの計画があるなら、建てる計画があるならば教えていただきたい。そして、建てるということであれば、いつごろ建てていただけるのか、この２点について質問をさせていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　児童館につきましては、御指摘のように現在市内に4館ございます。私どもといたしましては、１中学校区に１館というぐあいに一応基本的な目標を立てまして設置を進めておるというところでございます。今後全体的には、そのような計画からいたしますと、まだ不足しておりますので、今後の公共施設等の整備計画の中で考えていくということでございますし、特にまた、いま御指摘が福祉文化館と称して、私どもで現在福祉的な施設を建設中でございますが、６４ブロックの中の計画にもございます年次計画等については、まだ確定しておりませんけれども、できるだけ早いうちに努力していきたいというぐあいに考えているところでございます。

○副議長（米沢照男君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　６４ブロックの中に計画があるというふうないまのお話、ちょうど場所としてもいいんじゃないかなと思いますけれども、いつごろというのは、年次計画は余りまだできてないということですが、ほぼ何年後とか、そのあたりお答えいただけませんでしょうか。もう一度、再度質問いたします。

○副議長（米沢照男君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　年次計画はまだできておりませんので、何年ということ

ははっきり申し上げられません。まことに申しわけございませんけれども、できるだけ早いうちに、早期達成を目指して私どもとしてはがんばっているつもりでございますので、御了解願いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　つくっていただけそうなので、ここで引き下がればよろしいんでしょうけれども、６４ブロックは、皆さんももう御存じのようにお年寄りの憩いの家とか、障害者のための生きがい作業所であるとか、それから、第六幼稚園であるとか考えられている中で、児童館がそこにできれば、なおこのブロックの中は充実するであろうというふうに私は夢を見ています。そして、あそこの中でお年寄りも、障害者も、そして、子供たちも、みんながともに生き合う姿が実現できたら、大変すばらしいなっていうふうに思っていますし、旭が丘の学童クラブなんか見ましても、もうかなり限界の建物のようですし、児童館と学童クラブっていうのは、本当はセットでつくられるのが理想ではないかと思います。できるだけこれから後建てる児童館については、学童クラブも一緒に設置する形で、学童クラブの子供だとか児童館に来た子供だとかっていうふうな、子供同士が線をつくりながら遊ぶんじゃなくて、学童クラブの子供も児童館の子供も同じ地域の子供として、まざり合って遊ぶっていうふうなことが、やっぱりより望ましい子供の姿であろうと思います。従来ある児童館について、いろいろとお話を伺うわけですけれども、必ずしもその辺がうまくいっていなくて、おまえは児童館に来た子だからとか、おまえは学童だからといって故意に境をつくりながら遊んでいるっていうふうなことも聞くわけです。

ですから、それは大人の対応の仕方で、そこにかかわる大人たちの対応の仕方でそういう溝はつくらないで済むと思いますし、これから後 ── いま家庭の中で子供が少なくなって、家庭の中の縦社会の子供の世界がなくなったと同時に、地域の中でも同じ学年の子同士しか遊ばないっていう現象は、やはり年上の子供から下の子供たちに順々に伝えていく大変大事なものが落とされていく。それがいまの ── きょうも市川議員の質問の中にもありますけれども、非行の問題であるとか、暴力の問題であるとかっていうふうなことにまで、何かつながっているのではないかというふうな危惧も、これまで感じたりしてきたものですから、これから後、児童館が中心になって、共働きの家庭のお子さんも一緒に、その地域の子供とまざり合って、縦社会の子供の世界があの地域でつくられていけば、大人が何も手を下さなくても子供同士で自然に学び合い、子供同士で自然にみがき合って、それぞれの人間形成、全人格的な人間形成ができるのではないか、行われるのではないかというふうに考えておりますので、できるだけ早いうちに ── まだ年次計画できないとおっしゃるから仕方ありません。できるだけ早いうちにつくってくださいということを要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１９の４、旭が丘地区に、児童館の早期建設を望むに関する質問を終わります。

１９の５、平山地区に支所を創設し、市民サービスの充実を図れについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○１番（橋本文子君）　５番目の、平山地区に支所を創設し、市民サービスの充実を図れという質問を続けて行わせていただきます。

日野市の人口の社会増もようやく下火になってまいりました。全体的に落ちつきを見せてきたという中で、教育委員会でも学区の見直しをされるということを伺っています。支所とか、動く窓口も全く同じ要求が出てきてもおかしくないんではないか。つまり見直しをしてほしいという声が大変方々から出てきているわけです。支所が欲しいという地域があって、それから、まだ動く窓口が来てない地域では、ぜひよこしてほしいというふうな声がいろいろあるものですから、この質問をさせていただきます。

市内の循環バスが大変期待をもってみんな待ち望んでいたんですけれども、どういうわけですか、市民の熱い期待が裏切られて、当初の目的は果たせなくなっているのが現状です。私なんかいろんな方から御相談をいただくたびに、いまに循環バスが通れば、役所にだって支所にだって１本のバスで行けるようになるから、ちょっと待ってくださいっていうふうな形で、平山地区の友人であるとか、もっと別の方の人たちからも御相談を受けるたびに、もう少し、もう少しということでお話をしてきたわけです。言ってみれば、昔の区分けっていうのが大変 ── 多分いまの人口の配置図を予測できないうちの区分けじゃないかっていうふうに、この地図を見ると思います。市民というのは健康な人ばかりではありませんし、また暇な人ばかりでもないと思います。体の不自由な人、若くても小さい赤ちゃんや寝たきり老人を抱えている人。そして、お年寄りや病弱な人、健康だけれども時間がないっていう人。そういう多くの市民のために、私はこの質問をさせていただくわけですけれども……。

東平山５丁目を除いた東平山、それと、西平山の地域にどうしても支所が一つ必要なんで

はないかと、増設することが要るんじゃないかっていうふうに私はいま考えています。たとえば、富士電機のあのわきの陸橋を南に渡っていってをおりた右のすぐ広い道の右のあたりなんかも、実は七生まで行かなきゃいけないんです。多摩平に行けばずっと近いのに、七生の支所がその地域の方たちの行く場所になっていて、そういう方たちから、どうしても線引きを変えてほしいんだっていうお話が出ています。それと同時に動く窓口につきましても、車をとめる場所であるとか、あるいは1週間に何回行くっていうその回数ですねー　その回数の問題であるとか　また、時間帯の問題であるとか、これまでにも見直しはあったかと思うんですけれども、またここで一度見直しをしていただいた方が、より市民サービスが徹底できるのではないかというこうに思います。

たとえば、私の住んでいる旭が丘の5丁目について申し上げましても、みんな車が運転できたり、あるいは自転車に乗れる人ばかりではない。そうかといってバスが十分利用できるところでもない。そういう場合には、てくてくと歩くしか手がないわけです。結構多摩平の支所まで歩くと、もう半日では ── 行ってくるのに半日かかってしまうっていうふうな、大げさな言い方かもしれませんけれども、お年寄りなんか、本当に歩くスピード ──（発言する者あり）　古賀さんのように若い方ばかりじゃないんです。お年寄りなんかは、大変歩くのに足腰も弱っておられて苦労していらっしゃるというふうなことで、せめて他の地域で3回動く窓口が行っていれば、そのうちの1回を回してもらえないかとか、3回行っているところが1か所じゃなくて何回かあるわけですから、そういうところを1回ずつ持ってくればないところにも2回来れる計算になります。ですから、そういう意味で三つのことを質問をいたします。

まず第1点目は、先ほど申し上げましたように、平山地区に支所をつくるお気持ちがあるかどうかっていうこと、一つ。

2点目の質問といたしまして、区域の見直しをすることはできないかっていうことです。

それと、3点目といたしまして、動く窓口についても、場所、回数、時間帯等の見直しが考えていただけないかという、この三つの質問、よろしく御答弁をください。

○副議長（米沢照男君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　まず第1点目の、平山地区の支所の設置をする気はないかということでございますけれども、支所出張所の関係でございますけれども、過去の経

過を若干御説明申し上げますと、支所1カ所、七生支所1カ所、それから、平山城址公園駅の前に出張所がございました。それから、豊田の南口、それから、日野台の3丁目、こういった形で従前は市政を行ってきたわけでございますけれども、十三、四年前だと思いますけれども、やはりその当時でも人員の削減とか、能率化ということをもとに出張所を廃止をいたしました。その廃止をする代替えといたしまして、動く窓口車を各地域に走らせたということでございます。サービスの内容は出張所を廃止することによりまして若干変わりましたけれども、動く窓口車にかわることによりまして、市民サービスを広く均一にしたということでございます。当時もそういう状態でございますし、現在でも、いろんな行政の軽量化でありますとか減量等、いろいろ財政を取り巻く環境が厳しいわけでございます。いまの時点で ── 支所とおっしゃいましたけれども、出張所という意味であろうと思いますけれども、新たに設置するということは大変むずかしいというふうに考えております。

2番目の、区域の見直しにも関係するわけでございますけれども、これは本庁、支所の区域の見直しということでございますけれども、現在市が住民情報の電算化を進めております。手始めに住民基本台帳の、いわゆる電算化の準備をしておりますけれども、まずこれが進みますと、この区域が外れといいますか、どこの区域でも住民登録の一部の写しでありますとか、全部の写しがとれるとか、あるいは転出入ができる。さらには印鑑証明なども、いわゆるコンピューターに入れるようにいま現在考えております。これは、まだ次の段階でございますけれども、この印鑑証明を入れますと、どこの本庁、支所でも印鑑証明がとれるというようなことが可能になるわけでございます。こういう形での市民サービスの拡大をしていただきたいというふうに考えております。

さらには、きのうの古賀議員さんの質問でございましたけれども、ニューメディアの中ですでに武蔵野、三鷹で実験をやるというお話がございましたけれども、無線でファクシミリをするというような研究をされたそうでございます。実質的には電波が途中で障害がございましてなかなか送信できないということで、1カ所でそういうサービスをするというようなお話もございました。私は、将来的には、こういったかなり先の問題ではございますけれども、いまの窓口車につきましても、現在のああいうサービスじゃなくて、そういう新しい技術を入れた市民サービスができるんではないかというふうに考えている次第でございます。

3番目の、動く窓口車につきましては、市民部長の方からお答えがございます。

○副議長（米沢照男君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは第３点の問題につきまして御説明をさしていただきたいと思いますが……。

その前に、ちょっと第２点の問題で若干補足をさしていただきたいと思います。区域の見直しという御質問でございまして、いま企画財政部長の方からお答えを申し上げたとおりでございますけれども、このことにつきましては、過去昭和５５年の時点で、区域の見直しを１回いたしてございます。質問にもございましたように、西平山５丁目を、七生支所所管を本庁所管に変えてございます。それが約４年ちょっとばかり前のことでございますが、そのときに、いま御質問にございました東平山の問題も若干出たようでございますけれども、その区域をどの程度にとどめるかという問題もございまして、そのときはとりあえず西平山５丁目ということに区切りまして、地域の住民の皆様のアンケートを徴して、現在西平山を本庁所管にしたという経緯がございます。そのことを若干つけ加えさしていただきたいと思います。

それから、第３点の動く窓口の問題でございますが、現在御承知のように１台の動く窓口車で１１ヵ所を巡回いたしてございます。そのうち週３回が７ヵ所、週２回が４ヵ所で運営をいたしておりますけれども、動く窓口車の、これ以上の、いわゆる駐車場の増設等は現時点１台では無理でございますので、当面はこの１１ヶ所市民部といたしましては運営をしてまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

いま御指摘がございましたように、東平山の問題あるいは、旭が丘の問題等もございますけれども、私どもの方に入っておりますことでは、そのほかの地域でも、地域の住民の皆さんがとめてほしいというところが各所にございますけれども、現時点では１１ヵ所が限度でございます。３ヵ所を２ヵ所に減らし、２ヵ所を１ヵ所に減らせば、もう少し巡回できるんではないかという御質問の趣旨もございますが、できれば私の方では３ヵ所をぜひやっていきたいというふうには思っておるわけでございます。２ヵ所ですと、たとえば、いまの状況で申し上げますと、２ヵ所の場合は火木に駐車をいたしてございます。木曜日に伺った地域につきましては、木金土日月ということで、相当の日数がそこにあります。できれば３回の巡回をいたしたい、これが私どもの考え方でございます。現在１１ヵ所を、これ以上巡回することは困難でございます、ということをお答えをさしていただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　御指摘の西平山５丁目が本庁に七生から５５年のときに変えられたと。西平山５丁目の方に伺いますと、どうして多摩平を越えて本庁へ行くのかっていうふうな御質問が出るわけです。距離からいけばちょうど倍くらいになりますでしょうか。本当に支所の前を通っていくような状況なんです。だから、西平山５丁目は本庁よりも多摩平の方がいいんじゃないかと思いますし、それから、１丁目から４丁目 ―― いまは５丁目の話ですけれども、西平山の１丁目から４丁目について申し上げましても、いま、まだ七生のようですまれども、これも多摩平の方が近いんじゃないかなあって感じがします。そして、新井の方も１２から１６７番地、あるいは９３５から９７５番地あたりは、本庁よりも七生の方がいいんじゃないかって、距離から考えたら思います。

それから、支所という呼び名にしろ出張所にしろ、多少性格が違うので正確に言わなきゃいけないんでしょうけれども、どちらでもあればいいわけです。新町、栄町あたりに、やっぱり一つと平山と同じようにつくってほしいなあっていうのはあります。この辺やはり希望が出されています。日野本町の１丁目から７丁目ですか、一部がやはり遠いというふうな声も聞かれます。

以上、私の友人関係から聞いた ―― これは希望なんですけれども、そういうふうな希望が出されました。動く窓口車について１台だから回り切れないんだと、そして、２度の火木だけでは、やはり木曜日から火曜日まで空き過ぎるから３回は巡回をしたいという御答弁からいきますと、やはりその窓口からもさらに忘れられている場所については、同じように３回巡回していただけるような手だてをぜひとも講じていただきたいなっていうふうに思います。

行政というのは、つまり行政側の都合に市民を合わせるのではなくて市民のニーズに行政を合わせるというのがサービスであろうと思います。行革・行革と、いま国のいろんな厳しい指導があるものですから、職員の皆さんそれぞれ何か職員を減らしたり、あるいは予算を削ったりすれば、それが、さもいいことのようにお考えになるかもしれませんけれども、サービスっていうのは決してそういうことではなくて、ニーズがあるところには、それもたくさんの人たちから、市民の方から出されている要求に対しては、どんな行革の時代でも、しっかりと行政があつい手を差し伸べるというのが原則だろうと思います。そのために職員が必要であれば、当然増員をしていいと思います。（「むだなところを減らして、そこへ回せばいい」と呼ぶ者あり）そんなことで、何ていうんでしょうね。攻撃があるから、これは

やりたいんだけれどもやらないでおこうとか、仕方がないではないかっていう消極的になるのではなくて、よりきめの細かい行政サービスを行っていくために、ぜひとも十分な職員の手当は考えていただきたい。そして、車を１台ふやし、２台を動かす中で旭が丘の５丁目だけではなく、部長がまだまだあちこちお考えになられる個所があろと思います。３回ずつ、それぞれの地域に漏れなく回っていただくことが、本当の市民に対してのすばらしい行政のありようだと思います。何百遍福祉、あるいは、きめ細かくやりますよって何百遍唱えたって、それは何の足しにもなりません。やっぱり実のある大英断をしていただいて、その中で出さなきゃいけないものは仕方がないではないかと、予算つけなきゃいけないのは、つけなきゃしようがないじゃないかって。そのあたり最後に一言、市長の方からお気持ちをしっかりと伺っておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　行政サービスがなるべく細かく、きめ細かくということは、もちろん一番大切にしなければなりません。そこで、基本的な考え方に――橋本議員さんと差があるわけはありませんけれども、つまり別の方法で、たとえば交通手段をよく整えて便利にする、これが一番いいというふうに考えております。そこで、循環バスを通すことも、大変有効だと思っておりますし、これから、特にいまの指摘の平山方面、平山橋が完成いたしますと早速ニュータウンとの関係でバス運行も開始されるという見込みもありますので、それらをなるべく頻繁に便を多くして、そして、なるべく――広い日野市というわけではありませんから、本庁ですべての行政事務ができるようにできれば大変幸いだと、また、それを目指すべきだとこのように考えております。

一方に、合併した広域の地方の市などでは、いろんな意味での、また、別の配慮が必要な面もあるわけでありますが、日野市は、そう広くもありませんし、むしろ市民自治という観点からは、なるべく役所を自分たちの役所、自分たちのセンターとして親しく行き来をしながら活用していただくという方向に、市民自治のあり方を求めていきたい、このようにも考えております。しかし、現実に不便の地域もありますし、在宅のままでいろいろサービスができれば、より利便だということも否定するものではありませんが、ニューメディア等の方法も今後とり得ると思っておりますので、そういう中からきめ細かい行政の事務を、サービスとしてきめ細かくお届けができるとこのようにいたしたい。このように考えております。

特に、行革という観点からいいましても、能率を高く、つまりサービスに欠けるところがなければそれでよろしいわけでありますから、そういう手段を追求することによって、市内全域等距離公平なそういう関係ができることをぜひ実現したいと、これが現在の考え方であります。電算の導入、あるいはファクシミリの運用、また、ニューメディアの採用等によりまして、そのような関係を密にいたしたいと、このように考えております。そのようにひとつ御理解をぜひお願いをしたいと思っております。

○副議長（米沢照男君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　大変市長の方から積極的な循環バスの話まで出していただけて安心いたしました。循環バスがなかなか出なくて皆さんはいらいらしていらっしゃるわけで、能率高くサービスが欠けることなくっておっしゃる、全くそのとおりだと思います。そして、それができていれば市民は皆さん何も要求されないわけで、いま不便をしていらっしゃるから、いろんな要求が出てきているのだっていうことも、市長には御理解いただきたいと思います。自分たちの役所として、センターとして、市民自治のためにも、みんなが便利よく役所に来れれば、それにこしたことはありません。本当に一刻も早く循環バスが市内を走り回るように、それも余り緩慢でなく、回数をたくさん出していただけるように、ぜひとも市長の方から強い働きかけをしていただきたいということを要望いたしまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１９の５、平山地区に支所を創設し、市民サービスの充実を図れに関する質問を終わります。

２０の１、生活環境整備についての通告質問者、大柄　保君の質問を許します。

〔２５番議員登壇〕

○２５番（大柄　保君）　ただいま議長から一般質問のお許しがありました市民クラブ（民社党）の大柄　保であります。ふだん私もなかなか民社党のカラーが出せないなあというふうに考えておりましたんですけれども、おかげさまで今度の議会ではきのうが１回、それから、きょうが４回くらいかなあとこういうふうに考えておりまして、質問に入る前にお礼を申し上げておきたい。こういうふうに……。

２０の１番、生活環境整備についてというタイトルで質問をさしていただきます。

古いよい時代をなつかしむ、私のように５０歳をもう過ぎていると、現在の日野市と４０

年ほど前の日野市と比べてみると、昔がなつかしくなるわけでございます。たんぼや、畑はどんどん、どんどん宅地に変わって、家屋が建って、自動車の発達で道路は昔のようにのんびりした車の流れもどこへやら、甲州街道、川崎街道も朝夕のラッシュには渋滞で車の列、本当に昔がしのばれるものですね、皆さん。そのきょうこのごろでありますが、そこで、今議会も質問に入る前に古い時代の日野市を先に申し上げて、古い住民の方には昔をなつかしんでもらったり、新しい住民の方には、なるほどなあ、昔の日野はこんなに環境がよくあったのかと、こういうことを知ってもらえたら本当に私は幸いと思って話題にさしてもらいます。

まず、農業と清流についてでありますが、現在の日野駅、八坂神社周辺は、これは昔からのおうちを除いては全部たんぼでありました。北側の東光寺、四谷方面についても、夕方より夜にかけて、お使いに行ってきなさいよというふうに親に言われたようなときも、ひとりでは行けないような暗いたんぼ道でありました。昔の古老は、このたんぼを八丁たんぼというふうに呼んだそうですけれども、途中、水車の音、姫森でのキツネの火が出るとか、薬王寺で不思議なあかりがともるとか、当時はこんなところでありましたが、それだからこそ農業に使用する用水路でありますが、このことに尽きることを知らぬ清流が町の中のたんぼをたっぷりと潤して、いまちょうど6月でありますけれども、田植えも真っ最中であり、このたんぼよりは、それこそカエルの大合唱が夜遅くまで聞こえたものであります。

大昌寺坂を上ると一面の畑、御野立所 ── これは、天皇陛下が大演習をここから視察をなさったところで、現在の矢の山公園でありますが、そこから下を見ると一面のたんぼで、植え田が終わって稲が２０センチほどに定着したころ、小学校６年生、あるいは高等科１年２年みんな一生懸命にたんぼに入って稲の害虫でありましたズイムシ採りをしたような経過があるわけであります。びんに入れて学校で集めたこと、それから、黒川での大きなカエル、オオヒキガエルをつかまえて布袋に入れて、線路を歩いて持ち返って、翌日学校で女の生徒の机の引き出しに入れて、先生にしかられたこと。宝泉寺横の用水でのホタル採り、とにかく町の中至るところ清流でありました。この清流によって育てられた日野の米は、どんなにうまかったか想像していただければおわかりかと思います。（「いまでもうまい」と呼ぶ者あり）いまでもうまいという方と、あるいは、まずいまずいという方といろいろ御意見は分かれると思いますが、とにかく清流、昔の日野の流れは本当にきれいでありました。

きれいな清流の蔭にも大きな危険が待っておることも事実でありました。日野の自然には、鳥、けもの、昆虫、ヘビ、トカゲ、いまはやりのエリマキトカゲはおりませんけれども、爬虫類、数々のものが生息し、中にはかわいがられるもの、中には嫌われるもの、恐れられるもの、たくさんおりましたが、農業用水とともに後で質問をすることにいたしたいと思います。

このような静かな環境の中で、突然日野市に高速道路が通過するという、思ってもいなかったようなことが話題となって、議会でもこの問題を取り上げ、対策委員会を設置し、住民のために種々検討をしてくれたように記録されております。ここに当時の「市議会だより」を再生をしてみたいと思います。

まず、中央高速道について、昭和３７年３月総理府告示で発表される。路線名は高速自動車国道中央自動車道路東京富士吉田線、工事区間、杉並区から山梨県河口湖までの延長９２キロメートル、設計速度、八王子までが毎時１２０キロメートルで１５分、八王子・河口湖が毎時８０キロメートル４９分、施工主体は日本道路公団、工期は昭和４３年度供用開始の予定、費用は約５５０億円。インターチェンジ、高井戸、調布、府中、八王子、相模湖、大月、河口湖、その他として、日野市内の通過キロ数は4.１６キロメートルとなっており、日野市としては、道路公団の依頼に基づいて昭和３８年１月、関係者に対して説明会を開催したところ、関係地主から中央道反対路線変更の請願が提出され、これが議会において採択されたのに伴い、議会内に同年２月、中央高速道路対策委員会が設置された。全市的な組織として地主５名、農業委員３名、議会３名の３者による中央高速道路日野地区連合対策委員会もつくられた。この間、市議会の対策委員会は、連合対策委員会と提携をして、道路公団当局、建設省、都庁と数時にわたって中央道反対と道路変更の折衝を強力に進めてきたが、非常に厚い壁であり、最近の関係者の間には買収条件によってはとする軟化にと、また、一方道路公団側の工区ごとの設計協議持ち込みなど新展開がなされております。

ちなみに、調布市議会の場合は、日野市より一歩先んじて、路線変更の請願７件が関係地主より提出をされ、議会はこれを採択し、さらに、路線変更の決議をしておりますが、その後、路線変更は全く困難であるとの見通しの上に、現路線の一部市街地通過もやむなしの結論に達し、議会の対策委員会を改組して、通過に際しての市民利益の擁護に基点を置き努力が払われている。

当市においては、幅の広い現状の価格という点で研究が進められている。中央自動車道路対策協議会、これが１回、２回、３回、４回、５回、６回、７回、８回９回と日を追って年次を追って開催をされており、最後には３９年の１２月の１７日に第９回で終わっております。市の最終計画案に基づいて中央自動車対策委員会は、昨年１２月１７日道路公団との第１回設計協議を行い、その結果、一部にまだ交渉の余地があるので、さらに東京都首都整備局と交渉を持ちました。

その主な内容は、(1)として、バスストップ（市内万願寺）付近の側道を４メートルとあるものを８メートルに広げてもらいたいと、(2)一部水路をヒューム管とし、現状に合った大きさにすること、(3)道路の取り付け個所が３カ所約束と違うものがあり、これを変更してもらいたいこと、また、陸橋のうち３メートルの計画のものが３ケ所あるが、これを６メートルとすること。移転家屋、特に宅地が借地の場合、資金のあっせんをすること、これらの要望を設計協議の上に生かして、今後交渉していくことになっております。

これが、昭和４０年の１月２０日「日野市議会だより」でありますが、それに伴って４３年には、計画どおりに日野市内の高速道路が開通をしたわけでありますが、これに対して私も昭和４５年の第３回の定例議会と、それから、５０年３月の第１回の定例議会において、現在は富士吉田・河口湖までということで、ほとんどレジャーのような道路であるが、将来は中京小牧まで延びて全線が開通したときには、すでに東名もありますけれども、中央高速道路も産業道路の形態になるんだと思いますけれども、この場合の交通量はいまの ―― いまということは、前の開通時の交通量と、現在小牧まで抜けたときの全線開通の交通量では大変な、比べものにならないほどの交通量があるんではないか。これらに対してどういうふうな対策があるか、市側の理事者の皆さん方にもお伺いをしてあります。これについては騒音だとか、振動だとか、大気汚染などについて、生活環境についての質問をいたしておるところであります。

そこで、昭和５１年の９月の、この市議会において、中央高速道の騒音等の対策に関する意見書というもので、皆さんの御賛同をいただきまして、

「中央高速道の開通のため、自動車の騒音等の公害は日野市民の日常生活に大きな被害をもたらしております。市民の健康と生活の不安を解消せしめる騒音等の対策を、早期解決するよう関係官庁におかれては格段の努力をもって対処されるように強く要望をいたします。

昭和５１年９月　日野市議会」

ということで、意見書も採択をして関係の部署に送られておりますけれども、時間がだんだんたってまいりましてきょうに至ったわけですが、私も２年前にこれらの問題を取り上げて質問をいたしておけばと、こう思いましたけれども、おかげさまで副議長といふような役職もいただきまして、質問は控えた方がというふうなことできょうになったわけでありますけれども、長年たったいま、質問本当にいたしたいところでありますが、「統計日野」公害のところを見ますと、これらは、とにかく市当局としては当然これらの問題を取り上げて調査をしてくれてあるものとばかり私は思っておりましたけれども、「統計日野８３」には、きのう福島議員が、おとといですか、質問をされておりましたが、国道２０号線の方については書いて調べておいていただけましたけれども、残念ながら中央高速については一言も触れておらないわけであります。

今後、これら問題等についても、公害のいろいろな苦情があるから調査するとか、苦情がないからそのままにしちゃえとか、恐らくこんな考えはないと思いますけれども、現時点の姿では、何と冷たい市当局だなあーというふうな感があるわけであります。ないからやらなくてもよいとか、苦情があったから調査をするとか、これでは本当に市民の中の市の係といたしては公平ではないんではないかなあと、こういうふうに思っておるところであります。環境週間には、騒音公害等については必ず行っていくんだというふうなこの間の部長の答弁に、非常に私は矛盾を感じているところでありますが、いまさら、これについてどうすることもできないので質問に入らしていただきたいと思いますが……。

先ほども申しましたけれども、第１点といたしましては、市内にたんぼを潤しておる農業用水でありますけれども、これらについては一部本当にきれいになったなあというふうに見られるところもありますけれども、まだまだ両サイドは草いっぱい、流れも悪いところもある。これらについて今後どういうふうな市側としては整備をしていくのか、これが第１点であります。

この間視察をしました愛知県の西尾市のように、あそこでは本当に農業用水も暗渠方式でやっているというふうなことで、大変に勉強になっているわけですけれども、暗渠方式というのも、現在の市内の農業用水を全部ということはとうてい無理なことであると思いますので、せめて両サイドの整備くらいは手を入れていただきたいと思って、今後どういうふうに

なさるのか、これが第１点としての質問になるわけです。

そして、次の質問の「危険なことがある」ということにも、当然この質問の中に含まれてきますが、第２点としては、災害は忘れたころにやってくる。これは、皆さん方が、９月１５日防災の日、震災、火災、水防の訓練、いろいろなことをやっておりますけれども、大変御苦労さまなことでありますが、私はこれと同じようにもっともっと身近なところにもたくさん災害がある、このように考えております。

たとえば、先ほど申しました用水、それから、たんぼ、多摩川、浅川の草むら、その他湿ったところ、現在開発をされて、そんなヘビなんか市内にいるわけがないよ、というふうな方も中にはあるかもわかりませんけれども、先ほど申しました災害災難は忘れたころにやってくるというふうなことで、そこで第２点といたしまして、私は市といたしましてヘビ、特に危険なマムシの生息しているような場所など、いままでに調査をしたことがあるかどうか、これが２点目の質問とさしていただきたいと思います。

第３点といたしまして、もし万一、大人子供を含めて、特に子供はどこへでも遊びにいくというふうなことで、もし万一マムシにかまれた場合、この対策として市内の私立を含んだ病院に、血清の備えはどうなっているのか。救急車等ですぐに病院に運ばれれば、当然救急隊員は血清のあり場所がわかって、その病院に直行をすると思いますけれども、いま車の発達した時代、自家用車で、それ乗っけて病院へというときに、どこへ行っていいかわからなくて、あちこちのたらい回しになるようでは大変だなあと、こういうふうに考えまして第３点の質問といたしたいと思います。

第４点といたしましては、先ほど市内の通過の高速自動車道路の騒音、特に深夜でありますけれども、この時点の調査の結果、これは日野の高架下を含んで、日野の市内の通過距離数について計っていただけたことがあるのかどうか。振動の調査結果、大気汚染の調査の結果、低周波公害の調査の結果、開通時と現在の交通量の差はどのくらいあるのか、これをいまここで質問をいたしたいところでありますけれども、先ほども申し上げました「統計日野」にも出ていないとなれば、当然調査はしていないものと私は考えまして、９月の議会までで結構でありますので、ぜひ調査をしておいていただきたい、このように要望をいたします。

それから、高速道路のことでありますけれども、４５年５０年といろいろにわた

ってお願いをしておりますが、日野高架下 ── これは中央線のまたいでいる高架の下でありますけれども、これが何と１０年たってもまだ雨漏りが修理されていない。この間については公団といたしまして何回か補修工事はしたけれども、もとのままのような状態で ── 皆さん、きのう雨が降りましたね。あのくらいの雨でさえどんどん漏ってくるというふうな状況が、もうすでに１０年の上続いているのであります。隣の民家の方は、たまったものじゃないと思うんです。ぜひこれらのことについて企画財政部等を通じまして、今度の質問として調査、八王子の道路公団に問い合わせていただきましたが、企画財政部の答弁をお願いをしたいと思います。

とにかく直接な工事でなくて、一歩上に上がったというか、横に行ったというか、よその受け持ちの工事でありますから、すぐに「はい、こうだ」という答弁ができないと思いますけれども、ぜひ公団に問い合わした結果をお知らせをいただきたいと思います。先ほども、私が都会議員なら云々というふうな議員さんがおられましたけれども、私が国会議員であるならば、予算委員会にでも日本道路公団の総裁を招喚をしたいと、こんな気持ちでいるわけでありますので、ぜひひとつこの問題等についてもお願いをいたしたいと思います。

それから、御答弁をいただく前に、各先生方に１部ずつお配りすればいいんですけれども、何せ自分のお金でつくったもので、各会派の代表の方に参考に見ていただきたいと思います。ただいま皆さん方のお手元に配りましたが、要望書ということで去年の日付がありますが、５８年の１０月の２５日に関係の皆さん方に、これを持ってお願いをして回ったわけであります。去年の議長であります石坂議長も、この問題について一生懸命に取り組んでいただきまして、２回目の会議の席に議長所用でもって行かれないというふうなことで、かわりに私が行って各先生方のお部屋を回ってお願いをしてきたような次第でありますので、地元選出の国会議員の皆さん方にも、先生方を通じてぜひお願いをしていただいて、この要望が通るようにお願いをしたいと思いますので、再度のお願いです、お願いをいたします。

このことについては後でちょっと触れていきたいと思うんです。

以上であります。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　初めの第１点、用水関係の整備関係でございますけれども、私ども生活環境部の産業経済課では、農業用水に関しまして、灌漑用水の整備の仕

事に当たっております。災害復旧時等の事業は、産業経済課が予算措置をいたしまして事業主体となるわけですが、通常の水路の改善、あるいは改修、こういった仕事につきましては建設部水路清流課に願っていただいておりますので、後ほど担当の部長から答弁をしていただきたいと思います。

それから、第２点目でございます。ヘビの多い湿地帯あるいは湿田の地域、どの辺のところにヘビがたくさん生息しているか、こういう御質問についてお答えを申し上げたいと思います。

特別に意図的に調査をした結果ではございませんが、市の職員などがあちこち出かけた折に、目に触れる率が多い、そういうところはどこかというようなことでお答えをさしていただきたいと思います。まず、市内の湿田湿地帯でございますけれども、堀之内地区内の約３ヘクタールほどの地域の広がり、これが湿田湿地帯でございます。そして、マムシなどのヘビが多くすんでいるところは、こういった湿田湿地帯よりも、多摩川、浅川の河川敷、川原の中に多く見かけるという話を聞いております。特にプールのございます浅川の河川敷、プールわきでございますけれども、私自身も何回か目撃をしております。

それから、マムシにかまれたときの治療としての血清のあり場所でございますけれども、私立病院、医院、診療所、そういったところにあるかどうか、これを保健所を通しまして調査をいたしました。なお、個別に私ども直接に調査いたしましたけれども、私立の病院、医院、診療所には血清は用意されておりません。したがいまして、緊急時のときに不都合なことが起こることも考えられますので、病院、医院あるいは医師、そういったところの監督権を持ちます保健所に、血清を常時置いておけるような態勢に持っていってもらいたい、指導方をお願いしているところでございます。

それから、高速道路関係のいろいろな測定値でございますけれども、特定の場所の騒音関係のデータは持っそおりますが、すでに９月議会に向けて宿題をいただいておりますので、その時点までに御指摘の調査項目につきましてそろえさしていただきたい、こういうことで御了解をいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　病院事務長。

○病院事務長（佐藤智春君）　ただいまの生活環境部長の御報告に多少補足するわけでございますけれども、市内の各病院では血清がないというお話でございますけれども、私

どもの市立病院では血清は持ち合わせてございます。ちょっと申し上げますと、乾燥マムシ抗毒素という、いわゆる凍結乾燥剤だそうでございますけれども、これを常時病院では約５人分程度を備蓄しておるということでございます。これは、念のために申し上げますと、有効期限は１０年間有効期限があるということでございまして、病院では備蓄してございます。

それから、御参考までに申し上げますと、マムシの事故というのが昨年は、たしか１例でございまして、救急車で病院の方へ運ばれてきた。これは、中身をよく聞きますと、実際にマムシに食われたものか、あるいはほかのヘビであるかっていうのは、現物のマムシを見ておりませんので何とも言えませんけれども、いずれにしてもヘビの事故ということがあったそうでございます。それから、１昨年につきましては２件、やはり病院へ運ばれてきたと。１件については完全にマムシの事故ということが確認されております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　第５点目の、日野高架下の雨漏りにつきまして御答弁いたします。

場所につきましては、旧甲州街道を上がっていきまして高速道路とのクロスする部分でございます。この高架は、道路の上につきましては普通の橋渠方式、それ以外のところは普通の高架の構造になっております。原因といたしましては、上り方向でございますけれども、若干東京方面が下がっております。通常でございますれば、道路の排水は両サイドに振り分けまして、余り流れない状態で、その部分、部分で取るわけでございますけれども、どうもその辺の機能が不完全で、その高架部分のつなぎ目から雨が漏ってしまうということでございます。過去におきまして改修をいたしまして対処はしたんでございますけれども、まだその内容も不完全で、その水が完全にとい でのみ切れない状態でございます。早速私の方から日本道路公団の八王子営業所の方に、調査と早期改修の要望はいたしまして、早速道路公団で調査をいたしました。やはり現在の施設に欠陥がどうもあるようだということで、遅くも８月の末までには改修をいたしますという報告を受けております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方からさらに第１点目の御質問にお答え申

し上げたいと思います。

私どもは、御存じのように年間を通しまして水路の維持管理を担当しておるわけでございますけれども、御存じのように農業用水の、いわゆる灌漑用水期と、それから、そうでない時期とに分けられるような形で、いま産業経済課の方と水路清流課の方で窓口が二つに分かれているような形にはなっておりますけれども、年間通水という関係を含めまして、改修等につきましては水路清流課で担当をいたしておるわけでございまして、御存じのように集中的な豪雨がある場合の、いわゆる治水の面での排水路というような機能を重点的に考えながら毎年改修をさしていただいております。

そして、幹線につきましては８系統の水系がございまして３万4,９２１メートル、約３万5,０００メートルの市内の流域を持っておりますし、そのうち約８０％がすでに改修は済んでおります。残りの２０％につきましては、３８年当時、いわゆる失対事業で改修をした石積みの個所などもございますので、こういう点につきましては、今後、やはり当然改修をしていかなければならないというふうに思っておりますし、それから、幹線に結びついております支線ですけれども、これが１８万3,０００メートルほどございます。そのうち、これにつきましては市内に水田地帯を潤すということで、先ほどもお話がございましたけれども、四通八達をしておりますので、これの改修等につきましは、水路幅が1.８メートルくらいの非常に少ない幅の狭いもの、そして、素堀りのものなどが多いわけでございまして、そういうものの改修につきましては４０％ほどしか、まだ改修が済んでいないというのが状況でございます。

それで、予算の計上等につきましても、５９年度につきましては、南平の用水路の改修もございましたけれども、対前年度比でかなりの額の予算を計上さしていただいておりますし、７億８００万ほどでございます。それから、前年度におきましても対前年度比で２１％ほどの増の計上をさしていただきまして、３億5,４００万というような形で年々予算の計上等につきましても、改修に力を入れるということで、予算の計上の増額もさしていただいておるわけでございますけれども、改修の方法につきましては、御質問の中にもちょっとございましたように、草が生えないように水路敷と、それから、道路敷を管理するということになれば、当然暗渠にするとかコンクリート打ちをしまして改修をするということも考えられるわけですけれども、これも、御存じのように幹線の水路につきましては、やはり近い将来下水

道事業の中で雨水排水の幹線として利用されるというようなことが位置づけられておりまして、これも開渠でそのまま利用すると、こういうふうなことを下水道事業では決定をいたしておりますので、幹線水路につきましては暗渠にするということは、ちょっといまのところ考えられないわけでございますし、それから、年間通水という点からいきましても、幹線水路につきましては将来とも、やはり潤いのある水路というふうな意味を含めまして、下水道事業が完了した後でも、やはり開渠のまま水を通水をして流していきたいというふうに現在考えておるわけでございます。

それから、もう一つは、年間通水によりまして緊急な事態が発生したときには、一時水路をせきとめますと緊急の防火用水の役割りも果たすというふうな面もございますので、やはり幹線を暗渠にするということは、やはり問題があるんじゃないかというふうに思いますし、それから、ふたをかけることによりまして管理上の障害が発生すると、あるいは、さらに日照がさえぎられますので、流出してきた水路の水質がさらに悪化するというふうなマイナスの面も出てまいりますし、排水能力の低下というふうな点にも、ふたをかけることによってつながっていくわけでございますので、そういう点の問題だとか、あるいはまた、水路は国の財産として中央の管理がなされておりまして、ふたをかけるような場合等につきましても都道府県に委任されております管理権の中で、東京都の許可をいただくというふうな手続上の問題などもございまして、なかなかふたをかけるという点につきましては、むずかしいというふうに考えておるわけでございます。

以上申し上げましたけれども、今後ともやはり必要な個所につきましては、当然治水の面を考えながら改修を前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　　５点にわたっての、いま答弁がありましたのですが、１点目の農業用水を整備できないかというふうなことでありますけれども、これが、第２点目の質問とつながってくるわけなんです。ということは、いま建設部長８０％の用水の修理は終わっているというふうな答弁ですけれども、まだまだあと残りがあるわけですから、これら等について草が生えている。農業組合の皆さん方だとか、あるいはまた市の職員の皆さん方だとか整備をなされるときに、もしヘビなどにかまれたというふうなことがなきにしもあらずで、あったときには大変なことになるなあと、こう思いまして、私は用水の整備をいま少し

したらどうだろうなあと、こういうふうに考えて質問をいたしたわけですが、ぜひこれらの問題等についてもお願いをしておきたいと思います。

第１点は要望として終わらしてもらいますが、第２点目といたしまして、市内の堀之内というふうなところを湿地帯重点的にということは、私も「マムシに注意」というふうな立て札が立っているのを、いままでも何回かあちこちで見ているわけなんです。もし万一こういうふうなときに困るなあと、いういうふうに思って、いろいろ湿地帯等については調査をしていただいて、住民の皆さんに注意を与えていく、これがころばぬ先のつえになるんではないかなあと、このように考えておりますが、どうなんでしょうか。たとえば広報等を通じまして、ちょうど６月、湿地帯ヘビの危険というふうなことまでも喚起をしていったらいいんじゃないかなあ。広報読まない人は、これはしようがないですね。ですから、読まない人はしようがないんだから、せめて見出しでもつけて「ヘビの時期です」というふうなことでやっていけないかどうか、これについてちょっと質問をしておきたいと思います。

それと続けて第３点の、もし万一、大人、子供を含めてマムシにかまれた場合ということで、私は市内の私立を含めての病院の血清の備えはどうかということでお伺いをしたんですけれども、私立の病院には血清の準備はない。これは、保健所を通じてということで、いまわかったわけですけれども、せめて ── 市立病院はわかりました、あるということが。そのほかの５院ありますか ── 救急指定病院、花輪病院だとか石塚さんだとか、いろいろ市内には救急指定病院があると思うんですけれども、これらについてはどういうことになっているか再質問をしておきたいと思います。

それから、高速道路の市内通過、この振動の調査。これはぜひ９月までに、いまのデータは、古いデータじゃしようがないんです。ですから、いま、きょうの時点の ── お願いをするんですから、私が前から通告をしていれば当然やっておいていただけたと思うんですけれども、「統計日野」にも出ていないし、私も通告をしていないので、いま要望をするわけですから、今月の時点、最近の時点のものをひとつ調査をしていただきたいと、このように要望をしておくところであります。

それから、５点目の日野高架下、これについては、先ほど私も本当に自分に資格があるんならば、予算委員会等に道路公団を総裁をでも来てもらって、あそこの場所は設計はどうなったのか、施行業者はどうなのか、これまで突っ込んで私は聞きたいような気がしているわ

けなんです。それですから、これ等の問題についても、今後８月までにやっていただけるというふうな公団の答弁ということで、いま企画財政部長のお答えでわかりましたけれども、このこと等についても、かなりかなり根が深いものがあるんではないかなあと、こういうふうに私は考えております。また、これら等についてもわが党国会議員を通じまして、いろいろの面から調査をしていただく必要が当然出てくるんではないかなあと、こういうふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　マムシの危険につきましては、その警告を広報に掲載し、また、血清の所在につきましても、広くお知らせをしておくという措置をとりたいと思います。他の救急病院にお願いできるか、これは、それぞれの病院の備蓄施設というようなことも関係があると思いますので、まず市立病院で責任を持つということで、広くお知らせをしておきたいと、このように考えます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　ただいま市長の方から答弁がございましたので、ぜひこれら問題等についても、市民がどこへ行ったらば、どのような治療が受けられるのかというふうな、不安のないようにしていただきたいと、このように考えておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、ただいま私も非常に突っ込んだところまで、道路公団の件については皆さんにお耳に入れたわけなんですけれども、道路公団については、いろいろ各地方自治体でもって便利なことは当然でありますけれども、それについては、やはり通過沿線都市の環境の整備だとかやっていただきたいということを、先ほども資料御参考にお配りをしたときに私は申しておりますけれども、これら問題も、ちょっとここで内容についてお知らせをしておきたいと思うんです。

高速自動車網の整備は国土全域にわたる均衡のある発展を図り、各地域の交流と連携を強め、地域格差の解消により豊かで活力のある地域社会を実現するため、不可欠の基幹的国家事業である。したがって、政府は２１世紀の国道整備という長期的視点に立ち、経済情勢の変動に左右されることなく所要財源を確保して、事業の積極的な推進を期するために、特に

下記事項について特段の御配慮を賜りたく、ここに関係２２１市を代表して強く要望をします。

記　一つとして、道路整備特定財源の維持と充実確保及び一般財源の強化。

２として、法定路線7,６００キロ計画の早期完成と１万キロ構想の早期法定化。

３番としては、第９次５０年計画の推進及び昭和５９年度高速自動車国道建設予算の安定の確保。

４として、通過沿道の公害防止対策及び生活環境等の整備保全に関する諸施策の強化。

5.　通過市町村関連施設整備助成金制度の拡充強化と、特別な財政負担、市町村に地方交付税での補てん制度の確立。

というふうなことで、政府に対してお願いをしておるところでありますので、先ほども申しましたけれども、私は１０月の選挙の前でありましたけれども、５８年１０月の２６日の日に、田倉事務局長と一緒に国会の会議室へ、この会議に臨んでおりますので、ぜひこれら等についても、私は私なりに自分の国会議員の先生方の部屋を回って、お願いをします。お願いしますということで、あいさつがてら回ってきました。そこで、地元の選出の国会議員の皆さん方に、議場の先生方を通じまして、ぜひこういうことがあるんだというふうなことを、重ねてここでお願いをしておきたいと思います。

一番、２番、３番について私どもも大賛成であります。当然のことであります。地域の発展のためには高速道路、もう国家的な企画であります。それには４番、５番のこの項が非常に地方自治体にとってはぜひ実現をしてもらいたいということでありますので、重ねてお願いをしておきたいと思います。

最後になりますが、事務局長ちょっとお伺いをいたしておきますけれども、去年は、通過沿線都市の協議会の、私どもの市は常任理事の市でありましたけれども、ことしの議長さん、副議長さんはどうなっておいでになるか、ちょっとお願いしたい。

○副議長（米沢照男君）　議会事務局長。

○議会事務局長（田倉高光君）　それではお答えをさしていただきます。

高速道路の通過都市協議会の役員さんにつきましては、それぞれ任期が２ケ年でございます。したがって、現在も常任理事ということで、その任期は来年の２月までが任期だと、こういうことでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　わかりました。ありがとうございました。ことしも当然理事ということで、議長さん中央に出ていかれると思いますけれども、去年の石坂議長のように、ことしの議長さんもぜひお願いをしたいということを最後の要望をいたしまして、この質問は終わらしていただきます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２０の１、生活環境整備に関する質問を終わります。

２０の２　市立施設の使用時間についての通告質問者、大柄　保君の質問を許します。

○２５番（大柄　保君）　２０の２番　公共施設の利用時間についてということで、簡単に質問をさしていただきたいと思います。

おかげさまで現在の日野市内には数々の施設があるわけでありますけれども、そこで市民の皆さん方は文化、あるいはお年寄りの福祉、教育、そのほかの種々催しについて、いろいろな角度で利用をされておりますが、年々いろいろな施設ができるということは、われわれ市民にとって大変喜ばしいことだと、こういうふうに考えており、歴代の為政者の皆さん本当にありがたいなあという、お礼を申し上げておきたいなあと、こういうふうに思っておりますが……。その中で、いろいろ主管主管によってということは、たとえば中央公民館、あるいはまた、南平の体育館、これらの主管は教育委員会の社会教育課、それから、あとは中央福祉センター、湯沢福祉センター、高幡福祉センター、この主管課が社会課、こういうふうにいろいろ分かれておりますが、中央公民館が閉館時間が条例によって９時３０分、体育館が午後の９時、ダブりますけれども福祉センター（中央、湯沢、高幡）これも条例で午後の９時、それから、生活課の主管の、われわれが利用さしていただいたり、これくらい建ってくれよということで要望をしている地区センター、この閉館時間が９時３０分、それから、御婦人の皆さん方の御利用のための婦人センター、これだけが規則で閉館時間が９時。こういうふうないろいろな、各主管課によっての閉館時間が条例によって違うわけですけれども、当然条例でありますから、われわれも議員の立場として条例制定にはタッチをしているわけでありますけれども、婦人センターだけが、これは規則ですから、そこで９時ということになっておりますが、なぜ私は同じ時間の中央福祉センター、湯沢、高幡、これらについても

9時半に条例を改正してでもできないものかなあと、こういうふうに考えて質問をいたしております。

これは、御賢明なる理事者の皆さん方には、なぜこういう質問をするかということは、もうとうにお見通しというふうな私は考えを持っておりますが、だんだん、だんだんお休みも週休2日、あるいは夏場は日が高くなって日の入りが遅くなってというふうなこともあると、お勤めから帰って、やれやれこれからセンターへ行って何々の習い事をしようとか、あるいはまた、集会、集まりというふうなことでも、どうしても家に帰って夕めしを済ます ── 5時に終わったとしても、遠い人ならば6時かそこいらになってしまうわけです。先ほどから循環バス、循環バスというふうな声で、私も市内の循環バスは早く通してほしいという希望するひとりでありますけれども、なかなか足の便等において時間がかかってしまうもんで ── そして、習い事が始まった。あとは9時、もう皆さんおしまいですよというふうに夜間警備の皆さんにも言われる、と。隣の中央公民館は9時半まで、こっち側の中央福祉センターの方は9時でおしまい。どうもここのところでもって市民の皆さん方の、もう何で30分延ばしてくれないかなあというふうなことで、要望も出てくるわけですね、皆さん。これは当然の話ですよ。それですから、どうして時間を同じにできないのかなあというふうなことで、簡単で結構ですから答えていただきたいと、このように思います。お願いをいたします。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいま御質問のように、公民館の使用時間は設置時の41年から現在まで、午前9時から午後9時30分と定められておるわけでございます。また、地区センターも9時30分というようなことで、条例で、規則で規定しております。しかしながら、福祉センターの場合には、使用時間は施設された41年のときから、午前9時から午後4時30分までということが当初定められていたわけでございます。その後に、50年の9月に時間延長の改正をしたと、こういう時間的な経過がございます。

御質問の御趣旨はよく理解できますので、この時間延長につきましては、今後利用者の利便等も考え、十分に前向きに検討していきたいというぐあいに考えております。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○25番（大柄　保君）　いずれにしても、どうもだれが考えてみても、こういうふうな閉館 ── 朝の9時というふうなことは、大体発車のときは時間も同じで、終着駅へ着くのが片方が30分おくれて、片方が9時で片方が9時半だというふうなことだと、これは市民の皆さんから見れば、何で何で一緒になれないのか、一緒にしないのかなあと、こういうふうに思うのは当然です。それですから、ぜせこの点を検討していただいて、条例ですから条例改正で、議員の先生方の前に出てくると思いますが、先生方も、ぜひその点について御協力をいただきたいなあと、こういうふうに考えておりますのでお願いをしたいと思います。質問を終わらしてもらいます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって20の2、市立施設の使用時間に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時25分　休　憩

午後3時52分　再　開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問　21の1、再び日野市における「土壌浄化法」による排水対策についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔3番議員登壇〕

○3番（小俣昭光君）　通告質問に従いまして質問さしていただきます。

21の1、再び日野市における土壌浄化法による排水対策についてを質問いたします。

私は、排水問題で悩む多くの市民の要望に基づき、57年の第2回定例議会で、日野市における土壌浄化法による排水対策を提言してまいりました。下水道対策特別委員会は、奥多摩湖にある奥多摩資料館の土壌浄化装置を視察してまいり、パンフレットには、土1グラムの中に数億の土壌微生物、土壌浄化装置は、この微生物を活用して生活排水の理想的な恒久処理を行う新しいシステムと書かれております。この資料館の土壌浄化装置は、駐車場になっている一画に埋め込まれており、装置には突出物が全然ありません。奥多摩湖に行って資料館のところから駐車場のあるところで、あそこにそんな装置がある、そう気がつく人はほとんどないと言われております。

そこには手入れの悪い、まさに花壇がある、そのように思うぐらいとのころであります。ここで浄化された水は、２００メートルの高さの山腹までポンプで送られて、トレンチ方式で浸透されていました。東京の水がめを汚さない、そのためのこの浄化装置にしたと、係の人は胸を張って言っていました。

２年前の本会議での質問に、都市整備部長は、こういった方法を取り入れ、取り入れられる可能な範囲で積極的に取り組みを考えたいと答えています。どのように研究が進んだのか、まず最初にお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から、前回お答えしたその後の経過につきまして御説明申し上げます。

前回お答えいたしました段階では、まだ土壌浄化法そのものが、公共下水道には直接採用されないシステムである。したがって、今後国の方の、この土壌浄化法をいかに公共下水道で取り入れていくか、その過程を見ながら検討するというふうにお答えしたかと思います。

私どもは、汚水そのものをこの浄化法で浄化していくということよりも、むしろ公共下水道を促進するということで、その辺に力を入れているところでございます。ただ、雨水につきましては、前回もお答えしたかと思いますけれども、浸透式の方法が考えられるわけでございます。道路についても雨水升の底を抜く、あるいは管に、Ｕ字溝等に穴をあけて、そこから土壌に浸透させていくという方法は、都の建設局においても道路で実験を行って、ある程度の成果を得たということは聞いております。それで、私どもは公共下水道の一環として、これを取り組む方法はないかということで、検討を以後やってきております。その一つの方法として、現在公共下水道の整備に当りまして、各家庭の排水設備の指導基準というものを、現在見直しを行っております。その中で各家庭におきまして雨水を現在ではＵ字溝、それから、公共下水道ができた段階では雨水管に流すことになるわけでございますが、その管に流す前に、各宅地の中で樋から取った雨水を、まず雨水升に導入すると。この雨水升の底を抜いておくと。ここまでまず第１段階で浸透が可能になるわけでございます。さらに、庭がある場合でございますけれども、庭の中に陶管に穴をあけた管を敷設して、その中に雨水を導入していって、そこで庭の中に浸透させていくという方法が考えられるわけでございます。これを現在検討を行っております排水設備の指導基準の中で組み込んでいって、今後各家庭

にそれを導入するように指導をしていこうということで、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　再質問をさしていただきます。

いま都市整備部長から、公共下水道においてまだ認可されてないということで、むずかしいという中で、雨水については取り入れていくというようなことを言われていますけれども、ぜひ下水道計画、大分先のところもありますので、お願いしたいというように思います。

その中で、用水や側溝のない地域、こういうところがまだ日野市には相当たくさんあるわけですので、議会にも排水対策の請願が提出されておりますように、用水や側溝のないところでは下水道の実現が待ち望まれております。特に、浅川下水処理場から遠く離れた西平山、あるいは東平山などでは用水もありませんので流す場所もないわけです。

こういうようなところでは、土壌式の曝気槽の研究を初め ── これはもう２年前に私は詳しくお話しましたので、ここでは詳しく述べませんが、土１グラム中数億と言われるバクテリアや糸状菌を初め、ミミズ、節足動物や植物の根など、土の中５０センチぐらいのところで大いに活躍しております。そして、そこで食べ物のかすや廃棄物などをきれいにしており、ます。このような現象を利用したのが土壌式曝気槽であります。土壌のもつ性質を利用して考えられたものが土壌浄化法であります。土壌浄化法は、自然を利用して、ここに汚水を通し、悪臭、カ、ハエの伝染害虫、病原菌など一切シャットアウトして２次公害を防ぐとともに、汚水中の有機物と大気と、無機物に還元して水の性質を自体を変えていく、きれいにさせ大地に返すというものであります。土壌曝気槽を ── 私たちが視察しました奥多摩資料館浄化装置は、１日処理能力が２０立米と言われております。一般家庭や団地などで取り入れることは可能であるか。これも、この前の質問のときに、研究していてほしい、このようなことで質問しておりました。こととについて再度質問さしていただきます。これが再質問の１点目であります。

２点目は、土壌式曝気槽で処理した水、または家庭浄化槽の処理した水を、いままでは用水や側溝に流していた。用水や側溝のないところでは、毛管浸透トレンチ方式で土の中に浸透させる方法は実現可能なのか、わかりましたらぜひ答えていただきたいと思います。

3点目は、雨排水の問題ですが、雨水排水に関する請願、日野市7,760の18、中西さんからも請願が出され、今議会で採択されておりますが、これらの場所の現地も見てきましたが、道路の片方が高い、水の持ってき場所もない場所であります。こういうところこそ浸透方式を採用して、住民要望に積極的にこたえていただきたい。この問題も、ひとつお答えいただきたいと思います。

4点目は用水の問題であります。用水の汚れは議会でも再三再四指摘されていますが、建設省では野川の水をきれいにするために、礫間接触酸化方式等の浄化実験施設を設置し調査を行ってきました。これも土壌浄化法とほとんど同じ原理であります。ここでの実験調査結果が、多摩川河川行政連絡会に55年の8月28日に出されておりますが、これによると、BOD除去率90%以上、アンモニア除去率95%など、かなりの効果があることが示されています。日野市でも、用水浄化の実験をする気はないか、この点もお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは1番の点につきまして私の方からお答え申し上げます。

西平山、あるいは東光寺といった処理場から一番遠くなるような地域について、非常に公共下水道の管が延びていくのには時間がかかっているわけでございますが、そういった地域については、今後公共下水道の管の敷設の計画等の中で、できるだけ早く管渠を敷設していく、幹線を敷設していくということで計画を現在練っておりますが、それには、また一部幹線のルート変更ということも当然伴ってくることも予測されます。そういう中で、できるだけ早く公共下水道の幹線を延ばしていくということで考えております。

しかし、それにしても幹線が延びていっても、なかなか幹線を利用できないというような、たとえば地域があったとしました場合には、そこの地域について今後どうするかということについても、その時点で当然検討しなきゃならないことかと思います。できるだけ管を敷設して、正規の公共下水道に収容していくということが望ましいわけでございますが、やむを得ない場合には、その部分だけを御指摘のような浄化方法をとってやるということも考えなければならないかとは思います。しかし、私どもとしては、あくまでも公共下水道を早く延ばしていく、それで取れないところがないように、万遍なく管を敷設していくということを

第一義的に考えていきたい、かように考えているわけでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは私の方から2点、3点、4点目につきましてお答え申し上げます。

まず2点目の処理水の方法として土中への浸透式は可能かどうかというお尋ねでございますけれども、この方式につきましては、あるメーカーにおいては実際に採用をし、そして、それが実際に生かされているようなところもあるようでございまして、そういう面で今後やはりそれが実現可能かどうかということにつきましては、いま現在私どもの方でも水路清流課を中心にいたしまして、関係の部課で検討をいたしております。公害防災課、あるいは清掃部などと一緒になりまして研究をしておるわけでございます。それで先日も古谷議員さんの御質問にお答えをした中で、6月6日に茨城県の視察の状況をちょっとお話し申し上げたわけでございますけれども、その際さらに小宅地で13世帯を対象にいたしまして、江戸川べりに、いわゆる雑排水の共同処理施設をしているところがございました。土壌浄化方式によるところの処理方法でございますけれども、これは、埼玉県の庄和町というところですけれども、それも見てまいりまして、そういうふうなことを踏まえながら現在検討をいたしておるわけでございます。

そして、さらにまた、3点目、4点目の御質問になりますけれども、道路の側溝を浸透式にすることによって、側溝の末流が取れないような場合、実現可能かどうかというような御質問もございましたけれども、具体的には、たとえば、多摩川の堤防敷の管理道路に面した地域は、やはり現在のところ排水は取れないというようなところもありまして、開発地域の中では浸透式の採用をいたしておるところがあるわけでございます。そういうところに面したところで、道路側溝の雨水排水を、さらに下流まで持っていくということにつきましてはいろんな面でまだ十分態勢がないと。そういう中で道路側溝を設置する場合に、浸透式の採用をすることによって、自然浸透を図れるというふうな方向は、やはり今後考えていきたいと思っております。

それから、4点目の用水路の汚れに対する浄化方法ですけれども、御質問の中にございました昨年の7月に建設省が野川の浄化方法といたしまして、二子玉川のすぐ橋の上流に設置

しました礫間接触酸化方式、これによる方法。これの小さい規模のミニチュア的なものを用水路のわきにつくりまして、そして、それによって少しでも流水の浄化を図ろうというようなことで、これもいま検討をいたしております。いろいろ過去の御質問の中で御指摘もございましたけれども、やはり多少の面積が必要ですし、それから、用水路は御存じのように汚水源といいますか、家庭の雑排水が流れ込む場所が非常に不特定でございまして、１カ所から出ている汚水だけで、それを浄化すればいいというものじゃなくて、そういう浄化装置をつくる場合も、どこにどういう方法で、何カ所くらいつくったらいいかというふうなことも全体的に検討しませんと、なかなかその水路全体がきれいにならないというふうな状況もございますので、いま大変申しわけございませんけれども、どこにどういう規模をというふうな具体的なお答えができませんけれども、さっき申し上げましたように、関係部課等の協議の中で、今後やはり具体的に実施できるような方向で現在検討をいたしておるというのが現状でございます。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　いまお答えいただいたんですけれども、２年前に質問して、そのまま前進がないというように思うんです。そういう点では調査研究もうこの辺でというよりは、実験段階にぜひ入っていただきたいというように思うんですけれども、特に用水や側溝のない地域 ── 先ほども言いましたように下水道事業大分先になるところもあるわけです。そういう点では雨水をつくってといっても、それまでに待てない地域かなりあるわけです。現に何回も請願で対策立ってほしいというところがあるわけですので、こういう形で排水対策やればできるんだというのを市で実験をして、そして、市民にそれをＰＲする。そのことが特に重要じゃないかと私は思うんです。

そういう点で再度お聞きいたしますが、土壌の土壌式曝気槽の研究、それと、毛管浸透トレンチ方式、あと、雨水専用の、側溝などの底を抜く雨水専用の浸透方式、それと、野川などでやられました方式を取り入れて実験をぜひやっていただきたいと思いますので、一言市長にそのことについてお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　小俣議員の熱心な土壌浄化法の提言でございます。私どもも、土壌浄化法は自然の理にかなう、しかも、微生物を応用して、しかも、水を土壌に返す。

こういう意味ではきわめて注目すべき方式であるというふうには一面考えるわけであります。したがいまして、小規模の農村地域といいましょうか、そういう方面での利用が大変有意義な面があると思いますが、何しろいまわれわれの市といたしましては、公共下水道の方式を採用して、そのことに集中専念をしておるところであります。しかも、それが普及するのは相当おくれるところもあるではないかという御指摘もありますけれども、しかし、その方式を行政として奨励をする、こういうことになかなかむずかしい面があると思っております。また、近年 ── 近年といいましょうか、公共下水道の必ずしも完全機能を大量の水、あるいは大きい施設、広い面積、これらを擁して公共下水道のむだ論といいましょうか、批判も確かにあるわけでありますから、そういう学者は土壌浄化方式を一番いい、大げさに言えば環境を守り、地球を乾燥から守る。こういう意味を含めてまで提唱されている説のあることは承知しているわけでありますけれども、やはり公式に認められておりますのは公共下水道方式であります。そして、密度の高い都市という機能の中では、やっぱり土木的に非常に大仕掛けではありますけれども、公共下水道方式が私は採用をすることの唯一の方途である、このように考えております。

したがいまして、当面、いま庁内に ── 先ほども申しておりましたが、関係の課の連携におきまして研究はいたしております。その研究の場所を高幡の市営住宅 ── 高幡の市営住宅は新井用水に放流することが断られておりますから、いま自然放流になっております。ここにひとつ研究を兼ねて利用し、成果をひとつ見きわめたいと、このように考えております。ですから、御提言を決してむだにしない、そういう意味での評価は、いずれ回答ができるまでに行いたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　私が調べたところでは、いま市長は「やる」ということで前向きに返事していただいて、そういう点ではよかったわけですけれども、公共下水道の問題については、私が調べたところでは、すでにアメリカ合衆国は１９７２年の秋に、連邦水質汚濁法を大改正して、土壌浄化法を義務づけている。その内容は、１９８５年以降、一切の下水道水をまた、工業排水も、そして、生活排水も、河川、湖沼、海に一滴も流してはいけないというものであります。この法律改正の引き金となったのは、アメリカ合衆国議会で環境庁長官の証言である「いまの下水道の終末処理方法を一技術では川や海はきれいにならない。

もうこれ以上国民をだまし続けるわけにはいかない」こうアメリカの環境庁長官は言っております。こういうショッキングな報道がされたわけです。

当然日本の国内でも、これが、アメリカでの発言が国会でも話題になりました。ところが、日本の政府は公共下水道を、あるいは流域下水道、これによって大企業の事業が ── この事業はコンクリートで固められますので、そういう点では大企業の利益を保障するために、わかっていながらこれを公にしない。建設省の幹部では、こういうのがささやかれております。昭和５３年では日本の国会でも環境問題が論議され、次のような質疑がされたと言われております。大阪は、９０％以上が下水道が完成しております。もうすぐ１００％になると言われておりますが、それで、大阪湾はきれいになるのかという質問であります。これに対して政府代表の立場に立った日本下水道事業団理事 ── この人は、前の建設省の下水道部長でありました。この人は「きれいにならない」と答えざるを得えませんでした。これらは、いままでの活性汚泥法を中心とした汚水処理だけでは、汚水はもとの水に戻らず、生態系は狂って取り返しのつかないことになるという科学者の告発によるものであります。そのことが国民の前に明らかにされ、行政の対応を求められていることを示しております。(「党としての提案か、それは。じゃあ、下水道反対なのか、そういう人は」と呼ぶ者あり)

これまでは、多摩川の汚濁が環境基準に大きく上回っていたことから、これらの実験結果にも示されるように、もともと水は人間に生活にとって欠かせないものであり、清水を得ることはすべての人々の課題である。そして、河川の汚濁防止は自治体だけでは不可能であり、河川流域のすべての地域が相互協力し、人々の命と安全を守る努力をすべきものである。浄水場で窒素燐酸を除去するために行われている塩素滅菌で、発ガン性物質トリハルメタンが検出されたことのニュースは最近でも報道されております。土壌浄化法は、汚水処理の方法であるが、その思想は水全体を考え、安全に確保するというものであります。

日野市のスローガンである緑と清流も同じ思想に立っているものと考えられます。下水道の普及が急がれるものと、その具体的なあらわれであろうと思います。だが、幾ら下水道が普及しても、人々がみずから生み出した汚水を目前から流して、あとは行政任せという現実は一考を要するものであります。人間が自然界の中に生きていることを１人１人が自覚し、子供たちに美しい自然と健康な生活を保障する環境を残していくために、ささやかであるが、みずからできることを行政が奨励していただきたい。土壌浄化法は、その意味で取り組みやすいのであります。下水道の普及とあわせていけるものと思う。施設の簡単さや費用が少額で済むので、これらをぜひ日野市政にも取り入れていただきますよう、心からお願いいたしまして私の質問は終わらせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２１の１、再び日野市における土壌浄化法による排水対策に関する質問を終わります。

請願上程に先立ち、お配りいたしました請願要旨に一部印刷ミスがありますので、事務局より訂正願います。

○事務局長（田倉高光君）　それでは、大変恐れ入りますけれども、請願の第５９－１０号の裏側でございます。下から６行目「ような事態は容認できるものではない」というのを「事態」の「たい」が「熊」になっておりますが、御訂正をいただきたい。

○副議長（米沢照男君）　請願第５９－１０号、核巡航ミサイルトマホークの日本寄港を拒否し、非核三原則の完全実施を求める決議と政府に対し、意見具申を願う請願、請願第５９－１１号、市道６８号線に隣接する市有地に関する請願が提出されました。

お諮りいたします。この際、本２計の請願を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付されてあります印刷物のとおりです。

請願第５９－１０号、請願第５９－１１号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時２８分　散　会

6 月29日　金曜日　（第 8 日）

昭和59年
第2回定例会

日野市議会会議録　(第31号)

6月29日　金曜日　(第8日)

出席議員(30名)

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	4番	小山良悟君
5番	谷　長一君	6番	古谷太郎君
7番	馬場繁夫君	8番	馬場弘融君
9番	高橋徳次君	10番	簗野行雄君
11番	一ノ瀬　隆君	12番	板垣正男君
13番	鈴木美奈子君	14番	川嶋　博君
15番	飯山　茂君	16番	夏井明男君
17番	黒川重憲君	18番	古賀俊昭君
19番	市川資信君	20番	藤林理一郎君
21番	名古屋史郎君	22番	竹ノ上武俊君
23番	米沢照男君	24番	中山基昭君
25番	大柄　保君	26番	秦　正一君
27番	奥住芳雄君	28番	石坂勝雄君
29番	滝瀬敏朗君	30番	高橋通夫君

欠席議員(なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	伊藤正吉君
市民部長	加藤一男君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	大貫松雄君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	中村亮助君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	佐藤智春君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	谷野省三君	書記	串田平和君
書記	佐々木茂晴君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和59年6月29日（金）

午前10時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第1　議案　第43号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2　議案　第55号　日野市立七生中学校給食室新築工事請負契約の締結について

日程第3　議案　第56号　日野市心身障害者生きがい作業所（仮称）建築工事請負契約の締結について

日程第4　議案　第57号　日野市多摩平下水処理場汚泥処理設備及びその他改修工事請負契約の締結について

（総務・文教・厚生・建設委員会）

日程第5　議案　第50号　昭和59年度日野市一般会計補正予算（第1号）について

（厚生委員会）

日程第6　議案　第44号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7　議案　第45号　日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8　議案　第46号　日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9　議案　第47号　日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議案　第49号　日野市老人いこいの家条例の制定について

日程第11　議案　第51号　昭和59年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第12　議案　第58号　東京都市廃棄物処分地管理組合の解散について

（建設委員会）

日程第13　議案　第48号　日野市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について

日程第14　議案　第52号　市道路線の一部廃止について

日程第15　議案　第53号　市道路線の廃止について

日程第16　議案　第54号　市道路線の認定について

（請願審査報告）　（文教委員会）

日程第17　請願第58－35号　日野市立八ケ岳大成荘の改築及び施設の充実に関する請

願

（厚生委員会）

日程第１８　請願第５９－　４号　母子家庭に育つ児童の健やかな成長な保障し、児童扶養手当制度の「改正」に反対する意見書の可決に関する請願

（建設委員会）

日程第１９　請願第５７－３８号　住宅環境保全に関する請願

（総務委員会）

日程第２０　請願第５８－１５号　退職金引下げに関する陳情

日程第２１　請願第５８－１８号　公団家賃の再値上げに反対し、「国家要望事項」の全面実施を求める意見書提出を願う請願

日程第２２　請願第５８－２４号　循環バスに関する請願

日程第２３　請願第５８－２９号　循環バス市案に反対する請願

日程第２４　請願第５９－　２号　国立病院・療養所の充実を求める陳情

日程第２５　請願第５９－　３号　日野台一丁目に所在する㈱小笠原機械製作所社有地取得に関する請願

日程第２６　請願第５９－　７号　市有地払い下げに関する陳情

日程第２７　請願第５９－１０号　核巡航ミサイルトマホークの日本寄港を拒否し、非核三原則の完全実施を求める決議と政府に対し、意見の具申を願う請願

日程第２８　請願第５９－１１号　市道６８号線に隣接する市有地に関する陳情

（文教委員会）

日程第２９　請願第５７－　７号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願

日程第３０　請願第５９－　５号　日野第五小学校校舎改修及び校庭改良工事促進に関する請願

（建設委員会）

日程第３１　請願第５７－３７号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願

日程第３２　請願第５７－５１号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願

日程第３３　請願第５７－５５号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願

日程第３４　請願第５７－５９号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願

日程第３５　請願第５７－６２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願

日程第３６　請願第５８－　５号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願

日程第３７　請願第５８－２５号　ダイクマ出店阻止に関する請願

日程第３８　請願第５８－３２号　ダイクマ南平店出店促進に関する請願

日程第３９　請願第５８－３６号　ダイクマ南平出店阻止に関する陳情

日程第４０　請願第５９－　６号　薬王寺の寺社林保存に関する陳情

日程第４１　請願第５９－　８号　生活道路設置に関する請願

日程第４２　請願第５９－　９号　下水道設置に関する請願

（継続審査議決）

日程第４３　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４４　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４５　高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４６　廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４７　市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請　願　上　程）

日程第４８　請願第５９－１２号　自治会会館市当局に移管に関する請願

日程第４９　請願第５９－１３号　福祉センター湯沢会館に映写機の設置を願う請願

（議　案　上　程）

日程第５０　議員提出議案第８号　文化財保護法にもとづく、埋蔵文化財発掘調査の改善を求める意見書

日程第５１　議員提出議案第９号　日野市交通安全都市宣言に関する決議

日程第５２　議員提出議案第１０号　水銀含有有害物の回収処理対策の確立に関する意見書

日程第５３　議員提出議案第１１号　電気通信事業改革法案の慎重審議等を求める決議

日程第５４　議員提出議案第１２号　米の安全な供給と需給の安定に関する意見書

日程第５５　議員提出議案第１３号　公害健康被害補償法の見直しに反対し、被害者の完全救済を求める意見書

日程第５６　議員提出議案第１４号　思想・言論・結社の自由を奪う政党法制定に反対する意見書

日程第５７　議員提出議案第１５号　自衛隊Ｃ１ジェット輸送機の立川基地中止を求める決議

日程第５８　議員提出議案第１６号　米軍横田基地の核シエルター撤去を要求する意見書

日程第５９　議員提出議案第１７号　核巡航ミサイル・トマホーク積載艦寄港反対を求める意見書

日程第６０　議員提出議案第１８号　児童扶養手当制度の改正に反対する意見書

日程第６１　議員提出議案第１９号　道路財源確保に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第４９まで

午前１１時４３分開議

○議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２９名であります。

議案審査報告に先立ち、ただいま理事者から発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。（「議事進行」と呼ぶ者あり）　助役。

○助役（赤松行雄君）　開会に先立ちまして、去る６月１日に議会で選任の御承認をいただきました高崎監査委員でございますけれども、ただいま議場に参っております。就任のごあいさつを申し上げたい、こういうことでございますので、議長さんにおいてよろしくお取り計らいお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　監査委員。

〔監査委員登壇〕

○監査委員（高崎克好君）　お時間をいただきまして、申しわけございません。

前回、当議会の御承認をいただきまして、早いものでもう４年たってしまったわけでございます。このたび、また再び当議会の御承認をいただきまして、再任させていただきまして、ありがとうございました。また、あとこれから新しく４年間、皆様方の御指導を受けながら専任していきたいと思いますので、よろしく御指導のほどお願いいたします。

簡単ですが、あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

（「議事進行は」「この後の進みぐあいによって議事進行だから。この後はどうする。このまま休憩するのかしないかによって議事進行は出るんですよ」「休憩だよ、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　お諮りいたします。議事の都合により暫次休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時４５分休憩

午後　２時２９分再開

○議長（高橋通夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第４３号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（竹ノ上武俊）　総務委員会の審査結果を御報告申し上げます。

議案第４３号、日野市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例は、職員の給与の支払いの仕方に対する条例の改正でございます。職員が休職をした場合、その他の場合に、振り込みによって支給することを認めるという、部分的な改正でございます。総務委員会では、審査の結果、原案可決と決しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第４３号日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第５５号、日野市立七生中学校給食室新築工事請負契約の締結、議案第５６号、日野市心身障害者生きがい作業所（仮称）建築工事請負契約の締結、議案第５７号、日野市多摩平下水処理場汚泥処理設備及びその他改修工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第５５号、日野市立七生中学校給食室新築工事請負契約の締結についてでございます。これは、七生中の給食室を新築するものでございます。契約金額は3億5,４００万円であります。

なお、落札されたのは、真柄・日野大野建設共同企業体でございました。慎重審議を重ねて

まいりました。この中では、要望といたしまして、日野市内の業者を、特に市段階の工事においてはなるべく優先して入札、あるいは指名の参加、こういうことに可能なように、市側に望むという御意見が強く出されました。その結果、満場一致で原案可決と決しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第５６号でございます。これは心身障害者に対する生きがい作業所（仮称）を建築するものでございます。工事請負契約の締結については、契約金額1億9,８００万円でございます。

また、落札の業者は、永井・小野建設共同企業体でございました。この件につきましても、慎重審議を行いました。審議の中では、このような設備をつくるに当たっては、当初において、設備のその後の運営方法なども十分に勘案して設計をし、入札契約に至るようにというような御要望などが出されたわけでございます。設備の内容その他についても、審査をいたしました。

そのような結果、議案第５６号につきましても、全会一致、原案可決と決したわけでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、議案第５７号でございます。日野市多摩平下水処理場汚泥処理設備及びその他改修工事請負契約の締結についてでございます。この契約は、契約金額が9,１００万円でございます。

なおまた、契約の相手は指名競争入札によりまして、日立プラント建設が落札ということになっております。この件についても、るる慎重審議を行いました。そのような結果の中で、工事期間の問題についてよく統一してほしい、という意見なども出されました。

それからまた、指名に当たりましては、こういう工事ができる企業名をよく調査して、公平な指名入札であるとは委員会では思いますけれども、さらに指名に公平を期すようにという、強い要望などが出されたわけでございます。そのような結果、この議案につきましても、全会一致で原案可決と決しました。

以上3議案について、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。市川資信君。

○１９番（市川資信君）　ただいま議案第５５号の七生中学校の給食室新築工事の請負契約の件でございますけれども、本議案が提案された際に、地元の業者が入っていないと。今も委員長報告の中で、できるだけ入れるようにと報告がございましたけれども、入っていない

のがおかしいではないか、一体これはどういうことなんだということを質問しておいたわけですけれども、それらの点についての質疑応答がもしございましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　お答えいたします。委員会の審議の中でも、同様の質疑がなされました。市側の答弁によりますと、この工事は3億以上の規模であるということでございます。3億以上ということになると、Aクラスということで指名をいたさねばならない。そういう中で、日野市の地元業者を見てみると、たとえば関係業者３０社のうち、Bクラスが1社、Cクラスが9社、Dクラスが7社、Eクラスがその他ということになっているということでございました。

そういうわけで、今回の指名入札のトップ企業というのでは、Aクラスということがなかなか地元業者でできないので、共同企業体というような形で努力をいたしましてセットしたんだ、というような市側の答弁だったわけでございます。

なおまた、その審議の中で、Bクラスについてもう1ランク上げて入札をするというような東京都の考え方などを日野市でも適用したらいかがか、というような質疑もなされたわけでございます。そういう点についても、いろいろ考えたわけだけれども、Bクラスの企業はちょうどほかの地元の入札をしていたので、そのことについては９０％のその工事についての完成を待たなければ、二重の指名はしないというようなことを今までの慣例、ルールにしているので、今回はそういうことができなかったと、大体こういう趣旨のやりとりがあったということでございます。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君。

○5番（谷　長一君）　議案５７号の多摩平の汚泥処理施設、この件につきまして、契約の翌日から１５０日間ということになっておりますけれども、いつごろ契約をしていくのかということが第1点です。

それとあと一つは、これは５５、５６、５７ともに関連するわけですけれども、ただいま委員長が、業者の指名に関しては公平を期するんだ、ということをおっしゃられたのを、今、聞いたわけです。そうしますと、指名に公平を期するという具体的な検討というのがなされたかどうか、お伺いいたします。

その2点です。

○議長（高橋通夫君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　第1点目の契約日と、それから１５０日間という日程については、担当者の方から答弁していただきたいと思います。

第2点の御質問でございますが、総務委員会で若干の質疑は行いました。しかし、それを受けてといいますか、市当局がどうしたかということは、もちろん総務委員会ではわからないわけでございます。そういうことで、総務委員会で質疑を行いました若干の点だけをお答えいたしまして、答弁にしたいと思います。

なお、不十分な点は、あるいは専門的なことについては、市の理事者の方から答えていただきたいと思うわけです。

議案第５７号の下水処理場の指名業者が公平であったかどうかということについての主なる質疑でございます。これは、ちょうど今議会をめぐる近辺の日程の中で、清掃工場の入札の問題が論議されたわけでございます。その中で、清掃工場のあの入札指名業者としてはふさわしくないということで排除された業者が、同じような汚水処理の工事の中には、指名業者として入っている点は、どういう意味合いなのかというようなことをいろいろ審議をしたということでございます。

それからもう1点は、下水処理場の工事入札については、日本下水道協会の、あるいは正式な名称はよく存じませんが、日本下水道事業協会と申すんでしょうか、そういうところの指定業者というものを用いるようにということが、下水道法の考え方に即したやり方である、そういうことを市は絶えず考えまして、下水処理場については、協会の指定業者を指名することにしている、という答弁でございました。それで、協会の指定業者というのは、大体、今回指名されました１０社がその中心である、こういう答弁だったわけでございます。

しかし、委員の中からは、その１０社だけではなく、もっと関係業者があるんではないか、というような意見が出たわけです。それについては、市の方でも今後もっと専門的な面は検討する、という答弁でございました。

大体、総務委員会の公平ということについての審議の中心点は、そういうことであったわけです。

あと、５５号、５６号については、そういう意味での公平さという点での質疑はなされてお

りません。

委員会の中ではこの程度でございましたので、お答えいたしました。（「契約」と呼ぶ者あり）

それでは、理事者の方からちょっと、関係契約の日と……。

○議長（高橋通夫君）　総務部長。

○総務部長（伊藤正吉君）　契約日はいつなのかという御質問でございますが、これは御決定いただきまして、その後に契約が成立するわけでございますので、明日、あるいは明後日、そういう形で契約の締結、こういうことになろうかと思います。

以上です。

○議長（高橋通夫君）　谷　長一君。

○5番（谷　長一君）　私は、これ、どうして今質問したかと申しますと、いわゆる業者の選定というのは非常に大切であるということを感ずるのは、自動車に乗って多摩平のところを通ったり、また吹上のところを通りますと、とても臭いんです。これは目をつむって通っても、乗せてもらっていて、よくわかるわけです。そのようなことを考えますと、確かに指名の公平ということは、それは厳正であるということはわかると同時に、また非常に重要だということが言えるわけです。

このように立派な業者が今度指名されて、工事が行われるわけですから、臭みも今度はなくなるんじゃないかと思いますので、ぜひ業者の選定と、指名の公平というのを厳守していただくよう、よろしくお願いいたします。これは要望です。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより3件について採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第55号、日野市立七生中学校給食室新築工事請負契約の締結、議案第56号、日野市心身障害者生きがい作業所（仮称）建築工事請負契約の締結、議案第57号、日野市多摩平下水処理場汚泥処理設備及び

その他改修工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第50号、昭和59年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件については、4常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査結果を御報告申し上げます。

議案第50号、昭和59年度日野市一般会計補正予算第1号についてでございます。総務委員会では、歳入全般と歳出のうち、総務費を承りまして、審査をいたしました。歳入総額は、補正額は1,427万円でございます。この財源は、前年度繰越金を充てたものでございます。

なおまた、歳出のうち総務費でございますが、この中で審議しましたものは、国民健康保険高額療養費貸付基金の件でございます。高額療養費の増額傾向がございますので、基金を200万円補正したいというものでございました。

総務委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案可決といたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（古賀俊昭君）　文教委員会に付託をされました昭和59年度日野市一般会計補正予算の第1号、歳出のうち教育費についての審査報告を申し上げます。

これは中央公民館の玄関扉の締まりぐあいが悪くなったために、警備管理上に問題が生じたため、この修理を行い、また同時に、玄関部分に16センチの段差があるために、これをスロープ状にして車椅子等の出入りを容易にするために、公民館費を77万円増額補正するものであります。

採決の結果、本件は全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結い

たします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（市川資信君）　議案第５０号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算第１号のうち、民生費における委員会の審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

理事者より、本件に対する提案理由、並びに内容についての詳細なる説明を求め、慎重審査を行った次第でございます。

まず、民生費の補正前の額５８億2.６０５万3,０００円、補正額８３０万円を加え、合計58億3,４３５万3,０００円とするものでございます。

一つは、社会福祉総務費３５万2,０００円、障害者福祉協議会の設置と、それに伴う人件費、及び食糧費、郵便料等でございます。これは市長の諮問機関であり、１２名の福祉協議会委員を選出し、５６年からの国際障害者年からの要望と、障害者福祉の推進に寄せるための市長の諮問委員会でございます。

２点目は、児童福祉費のうち、学童クラブ費３９４万8,０００円でございます。三沢台小学校東側に学童クラブ、保育室の建設に伴う予算でございます。現在、百草台団地児童館内に、百草台小、三沢台小の学童クラブの生徒が、合同で保育してきておりますが、本年度は収容し切れず、大ぜいの保留児を抱え、その解決の一貫として三沢台小東側に、レンタルで保育室をつくるものでございます。場所は百草の８９７番地、大きさは２３８.６１平米の公社の所有地でございます。

細部については省略させていただきまして、以上により質疑を終結し、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決と決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。夏井明夫君。

○１６番（夏井明夫君）　ちょっと細かいことで恐縮なんですけれども、１３ページの保育園費の中の、新井保育園の配水管の修繕料ということで、４００万ほど計上されておりますけれども、この内容は、いわゆる漏水対策のための一環として行われたものなのか、それとも長期的な計画の中で生じた、計画の中での一環のものなのか、その点、御審議ありましたらお聞かせください。

○議長（高橋通夫君）　厚生委員長。

○厚生委員長（市川資信君）　私どもの委員会の中で、細かい審議はなかったんですけれども、管が古くなって腐食しているということで、取りかえるんだという程度の説明でございました。

もし、それで不足でしたら、理事者から答弁いただきたいと思うんですけれども、よろしゅうございますか。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　なぜお聞きするかといいますと、水道部の方でかなり漏水対策については、ずっと日野市で今まで調べてき、また、それについて対策をずっと立てられてきたわけですけれども、その意味で、このあれも漏水を発見をして、その中でこういうふうな修繕を対応策として考えてきた、そういうものなのかということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　理事者から答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは詳細につきまして、御説明申し上げます。新井保育園の配水管は、昭和４５年に設置されたものでございますけれども、この土壌が酸性土壌のために腐食いたしました。水道部の指導等もございまして、毎日の点検をしております。その結果、この腐食部分から漏水があるということが発見されまして、今回、この部分を今度は露出配管によって工事をするということで、４００万計上してございます。

以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋通夫君）　これをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に、建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（簇野行雄君）　昭和５９年度日野市一般会計補正予算案第１号のうち、建設委員会に付託されましたのは、土木費でございます。２点ございます。

１点は、土木費のうちの道路橋梁費のうちの道路橋梁総務費でございます。これは市の道路の部分的な補修に使う振動ローラーの買いかえでございます。すでに現在使っているローラーが１０年以上経過し、故障も多い、あるいは部品が手に入らないということで、新しい機械を導入するものでございます。価格は、１６０万円ということでございます。

次に、道路維持費のうちの負担金、補助及び交付金でございます。これは市道七生１４２号線道路保全負担金、南平二丁目３９番地。具体的に申し上げますと、南平台の南上部に当たります。この道路が５７年８月１７日、あるいは次の９月２７日の台風により損傷をいたしました。応急復旧は市の手でなされたわけでございますが、本復旧につきましては、この道路が多摩動物公園、あるいは田園企業の土地に接しております関係上、負担分について話し合いがなかなかつきませんでしたが、５月１５日に協定が成立いたしまして、協定書が取り交わされました。その結果、市の負担分が２０％ということで、金額にして１６０万円ということで、決着いたしました。その結果、提案されたものでございます。

建設委員会におきましては、審議の結果、全員一致で可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第５０号、昭和５９年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第４４号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第４５号、日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（市川資信君）　議案第４４号、日野市国民健康保険条例の一部を改正

する条例の制定について、委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

理事者より本件に対する提案理由、並びに議案の内容等について詳細なる説明を求め、慎重審査を行った次第でございます。

本件は、３月の地方税法の改正と、条例の文言改正に伴う文言整理をするものでございます。主なる整理、変更の内容は、第１条から第４条関係は文言の整理。第５条の５、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度が統合されたことによる題名の変更を行ったもの。第６条が文言整理。

それで、１６条の２、４、６項関係が、納税義務者が消滅し、または減少した場合、国保の被保険者が月の末日に被使用者保険に加入した場合、保険料の二重賦課を調整したもの、こういうことでございます。第１６条の２、徴収の特例、地方税法３１４条の２の２、みなし法人課税の延長５年に伴うものであります。

その他２２条、２３条、２４条は、文言整理であります。

本委員会は、これらの各般にわたり質疑がなされたのでございますが、細部については省略させていただきます。

以上により質疑を終結し、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決と決した次第でございます。

次に、議案第４５号、日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について。本委員会は、理事者より本件に対する提案理由、並びにその内容の詳細説明を求め、慎重審査を行った次第でございます。理事者からの提案説明によりますと、高額療養費貸付基金が現在３００万円であるものを２００万円プラスして、合計５００万円に改めていただきたいとのものでございます。別添資料等でございますが、それらは省略させていただきます。

本委員会では、現状の基金が利用状況から推して、運用に今後支障を来さないためにも、もっと増額をするべきである。また、この制度が市民の間に周知徹底されていない、今後、広報等ＰＲ機関を使って市民の間に、その制度と利用をＰＲするべきである、等の質疑の中で、採決の結果、本件は全員異議なく、全会一致をもって原案のとおり可決と決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第４４号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第４５号、日野市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第４６号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第４７号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと求め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（市川資信君）　議案第４６号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

報告は、市立やのやま地区広場、日野市大坂上一丁目７番地の２、面積が４９０.５６平米、５８年３月３１日完成。もう一つは、市立まつばやし地区広場、日野市日野７７７３番地の５８５、５９年３月完成、面積が1,０００平米でございます。市立高幡地区広場の項の次に加えるものでございます。合計６カ所となります。

主たる質疑は、地区広場の定義はあるのか、特に面積についてどの程度からの目安にしているんだ、ということに対しまして、３３０平米以上を広場としての一つの定義としておる。それに対して、委員より、３３０平米では広場として余りにも狭小ではないか、また、全体計画はどうか、との質疑等ございました。

それで、答弁では、１小学校区１カ所の設置を今後の計画として図っていきたいとの理事者からの答弁でございました。

その他、清掃管理はどのような方向で行われているのか、等の質疑がございましたけれども、省略させていただきまして、以上により質疑を終結し、採決の結果、全員異議なく原案可決と決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第４７号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定でございます。委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

理事者より、本件に対する提案理由、並びに議案の内容等について詳細なる説明を求め、慎重審査を行った次第でございます。

本件は、落川こども広場、落川１３０番地の項を削り、高幡新若草こども広場の項の次に、金子橋こども広場、日野市日野本町二丁目１３番地の８を加えるものでございます。

落川こども広場については、昭和４７年１月から１２年間使用させていただいたものでございましたが、所有者より返還の要求がありましたので、お返しするものでございます。

金子橋こども広場については、面積４８９平米、場所は大昌寺前でございます。土地は公社より買い受け。なお、落川こども広場の今後の対策でございますが、金田土地区画整理が完成し、今までのこども広場の近くでもございますので、その中に相当のものをつくる予定だとのことでございます。

これら各般にわたり質疑されたのでございますが、それらは省略させていただきます。その質疑を終結し、採決の結果、全員異議なく、原案を可決と決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第４６号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第４７号、日野市遊び場条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第４９号、日野市老人いこいの家条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（市川資信君）　議案第４９号、日野市老人いこいの家条例の制定について、委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本委員会は、理事者より報告に対する提案の理由、並びに議案の内容等につき詳細なる説明を求め、慎重審査を行った次第でございます。

本件に対する質疑の主なるものを概略申し上げますと、場所は旭が丘の二丁目４２番地、敷地2.０７１平米、建物５７６平米、床面積延べ５４７平米、鉄筋コンクリート平家建て、駐車場６台、宿泊人員２４名、談話室１６畳、食堂８畳、浴室男女各１、宿泊人数、６室で、８畳に１室定員４名でございます。総工費１億3,３００万、９月末オープンで、１０月ごろ使用開始すると。

それで、利用者の宿泊延べ日程は２泊３日を限度とし、運営の基本は高齢者事業団に委託し、予算が1,０８０万円以内で管理すると。利用見込み者数が4,０００人でございます、これ年間でございます。受付窓口は、いこいの家。

１円募金がこの建設の起因となったというが、どのくらいの金がどこに使われるのか、という質疑の中で、４００万円程度現在集まっており、市に寄付をいただいて備品の購入に活用させていただきたい、とのことでございました。

そのほか、食事の問題、男女別利用の問題、深夜の警備、交通の問題等、長時間にわたり質疑が交わされたのでございますが、細部については、省略させていただきます。

委員会では質疑を終結し、採決の結果、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第４９号、日野市老人いこいの家条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第５１号、昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（市川資信君）　議案第５１号、昭和５９年度の日野市受託水道事業特別会計補正予算第１号でございます。本件の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

理事者より、本議案に対する提案理由、並びに議案の内容等につき、詳細なる説明を求め、慎重審査を行った次第でございます。

まず、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３６４万4,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１２億4,３９３万4,０００円とするものでございます。

本件に対する質疑の主なるものは、受託水道事業の市内水道管２５ミリ以下の布設の家庭１万6,０００世帯を、本年度から向こう３カ年間で漏水調査、節水こまの取りつけ、その方法と指導、止水栓開閉の指導と、ＰＲ等でございます。ＰＲパンフレットの各戸配布等については、指定水道工事店を通して配布するとのことでございます。これらは市民サービスの一環として実施する補正予算でございます。

本件は質疑を終結し、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第５１号、昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第５８号、東京都市廃棄物処分地管理組合の解散の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（市川資信君）　議案第５８号、東京都市廃棄物処分地管理組合の解散について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は６月２６日に開催し、理事者より本件に対する詳細なる説明を求め、慎重なる審査を行った次第でございます。

本件は、５５年１１月１日から３年５カ月の間、９市において焼却残灰の処分を羽村町に行っておりましたが、本年４月１日から日の出町にその処分地が移行するため、その目的完了のために、地方自治法第２８８条第１項の組合解散の議決を要するための議案でございます。

採決の結果、本件は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって議案第５８号、東京都市廃棄物処分地管理組合の解散の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第４８号、日野市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（旗野行雄君）　それでは議案第４８号、日野市地区計画等の案の作成手続に関する条例の審査報告を申し上げます。

この案の趣旨、あるいは内容については、本会議で提案理由の説明の際に申し上げてあるので、詳しいことは省略いたしますが、要するに今まで建築協定という制度がございました。それを進化発展させたものだ、こう御理解願えればいいと思います。

都市計画のやり方として、いわゆる一つは用途地域の指定とか、建蔽率の規定とか、規制的な制度がございます。

いま一つは、道路とか、公園とか、線的、あるいは面的な計画、こういうのがあるわけであります。

要するに、骨格的な都市計画でございます。良好な生活環境を保持するためには、いま少しきめ細かい誘導なり、規制がなければならないということで、昭和５５年５月、都市計画法の

改正に伴いまして、地区計画の制度が導入されたわけでございます。

それで、建築協定の対象が、主に建築物を対象としているのに対しまして、地区計画では、このほかに小さな道路、あるいは小さな公園とか、こういうもの等が対象になっております。そして、手続的に建築協定は関係者で協定を結んで、市長の認可をとる、こういう手続になっておりますが、地区計画につきましては、説明会等で関係者の意見を聞いて、市で立案する、そして縦覧、あるいは意見書等の手続を経て決定すると、こういう段取りになっております。そのための条例でございます。

５条からなっておりまして、１条がこの条例の趣旨、２条が縦覧の手続、３条が関係者に対する説明会等の手続であります。４条が意見書、５条が市長への委任の条項でございます。この条例は、都下２６市のうち６市にすでにほぼ同じような条例が制定されております。

建設委員会では、慎重審議の結果、原案どおり可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　１点お尋ねいたします。地区計画案の作成手続のこの条例ですけれども、これは余り条例化されていないようにお聞きしているんですが、２条、この条例のモデルケースといいますか、通常このような、たとえば公告の翌日から起算して２週間というふうにありますけれども、さらにまた、意見を提出するということもできるそうですが、これも縦覧開始の日から起算して３週間ということで、非常に短期間のうちのものだなということを非常に感ずるわけですけれども、その点、一般的にこういうことになっているのかどうか、その辺、委員会で質疑等ありましたら、御報告をお願いしたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　委員会でもその点について多少質疑がなされたわけでございますが、都下の他の６市の条例も、ほぼ同じような趣旨の条例になっておるという説明でございました。

○議長（高橋通夫君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　そうしますと、都下の６市で実際に実施されていて、これで何ら問題はない、スムーズに行われている、というふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（高橋通夫君）　建設委員長。

○建設委員長（旗野行雄君）　　そのように理解しております。

いま一つ申し上げておきますと、第３条に説明会の開催等の規定がございます。地区計画でございますので、事前に建築協定の場合には１００％の関係者の同意が必要だということのようでありますが、地区計画におきましても、ほぼ、１００％とは申しませんが、大部分の方の同意がないと、実際問題としてできないということで、その辺は事前の説明会の開催等で十分処置できるのではないかというような説明でございました。

○議長（高橋通夫君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第４８号日野市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第５２号、市道路線の一部廃止、議案第５３号、市道路線の廃止、議案第５４号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（旗野行雄君）　　議案５２号、市道路線の一部廃止について、議案５３号、市道路線の廃止について、議案５４号、市道路線の認定についての審査報告を申し上げます。

この３議案の対象となっておりますのは、第１には金田地区の区画整理の完了に伴っての議案でございます。いま一つは、高校用地の造成に伴っての新しい道路の認定でございます。

第１は、区画整理関係の議案でございますが、これは５２号の一部廃止について、あるいは５３号の市道路線の廃止についての議案、この２案にまたがっているわけでございます。

審議の中で、区画整理によって廃道、あるいは一部廃道になる道路の面積は７３４.９１平米と、こういうことでございます。新しく認定される道路が8,684.6平米、こういう面積だそ

うでございます。

いま一つ、高校用地関係でございます。これは南平３２号線、それから３３号線でございます。３２号線につきましては、高校用地の北端を通る道路でございます。３３号線については、高校の正門予定地までの進入路で、高校用地と、市で買収した用地との境界を通ることになっておる道路でございます。

以上につきまして、建設委員会では慎重審議の結果、原案どおり可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第５２号、市道路線の一部廃止、議案第５３号、市道路線の廃止、議案第５４号、市道路線の認定の件は、原案のとおり可決されました。

請願審査報告に入る前に、総務委員長より発言したい旨、申し出がありますので、これを許します。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　　総務委員会より、請願の文章の字句の修正について御報告を申し上げます。御了解のほどいただきたいと思います。

継続審査の報告書の中にございます請願第５９－３号、日野台一丁目に所在する㈱小笠原機械製作所社有地取得に関する請願でございます。これは、請願者の方より、請願を出した時点で、小笠原機械製作所の社有地が他社に売買されていたということでございます。そういうことを知らないで請願を出したので、この小笠原機械製作所と社有地という間に、旧という字を１字挿入してほしいという願い出がございました。

総務委員会では、これを了といたしまして、今後の審査報告書その他にそういうタイトルでお願いをしたいものでございます。ひとつ御了解をいただきたいと思います。

○議長（高橋通夫君）　　これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって、ただいまの総務委員長の報告どおり請願第５９－３号は、１字加入することに御了解願います。

次に、これより請願第５８－３５号、日野市立八ケ岳大成荘の改築及び施設の充実に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（古賀俊昭君）　　請願第５８－３５号、日野市立八ケ岳大成荘の改築及び施設の充実に関する請願についての審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

請願者は、市内旭が丘１－１７－２６、上ノ茗勇さん外7,８６９名の方であります。

内容は、請願の件名のとおり、日野市民みんなの別荘として多目的な活用が可能となるような施設にしてもらいたいという請願であります。

本委員会では、５月２４日に現地視察を行ったほか、教育委員会側からは、昭和６０年度に設計、翌昭和６１年度着工の線で、現在、財務当局に要望が示され、協議が重ねられているという説明があり、本請願は、請願者の願意に沿った方向で進展をしており、慎重に審査の結果、全員異議なく採択と決した次第であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋通夫君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　　御異議ないものと認めます。よって請願第５８－３５号、日野市立八ケ岳大成荘の改築及び施設の充実に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５９－４号、母子家庭に育つ児童の健やかな成長を保障し、児童扶養手当制

度の「改正」に反対する意見書の可決に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（市川資信君）　　請願第５９－４号、件名は、母子家庭に育つ児童の健やかな成長を保障し、児童扶養手当制度の「改正」に反対する意見書の可決に関する請願でございます。

請願者は、日野市百草９９９、百草団地２６４の２０６、原田恵利子さん外１４２名でございます。

紹介議員は、板垣正男議員、中山基昭議員外３名でございます。

本請願について審査の経過並びに（「ちゃんと言わなきゃだめだよ」と呼ぶ者あり）逆だったね、すみません、どうも。失礼しました。うんと書いていたんで、狂っちゃったんだと思います。申しわけありません。御存じのように、３月の定例議会で、本委員会に付託されたものでございます。

本委員会では、３月２２日、並びに５月２９日、６月２６日の計３回にわたりまして、慎重審査を行った次第でございます。その結果、全員異議なく採択の上、執行機関に送付すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。（「委員長、紹介議員の名前が２名しか、ほか何名と言っているから、全部言ってくださいと言っているんですよ」と呼ぶ者あり）ああ、なるほど。一ノ瀬　隆議員、夏井明男議員、それからもう一人、橋本文子議員だそうでございます。大変失礼いたしました。

○議長（高橋通夫君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　　児童扶養手当法の改正につきましては、現在、国会の社会労働委員会に付託をされておりまして、これから健康保険法が上がりますと、その後、審議に入るものと思われます。それで、児童扶養手当改正の法案につきましては、自由民主党の政務調査会社会部会で取りまとめ、政府から提出をされたものでありまして、ただいま自民党を初め、新自由クラブ、また、行革、与党の立場の各党の皆さんにも、この法案の成立についてお願いをしているということでございます。児童扶養手当の制度につきましては、臨調答申にお

おいて、そのあり方についての検討が要請されておりました。学識経験者からなります児童福祉問題懇談会の報告を踏まえまして、行政改革の一環として抜本的に改革をするということで、今回提案されているものであります。

今回の改正は、離婚の急増等、母子家庭をめぐる諸状況の変化を考えまして、制度発足以来２０年以上を経過した児童扶養手当制度の社会保障政策上の位置づけを見直して、従来の母子福祉年金、死別母子家庭に対するものを補完する制度から、主として離別の母子家庭の生活安定と自立促進を通じて、児童の健全育成を図ることを目的とする福祉制度に制度を改めようとするものであります。

今回の改正の内容であります給付額の２段階制導入、また支給期間の有期化、父親の所得による支給制限導入などが、制度を福祉制度として再構築したことに伴うものでありますが、所得が低く、本当に困っている家庭については、十分配慮をされているほか、母子福祉貸付金の充実もあわせて図っているという内容になっております。

また、都道府県の２割負担の導入につきましても、福祉制度に改めるということで、他の福祉制度と同様に、国と地方が応分に負担をするということで、今回の制度の改正を図ろうとするものであります。

以上の理由等によりまして、本請願の採択には、私ども反対をするものであります。

○議長（高橋通夫君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋通夫君）　挙手多数であります。よって請願第５９－４号、母子家庭に育つ児童の健やかな成長を保障し、児童扶養手当制度の「改正」に反対する意見書の可決に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５７－３８号、住宅環境保全に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（簗野行雄君）　請願第５７－３８号、住宅環境保全に関する請願の審

査報告を申し上げます。

この請願は、昭和５７年９月１０日受理されております。請願者は、日野市程久保４６８－１２４、松井日出雄さん外４名でございます。請願の内容は、日野市程久保４６８番地の６８、並びに４６８番地の１３９ののり地、約３３１平米でございますが、これに建物を建てるような動きがあるが、これを、危険であるので規制してもらいたい。さらに、できれば市で取得して住宅環境の保全を図ってもらいたい、こういう趣旨でございます。

２年弱、継続審査となっておったわけでございます。所有者が、興人という会社でございます。これは会社更生法による再建会社でございます。そのようなことでございますので、なかなか市の取得が難しいという状況でございました。しかし、担当職員の粘り強い交渉の結果、ここで市に無償譲渡することが、話し合いがつきました。６月２５日付で、文書も取り交わしてございます。

以上で、請願者の請願趣旨が目的を達せられるということで、審査の結果、この請願は建設委員会では採択と決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（高橋通夫君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５７－３８号、住宅環境保全に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５８－１５号、退職金引下げに関する陳情、請願第５８－１８号、公団家賃の再値上げに反対し、「国会要望事項」の全面実施を求める意見書提出を願う請願、請願第58－２４号、循環バスに関する請願、請願第５８－２９号、循環バス市案に反対する請願、請願第５９－２号、国立病院療養所の充実を求める陳情、請願第５９－３号、日野台一丁目に所在する㈱小笠原機械製作所旧社有地取得に関する請願、請願第５９－７号、市有地払い下げに関する陳情、請願第５９－１０号、核巡航ミサイルトマホークの日本寄港を拒否し、非核三原則の完全実施を求める決議と政府に対し、意見の具申を願う請願、請願第５９－１１号、市道68

号線に隣接する市有地に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。本９件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５７－７号、遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願、請願第５９－５号、日野第五小学校校舎改修及び校庭改良工事促進に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。本２件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５７－３７号、高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願、請願第57－５１号、高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願、請願第５7―55号、高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願、請願第５７－５９号、土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願、請願第５7―６２号、程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願、請願第５８－５号、高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願、請願第５８－２５号、ダイクマ出店阻止に関する請願、請願第58

－３２号、ダイクマ南平店出店促進に関する請願、請願第５８－３６号、ダイクマ南平出店阻止に関する陳情、請願第５９－６号、薬王寺の寺社林保存に関する陳情、請願第５９－８号、生活道路設置に関する請願、請願第５９－９号、下水道設置に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本１２件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより日程第４３、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。下水道対策特別委員長より下水道対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４４、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。農林水産省跡地利用対策特別委員長より農林水産省跡地利用対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉

会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４５、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。高幡踏切対策特別委員長より高幡踏切対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４６、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。廃棄物対策特別委員長より廃棄物対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４７、市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。市民会館建設対策特別委員長より市民会館建設対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第５９－１２号、自治会会館市当局に移管に関する請願が提出されました。請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５９－１２号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第５９－１２号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第５９－１３号、福祉センター湯沢会館に映写機の設置を願う請願が提出されました。請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５９－１３号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第５９－１３号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「反対」「議長一任」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　賛成多数であります。よって会議時間の延長をすることに決しました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時５４分休憩

後、再開に至らず閉会

地方自治法第１２３条第２項及び日野市議会会議規則第７０条の規定により署名する。

日野市議会議長　　高　　橋　　通　　夫

署　名　議　員　　馬　　場　　弘　　融

署　名　議　員　　高　　橋　　徳　　次